

宮 城 県 水 防 計 画 書

令 和 7 年 度

宮 城 県

宮城県水防計画書目次

水防関係機関連絡先一覧表 -----		(1)～(4)
第 1 章	総則 -----	1
第 1 節	目的 -----	1
第 2 節	用語の定義 -----	1
第 3 節	水防の責任等 -----	4
第 2 章	水防組織 -----	6
第 1 節	水防管理団体 -----	6
第 2 節	指定水防管理団体 -----	6
第 3 節	県の水防組織 -----	8
第 4 節	洪水予報・水防・災害情報連絡会 -----	9
第 5 節	大規模氾濫時の減災対策協議会 -----	9
第 6 節	水防区 -----	9
第 3 章	重要水防箇所及びダム・水こう門の操作 -----	11
第 1 節	重要水防箇所 -----	11
第 2 節	東日本大震災による被災箇所 -----	66
第 3 節	ダム、水こう門の操作 -----	68
第 4 章	水防団、水防協力団体並びに水防活動従事者の安全確保及び資材器具等の整備等 -----	77
第 1 節	水防団員の定員の基準 -----	77
第 2 節	水防協力団体 -----	77
第 3 節	水防活動従事者の安全の確保 -----	80
第 4 節	資材器具等の整備 -----	82
第 5 節	輸送の確保 -----	84
第 5 章	水位等の観測、通報及び公表 -----	98
第 1 節	雨量の観測及び通報 -----	98
第 2 節	水位の観測、通報及び公表 -----	104
第 6 章	予報及び警報 -----	114
第 1 節	気象庁が行う予報及び警報 -----	114
第 7 章	通信連絡 -----	129
第 1 節	水防通信連絡系統 -----	129
第 2 節	災害時優先電話の使用 -----	129
第 3 節	その他の通信施設の使用 -----	129
第 8 章	洪水予報、水防警報等の区域及びその措置 -----	131
第 1 節	国土交通大臣が行う洪水予報 -----	131
第 2 節	知事が行う洪水予報 -----	138
第 3 節	国土交通大臣が行う水防警報 -----	144
第 4 節	知事が行う水防警報 -----	155

第 5 節	水位周知河川の指定と洪水特別警戒水位到達情報等の周知-----	161
第 6 節	津波警報等発表の際の水防態勢 -----	170
第 9 章	洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止の ための措置 -----	174
第 1 節	洪水浸水想定区域の指定 -----	174
第 2 節	洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防 止のための措置 -----	181
第 3 節	ハザードマップ等による住民等への周知 -----	183
第 4 節	予想される水災の危険の周知等 -----	183
第 10 章	出動及び水防作業 -----	184
第 1 節	水防管理団体の非常配備 -----	184
第 2 節	県の非常配備及び河川巡視 -----	184
第 3 節	水防作業 -----	186
第 4 節	緊急通行 -----	186
第 5 節	水防信号及び標識並びに身分証票 -----	186
第 6 節	決壊・漏水等（被害情報）の通報及びその後の処置 -----	188
第 7 節	避難のための立退き -----	189
第 8 節	水防配備の解除 -----	189
第 9 節	県の非常配備の解除 -----	189
第 11 章	他の機関との協力、援助及び応援 -----	190
第 1 節	河川管理者の協力及び援助 -----	190
第 2 節	水防管理団体相互の協力及び応援 -----	191
第 3 節	自衛隊の派遣要請及び派遣 -----	191
第 4 節	警察官の出動要請 -----	191
第 5 節	特定緊急水防活動 -----	191
第 6 節	国（河川（国道）事務所、仙台管区气象台等）との連携-----	192
第 12 章	費用負担及び公用負担 -----	193
第 1 節	費用負担 -----	193
第 2 節	公用負担 -----	193
第 13 章	公務災害補償等 -----	195
第 14 章	水防活動実施状況報告 -----	196
第 15 章	水防管理団体の水防計画及び水防訓練 -----	198
第 1 節	水防計画 -----	198
第 2 節	水防訓練 -----	198
第 3 節	津波避難訓練 -----	198

図表目次

第1表	水防管理団体及び指定水防管理団体一覧表 -----	7
第2-1表	令和7年度重要水防箇所別調書総括表（国土交通大臣管理分）-----	16

第2-2表	令和7年度重要水防箇所総括表(知事管理分)-----	46
第3表	東日本大震災による被災箇所状況(県管理河川)-----	67
第4表	県管理の水こう門等一覧表-----	68
第5表	国土交通省管理の水こう門等一覧表-----	72
第6表	水防管理団体等の管理する水防上重要な堰堤、水こう門等一覧表-----	73
第7表	水防管理団体別水防団員等一覧-----	79
第8-1表	県水防倉庫備蓄状況調-----	85
第8-2表	水防管理団体水防倉庫備蓄状況調-----	86
第9表	第二種側帯(水防備蓄)設置箇所-----	94
第10表	二線堤一覧-----	97
第11表	宮城県河川流域情報システム(MIRAI)観測局構成図-----	99
第12表	雨量観測所-----	100
第13表-1	水位観測所-----	106
第13表-2	危機管理型水位計(国土交通大臣管理分)-----	109
第13表-3	簡易型河川監視カメラ(国土交通大臣管理分)-----	110
第13表-4	危機管理型水位計(知事管理分)-----	111
第13表-5	簡易型河川監視カメラ(知事管理分)-----	112
第1図	水防上必要な気象等の予報・警報の伝達系統図-----	130
第2図	指定河川洪水予報伝達系統図(国土交通大臣・気象庁長官共同発表)-----	137
第3図	指定河川洪水予報伝達系統図(知事・気象庁長官共同発表)-----	143
第4図	水防警報の伝達系統図(国土交通大臣が発令する場合)-----	154
第5図	水防警報の伝達系統図(知事が発令する場合)-----	160
第6図	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報伝達系統図(国管理河川)----	168
第7図	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報伝達系統図(県管理河川)----	169
宮城県水防協議会委員・幹事等名簿-----		199

水防関係機関連絡先一覧表

機関名	電話番号	機関名	電話番号
(県庁関係)		東北地方整備局 角田出張所	0224-63-2315 0224-62-0968
宮城県河川課	022-211-3171～4 022-211-3182 FAX 022-211-3197	〃 名取川出張所	022-248-2249 022-248-2936
福島県河川計画課	代表 024-521-1111	〃 仙台南部流域治水出張所 阿武隈大堰管理分室	0223-34-6941
岩手県河川課	代表 019-651-3111	〃 岩手河川国道事務所	019-624-3131～40
岩手県県南広域振興局 土木部一関土木センター	0191-26-1418	〃 北上川ダム統合管理事務所	019-643-7831～3
(国土交通省関係)		釜房ダム管理所	0224-84-2171 0224-84-2172
国土交通省	代表 03-5253-8111 治水課直通 03-5253-8450	〃 鳴子ダム管理所	0229-82-2341 0229-82-2342
	防災課直通 03-5253-8459	〃 七ヶ宿ダム管理所	0224-37-2122 0224-37-2123
東北地方整備局河川管理課	代表 022-225-2171	〃 鳴瀬川総合開発工事事務所	0229-22-7811 0229-22-7812
東北地方整備局 仙台海川国道事務所	代表 022-248-4131	東北運輸局	022-297-8001 FAX 022-299-8874
〃 福島河川国道事務所	代表 024-546-4331	(気象関係)	
〃 北上川下流河川事務所	0225-95-0194	仙台管区气象台	022-297-8003
〃 大崎出張所	0229-22-0336 0229-22-2720	福島地方气象台	024-534-2187
〃 鹿島台出張所	0229-56-2617 0229-56-3843	盛岡地方气象台	019-622-7871
〃 飯野川出張所	0225-62-3102 0225-62-2416	日本気象協会東北支局	022-216-4181 FAX 022-262-5278
〃 米谷出張所	0220-42-2211 0220-42-2154	(自衛隊関係)	
〃 涌谷出張所	0229-43-3218 0229-42-2317	陸上自衛隊第22即応機動連隊	022-365-2121
〃 鳴瀬出張所	022-354-3101 022-354-3102	陸上自衛隊第2施設団	0224-55-2301
〃 仙台南部流域治水出張所	0223-22-2801 0223-22-4302		

機関名	電話番号	機関名	電話番号
(警察関係)		加 美 警 察 署	0229-63-2311
宮 城 県 警 察 本 部 課 警 備 部 警 備 課	022-221-7171	岩 沼 警 察 署	0223-22-4341
仙 台 中 央 警 察 署	022-222-7171	大 河 原 警 察 署	0224-53-2211
仙 台 南 警 察 署	022-246-7171	白 石 警 察 署	0224-25-2138
仙 台 北 警 察 署	022-233-7171	角 田 警 察 署	0224-63-2211
仙 台 東 警 察 署	022-231-7171	亘 理 警 察 署	0223-34-2111
泉 警 察 署	022-375-7171	東 北 管 区 警 察 局	代表 022-221-7181 FAX 内線5019 FAX 022-221-2702
若 林 警 察 署	022-390-7171	(宮城県地方公所関係)	
石 巻 警 察 署	0225-95-4141	大 河 原 土 木 事 務 所	代表 0224-53-3111 直通 0224-53-3135 〃 0224-53-3916
塩 釜 警 察 署	022-362-4141	仙 台 土 木 事 務 所	022-297-4111
気 仙 沼 警 察 署	0226-22-7171	北 部 土 木 事 務 所	代表 0229-91-0701 直通 0229-91-0736
佐 沼 警 察 署	0220-22-2121	北 栗 原 土 木 事 務 所	代表 0228-22-2111 直通 0228-22-2193
登 米 警 察 署	0220-52-2121	東 部 土 木 事 務 所	0225-95-1151
河 北 警 察 署	0225-62-3411	東 登 米 土 木 事 務 所	代表 0220-22-6111 直通 0220-22-2763
南 三 陸 警 察 署	0226-46-3131	気 仙 沼 土 木 事 務 所	代表 0226-24-2121 直通 0226-24-2564
古 川 警 察 署	0229-22-2311	仙 台 塩 釜 港 湾 事 務 所	022-254-3131
大 和 警 察 署	022-345-0101	石 巻 港 湾 事 務 所	0225-95-6271
栗 原 警 察 署	0228-22-1101	仙 台 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所	022-372-2103
遠 田 警 察 署	0229-33-2321	仙 台 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 大 倉 ダ ム 管 理 事 務 所	022-393-2211
鳴 子 警 察 署	0229-82-2249		

機関名	電話番号	機関名	電話番号
大崎地方ダム総合事務所	0229-63-2845	(その他関係機関)	
大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所	0229-67-3311	日本放送協会仙台放送局	022-211-1025 FAX 022-227-3937
栗原地方ダム総合事務所	0228-56-2233	東北放送(株)	022-229-1934 FAX 022-229-1715
仙南・仙塩広域水道事務所 工業用水道管理事務所	022-293-5101	(株) 仙台放送	022-267-1231 FAX 022-227-0715
北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所	0228-45-1306	(株) 宮城テレビ放送	022-236-3430 FAX 022-236-3429
大河原地方振興事務所	代表 0224-53-3111	(株) 東日本放送	022-304-2055 FAX 022-249-7121
仙南保健福祉事務所	0224-53-3115	河北新報社	022-211-1127 FAX 022-224-7947
仙台地方振興事務所	代表 022-275-9111	東日本電信電話(株) 宮城事業部	022-269-2248 FAX 022-223-1443
仙台保健福祉事務所	022-363-5502	東日本旅客鉄道(株)東北本部	022-266-9678 FAX 022-266-9871
仙台保健福祉事務所 岩沼地域事務所	代表 0223-22-2188	東北電力(株)宮城支店	022-225-2141 FAX 022-213-4211
北部地方振興事務所	代表 0229-91-0701		
北部保健福祉事務所	0229-91-0707		
北部地方振興事務所 栗原地域事務所	代表 0228-22-2111		
北部保健福祉事務所 栗原地域事務所	0228-22-2112		
東部地方振興事務所	代表 0225-95-1411		
東部保健福祉事務所	0225-95-1416		
東部地方振興事務所 登米地域事務所	代表 0220-22-6111		
東部保健福祉事務所 登米地域事務所	0220-22-7514		
気仙沼地方振興事務所	代表 0226-24-2121		
気仙沼保健福祉事務所	代表 0226-22-6661		

機関名	電話番号 FAX番号	機関名	電話番号 FAX番号
(水防管理団体関係)		柴 田 町	0224-55-2111 0224-55-4172
仙 台 市	022-234-1111 022-234-2364	川 崎 町	0224-84-2111 0224-84-6789
石 巻 市	0225-95-1111 0225-25-6835	丸 森 町	代表 0224-72-2111 班直通 0224-72-3020 FAX 0224-72-1540
塩 竈 市	022-355-6491 022-361-1587	亘 理 町	0223-34-1111 0223-34-7341
気 仙 沼 市	0226-22-6600 0226-22-1467	山 元 町	0223-37-1111 0223-37-4144
白 石 市	0224-22-1452 0224-25-2170	松 島 町	022-354-5782 022-354-3140
名 取 市	022-384-2111 022-384-4192	七 ケ 浜 町	022-357-2111 022-357-5744
角 田 市	0224-63-2123 0224-62-4829	利 府 町	022-767-2174 022-767-2105
多 賀 城 市	022-368-2079 022-368-1360	大 和 町	022-345-1111 022-345-4852
岩 沼 市	0223-23-0789 0223-24-0897	大 郷 町	022-359-5500 022-359-3287
登 米 市	0220-23-7393 0220-22-3328	大 衡 村	022-345-5111 022-345-4853
栗 原 市	0228-22-1149 0228-22-1156	加 美 町	0229-63-3111 0229-63-2037
東 松 島 市	0225-82-1111 0225-83-5621	色 麻 町	0229-65-2210 0229-65-2685
大 崎 市	0229-23-5144 0229-24-2249	涌 谷 町	0229-43-2111 0229-43-2693
富 谷 市	022-358-3180 022-358-2259	美 里 町	0229-33-2142 0229-33-2319
蔵 王 町	0224-33-2211 0224-33-4159	女 川 町	0225-54-3131 0225-53-5483
七 ケ 宿 町	0224-37-2111 0224-37-2468	南 三 陸 町	0226-46-1376 0226-46-2672
大 河 原 町	0224-53-2111 0224-53-3818		
村 田 町	0224-83-2111 0224-83-5740		

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、宮城県内の各河川、ため池及び海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡、輸送及びダム又は水門若しくはこう門の操作、水防のための水防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに水防に必要な器具、資材、施設の整備と運用、避難、立退きについての大綱を示したものである。

第2節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 水 防 本 部 長…県土木部長
- 2 水 防 管 理 団 体…水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。
- 3 指定水防管理団体…水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
- 4 水 防 管 理 者…水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。
- 5 消 防 機 関…消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう（法第2条第4項）。
- 6 消 防 機 関 の 長…消防本部を置く市町村にあっては消防長、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
- 7 水 防 団…法第6条に規定する水防団をいう。
- 8 量 水 標 管 理 者…量水標その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、第10条第3項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。
- 9 水 防 協 力 団 体…水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
- 10 洪 水 予 報 河 川…国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
- 11 水 防 警 報…国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、第16

条)。

- 12 水位周知河川・・・国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省又は知事は、当該河川の水位があらかじめ定めた洪水特別警戒水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(法第13条)。
- 13 水位周知下水道・・・都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位(雨水出水特別警戒水位)に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。(法第13条の2)
- 14 水位周知海岸・・・都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位(高潮特別警戒水位)に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。(法第13条の3)
- 15 水位到達情報・・・水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。
- 16 水防団待機水位(通報水位)・・・量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水又は高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
- 17 氾濫注意水位(警戒水位)・・・水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。
量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
- 18 避難判断水位・・・氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、市町村長の高齢者等避難の発令の目安となる水位をいう。
- 19 氾濫危険水位・・・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
- 20 内水氾濫危険水位・・・法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。
- 21 高潮氾濫危険水位・・・法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。
- 22 洪水特別警戒水位・・・法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

い。

- 23 雨水出水特別警戒水位・・・法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事又は市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
- 24 高潮特別警戒水位・・・法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
- 25 重要水防箇所・・・堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
- 26 洪水浸水想定区域・・・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。
- 27 内水浸水想定区域・・・内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。
- 28 高潮浸水想定区域・・・高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条の 3）。
- 29 ホットライン・・・河川管理者から、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の水位見通し等を市町村長等へ直接電話等で伝える仕組みをいう。また、仙台管区气象台から、必要に応じ気象状況の見通し等を市町村長等へ直接電話等で伝える仕組みをいう。
- 30 タイムライン・・・災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に注目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画をいう。
- 31 浸水被害軽減地区・・・洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その利用状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第 15 条の 6）。

第3節 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する(法第3条の6)。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 指定水防管理団体の指定(法第4条)
- イ 水防計画の作成及び要旨の公表(法第7条第1項及び第7項)
- ウ 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2、下水道法第23の2)
- エ 県水防協議会の設置(法第8条第1項)
- オ 気象予報及び警報、洪水予報の通知(法第10条第3項)
- カ 洪水予報の発表及び通知(法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項)
- キ 量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第12条)
- ク 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知(法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3)
- ケ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(法第13条の4)
- コ 洪水浸水想定区域の指定、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条及び第14条の2及び第14条の3)
- サ 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の10)
- シ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等の指定及び公示(法第16条第1項、第3項及び第4項)
- ス 水防信号の指定(法第20条)
- セ 避難のための立ち退きの指示(法第29条)
- ソ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示(法第30条)
- タ 水防団員の定員の基準の設定(法第35条)
- チ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)
- ツ 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言(法第48条)

(2) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する(法第3条)。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 水防団の設置(法第5条)
- イ 水防団員等の公務災害補償(法第6条の2)
- ウ 平常時における河川等の巡視(法第9条)
- エ 水位の通報(法第12条第1項)
- オ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知(法第13条の2第2項)
- カ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条の2)
- キ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条)
- ク 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第15条の2)
- ケ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表、避難確保計画や訓練に関する助言・勧告(法第15条の3)
- コ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告(法第15条の6、第15条の7、第15条の8)
- サ 予想される水災の危険の周知等(法第15条の11)
- シ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動(法第17条)
- ス 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償(法第19条第2項)

- セ 警戒区域の設定（法第 2 1 条）
- ソ 警察官の援助の要求（法第 2 2 条）
- タ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 2 3 条）
- チ 堤防決壊等の通報、決壊後の処置（法第 2 5 条及び第 2 6 条）
- ツ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 2 8 条第 3 項）
- テ 避難のための立退きの指示（法第 2 9 条）
- ト 【指定水防管理団体】水防訓練の実施（法第 3 2 条の 2）（指定水防管理団体以外の水防管理団体は、努力義務）
- ナ 【指定水防管理団体】水防計画の作成及び要旨の公表（法第 3 3 条第 1 項及び第 3 項）
- ニ 【指定水防管理団体】水防協議会の設置（法第 3 4 条）
- ヌ 水防協力団体の指定・公示（法第 3 6 条）
- ネ 水防協力団体に対する監督等（法第 3 9 条）
- ノ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 4 0 条）
- ハ 水防従事者に対する災害補償（法第 4 5 条）
- ヒ 消防事務との調整（法第 5 0 条）
- (3) 国土交通省の責任
 - ア 洪水予報の発表及び通知（法第 1 0 条第 2 項、気象業務法第 1 4 条の 2 第 2 項）
 - イ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 1 2 条）
 - ウ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 1 3 条第 1 項）
 - エ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 1 3 条の 4）
 - オ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 1 4 条）
 - カ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 1 5 条の 9）
 - キ 水防警報の発表及び通知（法第 1 6 条第 1 項及び第 2 項）
 - ク 重要河川における知事等に対する指示（法第 3 1 条）
 - ケ 特定緊急水防活動（法第 3 2 条）
 - コ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 4 0 条）
 - サ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 4 8 条）
- (4) 河川管理者の責任
 - ア 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 2 2 条の 2）
 - イ 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 1 5 条の 1 2）
- (5) 気象庁の責任
 - ア 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 1 0 条第 1 項、気象業務法第 1 4 条の 2 第 1 項）
 - イ 洪水予報の発表及び通知（法第 1 0 条第 2 項、第 1 1 条第 1 項並びに気象業務法第 1 4 条の 2 第 2 項及び第 3 項）
 - ウ 流域雨量指数の予測値及び危険度分布の提供（気象業務法第 11 条）
- (6) 居住者等の義務
 - ア 水防への従事（法第 2 4 条）
 - イ 水防通信への協力（法第 2 7 条）
- (7) 水防協力団体の義務
 - ア 決壊の通報（法第 2 5 条）
 - イ 決壊後の処置（法第 2 6 条）
 - ウ 水防訓練の実施（法第 3 2 条の 2）
 - エ 津波避難訓練への参加（法第 3 2 条の 3）
 - オ 業務の実施等（法第 3 6 条、第 3 7 条、第 3 8 条）

第2章 水防組織

第1節 水防管理団体

水防管理団体は、その区域内の河川等で水防を必要とするところを警戒、防御するものとし、そのため水防団を組織しておくものとする。ただし、消防機関が水防事務を十分に処理することができる場合は、この限りでない。（第1表）

第2節 指定水防管理団体

指定水防管理団体とは、法第4条に基づき、知事が水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として指定した水防管理団体をいう。（第1表）

第1表

水防管理団体及び指定水防管理団体一覧表

大河原土木事務所(9)				北部土木事務所(5)				
1	◎ 白	石	市	24	◎ 大	崎	市	
2	◎ 角	田	市	25	◎ 色	麻	町	
3	◎ 蔵	王	町	26	◎ 加	美	町	
4	七	ヶ	宿	町	27	◎ 涌	谷	町
5	◎ 大	河	原	町	28	◎ 美	里	町
6	◎ 村	田	町	北部土木事務所栗原地域事務所(1)				
7	◎ 柴	田	町	29	◎ 栗	原	市	
8	川	崎	町	東部土木事務所登米地域事務所(1)				
9	◎ 丸	森	町	30	◎ 登	米	市	
仙台土木事務所(14)				東部土木事務所(3)				
10	◎ 仙	台	市	31	◎ 石	巻	市	
11	塩	竈	市	32	◎ 東	松	島	市
12	◎ 名	取	市	33	◎ 女	川	町	
13	◎ 多	賀	城	市	気仙沼土木事務所(2)			
14	◎ 岩	沼	市	34	◎ 気	仙	沼	市
15	◎ 富	谷	市	35	◎ 南	三	陸	町
16	◎ 亘	理	町					
17	◎ 山	元	町					
18	◎ 松	島	町					
19	七	ヶ	浜	町				
20	◎ 利	府	町					
21	◎ 大	和	町					
22	◎ 大	郷	町					
23	大	衡	村	合計 35団体(◎指定水防管理団体 30団体)				

第3節 県の水防組織

1 災害対策本部要綱等による組織

(1) 警戒本部（本部長：復興・危機管理部長）

水防に関係のある警報等が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したときから、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと復興・危機管理部長が認めるときまで、警戒本部を組織し事務を処理する。ただし、災害対策本部等が設置されたときは、廃止する。

(2) 特別警戒本部（本部長：副知事）

水防に関係のある警報等が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき又は広範囲にわたる災害が発生したときから、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと副知事が認めるときまで、特別警戒本部を組織し事務を処理する。ただし、災害対策本部等が設置されたときは、廃止する。

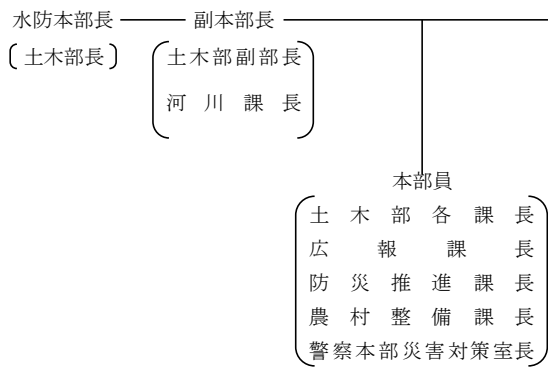
(3) 災害対策本部（本部長：知事）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたときから、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めるときまで、災害対策本部を組織し事務を処理する。

2 水防組織（本部長：土木部長）

水防に関係のある警報等が発表され、広範囲にわたる水災の発生が予想されるとき又は水災が発生したときから、水災の危険が解消し、又は水災に対する応急対策がおおむね完了したと水防本部長が認めるときまで、水防本部を組織し事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

水防組織



班区分	職 務 内 容	担 当 課
連 絡 ・ 調 整 班	水防本部の連絡調整及び庶務に関すること。	河川課 防災砂防課
情 報 班	情報の収集及び記録に関すること。 関係機関(土木事務所、气象台、警察、水防関係機関、国土交通省など)との連絡に関すること。	
	(河川・海岸の被害状況等に関する情報)	河川課
	(雨量・水位・気象等に関する情報)	
	(水防に関する情報)	
	(ダム・洪水調節等に関する情報)	
	(港湾の被害に関する情報)	港湾課
	(道路の被害状況等に関する情報)	道路課
	(砂防の被害状況等に関する情報)	防災砂防課
	(農業用河川工作物等に関する情報)	農村防災対策室
	(気象等に関する情報)	防災推進課
応 援 班	(水防に関する情報)	
	(水災に関する情報)	警備課
資 材 班	報道に関すること。	河川課 広報課
	人員の応援、水防技術の指導に関すること。	土木総務課 河川課 港湾課 道路課 防災砂防課 都市計画課 防災推進課 警備課
	資材の調達、輸送に関すること。	防災砂防課 河川課 事業管理課

第 4 節 洪水予報・水防・災害情報連絡会

国、県及び関係機関は、「名取川・阿武隈川下流洪水予報・水防・災害情報連絡会」及び「北上川下流及び鳴瀬川水系洪水予報・水防・災害情報連絡会」を通して、水防技術の向上や洪水予報、水防警報等の情報伝達の円滑化を図ることにより、水害の防止、軽減を図るものとする。

第 5 節 大規模氾濫時の減災対策協議会

国、県、市町村及び関係機関は、その構成員となっている大規模氾濫時の減災対策協議会（法第 15 条の 9 第 1 項に規定する大規模氾濫減災協議会及び法第 15 条の 10 第 1 項に規定する都道府県大規模氾濫減災協議会）において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重し、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第 6 節 水防区

国、県は、各土木事務所・地域事務所所管区域を水防区とし、水防技術の向上や水防倉庫の点検等を行うとともに、関係機関と適宜必要な連絡調整等を行い、水害の防止、軽減を図るものとする。

水防区関係機関一覧

機関 水防区	県 の 機 関		主 な 関 係 機 関		
	土 木 事 務 所 地方振興事務所 保健福祉事務所	地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 等	東北地方整備局 河川(国道)事務所	警 察 署	気 象 官 署
大河原	大 河 原 大 河 原 仙 南	—	仙 台	大河原、白石、 角田	—
仙 台	仙 台 仙 台 仙 台	仙 台 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 (樽 水 ダ ム) (大 倉 ダ ム) (七 北 田 ダ ム) (南 川 ダ ム) (宮 床 ダ ム) (惣 の 関 ダ ム)	仙 台 北 上 川 下 流	仙台中央、 仙台南、仙台北、 仙台東、若林、 岩沼、大和、 亘理、塩釜、 大和	仙台管区気象台
大 崎	北 部 北 部 北 部	大 崎 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 (漆 沢 ダ ム) (化 女 沼 ダ ム) (上 大 沢 ダ ム)	北 上 川 下 流	古川、鳴子、 加美、遠田	—
栗 原	北 部 (栗 原) 北 部 (栗 原) 北 部 (栗 原)	栗 原 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 (花 山 ダ ム) (荒 砥 沢 ダ ム) (小 田 ダ ム) 北部地方振興事務所 栗原地域事務所 (栗 駒 ダ ム)	—	栗原	—
登 米	東 部 (登 米) 東 部 (登 米) 東 部 (登 米)	(長 沼 ダ ム)	北 上 川 下 流	佐沼、登米	—
石 巻	東 部 東 部 東 部	—	北 上 川 下 流	石巻、河北	—
気仙沼	気 仙 沼 気 仙 沼 気 仙 沼	(払 川 ダ ム)	—	気仙沼、南三陸	—

第3章 重要水防箇所及びダム・水こう門の操作

第1節 重要水防箇所

国及び県は、県内の河川、海岸等で、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所を第2－1表（国土交通大臣管理分）及び第2－2表（知事管理分）のとおり重要水防箇所として指定する。
なお、重要水防箇所評定基準は、次のとおりである。

1 東北地方整備局

重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 （ 溢 水 ）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基 礎 地 盤 漏 水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、か	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関する変状が集中している	

	つ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防 ・ 破 堤 跡 ・ 旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

2 宮城県

重要水防箇所評定基準（河川）

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。 既往洪水流量(2～3年に1回程度)の水位が現況の堤防高を越え、度々氾濫の実績がある箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 既往洪水流量(2～3年に1回程度)の水位が現況の堤防高に比して若干堤防余裕高はあるが、氾濫の実績もあり危険な箇所。	
堤 断 防 面	現況の堤防断面又は天端幅が、計画の堤防断面又は計画の天端幅の2分の1未満の箇所。 一連の堤防のうち、堤防断面又は天端幅が上下流に比して2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面又は天端幅が、計画の堤防断面又は計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。 一連の堤防のうち、堤防断面又は天端幅が上下流に比して2分の1以上確保されているが3分の2に満たない箇所。	
法 崩 れ・ す べ り・ 沈 下	法崩れ、すべり、沈下の実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ、すべり、沈下の実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ、すべり、沈下の実績はないが、堤体又は基礎地盤の土質、法勾配等からみて、法崩れ、すべり、沈下が発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧河川の堤防等で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危機に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河底が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工 施 事 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防・破 堤 跡・旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

重要水防箇所評定基準（海岸）

種別	重 要 度		
	A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間
堤 防 高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している箇所。	堤防高は計画堤防高であるが、背後地に人家が多く特に注意を要する箇所。	
水 衝	護岸が破損している箇所。又は破損の実績がある箇所。	護岸が不完全と考えられる箇所。	
洗 掘	堤脚又は護岸の根固めが洗掘している箇所。消波等が破損して危険が予想される箇所。	堤脚前面に洗掘の危険がある箇所。	

重要水防箇所別調査書

令和7年度 重要水防箇所別調査総括表(仙台河川国道事務所分)

様式-1

河川名	直轄管 理区間 延長 (km)	水防対 象堤防 延長 (km)	重要度A(水防上最も重要な区間)						重要度B(水防上重要な区間)						要注意区間					
			堤防(m)			工作 物 (箇所)	堤防(m)			工作 物 (箇所)	工事 施工 (箇所)	新堤防 旧川跡 (m)	陸間 (箇所)	堤体漏水 基礎地盤漏水 (m)	特定 区間 (m)					
			越水 (溢水)	堤体 漏水	基礎地盤 漏水		水衝 洗掘	計	越水 (溢水)							堤体 漏水	基礎地盤 漏水	水衝 洗掘	計	
阿武隈川 下流	53.6	73.5	0	0	0	0	0	0	3	1,534	15,857	3,100	407	20,898	2	0	2,720	1	184	40,200
白石川	1.0	1.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名取川	12.50	23.5	0	0	0	0	0	0	1	11,494	1,397	4,569	0	17,460	0	0	1,005	0	0	12,000
広瀬川	3.90	6.4	0	0	0	0	0	0	2	1,633	220	1,190	0	3,043	0	0	440	2	0	3,600
荒川	2.50	5.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	73.5	110.2	0	0	0	0	0	0	6	14,661	17,474	8,859	407	41,401	0	0	4,165	0	184	55,800
			0	0	0	0	0	0	0	14,661	13,792	5,290	407	34,150	2	0	4,165	3	184	0

注)堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

令和7年度 重要水防箇所別区間調書

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B	工 法 名				
阿武隈川	5.6 + 50	押分左岸	堤体漏水1		50				50			月の輪工		江尻	岩沼市	仙台南部流域治水出張所
	5.6 + 100	左岸			50				50					江尻	岩沼市	
	8.2 + 109	中泉左岸	堤体漏水2		1,476				1,476			月の輪工	重点監視区間 堤防の裸地化及び緩みの(H30既対策除く)下流側分	江尻	岩沼市	
	9.4 + 121	中泉左岸	堤体漏水3		1,476				1,476			月の輪工	重点監視区間 堤防の裸地化及び緩みの(H30既対策除く)下流側分	江尻	岩沼市	
	10.0 + 98	中泉左岸	工作物4		106		1		106		1	監視	許可工作物:JR 桁下高不足阿武隈川鉄道橋	江尻	岩沼市	
	10.6 + 160	南長谷左岸	堤体漏水5		225				225			月の輪工		江尻	岩沼市	
	11.6 + 136	左岸			225				225					江尻	岩沼市	
	16.6 + 136	下名生左岸	堤体漏水6		84				84			月の輪工		江尻	柴田町	
	16.8 + 136	左岸			84				84							
	岩沼 左岸小計				0	1,941	0	1	0	1,941	0	1				
				0	1,941			0	1,941							

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

阿武隈川	16.8 + 17.0	江尻左岸	堤体漏水7		258				258			月の輪工		江尻	角田市	角田出張所
	17.8 + 18.0	江尻左岸	越水8		258				258			警戒巡視 避難誘導	17.8k左岸の河道掘削により水位が低下し、余裕高不足区間が減少した	江尻	角田市	
	18.0 + 18.6	江尻左岸	堤体漏水9		50				340			月の輪工		江尻	角田市	
	18.2 + 18.6	江尻左岸	堤体漏水9		50				340			月の輪工		江尻	角田市	
	18.2 + 18.6	江尻左岸	堤体漏水9		457				457			月の輪工		江尻	角田市	
	18.2 + 18.6	江尻左岸	堤体漏水9		457				457			月の輪工		江尻	角田市	
	18.2 + 18.6	江尻左岸	工作物10			1				1		釜段工 月の輪工	浸透路長不足 土瓜樋管S18設置	江尻	角田市	
	18.6 + 20.8	江尻左岸	堤体漏水11		1,877				1,877			月の輪工		江尻	角田市	
	20.8 + 18.8	江尻左岸	越水12		727				727			警戒巡視 避難誘導	19.4k～19.8kの樹木伐採により水位が低下し、余裕高不足区間が減少した	江尻	角田市	
	19.8 + 20.6	江尻左岸	越水13		508				1,000			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削及び樹木伐採により水位が低下し、余裕高不足が解消された	江尻	角田市	
武隈川	20.6 + 20.8	江尻左岸	越水13		0				150			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削及び樹木伐採により水位が低下し、余裕高不足が解消された	江尻	角田市	田出出張所
	20.8 + 20.8	江尻左岸	越水13		0				150			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削及び樹木伐採により水位が低下し、余裕高不足が解消された	江尻	角田市	
	20.8 + 20.8	江尻左岸	工作物14			1				1		釜段工 月の輪工	浸透路長不足 江尻第二排水機場S41設置	江尻	角田市	
	21.0 + 21.0	佐倉左岸	越水15		0				150			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削及び樹木伐採により水位が低下し、余裕高不足が解消された	笠松	角田市	
	21.0 + 21.0	佐倉左岸	越水15		0				150			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削及び樹木伐採により水位が低下し、余裕高不足が解消された	笠松	角田市	
	22.4 + 23.4	佐倉左岸	越水16		96				823			警戒巡視 避難誘導	22.2k～22.6k左岸の河道掘削により水位が低下し、余裕高不足区間が減少した	笠松	角田市	
	23.4 + 22.8	佐倉左岸	堤体漏水17		96				823			月の輪工		笠松	角田市	
	23.8 + 23.8	佐倉左岸	堤体漏水17		706				706			月の輪工		笠松	角田市	
	23.8 + 23.8	佐倉左岸	堤体漏水17		268				268			月の輪工		笠松	角田市	
	24.4 + 24.4	梶賀左岸	工作物18			1				1		釜段工 月の輪工	【許可工作物】浸透路長不足 新桜揚水機場S54設置	笠松	角田市	
川	24.6 + 24.6	梶賀左岸	越水19		50				100			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削により水位が低下し、余裕高不足区間が減少した	笠松	角田市	丸森出張所
	24.6 + 24.6	梶賀左岸	越水19		50				100			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削により水位が低下し、余裕高不足区間が減少した	笠松	角田市	
	25.0 + 25.2	梶賀左岸	越水20		0				270			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削により水位が低下し、余裕高不足が解消された	笠松	角田市	
	25.2 + 25.2	梶賀左岸	越水20		0				270			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削により水位が低下し、余裕高不足が解消された	笠松	角田市	
	25.0 + 28.0	梶賀・野田左岸	堤体漏水21		2,873				2,873			月の輪工		笠松	角田市	
	28.0 + 27.0	野田左岸	越水22		2,243				2,243			月の輪工		笠松	角田市	
	27.0 + 27.4	野田左岸	越水22		0				465			警戒巡視 避難誘導	下流側の河道掘削により水位が低下し、余裕高不足が解消された	笠松	角田市	
	28.0 + 28.6	野田左岸	堤体漏水23		0				465			月の輪工		笠松	角田市	
	28.6 + 28.6	野田左岸	堤体漏水23		955				955			月の輪工		笠松	角田市	
	29.0 + 29.2	野田左岸	堤体漏水24		955				955			月の輪工		丸森	角田市	
下流	29.2 + 29.2	野田・館矢間左岸	堤体漏水25		168				168			月の輪工		丸森	角田市	丸森出張所
	29.2 + 29.6	野田・館矢間左岸	堤体漏水25		168				168			月の輪工		丸森	角田市	
	29.2 + 29.6	野田・館矢間左岸	堤体漏水25		573				573			月の輪工		丸森	角田市	
	29.6 + 29.6	野田・館矢間左岸	堤体漏水25		573				573			月の輪工		丸森	角田市	
	30.8 + 31.2	館矢間左岸	堤体漏水26		711				711			月の輪工		丸森	角田市	
	31.2 + 31.4	館矢間左岸	堤体漏水26		711				711			月の輪工		丸森	角田市	
	31.4 + 32.0	館矢間左岸	基礎地盤漏水27		407				407			釜段工 月の輪工	水防団等の意見反映による設定区間(旧漏水範囲の 対策済箇所)	丸森	角田市	
	32.0 + 31.4	館矢間左岸	堤体漏水28		0				0			月の輪工		丸森	角田市	
	31.4 + 34.0	館矢間左岸	堤体漏水28		870				870			月の輪工		丸森	角田市	
	34.0 + 34.2	館矢間左岸	堤体漏水29		870				870			月の輪工		丸森	角田市	
阿武隈川 左岸 合計	34.2 + 34.4	館矢間左岸	堤体漏水29		150				150			月の輪工		丸森	丸森町	
	34.4 + 37.0	館矢間左岸	堤体漏水29		150				150			月の輪工		丸森	丸森町	
	37.0 + 37.6	館矢間左岸	工作物30			1				1		監視	桁下高不足 丸森橋	丸森	丸森町	
	37.6 + 38.0	山田左岸	越水31		385				400			警戒巡視 避難誘導	36.0k付近の樹木伐採により水位が低下し、余裕高不足区間が減少した	丸森	丸森町	
角田 左岸 小計				0	11,094	3	1	0	13,703	3	1					
				0	8,469			0	11,078							
阿武隈川 左岸 合計				0	13,035	3	2	0	15,644	3	2					
				0	10,410			0	13,019							

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

河川名	距離標	地区名及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防 (m)		工作物 (箇所)		堤防 (m)		工作物 (箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
阿武隈川 下流	2.0 + 70	高須賀 右岸	基礎地盤漏水 32		270				270			釜段工 月の輪工	堤体漏水対策(築堤盛土)の実施により 堤体漏水区間が減少した	岩沼	亘理町	仙台南
	2.2 + 100	高須賀 右岸	堤体漏水 33		270				270			月の輪工		岩沼	亘理町	南部
	2.4 + 90	高須賀 右岸	堤体漏水 33		807				1,358			月の輪工		岩沼	亘理町	流域
	4.0 + 30	高須賀 右岸	堤体漏水 33		807				1,358			月の輪工		岩沼	亘理町	治水
	2.6 + 190	高須賀 右岸	基礎地盤漏水 34		210 0				210 0			釜段工 月の輪工	堤体漏水対策(築堤盛土)の実施により 堤体漏水区間が減少した	岩沼	亘理町	出張所
	3.0 + 250	高須賀 右岸	堤体漏水 35		121 121				273 273			月の輪工		岩沼	亘理町	
	4.6 + 100	高須賀 右岸	基礎地盤漏水 35		148 121				148 273			月の輪工		岩沼	亘理町	
	4.4 + 148	高須賀 右岸	基礎地盤漏水 36		148 0				148 0			釜段工 月の輪工		岩沼	亘理町	
	6.6 + 30	今泉 右岸	基礎地盤漏水 37		215 215				215 215			釜段工 月の輪工	R元台風19号漏水箇所 (R1.12・R2.1発見)	岩沼	亘理町	
	6.8 + 90	今泉 右岸	基礎地盤漏水 37		215 215				215 215			月の輪工		江尻	亘理町	
8.4 + 180	逢隈 右岸	堤体漏水 38		65 65				65 65			月の輪工					
岩沼 右岸 小計					0 0	1,836 1,478	0 0	0 0	2,539 2,181	0 0	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

阿武隈川	15.8 + 30	鳩原右岸	基礎地盤漏水39		500				500			釜段工月の輪工		江尻	角田市	角田
	16.4 + 150	鳩原右岸	越水40		0				220			警戒巡視避難誘導	19.6k~20.0kの樹木伐採により水位が低下し、余裕高不足が解消された	江尻	角田市	
	19.6 + 50	平貴右岸	越水41		100				220			警戒巡視避難誘導		江尻	角田市	
	20.2 + 100	平貴右岸	堤体漏水42		95				100			月の輪工		笠松	角田市	
	21.0 + 70	坂津田右岸	越水43		0				50			警戒巡視避難誘導	20.4k~20.6k左岸の河道掘削により水位が低下し、余裕高不足が解消された	笠松	角田市	
	21.4 + 90	坂津田右岸	堤体漏水44		607				607			月の輪工		笠松	角田市	
	21.2 + 50	坂津田右岸	越水45		528				528			警戒巡視避難誘導	22.0k上流左岸の河道掘削により水位が低下し、余裕高不足区間が減少した	笠松	角田市	
	21.4 + 200	坂津田右岸	堤体漏水46		295				626			月の輪工		笠松	角田市	
	22.2 + 38	坂津田右岸	越水47		228				228			月の輪工		笠松	角田市	
	22.0 + 200	坂津田右岸	堤体漏水48		0				0			月の輪工		笠松	角田市	
武隈川	22.6 + 100	藤尾右岸	越水49		254				254			月の輪工		笠松	角田市	田出
	22.8 + 45	藤尾右岸	堤体漏水50		205				205			月の輪工		笠松	角田市	
	22.8 + 80	藤尾右岸	越水51		85				85			月の輪工		笠松	角田市	
	22.8 + 165	藤尾右岸	堤体漏水52		1,078				1,078			月の輪工		笠松	角田市	
	22.8 + 215	藤尾右岸	越水53		771				771			月の輪工		笠松	角田市	
	23.8 + 128	藤尾右岸	堤体漏水54		771				771			月の輪工		笠松	角田市	
	24.0 + 45	藤尾右岸	越水55		207				207			月の輪工		笠松	角田市	
	24.8 + 100	青木・枝野右岸	基礎地盤漏水56		1,350				1,350			釜段工月の輪工		笠松	角田市	
	25.4 + 215	青木・枝野右岸	越水57		0				0			釜段工月の輪工	水防団等の意見による設定区間、S16.7破壊箇所	丸森	丸森町	
	26.8 + 130	小倉右岸	水衝・洗堀58		95				95			シート張工	水防団等の意見反映による設定区間	丸森	丸森町	
下流	33.0 + 90	小倉右岸	水衝・洗堀59		20				20			シート張工	水防団等の意見反映による設定区間	丸森	丸森町	出張所
	33.0 + 185	小倉右岸	越水60		292				292			積土のう工	水防団等の意見反映による設定区間	丸森	丸森町	
	33.2 + 90	小倉右岸	堤体漏水61		0				80			警戒巡視避難誘導	左岸の樹木伐採により水位が低下し、余裕高不足が解消された	丸森	丸森町	
	33.2 + 110	小倉右岸	越水62		0				265			警戒巡視避難誘導	左岸の樹木伐採により水位が低下し、余裕高不足が解消された	丸森	丸森町	
	35.4	金山右岸	水衝・洗堀63		20				50			警戒巡視避難誘導	左岸の樹木伐採により水位が低下し、余裕高不足が解消された	丸森	丸森町	
	35.6	金山右岸	越水64		235				235			警戒巡視避難誘導	左岸の樹木伐採により水位が低下し、余裕高不足区間が減少した	丸森	丸森町	
	35.8 + 50	金山右岸	堤体漏水65		0				0			月の輪工		丸森	丸森町	
	36.0	金山右岸	越水66		0				0			月の輪工		丸森	丸森町	
	36.0 + 100	金山・丸森右岸	越水67		0				0			月の輪工		丸森	丸森町	
	36.2 + 150	金山・丸森右岸	堤体漏水68		0				0			月の輪工		丸森	丸森町	
阿武隈川	36.6 + 50	丸森右岸	越水69		50				235			月の輪工		丸森	丸森町	出張所
	36.8 + 50	丸森右岸	堤体漏水70		50				235			月の輪工		丸森	丸森町	
角田 右岸小計				0	6,027	0	0	0	7,208	0	0					
				0	5,621			0	6,802							
阿武隈川 右岸合計				0	7,863	0	0	0	9,747	0	0					
				0	7,099			0	8,983							
阿武隈川 合計				0	20,898	3	2	0	25,391	3	2					
				0	17,509			0	22,002							

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所	
				堤防 (m)		工作物 (箇所)		堤防 (m)		工作物 (箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
名取川	0.8 + 3.6	50 日辺左岸	越水1		2,857				2,857			警戒巡視 避難誘導	基盤漏水対策(遮水矢板)の実施により 基盤漏水区間が減少した	関上第二 名取橋	仙台市	出張所	
	2.8 + 3.8	125 日辺左岸	基礎地盤漏水2		990				1,058			釜段工 月の輪工		名取橋	仙台市		
	3.6 + 5.4	32 日辺左岸	越水3		1,825				1,825			警戒巡視 避難誘導		名取橋	仙台市		
	3.8 + 4.4	8 日辺左岸	基礎地盤漏水4		400				400			釜段工 月の輪工	名取橋	仙台市			
	4.4 + 4.6	55 日辺左岸	堤体漏水5		173				173			月の輪工 木流し工	名取橋	仙台市			
	5.6 + 6.2	120 郡山左岸	越水6		735				735			警戒巡視 避難誘導	名取橋	仙台市			
	6.2 + 7.0	郡山左岸	越水7		690				690			警戒巡視 避難誘導	名取橋	仙台市			
	6.4 + 6.8	100 郡山左岸	堤体漏水8		235				235			月の輪工 木流し工	名取橋	仙台市			
	6.8	郡山左岸	工作物9			1				1		釜段工 月の輪工	【許可工作物】浸透路長不足 郡山排水機場(S43設置) H2.14W2.14L 24m一連 2.26m3/sポンプ排水	名取橋	仙台市		
	7.0 + 7.4	51 郡山左岸	堤体漏水10		368				368			月の輪工 木流し工	名取橋	仙台市			
	7.0 + 7.8	100 郡山左岸	越水11		919				919			警戒巡視 避難誘導	名取橋	仙台市			
	8.0 + 8.2	郡山左岸	越水12		180				180			警戒巡視 避難誘導	名取橋	仙台市			
	8.6 + 9.0	50 富田左岸	基礎地盤漏水13		340				340			釜段工 月の輪工	名取橋	仙台市			
	11.1 + 11.4	60 富田左岸	基礎地盤漏水14		300				300			釜段工 月の輪工	名取橋	仙台市			
	名取川 左岸 合計				0 10,012 0 7,895	1	0	0	10,080 7,895	1	0						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

名取川	1.2 + 1.8	155 関上(上)右岸	堤体漏水15		0				455				堤体漏水対策(築堤盛土)の実施により堤体漏水が解消された	関上第二名取橋	名取市	出張所
	0.8 + 3.4	150 関上(上)右岸	越水16		2,442				2,442			警戒巡視避難誘導		関上第二名取橋	名取市	
	2.6 + 3.0	55 関上(上)右岸	基礎地盤漏水17		340				340			釜段工月の輪工		名取橋	名取市	
	2.8 + 2.8	40 関上(上)右岸	堤体漏水18		111				111			月の輪工木流し工		名取橋	名取市	
	3.6 + 4.0	151 中田右岸	越水19		325				325			警戒巡視避難誘導		名取橋	仙台市	
	6.0 + 6.6	中田右岸	越水20		597				597			警戒巡視避難誘導		名取橋	仙台市	
	6.4 + 6.6	36 中田右岸	基礎地盤漏水21		249				249			釜段工月の輪工		名取橋	仙台市	
	6.6 + 6.6	89 中田右岸	堤体漏水22		210				210			月の輪工木流し工		名取橋	仙台市	
	6.8 + 7.0	180 中田右岸	基礎地盤漏水23		380				380			釜段工月の輪工		名取橋	仙台市	
	7.0 + 7.6	50 中田右岸	越水24		274				550			警戒巡視避難誘導	6.6k、6.8kの樹木伐採、河道掘削により水位が低下し、余裕高不足区間が減少した	名取橋	仙台市	
	7.2 + 7.6	100 中田右岸	基礎地盤漏水25		344				344			釜段工月の輪工		名取橋	仙台市	
	7.6 + 7.6	44 中田、上河原右岸	越水26		150				150			警戒巡視避難誘導		名取橋	仙台市	
	7.8 + 8.2	28 上河原右岸	基礎地盤漏水27		466				466			釜段工月の輪工		名取橋	仙台市	
	8.0 + 8.3	94 上河原右岸	堤体漏水28		300				300			月の輪工木流し工	重点監視区間 H26.10降雨堤防法崩れ箇所	名取橋	仙台市	
	10.8 + 11.4	180 熊野堂右岸	基礎地盤漏水29		760				760			釜段工月の輪工		名取橋	名取市	
	11.6 + 12.0	熊野堂右岸	越水30		500				500			警戒巡視避難誘導		名取橋	名取市	
	名取川 右岸合計			0	7,448	0	0	0	8,179	0	0					
				0	5,923			0	6,199							
	名取川 合計			0	17,460	1	0	0	18,259	1	0					
				0	13,818			0	14,094							

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

河川名	距離標	地区名及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
広瀬川	0.0 1.0 + 100	若林 左岸	越水 31		1,041 1,041				1,041 1,041			工 法 名	警戒巡視 避難誘導	広瀬橋	仙台市	名 取 川 出張所
	0.6 0.8 + 40	若林 左岸	堤体漏水 32		220 0				220 0							
	2.0 + 100 3.2 + 150	若林 左岸	基礎地盤漏水 33		1,190 1,190				1,190 1,190			釜段工 月の輪工	広瀬橋	仙台市		
	2.2 + 9	若林 左岸	工作物 34			1				1					釜段工 月の輪工	
	2.6 + 61	若林 左岸	工作物 35			1				1		釜段工 月の輪工	【許可工作物】浸透路長不足 松原第二排水樋管 S32設置 φ0.6*L=14.58 1基	広瀬橋		
	3.4 3.6 + 100	若林 左岸	越水 36		90 90				396 396						警戒巡視 避難誘導	
	広瀬川 左岸 合計				0 0	2,541 2,321	2 0	0 0	2,847 2,627	2 0	0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

広瀬川	0.2	長町 右岸	越水		402				402		警戒巡視・避難誘導 堰板工		広瀬橋	仙台市	出張 所
	0.6		37		402				402						
	3.4 + 100	長町 右岸	越水		100				301	名取川4.6k～4.8kの中州の一部掘削により 広瀬川合流点の水位が低下し、余裕高不足区間が減少した	広瀬橋	仙台市			
	3.6 + 100		38		100				301						
広瀬川 右岸 合計					0	502	0	0	0	703	0	0			
					0	502			0	703					
広瀬川					0	3,043	2	0	0	3,550	2	0			
合計					0	2,823			0	3,330					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

重要水防要注意区間調査書

令和7年度 重要水防要注意区間調査書

様式-3

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び箇所番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対策水防工法名	変更理由等	開計連等	水防警報対象箇所	関連市町村	出張所
				工事施工箇所(箇所)	新堤防旧川跡(m)	詰間(箇所)	堤体漏水基礎地盤漏水(m)	工事施工箇所(箇所)	新堤防旧川跡(m)	詰間(箇所)	堤体漏水基礎地盤漏水(m)						
阿武隈川下流	1.0 + 90	寺島左岸	破堤箇所要1		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明		荒供	岩沼市	仙台南部流域治水出張所
	1.6	寺島左岸	破堤箇所要2		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明		岩沼	岩沼市	
	4.8 + 153	押分左岸	基礎地盤漏水要3				0				92		施工済み		岩沼	岩沼市	
	5.0 + 77	押分左岸	旧川跡要4		80		80		80		92		釜段工月の輪工		江尻	岩沼市	
	5.6 + 120	押分左岸	破堤箇所要5		—				—			シート張工	M42.8 T2.8 破堤延長不明		江尻	柴田町	
	13.8 + 200	下名生左岸	旧川跡要6		180		180		180			釜段工月の輪工			江尻	柴田町	
	16.6 + 120	下名生左岸			180				180								
	16.8 + 90	岩沼左岸			180				260								
		小計		0	260	0		0	260	0		92					
					260			0	260			92					

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.工事施工、2.新堤防・旧川跡、3.堤体漏水、4.基礎地盤漏水

阿武隈川	17.4 - 90	江尻左岸	堤体漏水要7				0				70		施工済み		江尻	角田市	角田出張所	
	17.4 - 20	江尻左岸	堤体漏水要7				0				70				江尻	角田市		
	17.8 + 124	江尻左岸	堤体漏水要8				0				176		施工済み		江尻	角田市		
	18.0 + 60	江尻左岸	基礎地盤漏水要9				0				176				江尻	角田市		
	17.8 + 124	江尻左岸	基礎地盤漏水要9				0				219		施工済み		江尻	角田市		
	18.0 + 103	江尻左岸	破堤箇所要10	—			—				43		シート張工	S16.7 破堤延長不明		江尻		角田市
	17.8 + 140	江尻左岸	破堤箇所要10	—			—								江尻	角田市		
	18.0 + 60	江尻左岸	堤体漏水要11	—			0				43		施工済み		江尻	角田市		
	18.0 + 103	江尻左岸	堤体漏水要11	—			0				43				江尻	角田市		
	20.8 + 153	江尻左岸	堤体漏水要12	—			0				7		施工済み		江尻	角田市		
武蔵川	20.8 + 160	佐倉左岸	破堤箇所要13	—			—				7				江尻	角田市	田原出張所	
	20.8 + 160	佐倉左岸	破堤箇所要13	—			—						シート張工	S16.7 破堤延長不明		江尻		角田市
	20.8 + 160	江尻左岸	堤体漏水要14				0				57		施工済み		江尻	角田市		
	20.8 + 217	江尻左岸	堤体漏水要14				0				57				江尻	角田市		
	24.2 + 130	梶賀左岸	旧川跡要15	160			160						釜段工月の輪工		笠松	角田市		
	24.4 + 100	梶賀左岸	旧川跡要15	160			160						釜段工月の輪工		笠松	角田市		
	26.6 + 170	野田左岸	旧川跡要16	150			150						釜段工月の輪工		笠松	角田市		
	26.6 + 170	野田左岸	旧川跡要16	150			150						シート張工	S16.7 破堤延長不明		笠松		角田市
	27.0 + 210	野田左岸	破堤箇所要17	—			—								笠松	角田市		
	27.2 + 80	野田左岸	旧川跡要18	300			300						釜段工月の輪工		笠松	角田市		
川	27.4 + 73	野田左岸	旧川跡要18	300			300						シート張工	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市	
	27.2 + 100	野田左岸	破堤箇所要19	—			—						シート張工	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市	
	27.2 + 135	野田左岸	堤体漏水要20				0				0		シート張工	R元台風19号変状等箇所		笠松	角田市	
	27.2 + 140	野田左岸	堤体漏水要20				0				0		シート張工	R元台風19号変状等箇所		笠松	角田市	
	27.2 + 140	野田左岸	堤体漏水要21				0				0				笠松	角田市		
	28.0 + 80	野田左岸	旧川跡要22	150			150						釜段工月の輪工		丸森	角田市		
	28.2 + 30	野田左岸	旧川跡要22	150			150						釜段工月の輪工		丸森	角田市		
	29.2 + 200	野田左岸	旧川跡要23	180			180						釜段工月の輪工		丸森	角田市		
	29.4 + 80	野田左岸	旧川跡要23	180			180						釜段工月の輪工		丸森	角田市		
	29.8 + 80	縮矢間左岸	旧川跡要24	100			100						釜段工月の輪工		丸森	丸森町		
下流	29.9 + 80	縮矢間左岸	旧川跡要24	100			100						釜段工月の輪工		丸森	丸森町		
	30.8 + 40	縮矢間左岸	旧川跡要25	120			120						釜段工月の輪工		丸森	丸森町		
	30.8 + 160	縮矢間左岸	基礎地盤漏水要26	120			120						釜段工月の輪工		丸森	丸森町		
	32.2 + 60	縮矢間左岸	基礎地盤漏水要26				0				50		施工済み		丸森	丸森町		
	32.2 + 110	縮矢間左岸	基礎地盤漏水要26				0				50				丸森	丸森町		
	34.6 + 34	縮矢間左岸	基礎地盤漏水要27				0				0		釜段工月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森	丸森町	
	34.6 + 44	縮矢間左岸	基礎地盤漏水要28				0				0		釜段工月の輪工	R元台風19号変状等箇所		丸森	丸森町	
	36.6 + 8	縮矢間左岸	基礎地盤漏水要29				0				84		施工済み		丸森	丸森町		
	36.6 + 92	縮矢間左岸	基礎地盤漏水要29				0				84				丸森	丸森町		
	36.8 + 169	縮矢間左岸	基礎地盤漏水要30				0				75		施工済み		丸森	丸森町		
阿武隈川	37.0 + 46	角田左岸	基礎地盤漏水要30				0				75				丸森	丸森町	丸森出張所	
	小計			0	1,160	0	0	0	1,160	0	781							
阿武隈川	左岸合計			0	1,420	0	0	0	1,420	0	873							
	合計			0	1,420	0	0	0	1,420	0	697							

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は、1.工事施工、2.新堤防・旧川跡、3.堤体漏水、4.基礎地盤漏水

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変更理由等	関 計 等	通 画	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸開 (箇所)	堤体漏水 基礎地盤漏水(m)	工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸開 (箇所)	堤体漏水 基礎地盤漏水(m)							
阿武隈川	0.0 - 184.5	荒浜 右岸	破堤箇所 要31		285				285			シート張工	H23.3破堤			荒浜	亶理町	仙 台 南 部 流 域 治 水 出 張 所
	0.0 + 100				285				285									
	5.0	高京賀・今泉 右岸	破堤箇所 要32		—				—			釜段工 月の輪工				岩沼	亶理町	
	5.2 + 200				—				—							岩沼	亶理町	
	5.2 + 195	今泉 右岸	堤体漏水 要33				0				88	施工済み				岩沼	亶理町	
	5.4 + 53						0				88					岩沼	亶理町	
	5.2 + 200	今泉 右岸	破堤箇所 要34		—				—			釜段工 月の輪工				岩沼	亶理町	
	5.4 + 90				—				—							岩沼	亶理町	
	5.4 + 7	今泉 右岸	基礎地盤漏水 要35				0				0	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所			岩沼	亶理町	
	5.4 + 90	今泉 右岸	破堤箇所 要36		—				—			釜段工 月の輪工				岩沼	亶理町	
	6.0 + 150				—				—							岩沼	亶理町	
	6.2 + 75	今泉 右岸	破堤箇所 要37		—				—			釜段工 月の輪工				岩沼	亶理町	
	7.2 + 120				—				—			釜段工 月の輪工				岩沼	亶理町	
	7.2 + 120	今泉 右岸	破堤箇所 要38		—				—			釜段工 月の輪工				岩沼	亶理町	
	8.0 + 30				—				—			シート張工	T2.8 破堤延長不明			江尻	亶理町	
	8.2 + 100	陸開 右岸	破堤箇所 要39		—				—							江尻	亶理町	
下流	9.2 - 54	陸開 右岸	堤体漏水 要40				0				0	月の輪工	R元台風19号変状等箇所			江尻	亶理町	
	13.4 + 29	小山 右岸	堤体漏水 要41				0				85	施工済み				江尻	亶理町	
	13.4 + 114						0				85					江尻	亶理町	
	13.4 + 40	小山 右岸	破堤箇所 要42		—				—			シート張工	S23.9 破堤延長不明			江尻	亶理町	
	13.4 + 70	小山 右岸	基礎地盤漏水 要43				0				0	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所			江尻	亶理町	
	岩沼右岸 小計			0	285 285	0	0	0	285 285	0	173 173							

注)上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は、1.工事施工、2.新堤防・旧川跡、3.堤体漏水、4.基礎地盤漏水

阿武隈川	14.4 + 70	鳩原 右岸	破堤箇所 要44		65				65			シート張工	S61.8			江尻	角田市	角 田 出 張 所
	14.4 + 135				65				65							江尻	角田市	
	14.6 + 140	鳩原 右岸	破堤箇所 要45		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明			江尻	角田市	
	15.2 + 70	鳩原 右岸	破堤箇所 要46		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明			江尻	角田市	
	15.6	鳩原 右岸	破堤箇所 要47		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明			江尻	角田市	
	16.4 + 120	鳩原 右岸	破堤箇所 要48		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明			江尻	角田市	
	16.6 + 110	鳩原 右岸	破堤箇所 要49		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明			江尻	角田市	
	18.6 + 80	平貴 右岸	破堤箇所 要50		—				—			シート張工	S23.9 破堤延長不明			江尻	角田市	
	18.8 + 70	平貴 右岸	破堤箇所 要51		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明			江尻	角田市	
	20.4 - 10	坂津田 右岸	破堤箇所 要52		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明			江尻	角田市	
	20.4 + 180	坂津田 右岸	破堤箇所 要53		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明			江尻	角田市	
	20.6 + 100	坂津田 右岸	破堤箇所 要54		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明			江尻	角田市	
	21.4 + 150	坂津田 右岸	破堤箇所 要55		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明			笠松	角田市	
	21.6 + 140	坂津田 右岸	破堤箇所 要56		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明			笠松	角田市	
	21.8 + 190	坂津田 右岸	破堤箇所 要57		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明			笠松	角田市	
	22.2 + 100	坂津田 右岸	破堤箇所 要58		—				—			シート張工	S16.7 破堤延長不明			笠松	角田市	
下流	22.8	藤尾 右岸	旧川跡 要59		150				150			釜段工 月の輪工				笠松	角田市	
	22.8 + 150				150				150							笠松	角田市	
	22.8 + 10	藤尾 右岸	基礎地盤漏水 要60				0				0	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所			笠松	角田市	
	27.8 - 140	枝野 右岸	基礎地盤漏水 要61				90				90	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所			笠松	角田市	
	27.8 - 50						90				90					笠松	角田市	
	28.2 + 170	枝野 右岸	基礎地盤漏水 要62				0				0	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所			丸森	角田市	
	29.8	枝野 右岸	旧川跡 要63		800				800			釜段工 月の輪工				丸森	角田市	
	30.6 + 60				800				800							丸森	角田市	
	30.0 + 6	枝野 右岸	堤体漏水 要64				0				84	施工済み				丸森	角田市	
	30.0 + 90						0				0					丸森	角田市	
	30.0 + 6	枝野 右岸	基礎地盤漏水 要65				0				84	施工済み				丸森	角田市	
	30.0 + 90						0				0					丸森	角田市	
	31.6 + 50	枝野 右岸	堤体漏水 要66				0				0	シート張工	R元台風19号変状等箇所			丸森	角田市	
	31.6 + 50	枝野 右岸	基礎地盤漏水 要67				0				0	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所			丸森	角田市	
	32.2 + 40	枝野 右岸	基礎地盤漏水 要68				0				0	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所			丸森	角田市	
	32.4	小蓄 右岸	堤体漏水 要69				0				0	施工済み				丸森	角田市	
阿武隈川 合計	32.4 + 65	小蓄 右岸	基礎地盤漏水 要70				64				64	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所			丸森	角田市	所
	32.4 + 129						64				64					丸森	角田市	
	36.0 - 140	金山 右岸	堤体漏水 要71				30				30	月の輪工	R元台風19号変状等箇所			丸森	丸森町	
	36.0 - 110						30				30					丸森	丸森町	
	36.6 + 140	丸森 右岸	基礎地盤漏水 要72				0				0	釜段工 月の輪工	R元台風19号変状等箇所			丸森	丸森町	
	37.0	丸森 右岸	陸開 要73		—	1			—	1		積土の土工 堰板工	特殊堤開口部 丸森陸開第1号			丸森	丸森町	
角田右岸 小計				0	1,015 1,015	1	184	0	1,015 1,015	1	352 184							
阿武隈川 右岸 合計				0	1,300 1,300	1	184	0	1,300 1,300	1	525 357							
阿武隈川 合計				0	2,720 2,720	1	184	0	2,720 2,720	1	1,398 1,054							

注)上段は評定延長、下段は重複を除いた延長 重複の優先順位は、1.工事施工、2.新堤防・旧川跡、3.堤体漏水、4.基礎地盤漏水

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び区画番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対策水防	変更理由等	開計等	逓画対象観測所	関連市町村	出張所
				工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸開(箇所)	堤体漏水基礎地盤漏水(m)	工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸開(箇所)	堤体漏水基礎地盤漏水(m)						
名取川	1.2 + 30	日辺左岸	破堤箇所要1		—				—			シート張工木流し工	破堤延長不明		名取橋	仙台市	名取川出張所
	1.4 + 10	日辺左岸	破堤箇所要2		—				—			シート張工木流し工	S25.8破堤延長不明		名取橋	仙台市	
	3.0 + 60	日辺左岸	破堤箇所要3		—				—			シート張工木流し工	S25.8破堤延長不明		名取橋	仙台市	
	6.2 + 30	郡山左岸	旧川跡要4		110				110			釜段工月の輪工	漏水実績なし		名取橋	仙台市	
	6.2 + 140	郡山左岸	要4		110				110			釜段工月の輪工	漏水実績なし		名取橋	仙台市	
	7.8 + 50	郡山左岸	旧川跡要5		90				90			釜段工月の輪工			名取橋	仙台市	
	8.0	郡山左岸	要5		90				90			釜段工月の輪工			名取橋	仙台市	
	8.0	郡山左岸	旧川跡要6		10				10			釜段工月の輪工	漏水実績なし		名取橋	仙台市	
	8.0 + 10	郡山左岸	要6		10				10			釜段工月の輪工	漏水実績なし		名取橋	仙台市	
	8.6 + 50	富田左岸	旧川跡要7		135				135			釜段工月の輪工			名取橋	仙台市	
名取川 左岸小計				0	345	0		0	345	0							
注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長				0	345			0	345								

重複の優先順位は、1.工事施工、2.新堤防・旧川跡																	
名取川	2.4	関上(上)右岸	破堤箇所要8		—				—			シート張工木流し工	S25.8破堤延長不明		名取橋	名取市	名取川出張所
	2.8 + 40	関上(上)右岸	破堤箇所要9		—				—			釜段工月の輪工			名取橋	名取市	
	3.0	関上(上)右岸	破堤箇所要10		—				—			シート張工木流し工	S25.8破堤延長不明		名取橋	名取市	
	2.8 + 90	関上(上)右岸	要10		—				—			釜段工月の輪工			名取橋	名取市	
	7.8 + 130	上河原右岸	旧川跡要11		220				220			釜段工月の輪工			名取橋	名取市	
	8.0 + 140	右岸	要11		220				220			釜段工月の輪工			名取橋	名取市	
	9.4	関上(上)・中田 右岸	旧川跡要12		160				160			釜段工月の輪工	漏水実績なし		名取橋	仙台市	
	9.4 + 160	中田 右岸	要12		160				160			釜段工月の輪工	漏水実績なし		名取橋	仙台市	
	10.2 + 110	熊野堂右岸	旧川跡要13		280				280			釜段工月の輪工			名取橋	名取市	
	10.6	右岸	要13		280				280			釜段工月の輪工			名取橋	名取市	
名取川 右岸小計				0	660	0		0	660	0							
名取川 合計				0	1,005	0		0	1,005	0							
注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長				0	1,005			0	1,005								

重複の優先順位は、1.工事施工、2.新堤防・旧川跡																	
広瀬川	1.0 + 180	若林左岸	旧川跡要14		150				150			釜段工月の輪工	漏水実績なし		広瀬橋	仙台市	名取川出張所
	1.2 + 70	若林左岸	要14		150				150			釜段工月の輪工			広瀬橋	仙台市	
	1.4 + 110	若林左岸	旧川跡要15		80				80			釜段工月の輪工	漏水実績なし		広瀬橋	仙台市	
	1.4 + 190	若林左岸	要15		80				80			釜段工月の輪工			広瀬橋	仙台市	
	1.8 + 90	若林左岸	旧川跡要16		90				90			釜段工月の輪工			広瀬橋	仙台市	
	2.0 + 40	若林左岸	要16		90				90			釜段工月の輪工			広瀬橋	仙台市	
	2.4 + 140	若林左岸	旧川跡要17		120				120			釜段工月の輪工			広瀬橋	仙台市	
	2.6 + 70	若林左岸	要17		120				120			釜段工月の輪工			広瀬橋	仙台市	
	3.5 + 70	若林左岸	陸開要18			1				1		積土のう工堰板工	特殊堤開口部		広瀬橋	仙台市	
	広瀬川 左岸小計			0	440	1		0	440	1							
広瀬川	3.5 + 100	長町右岸	陸開要19			1				1		積土のう工堰板工	特殊堤開口部		広瀬橋	仙台市	名取川出張所
	広瀬川 右岸小計			0	0	1		0	0	1							
広瀬川 合計				0	440	2		0	440	2							
注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長				0	440			0	440								

重複の優先順位は、1.工事施工、2.新堤防・旧川跡

重要水防特定区間調書

「特定の区間」調書

様式-4

河川名	距離標	地区名及び 左右岸別	延長	図面番号	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
阿武隈川下流	7.0k 15.0k	岩沼市寺島左岸 柴田町白石左岸	8.0km	特3	岩沼	岩沼市・柴田町	仙台南部流域治水出張所 被災人口:39,701人
	18.8k 37.2k	角田市佐倉左岸 丸森町館矢間左岸	18.4km	特1	丸森・笠松	角田市・丸森町	角田出張所 被災人口:20,814人
	0.0k 13.8k	亶理町荒浜右岸 亶理町小山	13.8km	特2	岩沼	亶理町	仙台南部流域治水出張所 被災人口:16,325人
合 計			40.2km				

河川名	距離標	地区名及び 左右岸別	延長	図面番号	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
名取川	0.0k 12.0k	名取市関上右岸 名取市熊野堂右岸	12.00km	特1	名取橋・広瀬橋	仙台市・名取市	名取川出張所
		名取川本川小計	12.00km				
広瀬川	0.0k 3.6k	仙台市日辺左岸 仙台市若林左岸	3.60km	特2	広瀬橋	仙台市	名取川出張所
		広瀬川支川小計	3.60km				
合 計			15.60km				

令和7年度 重要水防箇所調査総括表(北上川下流河川事務所分)

様式-1-2

河川名	直轄管 理区間 延長 (km)	水防対 象堤防 延長 (km)	重要度A(水防上最も重要な区間)						重要度B(水防上重要な区間)						要注意区間		
			堤防(m)			工作物(箇所)			堤防(m)			工作物(箇所)			工事 施工 (箇所)	新堤防 旧川跡 (m)	特定 区間 (m)
			越水	堤体 漏水	基礎地盤 漏水	水衝 洗掘	計		越水	堤体 漏水	基礎地盤 漏水	水衝 洗掘	計				
北上川	54.0	45.13	16,399	0	3,184	0	19,583	8	20,140	4,910	11,831	120	37,001	6	0	2,264	0
			16,399	0	1,347	0	17,746		18,673	1,934	6,656	120	27,383		0	2,586	18,000
旧北上川	35.0	47.04	2,985	0	695	930	4,610	6	27,356	15,707	8,435	8,330	59,828	6	0	3,972	1
			2,985	0	695	930	4,610		25,912	11,543	600	4,373	42,428		0	116	21,600
二股川	2.9	3.13	3,133	0	0	0	3,133	0	0	0	0	190	190	1	0	0	0
			3,133	0	0	0	3,133		0	0	0	0	0		0	0	0
江合川	30.5	26.36	0	0	425	0	425	6	12,921	14,754	6,781	540	34,996	13	0	0	24,400
			0	0	425	0	425		12,801	11,010	1,975	144	25,930		0	475	4
新江合川	5.2	9.93	0	0	0	0	0	0	9,929	1,328	820	0	12,077	5	0	0	0
			0	0	0	0	0		9,929	0	0	0	9,929		0	0	0
鳴瀬川	40.9	58.87	9,678	0	1,610	560	11,848	2	42,128	3,202	14,337	2,490	62,157	13	0	5,465	5,000
			9,678	0	1,610	560	11,848		41,220	110	5,223	467	47,020		0	2,790	5
多田川	3.5	1.55	0	0	50	0	50	0	0	0	1,503	0	1,503	0	0	0	0
			0	0	50	0	50		0	0	1,503	0	1,503		0	0	0
鞍坪川	1.1	0.30	0	0	0	0	0	0	301	0	0	0	301	0	0	0	0
			0	0	0	0	0		301	0	0	0	301		0	0	0
吉田川	31.9	26.02	0	16	1,426	0	1,442	3	11,024	14,229	2,008	180	27,441	7	0	0	0
			0	16	1,426	0	1,442		10,469	11,920	2,008	180	24,577		0	350	0
竹林川	4.2	5.10	3,489	0	0	0	3,489	4	1,610	0	0	10	1,620	0	0	0	0
			3,489	0	0	0	3,489		1,610	0	0	0	1,610		0	0	0
善川	3.96	5.73	2,314	0	0	0	2,314	3	3,415	0	0	0	3,415	0	0	4,609	0
			2,314	0	0	0	2,314		3,415	0	0	0	3,415		0	0	0
計	213.2	229.15	37,998	16	7,390	1,490	46,894	32	128,824	54,130	45,715	11,860	240,529	51	0	16,310	69,000
			37,998	16	5,553	1,490	45,057		124,330	36,517	17,965	5,284	184,096		0	6,317	10

注)堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

注)新堤防旧川跡の上段は新堤防延長、下段は旧川跡延長

令和7年度 重要水防箇所別調査

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
北 上 川	0.8～ 1.2	月 浜 左 岸	堤体漏水 1		459 459				459 459			月輪工		飯野川	石巻市	飯 野 川 出 張 所
	2.0～ 2.2	橋 浦 左 岸	基礎地盤漏水 2		400 400				400 400			釜段工	旧川跡 漏水Ⅰ無	飯野川	石巻市	
	2.7～ 4.8	橋 浦 左 岸	基礎地盤漏水 3		1,813 1,460				1,813 1,460			釜段工	旧川跡 漏水Ⅰ無	飯野川	石巻市	
	3.4～ 3.8	橋 浦 左 岸	越水 4		353 353				353 353			警戒巡視 避難誘導		飯野川	石巻市	
	6.0～ 6.4	橋 浦 左 岸	越水 5		421 421				421 421			警戒巡視 避難誘導		飯野川	石巻市	
	13.2+97～ 14.8	相野谷 左 岸	堤体漏水 6		531 431				531 431			月輪工		飯野川	石巻市	
	14.4～ 14.6	相野谷 左 岸	基礎地盤漏水 7	100 100				100 100			月輪工 釜段工	●重点監視区間 S61実績 漏水Ⅱ有(開取り確認)	飯野川	石巻市		
	16.8+50	相野谷 左 岸	工作物 樋管 8			1				1		山崎用水樋管(許) 応急対策D未施工箇所	柳 津	石巻市		
	25.6～ 28.0	柳 津 左 岸	越水 9		2,459 2,459				2,459 2,459			警戒巡視 避難誘導		柳 津 登 米	登米市	米 谷 出 張 所
	27.0+100	柳 津 左 岸	工作物 樋管 10			1				1		第一柳生排水樋管 応急対策D未施工箇所	登 米	登米市		
	27.6～ 28.2	柳 津 左 岸	堤体漏水 11		620 0				620 0			月輪工		登 米	登米市	
	28.0～ 29.0	日根牛 左 岸	越水 12	1,015 1,015				1,015 1,015			警戒巡視 避難誘導		登 米	登米市		
	28.0～ 28.6+135	日根牛 左 岸	基礎地盤漏水 13	735 0				735 0			月輪工 釜段工	S56年実績 漏水Ⅱ有	登 米	登米市		
	28.8+110～ 29.8	日根牛 左 岸	基礎地盤漏水 14	890 188				890 188			月輪工 釜段工	S56年実績 記録なし 漏水Ⅱ有(発生年不明)	登 米	登米市		
	29.0～ 29.2	日根牛 左 岸	越水 15		188 0				188 0			警戒巡視 避難誘導		登 米	登米市	
	29.2～ 29.8	日根牛 左 岸	越水 16	549 549				549 549			警戒巡視 避難誘導		登 米	登米市		
	29.8～ 30.4	日根牛 左 岸	基礎地盤漏水 17		617 0				617 0			月輪工 釜段工	H19年実績 漏水Ⅱ有	登 米	登米市	
	29.8～ 30.0	日根牛 左 岸	越水 18		204 204				204 204			警戒巡視 避難誘導		登 米	登米市	
	30.0～ 31.0	日根牛 左 岸	越水 19	933 933				933 933			警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	登 米	登米市		
	30.4～ 30.8	日根牛 左 岸	基礎地盤漏水 20	300 0				300 0			月輪工 釜段工	S56実績 記録なし 漏水Ⅱ有	登 米	登米市		
	30.8～ 31.0+120	日根牛 左 岸	基礎地盤漏水 21		277 0				277 0			月輪工 釜段工	H19年実績 漏水Ⅱ有	登 米	登米市	
	小 計				4,522 2,785	8,342 6,187	0 2	0 0	4,522 2,785	8,342 6,187	0 2	0 0				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

北 上 川	31.0～ 31.2+143	日根牛 左 岸	越水 22		143 120				143 120			警戒巡視 避難誘導		登 米	登米市	米 谷 出 張 所
	31.0+120～ 31.2	日根牛 左 岸	基礎地盤漏水 23	80 80				80 80				月輪工 釜段工	H19年実績 漏水Ⅱ有	登 米	登米市	
	31.2～ 31.7	日根牛 左 岸	基礎地盤漏水 24		554 336				554 336			月輪工 釜段工	H19年実績 漏水Ⅱ有	登 米	登米市	
	31.4～ 31.4+112	日根牛 左 岸	越水 25	113 113				113 113				警戒巡視 避難誘導		登 米	登米市	
	34.6～ 35.2	米 谷 左 岸	越水 26	606 606				606 606				警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	米 谷	登米市	
	36.2～ 38.3	米 谷 左 岸	堤体漏水 27		2,057 579				2,057 579			月輪工		米 谷 大 泉	登米市	
	36.8～ 38.4+120	米 谷 左 岸	越水 28		1,641 1,641				1,641 1,641			警戒巡視 避難誘導		米 谷 大 泉	登米市	
	38.6～ 39.2	米 谷 左 岸	越水 29	677 677				677 677				警戒巡視 避難誘導		大 泉	登米市	
	39.2～ 43.2+9	安 場 左 岸	越水 30	3,845 3,845				3,845 3,845				警戒巡視 避難誘導		大 泉	登米市	
	40.2～ 40.6	安 場 左 岸	基礎地盤漏水 31		430 0				430 0			月輪工 釜段工	漏水Ⅱ有 記録なし	大 泉	登米市	
	43.6+150～ 43.8	西 郡 左 岸	越水 32	44 44				44 44				警戒巡視 避難誘導		大 泉	登米市	
	43.8～ 44.0	西 郡 左 岸	越水 33	183 183				183 183				警戒巡視 避難誘導		大 泉	登米市	
	44.0～ 45.8	西 郡 左 岸	越水 34		1,633 1,633				1,633 1,633			警戒巡視 避難誘導		大 泉	登米市	
	47.4～ 48.4	大清水 左 岸	越水 35	1,099 1,099				1,099 1,099				警戒巡視 避難誘導		大 泉	登米市	
	47.8	大清水 左 岸	基礎地盤漏水 36	100 0				100 0				釜段工	●重点監視区間(47.6k～47.8k) M8実績 破堤跡 漏水Ⅰ有	大 泉	登米市	
	49.0～ 49.0+113	嵯峨立 左 岸	越水 37		259 259				259 259			警戒巡視 避難誘導		大 泉	登米市	
	0.5～ 0.9	長 面 右 岸	堤体漏水 38		307 307				307 307			月輪工		飯野川	石巻市	飯 野 川 出 張 所
	1.6～ 3.6	釜 谷 右 岸	越水 39		1,936 1,936				1,936 1,936			警戒巡視 避難誘導		飯野川	石巻市	
	3.6～ 3.8	釜 谷 右 岸	基礎地盤漏水 40	144 144				144 144				釜段工	S52年実績 漏水Ⅰ有	飯野川	石巻市	
	3.6+109～ 3.8+118	釜 谷 右 岸	堤体漏水 41		226 118				226 118			月輪工		飯野川	石巻市	
	4.6～ 5.4	釜 谷 右 岸	越水 42		904 904				904 904			警戒巡視 避難誘導		飯野川	石巻市	
	小 計			6,891 6,791	10,090 7,833	0 0	0 0	6,891 6,791	10,090 7,833	0 0	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
北 上 川	4.6～ 5.5	金 谷 右 岸	基礎地盤漏水 43		934 30				934 30			月輪工 釜段工		飯野川	石巻市	飯野川出張所
	7.2+70～ 8.0+43	横 川 右 岸	越水 44		904 904				904 904			警戒巡視 避難誘導		飯野川	石巻市	
	8.6～ 9.0	三輪田 右 岸	基礎地盤漏水 45		700 0				700 0			釜段工	旧川跡 漏水Ⅰ無	飯野川	石巻市	
	8.6～ 13.0	三輪田 右 岸	越水 46	4,498 4,498				4,498 4,498				警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	飯野川	石巻市	
	13.0～ 14.2	三輪田 右 岸	越水 47		1,712 1,491				1,712 1,491			警戒巡視 避難誘導		飯野川	石巻市	
	14.0～ 15.0	三輪田 右 岸	基礎地盤漏水 48	300 300				300 300				月輪工 釜段工	S25実績(開取り調査確認) 漏水Ⅱ有	飯野川	石巻市	
	14.2～ 14.8	小船越 右 岸	越水 49		772 472				772 472			警戒巡視 避難誘導		飯野川	石巻市	
	15.0～ 16.6	小船越 右 岸	越水 50	1,731 1,731				1,731 1,731				警戒巡視 避難誘導		飯野川 柳 津	石巻市	
	15.4～ 15.5	小船越 右 岸	基礎地盤漏水 51		100 0				100 0			釜段工	旧川跡 漏水Ⅰ無	柳 津	石巻市	
	15.4+125～ 16.6	小船越 右 岸	基礎地盤漏水 52		1,204 0				1,204 0			釜段工		柳 津	石巻市	
	16.6+180	小船越 右 岸	工作物 樋管 53			1				1			境地区用水樋管(許) 応急対策D未施工箇所	柳 津	石巻市	
	20.8+140	樫 崎 右 岸	工作物 樋管 54			1				1			大網樋管(許) 応急対策C未施工箇所	柳 津	石巻市	
	21.0～ 21.6	樫 崎 右 岸	越水 55		722 722				722 722			警戒巡視 避難誘導		柳 津	石巻市	
	21.4+180	樫 崎 右 岸	工作物 樋管 56			1				1			樫崎樋管(許) 応急対策E未施工箇所	柳 津	石巻市	
	22.4～ 22.8	平 右 岸	越水 57		432 112				432 112			警戒巡視 避難誘導		柳 津	登米市	
	22.5～ 22.86	平 右 岸	基礎地盤漏水 58	465 465				465 465				月輪工 釜段工		柳 津	登米市	
	22.6+120	平 右 岸	工作物 機場 59			1				1			平揚水機場(許) 応急対策B,D未施工箇所	柳 津	登米市	
	24.0～ 24.2	石 生 右 岸	越水 60	267 267				267 267				警戒巡視 避難誘導		柳 津	登米市	
	26.8～ 27.6	錫 波 右 岸	越水 61		772 772				772 772			警戒巡視 避難誘導		登 米	登米市	
	26.8+102～ 27.6+40	錫 波 右 岸	堤体漏水 62		710 40				710 40			月輪工		登 米	登米市	
	30.8+191～ 32.4+164	登 米 右 岸	越水 63		1,599 1,184				1,599 1,184			警戒巡視 避難誘導		登 米 米 谷	登米市	
	小 計				7,261 7,261	10,561 5,727	0 4	0 0	7,261 7,261	10,561 5,727	0 4	0 0				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

北 上 川	30.9～ 31.2	登 米 右 岸	基礎地盤漏水 64		292 0				292 0			月輪工 釜段工		登 米	登米市	米谷出張所
	31.2～ 31.4	登 米 右 岸	基礎地盤漏水 65	70 70				70 70				月輪工 釜段工	実績年不明 漏水Ⅱ有	登 米	登米市	
	31.4～ 32.5	登 米 右 岸	基礎地盤漏水 66		1,040 1,040				1,040 1,040			月輪工 釜段工		登 米 米 谷	登米市	
	35.0+126～ 35.4+118	水 越 右 岸	越水 67		445 445				445 445			警戒巡視 避難誘導		米 谷	登米市	
	35.6+213～ 36.8+89	巻 右 岸	越水 68		1,045 1,045				1,045 1,045			警戒巡視 避難誘導		米 谷	登米市	
	39.6～ 39.8	上沼浅水 右 岸	水衝・洗掘 69		120 120				120 120			木流し工		大 泉	登米市	
	41.2+167～ 41.8	上沼浅水 右 岸	越水 70	839 839				839 839				警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	大 泉	登米市	
	41.4	上沼浅水 右 岸	基礎地盤漏水 71		80 0				80 0			釜段工	破堤跡 漏水Ⅰ無	大 泉	登米市	
	41.8～ 42.0	上沼浅水 右 岸	越水 72		268 268				268 268			警戒巡視 避難誘導		大 泉	登米市	
	42.9～ 46.3	上沼浅水 右 岸	基礎地盤漏水 73		3,390 3,390				3,390 3,390			釜段工	破堤跡 漏水Ⅰ無	大 泉	登米市	
	47.6+116～ 48.8+79	大 泉 右 岸	越水 74		1,328 1,328				1,328 1,328			警戒巡視 避難誘導		大 泉	登米市	
	3.6+109	橋 浦 左右岸	工作物 橋梁 75			1				1			新北上大橋 桁下高不足	飯野川	石巻市	飯野川
	15.0+8	相野谷 左右岸	工作物 橋梁 76			1				1			飯野川橋 桁下高不足	飯野川 柳 津	石巻市	
	25.6	入 樋 左右岸	工作物 橋梁 77			1				1			柳津大橋 桁下高不足	登 米	登米市	
	26.2	柳 津 左右岸	工作物 橋梁 78			1				1			気仙沼線北上川鉄道橋 桁下高不足	登 米	登米市	米谷出張所
	31.4+50	日根牛 左右岸	工作物 橋梁 79			1				1			登米歩道橋 桁下高不足	登 米	登米市	
	31.4+50	日根牛 左右岸	工作物 橋梁 80			1				1			登米大橋 桁下高不足	登 米	登米市	
	37.4	米 谷 左右岸	工作物 橋梁 81			1				1			米谷大橋 桁下高不足	米 谷 大 泉	登米市	
	43.6+150	上沼浅水 左右岸	工作物 橋梁 82			1				1			錦桜橋 桁下高不足	大 泉	登米市	
	小 計			909 909	8,008 7,636	0 2	0 6	909 909	8,008 7,636	0 2	0 6					
	合 計			19,583 17,746	37,001 27,383	0 8	0 6	19,583 17,746	37,001 27,383	0 8	0 6					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
旧北川上	1.2～ 2.4	石 巻 左 岸	水衝・洗掘 1		326 326				326 326			木流し工		大 森 門 脇	石巻市	涌谷出張所
	1.8～ 2.4	石 巻 左 岸	水衝・洗掘 2		820 820				820 820			木流し工		大 森 門 脇	石巻市	
	2.4～ 4.6	不動沢 左 岸	水衝・洗掘 3		1,554 1,468				1,554 1,468			木流し工		大 森 門 脇	石巻市	
	4.6～ 4.8	不動沢 左 岸	水衝・洗掘 4		150 132				150 132			木流し工		大 森 門 脇	石巻市	
	4.8～ 5.2	大 瓜 左 岸	水衝・洗掘 5	280 280				280 280			木流し工		大 森 門 脇	石巻市		
	5.8～ 6.0	大 瓜 左 岸	水衝・洗掘 6		190 190				190 190			木流し工		大 森 門 脇	石巻市	
	11.6+188	金 山 左 岸	工作物 樋管 7				1				1		北境樋管(許) 応急対策E未施工箇所	大 森 門 脇	石巻市	
	11.6+249～ 13.0	金 山 左 岸	越水 8		1,394 1,394				1,394 1,394			警戒巡視 避難誘導		大 森 門 脇	石巻市	
	13.0～ 13.4	金 山 左 岸	越水 9		688 688				688 688			警戒巡視 避難誘導		大 森 門 脇	石巻市	
	13.0～ 13.5	金 山 左 岸	基礎地盤漏水 10		620 0				620 0			月輪工 釜段工		大 森 門 脇	石巻市	
	13.4～ 14.0+174	大谷地 左 岸	越水 11		1,145 1,145				1,145 1,145			警戒巡視 避難誘導		大 森 門 脇	石巻市	
	13.5～ 16.2	大谷地 左 岸	基礎地盤漏水 12		2,940 0				2,940 0			月輪工 釜段工		大 森 門 脇	石巻市	
	14.0+243～ 16.2	大谷地 左 岸	越水 13		1,745 1,554				1,745 1,554			警戒巡視 避難誘導		大森・門脇 和 刈	石巻市	
	14.2	大谷地 左 岸	工作物 機場 14				1				1		鶴家排水機場(許) 応急対策D未施工箇所	大森・門脇 和 刈	石巻市	
	16.0～ 16.6	大谷地 左 岸	水衝・洗掘 15		645 0				645 0			木流し工		和 刈	石巻市	
	16.2～ 18.2	大谷地 左 岸	越水 16		2,236 2,236				2,236 2,236			警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	和 刈	石巻市	
	16.2～ 16.4	大谷地 左 岸	基礎地盤漏水 17		150 0				150 0			釜段工	旧川跡 漏水Ⅰ無	和 刈	石巻市	
	16.4～ 16.6	大谷地 左 岸	基礎地盤漏水 18	105 105				105 105				月輪工 釜段工	S61, H10年実績 漏水Ⅱ有	和 刈	石巻市	
	16.6～ 18.0	大谷地 左 岸	基礎地盤漏水 19		1,625 0				1,625 0			月輪工 釜段工		和 刈	石巻市	
	18.0～ 18.5	高須賀 左 岸	基礎地盤漏水 20		490 0				490 0			月輪工 釜段工		和 刈	石巻市	
	18.2～ 21.4	高須賀 左 岸	越水 21		2,972 2,972				2,972 2,972			警戒巡視 避難誘導		和 刈	石巻市	
小 計				385 385	19,690 12,925	0 2	0 0	385 385	19,690 12,925	0 2	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

旧北川	20.4～20.6	高須賀左岸	水衝・洗掘 22		200 0				200 0			木流し工		和 刈	石巻市	涌谷出張所
	22.6～23.0	中津山左岸	越水 23		455 455				455 455			警戒巡視 避難誘導		和 刈	石巻市	
	23.6～24.3	中津山左岸	基礎地盤漏水 24		600 600				600 600			釜段工	旧川跡 漏水Ⅰ無	和 刈	石巻市	
	24.2～24.8+126	中津山左岸	堤体漏水 25		868 765				868 765			月輪工		和 刈	石巻市	
	27.4+150～33.6+80	中津山左岸	堤体漏水 26		9,692 9,692				9,692 9,692			月輪工		和 刈	石巻市	
	28.4+81	中津山左岸	工作物 機場 27			1				1			寺崎排水機場(許) 応急対策D未施工箇所	和 刈	石巻市	
	31.8+70	中津山左岸	工作物 樋管 28			1				1			新樋樋管 応急対策A未施工箇所	和 刈	石巻市	
	0.6～2.2	石巻右岸	水衝・洗掘 29		1,345 1,077				1,345 1,077			木流し工		大門森脇	石巻市	
	3.0～3.2	石巻右岸	水衝・洗掘 30		200 200				200 200			木流し工		大門森脇	石巻市	
	3.2+152～3.4	石巻右岸	越水 31		103 103				103 103			警戒巡視 避難誘導	R6評定区間:3.2+152～4.8+5	大門森脇	石巻市	
	3.4～4.4	石巻右岸	越水		0 0				1,006 1,006			警戒巡視 避難誘導	R6新堤防 R6評定区間:3.2+152～4.8+5	大門森脇	石巻市	
	4.4+152～4.8+5	石巻右岸	越水 32		178 178				178 178			警戒巡視 避難誘導	R6評定区間:3.2+152～4.8+5	大門森脇	石巻市	
	3.4～5.95	袋谷地右岸	堤体漏水 33		2,330 1,086				2,330 1,086			月輪工		大門森脇	石巻市	
	4.8～5.8	袋谷地右岸	水衝・洗掘 34		760 0				760 0			木流し工		大門森脇	石巻市	
	5.2+76～6.0+87	袋谷地右岸	越水 35		680 680				680 680			警戒巡視 避難誘導		大門森脇	石巻市	
	6.4～8.0	水押右岸	越水 36		1,563 1,563				1,563 1,563			警戒巡視 避難誘導		大門森脇	石巻市	
	7.8～8.2	水押右岸	水衝・洗掘 37		270 0				270 0			木流し工		大門森脇	石巻市	
	9.8+103～12.0	鹿又右岸	越水 38	1,976 1,976				1,976 1,976				警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	大門森脇	石巻市	
	12.0～12.2	鹿又右岸	越水 39		152 152				152 152			警戒巡視 避難誘導		大門森脇	石巻市	
	10.2～13.1	鹿又右岸	堤体漏水 40		2,817 0				2,817 0			月輪工		大門森脇	石巻市	
	10.6～11.0	鹿又右岸	水衝・洗掘 41		320 0				320 0			木流し工		大門森脇	石巻市	
小 計				1,976 1,976	22,533 16,551	0 2	0 0	1,976 1,976	23,539 17,557	0 2	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
旧 北 上 川	12.2～ 13.8	鹿 又 右 岸	越水 42		1,424 1,424				1,424 1,424			警戒巡視 避難誘導		大 森 門 脇	石巻市	涌 谷 出 張 所
	12.4～ 13.4	鹿 又 右 岸	水衝・洗掘 43		970 0				970 0			木流し工		大 森 門 脇	石巻市	
	14.0～ 15.0	鹿 又 右 岸	越水 44		1,122 489				1,122 489			警戒巡視 避難誘導		大森・門脇 和 刈	石巻市	
	14.0～ 14.6	鹿 又 右 岸	水衝・洗掘 45	620 620				620 620			木流し工	●重点監視区間	大森・門脇 和 刈	石巻市		
	14.2～ 15.2	鹿 又 右 岸	基礎地盤漏水 46		1,000 0				1,000 0			月輪工 釜段工	漏水Ⅰ無14.2～14.5 破堤15.0～15.2	大森・門脇 和 刈	石巻市	
	15.0～ 15.2	鹿 又 右 岸	水衝・洗掘 47		160 160				160 160			木流し工		和 刈	石巻市	
	15.2～ 15.8	鹿 又 右 岸	基礎地盤漏水 48		600 0				600 0			月輪工 釜段工		和 刈	石巻市	
	15.2～ 19.0	鹿 又 右 岸	越水 49		4,371 4,341				4,371 4,341			警戒巡視 避難誘導		和 刈	石巻市	
	15.3～ 15.4	鹿 又 右 岸	水衝・洗掘 50	30 30				30 30				木流し工		和 刈	石巻市	
	18.8～ 19.0	前谷地 右 岸	基礎地盤漏水 51		410 0				410 0			釜段工	旧川跡 漏水Ⅰ無	和 刈	石巻市	
	19.0～ 22.4	前谷地 右 岸	越水 52		3,392 2,802				3,392 2,802			警戒巡視 避難誘導		和 刈	石巻市	
	19.4～ 19.8	前谷地 右 岸	基礎地盤漏水 53	340 340				340 340			月輪工 釜段工	S22, S23, S25, S41実績 漏水Ⅱ有	和 刈	石巻市		
	19.4～ 19.8	前谷地 右 岸	水衝・洗掘 54		420 0				420 0			木流し工		和 刈	石巻市	
	21.2～ 21.4	前谷地 右 岸	基礎地盤漏水 55	250 250				250 250			月輪工 釜段工	S61年実績 漏水Ⅱ有	和 刈	石巻市		
	22.4～ 23.4	篁 岳 右 岸	越水 56	1,009 1,009				1,009 1,009			警戒巡視 避難誘導		和 刈	石巻市 涌谷町		
	23.4～ 24.2	篁 岳 右 岸	越水 57		729 729				729 729			警戒巡視 避難誘導		和 刈	涌谷町	
	25.2～ 25.6	迫 川 右 岸	越水 58		486 486				486 486			警戒巡視 避難誘導		和 刈	登米市	
	25.6～ 26.8	赤生津 右 岸	越水 59		1,376 1,376				1,376 1,376			警戒巡視 避難誘導		和 刈	登米市	
	26.8～ 27.2	赤生津 右 岸	越水 60		615 615			615 615			警戒巡視 避難誘導	最新情報による	和 刈	登米市		
	27.8～ 28.0	赤生津 右 岸	越水 61		216 216				216 216			警戒巡視 避難誘導		和 刈	登米市	
	31.8～ 32.0	赤生津 右 岸	越水 62		314 314				314 314			警戒巡視 避難誘導		和 刈	登米市	
	小 計				2,249 2,249	17,605 12,952	0 0	0 0	2,864 2,864	16,990 12,337	0 0	0 0				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

旧 北 上 川	3.2+169	不動沢 左右岸	工作物 橋梁 63				1				1	石巻大橋 桁下高不足	大 森 門 脇	石巻市	涌 谷 出 張 所
	4.6+47	大 瓜 左右岸	工作物 橋梁 64				1				1	石巻線旧北上川鉄道橋 桁下高不足	大 森 門 脇	石巻市	
	6.4+45	大 瓜 左右岸	工作物 橋梁 65				1				1	開北橋歩道橋 桁下高不足	大 森 門 脇	石巻市	
	6.4+45	大 瓜 左右岸	工作物 橋梁 66				1				1	開北橋 桁下高不足	大 森 門 脇	石巻市	
	13.8+135	鹿 又 左右岸	工作物 橋梁 67			1				1		天王橋(上部工撤去予定) 桁下高不足	大 森 門 脇	石巻市	
	22.0+82	前谷地 左右岸	工作物 橋梁 68			1				1		神取橋 桁下高不足	和 刈	石巻市	
	22.0+95	前谷地 左右岸	工作物 橋梁 69				1				1	神取橋歩道橋 桁下高不足	和 刈	石巻市	
	28.4	赤生津 左右岸	工作物 橋梁 70				1				1	豊里大橋 桁下高不足	和 刈	石巻市 登米市	
	小 計			0 0	0 0	0 2	0 6	0 0	0 0	0 2	0 6				
	合 計			4,610 4,610	59,828 42,428	0 6	0 6	5,225 5,225	60,219 42,819	0 6	0 6				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所	
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
二 股 川	0.0～ 1.0	二股川 左 岸	越水 1	973 973				973 973				警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	大 泉	登米市	米 谷 出 張 所	
	0.0～ 2.0	二股川 右 岸	越水 2	2,160 2,160				2,160 2,160				警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	大 泉	登米市		
	0.4～ 0.6	二股川 右 岸	水衝・洗掘 3		190 0				190 0			木流し工		大 泉	登米市		
	0.0+111	二股川 左右岸	工作物 橋梁 4				1				1	二股橋 桁下高不足		大 泉	登米市		
	小 計				3,133 3,133	190 0	0 0	0 1	3,133 3,133	190 0	0 0	0 1					
	合 計				3,133 3,133	190 0	0 0	0 1	3,133 3,133	190 0	0 0	0 1					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

江合川	0.0～2.0	寛岳左岸	越水 1		2,072 2,072				2,072 2,072			警戒巡視 避難誘導		短 台	石巻市 涌谷町	涌谷出張所
	2.0～2.2	笠石左岸	越水 2		228 228				228 228			警戒巡視 避難誘導		短 台	涌谷町	
	3.0～3.2	笠石左岸	越水 3		255 255				255 255			警戒巡視 避難誘導		涌 谷	涌谷町	
	3.2～4.4	中瀬左岸	越水 4		1,077 1,077				1,077 1,077			警戒巡視 避難誘導		涌 谷	涌谷町	
	4.6～4.8	中瀬左岸	基礎地盤漏水 5		234 0				234 0			月輪工 釜段工		涌 谷	涌谷町	
	4.6～8.0+20	中瀬左岸	堤体漏水 6		2,523 1,108				2,523 1,108			杭打積土の工 月輪工		涌 谷	涌谷町	
	4.8～4.9	中瀬左岸	基礎地盤漏水 7	120 120				120 120				月輪工 釜段工	S49年実績 漏水Ⅱ有	涌 谷	涌谷町	
	4.9～6.4	中瀬左岸	基礎地盤漏水 8		376 0				376 0			月輪工 釜段工		涌 谷	涌谷町	
	6.4～6.5	中瀬左岸	基礎地盤漏水 9	120 120				120 120				月輪工	S49年実績 漏水Ⅱ有	涌 谷	涌谷町	
	6.5～7.0	中瀬左岸	基礎地盤漏水 10		410 0				410 0			月輪工 釜段工		涌 谷	涌谷町	
	6.8～7.0	中瀬左岸	越水 11		253 253				253 253			警戒巡視 避難誘導		涌 谷	涌谷町	
	7.0～7.6	佐平次左岸	越水 12		394 394				394 394			警戒巡視 避難誘導		涌 谷	涌谷町	
	7.0～8.0+20	佐平次左岸	基礎地盤漏水 13		741 5				741 5			月輪工 釜段工		涌 谷	涌谷町	
	8.0+20～8.0+50	佐平次左岸	堤体漏水 14		30 30				30 30			月輪工		涌 谷	涌谷町	
	8.0+50～9.9	佐平次左岸	堤体漏水 15		1,239 1,053				1,239 1,053			月輪工		涌 谷	涌谷町	
	9.6～9.8	佐平次左岸	越水 16		186 186				186 186			警戒巡視 避難誘導		涌 谷	涌谷町	
	12.2+50～12.8+257	城山左岸	堤体漏水 17		773 773				773 773			月輪工		下谷地	涌谷町	
	12.4～12.5	城山左岸	水衝・洗掘 18		100 0				100 0			木流し工		下谷地	涌谷町	
	14.6+50～15.4	上谷地左岸	堤体漏水 19		657 331				657 331			月輪工		下谷地	涌谷町 大崎市	大崎
	15.0～15.4	上谷地左岸	越水 20		326 326				326 326			警戒巡視 避難誘導		下谷地	大崎市	
	15.4～15.6+180	北小牛田左岸	堤体漏水 21		375 375				375 375			月輪工		下谷地	大崎市	
小 計				240 240	12,249 8,466	0 0	0 0	240 240	12,249 8,466	0 0	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
江 合 川	15.78～ 16.05	北小牛田 左 岸	基礎地盤漏水 22		269 269				269 269			釜段工		下谷地	大崎市	大崎出張所
	18.2～ 18.6	沼 部 左 岸	越水 23		353 233				353 233			警戒巡視 避難誘導		下谷地	大崎市	
	18.4～ 18.6	沼 部 左 岸	基礎地盤漏水 24	120 120				120 120			釜段工	破堤跡 実績履 I	下谷地	大崎市		
	18.6～ 18.8	平 針 左 岸	越水 25		230 230				230 230			警戒巡視 避難誘導		下谷地	美里町 大崎市	
	19.0～ 19.2	平 針 左 岸	越水 26		228 228				228 228			警戒巡視 避難誘導		下谷地	美里町	
	19.0～ 19.6	平 針 左 岸	基礎地盤漏水 27		550 357				550 357			釜段工	漏水 I 無	下谷地	美里町	
	19.6～ 19.8	平 針 左 岸	越水 27		0 0				163 163			警戒巡視 避難誘導	最新情報による	下谷地	美里町	
	20.4～ 20.6	平 針 左 岸	越水 28		221 221				221 221			警戒巡視 避難誘導		下谷地	美里町	
	23.7～ 24.1	羽山堂 左 岸	基礎地盤漏水 29		400 400				400 400			釜段工	漏水 I 無	下谷地	大崎市	
	25.8+95～ 27.4	潤 尻 左 岸	堤体漏水 30		2,345 2,175				2,345 2,175			月輪工		下谷地 荒 雄	大崎市	
	27.2～ 27.6	潤 尻 左 岸	越水 31		338 338				338 338			警戒巡視 避難誘導		荒 雄	大崎市	
	27.6～ 28.4	桜の目 左 岸	越水 32		992 992				992 992			警戒巡視 避難誘導		荒 雄	大崎市	
	27.8～ 28.7	桜の目 左 岸	基礎地盤漏水 33		900 113				900 113			釜段工	漏水 I 無	荒 雄	大崎市	
	30.0～ 30.1	桜の目 左 岸	基礎地盤漏水 34		120 120				120 120			釜段工	漏水 I 無	荒 雄	大崎市	
	30.1～ 30.7	桜の目 左 岸	堤体漏水 35		566 566				566 566			月輪工		荒 雄	大崎市	
涌谷川	0.0～ 0.2	和 潤 右 岸	基礎地盤漏水 36		200 0				200 0			釜段工		短 台	石巻市	涌谷出張所
	0.0～ 1.2	和 潤 右 岸	越水 37		1,007 1,007				1,007 1,007			警戒巡視 避難誘導		短 台	石巻市	
	2.6～ 3.6	西谷地 右 岸	越水 38		922 922				922 922			警戒巡視 避難誘導		短 台 涌 谷	石巻市	
	3.1～ 4.0	西谷地 右 岸	基礎地盤漏水 39		746 0				746 0			月輪工 釜段工		涌 谷	石巻市	
	3.9～ 4.2	西谷地 右 岸	水衝・洗掘 40		330 144				330 144			木流し工		涌 谷	石巻市	
	4.2～ 4.6	西谷地 右 岸	越水 41		302 302				302 302			警戒巡視 避難誘導		涌 谷	石巻市	
	小 計			120 120	11,019 8,617	0 0	0 0	120 120	11,182 8,780	0 0	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

江 合 川	5.8	西谷地 右 岸	工作物 機場 42			1				1			鳥谷坂排水機場(許) 要改築(H17応急対策済)	涌 谷	涌谷町	涌谷出張所
	6.0～ 6.4	市 道 右 岸	越水 43		308 308				308 308			警戒巡視 避難誘導		涌 谷	涌谷町	
	6.2	市 道 右 岸	工作物 樋管 44			1				1			三軒屋敷排水樋管(許) 応急対策D未施工箇所	涌 谷	涌谷町	
	8.32～ 9.5	砂 出 右 岸	堤体漏水 45		1,128 878				1,128 878			月輪工		涌 谷	涌谷町	
	9.2～ 9.8	砂 出 右 岸	基礎地盤漏水 46		550 223				550 223			釜段工	旧川跡 漏水 I 無	涌 谷	涌谷町	
	9.4～ 9.8	砂 出 右 岸	越水 47		368 368				368 368			警戒巡視 避難誘導		涌 谷	涌谷町	
	10.0+114～ 10.2+6	涌谷 右 岸	基礎地盤漏水 48	65 65								釜段工	R6年7月実績 漏水 II 有	涌 谷	涌谷町	
	13.8～ 14.0	桜 町 右 岸	基礎地盤漏水 49		150 150				150 150			釜段工	旧川跡 漏水 I 無	下谷地	涌谷町	
	14.6～ 14.8	桜 町 右 岸	基礎地盤漏水 50		130 130				130 130			釜段工	旧川跡・破堤跡 漏水 I 無	下谷地	涌谷町	
	14.8+90	桜 町 右 岸	工作物 機場 51			1				1			二の袋揚水機場(許) 応急対策D未施工箇所	下谷地	涌谷町	
	17.8+100～ 18.6	小牛田 右 岸	堤体漏水 52		675 322				675 322			月輪工		下谷地	美里町	
	18.2～ 19.0	小牛田 右 岸	越水 53		752 752				752 752			警戒巡視 避難誘導		下谷地	美里町	
	18.8+82～ 19.8+150	小牛田 右 岸	堤体漏水 54		1,020 939				1,020 939			月輪工		下谷地	美里町	
	20.4～ 20.6	横 埴 右 岸	越水 55		232 232				232 232			警戒巡視 避難誘導		下谷地	美里町	
	20.4～ 20.6	横 埴 右 岸	水衝・洗掘 56		110 0				110 0			木流し工	●重点監視区間	下谷地	美里町	
	21.4～ 21.6+43	横 埴 右 岸	越水 57		245 245				245 245			警戒巡視 避難誘導		下谷地	美里町	
	22.2+65～ 22.4	横 埴 右 岸	越水 58		126 126				126 126			警戒巡視 避難誘導		下谷地	美里町	
	25.8+150	北 浦 右 岸	工作物 樋管 59			1				1			右京江樋管(許) 応急対策E未施工箇所	下谷地	大崎市	
	26.3～ 26.5	福 沼 右 岸	基礎地盤漏水 60		208 208				208 208			釜段工		下谷地 荒 雄	大崎市	
	26.4+102～ 27.0+92	福 沼 右 岸	堤体漏水 61		610 416				610 416			月輪工		下谷地 荒 雄	大崎市	
	27.0～ 27.6	福 沼 右 岸	越水 62		513 513				513 513			警戒巡視 避難誘導		荒 雄	大崎市	
小 計				65 65	7,125 5,810	0 4	0 0	0 0	7,125 5,810	0 4	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所	
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
江合川	27.0+92～27.6	福沼右岸	基礎地盤漏水63		4780				4780			月輪工釜段工		荒雄	大崎市	大崎出張所	
	27.6～28.6	荒雄右岸	越水64		993993				993993			警戒巡視避難誘導	●危険箇所	荒雄	大崎市		
	27.6～27.8+124	荒雄右岸	基礎地盤漏水65		3190				3190			月輪工釜段工		荒雄	大崎市		
	27.9～30.7	荒雄右岸	堤体漏水66		2,8132,044				2,8132,044			月輪工		荒雄	大崎市		
	0.0+91	箕岳左右岸	工作物 橋梁67				1				1		気仙沼線江合川鉄道橋桁下高不足	短台	石巻市	涌谷出張所	
	2.6+15	笠石左右岸	工作物 橋梁68				1				1		及川橋桁下高不足	涌谷	涌谷町石巻市		
	9.2+138.9	砂出左右岸	工作物 橋梁69				1				1		新涌谷大橋桁下高不足	涌谷	涌谷町		
	10.6+133	涌谷左右岸	工作物 橋梁70			1				1			涌谷大橋歩道橋桁下高不足	涌谷	涌谷町		
	10.6+133	涌谷左右岸	工作物 橋梁71			1				1			涌谷大橋桁下高不足	涌谷	涌谷町		
	12.0+107	城山左右岸	工作物 橋梁72				1				1		涌谷橋桁下高不足	下谷地	涌谷町		
	14.5+76	上谷地左右岸	工作物 橋梁73				1				1		涌谷上谷地橋桁下高不足	下谷地	涌谷町	大崎出張所	
	18.2+71	沼部左右岸	工作物 橋梁74				1				1		江合川鉄道橋(上)桁下高不足	下谷地	美里町大崎市		
	18.2+71	沼部左右岸	工作物 橋梁75				1				1		江合川鉄道橋(下)桁下高不足	下谷地	美里町大崎市		
	19.8+91	平針左右岸	工作物 橋梁76				1				1		遠田橋桁下高不足	下谷地	美里町		
	21.6+47	平針左右岸	工作物 橋梁77				1				1		中北橋桁下高不足	下谷地	美里町		
	27.6+41	渕尻左右岸	工作物 橋梁78				1				1		江合橋桁下高不足	荒雄	大崎市		
	28.3+58	桜の目左右岸	工作物 橋梁79				1				1		新江合橋桁下高不足	荒雄	大崎市		
	30.0+63	桜の目左右岸	工作物 橋梁80				1				1		桜の目橋歩道橋桁下高不足	荒雄	大崎市		
	30.0+63	桜の目左右岸	工作物 橋梁81				1				1		桜の目橋桁下高不足	荒雄	大崎市		
	小計				00	4,6033,037	02	013	00	4,6033,037	02	013					
合計				425425	34,99625,930	06	013	360360	35,15926,093	06	013						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

新 江 合 川	0.0～ 4.0	新江合川 左 岸	越水 1		4,074 4,074				4,074 4,074			警戒巡視 避難誘導		荒 雄	大崎市	大崎出張所
	1.1～ 1.2	新江合川 左 岸	基礎地盤漏水 2		150 0				150 0			月輪工 釜段工	実績(聞取り調査結果) 漏水Ⅱ有	荒 雄	大崎市	
	1.6～ 2.1	新江合川 左 岸	基礎地盤漏水 3		450 0				450 0			月輪工 釜段工		荒 雄	大崎市	
	4.2～ 5.5	新江合川 左 岸	越水 4		1,317 1,317				1,317 1,317			警戒巡視 避難誘導		荒 雄	大崎市	
	1.0～ 5.5	新江合川 右 岸	越水 5		4,538 4,538				4,538 4,538			警戒巡視 避難誘導		荒 雄	大崎市	
	2.1～ 2.2	新江合川 右 岸	基礎地盤漏水 6		150 0				150 0			釜段工	漏水Ⅰ無	荒 雄	大崎市	
	4.1～ 5.46	新江合川 右 岸	堤体漏水 7		1,328 0				1,328 0			月輪工		荒 雄	大崎市	
	5.0	新江合川 右 岸	基礎地盤漏水 8		70 0				70 0			釜段工	漏水Ⅰ無	荒 雄	大崎市	
	2.2+49	新江合川 左右岸	工作物 橋梁 9				1				1		敷玉橋歩道橋 桁下高不足	荒 雄	大崎市	
	2.2+54	新江合川 左右岸	工作物 橋梁 10				1				1		敷玉橋 桁下高不足	荒 雄	大崎市	
	4.1	新江合川 左右岸	工作物 橋梁 11				1				1		新荒雄橋 桁下高不足	荒 雄	大崎市	
	4.2+190	新江合川 左右岸	工作物 橋梁 12				1				1		陸羽東線新江合川鉄道橋 桁下高不足	荒 雄	大崎市	
	4.4+140	新江合川 左右岸	工作物 橋梁 13				1				1		荒雄橋 桁下高不足	荒 雄	大崎市	
	小 計			0 0	12,077 9,929	0 0	0 5	0 0	12,077 9,929	0 0	0 5					
	合 計			0 0	12,077 9,929	0 0	0 5	0 0	12,077 9,929	0 0	0 5					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対策水防 工 法 名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
鳴川	1.2+34～ 1.4+192	浜 市 左 岸	堤体漏水 1		80 80				80 80			月輪工		鹿島台(鳴)	東松島市	鳴瀬出張所
	1.8～ 1.9	浜 市 左 岸	基礎地盤漏水 2		80 80				80 80			月輪工	漏水Ⅱ有 聞取り調査結果	鹿島台(鳴)	東松島市	
	2.6～ 2.8	小 野 左 岸	越水 3		151 151				151 151			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴)	東松島市	
	4.6～ 4.8	西福田 左 岸	越水 4		416 416				416 416			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴)	東松島市	
	5.2～ 5.6	西福田 左 岸	越水 5		531 531				531 531			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴)	東松島市	
	5.4	西福田 左 岸	工作物 樋管 6				1				1		東筒樋管(許) 応急対策D未施工箇所	鹿島台(鳴)	東松島市	
	5.6～ 7.6	西福田 左 岸	越水 7		1,730 1,730				1,730 1,730			警戒巡視 避難誘導	背割堤区間のため 鞍坪川左岸に見直し	鹿島台(鳴)	東松島市	
	7.8～ 8.2	西福田 左 岸	越水 8		738 738				738 738			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴)	東松島市	
	8.2～ 9.0	西福田 左 岸	越水 9		691 691				691 691			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴)	東松島市	
	8.6～ 8.8	西福田 左 岸	基礎地盤漏水 10		120 0				120 0			月輪工 釜段工		鹿島台(鳴)	東松島市	
瀬川	8.8～ 10.8	砂 山 左 岸	基礎地盤漏水 11		1,727 433				1,727 433			月輪工 釜段工	S61.8実績 漏水Ⅱ有	鹿島台(鳴) 野田橋	東松島市・松島町 美里町	鹿島台出張所
	8.8～ 10.8	砂 山 左 岸	堤体漏水 12		1,727 0				1,727 0			月輪工		鹿島台(鳴) 野田橋	東松島市・松島町 美里町	
9.0～ 10.1+56	砂 山 左 岸	越水 13		1,008 1,008				1,008 1,008			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴) 野田橋	東松島市・松島町 美里町		
10.1+56～ 10.7	砂 山 左 岸	越水 14		550 550				550 550			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴) 野田橋	東松島市・松島町 美里町		
11.3～ 12.0	砂 山 左 岸	水衝・洗掘 15	560 560				560 560				木流し工	H14年実績	野田橋	美里町		
11.5+193～ 11.7	砂 山 左 岸	越水 16		24 0				24 0			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町		
11.9～ 12.1	砂 山 左 岸	越水 17		138 0				138 0			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町		
12.1～ 12.1+58	砂 山 左 岸	越水 18		58 58			58 58				警戒巡視 避難誘導	最新情報による	野田橋	美里町		
12.5～ 13.7	砂 山 左 岸	越水 19		1,434 1,434				1,434 1,434			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町		
12.5～ 12.7	砂 山 左 岸	基礎地盤漏水 20		300 0				300 0			月輪工 釜段工		野田橋	美里町		
13.5～ 13.6	砂 山 左 岸	基礎地盤漏水 21		210 0				210 210			月輪工 釜段工	漏水Ⅱ有(聞き取り調査)	野田橋	美里町		
小 計				560 560	11,713 7,900	0 1	0 0	618 618	11,655 8,052	0 1	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

鳴川	14.7～ 15.5	二郷左岸	越水 22		672 672				672 672			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	鹿島台出張所
	16.5～ 16.7	二郷左岸	越水 23		357 357				357 357			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	17.1～ 17.3	二郷左岸	越水 24		205 205				205 205			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	17.3～ 17.5	練牛左岸	越水 25		175 175				175 175			警戒巡視 避難誘導	R6評定区間:17.3～17.7	野田橋	美里町	
	17.5～ 17.7	練牛左岸	越水		0 0				106 106			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による R6評定区間:17.3～17.7	野田橋	美里町	
	18.3～ 19.5	練牛左岸	越水 26		1,473 1,473				1,473 1,473			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	17.3+88～ 20.5+111	練牛左岸	基礎地盤漏水 27		2,745 0				2,745 368			月輪工 釜段工		野田橋	美里町 大崎市	
	19.7～ 20.7	練牛左岸	越水 28		908 908				908 908			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	20.7+170～ 21.1	練牛左岸	越水 29		395 395				395 395			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	21.0～ 21.1	練牛左岸	基礎地盤漏水 30	150 150				150 150				釜段工	S61.8月実績 漏水Ⅰ有	野田橋	美里町	
	21.1～ 21.4	練牛左岸	基礎地盤漏水 31		260 0				260 0			月輪工 釜段工	S22、23年実績 漏水Ⅱ有	野田橋	美里町	
	21.1～ 21.5	練牛左岸	越水 32		560 560				560 560			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	21.4	塩釜左岸	基礎地盤漏水 33		100 0				100 0			月輪工 釜段工	S61年実績 漏水Ⅱ有	野田橋	美里町	
	21.7～ 24.1	塩釜左岸	越水 34		2,599 2,599				2,599 2,599			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	23.0～ 23.3	塩釜左岸	水衝・洗掘 35		600 47				600 47			木流し工		野田橋	美里町	
	23.1～ 23.3	塩釜左岸	基礎地盤漏水 36		50 0				50 0			月輪工 釜段工		野田橋	美里町	
	23.9	塩釜左岸	基礎地盤漏水 37		280 0				280 0			月輪工 釜段工		野田橋	美里町	
	24.1～ 24.5	水越左岸	越水 38		451 451				451 451			警戒巡視 避難誘導		野田橋	美里町	
	24.7～ 25.9	水越左岸	越水 39		1,422 1,422				1,422 1,422			警戒巡視 避難誘導		野田橋 下中ノ目	美里町	
	25.3～ 25.7	水越左岸	水衝・洗掘 40		500 0				500 0			木流し工		下中ノ目	美里町	
	25.9～ 28.3	水越左岸	越水 41	1,946 1,946				1,946 1,946				警戒巡視 避難誘導		下中ノ目	美里町	
小 計				2,096 2,096	13,752 9,264	0 0	0 0	2,096 2,096	13,858 9,738	0 0	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名及び 左右岸別	評定種別及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対策水防 工 法 名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
鳴瀬川	28.2	水越左岸	基礎地盤漏水 42		200 0				200 0			釜段工	S22年実績 漏水Ⅰ有	下中ノ目	美里町	鹿島台 鹿・大
	28.3～ 29.3	下中ノ目左岸	越水 43	1,383 1,383				1,383 1,383			警戒巡視 避難誘導		下中ノ目	大崎市		
	28.7～ 28.8	下中ノ目左岸	基礎地盤漏水 44		200 0				200 0		釜段工	旧川跡 漏水Ⅰ有	下中ノ目	大崎市		
	29.3～ 30.7	下中ノ目左岸	越水 45		1,293 1,293				1,293 1,293		警戒巡視 避難誘導		下中ノ目 三本木橋	大崎市		
	30.7～ 31.7	下中ノ目左岸	越水 46		1,107 811				1,107 811		警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市		
	31.2～ 31.7	下中ノ目左岸	基礎地盤漏水 47	690 690				690 690			釜段工	S61,H14年実績 漏水Ⅰ有	三本木橋	大崎市		
	31.7～ 32.1	三本木下流左岸	越水 48	303 303				303 303			警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市		
	32.9～ 33.5	三本木下流左岸	越水 49	641 641				641 641			警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市		
	33.5～ 33.7	三本木下流左岸	越水 50		200 200				200 200		警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市		
	33.7～ 34.5	三本木下流左岸	越水 51	591 591				591 591			警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市		
	34.5～ 35.5	三本木下流左岸	越水 52		995 995				995 995		警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市		
	35.5～ 36.3	三本木下流左岸	越水 53	886 886				886 886			警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	三本木橋	大崎市		
	35.9	三本木下流左岸	水衝・洗掘 54		70 0				70 0		木流し工		三本木橋	大崎市		
	36.3～ 37.5	三本木上流左岸	越水 55	1,015 1,015				1,015 1,015			警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市		
	37.5～ 38.9	三本木上流左岸	越水 56		1,408 1,408				1,408 1,408			警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市	
	38.9～ 40.9	高倉左岸	越水 57		2,082 2,082				2,082 2,082			警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市	
川	0.1～ 1.3	中下右岸	基礎地盤漏水 58		1,034 1,034				1,034 1,034			月輪工 釜段工		鹿島台(鳴)	東松島市	鳴瀬
	0.8+20～ 1.0+160	中下右岸	堤体漏水 59		339 0				339 0		月輪工		鹿島台(鳴)	東松島市		
	9.3	背割堤右岸	基礎地盤漏水 60		150 150				150 150		釜段工	旧川跡 漏水Ⅰ無	鹿島台(鳴)	東松島市 松島町	鹿島台	
	9.6～ 10.1	二子屋右岸	越水 61		519 519				519 519		警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴) 野田橋	大崎市		
	9.8～ 10.1	二子屋右岸	水衝・洗掘 62		250 0				250 0		木流し工	H14年実績	鹿島台(鳴) 野田橋	大崎市		
	小 計				5,509 5,509	9,847 8,492	0 0	0 0	5,509 5,509	9,847 8,492	0 0	0 0				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

鳴瀬川	9.9～ 11.7	木間塚右岸	基礎地盤漏水 63		1,759 1,633				1,759 1,633			月輪工 釜段工	S61年実績 漏水Ⅱ有	鹿島台(鳴) 野田橋	大崎市	鹿島台出張所
	10.9+145～ 11.1	木間塚右岸	越水 64		52 52				52 52			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	11.1～ 11.3	木間塚右岸	越水 65		179 179				179 179			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	11.4～ 12.77	木間塚右岸	堤体漏水 66		1,026 0				1,026 0			月輪工		野田橋	大崎市	
	11.7～ 11.7+150	木間塚右岸	基礎地盤漏水 67	150 150				150 150				月輪工 釜段工	H28.8.31(台風10号) による漏水	野田橋	大崎市	
	11.7+150～ 12.0	木間塚右岸	基礎地盤漏水 68		143 143				143 143			月輪工 釜段工		野田橋	大崎市	
	12.0～ 14.1	木間塚右岸	基礎地盤漏水 69		2,110 513				2,110 513			月輪工 釜段工	S61年実績 漏水Ⅱ有	野田橋	大崎市	
	12.5～ 12.9	木間塚右岸	越水 70		380 380				380 380			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	13.5～ 13.9	木間塚右岸	越水 71		403 403				403 403			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	13.9～ 14.1	木間塚右岸	越水 72		185 185				185 185			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	14.1～ 14.2	木間塚右岸	基礎地盤漏水 73	170 170				170 23				月輪工 釜段工	●重点監視区間 S61. 8月(開取り確認)実績履Ⅱ	野田橋	大崎市	
	14.1～ 14.1+147	木間塚右岸	越水 74	147 147				147 147				警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	14.3～ 14.5	船越右岸	基礎地盤漏水 75	150 150				150 150				月輪工 釜段工	●重点監視区間 S61実績(開取り確認)漏水Ⅱ有	野田橋	大崎市	
	14.3～ 14.5	船越右岸	越水 76		154 4				154 4			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	14.7～ 14.9	船越右岸	越水 77		191 191				191 191			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	14.9～ 15.1	船越右岸	越水 78		206 206				206 206			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	15.1～ 15.5	船越右岸	越水 79		355 355				355 355			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	15.1～ 15.5	船越右岸	基礎地盤漏水 80		360 5				360 5			釜段工	H1～2 L=500m 1種側帯 漏水Ⅰ無	野田橋	大崎市	
	15.5～ 15.9	船越右岸	基礎地盤漏水 81		407 0				407 0			月輪工 釜段工	S61年実績 漏水Ⅱ有	野田橋	大崎市	
	15.7～ 15.95	船越右岸	越水 82		202 202				202 202			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	15.95～ 16.05	船越右岸	堤体漏水 83		30 30				30 30			月輪工		野田橋	大崎市	
小 計				617 617	8,142 4,481	0 0	0 0	617 470	8,142 4,481	0 0	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名及び 左右岸別	評定種別及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対策水防 工 法 名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
鳴瀬川	16.5～ 16.7	船 越 右 岸	越水 84		170 170				170 170			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	鹿島台出張所
	16.3～ 16.9	船 越 右 岸	基礎地盤漏水 85		660 490				660 490			月輪工 釜段工	漏水Ⅱ有 S25, 57, 61年実績	野田橋	大崎市	
	17.7～ 18.9	船 越 右 岸	越水 86		1,148 1,148				1,148 1,148			警戒巡視 避難誘導	R6評定区間:17.7～19.1	野田橋	大崎市	
	18.9～ 19.1	船 越 右 岸	越水		0 0				203 203			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による R6評定区間:17.7～19.1	野田橋	大崎市	
	19.3～ 19.5	船 越 右 岸	越水		0 0				204 204			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	野田橋	大崎市	
	19.9～ 20.1	船 越 右 岸	越水		0 0				203 203			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	野田橋	大崎市	
	20.3～ 21.0	船 越 右 岸	基礎地盤漏水 87		742 742				742 551			釜段工	S60、H29年実績 旧川跡 漏水Ⅰ有	野田橋	大崎市 美里町	
	20.5～ 20.7	船 越 右 岸	越水		0 0				191 191			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	野田橋	大崎市	
	20.9～ 21.1	船 越 右 岸	越水		0 0				190 190			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	野田橋	大崎市	
	21.0～ 21.3	須摩屋 右 岸	水衝・洗掘 88		370 370				370 370			木流し工		野田橋	大崎市	
	21.7～ 22.3	須摩屋 右 岸	越水 89		606 606				606 606			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	22.5～ 22.7	須摩屋 右 岸	越水		0 0				190 190			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	野田橋	大崎市	
	22.7～ 24.1	須摩屋 右 岸	越水 90		1,407 1,357				1,407 1,357			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	23.5+50	須摩屋 右 岸	基礎地盤漏水 91	50 50					50 50			釜段工	H9.6 実績 漏水Ⅰ有	野田橋	大崎市	
	23.8～ 24.0	須摩屋 右 岸	基礎地盤漏水 92		200 0				200 0			月輪工 釜段工	H14.6 実績	野田橋	大崎市	
	24.1～ 24.5	山 王 右 岸	越水 93		408 408				408 408			警戒巡視 避難誘導		野田橋	大崎市	
	24.7～ 26.9	山 王 右 岸	越水 94		2,191 2,191				2,191 2,191			警戒巡視 避難誘導		野田橋 下中ノ目	大崎市	
	26.9～ 27.1	山 王 右 岸	越水 95	191 191					191 191			警戒巡視 避難誘導		下中ノ目	大崎市	
	27.1～ 27.3	鈴根五郎 右 岸	越水 96		294 294				294 294			警戒巡視 避難誘導		下中ノ目	大崎市	
	27.3～ 30.1	鈴根五郎 右 岸	越水 97		2,499 2,249				2,499 2,249			警戒巡視 避難誘導		下中ノ目 三本木橋	大崎市	
	27.5～ 27.9	鈴根五郎 右 岸	基礎地盤漏水 98	250 250					250 250			釜段工	●重点監視区間 S23年実績 漏水Ⅰ有	下中ノ目	大崎市	
	小 計				491 491	10,695 10,025	0 0	0 0	491 491	11,876 11,015	0 0	0 0				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

鳴瀬川	28.7～ 29.0	鈴根五郎 右 岸	水衝・洗掘 99		350 0			350 0				木流し工		下中ノ目	大崎市	大崎出張所
	30.1～ 31.3	鈴根五郎 右 岸	越水 100	1,215 1,215			1,215 1,215					警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市	
	30.7～ 30.9	鉄砲町 右 岸	水衝・洗掘 101		200 0			200 0				木流し工		三本木橋	大崎市	
	30.9～ 31.5	鉄砲町 右 岸	基礎地盤漏水 102		500 0			500 0				月輪工 釜段工	S57 実績漏水Ⅱ有	三本木橋	大崎市	
	31.3～ 32.3	鉄砲町 右 岸	越水 103		1,022 1,022			1,022 1,022				警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市	
	32.3～ 32.5	三本木下流 右 岸	越水 104	146 146			146 146					警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市	
	32.5～ 33.9	三本木下流 右 岸	越水 105		1,381 1,381			1,381 1,381				警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市	
	33.1～ 33.3	三本木下流 右 岸	水衝・洗掘 106		100 0			100 0				木流し工		三本木橋	大崎市	
	33.9～ 34.5	三本木下流 右 岸	越水 107	609 609			609 609					警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市	
	34.5～ 35.7	三本木下流 右 岸	越水 108		1,198 1,198			1,198 1,198				警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市	
	35.7～ 36.3	三本木下流 右 岸	越水 109	605 605			605 605					警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	三本木橋	大崎市	
	36.3～ 38.7	三本木下流 右 岸	越水 110		2,218 2,218			2,218 2,218				警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市	
	39.3～ 40.3	坂 本 右 岸	越水 111		989 989			989 989				警戒巡視 避難誘導		三本木橋	大崎市	
	40.5	坂 本 右 岸	水衝・洗掘 112		50 50			50 50				木流し工		三本木橋	大崎市	
	2.7	小 野 左右岸	工作物 橋梁 113				1				1	鳴瀬大橋 桁下高不足	鹿島台(鳴)	東松島市	鳴瀬	
	5.0+35	背割堤 左右岸	工作物 橋梁 114				1				1	東松島大橋 桁下高不足	鹿島台(鳴)	東松島市		
	14.2	船 越 左右岸	工作物 橋梁 115				1				1	木間塚大橋 桁下高不足	野田橋	美里町 大崎市	鹿島台	
	17.4	練 牛 左右岸	工作物 橋梁 116				1				1	感恩橋 桁下高不足	野田橋	美里町 大崎市		
	24.0+106	塩 釜 左右岸	工作物 橋梁 117				1				1	東北本線鉄橋(上) 桁下高不足	野田橋	美里町 大崎市		
24.0+106	塩 釜 左右岸	工作物 橋梁 118				1				1	東北本線鉄橋(下) 桁下高不足	野田橋	美里町 大崎市			
24.7	水 越 左右岸	工作物 橋梁 119				1				1	野田橋 桁下高不足	野田橋	美里町 大崎市			
小 計				2,575 2,575	8,008 6,858	0 0	0 7	2,575 2,575	8,008 6,858	0 0	0 7					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名及び 左右岸別	評定種別及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所 鹿島台
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
鳴瀬川	24.7	水 越 左右岸	工作物 橋梁 120				1				1		小牛田幹線鳴瀬川下水管橋 桁下高不足	野田橋	美里町 大崎市	大崎出張所
	29.7+120	下中ノ目 左右岸	工作物 橋梁 121				1				1		新志田橋 桁下高不足	下中ノ目	大崎市	
	34.6	三本木下流 左右岸	工作物 橋梁 122				1				1		東北新幹線鳴瀬川鉄道橋 桁下高不足	三本木橋	大崎市	
	35.7+147	三本木下流 左右岸	工作物 橋梁 123			1					1		三本木橋 桁下高不足	三本木橋	大崎市	
	36.3+93	三本木上流 左右岸	工作物 橋梁 124				1				1		三本木大橋 桁下高不足	三本木橋	大崎市	
	37.5+118	三本木上流 左右岸	工作物 橋梁 125				1				1		東北自動車道鳴瀬川橋梁 桁下高不足	三本木橋	大崎市	
	39.3+23	坂 本 左右岸	工作物 橋梁 126				1				1		高倉橋 桁下高不足	三本木橋	大崎市	
小 計				0 0	0 0	0 1	0 6	0 0	0 0	0 1	0 6					
合 計				11,848 11,848	62,157 47,020	0 2	0 13	11,906 11,759	63,386 48,636	0 2	0 13					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

多田川	2.9～	多田川	基礎地盤漏水	50				50				月輪工	H14実績(開取り調査結果)	三本木橋	大崎市	大崎
	3.0	左岸	1	50				50				釜段工	漏水Ⅱ有	三本木橋	大崎市	
	0.0～	多田川	基礎地盤漏水		1,503				1,503			釜段工		三本木橋	大崎市	
	1.55	右岸	2		1,503				1,503							
小 計				50 50	1,503 1,503	0 0	0 0	50 50	1,503 1,503	0 0	0 0					
合 計				50 50	1,503 1,503	0 0	0 0	50 50	1,503 1,503	0 0	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対策水防 工 法 名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
鞍 坪 川	0.2～ 0.4	鞍 坪 右 岸	越水 1		201 201				201 201			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴)	東松島市	鹿島台
	0.7～ 0.8	鞍 坪 右 岸	越水 2		100 100				100 100			警戒巡視 避難誘導		鹿島台(鳴)	東松島市	
	小 計				0 0	301 301	0 0	0 0	0 0	301 301	0 0	0 0				
合 計				0 0	301 301	0 0	0 0	0 0	301 301	0 0	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

吉 田 川	9.7+33～ 9.7+49	鎌 巻 左 岸	堤体漏水	1	16 16			16 16				月輪工		鹿島台(吉)	大崎市	鹿島台出張所
	11.2～ 11.4	鎌 巻 左 岸	越水	2		224 224		224 224				警戒巡視 避難誘導		粕 川	大崎市	
	11.6～ 12.0	内 浦 左 岸	越水	3		463 463		463 463				警戒巡視 避難誘導		粕 川	松島町	
	12.0～ 12.6	内 浦 左 岸	越水	4		589 589		589 589				警戒巡視 避難誘導		粕 川	松島町	
	13.0～ 13.2	内 浦 左 岸	水衝・洗掘	5		180 180		180 180				木流し工	H9.6実績 法面崩落及び洗掘	粕 川	松島町	
	16.0+60～ 17.2	下志田 左 岸	堤体漏水	6		1,412 1,412		1,412 1,412				月輪工		粕 川	大崎市	
	17.6～ 18.0	粕 川 左 岸	堤体漏水	7		439 439		439 439				月輪工		粕 川	大郷町	鳴瀬出張所
	24.7～ 25.3	檜和田 左 岸	越水			0 0		566 295				警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	落 合	大和町	
	25.0～ 25.63	檜和田 左 岸	基礎地盤漏水	8	621 621			621 621				月輪工 釜段工	H27堤防詳細点検結果	落 合	大和町	
	28.1～ 28.5	檜和田 左 岸	越水			0 0		400 400				警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	落 合	大和町	
	28.7～ 29.1	吉田川上流 左 岸	越水			0 0		430 430				警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	落 合	大和町	
	29.1～ 31.5	吉田川上流 左 岸	越水	9		2,901 2,901		2,901 2,901				警戒巡視 避難誘導	●危険箇所	落 合	大和町	
	2.7～ 3.6	浅 井 右 岸	基礎地盤漏水	10		900 900		900 900				釜段工		鹿島台(吉)	東松島市	
	2.9+70	浅 井 右 岸	工作物 樋管	11			1			1			浅井排水樋管(許) 応急対策E未施工箇所	鹿島台(吉)	東松島市	
	3.2～ 3.4	浅 井 右 岸	越水	12		151 151		151 151				警戒巡視 避難誘導		鹿島台(吉)	東松島市	
	3.2～ 3.4+142	浅 井 右 岸	堤体漏水	13		293 142		293 142				月輪工		鹿島台(吉)	東松島市	
	3.6～ 4.2+138	浅 井 右 岸	基礎地盤漏水	14		508 508		508 508				釜段工		鹿島台(吉)	東松島市	
	4.38～ 5.03	浅 井 右 岸	基礎地盤漏水	15		600 600		600 600				月輪工 釜段工	S41.S61 実績漏水Ⅱ有 月輪工4.5～4.6	鹿島台(吉)	東松島市	
	4.4～ 4.8	浅 井 右 岸	堤体漏水	16		347 0		347 0				月輪工		鹿島台(吉)	東松島市	
	5.6～ 5.8	浅 井 右 岸	越水	17		225 225		225 225				警戒巡視 避難誘導		鹿島台(吉)	東松島市	
	5.8～ 6.6	浅 井 右 岸	越水	18		589 589		589 589				警戒巡視 避難誘導		鹿島台(吉)	東松島市	
小 計					637 9,821 637 9,323	0 0 1 0	0 0 0 0	637 11,217 637 10,448	0 0 1 0	0 0 0 0	0 0 0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所	
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
吉田川	6.0+40	浅井右岸	工作物 機場	19		1				1			川下揚水機場(許)用途廃止樋管	鹿島台(吉)	東松島市	鳴瀬出張所	
	6.8～7.2+105	若針右岸	越水	20	408 408			408 408				警戒巡視 避難誘導		鹿島台(吉)	東松島市 松島町		
	7.4～8.4	若針右岸	越水	21	1,006 1,006			1,006 1,006				警戒巡視 避難誘導		鹿島台(吉)	松島町		
	8.4～8.6	若針右岸	越水	22	204 204			204 204				警戒巡視 避難誘導		鹿島台(吉)	松島町		
	8.1～10.05	若針右岸	堤体漏水	23	1,114 387			1,114 387			月輪工	S61年度実績	鹿島台(吉) 粕川	松島町			
	9.1	若針右岸	工作物 樋管	24		1				1			大黒沢排水樋管(許)応急対策D未施工箇所	鹿島台(吉)	松島町		
	9.2～9.4	若針右岸	越水	25	156 156			156 156				警戒巡視 避難誘導		鹿島台(吉)	松島町		
	9.8～10.2	二子屋右岸	越水	26	388 388			388 388				警戒巡視 避難誘導		鹿島台(吉) 粕川	松島町		
	10.2～10.6	二子屋右岸	越水	27	415 178			415 178				警戒巡視 避難誘導		鹿島台(吉) 粕川	松島町		
	10.4～10.8	二子屋右岸	基礎地盤漏水	28	400 400			400 400			月輪工	H27.9.11実績 漏水Ⅰ有	粕川	松島町			
	11.25～12.4	鹿渡右岸	堤体漏水	29	958 176			958 176			月輪工		粕川	松島町			
	11.8～12.0	鹿渡右岸	越水	30	188 188			188 188				警戒巡視 避難誘導		粕川	松島町		
	12.2～12.6	鹿渡右岸	越水	31	428 210			428 210				警戒巡視 避難誘導		粕川	松島町		
	12.4～12.9	鹿渡右岸	基礎地盤漏水	32	405 405			405 405			月輪工 釜段工	●重点監視区間 H29.10.23 実績	粕川	松島町			
	12.6～12.8+115	鹿渡右岸	堤体漏水	33	302 0			302 0			月輪工		粕川	松島町			
	12.8～13.0	鹿渡右岸	越水	34	229 129			229 129				警戒巡視 避難誘導		粕川	松島町		
	13.5～14.89	鹿渡右岸	堤体漏水	35	1,460 1,460			1,460 1,460			月輪工		粕川	松島町 大郷町			
	14.8+90～17.6+97	山崎右岸	堤体漏水	36	3,004 3,004			3,004 3,004			月輪工		粕川	大郷町			
	19.95～24.8	袋右岸	堤体漏水	37	4,900 4,900			4,900 4,696			月輪工		粕川 落合	大郷町 大和町			
	24.7～25.3	鷹ノ巣右岸	越水		0 0			727 727			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	落合	大和町			
	小 計				805 805	15,160 12,794	0 2	0 0	805 805	15,887 13,317	0 2	0 0					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

吉田川	25.3～26.1	鶴巣右岸	越水		0			631	631			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	落 合	大和町	鳴瀬出張所
	27.1～27.7	鶴巣右岸	越水		0			671	671			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	落 合	大和町	
	27.9～28.3	鶴巣右岸	越水		0			343	343			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	落 合	大和町	
	28.7～28.9	吉田川上流右岸	越水	38	204			204	204			警戒巡視 避難誘導	●危険箇所 河道掘削による	落 合	大和町	
	28.9～30.3	吉田川上流右岸	越水	39	1,389			1,389	1,389			警戒巡視 避難誘導		落 合	大和町	
	30.3～30.5	吉田川上流右岸	越水	40	275			275	275			警戒巡視 避難誘導		落 合	大和町	
	31.1～31.7	吉田川上流右岸	越水	41	592			592	592			警戒巡視 避難誘導		落 合	大和町 富谷市	
	11.2	二子屋左右岸	工作物 橋梁	42			1				1		東北本線鉄橋(上) 桁下高不足	粕 川	松島町 大崎市	鳴瀬鹿島台
	11.2	二子屋左右岸	工作物 橋梁	43			1				1		東北本線鉄橋(下) 桁下高不足	粕 川	松島町 大崎市	
	13.3	内浦左右岸	工作物 橋梁	44			1				1		品井沼大橋 桁下高不足	粕 川	松島町	
	17.4+17	粕川左右岸	工作物 橋梁	45			1				1		大郷大橋 桁下高不足	粕 川	大郷町	
吉田川	20.0+16	粕川左右岸	工作物 橋梁	46			1				1		粕川橋 桁下高不足	粕 川	大郷町	鳴瀬出張所
	25.7+136	檜和田左右岸	工作物 橋梁	47			1			1			悟溪寺橋 桁下高不足 河道掘削による	落 合	大和町	
	27.0+108	檜和田左右岸	工作物 橋梁				0				1		八幡堂歩道橋 桁下高不足 河道掘削による	落 合	大和町	
	28.7+40	檜和田左右岸	工作物 橋梁				0				1		落合橋 桁下高不足 河道掘削による	落 合	大和町	
	31.7	吉田川上流左右岸	工作物 橋梁	48			1				1		高田橋 桁下高不足	落 合	大和町 富谷市	
	小 計				0	2,460	0	204	3,901	0	0					
					0	2,460	0	7	204	3,901	1	8				
	合 計				1,442	27,441	0	0	1,646	31,005	0	0				
					1,442	24,577	3	7	1,646	27,666	4	8				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
竹	0.0～ 0.2	竹林川下流 左 岸	越水 1	216 216				216 216				警戒巡視 避難誘導	R6評定区間:0.0～1.6	新田橋	大和町	鳴瀬出張所
	0.2～ 0.8	竹林川下流 左 岸	越水	0 0				600 600				警戒巡視 避難誘導	最新情報による R6評定区間:0.0～1.6	新田橋	大和町	
	0.8～ 1.4	竹林川下流 左 岸	越水 2		546 546			546 546				警戒巡視 避難誘導	最新情報による R6評定区間:0.0～1.6	新田橋	大和町	
	1.4～ 1.6	竹林川下流 左 岸	越水 3	219 219				219 219				警戒巡視 避難誘導	R6評定区間:0.0～1.6	新田橋	大和町 富谷市	
	1.6～ 2.0	竹林川下流 左 岸	越水 4		277 277				277 277			警戒巡視 避難誘導		新田橋	富谷市	
	2.0～ 2.2	竹林川下流 左 岸	越水 5	189 189				189 189				警戒巡視 避難誘導		新田橋	富谷市	
	2.2～ 2.6	竹林川上流 左 岸	越水 6	418 418				418 418				警戒巡視 避難誘導		新田橋	富谷市	
	2.2～70	竹林川上流 左 岸	水衝・洗掘 7		10 0				10 0			木流し工	H27.9.11実績 護岸上流端部の吸出し	新田橋	富谷市	
	2.6～ 2.8	竹林川上流 左 岸	越水 8		190 190				190 190			警戒巡視 避難誘導		新田橋	富谷市	
	2.8～ 3.6	竹林川上流 左 岸	越水 9	785 785				785 785				警戒巡視 避難誘導		新田橋	富谷市	
林	0.0～ 0.2	竹林川下流 右 岸	越水		0 0				191 191			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	新田橋	大和町	鳴瀬出張所
	0.4～ 0.6	竹林川下流 右 岸	越水		0 0				227 227			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	新田橋	大和町	
	0.8～ 1.0	竹林川下流 右 岸	越水		0 0				219 219			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	新田橋	大和町	
	1.2～ 1.6	竹林川下流 右 岸	越水 10		415 415				415 415			警戒巡視 避難誘導		新田橋	大和町	
	0.7	竹林川下流 右 岸	工作物 樋管 11			1				1			鼠谷揚水樋管 応急対策未施工箇所	新田橋	大和町	
	1.6～ 1.8	竹林川下流 右 岸	越水 12		182 182				182 182			警戒巡視 避難誘導		新田橋	大和町	
	1.8～ 2.0	竹林川下流 右 岸	越水		0 0				188 188			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	新田橋	大和町	
	2.0～ 2.2	竹林川上流 右 岸	越水 13	215 215				215 215				警戒巡視 避難誘導		新田橋	大和町	
	2.2～ 3.6	竹林川上流 右 岸	越水 14	1,447 1,447				1,447 1,447				警戒巡視 避難誘導		新田橋	大和町 富谷市	
	0.2+97	竹林川下流 左右岸	工作物 橋梁			0				1			東北自動車道竹林川橋梁 桁下高不足 河道掘削による	新田橋	大和町	
1.6	竹林川下流 左右岸	工作物 橋梁										竹林川水管橋 桁下高不足	新田橋	大和町		
小 計				3,489 3,489	1,620 1,610	0 2	0 0	4,635 4,635	1,899 1,889	0 2	0 1					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

竹林川	2.2	竹林川上流 左右岸	工作物 橋梁			1				1			堰下橋 桁下高不足	新田橋	大和町	鳴瀬出張所
	2.6+6	竹林川上流 左右岸	工作物 橋梁			1				1			本木橋 桁下高不足	新田橋	富谷市	
	小 計			0	0	0	0	0	0	0	0					
				0	0	2	0	0	0	2	0					
	合 計			3,489	1,620	0	0	4,635	1,899	0	0					
				3,489	1,610	4	0	4,635	1,889	4	1					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和7年度評定				令和6年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
善川	0.2～ 0.4	善川左岸	越水		0 0				252 252			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	塩 浪	大和町	鳴瀬出張所
	0.6～ 0.8	善川左岸	越水	1	295 295			295 295			警戒巡視 避難誘導		塩 浪	大和町		
	1.2～ 1.6	善川左岸	越水	2		407 407			407 407			警戒巡視 避難誘導		塩 浪	大和町	
	1.6～ 2.0	善川左岸	越水	3	426 426			426 426			警戒巡視 避難誘導		塩 浪	大和町		
	2.0～ 2.2	善川左岸	越水	4		211 211			211 211			警戒巡視 避難誘導		塩 浪	大和町	
	2.2～ 2.4	善川左岸	越水		0 0			206 206			警戒巡視 避難誘導	最新情報による R6評定区間:2.2～3.8	塩 浪	大和町 大衡村		
	2.4～ 3.6	善川左岸	越水	5		1,163 1,163		1,163 1,163			警戒巡視 避難誘導	最新情報による R6評定区間:2.2～3.8	塩 浪	大和町 大衡村		
	3.6～ 3.8	善川左岸	越水	6	202 202			202 202			警戒巡視 避難誘導	R6評定区間:2.2～3.8	塩 浪	大衡村		
	0.4～ 0.6	善川右岸	越水	7		191 191			191 191			警戒巡視 避難誘導		塩 浪	大和町	
	0.8+108～ 1.0	善川右岸	越水			0 0			97 97			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による	塩 浪	大和町	
	1.0～ 1.6	善川右岸	越水	8		616 616		616 616			警戒巡視 避難誘導	河道掘削による R6評定区間:1.0～2.0+89	塩 浪	大和町		
	1.6～ 2.0+89	善川右岸	越水	9	450 450			450 450			警戒巡視 避難誘導	R6評定区間:1.0～2.0+89	塩 浪	大和町		
	2.0+89～ 2.4+100	善川右岸	越水	10		411 411			411 411			警戒巡視 避難誘導		塩 浪	大和町	
	2.4+100～ 2.6	善川右岸	越水	11	96 96			96 96			警戒巡視 避難誘導		塩 浪	大和町		
	2.6～ 3.0	善川右岸	越水	12		416 416			416 416			警戒巡視 避難誘導		塩 浪	大和町	
	3.0～ 3.96	善川右岸	越水	13	845 845			845 845			警戒巡視 避難誘導		塩 浪	大和町 大衡村		
	0.0	善川左右岸	工作物 橋梁				0			1		新善川橋 桁下高不足 河道掘削による	塩 浪	大和町		
	0.4+65	善川左右岸	工作物 橋梁				0			1		善川橋 桁下高不足 河道掘削による	塩 浪	大和町		
	1.6+80	善川左右岸	工作物 橋梁	14			1			1		宮前橋 桁下高不足	塩 浪	大和町		
	2.0+52	善川左右岸	工作物 橋梁	15			1			1		大橋 桁下高不足	塩 浪	大和町		
3.0+78.9	善川左右岸	工作物 橋梁	16			1			1		海老沢橋 桁下高不足	塩 浪	大和町 大衡村			
小 計				2,314 2,314	3,415 3,415	0 3	0 0	4,299 4,299	1,985 1,985	0 3	0 2					
合 計				2,314 2,314	3,415 3,415	0 3	0 0	4,299 4,299	1,985 1,985	0 3	0 2					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

様式-3

注)上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は 工事施工→新堤防・旧川跡

注)上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は 工事施工→新堤防・旧川跡

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和7年度評定			令和6年度評定			対 策 水 防 工 法 名	変更理由等	水防警報対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸 間 (箇所)	工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸 間 (箇所)					
江 合 川	10.2	浦 谷 左 岸	1 陸間			1			1	積土のう工	浦谷第五陸間	浦 谷	浦谷町	浦谷
	16.2+80～ 16.8+157	北小牛田 左 岸	新堤防		0 0			660 644		シート張工	R3施工 L=660m	下谷地	大崎市	大 崎
	19.4～ 19.5	平 針 左 岸	2 旧川跡		120 120			120 120		釜段工	漏水Ⅰ無 対策済	下谷地	美里町	
	0.7～ 1.0	和 刈 右 岸	3 旧川跡		240 240			240 240		釜段工	漏水Ⅰ無 対策済	短 台	石巻市	浦 谷
	10.4～ 11.0	浦 谷 右 岸	4 陸間			3			3	積土のう工	川原町陸間、追廻町陸間、浦谷第十四陸間	浦 谷 下谷地	浦谷町	
	21.6+43～ 22.2+65	横 埴 右 岸	新堤防		0 0			757 757		シート張工	R3施工 L=757m	下谷地	美里町	大 崎
	22.7～ 23.4+62	横 埴 右 岸	新堤防		0 0			939 939		シート張工	R3施工 L=939m	下谷地	美里町	
	23.5～ 23.6	横 埴 右 岸	5 旧川跡		115 115			115 115		釜段工	漏水Ⅰ無 対策済	下谷地	美里町	
小 計				0 0	475 475	0 4	0 0	2,831 2,815	0 4					
合 計				0 0	475 475	0 4	0 0	2,831 2,815	0 4					

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は 工事施工→新堤防・旧川跡

鳴 瀬 川	0.2～ 1.9	浜 市 左 岸	1 旧川跡		250 250			250 250		釜段工	漏水Ⅰ無 対策済	鹿島台(鳴)	東松島市	鳴 瀬
	5.4+105～ 5.6+308	西福田 左 岸	新堤防		0 0			407 407		シート張工	R3施工 L=407m	鹿島台(鳴)	東松島市	
	12.1+58～ 12.5+106	砂 山 左 岸	2 新堤防		373 373			373 373		シート張工	R4施工 L=373m	野田橋	美里町	鹿 島 台 出 張 所
	12.5+156～ 13.7+84	砂 山 左 岸	3 新堤防		1,370 1,370			1,370 1,370		シート張工	R4施工 L=1,370m	野田橋	美里町	
	14.7+123～ 15.5+68	二 郷 左 岸	新堤防		0 0			674 350		シート張工	R3施工 L=674m	野田橋	美里町	
	15.3～ 15.7+50	二 郷 左 岸	4 旧川跡		600 600			600 600		月輪工		野田橋	美里町	
	16.3+133～ 16.5+280	二 郷 左 岸	新堤防		0 0			295 295		シート張工	R3施工 L=295m	野田橋	美里町	
	17.5+77～ 18.3+307	練 牛 左 岸	5 新堤防		704 704			704 704		シート張工	R5施工 L=704m	野田橋	美里町	
	17.5+40～ 18.3+270	練 牛 左 岸	6 旧川跡		680 680			680 680		月輪工		野田橋	美里町	
	18.7+60～ 18.7+267	練 牛 左 岸	7 新堤防		207 207			207 207		シート張工	R5施工 L=207m	野田橋	美里町	
	19.7+28～ 19.7+141	練 牛 左 岸	8 新堤防		113 113			113 113		シート張工	R5施工 L=113m	野田橋	美里町	
	20.0+60～ 20.3+50	練 牛 左 岸	9 旧川跡		230 230			230 230		月輪工		野田橋	美里町	
	20.5+203～ 20.7+172	練 牛 左 岸	10 新堤防		190 190			190 190		シート張工	R5施工 L=190m	野田橋	美里町	
	20.7+20～ 21.1+90	練 牛 左 岸	11 旧川跡		450 450			450 450		月輪工		野田橋	美里町	
	21.0+21～ 21.0+226	練 牛 左 岸	12 新堤防		205 205			205 205		シート張工	R5施工 L=205m	野田橋	美里町	
	28.1+10～ 28.3+100	水 越 左 岸	13 旧川跡		210 210			210 210		月輪工		下中ノ目	美里町 大崎市	
	28.5+120～ 28.9+10	水 越 左 岸	14 旧川跡		370 370			370 370		月輪工		下中ノ目	大崎市	
	35.7～ 36.1	三本木下流 左 岸	15 陸間			5			5	積土のう工	三本木第一陸間、第二陸間、第三陸間、第四陸間、第五陸間	三本木橋	大崎市	鹿 島 台
	12.1+60～ 12.7+155	木間塚 右 岸	新堤防		0 0			725 725		シート張工	R3施工 L=725m	野田橋	大崎市	
	12.7+137～ 13.5+170	木間塚 右 岸	16 新堤防		820 795			820 795		シート張工	R4施工 L=820m	野田橋	大崎市	
	14.1+147～ 15.7+51	船 越 右 岸	17 新堤防		1,483 1,483			1,483 1,483		シート張工	R4施工 L=1,483m	野田橋	大崎市	
合 計				0 0	8,255 8,230	0 5	0 0	10,356 10,007	0 5					

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は 工事施工→新堤防・旧川跡

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和7年度評定			令和6年度評定			対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
				工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸閘(箇所)	工事施工(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸閘(箇所)					
鳴瀬川	15.7+53～16.9+188	船越右岸	新堤防		0 0			1,221 1,221		シート張工	R3施工 L=1,221m	野田橋	大崎市	鹿島台
小計				0 0	0 0	0 0	0 0	1,221 1,221	0 0					
合計				0 0	8,255 8,230	0 5	0 0	11,577 11,228	0 5					

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は 工事施工→新堤防・旧川跡

多田川	3.5+8.1～3.5+44.8	多田川右岸	新堤防		0 0			38 38		シート張工	R3施工 L=38m	三本木橋	大崎市	大崎
小計				0 0	0 0	0 0	0 0	38 38	0 0					
合計				0 0	0 0	0 0	0 0	38 38	0 0					

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は 工事施工→新堤防・旧川跡

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和7年度評定			令和6年度評定			対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸 間 (箇所)	工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸 間 (箇所)					
吉田川	9.7+105～ 11.1	鎌 巻 左 岸	新堤防		0			1,418		シート張工	R3施工 L=1,418m	粕 川	大崎市	鹿島台出張所
	11.8	内 浦 左 岸	1 破堤跡		130 130			130 130		釜段工	S61.8破堤(漏水)	粕 川	松島町	
	15.0+102～ 15.0+239	下志田 左 岸	新堤防		0			137 0		シート張工	R3施工 L=137m	粕 川	大崎市	
	15.4+199～ 15.8+169	下志田 左 岸	新堤防		0			323 0		シート張工	R3施工 L=323m	粕 川	大崎市	
	16.3	下志田 左 岸	2 破堤跡		120 0			120 0		月輪工	S61.8破堤	粕 川	大崎市	鳴瀬
	20.7+104～ 20.9+100	粕 川 左 岸	新堤防		0			175 46		シート張工	R3施工 L=175m	落 合	大郷町	
	20.9	粕 川 左 岸	3 破堤跡		100 0			100 0		月輪工	R1.10.13破堤	落 合	大郷町	
	11.6+162～ 12.2+60	鹿 渡 右 岸	新堤防		0			450 450		シート張工	R3施工 L=450m	粕 川	松島町	
小 計				0	350	0	0	2,853	0					
合 計				0	130	0	0	2,044	0					
				0	350	0	0	2,853	0					
				0	130	0	0	2,044	0					

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は 工事施工→新堤防・旧川跡

善川	0.0k+89～ 0.2k+23	善 川 左 岸	新堤防 1		170 170			170 170		シート張工	R5施工 L=170m	塩 浪	大和町	鳴瀬出張所
	0.4k+109～ 0.6k+53	善 川 左 岸	新堤防 2		193 193			193 193		シート張工	R5施工 L=193m	塩 浪	大和町	
	1.2k+62～ 1.6k+57	善 川 左 岸	新堤防 3		396 396			396 396		シート張工	R5施工 L=396m	塩 浪	大和町	
	1.6k+94～ 2.0k+19	善 川 左 岸	新堤防 4		325 325			325 325		シート張工	R5施工 L=325m	塩 浪	大和町	
	2.0k+54～ 2.2k+115	善 川 左 岸	新堤防 5		261 261			261 261		シート張工	R5施工 L=261m	塩 浪	大和町 大衡村	
	0.0k+77～ 0.2k+119	善 川 右 岸	新堤防 6		242 242			242 242		シート張工	R5施工 L=242m	塩 浪	大和町	
	0.4k+62～ 0.4+121	善 川 右 岸	新堤防 7		59 59			59 59		シート張工	R5施工 L=59m	塩 浪	大和町	
	0.4k+112～ 0.8k+114	善 川 右 岸	新堤防 8		430 430			430 430		シート張工	R5施工 L=430m	塩 浪	大和町	
	0.9k+68.218～ 1.0k+160	善 川 右 岸	新堤防 9		191 191					シート張工	R6施工 L=191m	塩 浪	大和町	
	1.0k+150～ 1.6k	善 川 右 岸	新堤防 10		450 450					シート張工	R6施工 L=450m	塩 浪	大和町	
	1.6k+96～ 2.0k+41	善 川 右 岸	新堤防 11		345 345			345 345		シート張工	R5施工 L=345m	塩 浪	大和町	
	2.0k+89～ 2.6k+196	善 川 右 岸	新堤防 12		708 708			708 708		シート張工	R5施工 L=708m	塩 浪	大和町 大衡村	
	3.0+100～ 3.8+139	善 川 右 岸	新堤防 13		839 839			839 839		シート張工	R4施工 L=839m	塩 浪	大衡村	
小 計				0	4,609	0	0	3,968	0					
合 計				0	4,609	0	0	3,968	0					
				0	4,609	0	0	3,968	0					
				0	4,609	0	0	3,968	0					

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は 工事施工→新堤防・旧川跡

「特定の区間」調書

様式－4

河 川 名	距 離 標	地 区 名 及 び 左右岸別	延 長	図面番号	水防警報対象観測所	関連市町村	出 張 所
北上川	31.0k 34.0k	登米 右岸	3.0km	1	登米 米谷	登米市	米谷出張所
	34.0k 35.7k	水越 右岸	1.7km	2	米谷	登米市	
	35.7k 36.9k	巻 右岸	1.2km	3	米谷	登米市	
	36.9k 37.9k	米谷掘削 右岸	1.0km	4	米谷 大泉	登米市	
	37.9k 46.5k	上沼浅水 右岸	8.6km	5	大泉	登米市	
	46.5k 47.7k	簗巻 右岸	1.2km	6	大泉	登米市	
	47.7k 49.0k	大泉 右岸	1.3km	7	大泉	登米市	
小 計			18.0km				
旧北上川	0.6k 3.4k	石巻 右岸	2.8km	1	大森 門脇	石巻市	涌谷出張所
	3.4k 6.4k	袋谷地 右岸	3.0km	2	大森 門脇	石巻市	
	6.4k 8.1k	水押 右岸	1.7km	3	大森 門脇	石巻市	
	8.1k 9.7k	蛇田 右岸	1.6km	4	大森 門脇	石巻市	
	9.7k 18.8k	鹿又 右岸	9.1km	5	大森・門脇 和潤	石巻市	
	18.8k 22.2k	前谷地 右岸	3.4km	6	和潤	石巻市	
小 計			21.6km				
江合川	6.0k 8.0k	市道 右岸	2.0km	1	涌谷	涌谷町	涌谷出張所
	8.0k 10.0k	砂出 右岸	2.0km	2	涌谷 下谷地	涌谷町	
	10.0k 11.4k	涌谷 右岸	1.4km	3	下谷地	涌谷町	
	11.4k 14.6k	桜町 右岸	3.2km	4	下谷地	涌谷町	
	14.6k 15.1k	桜町 右岸	0.5km	5	下谷地	涌谷町	大崎出張所
	15.1k 19.6k	小牛田 右岸	4.5km	6	下谷地	美里町	
	19.6k 24.4k	横埴 右岸	4.8km	7	下谷地	美里町	
	24.4k 26.0k	北浦 右岸	1.6km	8	下谷地	大崎市	
	26.2k 27.4k	福沼 右岸	1.2km	9	荒雄	大崎市	
	27.4k 30.6k	荒雄 右岸	3.2km	10	荒雄	大崎市	
小 計			24.4km				
鳴瀬川	0.2k 2.0k	浜市 左岸	1.8km	1	鹿島台	東松島市	鳴瀬出張所
	2.0k 4.4k	小野 左岸	2.4km	2	鹿島台	東松島市	
	4.4k 5.2k	西福田 左岸	0.8km	3	鹿島台	東松島市	
小 計			5.0km				
合 計			69.0km				

第2-2表(知事管理分)

令和7年度重要水防箇所総括表

区 分 (水防区・水系)	海岸 (上段) 河川 (下段)	箇所数	延長(m)	重要度A(水防上最も重要な区間)						重要度B(水防上重要な区間)						要注意区間			備 考	
				堤防(m)						堤防(m)						工事物 (箇所)	新堤防 破堤跡 旧川跡 (m)			
				堤防高	堤防断面	法崩れ すべり 沈下	漏水	水 衝 洗 掘	計	堤防高	堤防断面	法崩れ すべり 沈下	漏水	水 衝 洗 掘	計					
大 河 原	12	14	2,850	50	600	0	0	0	250	900		880			580	1,460		490		
仙 台	13	34	16,924	5,604						5,604		9,220			1,930	11,150		170		
大 崎	32	226	42,661	3,964	0	0	9,440	242		13,646		4,200	0	0	2,700	2,420	9,320	19,695		
栗 原	24	138	29,471	1,200	1,000	0	11	0		2,211		6,980	8,500	2,320	2,100	100	20,000	7,260	7	
登 米	12	22	21,220	1,900			980			2,880		8,900			8,940	500	18,340			
石 巻	11	25	28,188	3,400	0	0	5,760	0		9,160		14,442	0	0	3,730	0	18,172	856		
気 仙 沼	7	24	8,221	0	0	0	0	0	0	0		5,983	0	0	0	0	5,983	2,238	4	
合 計	111	483	149,535	16,118	1,600	0	16,191	492		34,401		50,605	8,500	2,320	17,470	5,530	84,425	0	30,709	11
一 級 水 系	阿武隈川	11	15	5,620	1,850	600	0	0	250	2,700		1,930	0	0	0	500	2,430	490		
	名取川	4	9	3,190	0	0	0	0	0	0		2,810	0	0	0	380	3,190	0		
	鳴瀬川	18	108	22,409	3,164	0	0	0	242	3,406		7,000	0	0	0	2,000	9,000	10,003		
	北上川	53	273	97,735	7,300	1,000	0	15,971	0	24,271		28,600	8,500	2,320	17,470	1,020	57,910	15,554	7	
	坂元川	2	2	3,420	0	0	0	0	0	0		3,420	0	0	0	0	3,420	0		
二 級 水 系	七北田川	2	12	2,470	0	0	0	0	0	0		840	0	0	0	1,630	2,470	0		
	砂押川	1	1	20	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	20	0		
	高城川	7	38	6,428	3,804	0	0	220	0	4,024		0	0	0	0	0	2,404	0		
	折立川	1	1	200	0	0	0	0	0	0		200	0	0	0	0	200	0		
	水尻川	1	1	700	0	0	0	0	0	0		700	0	0	0	0	700	0		
水 系	津谷川	2	6	2,545	0	0	0	0	0	0		2,300	0	0	0	0	2,300	245		
	面瀬川	1	6	3,913	0	0	0	0	0	0		2,783	0	0	0	0	2,783	1,130		
	大川	2	10	863	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	863	4	
	定川	1	1	22	0	0	0	0	0	0		22	0	0	0	0	22	0		
	仙台湾	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		
合 計	106	483	149,535	16,118	1,600	0	16,191	492		34,401	0	50,605	8,500	2,320	17,470	5,530	84,425	0	30,709	11

(注1)河川海岸線の事務所合計と水系・海岸合計とは、事務所合計に重複箇所があるため一致しない。
(注2)上段は海岸を再掲したものである。

(大河原土木事務所管内)

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定					予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤防		工作物								要注意区間
							A (m)	B (m)	A	B							
大1	阿武隈川	白石川	右	有堤	柴田町船岡土手内3-1	水衝		150				洗掘	木流し	災害復旧	大河原土木	柴田町消防団第1分団	
大2	阿武隈川	白石川	右	有堤	柴田町船岡土手内3-2	水衝	250					洗掘	木流し	災害復旧	"	柴田町消防団第1分団	
大3	阿武隈川	白石川	左	無堤	白石市福岡深谷字地藏堂	水衝		350				洗掘	木流し	災害復旧	"	白石市消防団福岡分団	
大4	阿武隈川	荒川	右	有堤	村田町関場元関場	堤防高		50				越水	積み土のう		"	村田町消防団第2分団	
大5	阿武隈川	大太郎川	左・右	無堤	白石市福岡深谷字湯ノ口	堤防断面	300					氾濫	積み土のう	災害復旧	"	白石市消防団福岡分団	
大6	阿武隈川	児捨川	左	無堤	白石市福岡深谷	堤防高	20					氾濫	積み土のう		"	白石市消防団福岡分団	
大7	阿武隈川	谷津川	左	有堤	白石市大鷹沢三沢字田中	堤防高	30					氾濫	積み土のう		"	白石市消防団大鷹沢分団	
大8	阿武隈川	平家川	左・右	無堤	白石市福岡深谷	堤防断面	300					氾濫	積み土のう	広域基幹	"	白石市消防団福岡分団	
大9	阿武隈川	森の川	左・右	無堤	蔵王町宮字町 蔵王町宮字井戸井	堤防高	280					氾濫	積み土のう		"	蔵王町消防団第4分団	
大10	阿武隈川	尾袋川	左	有堤	角田市江原字谷津	堤防高		100				越水	積み土のう		"	角田市消防団第7分団	
大11	阿武隈川	伊手川	右	無堤	丸森町大内字大塚	堤防高		400				氾濫	積み土のう	災害復旧	"	丸森町消防団大内分団	
大12	名取川	前川	左	無堤	川崎町前川字大向	水衝		80				洗掘	木流し	災害復旧	"	川崎町消防団第5分団	
大13	名取川	沢戸川	左	有堤	村田町菅生町字東裏	堤防高		50				越水	積み土のう		"	村田町消防団第3分団	
大14	阿武隈川	天津沢川	右	有堤	白石市福岡長袋字上河原	破堤跡					490	破堤	シート張り 木流し	災害復旧	"	白石市消防団福岡分団	上流部に越水箇所があるため延長増。
合計						2,850	900	1,460			490						

(仙台土木事務所管内)

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定				予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤防		工作物							
							A (m)	B (m)	A							B

仙1	阿武隈川	五間堀川	左・右	有堤	岩沼市矢野目	堤防高	600			越水	積み土のう	広域基幹	仙台土木	岩沼市消防団玉浦分団	
仙2	阿武隈川	五間堀川	左・右	有堤	岩沼市押分 名取市堀内	堤防高	1,200			越水	積み土のう	広域基幹	〃	岩沼市消防団玉浦分団 名取市消防団館腰分団	
仙3	阿武隈川	五間堀川	左・右	有堤	岩沼市桑原	堤防高		1,100		越水	積み土のう	広域基幹	〃	岩沼市消防団岩沼分団	
仙4	名取川	名取川	左	無堤	仙台市太白区茂庭字人來田	堤防高		800		越水	積み土のう		〃	仙台市太白消防団生田分団	
仙5	名取川	広瀬川	左	有堤	仙台市青葉区土樋	洗掘		300		崩壊	捨石		〃	仙台市青葉消防団片平分団	
仙6	名取川	広瀬川	左	無堤	仙台市青葉区米ヶ袋	堤防高		450		越水	積み土のう		〃	仙台市青葉消防団片平分団	
仙7	名取川	広瀬川	左	有堤	仙台市青葉区花壇	堤防高		300		越水	積み土のう		〃	仙台市青葉消防団片平分団	
仙8	名取川	広瀬川	右	無堤	仙台市青葉区追廻	堤防高		600		越水	積み土のう		〃	仙台市青葉消防団片平分団	
仙9	名取川	広瀬川	左	無堤	仙台市青葉区大堀	堤防高		600		越水	積み土のう		〃	仙台市宮城消防団川前分団	
仙10	名取川	広瀬川	右	無堤	仙台市太白区越路	堤防高		10		越水	積み土のう	局改	〃	仙台市太白消防団八木山分団	
仙11	鳴瀬川	身洗川	左・右	有堤	大和町落合報恩寺	堤防高		500		越水	積み土のう		〃	大和町消防団第五分団	
仙12	鳴瀬川	西川	左・右	有堤	大和町鶴巢	堤防高		600		越水	積み土のう		〃	大和町消防団第四分団	補助事業完了
仙13	坂元川	坂元川	左・右	有堤	山元町坂元	堤防高		1,520		越水	積み土のう	総流防	〃	山元町消防団第4分団	
仙14	坂元川	戸花川	左・右	無堤	山元町坂元字戸花	堤防高		1,900		越水	積み土のう	総流防	〃	山元町消防団第3・第4・第5分団	
仙15	七北田川	七北田川	左	有堤	仙台市泉区市名坂	堤防高		140		越水	積み土のう		〃	仙台市泉消防団市名坂分団	
仙16	七北田川	梅田川	左・右	掘込	仙台市宮城野区吉竹	堤防高		200		越水	積み土のう	局改	〃	仙台市宮城野消防団東仙台分団	
仙17	七北田川	梅田川	左	掘込	仙台市宮城野区原町5丁目	洗掘		50		崩壊	捨石		〃	仙台市宮城野消防団原町分団	
仙18	七北田川	梅田川	左	掘込	仙台市宮城野区原町5丁目	堤防高		170		越水	積み土のう		〃	仙台市宮城野消防団原町分団	
仙19	七北田川	梅田川	左	掘込	仙台市宮城野区原町4丁目	堤防高		90		越水	積み土のう		〃	仙台市宮城野消防団原町分団	
仙20	七北田川	梅田川	右	掘込	仙台市青葉区梅田町	堤防高		150		越水	積み土のう		〃	仙台市青葉消防団宮町分団	
仙21	七北田川	梅田川	右	掘込	仙台市青葉区台原1丁目	堤防高		90		越水	積み土のう		〃	仙台市青葉消防団小松島分団	
仙22	七北田川	七北田川	左	有堤	仙台市宮城野区白鳥	洗掘		200		破堤	捨石		〃	仙台市宮城野消防団港分団	
仙23	七北田川	七北田川	左	有堤	仙台市宮城野区高砂	洗掘		200		破堤	捨石		〃	仙台市宮城野消防団高砂分団	
仙24	七北田川	七北田川	左	有堤	仙台市宮城野区福室	水衝		200		破堤	木流し		〃	仙台市宮城野消防団高砂分団	
仙25	七北田川	七北田川	右	有堤	仙台市宮城野区岩切字畑中	水衝		880		破堤	木流し		〃	仙台市宮城野消防団岩切分団	
仙26	七北田川	七北田川	左	有堤	仙台市宮城野区岩切字西河原	水衝		100		破堤	木流し	災害復旧	〃	仙台市宮城野消防団岩切分団	H26護岸修繕
仙27	高城川	高城川	右	有堤	松島町高城	堤防高	1,800			越水	積み土のう	広域一般	〃	松島町消防団第二分団	
仙28	高城川	高城川	左	有堤	松島町高城	堤防高	1,480			越水	積み土のう	広域一般	〃	松島町消防団第二分団	
仙29	高城川	穴川	左・右	掘込	松島町幡谷字富田	堤防高	524			越水	積み土のう	県局改(暫定)	〃	松島町消防団第四・第五分団	
仙30	鳴瀬川	西川	右	有堤	大和町鶴巢大平	新堤防				破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大和町消防団第四分団	H29.1完成

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定						予想される 危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
						評価種別	堤 防		工 作 物		要注意 区間						
							A (m)	B (m)	A	B							
仙31	鳴瀬川	小西川	右	有堤	大和町鶴巣島屋	新堤防					25	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大和町消防団第四分団	H30.5完成(20m) 20mはH27災害 5mはR1災害 場所はH27災の跡 き下流5m(下流5 mR3.3完成)
仙32	鳴瀬川	小西川	右	有堤	大和町鶴巣島屋	新堤防					55	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大和町消防団第四分団	H30.5完成(20m) 20mはH27災害 R1災害上記箇所下 流25m上流10m(上 下流35mR3.3完 成)
仙33	鳴瀬川	身洗川	右	有堤	大和町落合松和田	新堤防					30	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大和町消防団第五分団	R2.9完成
仙34	砂押川	砂押川	左	有堤	利府町八幡崎	新堤防					20	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	利府町消防団第八分団	R3.3完成
合計						16,924	5,604	11,150			170						

(北部土木事務所(栗原地域事務所を除く)管内)

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定						予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
						評価種別	堤 防		工作物		要注意区間						
							A (m)	B (m)	A	B							
崎1	鳴瀬川	多田川	左・右	有堤	大崎市古川妻栗田美町下狼塚	堤防高		1,200				越水	積み土のう	広域基幹	北部土木	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎2	鳴瀬川	洪井川	右	有堤	大崎市古川東田	新堤防					300	破堤	木流し	広域基幹	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎3	鳴瀬川	洪井川	左	有堤	大崎市古川東田	新堤防					400	破堤	木流し	広域基幹	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎4	鳴瀬川	洪井川	右	有堤	大崎市古川金皿	水衝	50					破堤	木流し	広域基幹	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎5	鳴瀬川	洪井川	左	有堤	大崎市古川金皿	水衝	100					破堤	木流し	広域基幹	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎6	鳴瀬川	洪井川	左・右	有堤	大崎市古川塚ノ目	堤防高		1,200				越水	積み土のう	広域基幹	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎7	鳴瀬川	多田川	左・右	有堤	大崎市古川北谷地	水衝	60					破堤	木流し	広域基幹	〃	大崎市消防団古川支団高倉分団	
崎8	鳴瀬川	洪川	左・右	有堤	大崎市古川屋根倉	堤防高		500				越水	積み土のう	広域基幹	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎9	鳴瀬川	名蓋川	左・右	有堤	大崎市古川矢ノ目	水衝		2,000				破堤	木流し	広域基幹	〃	大崎市消防団古川支団高倉分団	
崎10	北上川	旧迫川	右	有堤	涌谷町谷地太田	漏水		2,700				破堤	月の輪	広域基幹	〃	涌谷町消防団第5分団	
崎11	北上川	西川	左・右	有堤	栗原市瀬峰四崎市田尻長沢	堤防高		500				越水	シート張り木流し	広域基幹	北部土木・北部土木(栗原)	大崎市消防団田尻支団第6分団	
崎12	北上川	江合川	左	有堤	大崎市岩出山膳目	堤防高		200				破堤	シート張り木流し		北部土木	大崎市消防団岩出山支団第3分団	
崎13	北上川	出来川	右	有堤	涌谷町花勝山	漏水	2,540					破堤	月の輪	広域一般	〃	涌谷町消防団第2分団	
崎14	北上川	出来川	左	有堤	涌谷町花勝山	漏水	3,000					破堤	月の輪	広域一般	〃	涌谷町消防団第2分団	
崎15	北上川	出来川	右	有堤	美里町谷地中	漏水	2,190					破堤	月の輪	広域一般	〃	美里町消防団第7分団	
崎16	北上川	出来川	左	有堤	涌谷町花勝山	漏水	1,190					破堤	月の輪	広域一般	〃	涌谷町消防団第2分団	
崎17	北上川	出来川	左・右	有堤	涌谷町三十軒	堤防高	800					越水	積み土のう	広域一般	〃	涌谷町消防団第1分団	
崎18	北上川	出来川	左	有堤	涌谷町三十軒	水衝		420				破堤	木流し	広域一般	〃	涌谷町消防団第1分団	
崎19	北上川	出来川	左	有堤	美里町北浦	堤防高		600				越水	積み土のう	広域一般	〃	美里町消防団第1分団	
崎20	北上川	蛭沢川	左・右	有堤	大崎市岩出山丸山	漏水	300					破堤	月の輪	緊急堤防強化対策	〃	大崎市消防団岩出山支団第2分団	
崎21	高城川	鶴田川	右	有堤	大崎市鹿島台下志田	漏水	60					破堤	月の輪		〃	大崎市消防団鹿島台支団第6分団	
崎22	高城川	鶴田川	左	有堤	大崎市鹿島台東高岩	漏水	60					破堤	月の輪	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	
崎23	高城川	鶴田川	左	有堤	大崎市鹿島台美賀野間	漏水	50					破堤	月の輪	河川応対	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	
崎24	高城川	大迫川	左	有堤	大崎市鹿島台美賀野間	漏水	50					破堤	積み土のう	河川応対	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	
崎25	北上川	田尻川	左・右	有堤	大崎市田尻通木	新堤防					300		積み土のう		〃	大崎市消防団田尻支団第1分団	
崎26	北上川	美女川	右	有堤	大崎市田尻北小牛田	新堤防					100		積み土のう		〃	大崎市消防団田尻支団第4分団	
崎27	北上川	小山田川	左	無堤	大崎市岩出山葛岡大沢田	新堤防					33	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	元災第2101号
崎28	北上川	長泥川	右	無堤	大崎市古川清水沢(1)	新堤防					64	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	元災第2121号

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定					予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤 防		工作物								要注意区間
							A (m)	B (m)	A	B							
崎29	北上川	長泥川	左右	無堤	大崎市古川清水沢(2)	新堤防				68	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	元災第2124号	
崎30	北上川	長泥川	左右	無堤	大崎市古川清水沢(3)	新堤防				83	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	元災第2125号	
崎31	北上川	生袋川	左右	無堤	大崎市古川清水沢	新堤防				43	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	元災第2131号	
崎32	北上川	江合川	右	無堤	大崎市鳴子温泉和田	新堤防				32	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鳴子支団第5分団	元災第2151号	
崎33	鳴瀬川	鳴瀬川	右	有堤	加美郡加美町月崎	新堤防				108	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第4分団	元災第2201号	
崎34	鳴瀬川	鳴瀬川	左	有堤	加美郡加美町字前田上	新堤防				387	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第1分団	元災第2202号	
崎35	鳴瀬川	鳴瀬川	左	有堤	加美郡加美町字神山	新堤防				99	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第4分団	元災第2203号	
崎36	鳴瀬川	鳴瀬川	左	無堤	加美郡加美町字田中二番	新堤防				71	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団第4分団	元災第2204号	
崎37	鳴瀬川	鳴瀬川	右	有堤	加美郡加美町字麓山	新堤防				181	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第4分団	元災第2205号	
崎38	鳴瀬川	鳴瀬川	左	有堤	加美郡加美町字八石下	新堤防				236	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第4分団	元災第2206号	
崎39	鳴瀬川	鳴瀬川	右	有堤	加美郡加美町字鹿原掃出	新堤防				169	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第4分団	元災第2207号	
崎40	鳴瀬川	鳴瀬川	左	有堤	加美郡加美町字上野目久保	新堤防				25	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第5分団	元災第2208号	
崎41	鳴瀬川	鳴瀬川	左	有堤	加美郡加美町字上野目桑畑一番	新堤防				31	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第5分団	元災第2209号	
崎42	鳴瀬川	鳴瀬川	左右	有堤	加美郡加美町字芋沢向田	新堤防				193	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第5分団	元災第2210号	
崎43	鳴瀬川	多田川	左右	有堤	加美郡加美町下狼塚字松原	新堤防				149	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第2分団	元災第2221号	
崎44	鳴瀬川	多田川	左	有堤	大崎市古川柏崎(1)	新堤防				83	破堤	木流し	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	元災第2223号	
崎45	鳴瀬川	多田川	左	有堤	大崎市古川柏崎(2)	新堤防				47	破堤	木流し	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	元災第2224号	
崎46	鳴瀬川	多田川	左右	有堤	加美郡加美町上多田川	新堤防				10	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第2分団	元災第2226号	
崎47	鳴瀬川	洪川	右	有堤	大崎市岩出山南沢	新堤防				10	破堤	木流し	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第2分団	元災第2241号	
崎48	鳴瀬川	名蓋川	右	有堤	大崎市古川矢目(1)	新堤防				22	破堤	木流し	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団高倉分団	元災第2251号	
崎49	鳴瀬川	名蓋川	左	有堤	大崎市古川矢目(2)	新堤防				15	破堤	木流し	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団高倉分団	元災第2252号	
崎50	鳴瀬川	名蓋川	左右	無堤	加美郡加美町菜切谷	新堤防				19	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団第2分団	元災第2253号	
崎51	鳴瀬川	花川	左右	有堤	加美郡色麻町四竈(1)	新堤防				66	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第2分団	元災第2261号	
崎52	鳴瀬川	花川	左	有堤	加美郡色麻町四竈(2)	新堤防				27	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第2分団	元災第2262号	
崎53	鳴瀬川	花川	左	有堤	加美郡色麻町四竈(3)	新堤防				25	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第2分団	元災第2263号	
崎54	鳴瀬川	花川	右	有堤	加美郡色麻町四竈(4)	新堤防				15	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第2分団	元災第2264号	
崎55	鳴瀬川	花川	左	有堤	加美郡色麻町四竈(5)	新堤防				18	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第2分団	元災第2265号	
崎56	鳴瀬川	花川	右	有堤	加美郡色麻町四竈(6)	新堤防				27	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第2分団	元災第2266号	
崎57	鳴瀬川	花川	左	有堤	加美郡色麻町四竈(7)	新堤防				17	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第2分団	元災第2267号	

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定					予 想 さ れ る 危 険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤 防		工作物								要注意区 間
							A (m)	B (m)	A	B							
崎58	鳴瀬川	花川	左右	有堤	加美郡色麻町四竜(8)	新堤防				231	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第2分団	元災第2268号	
崎59	鳴瀬川	花川	左右	有堤	加美郡色麻町王城寺(1)	新堤防				709	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第2分団	元災第2269号	
崎60	鳴瀬川	花川	右左	無堤	加美郡色麻町王城寺(2)	新堤防				411	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	王城寺原演習場管内につき該当なし	元災第2270号	
崎61	鳴瀬川	深川	左	無堤	加美郡色麻町黒沢	新堤防				77	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第3分団	元災第2281号	
崎62	鳴瀬川	深川	左右	無堤	加美郡色麻町四竜	新堤防				38	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第2分団	元災第2282号	
崎63	鳴瀬川	保野川	左	有堤	加美郡色麻町志津(1)	新堤防				39	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第3分団	元災第2291号	
崎64	鳴瀬川	保野川	左右	有堤	加美郡色麻町志津(2)	新堤防				188	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第3分団	元災第2292号	
崎65	鳴瀬川	保野川	左右	有堤	加美郡色麻町志津(3)	新堤防				157	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第3分団	元災第2293号	
崎66	鳴瀬川	保野川	左右	有堤	加美郡色麻町高根(1)	新堤防				161	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第4分団	元災第2294号	
崎67	鳴瀬川	保野川	左	有堤	加美郡色麻町高根(2)	新堤防				26	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第4分団	元災第2295号	
崎68	鳴瀬川	保野川	右	有堤	加美郡色麻町小栗山(1)	新堤防				71	破堤	木流し	災害復旧	〃	色麻町消防団第4分団	元災第2296号	
崎69	鳴瀬川	保野川	左	無堤	加美郡色麻町小栗山(2)	新堤防				83	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第4分団	元災第2297号	
崎70	鳴瀬川	保野川	左	無堤	加美郡色麻町小栗山(3)	新堤防				21	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第4分団	元災第2298号	
崎71	鳴瀬川	保野川	右	無堤	加美郡色麻町小栗山(4)	新堤防				60	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第4分団	元災第2299号	
崎72	鳴瀬川	保野川	右	無堤	加美郡色麻町小栗山(5)	新堤防				67	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第4分団	元災第2300号	
崎73	鳴瀬川	田川	左	有堤	加美郡加美町鳥屋ヶ崎(1)	新堤防				39	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第7分団	元災第2311号	
崎74	鳴瀬川	田川	右	有堤	加美郡加美町鳥屋ヶ崎(2)	新堤防				51	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第7分団	元災第2312号	
崎75	鳴瀬川	田川	左	無堤	加美郡加美町宮崎	新堤防				17	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団第6分団	元災第2313号	
崎76	鳴瀬川	矢坪川	左	有堤	加美郡加美町字芋沢久保田	新堤防				17	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第5分団	元災第2321号	
崎77	鳴瀬川	長谷川	左	無堤	加美郡色麻町平沢(1)	新堤防				45	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第4分団	元災第2331号	
崎78	鳴瀬川	長谷川	右	無堤	加美郡色麻町平沢(2)	新堤防				20	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	色麻町消防団第4分団	元災第2332号	
崎79	鳴瀬川	大滝川	左	有堤	加美郡加美町鹿原礼場	新堤防				168	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第4分団	元災第2341号	
崎80	鳴瀬川	大滝川	左	有堤	加美郡加美町鹿原南田	新堤防				60	破堤	木流し	災害復旧	〃	加美町消防団第4分団	元災第2342号	
崎81	鳴瀬川	大滝川	右	無堤	加美郡加美町鹿原下台	新堤防				55	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団第4分団	元災第2343号	
崎82	鳴瀬川	大滝川	左	無堤	加美郡加美町字鹿原南滝窪(2)	新堤防				31	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団第4分団	元災第2344号	
崎83	鳴瀬川	鞍坪川	左右	有堤	遠田郡美里町二郷(1)	新堤防				172	破堤	木流し 月の輪	災害復旧	〃	美里町消防団第9分団	元災第2401号	
崎84	鳴瀬川	鞍坪川	左右	無堤	遠田郡美里町二郷(2)	新堤防				172	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	美里町消防団第9分団	元災第2403号	
崎85	高城川	鶴田川	左	有堤	大崎市鹿島台大迫	新堤防				20	破堤	月の輪	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	元災第2411号	
崎86	高城川	広長川	左右	無堤	大崎市鹿島台広長(1)	新堤防				292	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	元災第2421号	

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定					予 想 さ れ る 危 険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤 防		工作物								要注意区 間
							A (m)	B (m)	A	B							
崎87	高城川	広長川	左右	無堤	大崎市鹿島台広長(2)	新堤防				143	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	元災第2422号	
崎88	高城川	広長川	左右	無堤	大崎市鹿島台広長(3)	新堤防				50	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	元災第2423号	
崎89	高城川	広長川	左右	無堤	大崎市鹿島台広長(4)	新堤防				119	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	元災第2424号	
崎90	高城川	広長川	左右	無堤	大崎市鹿島台広長(5)	新堤防				66	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	元災第2425号	
崎91	高城川	広長川	左右	無堤	大崎市鹿島台広長(6)	新堤防				113	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	元災第2426号	
崎92	高城川	広長川	左	無堤	大崎市鹿島台広長(7)	新堤防				167	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	元災第2427号	
崎93	高城川	広長川	左	無堤	大崎市鹿島台広長(8)	新堤防				35	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	元災第2428号	
崎94	高城川	大迫川	左右	無堤	大崎市鹿島台大迫(1)	新堤防				62	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	元災第2441号	
崎95	高城川	大迫川	左右	無堤	大崎市鹿島台大迫(2)	新堤防				192	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	元災第2442号	
崎96	高城川	大迫川	左右	無堤	大崎市鹿島台大迫(3)	新堤防				22	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	元災第2443号	
崎97	高城川	大迫川	左	無堤	大崎市鹿島台大迫(4)	新堤防				82	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	元災第2444号	
崎98	高城川	大迫川	左	無堤	大崎市鹿島台大迫(5)	新堤防				17	溢水 破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	元災第2445号	
崎99	高城川	大迫川	右	無堤	大崎市鹿島台大迫(6)	新堤防				62	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	元災第2446号	
崎100	高城川	小迫川	左右	無堤	大崎市鹿島台大迫	新堤防				158	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	元災第2461号	
崎101	高城川	新堀川	左右	有堤	大崎市鹿島台大迫(1)	新堤防				261	破堤	木流し	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	元災第2471号	
崎102	高城川	新堀川	左	無堤	大崎市鹿島台大迫 (5)	新堤防				20	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	元災第2475号	
崎103	鳴瀬川	名蓋川	右	有堤	大崎市古川矢目	新堤防				171	破堤	木流し	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団高倉分団		
崎104	鳴瀬川	名蓋川	右	有堤	大崎市古川矢目	新堤防				59	破堤	木流し	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団高倉分団		
崎105	北上川	透川	左	無堤	古川清水沢(1) 地内	新堤防				20	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2201号	
崎106	北上川	透川	左	無堤	古川清水沢(2) 地内	新堤防				5	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2202号	
崎107	北上川	透川	左	無堤	古川清水沢(3) 地内	新堤防				8	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2203号	
崎108	北上川	透川	左・右	無堤	古川清水沢(4) 地内	新堤防				149	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2204号	
崎109	北上川	透川	左・右	無堤	古川清水沢(5) 地内	新堤防				123	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2205号	
崎110	北上川	透川	右	無堤	古川清水沢(6) 地内	新堤防				31	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2206号	
崎111	北上川	透川	左	無堤	古川清水沢(7) 地内	新堤防				25	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2207号	
崎112	北上川	透川	左・右	無堤	古川清水沢(8) 地内	新堤防				74	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2208号	
崎113	北上川	透川	左・右	無堤	古川北宮沢(1) 地内	新堤防				65	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2209号	
崎114	北上川	透川	右	無堤	古川北宮沢(2) 地内	新堤防				12	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2210号	
崎115	北上川	透川	左	無堤	古川北宮沢(3) 地内	新堤防				98	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2211号	

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定					予 想 さ れ る 危 険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤 防		工作物								要注意区 間
							A (m)	B (m)	A	B							
崎116	北上川	透川	左・右	無堤	古川北宮沢(4) 地内	新堤防				34	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2212号	
崎117	北上川	蛭沢川	右	無堤	岩出山 地内	新堤防				13	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第1分団	4災第2261号	
崎118	北上川	田尻川	左	有堤	田尻中目(1) 地内	新堤防				26	破堤	木流し	災害復旧	〃	大崎市消防団田尻支団第1分団	4災第2271号	
崎119	北上川	田尻川	右	有堤	田尻中目(2) 地内	新堤防				50	破堤	木流し	災害復旧	〃	大崎市消防団田尻支団第1分団	4災第2272号	
崎120	北上川	田尻川	右	有堤	古川川熊(1) 地内	新堤防				5	破堤	木流し	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団宮沢分団	4災第2273号	
崎121	北上川	田尻川	右	無堤	古川雨生沢(1) 地内	新堤防				18	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2274号	
崎122	北上川	田尻川	左	無堤	古川雨生沢(2) 地内	新堤防				13	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2275号	
崎123	北上川	田尻川	右	無堤	古川雨生沢(3) 地内	新堤防				21	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2276号	
崎124	北上川	田尻川	左	無堤	古川雨生沢(4) 地内	新堤防				96	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2277号	
崎125	北上川	田尻川	左・右	無堤	古川雨生沢(5) 地内	新堤防				51	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2278号	
崎126	北上川	田尻川	左・右	無堤	古川雨生沢(6) 地内	新堤防				193	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2279号	
崎127	北上川	田尻川	左	無堤	古川雨生沢(7) 地内	新堤防				22	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2280号	
崎128	北上川	田尻川	左	無堤	古川雨生沢(8) 地内	新堤防				19	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2281号	
崎129	北上川	田尻川	左	無堤	古川雨生沢(9) 地内	新堤防				79	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2282号	
崎130	北上川	田尻川	左	無堤	古川雨生沢(10)地内	新堤防				43	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2283号	
崎131	鳴瀬川	多田川	左	有堤	古川矢目(1) 地内	新堤防				87	破堤	月の輪	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団高倉分団	4災第2301号	
崎132	鳴瀬川	多田川	左	有堤	平柳 地内	新堤防				34	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団鳴瀬支団平柳班	4災第2303号	
崎133	鳴瀬川	多田川	左・右	有堤	下狼塚(1) 地内	新堤防				7	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団鳴瀬支団下狼塚	4災第2304号	
崎134	鳴瀬川	多田川	右	有堤	下狼塚(2) 地内	新堤防				55	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団鳴瀬支団下狼塚	4災第2305号	
崎135	鳴瀬川	多田川	左・右	有堤	下狼塚(3) 地内	新堤防				44	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団鳴瀬支団下狼塚	4災第2307号	
崎136	鳴瀬川	多田川	左	有堤	古川柏崎(2) 地内	新堤防				68	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2308号	
崎137	鳴瀬川	多田川	左・右	有堤	下多田川(1) 地内	新堤防				155	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団広原支団下多田川班	4災第2309号	
崎138	鳴瀬川	多田川	右	有堤	下多田川(2) 地内	新堤防				39	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団広原支団下多田川班	4災第2310号	
崎139	鳴瀬川	多田川	右	有堤	下多田川(3) 地内	新堤防				44	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団広原支団下多田川班	4災第2311号	
崎140	鳴瀬川	洪井川	右	有堤	古川飯川地内	新堤防				98	破堤	月の輪	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2321号	
崎141	鳴瀬川	洪井川	左	有堤	古川大崎(1)地内	新堤防				37	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団東大崎分団	4災第2322号	
崎142	鳴瀬川	洪井川	右	有堤	古川大崎(2)地内	新堤防				13	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団東大崎分団	4災第2323号	
崎143	鳴瀬川	洪井川	左・右	有堤	古川大崎(3)地内	新堤防				12	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団東大崎分団	4災第2324号	
崎144	鳴瀬川	名蓋川	左・右	有堤	古川矢目(1)地内外	堤防高	535				破堤	木流し	災害復旧助成	〃	大崎市消防団古川支団高倉分団	4災第2331号	

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定					予 想 さ れ る 危 険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤 防		工作物								要注意区 間
							A (m)	B (m)	A	B							
崎145	鳴瀬川	名蓋川	左・右	有堤	古川矢目(2)地内外	堤防高	2.629				破堤	木流し		〃	大崎市消防団古川支団高倉分団	4災第2332号	
崎146	鳴瀬川	名蓋川	右	有堤	葉切谷字白畑 地内	新堤防				17	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団広原支団上狼塚班	4災第2342号	
崎147	北上川	吉野川	左	無堤	岩出山下真山(1)地内	新堤防				16	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2410号	
崎148	北上川	吉野川	左・右	無堤	岩出山下真山(2)地内	新堤防				26	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2411号	
崎149	北上川	吉野川	右	無堤	岩出山下真山(3)地内	新堤防				15	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2412号	
崎150	北上川	吉野川	左	無堤	岩出山上真山(1)地内	新堤防				11	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2413号	
崎151	北上川	吉野川	左・右	無堤	岩出山上真山(2)地内	新堤防				59	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2414号	
崎152	北上川	小山田川	右	無堤	岩出山下真山稲形 地内	新堤防				23	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2420号	
崎153	北上川	小山田川	右	無堤	古川清滝(1) 地内	新堤防				7	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2421号	
崎154	北上川	小山田川	左・右	無堤	古川清滝(2) 地内	新堤防				81	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2422号	
崎155	北上川	小山田川	右	無堤	古川清滝(3) 地内	新堤防				20	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2423号	
崎156	北上川	小山田川	左	無堤	岩出山清滝磯田急松 地内	新堤防				12	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2424号	
崎157	北上川	小山田川	左	無堤	岩出山清滝磯田向田 地内	新堤防				22	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2425号	
崎158	北上川	小山田川	左	無堤	岩出山葛岡宮ノ下 地内	新堤防				6	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第4分団	4災第2426号	
崎159	北上川	長泥川	左・右	無堤	古川清水沢(2) 地内	新堤防				68	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2430号	
崎160	北上川	長泥川	右	無堤	古川清水沢(2) 地内	新堤防				12	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2431号	
崎161	北上川	長泥川	左・右	無堤	古川清水沢(3) 地内	新堤防				38	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2432号	
崎162	北上川	長泥川	左	無堤	古川清水沢(4) 地内	新堤防				63	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2433号	
崎163	北上川	長泥川	左	無堤	古川清滝(2) 地内	新堤防				44	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2434号	
崎164	北上川	長泥川	左	無堤	古川清滝(3) 地内	新堤防				46	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2435号	
崎165	北上川	出来川	左・右	有堤	北浦(1) 地内	新堤防				38	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	美里町消防団第6分団	4災第2501号	
崎166	北上川	出来川	右	有堤	北浦(2) 地内	新堤防				31	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	美里町消防団第6分団	4災第2502号	
崎167	北上川	出来川	左	有堤	北浦(3) 地内	新堤防				56	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	美里町消防団第6分団	4災第2503号	
崎168	北上川	出来川	右	有堤	北浦(4) 地内	新堤防				17	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	美里町消防団第6分団	4災第2504号	
崎169	北上川	出来川	左	有堤	北浦(5) 地内	新堤防				19	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	美里町消防団第6分団	4災第2505号	
崎170	北上川	出来川	左・右	有堤	古川桑針 地内	新堤防				204	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団敷玉分団	4災第2507号	
崎171	北上川	出来川	左・右	有堤	古川石森(1) 地内	新堤防				51	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団敷玉分団	4災第2511号	
崎172	北上川	出来川	左	有堤	古川石森(2) 地内	新堤防				48	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団敷玉分団	4災第2512号	
崎173	北上川	出来川	左・右	有堤	古川石森(3) 地内	新堤防				78	破堤	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団敷玉分団	4災第2513号	

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定						予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
						評価種別	堤 防		工作物		要注意区間						
							A (m)	B (m)	A	B							
崎174	北上川	出来川	右	有堤	古川石森(4) 地内	新堤防					51	破壊	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団敷玉分団	4災第2514号
崎175	北上川	出来川	左	有堤	古川石森(5) 地内	新堤防					84	破壊	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団敷玉分団	4災第2515号
崎176	北上川	出来川	右	有堤	名鱈地内	新堤防					37	破壊	積み土のう	災害復旧	〃	涌谷町消防団第2分団	4災第2516号
崎177	北上川	生袋川	右	無堤	古川清水沢(1)地内	新堤防					77	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2521号
崎178	北上川	生袋川	左	無堤	古川清水沢(2)地内	新堤防					13	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2522号
崎179	北上川	生袋川	左・右	無堤	古川清水沢(3)地内	新堤防					18	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2523号
崎180	北上川	生袋川	左	無堤	古川清水沢(4)地内	新堤防					53	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2524号
崎181	北上川	生袋川	左・右	無堤	古川北宮沢(1)地内	新堤防					135	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2525号
崎182	北上川	生袋川	左・右	無堤	古川北宮沢(2)地内	新堤防					49	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2526号
崎183	北上川	生袋川	左・右	無堤	古川北宮沢(3)地内	新堤防					70	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2527号
崎184	北上川	生袋川	左	無堤	古川北宮沢(4)地内	新堤防					23	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2528号
崎185	北上川	生袋川	左	無堤	古川北宮沢(5)地内	新堤防					162	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2529号
崎186	北上川	生袋川	左・右	無堤	古川北宮沢(6)地内	新堤防					94	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2530号
崎187	北上川	中雨生沢川	右	無堤	古川雨生沢(1) 地内	新堤防					17	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2541号
崎188	北上川	中雨生沢川	左・右	無堤	古川雨生沢(2) 地内	新堤防					24	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団清滝分団	4災第2542号
崎189	鳴瀬川	洪川	左	無堤	古川荒田目(1) 地内	新堤防					38	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2561号
崎190	鳴瀬川	洪川	左・右	無堤	古川荒田目(2) 地内	新堤防					45	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2562号
崎191	鳴瀬川	洪川	左	無堤	古川荒田目(3) 地内	新堤防					32	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2563号
崎192	鳴瀬川	洪川	左	無堤	古川保柳 地内	新堤防					15	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2564号
崎193	鳴瀬川	洪川	左	無堤	古川南沢(1) 地内	新堤防					8	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2565号
崎194	鳴瀬川	洪川	右	無堤	古川南沢(2) 地内	新堤防					47	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	4災第2566号
崎195	鳴瀬川	洪川	左・右	無堤	岩出山南沢(1) 地内	新堤防					71	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第2分団	4災第2567号
崎196	鳴瀬川	洪川	右	無堤	岩出山南沢(2) 地内	新堤防					10	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団岩出山支団第2分団	4災第2568号
崎197	鳴瀬川	長堀川	右	無堤	三本木轟袋(1) 地内	新堤防					8	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団三本木支団第5分団	4災第2581号
崎198	鳴瀬川	長堀川	右	無堤	三本木轟袋(2) 地内	新堤防					7	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団三本木支団第5分団	4災第2582号
崎199	高城川	小迫川	左	無堤	鹿島台大迫(2) 地内	新堤防					5	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災第2222号
崎200	高城川	小迫川	左	無堤	鹿島台大迫(4) 地内	新堤防					8	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災第2224号

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定						予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
						評価種別	堤 防		工 作 物		要注意区間						
							A (m)	B (m)	A	B							
崎201	高城川	小迫川	左	無堤	鹿島台大迫(5) 地内	新堤防					23	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災害第2225号
崎202	高城川	小迫川	左	無堤	鹿島台大迫(1) 地内	新堤防					52	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災害第2221号
崎203	高城川	小迫川	左	無堤	鹿島台大迫(3) 地内	新堤防					18	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災害第2223号
崎204	高城川	大迫川	左・右	無堤	鹿島台大迫(1) 地内	新堤防					37	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災害第2231号
崎205	高城川	大迫川	左	無堤	鹿島台大迫(2) 地内	新堤防					39	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災害第2232号
崎206	高城川	大迫川	左・右	無堤	鹿島台大迫(3) 地内	新堤防					90	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災害第2233号
崎207	高城川	新堀川	左・右	無堤	鹿島台大迫(1) 地内	新堤防					61	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災害第2251号
崎208	高城川	新堀川	左・右	無堤	鹿島台大迫(2) 地内	新堤防					53	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災害第2252号
崎209	高城川	新堀川	左	無堤	鹿島台大迫(3) 地内	新堤防					97	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第4分団	4災害第2253号
崎210	高城川	広長川	右	無堤	鹿島台広長(1) 地内	新堤防					10	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	4災害第2241号
崎211	高城川	広長川	左	無堤	鹿島台広長(2) 地内	新堤防					33	溢水	積み土のう	災害復旧	〃	大崎市消防団鹿島台支団第3分団	4災害第2242号
崎212	鳴瀬川	多田川	右	有堤	大崎市古川三本木	新堤防					150	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃		
崎213	北上川	出来川	左・右	有堤	蒲谷町字尾切	新堤防					2,360	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃	蒲谷町消防団	
崎214	鳴瀬川	多田川	右	有堤	大崎市古川三本木	新堤防					325	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃		
崎215	鳴瀬川	洪井川	左・右	有堤	大崎市古川塚目	新堤防					975	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃		
崎216	北上川	出来川	左・右	有堤	美里町北浦船入	新堤防					410	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃	美里町消防団	笹館
崎217	北上川	出来川	左・右	有堤	蒲谷町洪江	新堤防					638	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃	蒲谷町消防団	洪江
崎218	鳴瀬川	鳴瀬川	左	無堤	加美郡加美町保室	新堤防					15	溢水	積み土のう	通常	〃	加美町消防団第5分団	
崎219	鳴瀬川	多田川	右	有堤	古川新沼行人堰	新堤防					225	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団高倉分団	
崎220	鳴瀬川	多田川	右	有堤	加美郡加美町平柳	新堤防					22	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃	加美町消防団鳴瀬支団平柳班	
崎221	鳴瀬川	多田川	左	有堤	古川柏崎	新堤防					60	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎222	鳴瀬川	多田川	右	有堤	古川耳取	新堤防					22	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎223	鳴瀬川	多田川	左	有堤	古川柏崎	新堤防					37	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎224	鳴瀬川	洪井川	左・右	有堤	古川塚目金皿	新堤防					382	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎225	鳴瀬川	洪井川	左	有堤	古川西荒井真田	新堤防					490	溢水	積み土のう	国土強靱化	〃	大崎市消防団古川支団志田分団	
崎226	鳴瀬川	田川	左	無堤	加美郡加美町谷地森	洗掘	32	9,320	0	0		溢水	積み土のう	災害復旧	〃	加美町消防団第6分団	6災害第2105号
合計						42,661	13,646	9,320	0	0	19,695						

(北部土木事務所栗原地域事務所管内)

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定				評価種別	要注意区間	予想される危険	対策工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
						堤防	工作物		間								
							A (m)	B (m)									
栗1	北上川	迫川	左	有堤	栗原市若柳字川北二股381		200			漏水		破	堤	月の輪	栗原土木	若柳第二分団第四部	
栗2	北上川	迫川	左	有堤	栗原市若柳字福岡四ッ谷～栗原市若柳字川北六畝					陸間		7 越水氾濫			-		7基
栗3	北上川	迫川	左	有堤	栗原市栗館字城生野若宮地内	新堤防						825 破	堤	積み土のうシート張り	流対河川	栗館第三分団	R5.3追加 補助事業 (R6.3区間修正)
栗4	北上川	迫川	左	有堤	栗原市栗館字下宮野川北地内	新堤防						519 破	堤	積み土のうシート張り	流対河川	栗館第三分団	R7.3追加 補助事業
栗5	北上川	迫川	左	有堤	栗原市栗館字下宮野萩沢田地内	工事						60 破	堤	積み土のうシート張り	流対河川	栗館第三分団	R7.3追加 仮締切補助事業
栗6	北上川	迫川	左	有堤	栗原市栗館字下宮野大仏～栗原市栗館字留場中原川原	堤防高	1,200					越水氾濫	シート張り	積み土のうシート張り		栗館第一分団、第三分団	市街地の開発
栗7	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市瀬峰清水山前	堤防断面		600				越水氾濫	シート張り	積み土のうシート張り		瀬峰第三分団	
栗8	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市瀬峰樋渡前	堤防断面		1,000				破	堤	積み土のうシート張り		瀬峰第三分団	
栗9	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市瀬峰西原前70	堤防断面		1,200				破	堤	積み土のうシート張り		瀬峰第三分団	
栗10	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市瀬峰上富前295-2	堤防断面		300				破	堤	積み土のうシート張り		瀬峰第三分団	
栗11	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市瀬峰大屋敷	堤防断面		200				破	堤	積み土のうシート張り		瀬峰第三分団	
栗12	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市瀬峰上富川原地内外	新堤防						530 破	堤	積み土のうシート張り	総流防	栗館第三分団	R5.3追加 国土強靱化事業
栗13	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市瀬峰西川原地内外	新堤防						510 破	堤	積み土のうシート張り	総流防	栗館第三分団	R6.3追加 国土強靱化事業
栗14	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市瀬峰下富前地内	新堤防						484 破	堤	積み土のうシート張り	総流防	栗館第三分団	R7.3追加 国土強靱化事業
栗15	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市瀬峰下富川原地内	工事						215 破	堤	積み土のうシート張り	総流防	栗館第三分団	R7.3追加 開削 国土強靱化事業
栗16	北上川	荒川	左	有堤	栗原市栗館字横須賀山口	漏水		400				破	堤	月の輪		栗館第二分団／第五分団第三部	
栗17	北上川	荒川	左	有堤	栗原市栗館字新曾内～栗原市栗館萩沢一舟戸	沈下		1,600				破	堤	積み土のう月の輪		栗館第二分団	
栗18	北上川	荒川	右	有堤	栗原市栗館字照越3号	堤防高		500				越	水	積み土のう		栗館第二分団	(主)栗館登米線 兼用堤
栗19	北上川	荒川	左	有堤	栗原市栗館字萩沢整地70	漏水	11					漏	水	積み土のう月の輪		栗館第二分団	R7.3追加 国土強靱化事業
栗20	北上川	荒川	右	有堤	栗原市栗館字萩沢向柳地内	新堤防						180 破	堤	積み土のうシート張り		栗館第二分団	R7.3追加 仮締切 国土強靱化事業
栗21	北上川	荒川	左	有堤	栗原市栗館字曾内浦地内	工事						50 破	堤	積み土のうシート張り		栗館第二分団	国土強靱化事業
栗22	北上川	照越川	左	有堤	栗原市栗館字照越2号～1号	堤防高		1,200				越	水	積み土のうシート張り		栗館第二分団	
栗23	北上川	照越川	右	有堤	栗原市栗館字照越堀ノ内地内	新堤防						260 破	堤	積み土のうシート張り	総流防	栗館第二分団	R5.3追加 国土強靱化事業
栗24	北上川	照越川	左	有堤	栗原市栗館字照越二号地内	新堤防						240 破	堤	積み土のうシート張り	総流防	栗館第二分団	R6.3追加 国土強靱化事業
栗25	北上川	照越川	左	有堤	栗原市栗館字照越一号地内	新堤防						135 破	堤	積み土のうシート張り	総流防	栗館第二分団	R7.3追加 国土強靱化事業
栗26	北上川	照越川	右	有堤	栗原市栗館字照越一号地内	新堤防						250 破	堤	積み土のうシート張り	総流防	栗館第二分団	R7.3追加 国土強靱化事業
栗27	北上川	熊谷川	右	有堤	栗原市志波姫新上戸	堤防高		300				越	水	積み土のう月の輪		栗館第二分団	
栗28	北上川	夏川	右	有堤	栗原市若柳武輪字新谷地	漏水		1,300				破	堤	月の輪		若柳第二分団第三部、第三分団第二部、第四分団第三部	
栗29	北上川	田町川	左	有堤	栗原市若柳武輪字新桁形	堤防高		50				越	水	積み土のうシート張り		若柳第三分団第一部	堤防低い
栗30	北上川	田町川	右	有堤	栗原市若柳字新早稲開	堤防高		30				越	水	積み土のうシート張り		若柳第三分団第一部、第二部、第三部	
栗31	北上川	三迫川	左	無堤	栗原市金成沢刃新中島～栗原市金成大原木蔵屋敷	堤防高		2,600				破	堤	積み土のうシート張り		金成第四分団第一部	
栗32	北上川	三迫川	右	無堤	栗原市栗駒嶺飛来中田前～栗原市栗駒嶺飛来新鏡ヶ淵	堤防高		2,100				氾	濫	積み土のう		栗駒第一分団第一部	
栗33	北上川	三迫川	右	無堤	栗原市栗駒中野田町	堤防高		100				氾	濫	積み土のう		栗駒第三分団第一部	
栗34	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市栗駒栗原川端	沈下		20				破	堤	シート張り 木流し	広域基幹	栗駒第二分団第三部	
栗35	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市栗駒桜田定官寺～栗原市栗駒栗原上八千刈	堤防断面		2,500				法	欠	本流し		栗駒第二分団第三部、第六分団第一部、第二部、第三部	

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	評価種別	令和7年度特定 堤 防				要注意区 間	予想され る危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
							A (m)	B (m)	工作物								
									A	B							
栗36	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市栗駒桜田古戸	洗掘		100			破	堤	シート張り 木流し		栗駒第二分団第一部		
栗37	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市栗駒桜田重原～ 栗原市栗駒桜田宿畑	堤防断面	1,000				破	堤	積み土のう シート張り		栗駒第二分団第三部		
栗38	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市栗駒桜田殿田替	漏水		100			破	堤	月の輪		栗駒第二分団第一部		
栗39	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市鷺沢袋島巡川原	沈下		250			破	堤	積み土のう シート張り		鷺沢第二分団		
栗40	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市鷺沢袋島巡川原	堤防高		50			越	水	積み土のう シート張り		鷺沢第二分団	R3.3新規追加	
栗41	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市鷺沢豊後橋	漏水		100			漏	水	月の輪		鷺沢第二分団	H30年度補修	
栗42	北上川	二迫川	左	有堤	栗原市鷺沢袋島巡川原～ 栗原市鷺沢袋島川原前	堤防断面		2,700			破	堤	シート張り 木流し		鷺沢第二分団		
栗43	北上川	芋淬川	左	有堤	栗原市築館字黒瀬後畑	沈下		200			越	水	積み土のう シート張り		築館第三分団		
栗44	北上川	芋淬川	右	有堤	栗原市築館字黒瀬堰下	沈下		250			越	水	積み土のう シート張り		築館第三分団		
栗45	北上川	大江堀川	左・右	有堤	栗原市志波姫北郷我田南	堤防高		50			越	水	積み土のう シート張り		志波姫第二分団		
栗46	北上川	太田川	左	有堤	栗原市築館太田中太田地内	新堤防				30	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	栗駒第二分団	R5.3追加 応急復旧工事	
栗47	北上川	迫川	右	無堤	栗原市築館藤木地内	新堤防				8	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	栗駒第一分団	R3.3追加 4投算3021号	
栗48	北上川	迫川	左	無堤	栗原市一迫崎跡地内	新堤防				15	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	一迫第二分団	R6.3追加 4投算3022号	
栗49	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市高清水高田岡田地内	新堤防				14	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第三分団	R6.3追加 4投算3041号	
栗50	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市高清水清水権現下地内	新堤防				26	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第四分団	R6.3追加 4投算3042号	
栗51	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市高清水清水権現下地内	新堤防				37	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第四分団	R3.3追加 4投算3043号	
栗52	北上川	小山田川	左・右	有堤	栗原市高清水清水権現下地内	新堤防				127	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第四分団	R3.3追加 4投算3044号	
栗53	北上川	小山田川	左	有堤	栗原市高清水大西地内	新堤防				14	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第四分団	R6.3追加 4投算3045号	
栗54	北上川	小山田川	右	無堤	栗原市高清水要の森地内	新堤防				39	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第四分団	R6.3追加 4投算3046号	
栗55	北上川	瀬峰川	左・右	有堤	栗原市瀬峰八幡地内	新堤防				102	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R3.3追加 4投算3081号	
栗56	北上川	瀬峰川	左・右	有堤	栗原市瀬峰八幡地内	新堤防				29	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R3.3追加 4投算3082号	
栗57	北上川	瀬峰川	右	有堤	栗原市瀬峰八幡地内	新堤防				52	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R6.3追加 4投算3083号	
栗58	北上川	瀬峰川	左・右	有堤	栗原市瀬峰藤沢要害地内	新堤防				37	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R6.3追加 4投算3084号	
栗59	北上川	瀬峰川	左・右	有堤	栗原市瀬峰藤沢要害地内	新堤防				53	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R6.3追加 4投算3085号	
栗60	北上川	瀬峰川	左	無堤	栗原市瀬峰藤沢要害地内	新堤防				4	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R3.3追加 4投算3086号	
栗61	北上川	瀬峰川	右	無堤	栗原市瀬峰藤沢要害地内	新堤防				5	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R3.3追加 4投算3087号	
栗62	北上川	瀬峰川	左・右	無堤	栗原市瀬峰藤沢要害地内	新堤防				16	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R6.3追加 4投算3088号	
栗63	北上川	瀬峰川	右	無堤	栗原市瀬峰小深沢地内	新堤防				17	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R6.3追加 4投算3089号	
栗64	北上川	瀬峰川	左	有堤	栗原市瀬峰小深沢地内	新堤防				17	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R3.3追加 4投算3090号	
栗65	北上川	瀬峰川	左・右	有堤	栗原市瀬峰小深沢地内	新堤防				174	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R6.3追加 4投算3091号	
栗66	北上川	瀬峰川	左	有堤	栗原市瀬峰小深沢地内	新堤防				19	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	瀬峰第二分団	R3.3追加 4投算3092号	
栗67	北上川	善光寺川	右	有堤	栗原市高清水折木地内	新堤防				29	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第二分団	R6.3追加 4投算3101号	
栗68	北上川	善光寺川	右	有堤	栗原市高清水熊野堂地内	新堤防				17	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第四分団	R3.3追加 4投算3102号	
栗69	北上川	善光寺川	左・右	有堤	栗原市高清水石沢地内	新堤防				47	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第四分団	R6.3追加 4投算3103号	
栗70	北上川	善光寺川	右	無堤	栗原市高清水石沢地内	新堤防				59	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第四分団	R6.3追加 4投算3104号	
栗71	北上川	透川	左	有堤	大崎市古川清水沢字坊田地内	新堤防				40	破	堤	積み土のう シート張り	災害復旧	清水第一分団	R3.3追加 4投算3121号	

番 号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	評価種別	令和7年度評定				予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
							堤防		工作物							
							A (m)	B (m)	A	B						
栗72	北上川	荒川	左・右	有堤	栗原市葉館字萩沢地内	新堤防				126 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第二分団	R6.3追加 4改算3141号	
栗73	北上川	荒川	右	有堤	栗原市葉館字外南沢地内	新堤防				54 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第一分団	R6.3追加 4改算3142号	
栗74	北上川	荒川	左・右	無堤	栗原市葉館字館沢地内	新堤防				27 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第一分団	R6.3追加 4改算3143号	
栗75	北上川	荒川	左	無堤	栗原市葉館字萩沢東地内	新堤防				8 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第一分団	R6.3追加 4改算3144号	
栗76	北上川	荒川	左・右	有堤	栗原市葉館字萩沢東地内	新堤防				67 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第一分団	R6.3追加 4改算3145号	
栗77	北上川	荒川	右	無堤	栗原市葉館字萩沢東地内	新堤防				31 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第一分団	R6.3追加 4改算3146号	
栗78	北上川	熊谷川	左	有堤	栗原市志波姫戸崎地内	新堤防				36 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	志波姫第二分団	R6.3追加 4改算3161号	
栗79	北上川	八沢川	右	有堤	栗原市葉館八沢地内	新堤防				19 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第二分団	R6.3追加 4改算3201号	
栗80	北上川	芋埴川	左	有堤	栗原市一迫孤崎地内	新堤防				24 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第四分団	R6.3追加 4改算3321号	
栗81	北上川	芋埴川	右	有堤	栗原市一迫孤崎地内	新堤防				17 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第四分団	R6.3追加 4改算3322号	
栗82	北上川	芋埴川	左	有堤	栗原市一迫北沢地内	新堤防				26 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第四分団	R6.3追加 4改算3323号	
栗83	北上川	芋埴川	左	有堤	栗原市一迫北沢地内	新堤防				10 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第四分団	R6.3追加 4改算3324号	
栗84	北上川	芋埴川	右	有堤	栗原市一迫北沢地内	新堤防				11 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第四分団	R6.3追加 4改算3325号	
栗85	北上川	芋埴川	左	有堤	栗原市一迫北沢地内	新堤防				16 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第四分団	R6.3追加 4改算3326号	
栗86	北上川	芋埴川	右	有堤	栗原市一迫北沢地内	新堤防				11 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第四分団	R6.3追加 4改算3327号	
栗87	北上川	金生川	左・右	有堤	栗原市栗駒片子沢地内	新堤防				73 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	栗駒第六分団	R6.3追加 4改算3341号	
栗88	北上川	金生川	右	有堤	栗原市一迫片子沢地内	新堤防				11 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第四分団	R6.3追加 4改算3342号	
栗89	北上川	金生川	左	有堤	栗原市一迫片子沢地内	新堤防				12 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第二分団	R6.3追加 4改算3343号	
栗90	北上川	照越川	右	無堤	栗原市葉館照越地内	新堤防				43 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第二分団	R6.3追加 4改算3221号	
栗91	北上川	照越川	左	有堤	栗原市葉館照越地内	新堤防				37 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第二分団	R6.3追加 4改算3222号	
栗92	北上川	照越川	左・右	無堤	栗原市葉館照越地内	新堤防				20 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第二分団	R6.3追加 4改算3223号	
栗93	北上川	照越川	右	有堤	栗原市葉館照越地内	新堤防				10 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第二分団	R6.3追加 4改算3224号	
栗94	北上川	照越川	左	有堤	栗原市葉館照越地内	新堤防				12 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第二分団	R6.3追加 4改算3225号	
栗95	北上川	照越川	右	無堤	栗原市葉館照越地内	新堤防				20 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第二分団	R6.3追加 4改算3226号	
栗96	北上川	夏川	右	有堤	栗原市若柳武館小中谷地内	新堤防				51 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	若柳第三分団	R6.3追加 4改算3241号	
栗97	北上川	夏川	右	有堤	栗原市若柳武館小中谷地内	新堤防				32 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	若柳第三分団	R6.3追加 4改算3242号	
栗98	北上川	夏川	右	無堤	栗原市金成金生地内	新堤防				8 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第二分団	R6.3追加 4改算3243号	
栗99	北上川	夏川	右	無堤	栗原市金成金生地内	新堤防				13 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第二分団	R6.3追加 4改算3244号	
栗100	北上川	夏川	左・右	無堤	栗原市金成桜町地内	新堤防				14 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第二分団	R6.3追加 4改算3245号	
栗101	北上川	地田川	左・右	無堤	栗原市若柳有賀地内	新堤防				21 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第三分団	R6.3追加 4改算3261号	
栗102	北上川	地田川	左	無堤	栗原市若柳有賀地内	新堤防				29 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第三分団	R6.3追加 4改算3262号	
栗103	北上川	金流川	左	無堤	栗原市金成末野地内	新堤防				25 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第一分団	R6.3追加 4改算3421号	
栗104	北上川	金流川	左	無堤	栗原市金成末野地内	新堤防				8 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第一分団	R6.3追加 4改算3422号	

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	評価種別	令和7年度認定				予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
							堤防	要注目区間								
								A (m)	B (m)	工作物						
							A	B								
栗105	北上川	有馬川	右	無堤	栗原市金成片馬合地内	新堤防					7 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第一分団	R6.3追加 4改第3441号
栗106	北上川	昔川	左・右	有堤	栗原市一迫真坂地内	新堤防					89 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第一分団	R6.3追加 4改第3381号
栗107	北上川	昔川	左	無堤	栗原市一迫字大川口地内	新堤防					42 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4改第3382号
栗108	北上川	昔川	左	無堤	栗原市一迫字大川口地内	新堤防					32 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4改第3383号
栗109	北上川	昔川	左	有堤	栗原市一迫字大川口地内	新堤防					60 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4改第3384号
栗110	北上川	昔川	左	有堤	栗原市一迫字大川口地内	新堤防					22 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4改第3385号
栗111	北上川	昔川	左・右	無堤	栗原市一迫字大川口地内	新堤防					30 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4改第3386号
栗112	北上川	昔川	左	有堤	栗原市一迫字大川口地内	新堤防					42 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4改第3387号
栗113	北上川	長崎川	左・右	有堤	栗原市一迫字新御崎地内	新堤防					117 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第一分団	R6.3追加 4改第3401号
栗114	北上川	長崎川	左	有堤	栗原市一迫字新三嶋地内	新堤防					77 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4改第3402号
栗115	北上川	長崎川	右	有堤	栗原市一迫字新御崎地内	新堤防					14 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第三分団	R6.3追加 4改第3403号
栗116	北上川	二迫川	左・右	有堤	栗原市葉館富境地内	新堤防					136 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第三分団	R6.3追加 4改第3301号
栗117	北上川	迫川	左	無堤	栗原市一迫字川口地内	新堤防					19 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第二分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗118	北上川	小山田川	右	無堤	栗原市高清水手取地内	新堤防					12 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	高清水第四分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗119	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市高清水下町地内	新堤防					85 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	高清水第二分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗120	北上川	瀬峰川	右	有堤	栗原市瀬峰新瀬嶺地内	新堤防					5 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	瀬峰第一分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗121	北上川	瀬峰川	右	無堤	栗原市瀬峰大野谷地内	新堤防					5 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	瀬峰第二分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗122	北上川	荒川	右	無堤	栗原市葉館字蔵沢南地内	新堤防					7 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第一分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗123	北上川	荒川	右	有堤	栗原市葉館字蔵沢地内	新堤防					22 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	葉館第二分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗124	北上川	夏川	左	有堤	栗原市若柳有賀字新三反田地内	新堤防					80 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	若柳第三分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗125	北上川	田町川	右	有堤	栗原市若柳武輪字外ノ目地内	新堤防					45 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	若柳第三分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗126	北上川	三迫川	右	有堤	栗原市金成沢辺新字南地内	新堤防					12 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第三分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗127	北上川	三迫川	右	有堤	栗原市金成沢辺川崎地内	新堤防					35 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第三分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗128	北上川	三迫川	左	有堤	栗原市金成大原本野川地内	新堤防					20 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	金成第三分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗129	北上川	昔川	右	有堤	栗原市一迫柳目字竹ノ内地内 外	新堤防					51 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第一分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗130	北上川	昔川	左・右	有堤	栗原市一迫柳目地内	新堤防					59 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第一分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗131	北上川	昔川	左・右	有堤	栗原市一迫柳目地内	新堤防					26 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第一分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗132	北上川	長崎川	左・右	有堤	栗原市一迫真坂地内	新堤防					103 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	一迫第一分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗133	北上川	砥沢川	左	無堤	栗原市花山本沢沼山地内	新堤防					40 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	花山第一分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗134	北上川	鳥沢川	左	有堤	栗原市栗駒鳥沢ノ平沖地内	新堤防					8 破	積み土のうシート張り	災害復旧	〃	栗駒第三分団	R6.3追加 4改河川修繕
栗135	北上川	透川	左	無堤	栗原市高清水下町地内	新堤防					10 破	積み土のうシート張り	河川修繕	〃	高清水第二分団	R7.3追加 河川修繕
栗136	北上川	小山田川	右	有堤	栗原市瀬峰西川原地内	新堤防					40 破	積み土のうシート張り	河川修繕	〃	瀬峰第三分団	R7.3追加 河川修繕
栗137	北上川	有馬川	右	無堤	栗原市金成有壁原山地内	新堤防					16 破	積み土のうシート張り	河川修繕	〃	金成第一分団	R7.3追加 河川修繕

番号	水系名	河川名	左右岸の 別	現況	位置	評価種別	令和7年度認定					予想され る危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
							堤防		工作物		要注意区 間						
							A (m)	B (m)	A	B							
栗138	北上川	金流川	右	無堤	栗原市金成末野日向地内	新堤防						10 破 堤	積み土のう シート張り	河川修繕	〃	金成第一分団	R73追加 河川修繕
合計						29.803	2.211	20.000				7.592					

(東部土木事務所登米地域事務所管内)

番号	水系名	河川名	左右岸 の別	現況	位置	評価種 別	令和7年度評定				予想さ れる危 険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要
							堤 A (m)	堤 B (m)	防 A	工作物 B						
登1	北上川	南沢川	左	有堤	登米市津山町横山字伊貝 登米市津山町横山字中田	堤防高		1,100			越水	積み土のう	広域一般	東部土木 (登米)	登米市消防団津山支団2分団	
登2	北上川	石貝川	右	有堤	登米市津山町柳津字幣崎	堤防高	300				越水	積み土のう	広域一般	"	登米市消防団津山支団3分団	
登3	北上川	黄牛川	右	有堤	登米市津山町柳津字入沢	堤防高	900				越水	積み土のう	広域一般	"	登米市消防団津山支団3分団	
登4	北上川	北沢川	左	無堤	登米市津山町横山字久保	堤防高	200				越水	積み土のう		"	登米市消防団津山支団2分団	
登5	北上川	南沢川	右	有堤	登米市津山町横山字久保	堤防高	500				越水	積み土のう		"	登米市消防団津山支団2分団	
登6	北上川	荒川	左・右	有堤	登米市迫町新田 迫町北方字飯土井	堤防高		1,800			越水	積み土のう	広域基幹	"	登米市消防団迫支団7・12分団	
登7	北上川	荒川	右	有堤	登米市迫町新田	堤防高		1,000			越水	積み土のう	広域基幹	"	登米市消防団迫支団10・12分団	
登8	北上川	夏川	右	有堤	登米市石越町北郷	堤防高		2,300			越水	積み土のう		"	登米市消防団石越支団3分団	
登9	北上川	夏川	右	有堤	登米市石越町北郷字小谷地	漏水	100				破堤	月の輪		"	登米市消防団石越支団3分団	
登10	北上川	羽沢川	左	有堤	登米市登米町大字日根牛	漏水	680				破堤	月の輪	局部改良	"	登米市消防団登米支団1分団	
登11	北上川	大関川	左・右	有堤	登米市東和町米谷字根廻	堤防高		700			越水	積み土のう		"	登米市消防団東和支団3分団	
登12	北上川	二股川	右	無堤	登米市東和町米川字中嶋	洗掘		500			越水	積み土のう		"	登米市消防団東和支団6分団	
登13	北上川	綱木沢川	右	無堤	登米市東和町米川字内野	堤防高		200			越水	積み土のう		"	登米市消防団東和支団7分団	
登14	北上川	綱木沢川	右	無堤	登米市東和町米川字朴ノ沢	堤防高		200			越水	積み土のう		"	登米市消防団東和支団7分団	
登15	北上川	綱木沢川	右	無堤	登米市東和町米川字上綱木	堤防高		500			越水	積み土のう		"	登米市消防団東和支団7分団	
登16	北上川	迫川	左	有堤	登米市米山町字桜岡新田 米山町字桜岡江浪	漏水		4,000			破堤	月の輪	広域基幹	"	登米市消防団米山支団1・3分団	
登17	北上川	迫川	右	有堤	登米市米山町西野字平埜 米山町西野字十日町	漏水		3,000			破堤	月の輪	広域基幹	"	登米市消防団米山支団2分団	
登18	北上川	迫川	右	有堤	登米市米山町西野字下小路 米山町西野字後小路	漏水		800			破堤	月の輪	広域基幹	"	登米市消防団米山支団4分団	
登19	北上川	迫川	右	有堤	登米市米山町西野字後小路	漏水		800			破堤	月の輪	広域基幹	"	登米市消防団米山支団4分団	
登20	北上川	迫川	右	有堤	登米市迫町佐沼字内町	漏水		340			破堤	月の輪	広域基幹	"	登米市消防団迫支団1分団	
登21	北上川	荒川	右	有堤	登米市迫町北方字泥内	漏水	200				破堤	月の輪	広域基幹	"	登米市消防団迫支団6分団	
登22	北上川	駒林川	左	有堤	登米市南方町沼崎前	堤防高		1,100			越水	積み土のう	県単局改	"	登米市消防団南方支団7分団	
合計						21,220	2,880	18,340			0					

(東部土木事務所(登米地域事務所を除く)管内)

番 号	水 系 名	河 川 名	左右岸 の 別	現 況	位 置	令和7年度評定					予想される 危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤 防		工 作 物								要注意区間
							A (m)	B (m)	A	B							
石1	鳴瀬川	東名運河	左・右	有堤	東松島市野森	堤防高		3,000			越水	積み土のう	災害復旧	東部土木	東松島市消防団第9分団	H30災害復旧工事完了	
石2	北上川	大沢川	左・右	無堤	石巻市北上町女川字中田 石巻市北上町女川字大上	堤防高	1,800				越水	積み土のう	災害復旧	"	石巻市消防団北上地区団第1分団		
石3	北上川	西沢川	右	無堤	石巻市北上町長尾字下沢	堤防高	800				越水	積み土のう	社総交	"	石巻市消防団北上地区団第1分団		
石4	北上川	皿貝川	右	有堤	石巻市北上町橋浦字北釜谷崎	漏水		1,000			破堤	月の輪	災害復旧	"	石巻市消防団北上地区団第1分団		
石5	北上川	皿貝川	右	有堤	石巻市北上町橋浦字行人前 石巻市北上町橋浦字上大須	漏水		2,000			破堤	月の輪	災害復旧	"	石巻市消防団北上地区団第1分団		
石6	北上川	皿貝川	右	有堤	石巻市北上町橋浦字北釜谷崎 石巻市北上町橋浦字上大須	堤防高		3,710			越水	積み土のう	災害復旧	"	石巻市消防団北上地区団第1分団		
石7	北上川	皿貝川	右	有堤	石巻市中野字新橋前 石巻市中野字相野田入	堤防高		2,110			越水	積み土のう	災害復旧	"	石巻市消防団河北地区団第1分団		
石8	北上川	皿貝川	左	無堤	石巻市馬鞍字三貫沢山 石巻市馬鞍字新島越	堤防高	500				越水	積み土のう	河川改修	"	石巻市消防団河北地区団第1分団		
石9	北上川	倉之迫川	左	無堤	石巻市東福田	堤防高	300				氾濫	積み土のう		"	石巻市消防団河北地区団第3分団		
石10	北上川	真野川	右	有堤	石巻市稲井	漏水	1,600				破堤	月の輪	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石11	北上川	真野川	左	有堤	石巻市稲井	漏水	2,900				破堤	月の輪	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石12	北上川	真野川	左	有堤	石巻市稲井	漏水	350				破堤	月の輪	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石13	北上川	真野川	右	有堤	石巻市稲井	堤防高		1,000			越水	積み土のう	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石14	北上川	真野川	左・右	有堤	石巻市稲井	堤防高		2,100			越水	積み土のう	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石15	北上川	真野川	右	有堤	石巻市稲井	漏水		500			破堤	月の輪	総合河川	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石16	北上川	真野川	右	有堤	石巻市高木	漏水	10				破堤	月の輪	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石17	北上川	八津川	左・右	有堤	石巻市大瓜	漏水	900				破堤	月の輪	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石18	北上川	高木川	左	有堤	石巻市高木	漏水		230			破堤	月の輪	総合河川	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団		
石19	北上川	高木川	右	有堤	石巻市高木	堤防高		100			越水	積み土のう	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団	R3.3完成	
石20	北上川	高木川	左	有堤	石巻市高木	堤防高		800			越水	積み土のう	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第5分団	R1.5完成	
石21	北上川	日向川	左・右	有堤	石巻市真野字小島	堤防高		1,200			越水	積み土のう	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第6分団	R1.5完成	
石22	北上川	水沼川	左・右	有堤	石巻市水沼	堤防高		400			越水	積み土のう	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第6分団	R1.6完成	
石23	北上川	西沢川	左・右	有堤	左岸:石巻市北上町長尾字東前 ～幸畑地区 右岸:石巻市北上町長尾字西前 ～西沢地区	新堤防				774	越水	積み土のう	河川改修	"	石巻市消防団北上地区団第1分団	R5.3完成	
石24	北上川	真野川	右	無堤	石巻市水沼	新堤防				82	洗掘	積み土のう	災害復旧	"	石巻市消防団石巻地区団第6分団	R5.7完成	
石25	定川	定川	左・右	有堤	左岸:東松島市赤井 右岸:東松島市大曲	堤防高		22			越水	積み土のう	災害復旧	"	東松島市消防団第2分団	JR端接線部	
合計						28,188	9,160	18,172			856						

(気仙沼土木事務所管内)

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和7年度評定					予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	摘要	
						評価種別	堤防		工作物								要注意区間
							A (m)	B (m)	A	B							
気1	折立川	折立川	左	無堤	本吉郡南三陸町戸倉字町	堤防高		200				積み土のう		気仙沼土木	南三陸町消防団第2分団		
気2	水尻川	水尻川	左	無堤	本吉郡南三陸町入谷字大船沢	堤防高		700				積み土のう		〃	南三陸町消防団第3分団		
気3	面瀬川	面瀬川	右	無堤	気仙沼市松崎大萱(面瀬橋)から 気仙沼市松崎馬場(R45面瀬川橋)	堤防高		1,373				積み土のう		〃	気仙沼市消防団第6分団		
気4	面瀬川	面瀬川	右	有堤	気仙沼市松崎馬場(R45面瀬川橋)から 気仙沼市松崎馬場(気仙沼唐桑線旧面瀬橋)	新堤防					480	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第6分団	東日本大震災 R4完成	
気5	面瀬川	面瀬川	左	無堤	気仙沼市松崎大萱(面瀬橋)から 気仙沼市松崎高谷(R45面瀬川橋)	堤防高		1,410				積み土のう		〃	気仙沼市消防団第6分団		
気6	面瀬川	面瀬川	左	有堤	気仙沼市松崎高谷(R45面瀬川橋)から 気仙沼市松崎高谷(中瀬川合流)	新堤防					350	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第6分団	東日本大震災 R4完成	
気7	面瀬川	面瀬川	左	有堤	気仙沼市松崎中瀬(中瀬川合流)から 気仙沼市松崎片浜(気仙沼唐桑線旧面瀬橋)	新堤防					200	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第6分団	東日本大震災 R4完成	
気8	面瀬川	面瀬川	左	有堤	気仙沼市松崎片浜から 気仙沼市松崎片浜(河口)	新堤防					100	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第6分団	東日本大震災 R4完成	
気9	大川	大川	左	有堤	気仙沼市内の脇3丁目 新曙橋 川口町一丁目	新堤防					60	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第2分団	東日本大震災 R4完成	
気10	大川	大川	右	有堤	新曙橋から 気仙沼市赤岩港	新堤防					70	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第2分団	東日本大震災 R4完成	
気11	大川	大川	右	有堤	気仙沼市赤岩港	新堤防					10	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第2分団	東日本大震災 R4完成・陸揚	
気12	大川	神山川	左	有堤	気仙沼市神山から 気仙沼市南郷	新堤防					350	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第2分団	東日本大震災 R4完成	
気13	大川	神山川	左	有堤	気仙沼市南郷から 大川合流	新堤防					140	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第2分団	東日本大震災 R4完成	
気14	大川	神山川	右	有堤	気仙沼市赤岩杉ノ沢から 気仙沼市赤岩館下	新堤防					170	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第6分団	東日本大震災 R4完成	
気15	大川	神山川	右	有堤	気仙沼市赤岩館下	新堤防					60	積み土のう	災害復旧 (東日本大震災)	〃	気仙沼市消防団第2分団	東日本大震災 R4完成	
気16	津谷川	馬籠川	左	有堤	気仙沼市本吉町向畑(教学橋)から 気仙沼市本吉町向畑	堤防高		300				積み土のう		〃	気仙沼市消防団第12分団		
気17	津谷川	馬籠川	右	有堤	気仙沼市本吉町馬籠町(教学橋)から 気仙沼市本吉町馬籠町	堤防高		400				積み土のう		〃	気仙沼市消防団第12分団		
気18	津谷川	津谷川	左	有堤	気仙沼市本吉町津谷明戸(花見橋下流)	新堤防					245	シート張り 積み土のう	社総交	〃	気仙沼市消防団第13分団	R7・2完成	
気19	津谷川	馬籠川	左	有堤	気仙沼市本吉町館下(百々橋下流)	堤防高		100				積み土のう		〃	気仙沼市消防団第12分団	R5追加	
気20	大川	大川	左	有堤	気仙沼市四反田	新堤防					1	積み土のう		〃	気仙沼市消防団第2分団	陸揚 (角落し)	
気21	大川	大川	左	有堤	気仙沼市四反田	新堤防					1	積み土のう		〃	気仙沼市消防団第2分団	陸揚 (角落し)	
気22	大川	大川	左	有堤	気仙沼市朝日町	新堤防					1	積み土のう	災害復旧 (地震災)	〃	気仙沼市消防団第2分団	陸揚 (避難所)	
気23	津谷川	馬籠川	右	無堤	気仙沼市本吉町津谷桜子(金子橋)から 気仙沼市本吉町庄の下(岩崎橋)まで	堤防高		750				積み土のう	社総交	〃	気仙沼市消防団第13分団		
気24	津谷川	馬籠川	左	無堤	気仙沼市本吉町津谷桜子(金子橋)から 気仙沼市本吉町庄の下(岩崎橋)まで	堤防高		750				積み土のう	社総交	〃	気仙沼市消防団第13分団		
合計						8,221	0	5,983	0	0	2,238						

第２節 東日本大震災による被災箇所

東日本大震災により河川の堤防等が被災した箇所及び現在の状況については、第３表のとおりであり、水防上特に警戒が必要である。

第3表 東日本大震災による被災箇所状況【県管理河川】

令和7年3月末日現在

事務所名	番号	水系名	河川名 (海岸名)	左右岸 の別	現況	位置(応急実施位置)	延長(m)	評価種別	予想され る危険	復旧の状況 本復旧予定時期	備考
大河原	1	阿武隈川	白石川	右	有堤	柴田町下名生字須川前	120	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年8月)	
仙台	2	阿武隈川	五間堀川	左	有堤	岩沼市寺島字北新田	500	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	
仙台	3	阿武隈川	五間堀川		有堤	岩沼市寺島字北新田					
仙台	4	阿武隈川	五間堀川	右	有堤	岩沼市早股字新長者森	32	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	左岸170m 右岸30m
仙台	5	阿武隈川	五間堀川	左	有堤	岩沼市早股字新長者森	168	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	
仙台	6	阿武隈川	五間堀川	左	有堤	岩沼市早股字前川	180	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	
仙台	7	阿武隈川	五間堀川		有堤	岩沼市早股字前川					
仙台	8	阿武隈川	五間堀川	左右	有堤	岩沼市下野郷字赤江川	1000	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	
仙台	9	阿武隈川	五間堀川	左右	有堤	岩沼市下野郷字新藤曾根	1200	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	
仙台	10	阿武隈川	五間堀川	左	有堤	岩沼市下野郷字新美苗	27	堤防断面	決壊	本復旧完了済(平成31年3月)	
仙台	11	阿武隈川	五間堀川	左右	有堤	岩沼市下野郷字館外	430	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	
仙台	12	阿武隈川	五間堀川		有堤	岩沼市寺島字川向					
仙台	13	阿武隈川	五間堀川	左右	有堤	岩沼市寺島字川向	840	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	
仙台	14	阿武隈川	五間堀川		有堤	岩沼市寺島字川向					
仙台	15	阿武隈川	五間堀川		有堤	岩沼市(長谷釜橋上下流)				本復旧完了済(平成31年3月)	
仙台	16	名取川	中貞山運河	左右	有堤	名取市関上	1600	堤防断面	破堤	本復旧完了済(令和元年度)	
仙台	17	名取川	北貞山運河	右	有堤	仙台市若林区(藤塚水門付近)	50	堤防断面	破堤	本復旧完了済(令和元年度)	
仙台	18	名取川	南貞山運河	左右	有堤	名取市下増田(北釜大橋付近)	4900	堤防断面	破堤	本復旧完了済(令和2年度)	
仙台	19	名取川	増田川	左右	有堤	名取市小塚原(小塚原樋管付近)	1900	堤防断面	欠壊	本復旧完了済(令和元年度)	
仙台	20	名取川	川内沢川	左右	有堤	岩沼市下野郷(河口部、橋梁部等)	3300	堤防断面	越水	本復旧完了済(平成29年10月)	
仙台	21	鳴瀬川	明石川		有堤	富谷市西成田外	複数箇所	堤防断面	決壊	平成26年3月護岸工復旧完了	
仙台	22	七北田川	七北田川	右	有堤	仙台市宮城野区蒲生(河口付近)	100	堤防断面	破堤	本復旧完了済(令和2年度)	
仙台	23	七北田川	南貞山運河	右	有堤	仙台市若林区荒浜(第二旭橋上流)	20	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成29年度)	
仙台	24	砂押川	砂押川	右	有堤	多賀城市榎木～栄(笠神新橋～念仏橋)	600	堤防断面	破堤	平成25年10月護岸工復旧	
仙台		砂押川	砂押川	左	有堤	多賀城市鶴ヶ谷	150	堤防断面	破堤	平成27年3月護岸工復旧	
仙台	25	砂押川	旧砂押川	左	堀込	多賀城市大代(大代橋～橋本橋)	50	洗堀	欠壊	本復旧完了済(平成28年12月)	
仙台	26	砂押川	砂押貞山運河	左	堀込	多賀城市大代(橋本橋～仙流橋)	350	洗堀	欠壊	本復旧完了済(平成30年9月)	
仙台	27	坂元川	坂元川	左右	有堤	山元町坂元中島(新中島橋・サイフォン付近)	20	堤防断面	破堤	本復旧完了済(令和3年9月)	
仙台	28	坂元川	坂元川		有堤						
仙台	29	坂元川	戸花川	左右	有堤	山元町坂元蓮池(JR橋付近)	10	堤防断面	破堤	本復旧完了済(令和3年3月)	
仙台	30	坂元川	戸花川	左右	有堤	山元町坂元川添	50	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成29年3月)	
北部	31	鳴瀬川	鳴瀬川	左	有堤	加美町下新田(1)	550	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年6月)	左岸546m
北部	32	鳴瀬川	鳴瀬川	左	有堤	加美町下新田(2)	60	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年6月)	左岸57m
北部	33	鳴瀬川	鳴瀬川	右	有堤	色麻町袋	90	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年6月)	右岸90m
北部	34	鳴瀬川	多田川	右	有堤	加美町下狼塚(1)	70	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年8月)	右岸68m
北部	35	鳴瀬川	多田川	左右	有堤	加美町下狼塚(2)	840	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年8月)	左岸406m 右岸434m
北部	36	鳴瀬川	多田川	左右	有堤	大崎市柏崎(1)	206	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年7月)	左岸146m 右岸60m
北部	37	鳴瀬川	多田川	左右	有堤	大崎市柏崎(2)	427	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年7月)	左岸273m 右岸154m
北部	38	北上川	小山田川			大崎市市田尻蕨栗				平成23年度復旧完了済	
北部栗原	39	北上川	迫川	左	有堤	栗原市若柳大林	540	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
北部栗原	40	北上川	迫川	右	有堤	栗原市志波姫城内北	280	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
北部栗原	41	北上川	迫川	右	有堤	栗原市志波姫刈敷蔵場	40	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
北部栗原	42	北上川	迫川	右	有堤	栗原市志波姫刈敷三丁目	55	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
北部栗原	43	北上川	迫川	左	有堤	栗原市金成姉歯	70	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
東部	44	鳴瀬川	東名運河	左右	堀込	東松島市新東名	3000	堤防断面	越水	本復旧完了済(平成30年8月)	
東部	45	北上川	大沢川	左右	有堤	石巻市北上町十三浜	4333	堤防断面	越水	河道閉塞一がれき撤去完了 本復旧:平成25年9月～令和4年3月	
東部	46	北上川	追波沢川	左右	有堤	石巻市北上町吉浜	2085	堤防断面	越水	河道閉塞一がれき撤去完了 本復旧:平成25年9月～令和4年3月	
東部	47	北上川	富士川			石巻市釜谷	全体	堤防断面	破堤	本復旧:平成25年9月～令和4年3月	
東部	48	北上川	皿貝川	左右	有堤	石巻市北上町橋浦釜谷崎	7750	堤防断面	越水	仮堤防による応急復旧完了 本復旧:平成25年9月～令和3年8月	
東部	49	北上川	中島川		有堤						
東部	50	北上川	真野川	左右	有堤	石巻市大瓜	複数箇所	堤防断面	決壊	シト養生による応急復旧完了 本復旧:平成25年10月～平成31年3月	
東部	51	定川	定川	右	有堤	東松島市大曲(定川大橋付近)	400	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成30年3月)	
東部		定川	定川	左	有堤	東松島市赤井(R45沿い)	100	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成30年3月)	
東部	52	定川	南北上運河	左	有堤	東松島市大曲(県道石巻工業線沿い)	1310	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	
東部	53	定川	南北上運河	右	有堤	東松島市矢本(海浜緑地付近)	980	堤防断面	越水	本復旧完了済(平成31年3月)	
東部	54	定川	北北上運河	左	有堤	石巻市門脇(明神橋・大街道新橋付近)	1010	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	
東部	55	定川	北北上運河	左右	有堤	石巻市門脇(中浦橋上下流)	40	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成31年3月)	
東部	56	定川	北北上運河								
東部	57	淀川	淀川	左右	堀込	石巻市牡鹿	150	堤防断面	越水	捨石による応急復旧完了 本復旧:平成26年11月～平成31年3月	
東部	58	湊川	湊川	左右	堀込	石巻市牡鹿	500	堤防断面	越水	大型土のうによる応急復旧完了 本復旧:平成26年9月～平成31年3月	
東部	59	女川	女川			女川町清水町				本復旧:平成25年3月～平成30年3月	
東部登米	60	北上川	迫川	左	有堤	登米市迫町森	210	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
東部登米	61	北上川	迫川	右	有堤	登米市豊里町丸木(二ツ屋橋付近)	70	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
東部登米	62	北上川	迫川			登米市豊里丸木					
東部登米	63	北上川	迫川			登米市米山町西野				本復旧完了済(平成23年度)	
東部登米	64	北上川	荒川	左	有堤	登米市迫町新田(伊豆沼)	170	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
東部登米	65	北上川	萱刈川	左	有堤	大崎市市田尻蕨栗	80	新堤防	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
東部登米	66	北上川	荒川外			登米市迫町外	複数箇所	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
東部登米	67	北上川	迫川外			登米市南方町外	複数箇所	堤防断面	破堤	本復旧完了済(平成23年度)	
気仙沼	68	大川	大川	左	有堤	気仙沼市朝日町(河口付近)	50	堤防断面	破堤	仮堤防(大型土のう)による応急復旧完了 本復旧:平成25年度～令和4年度	
気仙沼	69	大川	大川	右	有堤	気仙沼市朝日町(気仙沼大橋付近)	30	堤防断面	破堤	仮堤防(大型土のう)による応急復旧完了 本復旧:平成25年度～令和4年度	
気仙沼	70	鹿折川	鹿折川	左右	有堤	気仙沼市本浜町	430	堤防断面	破堤	仮堤防(大型土のう)による応急復旧完了 本復旧:平成25年度～令和3年度	左岸40m 右岸300m

第3節 ダム、水こう門の操作

洪水時に人的操作が必要で水防上重要なダム、水こう門、樋門等の管理者又は操作担当者は、気象状況の通知を受けた後は直ちに出水状況を常時観測し、操作基準によりその門扉の開閉を行うものとする。
県が管理する施設は、第4表のとおりである。

第4表

県管理の水こう門等一覧表

(1)水こう門

番号	河川・海岸名	名称	設置場所	管理者	操作基準			備考	令和7年3月現在の状況
					開放	閉鎖	時		
1	南 貞 山 運 河	水 門	仙台市	仙台土木事務所	常	常	常		
2	北 北 上 運 河	釜 工 門	石巻市	東部土木事務所	釜に	釜に	釜に	株式会社木村土建	
3	釜 谷 川	入 釜 水 門	石巻市	"	常	常	異常気象による逆流時	石巻市	災害復旧工事中 開扉状態
4	東 名 運 河	東 釜 水 門	東松島市	"	"	"	異常気象による逆流及び津波注意報・警報発令時	東松島市	
5	真 野 川	八 津 川 樋 門	石巻市	"	"	"	異常気象による逆流時	久我建設株式会社	
6	皿 貝 川	西 沢 川 樋 門 (旧)	"	"	"	"	"	株式会社山内組	
7	皿 貝 川	西 沢 川 樋 門 (新)	"	"	"	"	"	株式会社山内組	令和4年度下半期 供用予定
8	後 川	谷 川 防 潮 水 門	"	"	"	"	異常気象による逆流及び津波注意報・警報発令時	管理者直接操作	
9	大 (普 通 河 川)	大 谷 川 防 潮 水 門	"	"	"	"	"	"	
10	大 沢 川	大 沢 川 分 派 水 門	"	"	分派水門操作要領に	分派水門操作要領に	異常気象による逆流及び津波注意報・警報発令時	管理者直接操作	
11	外 尾 川	外 尾 川 水 門	気仙沼市	気仙沼土木事務所	常	常	異常気象による逆流及び津波注意報・警報発令時	管理者直接操作	
12	津 谷 川	蘇 野 川 樋 門	"	"	"	"	"	"	
13	伊 里 前 川	伊 里 前 川 3 号 樋 管	陸奥市	"	"	"	"	"	
14	追 川	山 吉 田 水 門	東部土木事務所	東部土木事務所	山吉田水量標	山吉田水量標	山吉田水量標	追川沿岸土地改良区	
15	"	南 谷 地 越 流 堤	"	"	三方島水量標	三方島水量標	三方島水量標	三方島水量標	
16	"	南 谷 地 流 出 樋 門	"	"	三方島水量標	三方島水量標	三方島水量標	三方島水量標	
17	"	山 王 水 門	栗原市	北部土木事務所	山王水量標	山王水量標	山王水量標	山王水量標	
18	小 山 田 川	野 谷 地 越 流 堤	登米市	登米土木事務所	登米土木事務所	登米土木事務所	登米土木事務所	登米土木事務所	
19	大 水 門 川	泉 谷 水 門	栗原市	北部土木事務所	泉谷水量標	泉谷水量標	泉谷水量標	泉谷水量標	

番号	河川・海岸名	名称	設置場所	管理者	操作基準		備考	令和7年3月現在の状況
					開放	閉鎖		
					高島水門量水標(下流)KP320m未満 飯屋水門操作規則による運用	高島水門量水標(下流)KP320m以上 飯屋水門操作規則による運用		
20	旧迫川	高島水門	東登米市	東部土木事務所	高島水門量水標(下流)KP320m未満	高島水門量水標(下流)KP320m以上	迫川沿岸土地改良区	
21	荒川	飯屋水門	"	"	飯屋水門操作規則による運用	飯屋水門操作規則による運用	管理者直接操作	
22	"	飯土井水門	"	"	飯土井水門操作規則(案)による運用	飯土井水門操作規則(案)による運用	登米市	
23	夏川	宝江樋	"	"	南谷地遊水池管理規則による運用	南谷地遊水池管理規則による運用	迫川本川河道水位が遊水地水位より高い場合は閉鎖	
24	田川	賀美石樋	加美町	北部土木事務所	上流側水位(飯川)が下流側水位(田川)より高くなったとき	田川水位がT.P.+29.95m以上であり、田川から飯川への逆流が始まったとき	加美町	
25	鳴瀬川	深川樋	"	"	内水位(深川)が外水位(鳴瀬川)より高くなり、外水位上昇の恐れがないとき	外水位がT.P.+24.16m以上であり、鳴瀬川から深川への逆流が認められたとき	"	
26	"	旧長谷川排水樋	色麻町	"	高城水位がT.P.+28.00m未満であるときは常に解放	高城水位がT.P.+28.00mに達したとき	色麻町	
27	"	河童川水門	"	"	袋水位がT.P.+23.761m未満であるときは常に解放	袋水位がT.P.+23.761mに達したとき	"	
28	深川	王城寺樋	"	"	王城寺水位がT.P.+54.48m未満であると常に解放	王城寺水位がT.P.+54.48mに達し、可動堰が倒壊したとき	"	
29	鶴田川	杉ヶ崎樋	大崎市	"	上流側水位(山王江排水路)が下流側水位(品井沼遊水地)より高くなったとき	広長水位がS.P.+3.00m以上であり、品井沼遊水地から山王江排水路への逆流が始まったとき	大崎市	
30	深谷川	深谷サイフォン	"	"	上流側水位(深谷川)が下流側水位(品井沼遊水地)より高くなったとき	品井沼水位がS.P.+3.00m以上であり、品井沼遊水地から深谷川への逆流が始まったとき	"	
31	百々川	西川樋	"	"	上流側水位(百々川)が下流側水位(田原川)より高くなったとき	田原川水位がT.P.+8.88mを超えるおそれがあり、田原川から百々川への逆流が始まったとき	"	
32	斥候川	斥候川水門	登米市	東部土木事務所	斥候川 KP. 9.93 m 以下	下逆流	登米市	
33	梅田川	仙石水門	仙台市	仙台土木事務所	仙石水門操作要領による運用	仙石水門操作要領による運用		
34	五間堀川	分派水門	岩沼市	"	分派水門操作要領(案)による運用	分派水門操作要領(案)による運用		
35	西川	樵排水樋	大和町	"	水門操作要領による運用	水門操作要領による運用	大和町	
36	高倉川	調整水樋	角田市	大河原土木事務所	高倉川調整水門及び高倉川送水樋門操作規則による運用	高倉川調整水門及び高倉川送水樋門操作規則による運用	あぶくま川水系角田地区土地改良区	
37	新川	新川水門	松島町	"	新川水門操作要領(案)による運用	新川水門操作要領(案)による運用	松島町	
38	大(普通河川)	清水田3号樋	石巻市	東部土木事務所	常時	異常気象による逆流時	管理者直接操作	
39	白浜(沢河川)	白浜第1水門	"	"	"	"	"	
40	上ノ(沢河川)	白浜第2水門	"	"	"	"	"	
41	長塩谷(沢河川)	長塩谷第1水門	"	"	"	"	"	
42	立神(沢河川)	長塩谷第2水門	"	"	"	"	"	

番号	河川・海岸名	名 称	設置場所	管 理 者	操 作 基 準		備 考	令和7年3月 現在の状況
					開 放	閉 鎖		
43	津 谷	川津谷川左岸樋管(その2)	気仙沼市	気仙沼土木事務所長	常	異常気象による逆流及び津波注 時 意 報・警 報 発 令 時	管理者直接操作	
44	長 須 賀 海 岸	長 須 賀 樋 門	南三陸町	"	"	"	"	
45	稲 淵	川 稲 淵 川 河 口 樋 門	"	"	"	"	"	
46	大 沢 海 岸	大 沢 水 門	女川町	東部土木事務所長	"	"	操作委託先 高橋建設	
47	浦 宿 海 岸	浦 宿 水 門	"	"	"	"	田中建設	
48	針 浜 海 岸	針 浜 第 1 水 門	"	"	"	"	"	
49	花 刈 浜 海 岸	排水樋門七土一樋1	七ヶ浜町	仙台土木事務所長	"	"	七ヶ浜町	
50	菖 蒲 田 海 岸	菖々森樋門七土一樋2	"	"	"	"	"	
51	菖 蒲 田 海 岸	阿川沼樋門七土一樋3	"	"	"	"	"	
52	松 ヶ 浜 海 岸	排水樋門七土一樋4	"	"	"	"	"	
53	五 間 堀 川	赤 井 江 1 号 樋 門	岩沼市	"	"	"	未定	遠隔操作設備工事中
54	佐 賀 川	佐 賀 川 水 門	大崎市	北部土木事務所長	"	水 門 操 作 要 領 に よ る 逆 流 時	大崎市	
55	羽 沢 川	湯 沢 樋 管	登米市	専部土木事務所長 登米地域事務所長	湯 沢 水 量 未 満	逆 流 時	登米市	
56	折 立 海 岸	折 立 第 1 樋 門	石巻市	東部土木事務所長	常	異常気象による逆流時	株式会社伊藤土建	
57	"	折 立 第 2 樋 門	"	"	"	"	株式会社伊藤土建	

(2)ダム

番号	河川名	名称	設置場所	管理者	洪水調節方式	備	考
1	増田川	樽水ダム	名取市	仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所	一定開度 最大40m ³ /s	平常時最高貯水位 55.70	
2	大倉川	大倉ダム	仙台市	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所	一定率一定量 (流入量-100)×0.4+100	平常時最高貯水位 270.60 洪水貯留準備水位 263.35 (7月1日から9月30日まで)	
3	七北田川	七北田ダム	仙台市	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所	自然調節 最大90m ³ /s	平常時最高貯水位 243.0 洪水貯留準備水位 238.0 (7月1日から9月30日まで)	
4	南川	南川ダム	大和町	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所	自然調節 最大130m ³ /s	平常時最高貯水位 97.6 洪水貯留準備水位 94.2 (6月11日から10月10日まで)	
5	吉田川	宮床ダム	大和町	仙台地方ダム総合事務所 宮床ダム管理事務所	自然調節 最大80m ³ /s	平常時最高貯水位 98.0	
6	勿来川	惣の関ダム	大和町	仙台地方ダム総合事務所 関ダム管理事務所	自然調節 最大9m ³ /s	平常時最高貯水位 33.1	
7	鳴瀬川	漆沢ダム	大和町	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所	一定率一定量 (流入量-100)×0.15+100	平常時最高貯水位 270.50 洪水貯留準備水位 261.50 (7月1日から9月30日まで)	
8	長者川	化女沼ダム	大崎市	大崎地方ダム総合事務所 化女沼ダム管理事務所	自然調節 最大10m ³ /s	平常時最高貯水位 25.90	
9	上大沢川	上大沢ダム	〃	大崎地方ダム総合事務所 上大沢ダム管理事務所	自然調節 最大20m ³ /s	平常時最高貯水位 312.0	
10	迫川	花山ダム	栗原市	栗原地方ダム総合事務所 花山ダム管理事務所	洪水期(7/1~9/30) 一定開度 最大140m ³ /s 非洪水期(10/1~6/30)	平常時最高貯水位 124.60 洪水貯留準備水位 122.00 (7月1日から7月10日まで) 118.80 (7月11日から9月30日まで)	
11	二迫川	荒砥沢ダム	栗原市	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所	自然調節 最大140m ³ /s	平常時最高貯水位 274.40 洪水貯留準備水位 268.70 (7月1日から9月30日まで)	
12	三迫川	栗駒ダム	〃	栗原地方ダム総合事務所 栗駒ダム管理事務所	一定開度最大50m ³ /s (非洪水期は平常時全開)	平常時最高貯水位 198.00 洪水貯留準備水位 190.00 (7月1日から9月30日まで)	
13	長崎川	小田ダム	〃	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所	自然調節 最大210m ³ /s	平常時最高貯水位 163.50 洪水貯留準備水位 158.50 (7月1日から9月30日まで)	
14	伊里前川	弘川ダム	南三陸町	気仙沼土木事務所	自然調節 最大18m ³ /s	平常時最高貯水位 120.10	
15	迫川	長沼ダム	登米市	東部土木事務所 登米地方事務所	越流堤及び導水路による流入 最大600m ³ /s	平常時最高貯留水位 KP 8.70 洪水貯留準備水位 KP 8.10(7月1日から9月30日まで)	

(3)救急内水ポンプ

番号	河川名	名称	設置場所	管理者	洪水調節方式	備	考
1	大江堀	救急内水ポンプ場	栗原市	北部土木事務所 栗原地域事務所	Q=1m ³ /s×2(3)台	操作水位:山王水位がKP12.50m以上で本川からの逆流が認められ、山王水門が閉扉したとき ()内は他機場からポンプが移動してきた場合の最大数	
2	大水門	救急内水ポンプ場	〃	〃	Q=1m ³ /s×2台	操作水位:泉谷水位がKP4.80m以上で本川からの逆流が認められ、泉谷水門が閉扉したとき	
3	河童	救急内水ポンプ場	色麻町	北部土木事務所	Q=1m ³ /s×1台	操作水位:袋外水位がTP23.76mに達し、河童川水門が閉扉したとき	

第5表

国土交通省管理の水こう門等一覧表

(1)水こう門

番号	河川名	名称	設置場所	管理者	備考
1	半田川	青木水門	角田市	国土交通省仙台河川国道事務所長	
2	新桜井川	大坊水門	角田市	〃	
3	小田川	小田川水門	角田市	〃	
4	中貞山運河	閑上水門	名取市	〃	被災:平成28年度災害復旧完了
5	五間堀川	新浜水門	岩沼市	〃	被災:平成28年度災害復旧完了
6	阿武隈川	阿武隈大堰	亘理町	〃	
7	月浜沢川	月浜沢川排水樋	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所長	
8	大沢川	月浜第2水門	石巻市	〃	
9	富士川	釜谷水門	石巻市	〃	
10	皿貝川	月浜第1水門	石巻市	〃	
11	追波川	福地水門	石巻市	〃	
12	北上川	北上大堰	石巻市	〃	
13	北上川	脇谷水門	登米市	〃	
14	北上川	鴫波水門	登米市	〃	
15	北上川	脇谷閘門	石巻市	〃	
16	真野川	真野川水門	石巻市	〃	
17	旧北上川	石井水門	石巻市	〃	
18	旧北上川	石井閘門	石巻市	〃	
19	追波川	梨の木水門	石巻市	〃	
20	南沢川	南沢川水門	登米市	〃	
21	大沢川	大沢水門	登米市	〃	
22	出来川	明治水門	涌谷町	〃	
23	田尻川	唐崎水門	涌谷町	〃	
24	身洗川	身洗川水門	大和町	〃	
25	鳴瀬川	鳴瀬堰	東松島市	〃	
26	東名運河	野蒜水門	東松島市	〃	
27	鳴瀬川	鳴瀬川中流堰	美里町	〃	
28	鳴瀬川	桑折江堰	大崎市	〃	

(2)ダム

番号	河川名	名称	設置場所	管理者	洪水調節方式	備考
1	江合川	鳴子ダム	大崎市	国土交通省東北地方整備局 鳴子ダム管理所長	自然調節	平常時最高貯水位 254.0 洪水貯留準備水位 244.5
2	基石川	釜房ダム	川崎町	国土交通省東北地方整備局 釜房ダム管理所長	一定率一定量 ($Q-300$) $\times$ 0.407+300	平常時最高貯水位 149.8 洪水貯留準備水位 143.8
3	白石川	七ヶ宿ダム	七ヶ宿町	国土交通省東北地方整備局 七ヶ宿ダム管理所長	一定量($Q-200$)	平常時最高貯水位 293.5 洪水貯留準備水位 293.5

第6表

水防管理団体等の管理する水防上重要な堰堤、水こう門等一覧表

番号	河川名	名称	設置場所		管理者	備考
1	阿武隈川	江尻排水機場	角田市	江尻	角田市長	
2	白石川	稲荷山堰	柴田町	白幡	名取土地改良区理事長	
3	〃	槻木水門	大河原町	大河原	柴田町長	
4	名取川	名取川頭首口	名取市	熊野堂	名取土地改良区理事長	
5	〃	木流堀取水口樋門	仙台市	山田	〃	
6	〃	大村樋門	〃	中田二丁目	仙台市長	
7	〃	落合雨水ポンプ場	〃	袋原二丁目	〃	
8	〃	今泉雨水ポンプ場	〃	今泉字上新田	〃	
9	〃	庄松雨水ポンプ場	〃	東中田一丁目	〃	
10	〃	郡山ポンプ場	〃	郡山字籠ノ瀬	〃	
11	〃	長町第一ポンプ場	〃	大野田三丁目	〃	
12	〃	四郎丸雨水ポンプ場	〃	四郎丸 字岡谷地	〃	
13	広瀬川	四ツ谷水門	〃	郷六	宮城県公営企業管理者	
14	〃	愛宕堰	〃	石名坂	仙台東土地改良区理事長	
15	〃	郡山堰	〃	根岸	郡山水利組合組合長	
16	〃	東郡山雨水ポンプ場	〃	東郡山二丁目	仙台市長	
17	〃	五ツ谷ポンプ場	〃	若林四丁目	〃	
18	〃	松原第二排水樋管	〃	若林二丁目	〃	
19	〃	八本松第一排水樋管	〃	八本松一丁目	〃	
20	鳴瀬川	上川原樋門	加美町	上川原	鳴瀬川沿岸土地改良区 理事長	
21	〃	西沢ポンプ場	大崎市	三本木	大崎市下水道事業 大崎市 業長	
22	〃	新町第一ポンプ	〃	〃	〃	
23	旧北上川	飯野川排水機場	石巻市	相野谷五味前	石巻市長	
24	〃	南境排水ポンプ場	〃	南境字大坪	〃	
25	〃	井内第一排水ポンプ場	〃	大瓜井内	〃	
26	〃	住吉排水ポンプ場	〃	大橋	〃	
27	〃	不動沢排水ポンプ場	〃	不動町	〃	
28	〃	石巻中央排水ポンプ場	〃	門脇町	〃	
29	北北上運河	蛇田排水ポンプ場	〃	門脇二番谷地	〃	
30	〃	横堤排水ポンプ場	〃	新横堤地内	〃	

番号	河 川 名	名 称	設置場所		管 理 者	備考
31	北北上運河	北北上運河右岸第二排水ポンプ場	石 巻 市	門 脇 元 屋 敷	石 巻 市 長	
32	江 合 川	岩 出 山 大 堰	大 崎 市	岩出山一の平	大 崎 市 長・加 美 町 長	操作業務:大崎土地改良区
33	〃	三 丁 目 頭 首 工	〃	古川向3丁目	大 崎 市 長・美 里 町 長	操作業務:江合川沿岸土地改良区
34	〃	池 月 (発) 取 水 ダ ム	〃	鳴子温泉赤湯	東 北 電 力 株 式 会 社	
35	出 来 川	三 十 軒 水 門	涌 谷 町	三 十 軒	涌谷町土地改良区理事長	
36	七 北 田 川	北 向 堰	仙 台 市	根 白 石	北向堰水利組合組合長	
37	〃	根 白 石 大 堰	〃	〃	根 白 石 大 堰 水 利 組 合 組 長	
38	〃	新 堰	〃	〃	仙 台 市 泉 土 地 改 良 区 理 事 長	
39	〃	今 宮 堰	〃	〃	〃	
40	〃	明 神 堰	〃	〃	〃	
41	〃	薄 ケ 沢 堰	〃	八 乙 女 中 央 四 丁 目	仙 台 市 岩 切 土 地 改 良 区 理 事 長	
42	〃	八 沢 樋 管	〃	松 森	〃	
43	〃	住 吉 樋 管	〃	〃	〃	
44	〃	砂 押 川 排 水 樋 門	〃	松 森 字 岡 本	仙 台 市 市 長	
45	〃	宝 堰	〃	〃	宝 堰 加 瀬 溜 井 管 理 組 合 組 長	
46	〃	霧 蛇 淵 樋 管	〃	千 刈 田	〃	
47	〃	千 刈 田 樋 管	〃	〃	仙 台 市 市 長	
48	〃	中 野 堰	〃	新 田	仙 台 市 市 長	
49	〃	鶴 ケ 谷 樋 門	〃	岩 切	仙 台 市 市 長	
50	〃	真 美 沢 排 水 樋 門	〃	八 乙 女 中 央 四 丁 目	〃	
51	〃	伽 蘭 堰	〃	松 森	仙 台 市 泉 土 地 改 良 区 理 事 長	
52	〃	蒲 生 雨 水 ポ ン プ 場	〃	蒲 生 字 町	仙 台 市 市 長	
53	〃	鶴 巻 ポ ン プ 場	〃	鶴 巻 一 丁 目	〃	
54	〃	七 北 田 川 原 雨 水 ポ ン プ 場	〃	八 乙 女 中 央 三 丁 目	〃	
55	〃	洞ヶ沢雨水幹線排水樋門	〃	松 森 字 堰 堀	〃	
56	〃	七北田川第5号雨水幹線排水樋門	〃	市名坂字原田	〃	
57	〃	サ メ 堀 排 水 樋 門	〃	市名坂字高倉	〃	
58	〃	鹿 島 堀 排 水 樋 門	〃	松 森 字 館	〃	
59	〃	七北田川第4号雨水幹線排水樋門	〃	市名坂字石止	〃	
60	梅 田 川	境 堀 樋 管	〃	小 鶴	〃	
61	〃	扇 町 雨 水 ポ ン プ 場	〃	扇 町 六 丁 目	〃	
62	〃	福 田 町 樋 門	〃	福 田 町	〃	

番号	河川名	名称	設置場所		管理者	備考
63	梅田川	扇町1丁目樋門	仙台市	扇町一丁目	仙台市長	
64	"	田子排水機場	"	福住町	"	
65	"	新田東雨水ポンプ場	"	新田東三丁目	"	
66	"	苦竹ポンプ場	"	苦竹二丁目	"	
67	"	苦竹雨水ポンプ場	"	"	"	
68	"	小鶴雨水ポンプ場排水樋門	"	仙石	仙台市長	恒久的施設完成まで ゲートポンプ (仙石排水ポンプ場)
69	筑川	泉崎樋門	"	大野田イコタ	"	
70	貞山運河	井土浦防潮樋門	"	井土	仙台東土地改良区理事長	被災:平成28年3月復旧及び 国からの引き渡し完了
71	"	藤塚排水機場	"	藤塚	"	被災:平成27年9月復旧及び 国からの引き渡し完了
72	"	二郷堀排水機場	"	井土	"	被災:平成27年9月復旧及び 国からの引き渡し完了
73	"	大堀排水機場	"	荒浜	"	被災:平成27年9月復旧及び 国からの引き渡し完了
74	"	高砂南部排水機場	"	蒲生	"	被災:平成27年9月復旧及び 国からの引き渡し完了
75	井土浦川	井土浦川排水機場	仙台市	井土	仙台市長	平成29年4月供用開始
76	丸田沢溜池		"	上谷刈	"	
77	洞ヶ沢堤		"	鶴が丘	仙台市泉土地改良区 理事	平成25年8月復旧完了
78	将監溜池		"	将監	"	平成25年8月復旧完了
79	仙台港湾	北新田排水ポンプ場	"	港三丁目	仙台市長	
80	"	西原排水ポンプ場	"	蒲生二丁目	"	
81	"	中野雨水ポンプ場	"	仙台港北 二丁目	"	
82	"	西原雨水ポンプ場	"	港一丁目	"	
83	吉田川	三ヶ内排水機場	大和町	落合三ヶ内	大和町土地改良区理事長	
84	"	桧和田排水機場	"	落合桧和田	"	
85	西川	西川排水機場	"	鶴巣大平	"	
86	"	大平排水機場	"	鶴巣大平	"	
87	新江合川	古川楡木雨水排水ポンプ場	大崎市	古川楡木	大崎市下水道事業 大 市長	
88	"	古川李埴雨水排水ポンプ場	"	古川旭六丁目	"	
89	鹿折川	駒込沢川排水樋門	気仙沼市	中みなと町	気仙沼市長	
90	"	万行沢川排水樋門	"	東八幡前	"	
91	"	大峠山川排水樋門	"	東八幡前	"	
92	"	鹿折川右岸第4排水区放流 ゲート	"	中みなと町	気仙沼市下水道事業管理者 (気仙沼市長)	

番号	河 川 名	名 称	設置場所		管 理 者	備 考
93	鹿 折 川	鹿折川右岸第5排水区放流ゲート	気仙沼市	浜町二丁目	気仙沼市下水道事業管理者 (気 仙 沼 市 長)	
94	大 川	北 沢 川 ポ ン プ 場	〃	赤 岩 港	気 仙 沼 市 長	
95	〃	川 口 雨 水 ポ ン プ 場	〃	川口町二丁目	気仙沼市下水道事業管理者 (気 仙 沼 市 長)	
96	〃	大川左岸9-1排水区放流ゲート	〃	内の脇一丁目	〃	
97	神 山 川	南 郷 雨 水 ポ ン プ 場	〃	南 郷	〃	
98	〃	神山川左岸排水区放流ゲート	〃	田中前四丁目	〃	
99	沖 野 田 川	長 畑 川 排 水 樋 門	〃	本吉町直伝	気 仙 沼 市 長	
100	津 谷 川	泉 沢 川 排 水 樋 門	〃	本吉町幣掛	〃	

第4章 水防団、水防協力団体並びに水防活動従事者の安全確保及び資材器具等の整備等

第1節 水防団員の定員の基準

水防管理団体の水防団員の定員の基準は、おおむね次のとおりとする。

なお、この定員基準は標準を定めたものであり、状況に応じ適宜弾力的に対応するものとする。

- 1 重要度A区域を管理する団体は、水防上特に重要と認められる箇所について、その延長20メートルないし30メートルにつき1人、その他の箇所については30メートルないし40メートルにつき1人の割合とする。
- 2 重要度B区域を管理する団体は、水防上特に重要と認められる箇所について、その延長40メートルないし50メートルにつき1人、その他の箇所については50メートルないし60メートルにつき1人の割合とする。
- 3 各水防管理団体の水防団員数は第7表のとおりである。

第2節 水防協力団体

1 水防協力団体制度

平成17年の水防法の改正により、水防管理者は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人であつて、水防団又は消防機関が行う水防活動に対する協力業務等を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により水防協力団体として指定することができる制度が創設された（法第36条）。

さらに平成25年の水防法の改正（水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第35号。平成25年6月12日公布、平成25年7月11日施行。））及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第13条により、水防協力団体の指定の対象が、営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治会、町内会、ボランティア団体等の団体に拡大された。

これは、近年、水防活動の現場において、水防管理者が民間企業等と契約・協定を結び、水災発生時にこれらの民間企業等が最前線で活動するという実態や、水防団員の減少等の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえたものである。

水防協力団体の指定の対象となる者は、法第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことが認められる上記の団体である。

2 水防協力団体の業務

水防協力団体は、水防に関する自主防災活動を行う民間の活動主体であることから、その活動は、①公権力の行使を伴う活動は除外する必要があること、②構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動に自ずと限定されること、③災害応急対策として実施される水防についての具体的行為については、水防責任を有する水防管理者の所轄の下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和が図られたものであることが必要である。

そのため、法第37条第1号が、水防協力団体の業務を「水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること」と規定しているとおおり、水防協力団体は、巡視、避難援助並びに土のうの袋詰め及び運搬など水防活動の中心を担う水防団等が行う水防活動に対する協力業務等を行うものとする。また、平成25年の水防法改正により、新たな業務として、水防に必要な器具、資材又は設備の保管又は提供が追加された。

水防協力団体の水防活動は、水防管理者の監督の下、水防管理団体からの情報提供や指導、

助言を受け、水防団又は水防を行う消防機関と密接に連携して行うこととし、水防管理団体の水防計画においては、水防協力団体の活動内容等を位置付けるものとする（法第2条第6項）。また、県は、水防協力団体に対して、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする（法第40条）。

第7表

水防管理団体別水防団員等一覧

令和7年3月1日現在

	指定 非指定 の別	水防団・ 消防団の数		水防団員の数					指定 非指定 の別	水防団・ 消防団の数		水防団員の数			
				専任水防団員		兼任水防団員 (消防団員)						専任水防団員		兼任水防団員 (消防団員)	
		水防団	消防団	定員	現員	定員	現員			水防団	消防団	定員	現員	定員	現員
仙台市	指定		7			2,344	1,874	加美町	指定		1			570	539
石巻市	指定		1			1,851	1,391	色麻町	指定		1			180	179
大崎市	指定		1			2,430	2,045	涌谷町	指定		1			280	253
気仙沼市	指定		1			800	652	美里町	指定		1			500	415
白石市	指定		1			600	541	女川町	指定		1			200	187
名取市	指定		1			400	356	南三陸町	指定		1			450	395
角田市	指定		1			600	548	塩竈市	非指定		2			245	118
多賀城市	指定		1			200	146	七ヶ宿町	非指定		1			140	121
岩沼市	指定		1			280	266	川崎町	非指定		1			270	209
登米市	指定		1			1,360	1,143	七ヶ浜町	非指定		1			220	178
栗原市	指定		1			1,500	1,362	大衡村	非指定		1			200	140
東松島市	指定		1			630	557								
富谷市	指定		1			179	138								
蔵王町	指定		1			300	284								
大河原町	指定		1			300	249								
村田町	指定		1			270	236								
柴田町	指定		1			300	255								
丸森町	指定		1			500	441								
亘理町	指定		1			460	307								
山元町	指定		1			300	255								
松島町	指定		1			250	189								
利府町	指定		1			131	83								
大和町	指定		1			565	479								
大郷町	指定		1			310	254								
								合 計	指定		36			19,040	16,019
									非指定		6			1,075	766
									計		42			20,115	16,785

第3節 水防活動従事者の安全の確保

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波等により、水閘門の閉鎖、避難誘導活動等に当たった多くの消防団員が亡くなられた。これを受け、平成23年12月14日に水防法が改正され、都道府県及び指定水防管理団体が策定する水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならないこととされた。

1 水防活動の基本的な考え方

洪水、津波及び高潮による水防活動においては、水防活動従事者（水防団（消防団）等）は、自身の安全確保を図りながら原則として複数人で避難誘導や水防作業に当たることを基本とする（水門等操作を含む。）。大津波警報が発表され到達予想時刻までわずかな時間しかない場合等、緊急を要する場合は、水防活動従事者の退避を優先する必要がある。

2 安全確保の方策

(1) 水防活動従事者の緊急時の活動内容の見直し

ア 操作する水閘門の数等の見直し

水閘門操作等の水防作業に当たる場合は2名以上のグループ単位で原則1つの水閘門を操作する。作業時は、グループのうち1名は周辺状況を監視し危険を事前に察知できるようにする等、グループ内での役割分担を定めておくことが望ましい。

また、優先して閉鎖すべき水閘門を精査するなどにより、緊急時の作業量を減らすほか、退避のルール（津波到達予想時刻の〇〇分前には退避完了する、指示があるまでは出動しない等）を定めておくことが重要である。

なお、水閘門については、水防管理団体以外の者が管理者となっている場合は当該施設管理者との協議が必要となる。

イ 避難誘導活動の最適化

水防活動従事者自身も避難しながら住民の避難誘導を行うことが原則であるが、非常に困難を伴うことが予想される。特に、近年都市部等で発生している局地的大雨や津波発生時等は、事前の準備が困難で急遽避難が必要な状況に陥ることとなる。水防活動従事者及び住民の安全を確保するためには、住民自らが率先して避難するよう周知徹底する必要がある、ひいては、住民自身の日ごろからの備え（自助）、避難経路の確認等、水害に対する防災意識の向上のための取組を合わせて行うことが重要である。

(2) 水防活動を指揮又は監視する者の責務

水防活動が長時間にわたるような場合、水防活動従事者を随時交代させ、疲労に起因する事故を防止する必要がある。また、現場状況の把握に努め、水防活動従事者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに待避を含む具体的な指示や注意を行う。

なお、不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等は水防活動従事者に対し、事前に徹底することが必要である。

(3) 通信機器の携行、水防作業時の装備確保

出動車輛から離れて水防作業に従事している際も逐次気象情報や水防管理団体からの指示内容が入手できるよう、車載無線に加え、ラジオ、トランシーバー等の携帯可能な通信機器等を整備することが望ましい。なお、通信手段は複数確保しておくことが望ましく、それが不可能な場合や、いずれの通信手段も使用できない場合の連絡手段をあらかじめ取

り決めておくことが求められる。さらに、携帯無線、トランシーバー等の使用に当たっては、日ごろから水防訓練等において使用方法を確認しておく必要がある。

また、水防作業時にライフジャケットを着用するほか、ボート等を装備しておくことが望ましい。

(4) 出水期前の研修等

出水期前に、水防活動従事者を対象とした安全確保のための研修を実施し、堤防決壊前の待避の判断に資するため、決壊直前の堤体の挙動や漏水の事例等の資料を水防活動従事者全員に配付することが望ましい。

水防管理団体においては、上記考え方及び「大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書」の内容を踏まえ、水防団（消防団）の活動マニュアル等がある場合は見直しを、活動マニュアル等がない場合は新たに策定した上で、各水防団（消防団）員に対し周知徹底を図ることが重要である。特に、消防団や分団が複数ある場合は、水害発生時において水防管理団体からの直接の指示が困難であることが予想されることから、水防作業等に当たる際の基本的考え方を周知徹底した上で、担当する地域に応じた活動マニュアルを整備し、内容を確認しておく必要がある。

なお、上記の考え方については、水防団（消防団）員だけでなく、地域において水防活動に従事することとされている者（自主防災組織等）に対しても周知を図ることが望ましい。

また、平常時からの水防団（消防団）及び自主防災組織などによる水防訓練等により活動マニュアルの確認、見直しを行い、実施可能かつ効果的な内容に改めていくことが肝要である。

第4節 資材器具等の整備

水防管理団体は、適宜水防倉庫又は代用備蓄場を設け、次の基準により資材器具を備蓄しておくものとし、常時その数量の確保のため水防地域近在の竹木の所在、各農家・農業倉庫等の手持ち数量の概況等を把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資材器具が使用され又は損傷し、不足を生じた場合は速やかに補充しておくものとする。

1 水防倉庫規格別備蓄基準

この基準は、標準を示したものであり、過去の水害の経験を生かし、実績に応じ必要な資材器具を備蓄するものとする。

品名	規格区分	空俵 (俵)	木材 (石)	杉丸太			かま す (枚)	むし ろ (枚)	縄 (玉)	鉄線 (kg)	スコップ (丁)	掛矢 (丁)	唐ぐわ (丁)	両つるは (丁)	おのこぎり (丁)	かま ま (丁)	マ片 手ハ ンチ (丁)	ペン チ (丁)
				2間 末口 3寸 (本)	1間 末口 3寸 (本)	1間 末口 2寸 5分 (本)												
数量	規格A (約30.6㎡)	600	約25	50	20	210	100	150	40	50	20	6	5	5	5	5	5	5
	規格B (約18.8㎡)	600	約10	20	30	90	30	50	30	20	20	6	5	5	5	5	5	5
	規格C (約13.3㎡)	350	約5	10	20	40	10	30	15	10	20	6	5	5	5	5	5	5

備考 (1) 上記資材のほか、備蓄不可能な資材、樹木、唐竹、粗朶等は付近採取地をあらかじめ選定しておき、採取するものとする。

(2) 標準備蓄資材のほか水防団員が各自携帯し得る資材器具をあらかじめ調査しておき、水防用に充てるものとする。

(3) ライフジャケット、ボート等、水防活動従事者の安全を確保するための装備についても揃えておく必要がある。

2 県有資材器具の備蓄

県は、水防管理団体の水防活動が十分に果たし得るよう各水防区に水防倉庫を設置して資材器具を備蓄し、水防管理団体の要求に応じ応援するものとする。

3 県有資材器具の貸付要項

(1) 水防管理団体は、区域内の水防に備え、備蓄基準による必要な資材器具を整備しておくものとするが、水防活動に際して使用する資材器具に不足を生じたときは、法第28条（公用負担）の規定による措置を執るほか、次に掲げる「水防資材器具応援申請書」を県（土木事務所長）に提出し、応援を申請すること。

(2) 県は、資材器具の応援申請を承認したときは、申請者立会いの下、品名、数量等関係事項の確認を行い、引き渡すものとする。引渡しに当たっては、「水防資材器具出庫伝票」2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保管するものとする。

4 県及び水防管理団体の水防用資材器具の備蓄状況は、第8-1表及び第8-2表のとおりである。

5 その他の施設の設置状況は、第9表及び第10表のとおりである。

水 防 資 材 器 具 応 援 申 請 書

1 使 用 場 所 河川名又は場所

2 資材器具名 数量

年号 年 月 日

〇〇市町村長 印
事 務 取 扱 者（職氏名） 印

宮城県〇〇土木事務所長 殿

----- 切り取り線 -----

水 防 資 材 器 具 出 庫 伝 票

1 申 請 者 河川名又は場所

2 事務取扱者 （職氏名）

3 使 用 場 所 河川名又は場所

4 数 量

年号 年 月 日

宮城県〇〇土木事務所 印
事 務 取 扱 者（職氏名） 印

〇〇市町村長 殿

上記の資材器具を受領いたしました。

年号 年 月 日

〇〇市町村長 印

第5節 輸送の確保

非常の際、水防用資材器具、作業員その他の輸送を確保するため、各水防区は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送経路をあらゆる非常事態を考慮して樹立するものとする。

調 況 狀 蓄 備 庫 倉 防 水 梘

(令和7年3月1日現在)

[illegible]

No.	保 管 場 所		水				防			資 材			工 具										照 明 器 具 類			そ の 他			備考																			
	水防区	水防倉庫名	所在地	空	麻	ビニール	かむ	土	ピニール	木材	木材	木材	木	木	木	枕	コ	な	鉄	鉄	ス	掛	片手ハンマー	大ハンマ	つるはし	唐おのり	かきすき	縄		クリッパ	ク	照明器具類	ラ	命	テ	救	油	オ	中									
89	大崎	福沼水防倉庫	大崎市古川福沼字長瀬	50					6,600	530			0	0		21	50	163	42	22	8	8	9	9	8	2	12	4	2	4	0	0	0				18		0									
90	"	桜ノ目水防倉庫	大崎市古川桜ノ目字下川原						2,100	12			0			12	2	0	38	10	5	2	5	5	5	8	5	3	4	2	5	0		2	6	0	1	2	0		8		0					
91	"	三ツ江水防倉庫	大崎市古川林郷字土手外	400					1,900	12			0			14	1	0	33	8	5	2	5	8	7	5	7	2	2	2	0	0		2	7	0	0			8		0						
92	"	下谷地水防倉庫	大崎市古川上坪字羽山	80					2,100	15			0			13	4	0	33	10	5	2	5	5	5	5	6	3	2	2	0	0		2	7	0	0			16		0						
93	"	渕原水防倉庫	大崎市古川渕原字大見						1,200	3			0			14	1	0	33	12	5	2	5	5	6	5	5	3	2	2	0	0		2	7	0	0			15		0						
94	"	師山水防倉庫	大崎市古川師山字清見						22,100	630			0			150	17	25	1	1	0	0	0	0	8	0	5	4	0	0	0		3	4	0	0			0	0	1	17		0				
95	"	下田目水防倉庫	大崎市古川下田目字赤山廻				50		2,000	18			0			14	3	50	33	12	5	2	5	5	5	5	5	2	2	2	0	0		2	7	0	0			10		0						
96	"	下伊場野水防倉庫	大崎市松山下伊場野字栗下						1,700	20			50			27	5	0	46	3	2	10	5	3	7	15	9	10	0	10		8	0	5	2	2	0	0	2	1	5	0	0	8		0		
97	"	山王水防倉庫	大崎市松山次穂字山王						1,400	6			30			12	10	0	31	6	12	0	3	3	3	13	8	4	0	5		0	5	1	2	2	0	0	1	1	5	0	0	8		0		
98	"	野田水防倉庫	大崎市松山千石字蔵田						1,800	5			20			9	9	0	52	8	12	0	1	4	3	15	6	5	0	10		3	10	1	3	2	0	0	2	1	1	5	0	0	10		0	
99	"	須磨水防倉庫	大崎市松山須磨字阿勢陀江						1,800	5			60			27	5	0	60	5	12	2	2	4	4	14	5	6	0	5		0	5	3	3	2	0	0	2	1	1	5	0	0	8		0	
100	"	三本水防センター	大崎市三本水字廻山06						1,000	200			30						15	1	0														0							0		0				
101	"	三本水防倉庫	大崎市三本水字南町					0	1,700	10			30			5	27	10	2	0					10	0	10						7		0	0						0		0				
102	"	船越水防倉庫	大崎市鹿島台船越字山野向						2,200	23			35			0	95	30	11	5	6	5	5	5	5	5	9	0					2										10		0			
103	"	大迫水防倉庫	大崎市鹿島台大迫字石竹						5,800	10			80			3	60	62	38	5	26	1			1	6	20																10		0			
104	"	表沢水防倉庫	大崎市鹿島台大迫字台畑						0	0	0	40				0	0				0	0																				0		0				
105	"	志田谷地水防倉庫	大崎市鹿島台大迫字上志田						4,200	30			0	0		2	0	20	5	6	5	4			1	5	9	1														35		0				
106	"	内ノ浦水防倉庫	大崎市鹿島台広島字内ノ浦						3,400	20	27	70	120			2	10	0	50	3	8	5	15	15	8	22	0																22		0			
107	"	上川原水防倉庫	大崎市岩出山上川原						1,200	510			0			16	3	0	20	14	3	2	5	5	2	4	0	1	1	4	16	4		0	6					2	1	1	0	0	0	33		0
108	"	蓮湯分水防倉庫	大崎市岩出山下野田字蓮湯分						1,200	204			0			13	2	0	30		4	2	4	3	4	2	0	3	1	4	5	4		0	4						3	1	1	0	0	10		0
109	"	北小生田水防倉庫	大崎市田尻北小生田字宅地						1,200	5			100			12	60	0	22	10	3	0	5	5	4	3	4	2	1	3	0	0		2							0	10		0				
110	"	田尻総合支所倉庫	大崎市田尻沼部字富岡						2,600	20						3	0	30	1	0	2	1	3	0	5	3	3	1	2	0	0		3	5	0	0					0	0	0	10		0		
111	"	上谷地水防倉庫	蒲谷町字上谷地大				15			2			53			13	2	25	12		3	5	5	3	4	5	4						2															
112	"	追波水防倉庫	蒲谷町字土町						100	1			30			2		12	10		3	5	5				6																					

[illegible]

第9表

第二種側帯(水防備蓄)設置箇所

(1)東北地方整備局仙台河川国道事務所

水系名	河川名	箇所名	位置		整備内容	
			左右	距離標	延長(m)	土量(m³)
阿武隈川	阿武隈川下流	寺 島	左	2.0k+0m	90	1,500
		寺 島	左	2.4k+100m	95	1,000
		早 俣	左	4.6k+0m	120	2,500
		早 俣	左	6.0k+150m	45	1,800
		田 沢	右	11.0k+0m	120	1,000
		小 山	右	11.6k+50m	100	4,000
		南 長 谷	左	12.2k+0m	70	1,000
		小 山	右	13.0k+0m	120	2,000
		佐 倉	右	24.0k+0m	175	5,200
		梶 賀	左	24.4k+0m	100	5,000
		青 木	右	26.0k+0m	1,050	75,700
		金 山	右	35.6k+0m	600	20,000
		舘 矢 間	左	35.6k+50m	100	2,000
		合 計			2,785	122,700
名 取 川	名 取 川	藤 塚	左	0.0k+110m	50	750
		日 辺	左	2.0k+0m	100	640
		閑 上	右	2.4k+30m	100	5,500
		閑 上	右	2.6k+0m	110	810
		今 泉	左	2.8k+33m	90	5,000
		中 田	右	3.2k+0m	100	660
		中 田	右	5.0k+150m	50	1,300
		熊 野 堂	右	10.4k+165m	125	2,000
	広 瀬 川	長 町	右	1.2k+87m	60	600
		若 林	左	2.4k+0m	40	200
	箆 川	箆 川	左	1.4k+110m	70	1,400
		箆 川	右	1.6k+110m	50	1,400
		箆 川	右	1.8k+150m	50	1,000
		箆 川	右	2.0k+100m	70	1,000
	合 計				1,065	22,260

※ 第二種側帯とは、河川管理施設等構造令施行規則第14条第2号の規定に基づき、非常用の土砂等を備蓄する目的で設けられたものである。

(2)東北地方整備局北上川下流河川事務所

水系名	河川名	箇所名	位置		整備内容	
			左右	距離標	延長(m)	土量(m³)
鳴瀬川	鳴瀬川	船越	右	15.2k～15.5k	250	19,000
		水越	左	24.1k+153～24.3k+36.5	83	1,710
		鈴根五郎	右	28.0k+45～28.1k+160	215	3,000
		大谷	左	35.3k	70	2,490
		三本木	右	37.7k	70	1,620
		坂本	右	40.0k	50	840
		高倉	左	40.7k	100	2,230
	吉田川	若針	右	8.8k	70	1,730
		鎌巻	左	10.4k+200～10.6k+47	100	3,200
		内浦	左	11.6k+118～11.8k+120	230	22,800
		下志田	左	16.2k+15～16.4k+70	260	28,900
		粕川	左	17.4k～17.7k	360	45,800
		袋	右	22.1k～22.4k	300	62,600
		袋	右	22.6k～22.8k	250	77,600
		檜和田	左	25.0k～25.1k	100	5,600
		檜和田	左	25.5k～25.7k	200	9,300
		鶴巢	右	26.7k	100	3,430
	竹林川	竹林川	右	0.8k	100	20,350
	合計				2,908	312,200
北上川	北上川	上沼	右	44.6k～44.7k	100	4,000
		大泉	右	48.4k～48.5k	100	3,600
		米谷	左	36.9k～37.0k	100	1,240
		浅水	右	42.3k～42.4k	100	3,600
		錦織	左	48.9k～49.0k	100	4,400
	旧北上川	大瓜	左	6.7k～6.8k	45	2,000
		金山	左	11.9k～12.0k	100	880
		鹿又	右	16.5k～16.6k	70	820
		佳景山	右	17.9k～18.0k	100	2,100
		笈入	右	20.4k	70	980
		和渚	右	21.0k	70	1,800
		中津山	左	24.0k	57	1,200
		中津山	左	25.0k	83	1,100
		倉埵	左	30.6k	70	1,200
	江合川	佐平次	左	10.2k	70	1,080
		砂田	右	11.6k	70	1,010
		新丁頭	右	13.2k～13.4k	200	2,660

		桜 町	右	14.0k	70	1,610
		小 牛 田	右	16.2k～16.4k	200	7,210
		小 牛 田	右	18.4k～18.6k	70	1,130
		横 梓	右	22.8k	58	1,060
		下 谷 地	左	23.8k	70	3,380
		城 山	左	24.6k	200	2,710
		湫 尻	左	27.0k	200	2,200
		桜 ノ 目	左	29.2k	200	2,320
	新 江 合 川	師 山	右	1.0k	80	3,710
	合 計				2,653	59,000

第10表

二 線 堤 一 覧

(1)東北地方整備局北上川下流河川事務所

番号	河川名	所在地	現 況					備考
			道路兼用	道路種別	路線名	延長(m)	地目	
国1	吉田川	大崎市	有	国道	国道346号 鹿島台バイパス	4,120	道・堤	
		起点 大崎市鹿島台広長字内ノ浦 終点 大崎市鹿島台木間塚字小谷地						

(2)宮城県

番号	河川名	所在地	現 況					備考
			道路兼用	道路種別	路線名	延長(m)	地目	
仙1	西川	大和町	有	町道	清水谷線	500	堤	
大崎1	小山田川	大崎市	有	市道	夜ノ森・牛ヶ坪線	1,400	堤	
大崎2	小山田川	大崎市	無			400	堤	
大崎3	小山田川	大崎市	有	市道	内谷地6号線	600	堤	
大崎4	小山田川	大崎市	有	市道	牛ヶ坪・下谷地線	800	堤	
登1	旧迫川	登米市	無			1,500	堤	
登2	旧迫川	登米市	有	市道	梶沼・北土手外線	900	堤	
登3	旧迫川	登米市	有	県道	新田米山線	900	道	
登4	旧迫川	登米市	有	県道	米山迫線	1,600	道	
登5	旧迫川	登米市	有	市道	西足洗・戸内堤線 町田・千貫本線 斎藤2号線	2,000	堤	
登6	旧迫川	登米市	有	市道	梶沼・新川前線	800	堤	
登7	旧迫川	登米市	有	市道	高石・梶沼線	6,000	道・堤	
登8	旧迫川	登米市	有	市道	大坂・太田線	1,900	道・堤	
登9	旧迫川	登米市	有	県道	瀬峰豊里線	200	道・堤	
登10	旧迫川	登米市	有	市道	沼崎・一の曲線	300	道・堤	
		合 計				19,300		

※ 二線堤とは、本堤背後の敷地内に造成された堤防で、本堤が破堤した場合に洪水氾濫の拡大を防ぎ、被害を最小限にとどめる目的で設けられたものである。

第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 雨量の観測及び通報

1 宮城県河川流域情報システム（MIRAI）により雨量データを観測できる雨量観測所は、第11表及び第12表のとおりである。

2 雨量の通報

雨量観測所の観測データは各観測所の管理者の観測システムにより、一定時間ごとに観測データが収集され、雨量の状況が確認できる体制となっている。

上記システムにより観測データが収集できない場合は、管理者は、次により、第12表の通報先に電話、ファクシミリ、無線電話などで通報するものとする。

ただし、宮城県以外の管理者はその定める手段によるものとする。

(1) 雨量の通報は、原則として観測開始指示を受領したときに始め、降雨終了時又は観測終了指示を受けるまで1時間毎又は指示された時間毎の雨量観測結果を報告するものとする。

なお、指示がなく通報を開始したときは、3時間雨量が5ミリ以下となった場合は通報を中止して差し支えない。

(2) 仙台管区气象台又は東北地方整備局から照会があった場合も同様に通報することとする。

3 雨量観測所から雨量に関する連絡があった場合、関係機関において必要と認めるときは、仙台管区气象台と密接な連絡をとるものとする。



第12表

雨量観測所

MIRAIにより雨量データを観測できる雨量観測所は次のとおりである。観測データはすべてテレメータにより収集される。

	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
1	米谷	登米市東和町	東部土木（登米）	宮城県(河川課)	
2	佐沼	登米市迫町	東部土木（登米）	〃	
3	岩出山	大崎市岩出山	北部土木	〃	
4	高清水	栗原市高清水町	北部土木（栗原）	〃	
5	古川	大崎市古川旭	北部土木	〃	
6	築館	栗原市築館	北部土木（栗原）	〃	
7	岩ヶ崎	栗原市栗駒	北部土木（栗原）	〃	
8	石巻	石巻市あゆみ野	東部土木	〃	
9	湯浜	大崎市鳴子温泉	栗原地方ダム総合（花山ダム）	〃	
10	温湯	栗原市花山	栗原地方ダム総合（花山ダム）	〃	
11	花山	栗原市花山本沢	栗原地方ダム総合（花山ダム）	〃	
12	耕英	栗原市栗駒沼倉	栗駒ダム	〃	
13	栗駒	栗原市栗駒沼倉	栗駒ダム	〃	
14	上大沢	大崎市鳴子温泉	大崎地方ダム総合（上大沢ダム）	〃	
15	荒砥沢	栗原市栗駒	栗原地方ダム総合（荒砥沢ダム）	〃	
16	化女沼	大崎市古川小野	大崎地方ダム総合（化女沼ダム）	〃	
17	中新田	加美町城生	北部土木	〃	
18	宮崎	加美町宮崎	北部土木	〃	
19	大衡	大衡村字平林	仙台土木	〃	
20	粕川	大郷町粕川	仙台土木	〃	
21	唐府	加美町字漆沢高畑	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
22	朝日	加美町字鹿原岳山	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
23	漆沢	加美町字漆沢宮ヶ森	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
24	担の原	大和町宮床	仙台地方ダム総合（南川ダム）	〃	
25	南川	大和町吉田	仙台地方ダム総合（南川ダム）	〃	
26	宮床	大和町宮床	仙台地方ダム総合（宮床ダム）	〃	
27	白髪	仙台市青葉区大倉	仙台地方ダム総合（大倉ダム）	〃	
28	十里平	仙台市青葉区大倉	仙台地方ダム総合（大倉ダム）	〃	
29	大倉	仙台市青葉区大倉	仙台地方ダム総合（大倉ダム）	〃	
30	中薬師	名取市高館川上	仙台地方ダム総合（樽水ダム）	〃	
31	樽水	名取市高館川上	仙台地方ダム総合（樽水ダム）	〃	
32	大河原	大河原町字南	大河原土木	〃	
33	牡鹿	石巻市牡鹿町	東部土木	〃	
34	女川	女川町女川浜	東部土木	〃	
35	志津川	南三陸町志津川字助作	気仙沼土木	〃	
36	本吉	気仙沼市本吉町津谷明戸	気仙沼土木	〃	
37	東仙台	仙台市宮城野区幸町	仙台土木	〃	
38	多賀城	多賀城市鶴ヶ谷	仙台土木	〃	
39	芳の平	仙台市泉区福岡	仙台地方ダム総合（七北田ダム）	〃	
40	七北田	仙台市泉区福岡	仙台地方ダム総合（七北田ダム）	〃	
41	小角	仙台市泉区実沢	仙台地方ダム総合（七北田ダム）	〃	
42	惣の関	利府町森郷	仙台地方ダム総合（惣の関ダム）	〃	
43	城内	栗原市志波姫伊豆野	北部土木（栗原）	〃	
44	泉谷	栗原市瀬峰泉谷	北部土木（栗原）	〃	
45	深山岳	栗原市栗駒町	栗原地方ダム総合（荒砥沢ダム）	〃	
46	袋	色麻町四釜	北部土木	〃	
47	九ノ森	仙台市泉区朴沢	仙台地方ダム総合（宮床ダム）	〃	
48	内川	丸森町柿ノ木田	大河原土木	〃	
49	村田	村田町大字村田	大河原土木	〃	
50	柳津	登米市津山町柳津	東部土木（登米）	〃	
51	米川	登米市東和町米川	東部土木（登米）	〃	
52	新橋	栗原市鶯沢	北部土木（栗原）	〃	
53	真野	石巻市真野	東部土木	〃	
54	赤井	東松島市赤井	東部土木	〃	
55	郷六	仙台市青葉区郷六	仙台土木	〃	

	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
56	上増田	名取市飯野坂	仙台地方ダム総合（樽水ダム）	宮城県(河川課)	
57	小田	栗原市一迫	栗原地方ダム総合（小田ダム）	〃	
58	大平	栗原市花山	栗原地方ダム総合（小田ダム）	〃	
59	ニツ石ダム	加美町宮崎	大崎地方ダム総合（ニツ石ダム）	〃	
60	岩堂沢ダム	大崎市鳴子温泉岩堂沢	大崎地方ダム総合（岩堂沢ダム）	〃	
61	弘川ダム	南三陸町歌津字弘川	気仙沼土木（弘川ダム）	〃	
62	若柳	栗原市若柳字川南	北部土木（栗原）	〃	
63	常楽	気仙沼市常楽	気仙沼土木	宮城県(防災砂防課)	
64	浦	気仙沼市唐桑町浦	気仙沼土木	〃	
65	歌津	南三陸町歌津字伊里前	気仙沼土木	〃	
66	津谷明戸	気仙沼市本吉町津谷明戸	気仙沼土木	〃	
67	湯元	仙台市太白区秋保	仙台土木	〃	
68	折立	仙台市青葉区折立	仙台土木	〃	
69	茂庭	仙台市青葉区茂庭	仙台土木	〃	
70	下愛子	仙台市青葉区下愛子	仙台土木	〃	
71	倉石岳	蔵王町倉石岳	大河原土木	〃	
72	福岡深谷	白石市福岡深谷	大河原土木	〃	
73	石浜	女川町石浜	東部土木	〃	
74	飯子浜	女川町飯子浜	東部土木	〃	
75	和渚	石巻市和渚	東部土木	〃	
76	鹿又	石巻市鹿又	東部土木	〃	
77	渡波	石巻市渡波	東部土木	〃	
78	小野	東松島市小野	東部土木	〃	
79	小里	涌谷町小里	北部土木	〃	
80	千石	大崎市松山千石	北部土木	〃	
81	大塩	東松島市大塩	東部土木	〃	
82	東成田	大郷町東成田	仙台土木	〃	
83	入間田	柴田町大字入間田	大河原土木	〃	
84	福岡蔵本	白石市福岡蔵本	大河原土木	〃	
85	高倉	角田市高倉	大河原土木	〃	
86	笠松	丸森町字笠松	大河原土木	〃	
87	大張大蔵	丸森町大張大蔵	大河原土木	〃	
88	塚沢	気仙沼市塚沢	気仙沼土木	〃	
89	赤岩羽田	気仙沼市赤岩羽田	気仙沼土木	〃	
90	長磯船原	気仙沼市長磯船原	気仙沼土木	〃	
91	小金山	気仙沼市本吉町馬籠町	気仙沼土木	〃	
92	下綱木	登米市東和町東綱木	東部土木(登米)	〃	
93	宮田	登米市津山町横山	東部土木(登米)	〃	
94	十三浜	石巻市北上町十三浜	東部土木	〃	
95	小島	石巻市雄勝町小島	東部土木	〃	
96	新山浜	石巻市新山浜	東部土木	〃	
97	大原浜	石巻市大原浜	東部土木	〃	
98	有馬	栗原市金成有馬	北部土木(栗原)	〃	
99	本沢	栗原市花山本沢	北部土木(栗原)	〃	
100	大栗	栗原市一迫大栗	北部土木(栗原)	〃	
101	長袋	仙台市太白区秋保町	仙台土木	〃	
102	荒井	仙台市若林区荒井	仙台土木	〃	
103	坂元	山元町坂元	仙台土木	〃	
104	山寺	山元町山寺字新山	仙台土木	〃	
105	大童	富谷市大童	仙台土木	〃	
106	女川(北上)	石巻市北上町女川字南	東部土木	〃	
107	寺崎	石巻市桃生町寺崎字松木畑	東部土木	〃	
108	宮戸	東松島市野蒜字州崎	東部土木	〃	
109	鳴子温泉	大崎市鳴子温泉字星沼	北部土木	〃	
110	岩出山池月	大崎市岩出山池月字下宮道下	北部土木	〃	
111	岩出山(砂)	大崎市岩出山字下真山諏訪原	北部土木	〃	
112	王城寺	色麻町王城寺字渡戸南	北部土木	〃	
113	中埜	美里町中埜字卯時	北部土木	〃	
114	三本木伊賀	大崎市三本木伊賀字中伊賀	北部土木	〃	

	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
115	登米町	登米市登米町寺池桜小路	東部土木(登米)	宮城県(防災砂防課)	
116	石越町	登米市石越町東郷字加慶	東部土木(登米)	"	
117	迫町	登米市迫町新田字北深沢	東部土木(登米)	"	
118	一関	岩手県一関市釣山下	国土交通省岩手河川国道事務所	東北地方整備局	
119	二口	仙台市太白区秋保町	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
120	笹谷	川崎町大字今宿	国土交通省釜房ダム管理所	"	
121	釜房	川崎町大字小野	国土交通省釜房ダム管理所	"	
122	作並	仙台市青葉区作並	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
123	秋保	仙台市太白区秋保町	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
124	小屋の沢	川崎町大字今宿	国土交通省釜房ダム管理所	"	
125	上菅生	村田町菅生館	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
126	下原	川崎町大字今宿野上	国土交通省釜房ダム管理所	"	
127	佐保山	仙台市太白区茂庭	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
128	川音岳	川崎町大字川内	国土交通省釜房ダム管理所	"	
129	郡山	仙台市太白区あすと長町	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
130	湯原	七ヶ宿町字壇ノ前	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	"	
131	滑津	七ヶ宿町字滑津	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	"	
132	舟引	七ヶ宿町字刈田岳	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	"	
133	硯石	七ヶ宿町字柏木山	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	"	
134	滝平	七ヶ宿町字滝平	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	"	
135	七ヶ宿ダム	七ヶ宿町字切通	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	"	
136	白石	白石市字東大畑	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	"	
137	越河	白石市斎川	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
138	遠刈田	蔵王町遠刈田温泉	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
139	大内	丸森町大内	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
140	角田	角田市梶賀	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
141	岩沼	岩沼市館下	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
142	月館	福島県伊達市	国土交通省福島河川国道事務所	"	
143	飯野川	石巻市相野谷	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
144	保呂内	大崎市鳴子温泉	国土交通省鳴子ダム管理所	"	
145	軍沢	大崎市鳴子温泉	国土交通省鳴子ダム管理所	"	
146	荒雄	大崎市鳴子温泉	国土交通省鳴子ダム管理所	"	
147	鳴子	大崎市鳴子温泉	国土交通省鳴子ダム管理所	"	
148	大崎	大崎市古川東大崎	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
149	涌谷	涌谷町田沼	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
150	半森山	加美町漆沢	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
151	青野	加美町鹿原	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
152	寒風沢	加美町宮崎	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
153	北川内	加美町北川内	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
154	小野田	加美町内谷地	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
155	升沢	大和町吉田	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
156	嘉太神	大和町吉田	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
157	難波	大和町宮床	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
158	明石	富谷市明石	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
159	諏訪前	岩手県一関市川崎町薄衣	国土交通省岩手河川国道事務所	"	
160	市野々	岩手県一関市萩荘	国土交通省岩手河川国道事務所	"	
161	米谷	登米市東和町米谷	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
162	石巻	石巻市蛇田	国土交通省北上川下流河川事務所	"	
163	原	大崎市鳴子温泉	国土交通省鳴子ダム管理所	"	
164	余目	柴田町入間田	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
165	志賀	岩沼市志賀	国土交通省仙台河川国道事務所	"	
166	関	七ヶ宿町瀬見原	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	"	
167	塩倉	白石市小原	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	"	
167	津谷川	岩手県一関市室根町津谷川	岩手県	岩手県	
168	駒ノ湯	栗原市栗駒	仙台管区气象台	仙台管区气象台	
169	気仙沼	気仙沼市古町	仙台管区气象台	"	
170	鶯沢	栗原市鶯沢	仙台管区气象台	"	
171	川渡	大崎市鳴子温泉	仙台管区气象台	"	
172	築館	栗原市築館	仙台管区气象台	"	

	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
173	加美	加美町味ヶ袋葉菜原	仙台管区气象台	仙台管区气象台	
174	米山	登米市米山西野	仙台管区气象台	〃	
175	志津川	南三陸町志津川字城場	仙台管区气象台	〃	
176	古川	大崎市古川大崎	仙台管区气象台	〃	
177	雄勝	石巻市雄勝町雄勝	仙台管区气象台	〃	
178	泉ヶ岳	仙台市泉区福岡岳山	仙台管区气象台	〃	
179	大衡	大衡村松の平	仙台管区气象台	〃	
180	鹿島台	大崎市鹿島台広長	仙台管区气象台	〃	
181	新川	仙台市青葉区新川	仙台管区气象台	〃	
182	塩釜	塩竈市伊保石	仙台管区气象台	〃	
183	蔵王	蔵王町大字平沢	仙台管区气象台	〃	
184	白石	白石市福岡長袋	仙台管区气象台	〃	
185	亘理	亘理町字油田	仙台管区气象台	〃	
186	丸森	丸森町舘矢間舘山	仙台管区气象台	〃	
187	筆甫	丸森町筆甫	仙台管区气象台	〃	
188	仙台	仙台市宮城野区五輪	仙台管区气象台	〃	
189	石巻	石巻市泉町	仙台管区气象台	〃	
190	名取	名取市下増田	仙台管区气象台	〃	
191	女川	女川町宮ヶ崎字宮ヶ崎	仙台管区气象台	〃	

第2節 水位の観測、通報及び公表

1 宮城県河川流域情報システム(MIRAI)により水位データを観測できる水位観測所は、第11表及び第13表-1のとおりである。

2 水位の通報

水位観測所の観測データは各観測所の管理者の観測システムにより、一定時間ごとに観測データが収集され、水位の状況が確認できる体制となっている。

上記システムにより観測データが収集できない場合は、管理者は、次により、第13表-1の通報先に電話、ファクシミリ、無線電話などで通報するものとする。

ただし、宮城県以外の管理者はその定める手段によるものとする。

(1) 水防団待機水位(通報水位)に達したときは通報するものとし、以降通報水位以下になるまで1時間ごとに通報を続ける。

(2) 氾濫注意水位(警戒水位)に達したときはその旨を通報する。

(3) 最高水位は通報する。

備考：観測は、観測時刻を明確にして毎時観測するものとし、氾濫注意水位(警戒水位)以上に達したときは、特に重視観測すること。また、水量の激変その他の状況については、随時その模様を速報すること。

3 水位観測所から水位に関する連絡があった場合、関係機関において必要と認めるときは、指定水防管理団体等関係機関と密接な連絡をとるものとする。

4 警戒水位超過後の水位状況の公表

洪水時の警戒、水防活動及び円滑かつ迅速な避難行動を臨機応変に行うためには、刻々と変化する河川の状況を踏まえた的確な対策がなされるよう、水防管理者を始め広く住民に対して河川の流況が公表されることが必要である。

従来より、県水防計画で定められる量水標管理者は、通報水位を超えるときはその水位の状況を関係機関に通報することとされていたが、平成17年の法改正では、量水標の示す水位が、洪水に際して水防体制を整えるなど洪水による災害の発生を警戒すべき水位である警戒水位を超えている間は、当該量水標管理者は、その水位の状況を水防関係機関のみならず住民にも公表するものとされた(法第12条第2項)。

宮城県では、宮城県河川流域情報システムの再構築を平成17年度までに完了し、平成18年度から運用を開始することにより、この法改正に対応している。すなわち、同システムで観測可能な量水標における最新の水位観測データは、降雨量、気象警報・注意報、水防警報等の情報とともに、専用回線を通じて水防関係機関に通知されると同時に、インターネットにより配信され、誰もがパソコンやスマートフォン、携帯電話を通じて入手することが可能になっている。URLは以下のとおり。

(パソコン) <https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi/servlet/Gamen1Servlet>

(スマートフォン) https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi_sp/

(携帯電話の場合) <https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/tel/index.html>

※なお、国土交通省の「川の防災情報」でも情報入手が可能である。

(パソコンの場合) <https://www.river.go.jp/>

(スマートフォン版) <https://www.river.go.jp/s/>

5 欠測時の措置

- (1) 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知するものとする。
- (2) 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知するものとする。

6 ホットライン

避難判断水位又は氾濫危険水位に達したことへの通知や、避難指示等の発令判断に直結するような緊急又は重要な情報については、タイムライン（事前行動計画）に沿って、事前に構築したホットラインの活用等により速やかに関係市町村長等に通報・伝達する。

7 その他

水位情報として危機管理型水位計（第13表-2、4）や河川監視カメラ（第13表-3、5）を設置し、水位情報を確認するとともに、水位計の設置されていない河川については、水防団からの報告等の現地情報とあわせ、気象庁が提供する洪水警報の危険度分布（気象庁HP、防災情報提供システム）や流域雨量指数の予測値（防災情報提供システム）も活用し、水位上昇のおそれを把握する。

※危機管理型水位計とは

従来の水位計と異なり、河川の水位が一定の水位を超過すると観測を開始する水位計。

水位情報は、危機管理型水位計運用協議会で運用するウェブサイト「川の水位情報」（<https://k.river.go.jp/>）で表示され、リアルタイムで川の水位が確認できる。

水位観測所

MIRAIにより水位データを観測できる水位観測所は次のとおりである。観測データはすべてテレメータにより収集される。

	河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
1	二股川	飯土井	登米市	東部土木（登米）	宮城県(河川課)	
2	迫川	大林	栗原市	北部土木（栗原）	〃、東部土木(登米)	
3	迫川	真坂	栗原市	北部土木（栗原）	〃、東部土木(登米)	
4	小山田川	大沼	登米市	東部土木（登米）	〃、北部・北部土木(栗原)	
5	三迫川	岩ヶ崎	栗原市	北部土木（栗原）	〃、東部土木(登米)	
6	夏川	舟場	登米市	東部土木（登米）	〃	
7	小山田川	富橋	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
8	荒川	沼口	登米市	東部土木（登米）	〃	
9	迫川	佐沼	登米市	東部土木（登米）	〃	
10	夏川	小谷地	登米市	東部土木（登米）	〃	
11	迫川	山内	栗原市	栗原地方ダム総合（花山ダム）	〃	
12	迫川	留場	栗原市	栗原地方ダム総合（花山ダム）	〃、東部土木(登米)	
13	迫川	若柳	栗原市	栗原地方ダム総合（花山ダム）	〃	
14	三迫川	嶋屋敷	栗原市	栗原地方ダム総合（栗駒ダム）	〃、北部土木(栗原)	
15	三迫川	洞万	栗原市	栗原地方ダム総合（栗駒ダム）	〃	
16	多田川	下狼塚	加美町	北部土木	〃	
17	鳴瀬川	辻倉	加美町	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
18	唐府沢川	唐府	加美町	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
19	鳴瀬川	門沢	加美町	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
20	田川	小泉	加美町	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
21	鳴瀬川	中新田	加美町	北部土木	〃、東部土木	
22	吉田川	八合田	大和町	仙台地方ダム総合（南川ダム）	〃	
23	吉田川	落合	大和町	仙台地方ダム総合（南川ダム）	〃	
24	大倉川	定義	仙台市青葉区	仙台地方ダム総合（大倉ダム）	〃	
25	広瀬川	白沢	仙台市青葉区	仙台地方ダム総合（大倉ダム）	〃	
26	広瀬川	郷六	仙台市青葉区	仙台地方ダム総合（大倉ダム）	〃	
27	増田川	中薬師	名取市	仙台地方ダム総合（樽水ダム）	〃	
28	増田川	上増田	名取市	仙台地方ダム総合（樽水ダム）	〃	
29	白石川	大河原	大河原町	大河原土木	〃	
30	内川	内川	丸森町	大河原土木	〃	
31	松川	松川橋	蔵王町	大河原土木	〃	
32	鶴田川	品井沼	松島町	仙台土木	〃	
33	八幡川	八幡橋(H)	南三陸町	気仙沼土木	〃	
34	津谷川	花見橋	気仙沼市	気仙沼土木	〃	
35	大川	大川本町	気仙沼市	気仙沼土木	〃	
36	高城川	高城	松島町	仙台土木	〃	
37	砂押川	八幡橋(S)	多賀城市	仙台土木	〃	
38	七北田川	福田大橋	仙台市宮城野区	仙台土木	〃	
39	七北田川	川崎	仙台市泉区	仙台地方ダム総合（七北田ダム）	〃	
40	七北田川	小角	仙台市泉区	仙台地方ダム総合（七北田ダム）	〃、仙台土木	
41	七北田川	市名坂	仙台市泉区	仙台地方ダム総合（七北田ダム）	〃、仙台土木	
42	七北田川	岩切	仙台市宮城野区	仙台地方ダム総合（七北田ダム）	〃、仙台土木	
43	斎川	郡山	白石市	大河原土木	〃	
44	白石川	白石	白石市	大河原土木	〃	
45	迫川	三方島	登米市	東部土木（登米）	〃	
46	南沢川	柳津	登米市	東部土木（登米）	〃	
47	旧迫川	高島	登米市	東部土木（登米）	〃	
48	二迫川	新橋	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
49	出来川	名鱈	涌谷町	北部土木	〃	
50	大江堀川	城内(内)	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
51	大江堀川	城内(外)	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
52	大水門川	泉谷(内)	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
53	大水門川	泉谷(外)	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
54	河童川	袋(内)	色麻町	北部土木	〃	
55	河童川	袋(外)	色麻町	北部土木	〃	
56	江合川	岩出山	大崎町	北部土木	〃	
57	荒川	飯屋(上)	登米市	東部土木（登米）	〃	
58	荒川	飯屋(下)	登米市	東部土木（登米）	〃	
59	田尻川	大水門	大崎町	大崎地方ダム総合（化女沼ダム）	〃	
60	定川	赤井	東松島市	東部土木	〃	
61	五間堀川	矢野目	岩沼市	仙台土木	〃	
62	五間堀川	下野郷	岩沼市	仙台土木	〃	
63	広瀬川	米ヶ袋	仙台市青葉区	仙台土木	〃	
64	鶴田川	鶴田崎	大郷町	仙台土木	〃	
65	高野川	仙石(内)	仙台市宮城野区	仙台土木	〃	
66	梅田川	仙石(外)	仙台市宮城野区	仙台土木	〃	

	河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
67	田尻川	長者	大崎市	大崎地方ダム総合（化女沼ダム）	宮城県（河川課）	
68	宮床川	一ノ関	大和町	仙台地方ダム総合（宮床ダム）	〃	
69	二迫川	深山岳	栗原市	栗原地方ダム総合（荒砥沢ダム）	〃	
70	二迫川	文字	栗原市	栗原地方ダム総合（荒砥沢ダム）	〃	
71	砂押川	砂押越流堤	多賀城市	仙台土木	〃	
72	砂押川	砂押遊水地呑口	多賀城市	仙台土木	〃	
73	砂押川	砂押遊水地吐口	多賀城市	仙台土木	〃	
74	砂押川	砂押鴻池橋	多賀城市	仙台土木	〃	
75	勿来川	勿来越流堤	多賀城市	仙台土木	〃	
76	勿来川	勿来遊水地呑口	多賀城市	仙台土木	〃	
77	勿来川	勿来遊水地吐口	多賀城市	仙台土木	〃	
78	大沢川	橋元	大崎市	大崎地方ダム総合（上大沢ダム）	〃	
79	田沢川	田沢川	大崎市	大崎地方ダム総合（上大沢ダム）	〃	
80	長崎川	大平	栗原市	栗原地方ダム総合（小田ダム）	〃	
81	長崎川	御崎	栗原市	栗原地方ダム総合（小田ダム）	〃	
82	鳴瀬川	野田橋	美里町	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
83	落堀川	落堀	登米市	東部土木（登米）	〃	
84	荒川	荒川S（下）	登米市	東部土木（登米）	〃	
85	荒川	本関場	村田町	大河原土木	〃	
86	坂元川	道合	山元町	仙台土木	〃	
87	小田川	小田	角田市	大河原土木	〃	
88	梅田川	苦竹	仙台市宮城野区	仙台土木	〃	
89	迫川	砂原水門	登米市	東部土木（登米）（長沼ダム）	〃	
90	迫川	若石大橋	登米市	東部土木（登米）（長沼ダム）	〃	
91	伊里前川	中在橋	南三陸町	気仙沼土木（弘川ダム）	〃	
92	浜井川	西荒井	大崎市	北部土木	〃	
93	旧沢川	北目橋	仙台市太白区	仙台土木	〃	
94	洞堀川	天皇寺橋	大和町	仙台土木	〃	
95	二迫川	荒瀬	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
96	鹿折川	鹿折大橋	気仙沼市	気仙沼土木	〃	
97	尾袋川	横倉	角田市	大河原土木	〃	
98	雉子尾川	山居	丸森町	大河原土木	〃	
99	川内沢川	館腰橋	名取市	仙台土木	〃	
100	志賀沢川	河原橋	岩沼市	仙台土木	〃	
101	戸花川	戸花橋	山元町	仙台土木	〃	
102	吉田川	高田中央橋	大和町	仙台土木	〃	
103	西川	木樵橋	大和町	仙台土木	〃	
104	南沢川	横山	登米市	東部土木（登米）	〃	
105	荒川（阿）	新青川	村田町	大河原土木	〃	
106	真野川	新明治橋	石巻市	東部土木	〃	
107	洪川	荒田の目	大崎市	北部土木	〃	
108	長谷川	月崎	加美町	北部土木	〃	
109	花川	向町	色麻町	北部土木	〃	
110	出来川	笹館橋	美里町	北部土木	〃	
111	美女川	田中橋	美里町	北部土木	〃	
112	芋塚川	栗駒公園線	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
113	荒川	荒田澤橋	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
114	神山川	平貝橋	気仙沼市	気仙沼土木	〃	
115	二迫川	島巡橋	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
116	二股川	昭和橋	登米市	東部土木（登米）	〃	
117	萱刈川	萱刈橋	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
118	富士川	原	石巻市	東部土木	〃	
119	百々川	百々川（内）	大崎市	北部土木	〃	
120	百々川	百々川（外）	大崎市	北部土木	〃	
121	佐賀川	佐賀川（内）	大崎市	北部土木	〃	
122	佐賀川	佐賀川（外）	大崎市	北部土木	〃	
123	保野川	清水	色麻町	北部土木	〃	
124	名蓋川	矢目	大崎市	北部土木	〃	
125	平家川	福岡深谷	白石市	大河原土木	〃	
126	大川	切通	気仙沼市	気仙沼土木	〃	
127	面瀬川	松崎	気仙沼市	気仙沼土木	〃	
128	南貞山運河	南水門（内）	仙台市	仙台土木	〃	
129	南貞山運河	南水門（外）	仙台市	仙台土木	〃	
130	西沢川	西沢川樋門（内）	石巻市	東部土木	〃	
131	皿貝川	西沢川樋門（外）	石巻市	東部土木	〃	
132	北上川	狐禪寺	岩手県一関市	国土交通省岩手河川国道事務所	東北地方整備局	
133	北上川	相川	岩手県一関市	国土交通省岩手河川国道事務所	〃	
134	北上川	諏訪前	岩手県一関市	国土交通省岩手河川国道事務所	〃	
135	北上川	七日町	岩手県藤沢町	国土交通省岩手河川国道事務所	〃	
136	名取川	湯元	仙台市太白区	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
137	名取川	余方	名取市	国土交通省仙台海川国道事務所	〃	
138	名取川	名取橋	仙台市太白区	国土交通省仙台海川国道事務所	〃	
139	広瀬川	広瀬橋	仙台市若林区	国土交通省仙台海川国道事務所	〃	
140	名取川	袋原	仙台市太白区	国土交通省仙台海川国道事務所	〃	

	河 川 名	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
141	筑川	杉の下橋	仙台市太白区	国土交通省仙台河川国道事務所	東北地方整備局	
142	名取川	開上第二	名取市	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
143	基石川	基石	川崎町	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
144	北川	下原	川崎町	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
145	白石川	関	七ヶ宿町	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
146	白石川	萩崎	七ヶ宿町	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
147	白石川	白石	白石市	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
148	白石川	北白川	白石市	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
149	白石川	小日向	白石市	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
150	阿武隈川	館矢間	丸森町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
151	阿武隈川	丸森	丸森町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
152	阿武隈川	笠松	角田市	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
153	阿武隈川	江尻	角田市	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
154	白石川	船岡大橋	柴田町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
155	阿武隈川	岩沼	岩沼市	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
156	阿武隈川	荒浜	亘理町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
157	阿武隈川	福島	福島県福島市	国土交通省福島河川国道事務所	〃	
158	阿武隈川	伏黒	福島県伊達市	国土交通省福島河川国道事務所	〃	
159	阿武隈川	八幡	福島県伊達市	国土交通省福島河川国道事務所	〃	
160	北上川	大泉	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
161	北上川	米谷	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
162	北上川	登米	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
163	北上川	柳津	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
164	北上川	脇谷上	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
165	北上川	飯野川上	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
166	北上川	福地	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
167	北上川	月浜	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
168	北上川	白浜	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
169	旧北上川	倉埜	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
170	迫川	剣先	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
171	江合川	轟	大崎市	国土交通省鳴子ダム管理所	〃	
172	江合川	末沢	大崎市	国土交通省鳴子ダム管理所	〃	
173	江合川	岩出山	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
174	江合川	荒雄	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
175	江合川	下谷地	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
176	江合川	桜ノ目	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
177	江合川	涌谷	涌谷町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
178	江合川	短谷	涌谷町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
179	旧北上川	和渚	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
180	旧北上川	大森	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
181	旧北上川	門脇	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
182	鳴瀬川	三本木橋	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
183	鳴瀬川	高倉橋	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
184	鳴瀬川	下中の目	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
185	鳴瀬川	野田橋	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
186	鳴瀬川	鹿島台(N)	松島町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
187	鳴瀬川	竹谷	美里町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
188	吉田川	落合(Y)	大和町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
189	吉田川	高田橋	大和町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
190	吉田川	粕川	大郷町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
191	吉田川	鹿島台(Y)	松島町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
192	鳴瀬川	野蒜	東松島市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
193	鳴瀬川	宮戸	東松島市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
194	新江合川	李埜	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
195	吉田川	幡谷	松島町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
196	竹林川	新田橋	富谷市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
197	奥田川	奥田(内)	大衡村	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
198	善川	奥田(外)	大衡村	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
199	善川	塩浪	大衡村	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
200	広瀬川	落合(H)	仙台市青葉区	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
201	太郎川	馬引	川崎町	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
202	前川	前川	川崎町	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
203	阿武隈川	小山	亘理町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
204	旧迫川	三方江	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
205	大川	折壁	岩手県一関市	岩手県	岩手県	

危機管理型水位計（国土交通大臣管理分）

危機管理型水位計により水位データを観測できる水位観測所は次のとおりである。

※危機管理型水位計…従来の水位計と異なり、水位が一定の水位を超過すると観測を開始する水位計。

No	河川名	位置
1	阿武隈川	阿武隈川左岸6.4k
2	阿武隈川	阿武隈川左岸6.6k
3	阿武隈川	阿武隈川左岸7.6k
4	阿武隈川	阿武隈川左岸8.0k
5	阿武隈川	阿武隈川右岸8.0k
6	阿武隈川	阿武隈川右岸8.8k
7	阿武隈川	阿武隈川左岸9.6k
8	阿武隈川	阿武隈川左岸9.8k
9	阿武隈川	阿武隈川右岸9.8k
10	阿武隈川	阿武隈川右岸13.0k
11	阿武隈川	阿武隈川左岸14.2k
12	阿武隈川	阿武隈川右岸16.8k
13	阿武隈川	阿武隈川左岸18.4k
14	阿武隈川	阿武隈川右岸19.2k
15	阿武隈川	阿武隈川左岸19.4k
16	阿武隈川	阿武隈川右岸20.2k
17	阿武隈川	阿武隈川左岸21.2k
18	阿武隈川	阿武隈川右岸21.2k
19	阿武隈川	阿武隈川右岸22.6k
20	阿武隈川	阿武隈川右岸23.2k
21	阿武隈川	阿武隈川右岸23.4k
22	阿武隈川	阿武隈川右岸25.6k
23	阿武隈川	阿武隈川右岸25.8k
24	阿武隈川	阿武隈川左岸29.2k
25	阿武隈川	阿武隈川右岸33.6k
26	阿武隈川	阿武隈川右岸35.0k
27	阿武隈川	阿武隈川右岸35.8k
28	阿武隈川	阿武隈川右岸36.2k
29	阿武隈川	阿武隈川左岸36.6k
30	阿武隈川	阿武隈川右岸36.6k
31	名取川	名取川左岸5.0k
32	名取川	名取川左岸5.6k
33	名取川	名取川右岸5.6k
34	広瀬川	広瀬川右岸0.4k
35	広瀬川	広瀬川左岸1.0k
36	広瀬川	広瀬川右岸2.8k
37	北上川	北上川下流左岸1.8k
38	北上川	北上川下流右岸2.2k
39	北上川	北上川下流左岸4k
40	北上川	北上川下流右岸4.6k
41	北上川	北上川下流右岸7.4k
42	北上川	北上川下流右岸9.2k
43	北上川	北上川下流右岸10.8k
44	北上川	北上川下流右岸16.4k
45	北上川	北上川下流右岸24k
46	北上川	北上川下流左岸26.4k
47	北上川	北上川下流右岸27.4k
48	北上川	北上川下流左岸30.6k
49	北上川	北上川下流左岸35k
50	北上川	北上川下流右岸41.6k
51	北上川	北上川下流左岸42.8k
52	北上川	北上川下流左岸43.8k

No	河川名	位置
53	旧北上川	旧北上川右岸3k
54	旧北上川	旧北上川左岸3.2k
55	旧北上川	旧北上川左岸5.2k
56	旧北上川	旧北上川左岸17.4k
57	旧北上川	旧北上川右岸21k
58	旧北上川	旧北上川右岸22.4k
59	旧北上川	旧北上川右岸27.2k
60	江合川	江合川左岸1.4k
61	江合川	江合川右岸3k
62	江合川	江合川左岸7k
63	江合川	江合川左岸12.4k
64	江合川	江合川左岸16.6k
65	江合川	江合川右岸18.4k
66	江合川	江合川左岸19.2k
67	江合川	江合川右岸28.4k
68	新江合川	新江合川左岸1.6k
69	鳴瀬川	鳴瀬川左岸5.8k
70	鳴瀬川	鳴瀬川右岸10.1k
71	鳴瀬川	鳴瀬川左岸12.7k
72	鳴瀬川	鳴瀬川左岸15.3k
73	鳴瀬川	鳴瀬川左岸23.3k
74	鳴瀬川	鳴瀬川左岸28.5k
75	鳴瀬川	鳴瀬川右岸36.1k
76	鳴瀬川	鳴瀬川左岸37.3k
77	鳴瀬川	鳴瀬川右岸37.9k
78	鳴瀬川	鳴瀬川左岸40.3k
79	鞍坪川	鞍坪川右岸0.4k
80	竹林川	竹林川左岸0.2k
81	竹林川	竹林川左岸1.6k
82	竹林川	竹林川右岸2.6k
83	竹林川	竹林川左岸3.1k
84	吉田川	吉田川右岸3.4k
85	吉田川	吉田川右岸6k
86	吉田川	吉田川左岸11.5k
87	吉田川	吉田川左岸12.4k
88	吉田川	吉田川左岸15.2k
89	吉田川	吉田川右岸16.6k
90	吉田川	吉田川左岸16.8k
91	吉田川	吉田川左岸17.9k
92	吉田川	吉田川右岸18.4k
93	吉田川	吉田川右岸20.0k
94	吉田川	吉田川左岸20.9k
95	吉田川	吉田川右岸21.7k
96	吉田川	吉田川左岸23.5k
97	吉田川	吉田川右岸24.1k
98	吉田川	吉田川左岸28.8k
99	吉田川	吉田川左岸30.3k
100	吉田川	吉田川右岸31.3k
101	多田川	多田川左岸3.5k
102	善川	善川左岸0.8k
103	善川	善川右岸1.8k
104	善川	善川左岸2.0k

簡易型河川監視カメラ（国土交通大臣管理分）

簡易型河川監視カメラにより画像データを観測できる箇所は次のとおりである。

No	河川名	設置箇所	位置
1	阿武隈川	神明南	丸森町
2	名取川	太白区東中田	仙台市
3	芥川	太白区南大野田	仙台市
4	江合川	田尻北小牛田宅地一	大崎市
5	江合川	南小牛田下小牛田屋敷	美里町
6	江合川	南小牛田町屋敷	美里町
7	江合川	古川小泉川前	大崎市
8	新江合川	三本木上伊場野字逆川	大崎市
9	新江合川	古川李埜東田	大崎市
10	鳴瀬川	三本木蟻ヶ袋字川原	大崎市
11	鳴瀬川	三本木上伊場野字逆川	大崎市
12	多田川	三本木蒜袋東谷地	大崎市
13	多田川	古川米袋大上	大崎市
14	鳴瀬川	鹿島台木間塚	大崎市
15	鳴瀬川	二郷後袋	美里町
16	鳴瀬川	字志賀町	美里町
17	鳴瀬川	三本木上伊場野字逆川	大崎市
18	鳴瀬川	松山下伊場野入袋	大崎市
19	鞍坪川	西福田鞍坪流	東松島市
20	吉田川	竹谷川頭	松島町
21	北上川	福地町	石巻市
22	北上川	三輪田赤柴新田	石巻市
23	北上川	津山町柳津宮沢	登米市
24	旧北上川	豊里町七ツ塚	登米市
25	旧北上川	豊里町白鳥	登米市
26	北上川	津山町柳津谷木	登米市
27	北上川	津山町柳津黄牛比良	登米市
28	北上川	登米町大字日根牛谷木前	登米市
29	北上川	東和町米谷野地	登米市
30	北上川	中田町浅水長谷山	登米市
31	北上川	東和町錦織北浅草	登米市
32	北上川	東和町錦織寺前	登米市
33	北上川	中田町上沼俵敷	登米市
34	二股川	東和町米谷根廻	登米市
35	二股川	東和町米谷根廻	登米市
36	旧北上川	和渚	石巻市
37	旧北上川	猪岡短台大谷地	涌谷町
38	江合川	猪岡短台	涌谷町
39	江合川	前谷地兀山谷地	石巻市
40	江合川	涌谷新六郎館	涌谷町
41	江合川	涌谷上町 県道173号	涌谷町
42	吉田川	山崎	大郷町
43	吉田川	鶉崎袋	大郷町
44	吉田川	吉田新小原	大和町
45	吉田川	落合蒜袋北橋	大和町

No	河川名	名称	位置
46	吉田川	吉田橋本	大和町
47	竹林川	鶴巢下草字北	大和町
48	吉田川	幡谷検行	松島町
49	吉田川	羽生新神明	大郷町
50	吉田川	粕川後谷地	大郷町
51	吉田川	鶴巢大平下碓	大和町
52	吉田川	志戸田平成北	富谷市
53	竹林川	三ノ関馬場沢下	富谷市
54	竹林川	三ノ関馬場沢下	富谷市
55	善川	吉岡北原西	大和町
56	善川	大衡古館下	大衡村
57	善川	落合舞野庚申	大和町
58	善川	落合蒜袋下畑	大和町

危機管理型水位計（知事管理分）

危機管理型水位計により水位データを観測できる水位観測所は次のとおりである。

No	河川名	名称	位置
1	高田川	白川寺前橋	白石市
2	大太郎川	深谷妙見橋	白石市
3	天津沢川	福岡長袋	白石市
4	谷津川	大鷹沢三沢	白石市
5	児捨川	八宮腰巡橋	白石市
6	斎川	斎川下河原	白石市
7	半田川	(旧) 青木水門	角田市
8	桜井川	三月殿橋	角田市
9	新桜井川	宝作橋	角田市
10	高倉川	関場橋	角田市
11	内町堀川	金津橋	角田市
12	藪川	藪川矢附	蔵王町
13	森の川	森の川	蔵王町
14	松川	宮大橋	蔵王町
15	松川	遠刈田大橋	蔵王町
16	新川	舟渡橋	村田町
17	荒川	月本橋	村田町
18	内川	丸森大橋(丸森・新川)	丸森町
19	雉子尾川	中平橋	丸森町
20	伊手川	北伊手橋	丸森町
21	七北田川	実沢去田屋敷（無串橋上流）	仙台市
22	七北田川	馬橋	仙台市
23	川内沢川	植松	名取市
24	川内沢川	川内沢橋	名取市
25	五間堀川	藤菅根大師橋	岩沼市
26	五間堀川	矢野目橋	岩沼市
27	旧砂押川	橋本橋	多賀城市
28	竹林川	一関鎌田	富谷市
29	明石川	西成田下八百刈	富谷市
30	西川	富谷清水仲	富谷市
31	砂押川	飯土井新砂押迎	利府町
32	勿来川	勿来新橋	利府町
33	新川	高城居網	松島町
34	田中川	初原欠田	松島町
35	皿貝川	北上町橋浦行人前（護岸階段）	石巻市
36	北北上運河	中里（中里新橋付近）	石巻市
37	東名運河	新東名	東松島市
38	長沼川	迫町佐沼中江	登米市
39	羽沢川	登米町日根牛北沢	登米市
40	夏川	中田町石森白地	登米市
41	大江川	古川栄町	大崎市
42	田尻川	薬師橋	大崎市
43	大江川	古川穂波	大崎市
44	名蓋川	上狼塚	加美町
45	深川	押登目橋	加美町
46	旧迫川	岸ヶ森橋	涌谷町
47	出来川	台所橋	涌谷町
48	瀬峰川	瀬峰新下田	栗原市
49	三間堀川	若柳川南戸ノ西	栗原市
50	熊川	築館富大沢	栗原市
51	鉛川	鶯沢南郷久保山	栗原市
52	荒川	築館照長根	栗原市
53	昔川	一迫柳目字竹の内	栗原市
54	夏川	金成大林寺沢	栗原市
55	有馬川	金成有壁大日前	栗原市
56	熊谷川	若柳川南八木前	栗原市
57	小山田川	高清水上外沢田	栗原市
58	松川	松川	気仙沼市
59	八瀬川	細尾	気仙沼市
60	津谷川	下川内	気仙沼市
61	馬籠川	館下	気仙沼市
62	折立川	戸倉町	南三陸町
63	八幡川	志津川町熊田	南三陸町
64	西戸川	戸倉広畑	南三陸町
65	新川	雁歌	丸森町
66	五福谷川	上地	丸森町
67	沢戸川	菅生寺下	村田町
68	前川	松葉森山	川崎町
69	坪沼川	菅生館	村田町
70	身洗川	落合桧和田稲和西	大和町
71	小西川	鶴巢幕柳砂子田	大和町

No	河川名	名称	位置
72	名取川	茂庭人来田西	仙台市
73	長柴川	成田	富谷市
74	板坂川	明石下犬ヶ沢	富谷市
75	斎勝川	愛子峯岸前	仙台市
76	筑川	鉤取	仙台市
77	高野川	小鶴	仙台市
78	後田川	西多賀	仙台市
79	岩の川	茂庭門野	仙台市
80	志賀沢川	愛島北目南田	名取市
81	藤田川	森郷一里塚	利府町
82	榎川	沢乙欠下北	利府町
83	藤川	東仙台	仙台市
84	要害川	市名坂	仙台市
85	仙台川	北根	仙台市
86	高柳川	上谷刈	仙台市
87	八乙女川	実沢坂下	仙台市
88	萱場川	西田中加賀屋敷	仙台市
89	西田中川	西田中上田中東	仙台市
90	北貞山運河	井戸開発	仙台市
91	穴川	幡谷蝦穴	松島市
92	味明川	羽生堰場	大郷町
93	滑川	中村新町田	大郷町
94	水沼川	水沼館下	石巻市
95	南北上運河	矢本下立沼前	東松島市
96	大沢川	女川館	石巻市
97	追波沢川	十三浜江川	石巻市
98	西沢川	長尾松崎	石巻市
99	中島川	中島	石巻市
100	倉之迫川	東福田沢向	石巻市
101	金沢川	境水貫山	石巻市
102	八津川	大瓜沢尻	石巻市
103	高木川	高木清水	石巻市
104	日向川	真野小島	石巻市
105	馬鞍川	馬鞍	石巻市
106	加茂川	福地小田内	石巻市
107	大原川	雄勝味噌作	石巻市
108	女川	女川浜日蔵	女川町
109	大沢川	浦宿浜折下	女川町
110	石貝川	柳津幣崎	登米市
111	黄牛川	柳津黄牛深畑	登米市
112	北沢川	横山	登米市
113	駒林川	長者原	登米市
114	大関川	米谷相川	登米市
115	綱木沢川	米川東綱木	登米市
116	中雨生沢川	古川雨生沢中雨生沢	大崎市
117	蛭沢川	下野目川原	大崎市
118	大迫川	大迫台前	大崎市
119	照越川	照越八反田	栗原市
120	田町川	若柳武鎗町館	栗原市
121	善光寺川	高清水上折木	栗原市
122	水尻川	入谷大船沢	南三陸町
123	水戸辺川	戸倉綱木沢	南三陸町
124	増田川	美田園	名取市
125	旧策川	大野田	仙台市
126	梅田川	扇町	仙台市
127	出来川	南小牛田	美里町
128	内の原川	真野内原	石巻市
129	皿貝川	皿貝	石巻市
130	夏川	若柳武槍	栗原市
131	金生川	栗駒泉沢	栗原市
132	鹿折川	上西側	気仙沼市
133	新川	沼辺字田辺前	村田町
134	旧策川	郡山	仙台市
135	鶴田川	山王江排水樋管	松島町
136	熊谷川	志波姫新橋本	栗原市
137	夏川	金成新桜町	栗原市
138	荒川	築館横須賀新曾内	栗原市
139	落堀川	志波姫新聞海	栗原市
140	真野川	水沼寺中畑	石巻市
141	八幡川	入谷字中の町	南三陸町

※危機管理型水位計…従来の水位計と異なり、水位が一定の水位を超過すると観測を開始する水位計。

簡易型河川監視カメラ（知事管理分）

簡易型河川監視カメラにより画像データを観測できる箇所は次のとおりである。

No	河川名	設置箇所	位置
1	高田川	白川津田寺下	白石市
2	大太郎川	福岡深谷川原 妙見堂	白石市
3	天津沢川	福岡長袋字中河原	白石市
4	谷津川	大鷹沢実沢字落合	白石市
5	児捨川	福岡八宮字腰巡	白石市
6	斎川	鷹巣西三丁目	白石市
7	半田川	藤田字青木	角田市
8	桜井川	三月殿橋	角田市
9	新桜井川	宝作橋	角田市
10	高倉川	江尻字木所前	角田市
11	内町堀川	尾山字上大門	角田市
12	小田川	角田字大沼	角田市
13	尾袋川	横倉	角田市
14	藪川	大字矢附字川原	蔵王町
15	森の川	宮字町	蔵王町
16	森の川	宮字明神前	蔵王町
17	松川	宮字小浜川原	蔵王町
18	松川（遠刈田）	遠刈田温泉字東裏	蔵王町
19	新川	沼辺字船渡	村田町
20	新川	沼辺字長塚	村田町
21	荒川	村田字北ノ内	村田町
22	坪沼川	菅生字大耕	村田町
23	沢戸川	菅生字町東裏	村田町
24	支倉川	支倉字大石田	川崎町
25	内川	矢洗	丸森町
26	内川	柿木田	丸森町
27	雉子尾川	大内字砂田	丸森町
28	雉子尾川	金山字山居	丸森町
29	伊手川	大内字大塚	丸森町
30	七北田川	泉区実沢去田下無串	仙台市
31	七北田川	泉区根白石字町頭	仙台市
32	七北田川	泉区八乙女	仙台市
33	七北田川	宮城野区岩切	仙台市
34	旧策川	太白区郡山	仙台市
35	旧策川	太白区長町南	仙台市
36	旧策川	太白区袋原字北河原	仙台市
37	梅田川	扇町	仙台市
38	川内沢川	植松	名取市
39	川内沢川	川内沢橋	名取市
40	川内沢川	植松字新橋	名取市
41	増田川	杉ヶ袋	名取市
42	志賀沢川	愛島北目上原	名取市

No	河川名	設置箇所	位置
43	五間堀川	下野郷字藤首根	岩沼市
44	五間堀川	下野郷字館下	岩沼市
45	旧砂押川	大代	多賀城市
46	砂押川	市川字中谷地	多賀城市
47	砂押川	東田中志引	多賀城市
48	竹林川	一ノ関鎌田	富谷市
49	明石川	西成田下八百刈	富谷市
50	西川	桜田	富谷市
51	砂押川	新谷地脇	利府町
52	砂押川	沢乙字前田	利府町
53	勿来川	加瀬元川迎	利府町
54	新川	高城字明神二	松島町
55	田中川	高城字反町四	松島町
56	鶴田川	山王江排水樋管	松島町
57	小西川	鶴巢幕柳字砂子田二番	大和町
58	身洗川	落合松和田稲和西	大和町
59	新堀川	大松沢字新天沼	大郷町
60	鶴田川	大松沢字柳田	大郷町
61	鶴田川	大松沢字原添	大郷町
62	滑川	東成田字三嶽	大郷町
63	味明川	不来内字湯殿下	大郷町
64	皿貝川	北上町橋浦行人前	石巻市
65	北北上運河	新境町一丁目	石巻市
66	釜谷川	入釜谷水門（下流側）	石巻市
67	釜谷川	入釜谷水門（上流側）	石巻市
68	高木川	高木清水	石巻市
69	加茂川	福地小田内	石巻市
70	中島川	中島	石巻市
71	馬鞍川	馬鞍	石巻市
72	皿貝川	皿貝	石巻市
73	大沢川	女川館	石巻市
74	真野川	水沼寺中畑	石巻市
75	内の原川	真野内原	石巻市
76	東名運河	大塚長石	東松島市
77	長沼川	迫町佐沼下田中	登米市
78	南沢川	津山町横山	登米市
79	夏川	石越町東郷平町	登米市
80	鱒淵川	東和町米川字寺内	登米市
81	二股川	東和町米川字四十田	登米市
82	岩之沢川	東和町錦織字嵯峨立	登米市
83	大江川	古川栄町 6	大崎市
84	田尻川	古川宮沢字愛宕前	大崎市

簡易型河川監視カメラにより画像データを観測できる箇所は次のとおりである。

No	河川名	設置箇所	位置
85	大江川	古川稲葉	大崎市
86	大江川	大江川（可動堰）	大崎市
87	名蓋川	雑式目字羽毛	加美町
88	名蓋川	上狼塚字寺前	加美町
89	深川	字押登目	加美町
90	深川	深川（排水樋門）	加美町
91	旧迫川	字小里	涌谷町
92	出来川	和多田沼	美里町
93	出来川	南小牛田仁	美里町
94	出来川	練牛出来川	美里町
95	出来川	桜木町	美里町
96	美女川	荻埴字東田	美里町
97	瀬峰川	瀬峰新下田	栗原市
98	三間堀川	若柳川南戸ノ西	栗原市
99	熊川	築館富大沢	栗原市
100	鉛川	鶯沢南郷久保山	栗原市
101	荒川	築館照越長根	栗原市
102	昔川	一迫目竹の内	栗原市
103	夏川	金成千谷沢	栗原市
104	有馬川	金成有壁上原前	栗原市
105	熊谷川	若柳下畑岡新西風下	栗原市
106	小山田川	高清水上外沢田	栗原市
107	小山田川	瀬峰字桃生田前	栗原市
108	落堀川	若柳川南北谷地	栗原市
109	落堀川	志波姫新間海	栗原市
110	夏川	若柳武槍	栗原市
111	二迫川	鶯沢袋川原前	栗原市
112	荒川	築館横須賀新曾内	栗原市
113	金生川	栗駒泉沢	栗原市
114	熊谷川	志波姫新橋本	栗原市
115	馬籠川	本吉町館下	気仙沼市
116	津谷川	本吉町東川内	気仙沼市
117	津谷川	本吉町津谷新明戸	気仙沼市
118	松川	松川	気仙沼市
119	八瀬川	角地	気仙沼市
120	鹿折川	上西側	気仙沼市
121	面瀬川	松崎	気仙沼市
122	折立川	戸倉町	南三陸町
123	西戸川	戸倉日向	南三陸町
124	八幡川	志津川熊田	南三陸町
125	八幡川	入谷字中の町	南三陸町

第6章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

仙台管区気象台又は気象庁が、水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）予報・警報を発表した場合は、第1図、第2図及び第3図により関係機関に伝達する。

水防活動用注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動用注意報又は警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	概 要
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

(別表1)大雨警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東部仙台	仙台市東部	13	123
	塩竈市	14	119
	名取市	18	137
	多賀城市	19	127
	岩沼市	19	136
	富谷市	16	133
	亶理町	19	134
	山元町	16	134
	松島町	16	122
	七ヶ浜町	18	120
	利府町	15	123
	大和町東部	16	129
	大郷町	16	125
石巻地域	石巻市	12	92
	東松島市	13	116
	女川町	12	116
東部大崎	大崎市東部	14	111
	涌谷町	15	119
	美里町	19	119
気仙沼地域	気仙沼市	12	124
	南三陸町	13	124
東部仙南	角田市	14	111
	大河原町	12	119
	村田町	14	117
	柴田町	14	119
	丸森町	12	109
登米・東部栗原	登米市	18	98
	栗原市東部	18	120
西部仙台	仙台市西部	12	119
	大和町西部	15	134
	大衡村	14	128
西部仙南	白石市	15	117
	蔵王町	18	126
	七ヶ宿町	17	119
	川崎町	16	130
西部大崎	大崎市西部	20	112
	色麻町	20	131
	加美町	18	117
西部栗原	栗原市西部	17	98

仙台市西部(※1)：泉区、青葉区宮城総合支所管内及び太白区秋保総合支所管内に限る

大和町西部(※2)：小野、学苑、宮床、もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南及び吉田に限る

大崎市西部(※3)：岩出山総合支所及び鳴子総合支所管内に限る

栗原市西部(※4)：一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る

※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

※土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

(別表2)大雨注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東部仙台	仙台市東部	10	97
	塩竈市	8	94
	名取市	8	108
	多賀城市	11	100
	岩沼市	9	107
	富谷市	10	105
	亶理町	11	105
	山元町	8	105
	松島町	6	96
	七ヶ浜町	11	94
	利府町	8	97
	大和町東部	8	101
	大郷町	9	98
石巻地域	石巻市	8	69
	東松島市	8	88
	女川町	8	88
東部大崎	大崎市東部	8	84
	涌谷町	6	90
	美里町	9	90
気仙沼地域	気仙沼市	8	93
	南三陸町	7	93
東部仙南	角田市	8	83
	大河原町	7	89
	村田町	8	87
	柴田町	8	89
	丸森町	8	81
登米・東部栗原	登米市	9	73
	栗原市東部	11	90
西部仙台	仙台市西部	9	92
	大和町西部	10	104
	大衡村	7	99
西部仙南	白石市	7	94
	蔵王町	7	102
	七ヶ宿町	9	96
	川崎町	9	105
西部大崎	大崎市西部	10	87
	色麻町	11	102
	加美町	10	91
西部栗原	栗原市西部	8	76

仙台市西部(※1)：泉区、青葉区宮城総合支所管内及び太白区秋保総合支所管内に限る

大和町西部(※2)：小野、学苑、宮床、もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南及び吉田に限る

大崎市西部(※3)：岩出山総合支所及び鳴子総合支所管内に限る

栗原市西部(※4)：一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る

※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

※土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

(別表3) 洪水警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部仙台	仙台市東部	北貞山運河・南貞山運河流域=9.6, 広瀬川流域=35.7, 旧笹川流域=5.9, 支倉川流域=10.2, 梅田川流域=11, 高野川流域=6.3, 坪沼川流域=12.7	名取川流域=(8, 31.9), 七北田川流域=(12, 22.7), 北貞山運河・南貞山運河流域=(8, 5.3), 広瀬川流域=(10, 28.6), 旧笹川流域=(8, 4.6), 梅田川流域=(8, 9.8)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]
	塩竈市		—	—
	名取市	増田川流域=14, 貞山堀流域=25.9, 川内沢川流域=13.4, 志賀沢川流域=16.9	増田川流域=(6, 14), 貞山堀流域=(6, 23.3), 川内沢川流域=(6, 12), 志賀沢川流域=(6, 15.2)	阿武隈川下流[笠松・岩沼], 名取川[名取橋]
	多賀城市	砂押川流域=18.2	—	七北田川[市名坂]
	岩沼市	川内沢川流域=6.8, 五間堀川流域=17.6, 志賀沢川流域=12.8	川内沢川流域=(7, 6.1), 五間堀川流域=(7, 15.8), 志賀沢川流域=(7, 11.5)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	富谷市	西川流域=8.5, 竹林川流域=13.6	竹林川流域=(12, 13.6)	吉田川[落合・新田橋]
	亘理町		—	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	山元町	高瀬川流域=8.1, 坂元川流域=12.2, 戸花川流域=6.6	—	—
	松島町	鶴田川流域=24.5, 田中川流域=9.2, 高城川流域=28.6	—	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台]
	七ヶ浜町		—	—
	利府町	砂押川流域=11.4	砂押川流域=(6, 10.2)	七北田川[市名坂]
	大和町東部	身洗川流域=8.2, 西川流域=19.2, 小西川流域=11, 善川流域=20.1	吉田川流域=(6, 30.1), 竹林川流域=(6, 15.7), 身洗川流域=(6, 7.3), 西川流域=(6, 19.2), 善川流域=(6, 19.8)	吉田川[落合・新田橋]
	大郷町	鶴田川流域=16.4, 味明川流域=12.9, 滑川流域=13.9	吉田川流域=(7, 33.3)	吉田川[落合・粕川]
石巻地域	石巻市	大沢川流域=9.4, 富士川流域=9.1, 中島川流域=7.2, 追波川流域=9, 真野川流域=16.6, 血貝川流域=13.6, 高木川流域=5.9, 北北上運河流域=7.1, 加茂川流域=5.6	旧北上川流域=(8, 25.4), 大沢川流域=(6, 4.9), 富士川流域=(6, 8), 中島川流域=(6, 7.2), 真野川流域=(8, 8.6), 血貝川流域=(6, 9.2), 加茂川流域=(10, 4.6)	鳴瀬川[野田橋], 北上川下流[柳津・飯野川上流], 旧北上川[和渕・大森], 江合川[涌谷]
	東松島市	堤川流域=7.8, 定川流域=19.9	定川流域=(6, 14.5)	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[鹿島台]
	女川町	女川流域=11.6, 大沢川流域=6.5	女川流域=(6, 8.8), 因沢川流域=(6, 5.8)	—
東部大崎	大崎市東部	田尻川流域=12.1, 中雨生沢川流域=3.7, 新江合川流域=6.6, 鶴田川流域=18.9, 広長川流域=10, 大江川(旧)流域=4.4, 渋井川流域=8.2, 渋川流域=9.3, 名蓋川流域=7.7, 迫川流域=36.3, 美女川流域=10.4, 百々川流域=5.6, 菅刈川流域=12.4, 透川流域=6.9, 鈴根五郎川流域=8.5	鳴瀬川流域=(10, 29), 吉田川流域=(6, 41.5), 江合川流域=(6, 30.2), 田尻川流域=(6, 11.8), 中雨生沢川流域=(6, 3.4), 鶴田川流域=(12, 15.9), 大江川(旧)流域=(6, 3.9), 渋井川流域=(6, 8.1), 渋川流域=(6, 8.3), 名蓋川流域=(12, 6.9), 旧迫川流域=(6, 25.8), 鈴根五郎川流域=(10, 6)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[落合・粕川・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地]
	涌谷町	旧迫川流域=37.2, 出来川流域=13.1	江合川流域=(7, 19.4)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋], 旧北上川[和渕], 江合川[下谷地・涌谷], 迫川[佐沼]
	美里町	出来川流域=6.6, 田尻川流域=10.7, 美女川流域=6.7, 鞍坪川流域=6.8, 沖新堀川流域=8.8	江合川流域=(7, 24.4), 出来川流域=(7, 5.9), 田尻川流域=(7, 9.6), 美女川流域=(7, 6), 鞍坪川流域=(7, 5.2)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地・涌谷]
気仙沼地域	気仙沼市	青野沢川流域=7.9, 鹿折川流域=12.4, 大川流域=24.6, 津谷川流域=23.8, 神山川流域=12.2, 松川流域=7.2, 馬龍川流域=16	鹿折川流域=(6, 8.5), 大川流域=(8, 14.3), 神山川流域=(8, 6.8), 松川流域=(6, 6.4), 馬龍川流域=(8, 10.4)	—
	南三陸町	新井田川流域=7.2, 八幡川流域=12.8, 水尻川流域=10.9, 折立川流域=11.5, 水戸辺川流域=10.8, 西戸川流域=6.5	八幡川流域=(5, 6.4), 水戸辺川流域=(5, 9.7)	—
東部仙南	角田市	高倉川流域=9.3, 半田川流域=6.2, 小田川流域=10, 尾袋川流域=9.1, 雑魚橋川流域=10.7, 新桜井川流域=13	阿武隈川流域=(6, 95.9), 高倉川流域=(6, 8.3), 小田川流域=(6, 9), 尾袋川流域=(6, 8.1), 雑魚橋川流域=(6, 9.6), 新桜井川流域=(6, 11.7)	阿武隈川下流[丸森・笠松]
	大河原町	荒川流域=20.4	荒川流域=(5, 18.3)	白石川[大河原・白石]
	村田町	坪沼川流域=10.7, 荒川流域=16.4, 新川流域=7.4	荒川流域=(6, 14.7), 新川流域=(10, 6.6)	白石川[大河原]
	柴田町	五間堀川流域=14.3	阿武隈川流域=(8, 67.3), 白石川流域=(6, 48.7)	阿武隈川下流[笠松], 白石川[大河原]
	丸森町	雉子尾川流域=21.1, 内川流域=19.6, 伊手川流域=9.8, 新川流域=9.3, 五福谷川流域=10.9	阿武隈川流域=(6, 74.2), 雉子尾川流域=(8, 12.9), 新川流域=(6, 8.3), 五福谷川流域=(6, 10.7)	阿武隈川下流[丸森・笠松]

(別表3)洪水警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
登米・東部栗原	登米市	南沢川流域=13.9, 旧迫川流域=36.8, 羽沢川流域=9.3, 恩田川流域=6.9, 大関川流域=10.1, 二股川流域=17.4, 岩之沢川流域=4.2, 黄牛川流域=5, 石貝川流域=6.8, 長沼川流域=12.2, 荒川流域=23.1, 夏川流域=20, 綱木川流域=7.4, 罇淵川流域=9.1, 寺川流域=3.8, 北沢川流域=7.4	迫川流域=(7, 31.3), 旧北上川流域=(7, 5.8), 南沢川流域=(7, 12.5), 羽沢川流域=(7, 8.3), 二股川流域=(7, 15.6), 岩之沢川流域=(7, 3.6), 黄牛川流域=(7, 4.5), 石貝川流域=(7, 6.1), 綱木川流域=(11, 6.6), 罇淵川流域=(7, 8.1), 北沢川流域=(7, 6.8)	北上川下流[米谷・登米・柳津], 旧北上川[和刈], 迫川[若柳・佐沼]
	栗原市東部	萱刈川流域=9.3, 小山田川流域=19.1, 瀬峰川流域=10, 荒川流域=12.9, 照越川流域=5.7, 熊谷川流域=6.1, 三間堀川流域=2.8, 夏川流域=9.4, 熊川流域=7.3, 二迫川流域=18.6, 三迫川流域=19.9, 金流川流域=9.5, 透川流域=12.1, 落堀川流域=10.6, 太田川流域=7.8, 前沢川流域=5.5	迫川流域=(8, 35.2), 小山田川流域=(8, 17.1), 瀬峰川流域=(8, 9), 夏川流域=(8, 9.4), 熊川流域=(8, 6.5), 二迫川流域=(8, 16.7), 三迫川流域=(8, 17.9)	迫川[留場・大林・若柳]
西部仙台	仙台市西部	名取川流域=43.3, 広瀬川流域=35, 斎勝川流域=9.1, 大倉川流域=20.8, 新川流域=15.6, 七北田川流域=18.6, 高柳川流域=4.8, 要害川流域=9.5	広瀬川流域=(7, 31.5), 七北田川流域=(7, 16.7)	七北田川[市名坂]
	大和町西部	吉田川流域=20.6, 宮床川流域=11.8, 洞堀川流域=3.9	吉田川流域=(8, 18.5), 洞堀川流域=(8, 3.5)	吉田川[落合]
	大衡村	善川流域=14.8	善川流域=(5, 14.5)	—
西部仙南	白石市	平家川流域=8, 児捨川流域=16.3, 斎川流域=16.1, 谷津川流域=8.7, 高田川流域=13.3	平家川流域=(5, 7.2), 児捨川流域=(5, 14.6), 斎川流域=(5, 14.5)	白石川[大河原・白石]
	蔵王町	松川流域=27.9, 高木川流域=6.6, 平家川流域=8, 森の川流域=5.2	平家川流域=(5, 7.2)	白石川[大河原・白石]
	七ヶ宿町	白石川流域=19.9	白石川流域=(7, 19)	—
	川崎町	支倉川流域=8.9, 前川流域=21.2, 太郎川流域=15.3, 北川流域=22.1	太郎川流域=(7, 13.7), 北川流域=(7, 19.8)	—
西部大崎	大崎市西部	江合川流域=32.6, 蛭沢川流域=10.1, 小山田川流域=14.9, 吉野川流域=7.9, 洪川流域=8.4	蛭沢川流域=(8, 9), 吉野川流域=(8, 7.1)	—
	色麻町	鳴瀬川流域=43.8, 花川流域=20.3, 保野川流域=14.7, 河童川流域=2.7	—	—
	加美町	鳴瀬川流域=35.2, 多田川流域=11.7, 深川流域=8.6, 田川流域=24.4, 孫沢川流域=8.8, 名蓋川流域=7.2	深川流域=(8, 7.7), 田川流域=(8, 21.9)	鳴瀬川[三本木橋]
西部栗原	栗原市西部	一迫川流域=26.3, 昔川流域=10, 長崎川流域=13.6, 草木川流域=11.2, 二迫川流域=16.6, 芋埴川流域=10.4, 金生川流域=9.2, 鉛川流域=8.1, 三迫川流域=15.2, 鳥沢川流域=9.4	昔川流域=(6, 9), 二迫川流域=(16, 14.9), 芋埴川流域=(6, 9.3), 三迫川流域=(16, 13.6)	—

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表4)洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
東部仙台	仙台市東部	北貞山運河・南貞山運河流域=7.6, 広瀬川流域=28.5, 旧笹川流域=4.7, 支倉川流域=8.1, 梅田川流域=8.8, 高野川流域=4.9, 坪沼川流域=9.5	名取川流域=(7, 28.7), 七北田川流域=(5, 19.4), 北貞山運河・南貞山運河流域=(5, 4.8), 広瀬川流域=(9, 25.7), 旧笹川流域=(7, 2.6), 梅田川流域=(8, 5.5), 高野川流域=(5, 4.9), 坪沼川流域=(5, 9.5)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]
	塩竈市		—	—
	名取市	増田川流域=11.2, 貞山堀流域=20.7, 川内沢川流域=10.7, 志賀沢川流域=13.5	増田川流域=(5, 11.2), 貞山堀流域=(5, 11.9), 川内沢川流域=(6, 8.6), 志賀沢川流域=(5, 10.5)	名取川[名取橋]
	多賀城市	砂押川流域=14.5	砂押川流域=(7, 7.5)	七北田川[市名坂]
	岩沼市	川内沢川流域=5.4, 五間堀川流域=14, 志賀沢川流域=10.2	阿武隈川流域=(5, 81.6), 川内沢川流域=(5, 5.4), 五間堀川流域=(5, 7.2), 志賀沢川流域=(7, 8.2)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	富谷市	西川流域=6.8, 竹林川流域=10.8	西川流域=(5, 6.4), 竹林川流域=(8, 8.6)	吉田川[落合・新田橋]
	亘理町		阿武隈川流域=(5, 41.3)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	山元町	高瀬川流域=6.4, 坂元川流域=9.7, 戸花川流域=4.5	高瀬川流域=(5, 5.2), 坂元川流域=(7, 5.9), 戸花川流域=(5, 4.4)	—
	松島町	鶴田川流域=18.9, 田中川流域=7.3, 高城川流域=22.8	吉田川流域=(5, 26.6), 鶴田川流域=(5, 18.9), 高城川流域=(5, 22.8)	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台]
	七ヶ浜町		—	—
	利府町	砂押川流域=9.1	砂押川流域=(6, 5.5)	—
	大和町東部	身洗川流域=6.5, 西川流域=15.3, 小西川流域=8.8, 善川流域=16	吉田川流域=(6, 24.2), 竹林川流域=(6, 14.1), 身洗川流域=(5, 5.5), 西川流域=(5, 14.3), 小西川流域=(5, 8.8), 善川流域=(5, 13)	吉田川[落合・新田橋]
	大郷町	鶴田川流域=13.1, 味明川流域=8.5, 滑川流域=11.1	吉田川流域=(5, 23.6), 鶴田川流域=(5, 8.1), 味明川流域=(7, 5.5), 滑川流域=(7, 5.9)	吉田川[落合・粕川]
石巻地域	石巻市	大沢川流域=7.5, 富士川流域=7.2, 中島川流域=3.6, 追波川流域=6.1, 真野川流域=13.2, 皿貝川流域=6.8, 高木川流域=4.7, 北北上運河流域=5.6, 加茂川流域=4.4	北上川流域=(5, 41.8), 江合川流域=(6, 24), 旧北上川流域=(7, 20.1), 大沢川流域=(5, 4.4), 富士川流域=(6, 5.8), 中島川流域=(5, 3.6), 追波川流域=(5, 6.1), 真野川流域=(7, 6.2), 皿貝川流域=(5, 6.8), 高木川流域=(7, 3.4), 北北上運河流域=(7, 3.5), 加茂川流域=(5, 4.1)	北上川下流[柳津・飯野川上流], 旧北上川[和渕・大森], 江合川[涌谷]
	東松島市	堤川流域=6.2, 定川流域=15.9	鳴瀬川流域=(5, 25.5), 吉田川流域=(5, 19), 鞍坪川流域=(7, 7.5), 堤川流域=(5, 4.6), 定川流域=(5, 11.3)	鳴瀬川[鹿島台], 吉田川[鹿島台]
	女川町	女川流域=9.2, 大沢川流域=5.2	女川流域=(5, 7.9), 大沢川流域=(5, 4.8)	—
東部大崎	大崎市東部	田尻川流域=7.9, 中雨生沢川流域=3, 新江合川流域=5.2, 鶴田川流域=15.1, 広長川流域=7.2, 大江川(旧)流域=3, 渋井川流域=6.5, 渋川流域=7.4, 名蓋川流域=6.1, 旧迫川流域=29, 美女川流域=8.3, 百々川流域=4.4, 萱刈川流域=9.9, 透川流域=5.5, 鈴根五郎川流域=5.3	鳴瀬川流域=(5, 26.1), 吉田川流域=(5, 18.9), 江合川流域=(5, 22.2), 多田川流域=(5, 9.6), 田尻川流域=(5, 6.3), 中雨生沢川流域=(5, 2.8), 新江合川流域=(5, 3.4), 鶴田川流域=(7, 14.3), 広長川流域=(5, 6.2), 大江川(旧)流域=(5, 2), 渋井川流域=(6, 3.6), 渋川流域=(5, 7.4), 名蓋川流域=(5, 6.1), 旧迫川流域=(6, 23.2), 美女川流域=(5, 8.3), 百々川流域=(5, 4.4), 萱刈川流域=(5, 9.7), 透川流域=(5, 5.5), 鈴根五郎川流域=(5, 5.3)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地]
	涌谷町	旧迫川流域=26.7, 出来川流域=8.9	江合川流域=(5, 16.1), 迫川流域=(5, 32), 旧迫川流域=(5, 14.7), 出来川流域=(5, 6.7)	旧北上川[和渕], 江合川[下谷地・涌谷], 迫川[佐沼]
	美里町	出来川流域=5.2, 田尻川流域=8.5, 美女川流域=5.3, 鞍坪川流域=5.4, 沖新堀川流域=7	鳴瀬川流域=(5, 26), 江合川流域=(5, 22), 出来川流域=(5, 5.2), 田尻川流域=(5, 8.5), 美女川流域=(5, 5.3), 鞍坪川流域=(5, 3.7), 沖新堀川流域=(5, 4)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[下谷地]
気仙沼地域	気仙沼市	青野沢川流域=5.3, 鹿折川流域=9.9, 大川流域=19.6, 津谷川流域=19, 神山川流域=9.7, 松川流域=5.7, 馬籠川流域=12.8	青野沢川流域=(5, 5.3), 鹿折川流域=(5, 7.6), 大川流域=(6, 12.9), 津谷川流域=(7, 12.2), 神山川流域=(6, 5.3), 松川流域=(6, 4.6), 馬籠川流域=(5, 9.4)	—

(別表4)洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
気仙沼地域	南三陸町	新井田川流域=5.4, 八幡川流域=10.2, 水尻川流域=8.7, 折立川流域=9.2, 水戸辺川流域=8.6, 西戸川流域=5.2	新井田川流域=(5, 4.6), 八幡川流域=(5, 5.8), 水尻川流域=(5, 7.2), 折立川流域=(5, 7.9), 水戸辺川流域=(5, 8.6), 西戸川流域=(5, 5.2)	—
東部仙南	角田市	高倉川流域=7.4, 半田川流域=4.9, 小田川流域=8, 尾袋川流域=7.2, 雑魚橋川流域=8.5, 新桜井川流域=10.4	阿武隈川流域=(5, 31.1), 高倉川流域=(5, 5.9), 半田川流域=(5, 4.9), 小田川流域=(5, 5.2), 尾袋川流域=(6, 5.8), 雑魚橋川流域=(5, 8.5), 新桜井川流域=(5, 7.2)	阿武隈川下流[丸森・笠松]
	大河原町	荒川流域=16.3	白石川流域=(5, 32.6), 荒川流域=(5, 13)	白石川[大河原]
	村田町	坪沼川流域=8.5, 荒川流域=13.1, 新川流域=5.9	坪沼川流域=(5, 8.5), 荒川流域=(5, 13.1), 新川流域=(7, 5.8)	白石川[大河原]
	柴田町	五間堀川流域=11.4	阿武隈川流域=(5, 51.5), 白石川流域=(5, 32.6), 五間堀川流域=(6, 8.1)	阿武隈川下流[笠松], 白石川[大河原]
	丸森町	雉子尾川流域=16.8, 内川流域=15.6, 伊手川流域=6.9, 新川流域=7.4, 五福谷川流域=8.7	阿武隈川流域=(5, 30.8), 雉子尾川流域=(6, 11.6), 内川流域=(7, 13), 伊手川流域=(5, 6.9), 新川流域=(6, 6.2), 五福谷川流域=(5, 7.7)	阿武隈川下流[丸森]
登米・東部栗原	登米市	南沢川流域=11.1, 旧迫川流域=29.4, 羽沢川流域=7.4, 恩田川流域=4.9, 大関川流域=8, 二股川流域=13.9, 岩之沢川流域=3.3, 黄牛川流域=4, 石貝川流域=5.4, 長沼川流域=9.7, 荒川流域=11.6, 夏川流域=11, 綱木川流域=5.9, 鱒淵川流域=7.2, 寺川流域=2.9, 北沢川流域=5.9	北上川流域=(5, 54.1), 迫川流域=(5, 26), 旧北上川流域=(5, 5), 南沢川流域=(5, 11.1), 旧迫川流域=(5, 15.4), 羽沢川流域=(7, 7.4), 恩田川流域=(5, 4.9), 大関川流域=(5, 6.7), 二股川流域=(5, 13.1), 岩之沢川流域=(5, 3.2), 黄牛川流域=(5, 3.8), 石貝川流域=(5, 4.1), 長沼川流域=(5, 7.9), 荒川流域=(5, 10.3), 夏川流域=(5, 6.2), 綱木川流域=(7, 4.7), 鱒淵川流域=(7, 5.8), 寺川流域=(5, 2.7), 北沢川流域=(5, 5.9)	北上川下流[米谷・登米・柳津], 旧北上川[和渚], 迫川[若柳・佐沼]
	栗原市東部	萱刈川流域=7.4, 小山田川流域=15.2, 瀬峰川流域=8, 荒川流域=10.3, 照越川流域=4.6, 熊谷川流域=4.8, 三間堀川流域=2, 夏川流域=7.5, 熊川流域=5.8, 二迫川流域=14.8, 三迫川流域=15.9, 金流川流域=7.6, 透川流域=9.6, 落堀川流域=5.3, 太田川流域=6.2, 前沢川流域=4.4	迫川流域=(5, 20.8), 萱刈川流域=(5, 6.3), 小山田川流域=(5, 11.2), 瀬峰川流域=(5, 7.2), 荒川流域=(5, 6.9), 照越川流域=(5, 3.9), 熊谷川流域=(5, 4.8), 三間堀川流域=(9, 1.6), 夏川流域=(5, 7.5), 熊川流域=(8, 4.6), 二迫川流域=(8, 14.3), 三迫川流域=(5, 12.3), 金流川流域=(5, 6.4), 透川流域=(5, 6), 落堀川流域=(5, 5.3), 前沢川流域=(5, 4.2)	迫川[留場・大林・若柳]
西部仙台	仙台市西部	名取川流域=34.6, 広瀬川流域=28, 斎勝川流域=7.2, 大倉川流域=16.6, 新川流域=12.4, 七北田川流域=14.8, 高柳川流域=3.9, 要害川流域=7.6	広瀬川流域=(5, 28), 斎勝川流域=(5, 7.2), 大倉川流域=(7, 13.3), 七北田川流域=(7, 14), 高柳川流域=(5, 3.8)	七北田川[市名坂]
	大和町西部	吉田川流域=16.4, 宮床川流域=9.4, 洞堀川流域=3.1	吉田川流域=(8, 13.1), 洞堀川流域=(5, 3.1)	吉田川[落合]
	大衡村	善川流域=11.8	善川流域=(5, 8)	—
西部仙南	白石市	平家川流域=6.4, 児捨川流域=13, 斎川流域=12.8, 谷津川流域=6.3, 高田川流域=10.6	白石川流域=(5, 27.9), 平家川流域=(5, 6.4), 児捨川流域=(5, 12.2), 斎川流域=(5, 11.2), 谷津川流域=(5, 6.3), 高田川流域=(5, 8.2)	白石川[大河原・白石]
	蔵王町	松川流域=22.3, 高木川流域=5.2, 平家川流域=4.2, 森の川流域=4	白石川流域=(6, 32), 松川流域=(5, 21.9), 高木川流域=(5, 5.1), 平家川流域=(5, 3.9), 森の川流域=(5, 4)	白石川[大河原・白石]
	七ヶ宿町	白石川流域=15.9	白石川流域=(5, 15.9)	—
	川崎町	支倉川流域=7.1, 前川流域=16.9, 太郎川流域=12.2, 北川流域=17.6	支倉川流域=(5, 6.8), 前川流域=(5, 16.9), 太郎川流域=(5, 12.2), 北川流域=(5, 17.6)	—
西部大崎	大崎市西部	江合川流域=26, 蛭沢川流域=8, 小山田川流域=11.9, 吉野川流域=6.3, 渋川流域=6.7	江合川流域=(5, 21), 蛭沢川流域=(5, 8), 小山田川流域=(7, 8.9), 吉野川流域=(8, 5)	—
	色麻町	鳴瀬川流域=35, 花川流域=16.2, 保野川流域=11.7, 河童川流域=2.1	鳴瀬川流域=(5, 26), 花川流域=(9, 13), 保野川流域=(9, 9.4)	—
	加美町	鳴瀬川流域=20.2, 多田川流域=9.3, 深川流域=6.8, 田川流域=18.8, 孫沢川流域=7, 名蓋川流域=5.7	鳴瀬川流域=(5, 19.6), 多田川流域=(5, 6.9), 深川流域=(8, 6.8), 田川流域=(7, 14.4), 孫沢川流域=(5, 7), 名蓋川流域=(5, 3.8)	—
西部栗原	栗原市西部	一迫川流域=21, 昔川流域=8, 長崎川流域=10.8, 草木川流域=8.9, 二迫川流域=13.2, 芋埴川流域=8.3, 金生川流域=7.3, 鉛川流域=6.1, 三迫川流域=12.1, 鳥沢川流域=7.5	一迫川流域=(6, 16.8), 昔川流域=(5, 8), 長崎川流域=(7, 10.8), 草木川流域=(6, 7.1), 二迫川流域=(5, 10.8), 芋埴川流域=(5, 5.5), 金生川流域=(7, 5.3), 鉛川流域=(5, 6.1), 三迫川流域=(6, 9.7), 鳥沢川流域=(5, 7.5)	—

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

※別表1から4については、基準見直しを行うこともあるので、最新の基準は気象庁のホームページを確認してください。

キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布等）

種 類	概 要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(別表5)高潮警報・注意報基準

令和7年5月29日現在			
市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
東部仙台	仙台市東部	1.6m	0.9m
	塩竈市	1.6m	0.9m
	名取市	1.5m	0.9m
	多賀城市	1.6m	0.9m
	岩沼市	1.6m	0.9m
	富谷市	—	—
	亘理町	1.5m	0.9m
	山元町	1.4m	0.9m
	松島町	1.6m	0.9m
	七ヶ浜町	1.6m	0.9m
	利府町	1.6m	0.9m
	大和町東部	—	—
	大郷町	—	—
石巻地域	石巻市	1.2m	0.9m
	東松島市	1.6m	0.9m
	女川町	1.2m	0.9m
東部大崎	大崎市東部	—	—
	涌谷町	—	—
	美里町	—	—
気仙沼地域	気仙沼市	1.2m	0.9m
	南三陸町	1.2m	0.9m
東部仙南	角田市	—	—
	大河原町	—	—
	村田町	—	—
	柴田町	—	—
	丸森町	—	—
登米・東部栗原	登米市	—	—
	栗原市東部	—	—
西部仙台	仙台市西部	—	—
	大和町西部	—	—
	大衡村	—	—
西部仙南	白石市	—	—
	蔵王町	—	—
	七ヶ宿町	—	—
	川崎町	—	—
西部大崎	大崎市西部	—	—
	色麻町	—	—
	加美町	—	—
西部栗原	栗原市西部	—	—

(別表6)大雨・高潮特別警報発表基準

現象の 種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 大雨警報については、大雨警報の表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、大雨警報の土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報基準の表のうち、表面雨量指数基準の欄は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準の欄は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示す。
- (2) 大雨警報・注意報の表面雨量指数は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (3) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
- (4) 洪水の欄中、「〇〇川流域＝30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (5) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- (6) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点では氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (7) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」基準面として東京湾平均海面(TP)を用いる。
- (8) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

<参考>

土壌雨量指数:降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

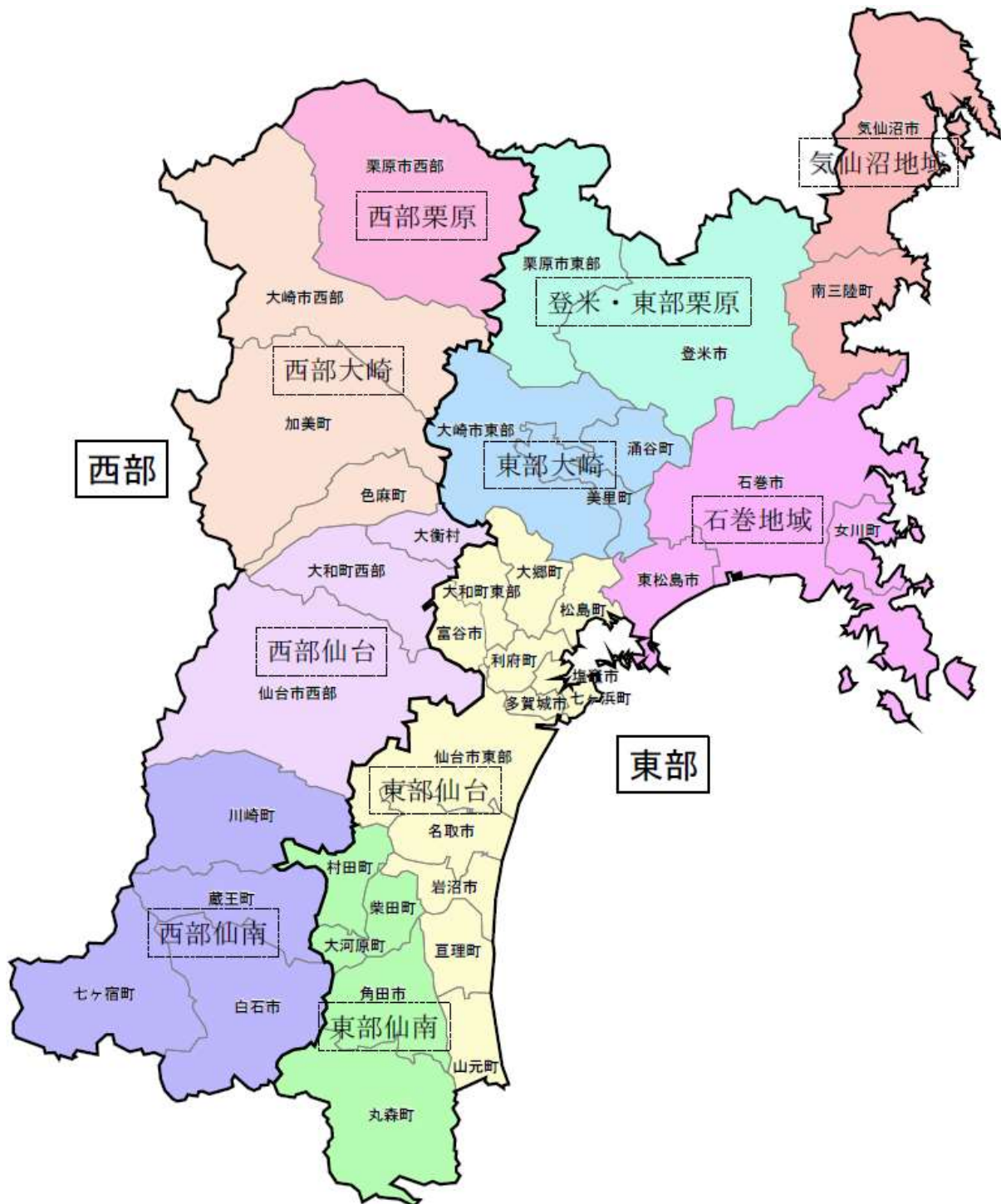
流域雨量指数:河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

表面雨量指数:短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

宮城県の細分区域に該当する市町村表

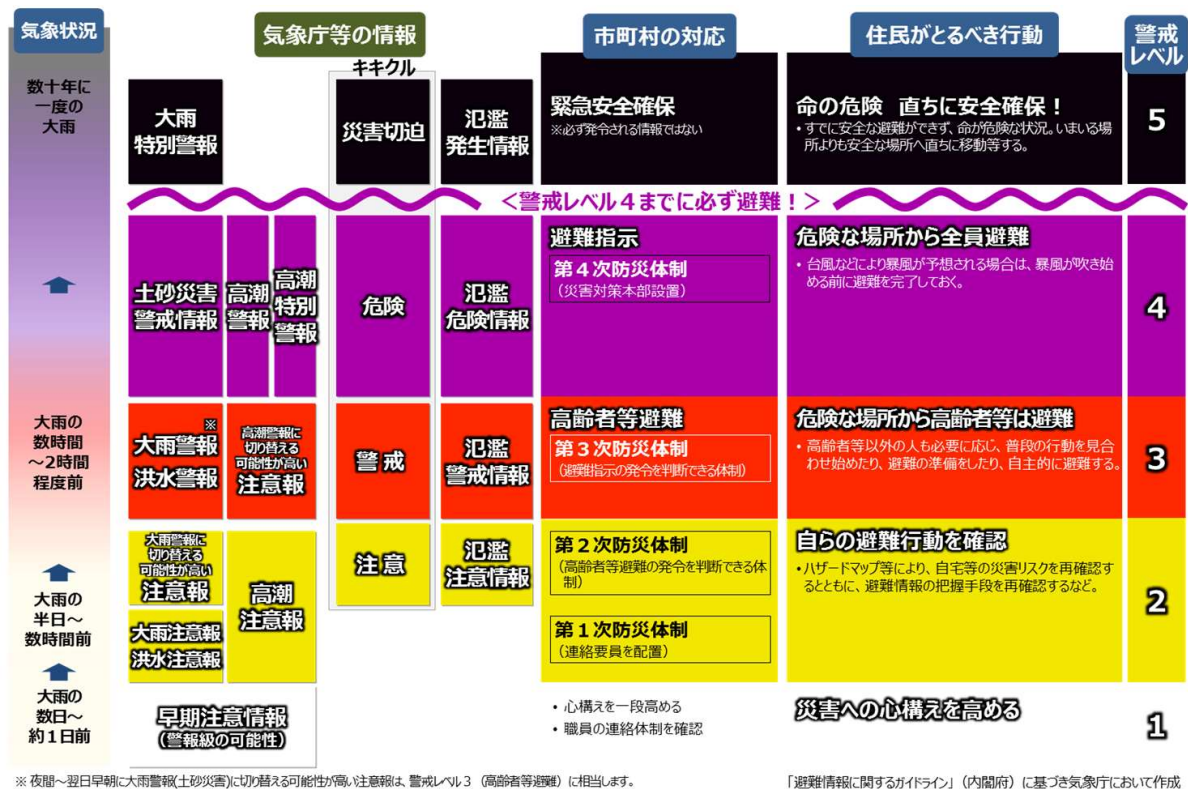
	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市 町 村 等
みやぎけん 宮城県	とうぶ 東 部	とうぶせんたい 東 部 仙 台	せんだいし しおがまし なとりし 仙台市東部（西部の区域を除く）、塩竈市、名取市、 たがじょうし いわぬまし とみやし まつしままち しちがはままち りふちよう 多賀城市、岩沼市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、 たいわちよう おおさとちよう 大和町東部（大和町西部の区域を除く）、大郷町、 わたりちよう やまもとちよう 亘理町、山元町
		いしのまきちいき 石 巻 地 域	いしのまきし ひがしまつしまし おながわちよう 石巻市、東松島市、女川町
		とうぶおおさき 東 部 大 崎	おおさきし わくやちよう みさとまち 大崎市東部（西部の区域を除く）、 涌谷町、美里町
		けせんぬまちいき 気 仙 沼 地 域	けせんぬまし みなみさんりくちよう 気仙沼市、南三陸町
		とうぶせんなん 東 部 仙 南	かくだし おおがわらまち むらたまち しばたまち まるもりまち 角田市、大河原町、村田町、柴田町、 丸森町
		とめとうぶくりはら 登米・東部栗原	くりはらし とめし 栗原市東部（西部の区域を除く）、登米市
	せいぶ 西 部	せいぶせんたい 西 部 仙 台	せんだいし いずみく 仙台市西部（泉区、青葉区宮城総合支所及び太白区秋 保総合支所管内に限る）、たいわちよう おの がくえん みやとこ 大和町西部（小野、学苑、宮床、 もみじが おか よしおか よしおかひがし よしおかみなみ よしだ おおひらむら もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南、吉田）、大衡村
		せいぶせんなん 西 部 仙 南	しろいしし ざおうまち しちかしゆくまち かわさきまち 白石市、蔵王町、七ヶ宿町、 川崎町
		せいぶおおさき 西 部 大 崎	おおさきし いわでやま なるこ 大崎市西部（岩出山総合支所及び鳴子総合支所管内に 限る）、しまちよう かみまち 色麻町、加美町
		せいぶくりはら 西 部 栗 原	くりはらし いちはさま うぐいすざわ くりこま はなやま 栗原市西部（一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る）

気象警報等の発表区域図



(参考資料)

段階的に発表される防災気象情報と対応する行動



気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/alertlevel.html>) から引用

津波に関する警報、注意報、情報、予報

1. 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを津波警報等という）を津波予報区単位で発表する。

（ア）種類

大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるとき発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合）

津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合）

津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合）

（イ）発表される津波の高さ等

種類	予想される津波の高さ		
	高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合の表現
大津波警報	10 m < 予想高さ	10 m 超	巨大
	5 m < 予想高さ ≤ 10 m	10 m	
	3 m < 予想高さ ≤ 5 m	5 m	
津波警報	1 m < 予想高さ ≤ 3 m	3 m	高い
津波注意報	0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m	1 m	(表記しない)

・「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

・地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを「巨大」「高い」という言葉で発表して非常事態であることを伝える。

・予想される津波の高さの表現を「巨大」「高い」と発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

（ウ）津波警報等の留意事項等

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2. 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

(ア) 種類

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
	津波観測に関する情報 ^{注1}	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
	沖合の津波観測に関する情報 ^{注2}	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。

注1) 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。なお、最大波の観測値については、大津波警報を発表している沿岸で観測された津波の高さが1 m以下の場合、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが0.2 m未満の場合は、津波の高さを「観測中」と発表する。

注2) 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。

また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(イ) 津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局部的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

3. 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	0.2 m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を津波に関するその他の情報に含めて発表する。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を津波に関するその他の情報に含めて発表する。

（参考）気象庁が発表する特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合は、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。なお、津波については、大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

第7章 通信連絡

第1節 水防通信連絡系統

仙台管区气象台から気象等予報・警報及び情報等の通知を受けた場合並びに洪水予報が発表又は水防警報が発令されたときは、次の通信系により雨量観測所、水位観測所及び関係機関並びに一般に通信する。

1 県の通信連絡系統

県は、仙台管区气象台から気象情報の通知を受けたとき又は水位観測所から水位の通知があったときは、直ちに仙台管区气象台と常時連絡体制を整えるとともに、必要があると認めたときは第1図により関係機関に通報する。

2 指定河川洪水予報の通信連絡系統

東北地方整備局河川(国道)事務所と仙台管区气象台が共同して阿武隈川下流(白石川の一部区間を含む)、名取川、広瀬川、鳴瀬川(多田川・鞍坪川の一部区間を含む)、吉田川(竹林川の一部区間を含む)、北上川下流、江合川、旧北上川の洪水予報を発表した場合は、第2図により関係機関に通報する。

県と仙台管区气象台が共同して七北田川、白石川、迫川の洪水予報を発表した場合は、第3図により関係機関に通報する。

3 警報の通信連絡系統

仙台管区气象台が警報を発表した場合は、東日本電信電話(株)は第1図により直ちに市町村へ伝達する。

第2節 災害時優先電話の使用

災害等により電話がつながりにくい場合は、東日本電信電話(株)に登録指定されている「災害時優先電話」により発信する。

第3節 その他の通信施設の使用

1 県の無線電話施設

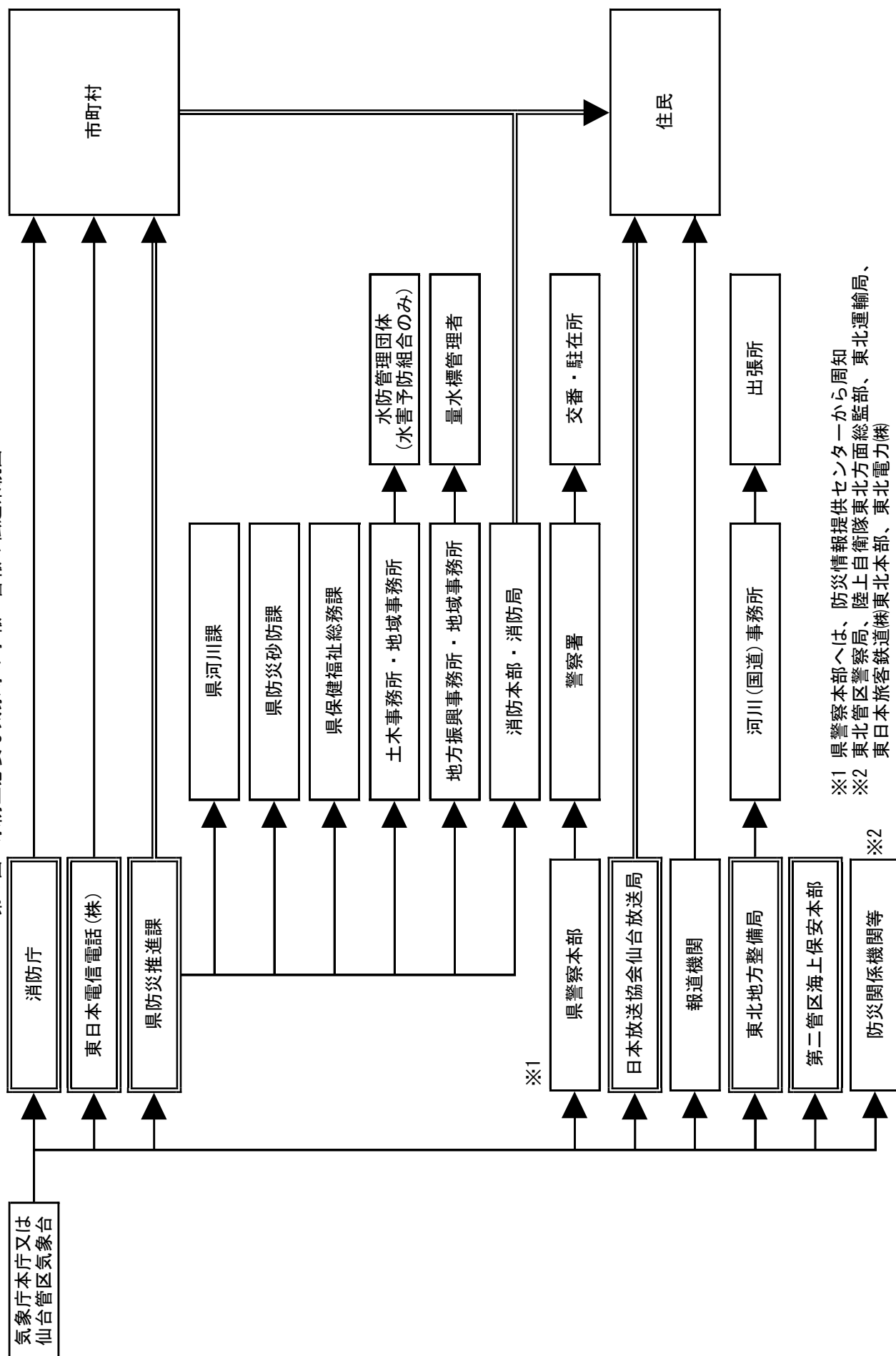
2 警察通信施設等

水防上緊急非常の場合で、電話及び電報の取扱いが不通となった場合は、法第27条に基づき、警察通信施設等を使用することができる。

(1) 使用範囲は、水防事務上緊急非常の場合であって、他に適当な連絡方法がないときに限る。

(2) 使用方法は、原則として警察官等の指示に従うこと。

第1図 水防上必要な気象等の予報・警報の伝達系統図



※1 県警察本部へは、防災情報提供センターから周知
 ※2 東北管区警察局、陸上自衛隊東北方面総監部、東北運輸局、
 東日本旅客鉄道(株)東北本部、東北電力(株)

(注)二重枠の機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく伝達先
 (注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
 (注)津波警報・注意報は、気象庁(本庁)又は大阪管区気象台から消防庁と東日本電信電話(株)に伝達

第8章 洪水予報、水防警報等の区域及びその措置

第1節 国土交通大臣が行う洪水予報

法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、東北地方整備局河川（国道）事務所と仙台管区气象台が共同して行う洪水予報（氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報（洪水警報））の河川名、区域及び予報に関する基準地点は次表のとおりであり、洪水予報発表時は、第2図（洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表））により伝達を行うものとする。伝達に用いる洪水予報文例は次ページ以下に示すとおりであるが、文例から選択編集した文章で伝達される場合もある。

河川名	区域	基準地点	量水標設置場所	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(危険水位)(m)	量水標の受持区間
阿武隈川下	福島・宮城県境から海まで	丸森	丸森町船場	19.50	22.00	22.30	左岸 福島県・宮城県境から角田市枝野橋 右岸 福島県・宮城県境から角田市枝野橋
		笠松	角田市枝野	14.50	16.60	17.00	左岸 角田市枝野橋から岩沼市阿武隈橋 右岸 角田市枝野橋から亘理町阿武隈橋
		岩沼	岩沼市阿武隈1丁目	5.00	7.90	8.20	左岸 岩沼市阿武隈橋から海 右岸 亘理町阿武隈橋から海
白石川	左岸 宮城県柴田郡柴田町大字槻木字寺入山1番の2地先 右岸 同県同郡同町大字下名生字須川前106番地先から阿武隈川合流点まで	笠松	角田市枝野	14.50	16.60	17.00	左岸 阿武隈急行鉄道橋上流付近から阿武隈川合流点 右岸 阿武隈急行鉄道橋上流付近から阿武隈川合流点
名取川	左岸 宮城県仙台市太白区山田字船渡前3番1地先 右岸 同県名取市高館熊野堂字五反田48番2地先(名取川頭首工)から海まで	名取橋	仙台市太白区中1丁目	6.50	8.30	9.20	左岸 仙台市名取川頭首工から海 右岸 仙台市名取川頭首工から海
広瀬川	左岸 宮城県仙台市若林区河原町2丁目13番25地先 右岸 同県同市太白区長町1丁目1番1地先(広瀬橋)から名取川への合流点まで	広瀬橋	仙台市河原町2丁目	1.30	2.20	2.70	左岸 仙台市広瀬橋から名取川合流点 右岸 仙台市広瀬橋から名取川合流点
鳴瀬川	左岸 宮城県大崎市古川引田字堀込道上79番地先 右岸 同県同市三本木芥田字桜館1番の1地先から海まで	三本木橋	大崎市三本木	5.00	6.00	6.40	左岸 大崎市古川高倉から美里町野田橋 右岸 大崎市古川高倉から大崎市野田橋
		野田橋	大崎市松山千石	4.50	6.40	6.70	左岸 美里町野田橋から美里町砂山 右岸 大崎市野田橋から大崎市木間塚
		鹿島台(鳴)	松島町二子屋	5.50	7.90	8.50	左岸 美里町砂山から河口 右岸 大崎市木間塚から河口
多田川	左岸 宮城県大崎市古川西荒井字東田5番の1地先 右岸 宮城県大崎市三本木高柳字横江454番の1地先から鳴瀬川合流地点まで	三本木橋	大崎市三本木	5.00	6.00	6.40	左岸 大崎市古川西荒井から鳴瀬川合流点 右岸 大崎市三本木高柳から鳴瀬川合流点
鞍坪川	左岸 宮城県東松島市西福田字長峯6番地の1地先 右岸 宮城県東松島市西福田字長峯1番地の4地先から鳴瀬川への合流点まで	鹿島台(鳴)	松島町二子屋	5.50	7.90	8.50	左岸 東松島市西福田から鳴瀬川合流点 右岸 東松島市西福田から鳴瀬川合流点
吉田川	宮城県黒川郡大和町吉田字ヱ切2番地先(高田橋)から鳴瀬川への合流点まで	落合	大和町鶴巣	5.00	6.80	7.30	左岸 大和町高田橋から大郷町粕川橋 右岸 大和町高田橋から大郷町粕川橋
		粕川	大郷町粕川	5.70	8.00	8.20	左岸 大郷町粕川橋から大崎市二子屋橋 右岸 大郷町粕川橋から松島町二子屋橋
		鹿島台(吉)	松島町二子屋	5.80	7.40	7.90	左岸 大崎市二子屋橋から鳴瀬川合流点 右岸 松島町二子屋橋から鳴瀬川合流点
竹林川	宮城県富谷市三ノ関太子堂中63番の1地先(新田橋)から吉田川への合流点まで	新田橋	富谷市三ノ関	1.80	2.30	2.90	左岸 富谷市新田橋から吉田川合流点 右岸 富谷市新田橋から吉田川合流点

河川名	区 域	基 地	準 点	量 水 標 設 置 場 所	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(特別警戒水位)(m)	量 水 標 の 受 持 区 間
北 上 川 下 流	岩手・宮城県境から海まで(旧北上川を除く。)	米 谷	登 米 市	東 和 町	11.40	12.70	12.80	左岸 県境から登米市登米大橋 左岸 県境から登米市登米大橋
		登 米	登 米 市	登 米 町	9.00	12.60	12.70	左岸 登米市登米大橋から登米市柳津大橋 左岸 登米市登米大橋から登米市柳津大橋
		柳 津	登 米 市	津 山 町	8.40	12.10	12.20	左岸 登米市柳津大橋から石巻市飯野川橋 右岸 登米市柳津大橋から石巻市飯野川橋
		飯 野 川 上 流	石 巻 市	成 小 塚 裏 畑	5.50	8.40	8.50	左岸 石巻市飯野川橋から河口 右岸 石巻市飯野川橋から河口
旧 北 上 川	幹川分派点から海まで	和 渚	石 巻 市	和 渚	5.30	6.30	6.40	左岸 北上川分派点から石巻市天王橋 右岸 北上川分派点から石巻市天王橋
		大 森	石 巻 市	東 福 田 字 川 渚	3.60	4.30	4.40	左岸 石巻市天王橋から河口 右岸 石巻市天王橋から河口
江 合 川	左岸 宮城県大崎市古川桜ノ目字下川原75番の18番地先 右岸 同県同市古川小泉字内高畑1番の1地先 から旧北上川への合流点まで	荒 雄	大 崎 市	古 川 福 沼	3.10	4.50	4.80	左岸 大崎市古川桜ノ目から新江合川分派点 右岸 大崎市古川桜ノ目から新江合川分派点
		下 谷 地	大 崎 市	古 下 谷 地	2.40	3.50	4.00	左岸 新江合川分派点から涌谷町涌谷大橋 左岸 新江合川分派点から涌谷町涌谷大橋
		涌 谷	涌 谷 町	涌 谷 大 橋	4.20	5.50	5.80	左岸 涌谷町涌谷大橋から旧北上川合流点 右岸 涌谷町涌谷大橋から旧北上川合流点

なお、阿武隈川下流では下記の区間において、氾濫水の予報を行っている。

丸森地区左岸 宮城県伊具郡丸森町字大門地先から同県角田市字大島南地先まで

岩沼地区左岸 宮城県柴田郡柴田町大字槻木字上川前地先から同県岩沼市寺島字川向地先まで

〇〇川^{かわ}氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)

〇 〇 川 下 流 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇河川^{かせん}国道^{こくどう}事務^{じむしょ}所・仙^{せん}台^{だい}管^{かん}区^く気^き象^{しょう}台 共 同 発 表

(見出し)

〇〇川^{かわ}では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{かわ}の〇〇基準観測所(〇〇町^{まち})では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川^{かわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル2相当】△△川^{かわ}の△△基準観測所(△△市^し)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】□□川^{かわ}の□□基準観測所(□□市^し)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)				
新着・更新	新着・更新	更新	新着	新着
	基準水位観測所名	〇〇	△△	□□
	対象河川	〇〇川	△△川	□□川
	警戒レベル()相当	4	2	2
	現況水位	4 (レベル4水位超過)	2 (レベル2水位超過)	2 (レベル2水位超過)
更新	〇〇市	4	2	-
更新	〇〇町	4	2	-
新着	△△市	-	2	2
新着	△△町	-	2	2
新着	□□町	-	2	2
新着	◇◇町	-	2	-
新着	□□市	-	2	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル4相当								
〇〇 (〇〇町)	氾濫危険水位 XX.XX m							
	避難判断水位 XX.XX m							
	氾濫注意水位 XX.XX m							
	ゼロ点高 EL=XX.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 XX.XX m							
	避難判断水位 XX.XX m							
	氾濫注意水位 XX.XX m							
	ゼロ点高 EL=XX.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当								
□□ (□□市)	氾濫危険水位 XX.XX m							
	避難判断水位 XX.XX m							
	氾濫注意水位 XX.XX m							
	ゼロ点高 EL=XX.XX m							

・ゼロ点高に関する解説

https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 基準観測所	△△ 基準観測所	□□ 基準観測所
	〇〇町	△△市	□□市
受け持ち区間	〇〇川	△△川	□□川
	左岸 〇〇町〇〇橋から△△市 △△橋 右岸 〇〇町〇〇橋から△△市 △△橋	左岸 △△市△△橋から□□市 □□橋 右岸 △△市△△橋から□□市 □□橋	左岸 □□市□□橋から海 右岸 □□市□□橋から海

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:37.921666700/lon:140.761666700/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8202000102

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=82

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=140.761666700&y=37.921666700&z=13



今後の雨
（解析雨量・
降水短時間予報）



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

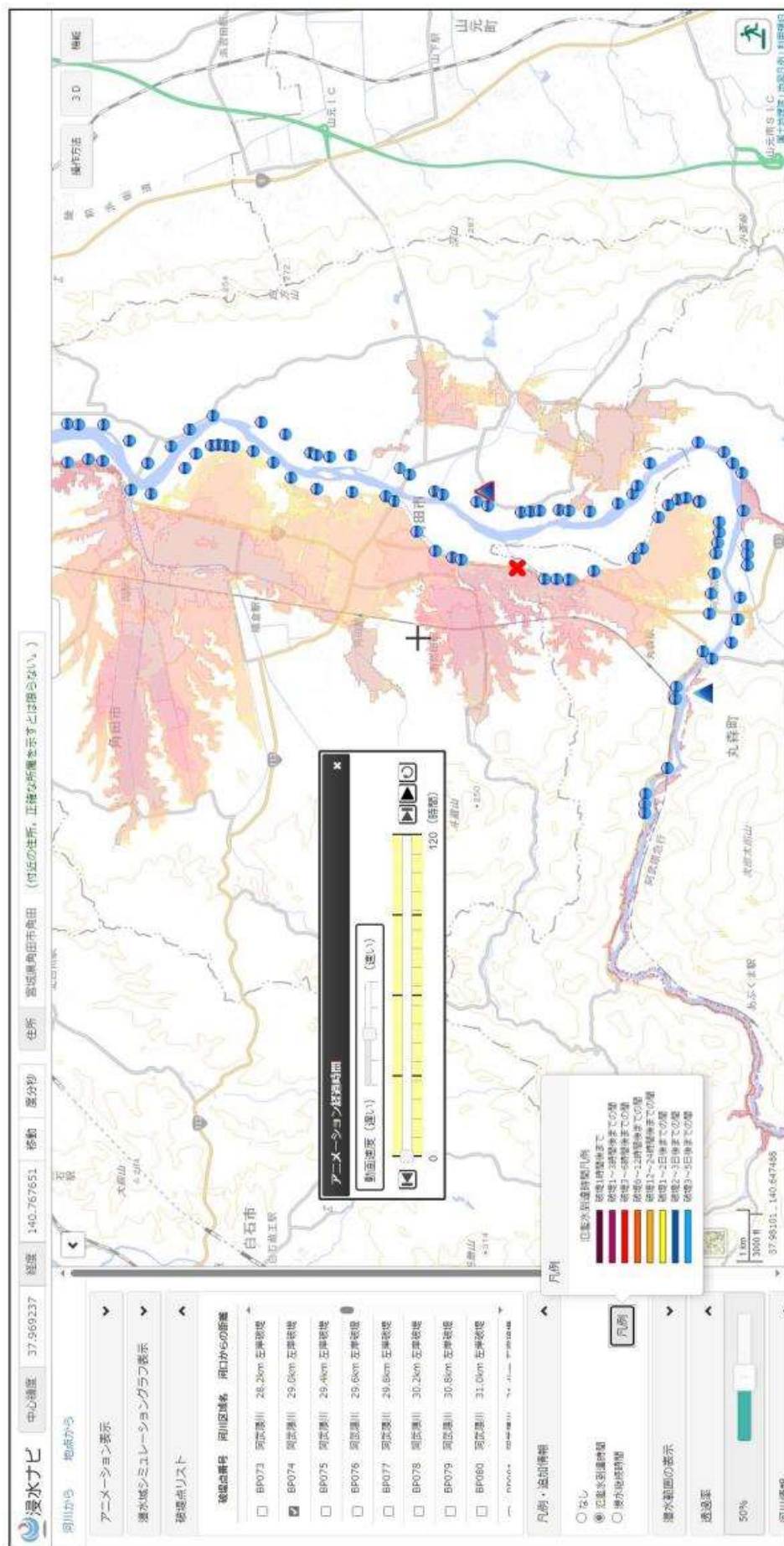
水位関係：国土交通省 〇〇河川国道事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 仙台管区气象台 気象防災部予報課 電話：XXX-XXX-XXXX

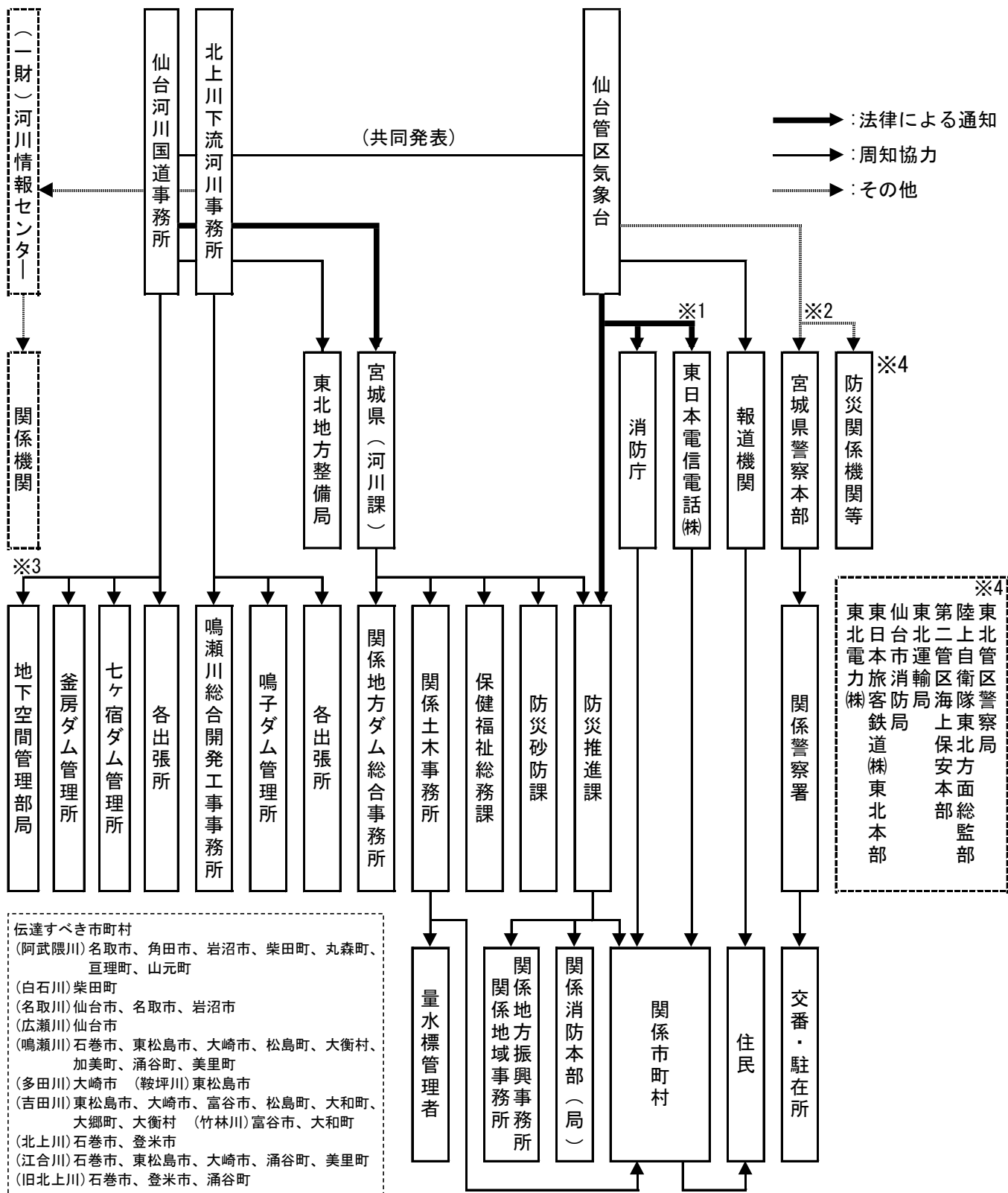
予報文(氾濫水の予報)を補足する参考資料の例

指定河川洪水予報参考資料 浸水想定区域図、氾濫水到達時間

年号〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
仙台河川国道事務所・仙台管区気象台共同発表



第2図 指定河川洪水予報伝達系統図(国土交通大臣・気象庁長官共同発表)



※1 東日本電信電話(株)への指定河川洪水予報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4項)

※2 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

※3 地下空間管理部局への通知は、名取川及び広瀬川のみである。

第2節 知事が行う洪水予報

平成13年6月の法及び気象業務法の改正によって、知事が指定した河川について知事と仙台管区気象台が共同して洪水予報を行うことができるようになり、法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、平成17年6月7日から二級河川七北田川水系七北田川、平成19年4月13日から一級河川阿武隈川水系白石川及び一級河川北上川水系迫川の洪水予報の運用をそれぞれ開始した。洪水予報の発表時は、第3図（洪水予報伝達系統図（知事・気象庁長官共同発表））により情報伝達を行うものとし、あわせて、宮城県河川流域情報システム（MIRAI）を通じて公表するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般への周知を図るものとする。

河川名	区 域	基 準 点	量 水 標 設 置 場 所		氾濫注意 水位(警戒水位)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(危険水位)(m)	予 報 担 当 機 関
七北田川	左岸:仙台市泉区 七北田字赤生津 130番1地先赤生津 大橋から海まで 右岸:仙台市泉区 上谷刈字沼104番 1地先赤生津大橋 から海まで	市名坂	仙 台 市 区 仙 泉	八乙女中 央三丁目	4.00	4.30	4.50	宮 城 県 ・ 仙台管区気象台
白 石 川	左岸:白石市蔵本 堰堤から柴田郡 柴田町大字槻木 字寺入山1番の2 地先まで 右岸:白石市蔵本 堰堤から柴田郡 柴田町下名生字 須川前106番地先 まで	白 石 大 河 原	白 石 市 柴 田 郡 大 河 原 町	外 川 原 字 町	2.50 15.20	3.40 17.00	3.70 17.50	宮 城 県 ・ 仙台管区気象台
迫 川	栗原市留場橋から 旧北上川合流点 まで	留 場 大 林 若 柳 佐 沼	栗 原 市 栗 原 市 栗 原 市 登 米 市	築館留場 若柳大林 若柳川北 迫町佐沼	4.45 15.45 5.30 4.20	5.30 16.10 5.70 4.50	5.90 16.60 6.10 4.70	宮 城 県 ・ 仙台管区気象台

1 指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

2 洪水予報文例

伝達に用いる洪水予報文例は次ページのとおりとするが、文例から選択編集した文章で伝達される場合もある。

3 ホットライン

避難判断水位若しくは氾濫危険水位に達したこと、又は氾濫が発生したことなど、避難指示の発令判断に直結するような緊急又は重要な情報については、タイムライン（事前行動計画）に沿って事前に構築したホットラインの活用等により速やかに関係市町村長等に通報・伝達する。

〇〇川氾濫注意情報
(警戒レベル2相当情報)

〇 〇 川 洪水 予 報 第 1 号
洪水 注意 報 (発 表)
令和〇年 〇 月 〇 日 〇 時 〇 分
みやぎけん せんだいかんくきしょうだい
宮城県 仙台管区气象台 共同発表

(見出し)
〇〇がわ
〇〇川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇
する見込み

(主文)
【警戒レベル2相当】〇〇がわの〇〇基準観測所(〇〇市・町)では、「氾濫注意水位」
に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してく
ださい。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報)			
新着・更新 基準観測所		新着 〇〇	〇〇
対象河川		〇〇川	〇〇川
新着・更新	警戒レベル () 相当	2	
	現況水位	2 レベル2水位超過	
	予測水位		
新着	〇〇市	2	-
新着	〇〇郡〇〇町	2	-
新着	〇〇郡〇〇町	2	
	〇〇郡〇〇町	-	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区
間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相
当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定され
る地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているも
のです。

警戒レベル相当早見表の見方について
[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところで、1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇 ミリ	〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	〇日 〇:00現在	〇:00予測	〇:00予測	〇:00予測	〇:00予測	〇:00予測	〇:00予測
		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	-	-	-
警戒レベル2相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 〇〇m							
	避難判断水位 〇〇m							
	氾濫注意水位 〇〇m ゼロ点高 E.L.= 〇〇 m							

基準観測所	水位 (m)	〇日 〇:00現在	〇:00予測	〇:00予測	〇:00予測	〇:00予測	〇:00予測	〇:00予測
		-	-	-	-	-	-	-
〇〇 (〇〇郡〇〇町)	氾濫危険水位 〇〇m							
	避難判断水位 〇〇m							
	氾濫注意水位 〇〇m ゼロ点高 E.L.= 〇〇 m							

・ゼロ点高に関する解説
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)
(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 基準観測所	〇〇 基準観測所	
	〇〇市	〇〇郡〇〇町	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇〇〇から〇〇市〇〇〇〇まで 右岸 〇〇市〇〇〇〇から〇〇市〇〇〇〇まで	左岸 〇〇市〇〇〇〇から〇〇市〇〇〇〇まで 右岸 〇〇市〇〇〇〇から〇〇市〇〇〇〇まで	

☐雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:38.049166700/lon:140.736666700/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf

☐洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kwabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8202001200

☐河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=82

☐氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=140.736666700&y=38.049166700&z=13



今後の雨
(解析雨量・
降水短時間予報)



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



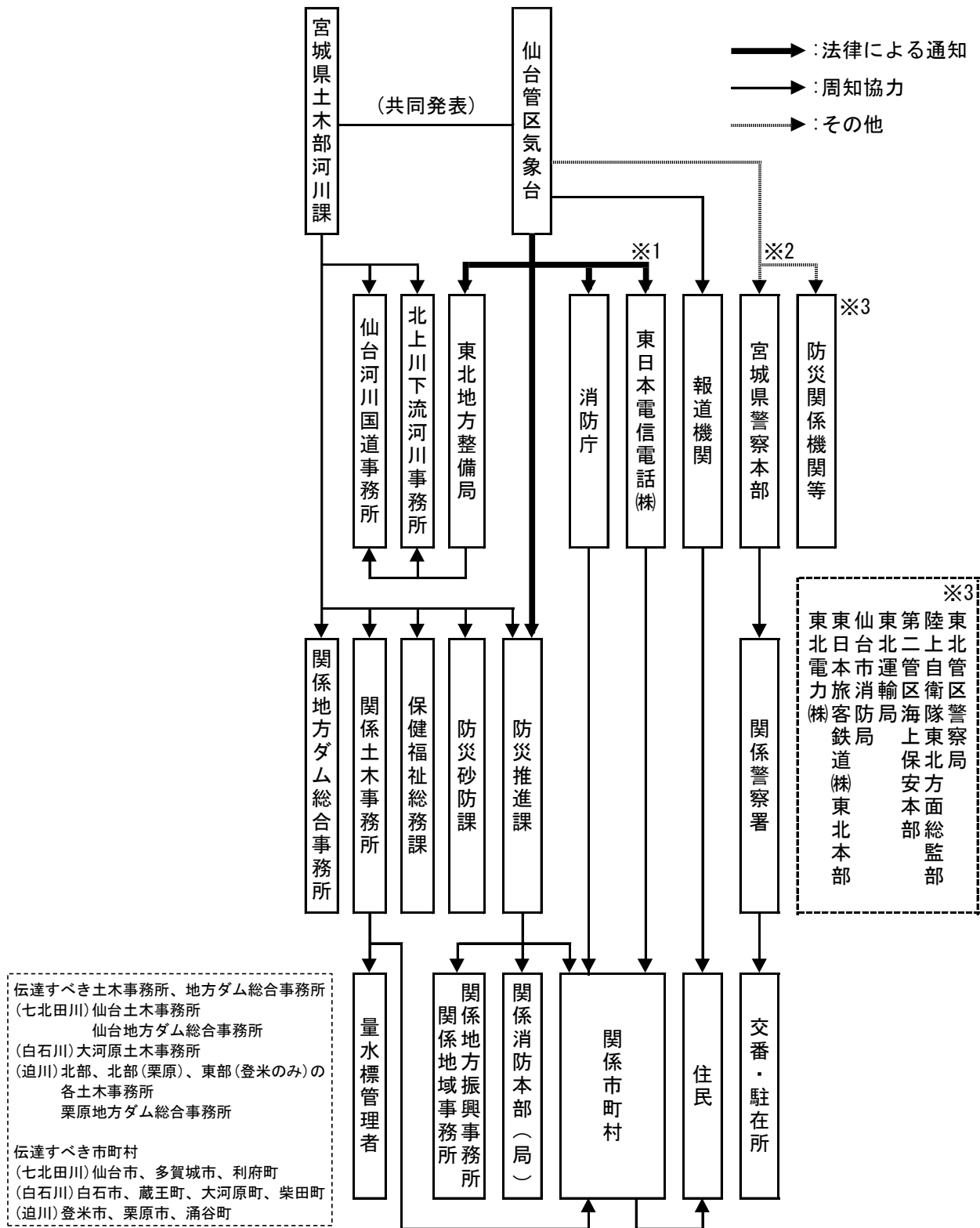
浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：宮城県 土木部河川課 電話：022-211-3173

気象関係：気象庁 仙台管区气象台 気象防災部予報課 電話：022-297-8003

第3図 指定河川洪水予報伝達系統図(知事・気象庁長官共同発表)



※1 東日本電信電話(株)への指定河川洪水予報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4号)

※2 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

第3節 国土交通大臣が行う水防警報

国土交通大臣が指定した河川・海岸についての水防警報の発表は、国土交通省東北地方整備局
 仙台河川国道事務所長又は北上川下流河川事務所長が行うものとし、次に示す計画に基づき、水
 位、流量、波高等を示した水防上の警報を発表する。

- 1 法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域及び対象
 量水標は、次のとおりである。

河 川 名	区 域	対 象 量 水 標	量 水 標 設 置 場 所	水防団待機 水位(通報 水位)(m)	氾濫注意水 位(警戒水 位)(m)	計 画 高 水位(m)	摘 要
阿 武 隈 川 幹 川	左岸 宮城県伊具郡丸森町舘矢 間山田字小原瀬西45番3地先 右岸 同県同郡同町字敷文東2 番地先 から海まで	丸 森	丸 森 町 船 場	18.00	19.50	23.697	
		笠 松	角 田 市 枝 野	13.00	14.50	17.986	
		江 尻	角 田 市 江 尻	9.50	10.80	14.215	
		岩 沼	岩 沼 市 阿 武 隈 1 丁 目	4.00	5.00	8.246	
		荒 浜	亘 理 町 荒 浜	1.30	1.80	3.939	
阿 武 隈 川 支 川 白 石 川	左岸 宮城県柴田郡柴田町大字 槻木字寺入山1番の2地先 右岸 同県同郡同町大字下名生 字須川前106番地先 から阿武隈川合流点まで	江 尻	角 田 市 江 尻	9.50	10.80	14.215	
名 取 川 幹 川	左岸 宮城県仙台市太白区山田 (名取川頭首工) 右岸 同県名取市高館熊野堂 (名取川頭首工) から海まで	名 取 橋	仙 台 市 区 中 田	5.50	6.50	10.190	
		関上第二	名 取 市 関上字町	1.50	2.00	3.187	
名 取 川 支 川 広 瀬 川	左岸 宮城県仙台市若林区河原 町(広瀬橋) 右岸 同県同市太白区長町(広 瀬橋) から名取川合流点まで	広 瀬 橋	仙 台 市 区 河 原 町 2 丁 目	0.50	1.30	4.124	
名 取 川 支 川 笹 川	左岸 宮城県仙台市太白区西多 賀5丁目14番1地先(唐松橋上 流) 右岸 同県同市同区富田字八幡 東33番3地先(唐松橋上流) から幹川合流点まで	杉の下橋	仙 台 市 区 富 沢	12.40	13.00	14.354	
鳴 瀬 川 幹 川	左岸 宮城県大崎市古川引田字 川原57番1地先 右岸 同県大崎市三本木齊田字 桜館1番1地先 から海まで	三 本 木 橋	大 崎 市 三 本 木	4.00	5.00	7.966	
		下 中 ノ 目	大 崎 市 松 山 下 伊 場 野	4.00	5.50	8.473	
		野 田 橋	大 崎 市 松 山 千 石	4.00	4.50	7.881	
		鹿 島 台 (鳴)	松 島 町 二 子 屋	4.50	5.50	9.414	
鳴 瀬 川 支 川 多 田 川	左岸 宮城県大崎市古川西荒井 字東田5番の1地先 右岸 宮城県大崎市三本木高柳 字横江454番の1地先から鳴瀬 川合流点まで	三 本 木 橋	大 崎 市 三 本 木	4.00	5.00	7.966	
鳴 瀬 川 支 川 鞍 坪 川	左岸 宮城県東松島市西福田字 長峯6番の1地先 右岸 宮城県東松島市西福田字 長峯1番の4地先 から鳴瀬川合流点まで	鹿 島 台 (鳴)	松 島 町 二 子 屋	4.50	5.50	9.414	
鳴 瀬 川 支 川 吉 田 川	左岸 宮城県黒川郡大和町落合 桧和田川前1番地先 右岸 同県同郡同町落合舞野字 一本杉40番地先 から鳴瀬川合流点まで	落 合	大 和 町 鶴 巢	4.00	5.00	7.410	
		粕 川	大 郷 町 粕 川	4.00	5.70	8.321	
		鹿 島 台 (吉)	松 島 町 二 子 屋	4.00	5.80	8.441	

河川名	区	域	対象水量	量水標設置場所	水防団待機水位(通報水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	計画高水位(m)	摘要
鳴瀬川 支川 竹林川	左右岸 宮城県富谷市三ノ関字太子堂中63番の1地先(新田橋)から吉田川合流点まで	新田橋	富谷市三ノ関		1.30	1.80	2.913	
鳴瀬川 支川 善川	左岸 宮城県黒川郡大衡村大衡字稲荷前162番2地先 右岸 宮城県黒川郡大衡村古館下77番2地先 から吉田川合流点まで	塩浪	大衡村大衡		1.90	2.60	5.579	
北上川 幹川	岩手県境から海まで	大泉	登米市中田町		8.50	9.50	13.270	
		米谷	登米市東和町		10.00	11.40	15.160	
		登米	登米市登米町		8.00	9.00	13.024	
		柳津	登米市津山町		7.00	8.40	12.236	
		飯野川 上流	石巻市相野谷		4.40	5.50	9.312	
北上川 支川 二股川	左岸 宮城県登米市東和町米谷字森合52番地先 右岸 宮城県登米市東和町米谷字大沢1番の2地先 から北上川合流地点まで	大泉	登米市中田町		8.50	9.50	13.270	
北上川 派川 旧北上川	左右岸 幹川分派点から海まで	和渚	石巻市和渚		4.30	5.30	6.828	
		大森	石巻市大森		3.00	3.60	5.522	
		門脇	石巻市門脇		—	3.10	4.817	
北上川 支川 江合川	左岸 宮城県大崎市桜ノ目字下川原75番18 右岸 同大崎市古川小泉字内高畑1番1地先 から旧北上川合流点まで	荒雄	大崎市古川福沼		2.50	3.10	5.731	
		下谷地	大崎市古川富永		1.00	2.40	5.039	
		涌谷	涌谷町涌谷大橋		3.20	4.20	6.465	
		短台	石巻市北和渚		2.00	3.50	5.018	
北上川 派川 新江合川	左右岸 江合川分派点から鳴瀬川合流点まで	荒雄	大崎市古川福沼		2.50	3.10	5.731	(江合川筋)

2 法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が水防警報を行う海岸とその区域及び対象波浪観測所は、次のとおりである。

海岸名	区域		対象波浪観測所名	波浪観測所設置場所
仙台湾南部海岸	蒲崎海岸	宮城県岩沼市早股字前川187番2地先から同市寺島字川向45番4地先まで	亘理沖	亘理町山元町境沖合
	山元海岸	宮城県亘理郡山元町山寺字須賀1番15地先から同郡同町板元字浜1番4地先まで		

3 河川における水防警報の段階と範囲

(1) 河川における水防警報の段階は次のとおりとする。

第1段階 待機 水防団員の足止めを行うもの

第2段階 準備 水防資材器具の整備点検、堰堤、水こう門等の開閉準備、水防団幹部の出動など水防活動の準備をする必要がある旨通報するもの

第3段階 出動 水防団員又は消防団員が出動する必要がある旨通報するもの

第4段階 解除 水防活動の終了を通報するもの

(2) 河川別水防警報の段階と範囲は次のとおりとする。

河 川 名	量 水 標 名	第 1 段 階 (待 機)	第 2 段 階 (準 備)	第 3 段 階 (出 動)	第 4 段 階 (解 除)	摘 要
阿 武 隈 川 幹 川	丸 森	行わない	水防団待機水位 (通報水位) (18.00m)に達し、 氾濫注意水位(警戒水位) (19.50m)を突破すると思われ準備の必要があると認めるとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (19.50m)に達し、 なお上昇の見込みがあり出動の必要があると認めるとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (19.50m)を下がって、 再び増水のおそれがないと思われたとき	
	笠 松	同上	同上(13.00m) (14.50m)	同上(14.50m)	同上(14.50m)	
	江 尻	同上	同上(9.50m) (10.80m)	同上(10.80m)	同上(10.80m)	
	岩 沼	同上	同上(4.00m) (5.00m)	同上(5.00m)	同上(5.00m)	
	荒 浜	同上	同上(1.30m) (1.80m)	同上(1.80m)	同上(1.80m)	
阿 武 隈 川 支 川 白 石 川	江 尻	同上	同上(9.50m) (10.80m)	同上(10.80m)	同上(10.80m)	
名 取 川 幹 川	名 取 橋	同上	同上(5.50m) (6.50m)	同上(6.50m)	同上(6.50m)	
	関 上 第二	同上	同上(1.50m) (2.00m)	同上(2.00m)	同上(2.00m)	
名 取 川 支 川 広 瀬 川	広 瀬 橋	同上	同上(0.50m) (1.30m)	同上(1.30m)	同上(1.30m)	
名 取 川 支 川 筑 川	杉 の 下 橋	同上	同上(12.40m) (13.00m)	同上(13.00m)	同上(13.00m)	

河 川 名	量 水 標 名	第 1 段 階 (待 機)	第 2 段 階 (準 備)	第 3 段 階 (出 動)	第 4 段 階 (解 除)	摘 要
鳴 瀬 川 幹 川	三 本 木 橋	行わない	水防団待機水位 (通報水位) (4.00m)に達し、 氾濫注意水位 (警戒水位) (5.00m)を突破 すると思われ準備 の必要あると認 めたとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (5.00m)に達し、 なお上昇の見込 あり出動の必要 あると認めたとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (5.00m)を下 がって、再び増 水のおそれがない と思われたとき	
	下 中 ノ 目	同上	同上(4.00m) (5.50m)	同上(5.50m)	同上(5.50m)	
	野 田 橋	同上	同上(4.00m) (4.50m)	同上(4.50m)	同上(4.50m)	
	鹿 島 台 (鳴)	同上	同上(4.50m) (5.50m)	同上(5.50m)	同上(5.50m)	
鳴 瀬 川 支 川 多 田 川	三 本 木 橋	同上	同上(4.00m) (5.00m)	同上(5.00m)	同上(5.00m)	
鳴 瀬 川 支 川 鞍 坪 川	鹿 島 台 (鳴)	同上	同上(4.50m) (5.50m)	同上(5.50m)	同上(5.50m)	
鳴 瀬 川 支 川 吉 田 川	落 合	同上	同上(4.00m) (5.00m)	同上(5.00m)	同上(5.00m)	
	粕 川	同上	同上(4.00m) (5.70m)	同上(5.70m)	同上(5.70m)	
	鹿 島 台 (吉)	同上	同上(4.00m) (5.80m)	同上(5.80m)	同上(5.80m)	
鳴 瀬 川 支 川 竹 林 川	新 田 橋	同上	同上(1.30m) (1.80m)	同上(1.80m)	同上(1.80m)	
鳴 瀬 川 支 川 善 川	塩 浪	同上	同上(1.90m) (2.60m)	同上(2.60m)	同上(2.60m)	
北 上 川 幹 川	大 泉	上流の降雨状況 より氾濫注意水位 (警戒水位) (9.50m)に達す ると思われ、待 機の必要を認め たとき	同上(8.50m) (9.50m)	同上(9.50m)	同上(9.50m)	
	米 谷	同上(11.40m)	同上(10.00m) (11.40m)	同上(11.40m)	同上(11.40m)	
	登 米	同上(9.00m)	同上(8.00m) (9.00m)	同上(9.00m)	同上(9.00m)	
	柳 津	同上(8.40m)	同上(7.00m) (8.40m)	同上(8.40m)	同上(8.40m)	
	飯 野 川 上 流	同上(5.50m)	同上(4.40m) (5.50m)	同上(5.50m)	同上(5.50m)	

河 川 名	量 水 標 名	第 1 段 階 (待 機)	第 2 段 階 (準 備)	第 3 段 階 (出 動)	第 4 段 階 (解 除)	摘 要
北 上 川 二 支 川 股 川	大 泉	上流の降雨状況より氾濫注意水位(警戒水位)(9.50m)に達すると思われ、待機を認めたとき	水防団待機水位(通報水位)(8.50m)に達し、氾濫注意水位(警戒水位)(9.50m)を突破すると思われ準備の必要あると認めたとき	氾濫注意水位(警戒水位)(9.50m)に達し、なお上昇の見込みあり出動の必要あると認めたとき	氾濫注意水位(警戒水位)(9.50m)を下がって、再び増水のおそれがないと思われたとき	
北 上 川 派 川 旧 北 上 川	和 淵	同上(5.30m)	同上(4.30m) (5.30m)	同上(5.30m)	同上(5.30m)	
	大 森	同上(3.60m)	同上(3.00m) (3.60m)	同上(3.60m)	同上(3.60m)	
	門 脇	行わない	同上(一) (3.10m)	同上(3.10m)	同上(3.10m)	
北 上 川 江 支 合 川 川	荒 雄	同上	同上(2.50m) (3.10m)	同上(3.10m)	同上(3.10m)	
	下 谷 地	同上	同上(1.00m) (2.40m)	同上(2.40m)	同上(2.40m)	
	涌 谷	同上	同上(3.20m) (4.20m)	同上(4.20m)	同上(4.20m)	
	短 台	同上	同上(2.00m) (3.50m)	同上(3.50m)	同上(3.50m)	
北 上 川 派 川 新 江 合 川	荒 雄	同上	同上(2.50m) (3.10m)	同上(3.10m)	同上(3.10m)	

4 海岸における水防警報の段階と範囲

(1) 海岸における水防警報の段階は次のとおりとする。

第1段階 待機・準備 波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。

第2段階 出動 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。

第3段階 距離確保準備 越波が概ね1時間以内に発生する危険が迫ったことを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を保持しながら、避難誘導・浸水対策等を行うよう指示するもの。

第4段階 距離確保 越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できる範囲において、浸水による被害軽減のために避難誘導・浸水対策等の対応等を指示するもの。

第5段階 距離確保解除 越波のおそれなくなった旨の通知及び水防作業が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。

第6段階 解除 越波の発生及びおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨通告するもの。

(2) 海岸別水防警報の段階と範囲は次のとおりとする。

令和2年6月1日から適用

海岸名	区 域	第 1 段 階 (待 機 ・ 準 備)	第 2 段 階 (出 動)	第 3 段 階 (解 除)	摘 要
仙台湾南部海岸	蒲崎海岸	仙台管区気象台から管内に高潮注意報が発表され、亘理沖波浪観測所の有義波高が3.5mを超え、かつ今後更に波高の上昇が予想される場合	仙台管区気象台から管内に高潮警報が発表され、亘理沖波浪観測所の有義波高が5.2mを超え、かつ今後更に波高の上昇が予測される場合	亘理沖波浪観測所の有義波高が3.5mを下回り、高潮注意報が解除され、かつ避難活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。	
	山元海岸				

【解説】

待機・準備: 浸水が概ね5時間以内に発生する危険があり、状況に応じて直ちに避難活動ができるように警戒体制をとる必要がある旨を警告するもの。

出動: 避難活動の必要がある旨を警告するもの。

＜活動内容＞
避難誘導 等

解除: 浸水の発生及びおそれがなくなり、災害に対する避難活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。

5 水防警報発令機関及び受報機関とその措置

国土交通大臣が指定した河川・海岸について、国土交通省河川（国道）事務所長の発表があったときは、宮城県土木部河川課長は、その警報事項を第4図により速やかに警報区域の水防管理者その他の関係機関に通知する。また、水防警報を受けた水防管理者及び関係機関は、警報段階に応じ速やかに準備出動の措置を執るものとする。

(1) 河川・海岸別発令者及び受報者は、次のとおりとする。

河川名	水防警報発令担当者	受報担当者	連絡方法	摘要
阿 武 隈 川	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所長	宮城県土木部河川課長	電子メール （加入電話及び防災無線も 可）	巻頭の水防関係機 関 連絡先一覧表参照
白 石 川				
名 取 川				
広 瀬 川				
笹 川				
仙台湾南部海岸				
鳴 瀬 川	国土交通省東北地方整備局 北上川下流河川事務所長			
多 田 川				
鞍 坪 川				
吉 田 川				
竹 林 川				
善 川				
北 上 川				
二 股 川				
旧 北 上 川				
江 合 川				
新 江 合 川				

(2) 水防警報文例（パターン文）は、次のとおりとする。

水防警報（出動）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 〇〇河川国道事務所発表

（第〇号）

（見出し）

〇〇がわ 〇〇

〇〇川の〇〇基準観測所 水防機関出動

（現況）

〇〇がわ 〇〇

〇〇川の〇〇基準観測所（〇〇市）の水位は、〇〇日〇〇時 〇〇分現在X.XXmです。

（発表）

水防機関は出動してください。

（水防警報発表状況）

〇〇河川国道事務所水防警報発表状況									
新着・更新	新着・更新	新着							
	基準観測所	〇〇	△△	■ ■	▲ ▲	◆ ◆	▽ ▽	● ●	× ×
	対象河川	〇川	〇川	〇川	▲ ▲川	▲ ▲川	▲ ▲川	◇川	▲ ▲川
	水防警報発表状況	出動		解除					
新着	〇〇市	出動		解除	-	-	-		-
新着	▲ ▲市	出動	-	解除	-	-	-	-	-
	□ □市	-	-	-				-	-
	△ △郡 △ △町	-	-	-		-	-	-	-
	◇ ◇市	-	-	-	-	-		-	
	■ ■郡 ■ ■町	-	-	-	-	-		-	-
	◆ ◆郡 ◆ ◆町	-	-	-	-	-		-	

〇〇河川国道事務所水防警報発表状況		
新着・更新	新着・更新	
	基準観測所	〇〇
	対象河川	〇〇川
	水防警報発表状況	
	◇ ◇市	
	◆ ◆郡 ◆ ◆町	

（参考）

〇〇橋 〇〇基準観測所（〇〇市）

（受け持ち区間は 〇〇川左岸：●●市〇〇から▲▲市△△、右岸：●●市〇〇から▲▲市△△）

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kwabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2103300004&fld=1

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=82

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=140.8861111&y=38.2061111&z=13



川の防災情報 水防警報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

国土交通省 ○○河川国道事務所 ○○課 電話：XXX-XXX-XXXX

仙台湾南部海岸水防警報 第 号

< 待機・準備 , 出動 , 解除 > (該当を○で囲む)

令和 年 月 日 時 分
国土交通省 仙台河川国道事務所 発表

1. 気象情報 (該当を○で囲む)

仙台管区気象台は、東部仙台を対象に

令和 年 月 日 時 分 に { 高潮注意報 ・ 高潮警報 }

令和 年 月 日 時 分 に { 波浪注意報 ・ 波浪警報 }

2. 海象状況 (現況)

亘理沖波浪観測所では、 日 時 分 、 観測有義波高が m
となっています。

3. 海象状況 (今後の予想)

岩沼市蒲崎海岸・山元町山元海岸

亘理沖波浪観測所では、 日 時 分 に観測有義波高が mを越え、今後更に波
高の上昇が予想されます。

4. 水防警報 (該当を○で囲む)

岩沼市蒲崎海岸・山元町山元海岸

{ } 待機・準備 浸水が概ね5時間以内に発生する危険があり、状況に応じて直ちに避
難活動ができるように警戒体制をとる必要がある旨を警告します。

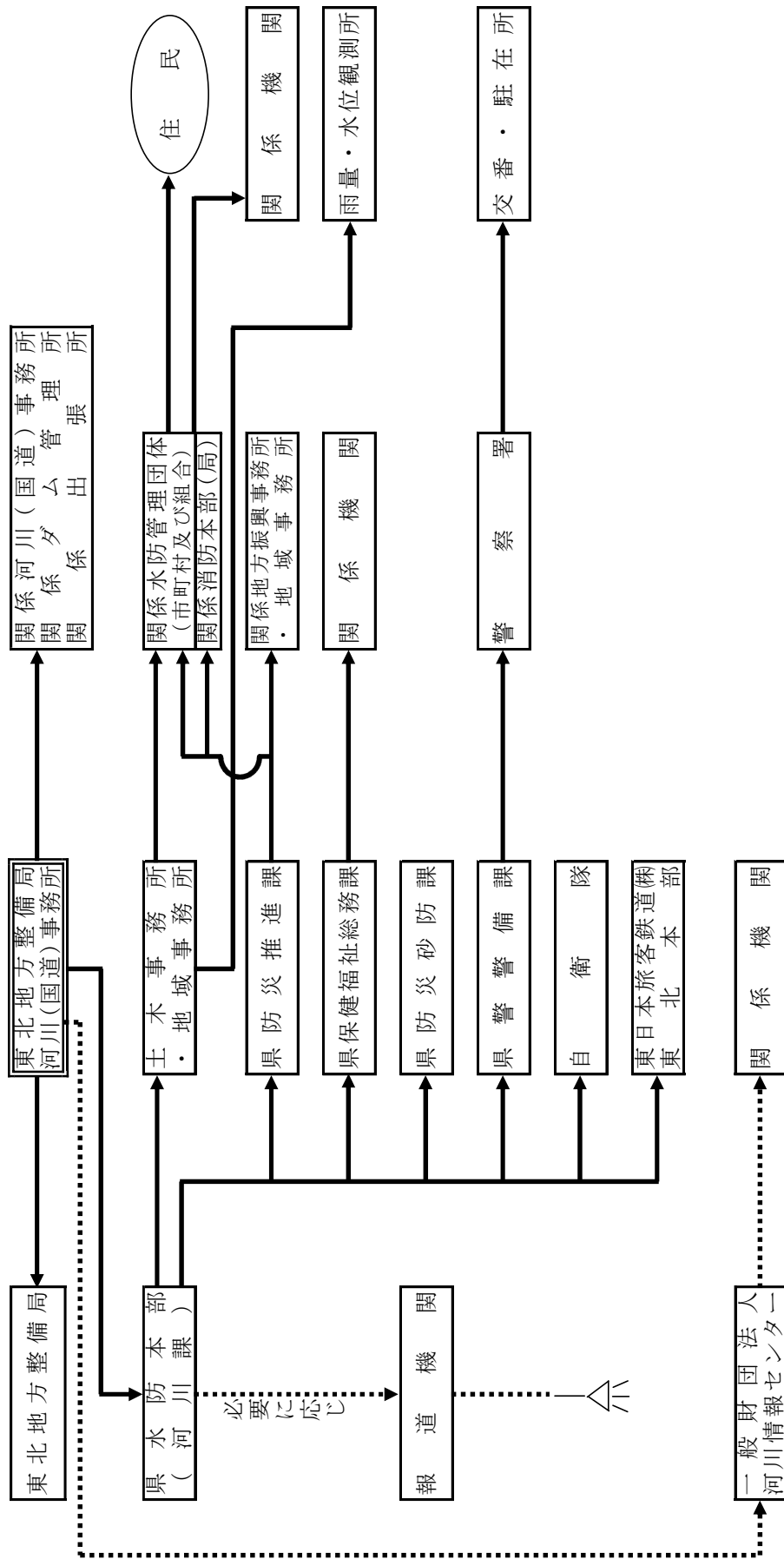
{ } 出動 避難活動の必要がある旨を警告します。

{ } 解除 浸水の発生及びおそれがなくなり、災害に対する避難活動を必要とする
状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知します。

	発 信	受 信					
伝達確認							
時 刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
発受信者							

第4図

水防警報の伝達系統図（国土交通大臣が発令する場合）



第4節 知事が行う水防警報

知事が指定した河川についての水防警報の発表は、県土木事務所長が行うものとし、指定河川とその区域及び対象量水標並びに警報発令要領等を次のように定める。

- 1 法第16条第1項の規定により、知事が水防警報を行う河川とその区域及び対象量水標は次のとおりとする。（水防団待機水位は通報水位、氾濫注意水位は警戒水位である。）

河川名	区 域	量水標名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	計画高水位(m)
白石川	白石市蔵本堰堤から	白石	1.50	2.50	—
	左岸 柴田町大字槻木字寺入山まで 右岸 柴田町大字下名生字須川前まで	大河原	14.55	15.20	—
斎川	左右岸 谷津川合流点から 白石川合流点まで	郡山	2.00	2.80	4.590
荒川	左右岸 村田町東北自動車道から 白石川合流点まで	本関場	3.60	3.80	—
小田川	左右岸 角田市阿武隈急行線から 阿武隈川合流点まで	小田	2.90	3.30	7.030
雉子尾川	左右岸 丸森町大内岩城 岩城上橋から 阿武隈川合流点まで	山居	1.80	1.90	—
内川	左右岸 丸森町石羽 馬越道大橋から 阿武隈川合流点まで	内川	4.00	4.10	—
坂元川	左右岸 山元町大川橋から 海まで	道合	1.30	1.60	3.100
増田川	左右岸 上町川合流点から 海まで	上増田	1.70	2.00	3.000
川内沢川	左右岸 名取市沖の橋から 川内沢川放水路分派点まで	館腰橋	1.50	1.60	—
川内沢川放水路	左右岸 川内沢川分派点から 増田川合流点まで	館腰橋	1.50	1.60	—
広瀬川	左右岸 仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで	広瀬橋	0.50	1.30	4.124
旧策川	左右岸 策川分派点から 名取川合流点まで	北目橋	2.70	2.70	—
七北田川	左右岸 仙台市泉区馬橋から 仙台市泉区赤生津大橋まで	小角	1.65	1.90	—
	左右岸 仙台市泉区赤生津大橋から 海まで	市名坂	3.35	4.00	6.032
梅田川	左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで	苦竹	2.10	2.50	3.330
砂押川	左右岸 多賀城市市川橋から 海まで	八幡橋	1.40	2.40	3.213
高城川	左右岸 松島町三陸自動車道から 海まで	高城	1.40	1.70	3.120
鶴田川	左右岸 大郷町宮下橋から 松島町幡谷吉田川伏越呑口まで	鶴田崎	1.90	2.00	—
鳴瀬川	左岸 加美町田川合流点から 大崎市古川引田まで 右岸 大崎市三本木齊田まで	中新田	5.55	6.15	7.570
多田川	左右岸 加美町山田橋から 大臣管理区間境まで	下狼塚	1.65	1.85	—
名蓋川	左右岸 加美町名蓋川橋から 多田川合流点まで	矢目	1.60	1.80	—
渋井川	左右岸 大崎市台所橋から 多田川合流点まで	西荒井	2.55	3.05	—
吉田川	左右岸 南川合流点から 大臣管理区間境まで	八合田	1.75	2.75	—
江合川	左岸 大崎市岩出山二ツ石堰から 大崎市古川桜ノ目まで 右岸 大崎市古川小泉まで	岩出山	1.50	2.12	—
迫川	左右岸 栗原市留場橋から三迫川合流点まで	留場	3.90	4.45	7.200
	左岸 栗原市若柳三迫川合流点	大林	15.00	15.45	17.620
	右岸 栗原市志波姫三迫川合流点	若柳	4.80	5.30	6.800
	から旧北上川合流点まで	佐沼	3.60	4.20	6.028
三迫川	左右岸 栗原市栗駒松倉阿弥陀堂 阿弥陀堂橋から 迫川合流点まで	岩ヶ崎	1.50	2.12	3.533
夏川	左岸 登米市中田町糖塚 右岸 登米市石越町東郷字新五町谷地 から迫川合流点まで	佐沼	3.60	4.20	6.028
	右岸 登米市石越町北郷字小谷地から 登米市石越町東郷字新五町谷地まで	小谷地	2.60	3.20	—
二股川	左右岸 登米市東和町米川西上沢 芽倉橋から 登米市鱒淵川合流点まで	昭和橋	1.40	1.90	—
	左岸 登米市鱒淵川合流点から 右岸 登米市東和町米谷字森合まで 登米市東和町米谷字大沢まで	大泉	8.50	9.50	13.299

旧迫川	左右岸	小山田川合流点から 旧北上川合流点まで	大沼	5.30	5.80	7.384
小山田川	左右岸	栗原市清水広畑 国道四号橋から 栗原市瀬峰 東北本線まで	富橋	2.20	2.70	—
	左右岸	栗原市瀬峰 東北本線から 旧迫川合流点まで	大沼	5.30	5.80	7.384
瀬峰川	左右岸	栗原市瀬峰根川橋から 小山田川合流点まで	大沼	〃	〃	〃
萱刈川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 小山田川合流点まで	大沼	〃	〃	〃
大水門川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 萱刈川合流点まで	大沼	〃	〃	〃
西川	左右岸	大崎市田尻市道橋から 萱刈川合流点まで	大沼	〃	〃	〃
二迫川	左右岸	栗原市鷺沢大橋から 迫川合流点まで	新橋	2.00	2.10	—
田尻川	左右岸	大崎市国道四号橋から 江合川合流点まで	大水門	1.75	2.50	—
芋埴川	左右岸	栗原市忠兵衛浦橋から 二迫川合流点まで	栗駒公園線	2.35	2.75	—
出来川	左右岸	美里町北浦新前田 前田橋から 美里町南小牛田信 石巻線まで	笹館橋	2.30	2.50	—
	左右岸	美里町南小牛田信 石巻線から 江合川合流点まで	名鱒	1.80	2.90	—
大川	左右岸	気仙沼市平前橋から 海まで	大川本町	1.95	2.75	3.992
鹿折川	左右岸	気仙沼市大船渡線から 海まで	鹿折大橋	1.10	1.50	—
津谷川	左右岸	気仙沼市本吉町高岡 鼻向頭首工から 海まで	花見橋	1.00	1.30	—

2 水防警報の段階と範囲

河川名	量水標名	第1段階 (準備)	第2段階 (出動)	第3段階 (解除)	摘要
白石川	白石	雨量を考慮し、水防団待機水位(通報水位)(1.50m)に達し、更に増水し危険が予想されるとき。	雨量を考慮し、氾濫注意水位(警戒水位)(2.50m)に達し、更に増水し危険が予想されるとき。	氾濫注意水位(警戒水位)を下がり、水防の必要がなくなったとき。	
	大河原	同上(14.55m)	同上(15.20m)	〃	
斎川	郡山	同上(2.00m)	同上(2.80m)	〃	
荒川	本関場	同上(3.60m)	同上(3.80m)	〃	
小田川	小田	同上(2.90m)	同上(3.30m)	〃	
雉子尾川	山居	同上(1.80m)	同上(1.90m)	〃	
内川	内川	同上(4.00m)	同上(4.10m)	〃	
坂元川	道合	同上(1.30m)	同上(1.60m)	〃	
増田川	上増田	同上(1.70m)	同上(2.00m)	〃	
川内沢川	館腰橋	同上(1.50m)	同上(1.60m)	〃	
川内沢川放水路	館腰橋	同上(1.50m)	同上(1.60m)	〃	
広瀬川	広瀬橋	同上(0.50m) 国管理区間と同時発令	同上(1.30m) 国管理区間と同時発令	〃	
旧策川	北目橋	同上(2.70m)	同上(2.70m)(注)	〃	
七北田川	小角	同上(1.65m)	同上(1.90m)	〃	
	市名坂	同上(3.35m)	同上(4.00m)	〃	
梅田川	苦竹	同上(2.10m)	同上(2.50m)	〃	
砂押川	八幡橋	同上(1.40m)	同上(2.40m)	〃	
高城川	高城	同上(1.40m)	同上(1.70m)	〃	
鶴田川	鶴田崎	同上(1.90m)	同上(2.00m)	〃	
鳴瀬川	中新田	同上(5.55m)	同上(6.15m)	〃	
多田川	下狼塚	同上(1.65m)	同上(1.85m)	〃	
名蓋川	矢目	同上(1.60m)	同上(1.80m)	〃	

洪井川	西荒井	同上(2.55m)	同上(3.05m)	〃	
吉田川	八合田	同上(1.75m)	同上(2.75m)	〃	
江合川	岩出山	同上(1.50m)	同上(2.12m)	〃	
迫川	留場	同上(3.90m)	同上(4.45m)	〃	
	大林	同上(15.00m)	同上(15.45m)	〃	
	若柳	同上(4.80m)	同上(5.30m)	〃	
	佐沼	同上(3.60m)	同上(4.20m)	〃	
三迫川	岩ヶ崎	同上(1.50m)	同上(2.12m)	〃	
夏川	佐沼	同上(3.60m) (迫川と同時発令)	同上(4.20m) (迫川と同時発令)	〃	
	小谷地	同上(2.60m)	同上(3.20m)	〃	
二股川	昭和橋	同上(1.40m)	同上(1.90m)	〃	
	大泉	同上(8.50m)	同上(9.50m)	〃	
旧迫川	大沼	同上(5.30m)	同上(5.80m)	〃	
小山田川	富橋	同上(2.20m)	同上(2.70m)	〃	
	大沼	同上(5.30m)	同上(5.80m)	〃	
瀬峰川	大沼	〃	〃	〃	
萱刈川	大沼	〃	〃	〃	
大水門川	大沼	〃	〃	〃	
西川	大沼	〃	〃	〃	
二迫川	新橋	同上(2.00m)	同上(2.10m)	〃	
田尻川	大水門	同上(1.75m)	同上(2.50m)	〃	
芋埵川	栗駒公園線	同上(2.35m)	同上(2.75m)	〃	
出来川	笹館橋	同上(2.30m)	同上(2.50m)	〃	
	名鱒	同上(1.80m)	同上(2.90m)	〃	
大川	大川本町	同上(1.95m)	同上(2.75m)	〃	
鹿折川	鹿折大橋	同上(1.10m)	同上(1.50m)	〃	
津谷川	花見橋	同上(1.00m)	同上(1.30m)	〃	

(注) 当該河川の特性上、水防団待機水位と氾濫注意水位が同じになるため、当該水位を超える場合には、水防警報(出動)のみを行うこととする。

3 水防警報発令機関及び受報機関とその措置

知事が指定した河川について、県土木事務所長が水防警報を発令したときは、第5図により速やかに水防区域の水防管理者その他関係機関に通報するものとする。また、水防警報を受理した水防管理者及び関係機関は、警報段階に応じ、速やかに準備、出動の措置を執るものとする。

(1) 河川別発令機関及び受報機関は、次のとおりとする。

河 川 名	発 令 担 当 者	受 報 担 当 者	連 絡 方 法	摘 要
白 石 川	大 河 原 土 木 事 務 所 長	関係水防管理団体	電子メール (加入電話及び防災無線も可)	
斎 川	〃	〃	〃	
荒 川	〃	〃	〃	
小 田 川	〃	〃	〃	
雉 子 尾 川	〃	〃	〃	
内 川	〃	〃	〃	

坂元川	仙台土木事務所長	関係水防管理団体	電子メール (加入電話及び防災無線も可)	
増田川	〃	〃	〃	
川内沢川	〃	〃	〃	
川内沢川 放水路	〃	〃	〃	
広瀬川	〃	〃	〃	
旧笹川	〃	〃	〃	
七北田川	〃	〃	〃	
梅田川	〃	〃	〃	
砂押川	〃	〃	〃	
高城川	〃	〃	〃	
鶴田川	〃	〃	〃	
鳴瀬川	北部土木事務所長	〃	〃	
多田川	〃	〃	〃	
名蓋川	〃	〃	〃	
渋井川	〃	〃	〃	
吉田川	仙台土木事務所長	〃	〃	
江合川	北部土木事務所長	〃	〃	
迫川上流	北部土木事務所長(栗原)	〃	〃	三迫川合流点まで
三迫川	〃	〃	〃	
迫川下流	北部土木事務所長 北部土木事務所長(栗原) 東部土木事務所長(登米)	〃	〃	三迫川合流点から旧北上川合流点 まで
夏川	東部土木事務所長(登米)	〃	〃	
二股川	〃	〃	〃	
旧迫川	北部土木事務所長 東部土木事務所長(登米)	〃	〃	
小山田川	北部土木事務所長 北部土木事務所長(栗原) 東部土木事務所長(登米)	〃	〃	
瀬峰川	北部土木事務所長 北部土木事務所長(栗原)	〃	〃	
萱刈川	〃	〃	〃	
大水門川	北部土木事務所長(栗原)	〃	〃	
西川	北部土木事務所長	〃	〃	
二迫川	北部土木事務所長(栗原)	〃	〃	
田尻川	北部土木事務所長	〃	〃	
芋埴川	北部土木事務所長(栗原)	〃	〃	
出来川	北部土木事務所長	〃	〃	
大川	気仙沼土木事務所長	〃	〃	
鹿折川	〃	〃	〃	
津谷川	〃	〃	〃	

(2) 水防警報文例（パターン文）は、次のとおりとする。

水 防 警 報

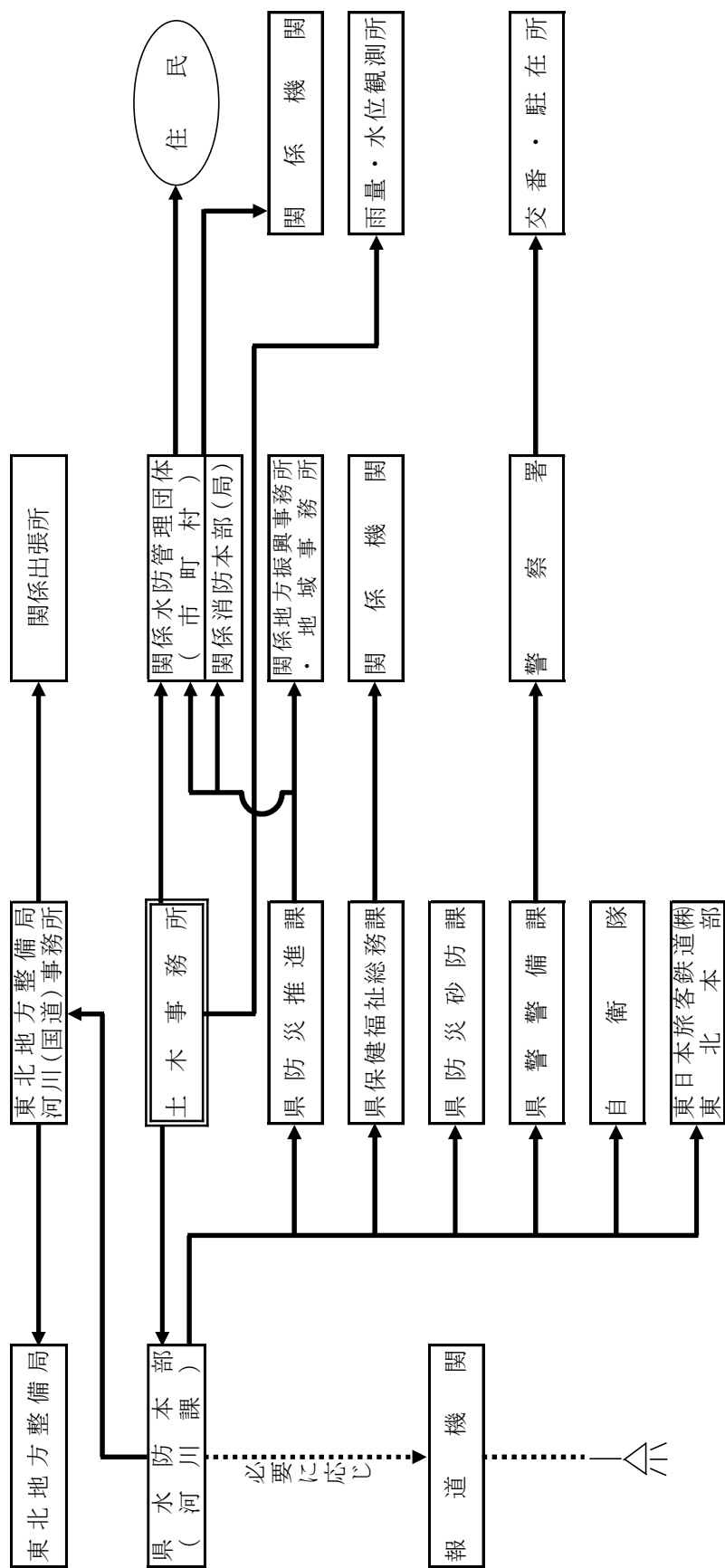
河川名	種別	発表番号	発表日時	発表事務所
			月 日 時 分	土木事務所
本文 1 (待機・準備) ① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mに達し、 1時間④ cmの割合で上昇中。⑤ では水防準備が必要です。 2 (出 動) ① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mに達し 1時間約④ cmの割合をもって上昇中で大きな洪水になりそうですから ⑤ では水防団の出動が必要です。 3 (解 除) ① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mとなり 引き続き減水する見込みです。④ における水防警報を解除します。 (発信者) (受信者) (時 分送受信)				

参考：水防団待機水位（通報水位） m

汜濫注意水位 (警戒水位)	m

発令対象： 市・町・村

水防警報の伝達系統図（知事が発令する場合）



第5節 水位周知河川の指定と洪水特別警戒水位到達情報等の周知

1 制度の概要

洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがある河川について、国土交通大臣又は都道府県知事は気象庁長官と共同して洪水予報を行うこととされており（法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項並びに法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項）、適切な指定河川洪水予報の実施により、住民は、河川が氾濫する前に時間的余裕をもって安全な場所に避難することが可能となるものであるが、こうした洪水予報河川は、水位等の予測が技術的に可能な比較的流域面積の大きい河川に限定されており、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕もない河川については、従来、住民が洪水予報を生かした的確な避難及びその準備ができない状況となっていた。

このため、平成17年及び平成27年に水防法が改正され、法第13条第1項及び第2項は、洪水予報以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川（以下「水位周知河川」という。）について、新たに洪水特別警戒水位を定め、当該水位に達した旨の情報を都道府県知事又は水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととした。

改正法の施行に伴って、県では、水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位に達したときは、洪水予報の伝達方法に準じ、必要に応じて報道機関の協力を求めて、市町村等の水防関係機関及び住民に周知する措置を執る体制を整えたところである。

さらに、平成25年及び平成27年の水防法改正等により、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、当該情報を関係市町村へ通知することとなった（法第13条の4）。

2 洪水特別警戒水位等の設定

洪水特別警戒水位は、国土交通大臣又は都道府県知事が「警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位」（法第13条第1項）としてそれぞれが指定する水位周知河川について定めるものであり、水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位に達した場合には、その旨を都道府県知事又は水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととされている。また、水位周知河川においては、洪水予報を行う河川と同様に洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域をその区域に含む市町村は、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報等の伝達方法を住民に周知させるための措置を講じなければならない。

このように、洪水特別警戒水位は、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものであり、洪水による氾濫のおそれがある水位以下で、各河川の整備状況及び出水特性等を考慮して定められるものである。

知事及び国土交通大臣が指定した水位周知河川（改正法附則第2条により水位周知河川とみなされる河川（改正法の施行の際現に洪水予報を行うこととされている河川以外の河川のうち、水防警報河川に指定されている河川）を含む。）の洪水特別警戒水位等は、次のとおり設定されている。

(国土交通大臣指定(法第13条第1項))

※1通報水位 ※2警戒水位 ※3洪水特別警戒水位 ※4危険水位

河川名	区	域	量水標名	水防団待機水位※1(m)	氾濫注意水位※2(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位※3※4(m)	計画高水位(m)
筑川	左岸 右岸	仙台市太白区西多賀5丁目 仙台市太白区富田字八幡東 から幹川合流点まで	杉の下橋	12.40	13.00	13.70	14.20	14.354
新江合川	左右岸	江合川分派点から 鳴瀬川合流点まで	荒雄	2.50	3.10	4.50	4.80	5.645
二股川	左岸 右岸	登米市東和町米谷字森合 登米市東和町米谷字大沢 から北上川合流点まで	大泉	8.50	9.50	10.20	10.80	13.299
善川	左岸 右岸	黒川郡大衡村大衡字稲荷前162番2地先 黒川郡大衡村古館下77番2地先 から吉田川合流点まで	塩浪	1.90	2.60	4.40	5.20	5.579

(知事指定(法第13条第2項))

※1通報水位 ※2警戒水位 ※3洪水特別警戒水位 ※4危険水位

河川名	区	域	量水標名	水防団待機水位※1(m)	氾濫注意水位※2(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位※3※4(m)	計画高水位(m)
斎川	左右岸	谷津川合流点から 白石川合流点まで	郡山	2.00	2.80	4.00	4.40	4.590
荒川	左右岸	村田町東北自動車道から 白石川合流点まで	本関場	3.60	3.80	4.10	4.60	—
小田川	左右岸	角田市阿武隈急行線から 阿武隈川合流点まで	小田	2.90	3.30	4.10	4.50	7.030
雉子尾川	左右岸	丸森町大内岩城 岩城上橋から 阿武隈川合流点まで	山居	1.80	1.90	3.30	3.60	—
内川	左右岸	丸森町石羽 馬越道大橋から 阿武隈川合流点まで	内川	4.00	4.10	5.70	6.20	—
坂元川	左右岸	山元町大川橋から 海まで	道合	1.30	1.60	2.90	3.10	3.100
増田川	左右岸	上町川合流点から 海まで	上増田	1.70	2.00	2.50	2.70	3.000
川内沢川	左右岸	名取市沖の橋から 川内沢川放水路分派点まで	館腰橋	1.50	1.60	1.90	2.10	—
川内沢川放水路	左右岸	川内沢川分派点から 増田川合流点まで	館腰橋	1.50	1.60	1.90	2.10	—
広瀬川	左右岸	仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで	広瀬橋	0.50	1.30	2.20	2.70	4.124
旧筑川	左右岸	筑川分派点から 名取川合流点まで	北目橋	2.70	2.70	2.90	3.10	—
七北田川	左右岸	仙台市泉区馬橋から 仙台市泉区赤生津大橋まで	小角	1.65	1.90	2.20	2.40	—
梅田川	左右岸	仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで	苦竹	2.10	2.50	2.60	2.80	3.330
砂押川	左右岸	多賀城市市川橋から 海まで	八幡橋	1.40	2.40	2.50	2.60	3.213
高城川	左右岸	松島町三陸自動車道から 海まで	高城	1.40	1.70	1.80	2.00	3.120
鶴田川	左右岸	大郷町宮下橋から 宮城郡松島町鶴谷吉田川伏越呑口まで	鶴田崎	1.90	2.00	3.70	3.90	—
鳴瀬川	左岸 右岸	加美町田川合流点から 大崎市古川引田まで 大崎市三本木齊田まで	中新田	5.55	6.15	6.80	7.50	7.570
多田川	左右岸	加美町山田橋から 大臣管理区間境まで	下狼塚	1.65	1.85	2.10	2.40	—
名蓋川	左右岸	加美町名蓋川橋から 多田川合流点まで	矢目	1.60	1.80	2.00	2.20	—
洪井川	左右岸	大崎市台所橋から 多田川合流点まで	西荒井	2.55	3.05	3.60	3.80	—
吉田川	左右岸	南川合流点から 大臣管理区間境まで	八合田	1.75	2.75	2.80	3.40	—
江合川	左岸 右岸	大崎市岩出山二ツ石堰から 大崎市古川桜ノ目まで 大崎市古川小泉まで	岩出山	1.50	2.12	4.30	4.40	—
三迫川	左右岸	栗原市栗駒松倉阿弥陀堂 阿弥陀堂橋から 迫川合流点まで	岩ヶ崎	1.50	2.12	2.40	2.70	3.533
夏川	左岸 右岸	登米市中田町糠塚 登米市石越町東郷字新五町谷地 から迫川合流点まで	佐沼	3.60	4.20	4.50	4.70	6.028
	右岸	登米市石越町北郷字小谷地から 登米市石越町東郷字新五町谷地まで	小谷地	2.60	3.20	3.80	4.20	—
二股川	左右岸	登米市東和町米川西上沢 芽倉橋から 登米市鱒淵川合流点まで	昭和橋	1.40	1.90	2.50	2.70	—
	左岸 右岸	登米市鱒淵川合流点から 登米市東和町米谷字森合まで 登米市東和町米谷字大沢まで	大泉	8.50	9.50	10.20	10.80	13.299
旧迫川	左右岸	小山田川合流点から 旧北上川合流点まで	大沼	5.30	5.80	6.80	6.80	7.384

河川名	区	域	量水標名	水防団待機 水位※1(m)	氾濫注意 水位※2(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位※3※4(m)	計画高水位 (m)
瀬峰川	左右岸	栗原市瀬峰根川橋から 小山田川合流点まで	大沼	5.30	5.80	6.80	6.80	7.384
萱刈川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 小山田川合流点まで	大沼	〃	〃	〃	〃	〃
大水門川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 萱刈川合流点まで	大沼	〃	〃	〃	〃	〃
西川	左右岸	大崎市田尻市道橋から 萱刈川合流点まで	大沼	〃	〃	〃	〃	〃
小山田川	左右岸	栗原市瀬峰 東北本線から 旧迫川合流点まで	大沼	〃	〃	〃	〃	〃
	左右岸	栗原市高清水広畑 国道四号橋から 栗原市瀬峰 東北本線まで	富橋	2.20	2.70	3.10	3.40	－
二迫川	左右岸	栗原市鶯沢大橋から 迫川合流点まで	新橋	2.00	2.10	2.20	2.80	－
田尻川	左右岸	大崎市国道四号橋から 江合川合流点まで	大水門	1.75	2.50	2.70	3.10	－
芋埴川	左右岸	栗原市忠兵衛浦橋から 二迫川合流点まで	栗駒公園線	2.35	2.75	2.90	3.30	－
出来川	左右岸	美里町北浦新前田 前田橋から 美里町南小牛田信 石巻線まで	笹館橋	2.30	2.50	2.90	3.00	－
	左右岸	美里町南小牛田信 石巻線から 江合川合流点まで	名鱈	1.80	2.90	4.70	4.80	－
大川	左右岸	気仙沼市平前橋から 海まで	大川本町	1.95	2.75	3.00	3.90	3.992
鹿折川	左右岸	気仙沼市大船渡線から 海まで	鹿折大橋	1.10	1.50	1.90	2.50	－
津谷川	左右岸	気仙沼市本吉町高岡 鼻向頭首工から 海まで	花見橋	1.00	1.30	1.70	2.10	－

3 洪水特別警戒水位到達情報等の周知

国土交通大臣は、その指定した水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない（法第 13 条第 1 項）。知事は、国土交通大臣から当該通知を受けたときは、直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知しなければならない（法第 13 条第 3 項）。

これについて、県における伝達系統は、第 6 図のとおりである。

また、知事は、その指定した水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない（法第 13 条第 2 項）。

県においては、知事が指定した水位周知河川において、氾濫注意水位、避難判断水位若しくは氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき又は氾濫が発生したときは、水防管理者（市町村）に通知することとしており、その伝達系統は、第 7 図のとおりである。

さらに、タイムライン（事前行動計画）に沿って、事前に構築したホットラインの活用等により、速やかに関係市町村長等に直接通報・伝達する。

洪水予報河川と同様、水位周知河川における洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）情報等も、以下のとおり、住民の避難に係る行動の目安となる水位であることから、当該情報を受報した市町村は、住民に災害対策基本法第 60 条による避難指示等を行う判断の目安として認識するとともに、住民への周知を適切に行い、特に、高齢者や障害者、子供などいわゆる災害時要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

水位危険度 レベル	水位	求める行動の段階
レベル 5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル 4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル 3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル 2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル 1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

また、国土交通大臣又は知事が、水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位に到達した旨を発表する際の文例を次に掲げる。

〇〇川^{〇〇〇〇}氾濫^{かわ}危険^{きけん}情報 (警戒レベル4相当情報)

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 〇〇河川事務所 発表
(第〇号)

(主文)

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の□□□水位観測所(●●市△△)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、氾濫危険水位(×××.××m)に到達しました。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

氾濫警戒情報 (警戒レベル4相当情報)		
新着・更新	新着・更新	更新
	基準水位観測所名	〇〇
	対象河川	〇〇川
	警戒レベル()相当	4
	現況水位	4 (レベル4水位超過)
更新	〇〇市	4
更新	△△市	4

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

〇〇川 □□□水位観測所(●●市△△)

(受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

□発表情報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8202000102

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frrl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=82

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=140.761666700&y=37.921666700&z=13



川の防災情報
水位到達情報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

〇〇川 氾濫危険情報

年号〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分発表

宮城県〇〇〇〇〇事務所

(第 〇 報)

【主文】

【警戒レベル〇相当】 〇〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市△△町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に避難指示の発令の目安となる〇〇〇〇水位（〇〇. 〇〇m）に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（参考）

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇町）

受け持ち区間は 〇〇〇～〇〇〇

氾濫危険水位	〇〇〇m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を 求める段階
氾濫注意水位	〇〇〇m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先 宮城県〇〇〇事務所〇〇班

電話：000-000-0000 F A X：000-000-0000

（参考）「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

宮城県土木部総合情報システム	http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/

（発信者） （受信者） （ 時 分 受信）

〇〇〇川 氾濫危険情報

※氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を下回った場合

年号〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分発表

宮城県〇〇〇〇〇事務所

（第 〇 報）

【主文】

【警戒レベル〇相当に引き下げ】 〇〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市△△町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に氾濫危険水位（〇〇．〇〇m）を下回り、今後、水位は下降する見込みです。

（参考）

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇町）

受け持ち区間は 〇〇〇～〇〇〇

氾濫危険水位	〇〇〇m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を 求める段階
氾濫注意水位	〇〇〇m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先 宮城県〇〇〇事務所〇〇班

電話：000-000-0000 F A X：000-000-0000

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

宮城県土木部総合情報システム

<http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/>

（発信者

）（受信者

）（

時

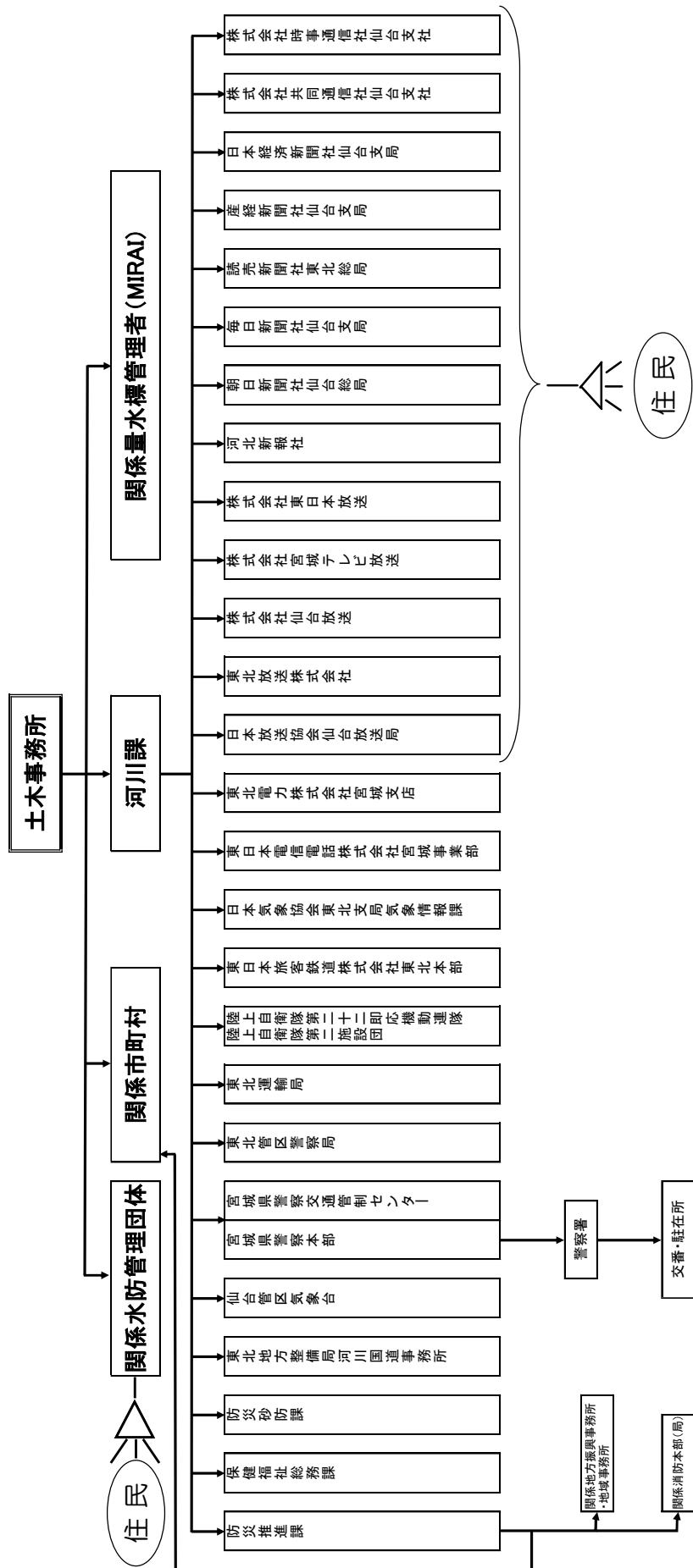
分

受信）



第7図

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報伝達系統図（県管理河川）



第6節 津波警報等発表の際の水防態勢

1 津波警報等の概要

概要については、第6章第1節「津波に関する警報、注意報、情報、予報」のとおりである。

2 津波に関する水防活動の基本的な考え方

地震及びそれに伴う津波の発生は、事前にその発生が予測できず、特に近地津波の場合、大雨や洪水のように気象予報・警報が発せられる場合と異なり、即座の対応は困難である。さらに、地震の発生箇所により津波到達までの時間が異なることから、安全に退避できる時間を確保した上で行う水防活動の時間もケースバイケースとなる。

(1) 津波の種類

津波は、地震の発生地点から沿岸部までの距離によって、「近地津波」と「遠地津波」に大別でき、それぞれ沿岸までの到達時間が異なる。このため、津波発生時の水防態勢も津波到達時間を念頭に置くものとする。

なお、遠地津波の場合、津波警報等の発表前においては、気象庁の発表する遠地地震に関する情報、報道発表資料、及び太平洋津波警報センター（Pacific Tsunami Warning Center、略称 PTWC）が発する情報や報道機関の情報を収集し、対応を判断していく必要がある。

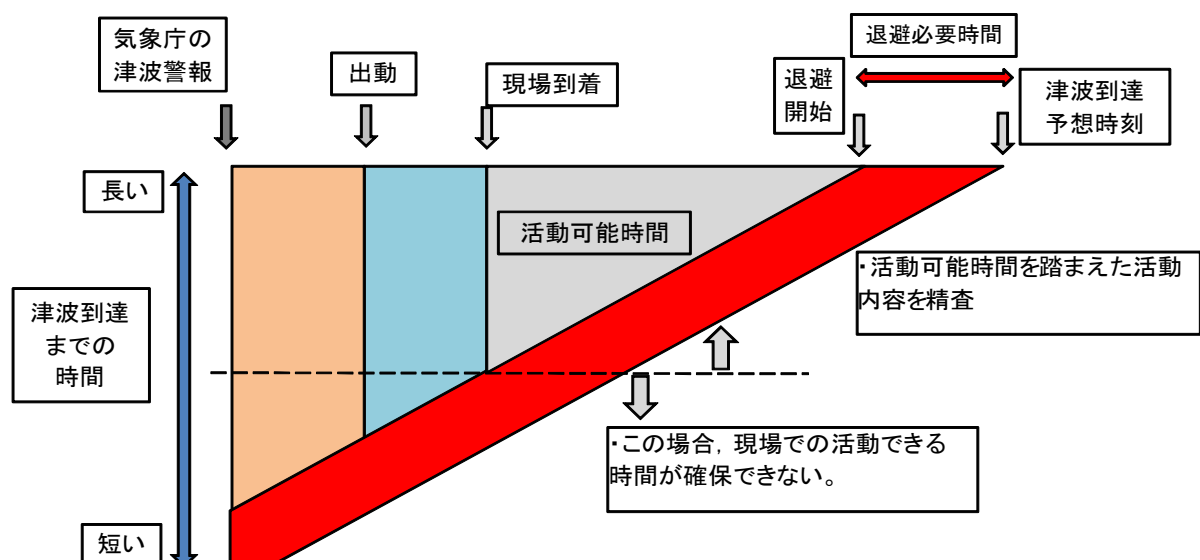
参考 太平洋津波警報センター URL：<https://www.tsunami.gov/>

(2) 活動可能時間

「活動可能時間」とは、「現場到着時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から「退避必要時間」を差し引いた水防活動の実働可能時間である（下図参照）。

なお、地震発生後の安否確認や、各水防団（消防団）員の準備時間、参集までの時間等にも配慮する必要がある。

「活動可能時間」内で、計画的かつ効率的な水防活動を行うためには、避難経路、避難に必要な時間及び情報の入手等を実地に行う防災訓練や、危険箇所等の巡視、水防資材の備蓄確認など、平時からの備えが必要である。



(3) 活動エリア

津波警報等が発表されている間の水防団（消防団）の出動の可否の検討・判断を行うに当たっては、津波の河川遡上や堤防からの越流も考慮に入れる必要がある。

東北地方太平洋沖地震による津波遡上、浸水区域等を参考にしながら、水防団（消防団）の出動が可能なエリアか、待機を優先すべきエリアかについて、平常時から想定しておくことが求められる。

(4) その他

河川、海岸の水門、陸閘等の施設操作は、それぞれの施設管理者からの委託業務であることが基本であると考えられるが、広義の水防活動とも言える。

津波が来襲する際の各施設の操作については、各市町の担当部署を通じ、施設管理者とその方法、操作作業を行う者の安全管理について、事前に協議しておく必要がある。

3 津波の到達が予測される場合の水防活動の指針（暫定）

津波到達時には、河川堤防等を水防工法を用いて保全するといった洪水時のような活動は想定できない。

また、国、県にあっては、地震及び火山噴火等に伴う全ての津波発生と同時に水防警報を発令することは事実上困難であるため、気象庁が発表する津波警報等に応じ、水防警報を発令したものとみなし、原則として実際の津波発生時には、水防警報発令の事務手続き（ファクシミリ等による水防警報の発令）は行わないものとする。

(1) 津波の到達が予測される場合の水防活動（津波警報等発表前）

近地津波の場合は、地震発生から約3分で津波警報等が発表されるが、それまでの間、水防管理団体は情報収集に努める。

遠地津波の場合、津波の発生の情報がもたらされた後、実際に津波警報等が発表されるまでは時間的な余裕があると予測される。

その場合、水防管理団体は、まず情報収集を行い、水防団（消防団）の参集、出動時間、現場での活動時間、退避時間を考慮した「活動可能時間」が確保されるときには、水防団（消防団）に対し、避難誘導や水門、陸閘等の施設を操作するといった指示をすることとする。

なお、出動した水防団（消防団）は、津波到達予測時間前には安全な場所への退避を完了することを徹底し、その他各市町で策定する防災計画等に基づく活動を行う。

(2) 津波の到達が予測される場合の水防活動（津波警報等発表後）

津波注意報、警報発表後、次の区分に応じ水防警報を発令したものとする。

発表基準	内容
大津波警報 津波警報 津波注意報	○原則として安全な場所での待機 ※地震の震源により、津波の到達に時間を要する場合で、水防団（消防団）の参集、出動時間、現場での活動時間、退避時間を考慮した「活動可能時間」が確保される場合は、出動可。なお、津波到達予測時間には安全な場所への退避を完了するものとする。

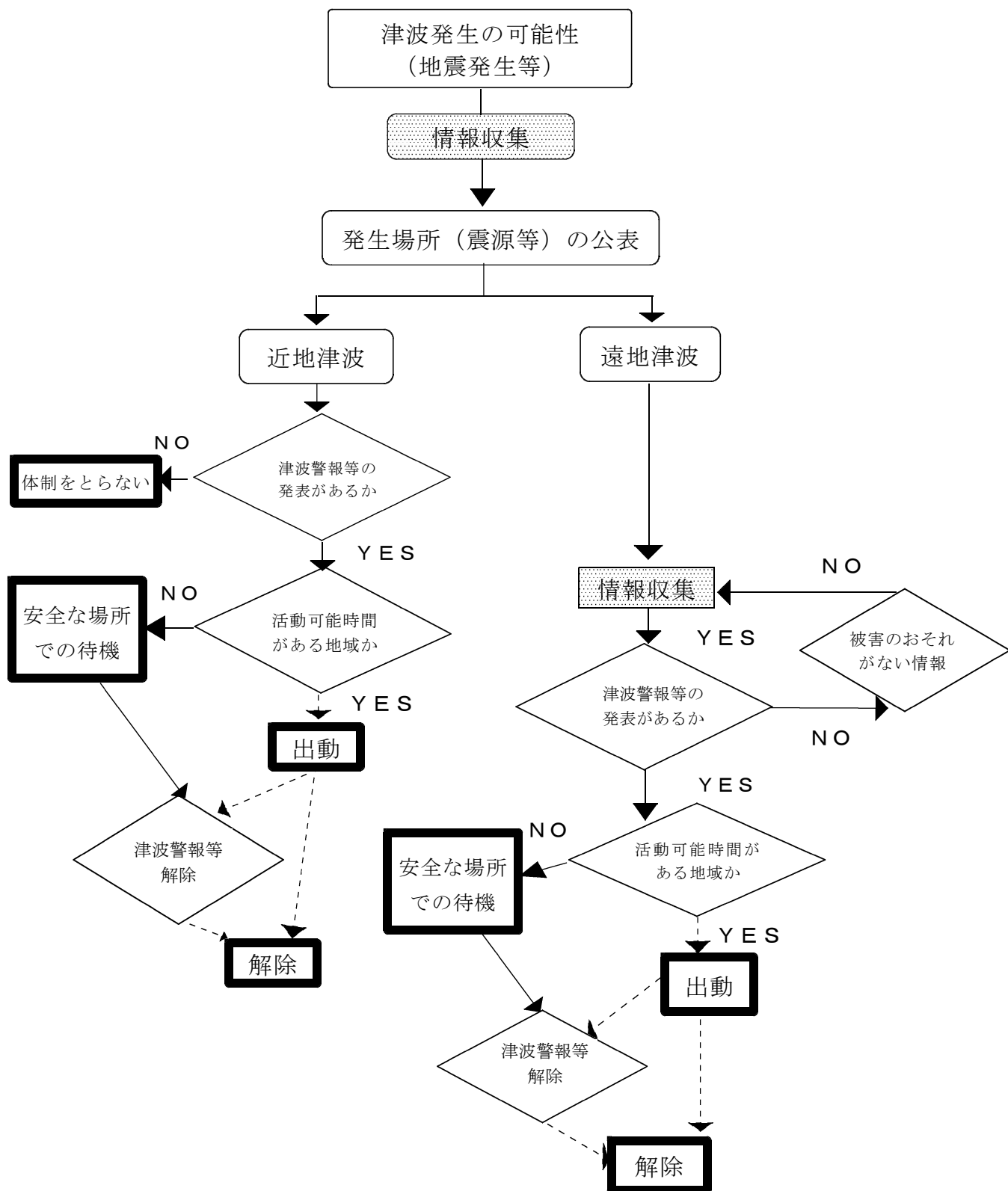
主な津波の種類と水防活動の関係と行動指針をまとめると次のとおりである。

	近地津波	遠地津波
津波の種類	○日本近海で発生する津波	○左以外の地域で発生する津波
津波警報等の 発表前	○水防管理団体：報道機関から発表 される情報等を収集	○水防管理団体：報道機関から発表 される情報等を収集 ○水防団（消防団）：水防団（消防 団）の参集、出動時間、現場での活 動時間、退避時間を考慮した「活動 可能時間」が確保される場合は、出 動可
津波警報等 発表後の水 防対応（み なし） 【大津波警報】 【津波警報】 【津波注意報】	○原則として安全な場所での待機 ※水防団（消防団）の参集、出動時間、現場での活動時間、退避時間を考 慮した「活動可能時間」が確保される場合は、出動可。なお、津波到達予 測時間には安全な場所に退避を完了するものとする。	
想定される 水防活動	○避難誘導 ○水門、陸閘等の施設の操作	
安全確保	○第4章第3節「水防活動従事者の安全確保」による	

※火山噴火等により発生する津波もあるが、この場合も津波警報等の仕組みを活用し注意警戒が呼びかけられる。（このことによる行動も上記に準じるものとする。）

(3) 指針の見直し

上記の取扱いは、当面暫定的な取扱いとし、新たな知見や他都道府県の例を参考に、不
断の見直しを行うものとする。



第9章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第1節 洪水浸水想定区域の指定

洪水浸水想定区域は、国土交通大臣又は知事が、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及びその水深を表した浸水想定区域を示すことにより、住民の避難の確保と水災による被害の軽減を図ることを目的に指定するものである。

平成13年に洪水予報河川を対象として制度が創設され、その後、平成17年に水位周知河川に対象が拡大され、県内の洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域については、全て指定済となっている。

その後、令和3年の水防法改正において、特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項、第4項から第6項により指定された「特定都市河川」、洪水予報河川・水位周知河川・特定都市河川以外の中小河川（洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川（住宅等の防護対象のある河川）。以下、「その他河川」とする。）についても、洪水浸水想定区域の指定対象に追加され、令和7年度末までに、その他河川に係る浸水想定区域指定を完了する方針となっている。県内における洪水浸水想定区域の指定状況等は、次ページ以降に記載のとおりである。

また、知事は、水位周知下水道等について、当該排水施設により雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域（雨水出水浸水想定区域）を指定するものとされており、水位周知海岸等についても、氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域（高潮浸水想定区域）を指定するものとされている。（法第14条の2第1項、第14条の3第1項）

洪水・雨水出水・高潮の各浸水想定区域をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に①洪水・雨水出水・高潮特別警戒水位に到達した旨の情報等の伝達方法、②避難施設その他避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項、③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項、④浸水想定区域内の要配慮者利用施設でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設等の名称及び所在地、⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める（法第15条第1項）とともに、①～⑤の事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップなど）の配布その他の必要な措置を講じなければならないこととされている（法第15条第3項）。

(参考) 洪水浸水想定区域指定状況

	水系名	河川名 (管理区分)	備 考
一級河川	北上川	北上川 (国)	洪水予報河川
		旧北上川 (国)	洪水予報河川
		江合川 (国)	洪水予報河川
		江合川 (県)	水位周知河川
		新江合川 (国)	水位周知河川
		迫川 ※2	洪水予報河川
		田尻川	水位周知河川
		二迫川	水位周知河川
		三迫川	水位周知河川
		芋塚川	水位周知河川
		夏川	水位周知河川
		旧迫川	水位周知河川
		小山田川	水位周知河川
		瀬峰川	水位周知河川
		萱刈川	水位周知河川
		大水門川	水位周知河川
		西川	水位周知河川
		二股川 (国)	水位周知河川
		二股川 (県)	水位周知河川
		出来川	水位周知河川
		南沢川	その他河川
		石貝川	その他河川
		黄牛川	その他河川
		寺川	その他河川
		伊貝川	その他河川
		北沢川	その他河川
		富士川	その他河川
		真野川	その他河川
		八津川	その他河川
		高木川	その他河川
		日向川	その他河川
		日影川	その他河川
		内の原川	その他河川
		水沼川	その他河川
		荒川	その他河川
		落堀川	その他河川
		三間堀川	その他河川
		熊谷川	その他河川
		照越川	その他河川
		大関川	その他河川
		恩田川	その他河川
		斥候川	その他河川
		羽沢川	その他河川

	水系名	河川名（管理区分）	備 考
一級河川	北上川	皿貝川	その他河川
		中島川	その他河川
		馬鞍川	その他河川
		西沢川	その他河川
		大沢川	その他河川
		追波沢川	その他河川
		大江堀川	その他河川
		美女川	その他河川
		八ヶ村江川	その他河川
		新八ヶ村江川	その他河川
		追波川	その他河川
		新寺川	その他河川
		古川	その他河川
		綱木川	その他河川
		熊川	その他河川
		大森川	その他河川
		竹の迫川	その他河川
		赤柴川	その他河川
		挟川	その他河川
		加茂川	その他河川
		鳥沢川	その他河川
		綱木沢川	その他河川
		鱒淵川	その他河川
		古川	その他河川
		長沼川	その他河川
		旧古川	その他河川
		湯沢川	その他河川
		宮沢川	その他河川
		田代川	その他河川
		長崎川	その他河川
		草木川	その他河川
		昔川	その他河川
		砥沢川	その他河川
		前沢川	その他河川
		駒林川	その他河川
		透川	その他河川
		長泥川	その他河川
		生袋川	その他河川
		善光寺川	その他河川
		吉野川	その他河川
		佐賀川	その他河川
		百々川	その他河川
		中雨生沢川	その他河川

	水系名	河川名（管理区分）	備 考
一級河川	鳴瀬川	鳴瀬川（国） ※3	洪水予報河川
		鳴瀬川（県）	水位周知河川
		吉田川（国）	洪水予報河川・特定都市河川
		吉田川（県）	水位周知河川・特定都市河川
		善川（国）	洪水予報河川・特定都市河川
		多田川（国）	洪水予報河川・特定都市河川
		多田川（県）	水位周知河川・特定都市河川
		渋井川	水位周知河川・特定都市河川
		名蓋川	水位周知河川・特定都市河川
		鞍坪川	その他河川
		沖新堀川	その他河川
		身洗川	特定都市河川
		苗代沢川	特定都市河川
		五輪沢川	特定都市河川
		小西川	特定都市河川
		立堀川	その他河川
		長堀川	特定都市河川
		大江川	特定都市河川
		河童川	その他河川
		鈴根五郎川	その他河川
		堤川	特定都市河川
		味明川	特定都市河川
		奥田川	特定都市河川
		渋川	特定都市河川
		境堀川	特定都市河川
		荒屋敷川	特定都市河川
		小野川	特定都市河川
		荻ヶ倉川	特定都市河川
		滑川	特定都市河川
		長柴川	特定都市河川
		板坂川	特定都市河川
		西川	特定都市河川
		明石川	特定都市河川
		竹林川	特定都市河川
		宮床川	特定都市河川
		洞堀川	特定都市河川
		南川	特定都市河川

	水系名	河川名（管理区分）	備 考
一級河川	阿武隈川	阿武隈川（国）	洪水予報河川
		白石川 ※4	洪水予報河川
		斎川	水位周知河川
		荒川	水位周知河川
		小田川	水位周知河川・特定都市河川
		雉子尾川	水位周知河川
		内川	水位周知河川
		尾袋川	特定都市河川
		高倉川	特定都市河川
		雑魚橋川	特定都市河川
		半田川	その他河川
		新桜井川	その他河川
		内町堀川	その他河川
		桜井川	その他河川
		大谷川	その他河川
		谷津川	その他河川
		塩川	その他河川
		沢の内川	その他河川
		五福谷川	その他河川
		新川	その他河川
		森の川	その他河川
		平家川	その他河川
		大太郎川	その他河川
		児捨川	その他河川
		天津沢川	その他河川
		高田川	その他河川
		新川	その他河川
		伊手川	その他河川
		松川	その他河川
		藪川	その他河川

	水系名	河川名（管理区分）	備 考
一級河川	名取川	名取川（国）	洪水予報河川
		広瀬川（国）	洪水予報河川
		笹川（国）	水位周知河川
		広瀬川（県）	水位周知河川
		川内沢川	水位周知河川
		川内沢川放水路	水位周知河川
		増田川	水位周知河川
		旧笹川	水位周知河川
		支倉川	その他河川
		坪沼川	その他河川
		沢戸川	その他河川
		後田川	その他河川
		笹川	その他河川
		木流堀川	その他河川
		岩の川	その他河川
		碁石川	その他河川
		本砂金川	その他河川
		芋沢川	その他河川
		大倉川	その他河川
		青下川	その他河川
		新川	その他河川
		斎勝川	その他河川
二級河川	坂元川	坂元川	水位周知河川
		戸花川	その他河川
	七北田川	七北田川	洪水予報河川・水位周知河川 ※5
		梅田川	水位周知河川
		藤川	その他河川
		要害川	その他河川
		仙台川	その他河川
		高柳川	その他河川
	砂押川	砂押川	水位周知河川
		勿来川	その他河川
		藤田川	その他河川
		榎川	その他河川

	水系名	河川名（管理区分）	備 考
二級河川	高城川	高城川	水位周知河川・特定都市河川
		鶴田川	水位周知河川・特定都市河川
		新堀川	特定都市河川
		小迫川	特定都市河川
		大迫川	特定都市河川
		深谷川	特定都市河川
		広長川	特定都市河川
		新川	特定都市河川
		田中川	特定都市河川
		穴川	特定都市河川
	定川	定川	その他河川
	水戸辺川	水戸辺川	その他河川
	折立川	折立川	その他河川
		西戸川	その他河川
	水尻川	水尻川	その他河川
	八幡川	八幡川	その他河川
	新井田川	新井田川	その他河川
	伊里前川	伊里前川	その他河川
	津谷川	津谷川	水位周知河川
		馬籠川	その他河川
		山田川	その他河川
	面瀬川	面瀬川	その他河川
	大川	大川	水位周知河川
		神山川	その他河川
		八瀬川	その他河川
		松川	その他河川
		金成沢川	その他河川
	鹿折川	鹿折川	水位周知河川
	青野沢川	青野沢川	その他河川
	只越川	只越川	その他河川
	沖ノ田川	沖ノ田川	その他河川
	桜川	桜川	その他河川
	長清水川	長清水川	その他河川
	港川	港川	その他河川
	稲淵川	稲淵川	その他河川

洪水予報河川、水位周知河川は水防警報河川も兼ねる。

- ※1 各河川の洪水浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨を前提としたもの。
 ※2 迫川の洪水浸水想定区域は、二迫川・三迫川・夏川・旧迫川・小山田川・芋塚川・瀬峰川・萱刈川・大水門川・西川（水位周知河川）の氾濫区域を含む。
 ※3 鳴瀬川（国）の洪水浸水想定区域は、鞍坪川の氾濫によるものを含む。
 ※4 白石川の洪水浸水想定区域は、斎川・天津沢川・松川・荒川の氾濫によるものを含む。
 ※5 七北田川の赤生津大橋上流部は水位周知河川、下流部は洪水予報河川

第2節 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

水防について水防管理者である市町村等の行政が果たす役割は大きい、水災の発生防止及び被害軽減を図るためには、行政のみではなく、民間事業者等が自ら果たす役割も期待されるところである。こうした自衛水防に関する取組を一層促進するため、市町村地域防災計画において施設の名称及び所在地を記載されたものに対し、市町村から当該施設の所有者又は管理者に洪水予報等の伝達を行う。

また、当該施設においては、避難確保又は浸水防止活動の確実な実施を促すため、計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置が求められることとなった。

なお、市町村防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする（法第15条）。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって、国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（以下「大規模工場等」という。）で、その洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

エ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

1 地下街等における措置

(1) 計画の作成

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に関する計画（以下「避難確保計画」という。）及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成することが義務付けられている。これは、地下街等是不特定多数の者が利用し、かつ、浸水を地上から集水する閉鎖的な空間であるため、深刻な被害が発生する可能性が高いことから、被害を抑えるためには避難確保だけでなく、浸水そのものを防止する取組が重要だからである。具体的には水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第12条により次の事項を避難確保及び浸水防止のための措置に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）に記載することとする。避難確保・浸水防止計画は、市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

- ア 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項
- イ 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- ウ 地下街等における洪水時等の浸水防止のための活動に関する事項
- エ 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- オ 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

カ 自衛水防組織の業務に関する事項

キ その他必要な事項

なお、地下街等の所有者又は管理者が避難確保・浸水防止計画を作成しない場合において、市町村長が必要があると認めるときは、当該所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、さらに正当な理由がなく当該指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 訓練の実施及び自衛水防組織の措置

避難確保・浸水防止計画の作成に加えて、当該計画に従って避難確保及び浸水防止の活動が確実に行われるよう、地下街等について訓練の実施及び自衛水防組織の設置も義務付けられている。訓練の内容としては、例えば、洪水予報等の情報伝達、安全な出口への利用者等の避難誘導、止水板の設置等が想定される。

自衛水防組織とは、各施設の所属職員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統轄管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、利用者の避難誘導や施設への浸水防止活動を行うものである。自衛水防組織については、構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村に報告するものとする。

なお、水防に関する訓練の実施及び自衛水防組織の設置に当たっては、既存の消防の枠組みを活用することも可能である。

2 要配慮者利用施設における措置

要配慮者利用施設については、利用者が一般の住民よりも避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害を生じるおそれがあることから、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を実施するものとする。そのほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

訓練の内容については、例えば、洪水予報等の情報伝達、利用者の避難誘導、避難経路等の確認、関係機関及び利用者の家族への連絡等が想定される。また、訓練を実施した場合には、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告しなければならない（法第15条の3第5項）。

3 大規模工場等における措置

大規模工場等への浸水は、地域の社会経済活動に加えて、より広範なサプライチェーンにも重大な影響を与えるおそれがあることから、民間事業者自身による浸水防止の取組を促すこととし、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水の防止のための措置に関する計画を作成するとともに、浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。訓練の内容としては、例えば、洪水予報等の情報伝達、止水板の設置、事業の継続に必要な設備等の上層階への移動等が想定される。

第3節 ハザードマップ等による住民等への周知

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所並びに避難確保に必要な情報、及び浸水想定区域内に存する施設等を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

第4節 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第10章 出動及び水防作業

第1節 水防管理団体の非常配備

- 1 水防管理者が管内の消防機関又は水防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。
 - (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
 - (2) 水防警報指定河川・海岸にあっては知事からの警報の伝達を受けた場合
 - (3) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合
- 2 各水防管理団体の職員（水防事務担当者）の非常配備については、県の非常配備の例に準じて整備しておくものとする。
 - (1) 待機 消防機関又は水防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に入りうるような状態におくものとする（待機の指令は、水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発せられたときに発令する。）
 - (2) 準備 消防機関又は水防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合するとともに資材及び器具の整備、点検、作業員の配備計画をなし、ダム、水こう門、樋門、溜池等水防上重要な工作物のある箇所へ団員を派遣し、堤防巡視のため一部団員を出動させるものとする（準備の指令は、河川の水位が指定水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき発令する。）
 - (3) 出動 消防機関又は水防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につくものとする。
（出動の指令は、河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき発令する。）
なお、水防警報河川・海岸における河川・海岸別水防警報の段階と範囲は、第8章第3節及び第4節のとおりである。
- 3 津波来襲時には以下に配慮し、水防団に対する指揮命令を行うものとする。
 - (1) 津波来襲時において水防管理団体は、報道機関等の情報により、その津波の原因となった地震の発生場所や、津波到達時間などを情報収集し、水防団による水閘門の操作や避難活動ができる「活動可能時間」を把握する必要がある。
 - (2) 近地津波の場合は、「活動可能時間」の確保が相当程度短いと予測されることから、水防団員の安全確保のため、出動を命じることは避けるべきであり、津波が収まった後の活動に備え、安全な場所での待機を命ずる等の指揮を執るものとする。
 - (3) 遠地津波の場合、津波の発生の情報がもたらされた後、実際に津波警報等が発表されるまでは時間的な余裕があると予測される。
この場合においても水防管理団体は、津波到達時間などを情報収集し、水防団の参集、出動時間、現場での活動時間、退避時間を考慮した「活動可能時間」が確保される場合には、水防団に対し、避難誘導や水門、陸閘等の施設の操作を指示することとする。
なお、出動した水防団は、津波到達予測時間前には安全な場所に退避を完了することを徹底し、その他各市町で策定する防災計画等に基づく活動を行う。

第2節 県の非常配備及び河川巡視

常時勤務から水防作業態勢への切換えを迅速確実に行うとともに、職員を適当に交代させ、又は

休養させ、長期にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、各部局等において別に定める基準により、非常配備を行うものとする。

なお、水防本部については、次の要領により非常配備を行うものとする。

1 配備体制

(1) 水防警戒配備 0 号

災害対策警戒配備要領による警戒配備（0 号配備）実施機関にあつては 0 号配備 1 箇班、その他の機関にあつては情報収集に必要な人員を動員し、水災に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制とする。

(2) 水防特別警戒配備 1 号

0 号配備実施機関にあつては 0 号配備 2 箇班、その他の機関にあつては情報収集に必要な人員を動員し、水災に関する情報収集、連絡活動及び応急対策を実施し得る体制とする。

(3) 水防特別警戒配備 2 号

0 号配備実施機関にあつては 0 号配備 3 箇班、その他の機関にあつては各班 1 人を動員し、水災に関する情報収集、連絡活動及び応急対策を実施し得る体制とする。

(4) 水防非常配備

交代要員を除く全職員を動員し、全力を挙げて水災に関する応急対策に従事できる体制とする。

2 配備につく時期

(1) 水防警戒配備 0 号

次のいずれかに該当するときに配備につくものとする。

- ・大雨、洪水、高潮又は波浪の警報が発表されたとき。
- ・水防警報の発令が予想されるとき。
- ・指定河川洪水予報の発表が予想されるとき。

(2) 水防特別警戒配備 1 号

- ・大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき（例：水防警報が発令された時、指定河川洪水予報が発表されたとき）。
- ・津波注意報が発表されたとき。

(3) 水防特別警戒配備 2 号

- ・大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な水災発生が予想されるとき又は広範囲にわたる被害が発生したとき。
- ・津波警報が発表されたとき。

(4) 水防非常配備

水災が発生し、県内に特別警報が発表され、又は水災が発生するおそれがある場合において水防本部長が必要と認めたときに、水防本部長の指示により配備につくものとする。

なお、水防本部長は、事態に応じ、水防警戒配備 0 号から直ちに水防特別警戒配備 2 号又は水防非常配備の実施を指示する場合や、水防特別警戒配備 1 号から直ちに水防非常配備の実施を指示する場合もある。

3 河川巡視

東日本大震災により、沿岸部の水防管理団体を中心に多数の水防団員が被災していることから、通常の水防活動が実施できない場合がある。

そこで、県において、大雨等の際に沿岸部の主な河川の巡視を行うこととし、水防活動における巡視を補うこととする。

巡視の結果、異常が認められた場合は、応急対策を行うほか、土木事務所から関連する水防管理団体に連絡するものとする。

第3節 水防作業

1 水防上の基本的な注意事項

- (1) 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施するものとする。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習得させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

- (2) 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大の時又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は、水位が最大洪水位の4分の3くらいに減少したときが最も危険であるから、洪水が最盛期を過ぎても完全に流下するまで警戒すること。

2 水防団員の心得

- (1) 水防作業に当たり、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。
- (2) 水防作業中は、言動に注意し、特に夜間は「越水」、「破堤」等の不用意な発言をしない。
- (3) 水防作業中の命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確及び慎重に行うものとする。

第4節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 水防信号及び標識並びに身分証票

1 水防信号

法第20条の規定による水防信号(昭和24年宮城県規則第64号)は次表のとおりである。

- (1) 信号は適当な時間継続する。
- (2) 必要があるときは、警鐘、サイレンを併用する。

(3) 上記にあるほか、伝令の呼称による通報を考慮する。

水防信号

種 類	説 明	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	警戒水位に達したことを知らせる。	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる。	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる。	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる。	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。		

2 身分証票

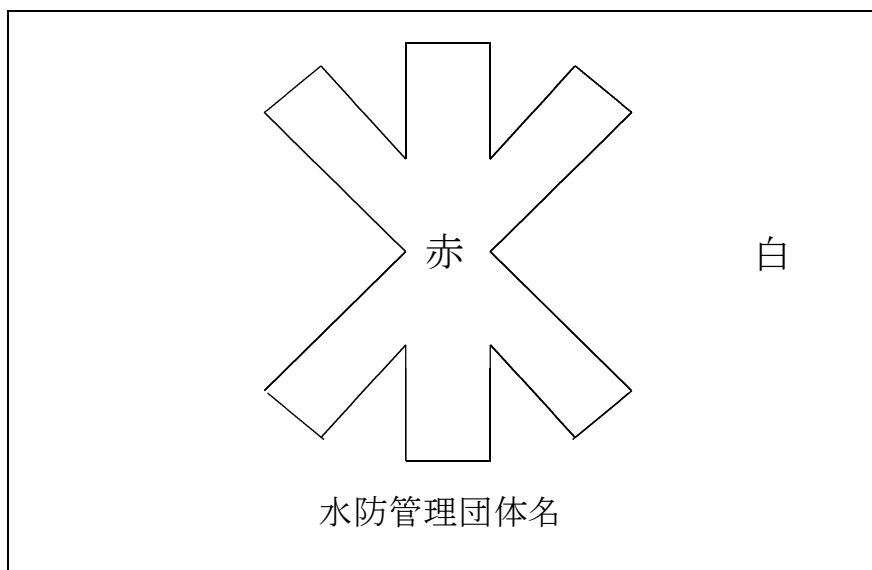
法第49条の規定による身分証票は次のとおりである（縦73mm×横144mm）。

第 号 身 分 証 票 住 所 氏 名 職 名 年 齢 上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。 発行年月日 年 月 日 宮城県知事	水 防 法 抜 粋 （資料の提出及び立入り） 第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 水防優先標識

法第18条の規定により知事の定める水防優先通行車両標識（昭和24年宮城県告示第549号）は、次のとおりである。なお、水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

(1) 車両標識（縦60cm×横90cm）



- (2) 標灯（夜間における灯燈は提灯によるほか、他の灯燈に赤色で「水」の文字を表示したものを用いてもよい。）

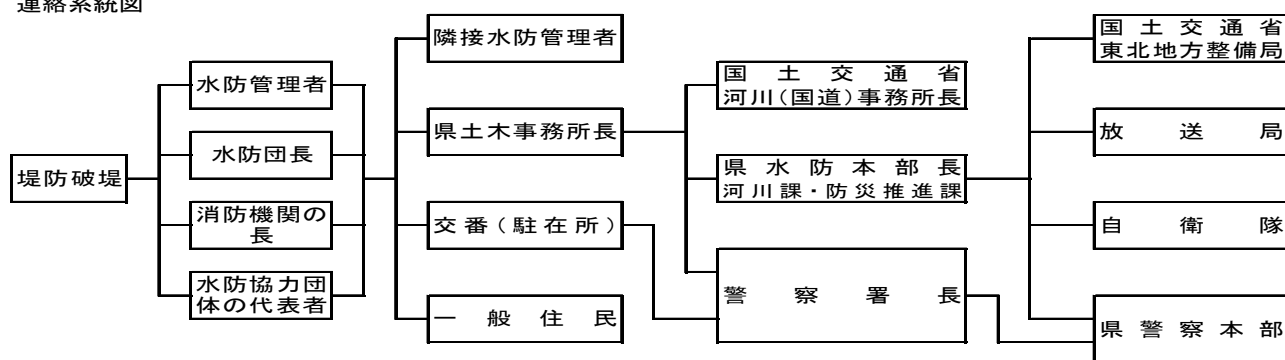


第6節 決壊・漏水等（被害情報）の通報及びその後の処置

- 1 堤防等が決壊・越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき、又はそれらが発生するおそれが生じたときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、速やかに所轄土木事務所長及び氾濫のおそれのある隣接水防管理者、所轄の交番（駐在所）に通報するものとする。隣接水防管理者は、さらに氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。
- 2 この通報を受けた土木事務所長は、県水防本部長、所轄国土交通省河川（国道）事務所長（国

管理河川の場合）及び所轄警察署長に通報するものとする。

連絡系統図



- 3 堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第7節 避難のための立退き

- 1 堤防等が破堤した場合又は破堤の危機に瀕した場合には、法第29条の規定により、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、速やかに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。
- 2 水防管理者は、立退き又はその準備を指示した場合は当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- 3 水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長と協議して、あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先経路等に必要な措置を講じておくものとする。
- 4 指定水防管理団体の水防計画書には、危険箇所に対する避難場所、避難指示者及び避難責任者を明示し、一般に周知させておくものとする。

第8節 水防配備の解除

- 1 水防配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。
- 2 消防団員又は水防団員は、水防配備の解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- 3 水防配備の解除後は、人員、資材器具及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- 4 使用した資材器具等は、手入れをして所定の位置に整備するものとする。

第9節 県の非常配備の解除

各部局等において別に定める基準による。

なお、水防本部については、以下のとおりである。

- 1 水防警戒配備0号
水防警戒配備0号をとる必要がなくなったときに解除するものとする。
- 2 水防特別警戒配備1号、水防特別警戒配備2号及び水防非常配備
水防本部長が水防本部を解散したときに解除するものとする。ただし、水防警戒配備0号をとる状況が継続しているときは、水防警戒配備0号に移行するものとする。

第11章 他の機関との協力、援助及び応援

第1節 河川管理者の協力及び援助

- 1 河川管理者東北地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う（河川法第22条の2）。
 - (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（阿武隈川・名取川・広瀬川・北上川・旧北上川・江合川・鳴瀬川・吉田川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像）の提供
 - (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫到達市町村の事前提示及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
 - (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
 - (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
 - (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
 - (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
 - (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
 - (8) 水防活動の記録（大臣管理区間における河川巡視等における状況記録）及び広報
 - (9) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
 - (10) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
 - (11) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
 - (12) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請
- 2 河川管理者宮城県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う（河川法第22条の2）。
 - (1) 水防管理団体に対する河川に関する情報（河川の水位等）の提供
 - (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
 - (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
 - (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供又は貸与
 - (5) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
 - (6) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言

- (7) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (8) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第2節 水防管理団体相互の協力及び応援

- 1 水防管理者は、必要があると認めるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防長に対して応援を求めることができる（法第23条）。
ただし、水防本部長は、必要と認めたときは応援に関する指示を行うことがあるものとする。
- 2 応援を求められた水防管理者、市町村長又は消防長は、自らの水防に支障がない限り、この求めに応ずるものとし、作業行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行うものとする。
- 3 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互の協定をしておくものとする。

第3節 自衛隊の派遣要請及び派遣

- 1 知事等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命及び財産を保護するために必要があると認める場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づいて自衛隊指定部隊等の長に対して、災害派遣を要請できる。自衛隊指定部隊等の長は、災害派遣の要請を受け、必要と認める場合は部隊等を派遣する（要請の要領については、宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）第3章災害応急対策 第9節自衛隊の災害派遣を参照のこと。）。
- 2 災害において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

第4節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる（法第22条）。

第5節 特定緊急水防活動

国土交通大臣は、雨水出水、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる特定緊急水防活動を行うことができる（法第32条）。

- (1) 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- (2) 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

第6節 国（河川（国道）事務所、仙台管区气象台等）との連携

- 1 水防連絡会
県は、土木事務所（地域事務所）単位で国土交通省河川（国道）事務所や仙台管区气象台

の関係機関を構成員とした水防連絡会を設置し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水・津波・高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波・高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報の提供及び水防管理団体等からの意見聴取等を行う。

2 ホットライン

土木事務所（地域事務所）は、河川の水位状況については国土交通省河川（国道）事務所とのホットラインにより、また気象状況については仙台管区气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第 12 章 費用負担及び公用負担

第 1 節 費用負担

- 1 水防管理団体は、その管理区域の水防に関する費用を負担するものとする（法第 4 1 条）。
ただし、次に掲げる場合においては水防管理団体相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事があつせんする。
 - (1) 法第 2 3 条の規定による応援のための費用
 - (2) 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けたときに、当該水防により著しく利益を受けた市町村が法第 4 2 条の規定により負担すべき当該水防に要する費用の一部
- 2 都道府県は、法第 4 1 条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる（法第 4 4 条）。
- 3 国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする（法第 4 3 条の 2）。

第 2 節 公用負担

- 1 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において次に掲げる公用負担の権限を行使することができる（法第 2 8 条）。
 - (1) 必要な土地の一時使用
 - (2) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
 - (3) 車両その他の運搬用機器の使用
 - (4) 排水用機器の使用
 - (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記 (1)～(4) ((2)における収用を除く。)の権限を行使することができる。
- 2 公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者にあつては、水防管理者から交付される公用負担命令権限証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。
- 3 公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから使用するものとする。

公 用 負 担 命 令 権 限 証

(職氏名)

上の者に _____ の区域における水防法第 28 条第 1 項の規定の権限行使を委任したことを証明する。

年号 年 月 日

〇〇市町村長	印

公 用 負 担 命 令 書			
第 号			
目 的 物	種 類	数 量	
負 担 内 容	使 用	収 用	処 分
年 号	年	月	日
〇〇市町村長 事務取扱者（職氏名）			印 印
殿			
----- 切り取り線 -----			
受 領 書			
第 号公用負担命令書			
上記受領しました。			
年 号	年	月	日
(職氏名)			印
殿			

第 13 章 公務災害補償等

非常勤消防団員、水防団長若しくは水防団員又は法第 24 条による水防従事者が、水防作業に従事したことにより災害を被ったときは、水防管理団体の条例等で定めるところにより、損害を補償しなければならない（消防組織法第 24 条、法第 6 条の 2、第 45 条）。

第 14 章 水防活動実施状況報告

- 1 水防活動が終結したときは、水防管理者は、その状況を水防活動実施報告書により水防活動終了後 10 日以内に所轄土木事務所を経由して知事に報告するとともに、知事は当該水防管理者からの報告について国（東北地方整備局）に報告するものとする。
- 2 土木事務所長は、上記報告書を受領したときは、その実施状況を調査し、知事に報告する。また、水防功労表彰の必要があるときは、実情を調査し、功労順位及び意見を添えて知事に報告するものとする。

水防活動報告書様式（例）

水防活動実施報告書

年号 年 月 日

作成責任者

出 水 の 概 況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水 防 実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸 地先 m								
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出 動 人 員	水防団員		消防団員		その他		合 計		
	人		人		人		人		
水防作業 の 概 況 及び工法	箇 所 m 工 法								
水 防 の 結 果	効果 被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使 用	かます、俵					居 住 者 の			
	万年、土俵					出 動 状 況			
	な わ					水防関係者の			
	丸 太					死 傷			
	その他					雨 量 水 位 の			
						状 況			
水防活動に関する自己批判									
備 考									

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動報告書様式（例）

平成29年台風第〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・平成29年8月〇日～〇日)

〇概要

〇〇市消防団は、平成29年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

第 15 章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練

第 1 節 水防計画

- 1 指定水防管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは、これを変更しなければならない（法第 3 3 条第 1 項）。
- 2 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会又は市町村防災会議に諮らなければならない（法第 3 3 条第 2 項）。
- 3 指定水防管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するように努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない（法第 3 3 条第 3 項）。
- 4 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画に河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない（法第 3 3 条第 4 項）。
- 5 非指定水防管理団体の水防管理者は、上記に準じ、努めて水防計画を策定し、所轄土木事務所長に報告するものとする。

第 2 節 水防訓練

- 1 指定管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない（法第 3 2 条の 2 第 1 項）。
- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。（法第 3 2 条の 2 第 2 項）
- 3 沿岸部の水防管理団体にあつては、津波の来襲に備え、水防団の活動単位ごとに、参集時間、出動時間、安全な場所への退避時間等を把握し、活動可能時間を検証するための訓練も実施することが求められる。

第 3 節 津波避難訓練

津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、災害対策基本法第 4 8 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う津波に係る避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない（法第 3 2 条の 3）。

宮城県水防協議会委員・幹事名簿

令和7年5月29日現在

役 職 名	現 職 名	氏 名
会 長	宮城県知事	村 井 嘉 浩
委 員	東北地方整備局河川部長	林 雄 一 郎
〃	仙台管区気象台気象防災部長	岩 村 公 太
〃	東北運輸局総務部長	會 田 光
〃	陸上自衛隊第22即応機動連隊長	山 下 正 浩
〃	日本放送協会仙台放送局コンテンツセンター長	吉 田 賢 治
〃	東日本旅客鉄道株式会社東北本部鉄道事業部設備ユニットリーダー	佐々木 政 人
〃	東日本電信電話株式会社宮城事業部宮城支店設備部長	水 田 宗 徳
〃	公益財団法人宮城県消防協会会長	佐 藤 孝 義
〃	社会福祉法人萩の里理事長	阿 部 仁 美
〃	大和町消防団副分団長	蜂 谷 澄 江
〃	宮城県警察本部長	杉 本 伸 正
〃	宮城県復興・危機管理部長	高 橋 義 広
〃	〃 保健福祉部長	志 賀 慎 治
〃	〃 土木部長	齋 藤 和 城
幹 事	東北地方整備局河川部水災害予報センター長	佐 藤 克 彦
〃	〃 仙台河川国道事務所副所長	三 浦 俊 明
〃	〃 北上川下流河川事務所副所長	中 野 孝
〃	仙台管区気象台気象防災部予報課長	阿 部 真 治
〃	陸上自衛隊第22即応機動連隊第3科長	坂 口 雅 亮

〃	陸上自衛隊第2施設団本部第3科長	佐藤 裕一
〃	東日本電信電話株式会社宮城事業部宮城支店設備部災害対策室長	佐藤 亘
〃	宮城県警察本部警備部警備課災害対策室長	豊川 弘樹
〃	宮城県復興・危機管理部防災推進課長	横谷 光俊
〃	宮城県保健福祉部参事兼保健福祉総務課長	大泉 美津子
〃	〃 土木部副部長（技術担当）	鈴木 善友
〃	〃 〃 道路課長	永澤 浩司
〃	〃 〃 防災砂防課長	齋藤 秀一
〃	〃 〃 河川課長	千葉 周二

資 料 編

水防法-----	201
気象業務法（抄）-----	225
水防協議会条例-----	231
宮城県水防協議会規程-----	232
水防資材費補助について-----	233
水防活動実施の報告について-----	235
東北地方における災害等の相互応援に関する協定-----	238
水防計画作成の手引き（水防管理団体版）-----	249
迫川流域水防管理者・農業用排水施設等管理者協議会要綱-----	312
宮城県無線局一覧表-----	315

水 防 法

(昭和24年6月4日法律第193号)

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 水防組織（第三条―第八条）
- 第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）
- 第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）
- 第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）
- 第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）
- 第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）
- 第八章 罰則（第五十二条―第五十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者

をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財

産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服

務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（退職報償金）

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係るのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る

事項に限る。)を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知

しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土

交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

- 第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
- 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）

は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織

の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

- 第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
 - 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
 - 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

- 第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。
- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
 - 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
 - 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

- 第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
 - 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

- 第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。
- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者

- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法

第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

（水防警報）

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

（優先通行）

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

（緊急通行）

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（水防信号）

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（警戒区域）

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関

に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（警察官の援助の要求）

第二十二條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（応援）

第二十三條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（居住者等の水防義務）

第二十四條 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（決壊の通報）

第二十五條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

（決壊後の処置）

第二十六條 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

（水防通信）

第二十七條 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者

の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川における国土交通大臣の指示）

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

（水防訓練）

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（津波避難訓練への参加）

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

（水防計画）

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に

届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

（都道府県の費用負担）

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

（国の費用負担）

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

（費用の補助）

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（表彰）

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

（報告）

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二百十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

気 象 業 務 法 （抄）

（昭和27年6月2日法律第165号）

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 観測（第四条—第十二条）

第三章 予報及び警報（第十三条—第二十四条）

第三章の二 気象予報士（第二十四条の二—第二十四条の二十七）

第三章の三 民間気象業務支援センター（第二十四条の二十八—第二十四条の三十三）

第四章 無線通信による資料の発表（第二十五条・第二十六条）

第五章 検定（第二十七条—第三十四条）

第六章 雑則（第三十五条—第四十三条の五）

第七章 罰則（第四十四条—第五十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによつて、気象業務の健全な発達を図り、もつて災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。

2 この法律において「地象」とは、地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいう。

3 この法律において「水象」とは、気象、地震又は火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象をいう。

4 この法律において「気象業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

二 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動（以下単に「地震動」という。）に限る。）及び水象の予報及び警報

三 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表

四 地球磁気及び地球電気の常時観測並びにその成果の収集及び発表

五 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表

六 前各号の業務を行うに必要な研究

七 前各号の業務を行うに必要な附帯業務

5 この法律において「観測」とは、自然科学的方法による現象の観察及び測定をいう。

6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

8 この法律において「気象測器」とは、気象、地象及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。

（気象庁長官の任務）

第三条 気象庁長官は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うように努め

なければならない。

- 一 気象、地震及び火山現象に関する観測網を確立し、及び維持すること。
- 二 気象、地震動、火山現象、津波及び高潮の予報及び警報の中核組織を確立し、及び維持すること。
- 三 気象、地震動及び火山現象の観測、予報及び警報に関する情報を迅速に交換する組織を確立し、及び維持すること。
- 四 地震（地震動を除く。）の観測の成果を迅速に交換する組織を確立し、及び維持すること。
- 五 気象の観測の方法及びその成果の発表の方法について統一を図ること。
- 六 気象の観測の成果、気象の予報及び警報並びに気象に関する調査及び研究の成果の産業、交通その他の社会活動に対する利用を促進すること。

第二章 観測（略）

第三章 予報及び警報

（予報及び警報）

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

- 2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。
- 3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

- 2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かななければならない。
- 3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。
- 5 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第十四条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

- 2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。
- 3 第十三条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

- 2 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。
- 3 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。この場合において、同法第十一条の二第二項の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。
- 4 気象庁は、水防法第十一条の二第二項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たって、特に専門的な知識を必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めなければならない。
- 5 第十三条第三項の規定は、第一項から第三項までの予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第三項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。
- 6 第二項又は第三項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。
- 3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。
- 4 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。
- 5 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。
- 6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第十五条の二 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。

- 3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。
- 4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

（航空予報図の交付）

第十六条 気象庁は、国土交通省令で定める航空機に対し、その航行前、気象、地象（地震を除く。）又は水象についての予想を記載した航空予報図を交付しなければならない。

（予報業務の許可）

第十七条 気象庁以外の者が気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「予報業務」という。）を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可（以下この章において「許可」という。）は、予報業務の目的及び範囲（土砂崩れ（崖崩れ、土石流及び地滑りをいう。以下同じ。）、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「気象関連現象予報業務」という。）をその範囲に含む予報業務の許可にあつては、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うか否かの別を含む。第十九条第一項及び第四十六条第三号において同じ。）を定めて行う。
- 3 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報の業務（以下「特定予報業務」という。）をその範囲に含む予報業務の許可については、当該特定予報業務に係る予報業務の目的は、第十九条の三の規定による説明を受けた者にのみ利用させるものに限られるものとする。

（許可の基準）

第十八条 気象庁長官は、許可の申請書を受理したときは、次の基準によつて審査しなければならない。

- 一 当該予報業務を適確に遂行するに足りる観測その他の予報資料の収集及び予報資料の解析の施設及び要員を有するものであること。
- 二 当該予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項を迅速に受けることができる施設及び要員を有するものであること。
- 三 特定予報業務を行おうとする場合にあっては、第十九条の三の規定による説明を適確に行うことができる施設及び要員を有するものであること並びに当該説明を受けた者以外の者に予報事項が伝達されることを防止するために必要な措置が講じられていること。
- 四 気象又は地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。以下この号及び第十九条の二において同じ。）の予報の業務を行おうとする場合にあっては、当該業務に係る気象又は地象の予想を行う事業所につき、同条前段の要件を備えることとなつていること。
- 五 地震動、火山現象又は津波の予報の業務を行おうとする場合にあっては、当該業務に係る地震動、火山現象又は津波の予想の方法がそれぞれ国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 六 気象関連現象予報業務を行おうとする場合にあっては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める基準に適合するものであること。
 - イ 当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行わない場合 当該気象関連

現象予報業務に係る土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予想の方法がそれぞれ国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

ロ 当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行う場合 当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行う事業所につき第十九条の二前段の要件を備えることとなつてゐること及び当該気象関連現象予報業務に係る土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予想の方法がそれぞれイの技術上の基準に適合するものであること。

2 気象庁長官は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の場合を除いて許可しなければならない。

一 許可を受けようとする者が、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

二 許可を受けようとする者が、第二十一条の規定により許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

三 許可を受けようとする者が、法人である場合において、その法人の役員が第一号又は前号に該当する者であるとき。

3 気象庁長官は、土砂崩れ又は洪水の予報の業務をその範囲に含む予報業務の許可をしようとするときは、当該予報業務のうち土砂崩れ又は洪水の予想の方法が第一項第六号イの技術上の基準に適合するものであることについて、砂防又は水防に関する事務を行う国土交通大臣に協議しなければならない。

(変更認可)

第十九条 許可を受けた者が第十七条第二項の予報業務の目的又は範囲を変更しようとするときは、気象庁長官の認可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。

(気象予報士の設置及び業務)

第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、当該予報業務のうち気象又は地象の予想を行う事業所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、気象予報士（第二十四条の二十の登録を受けている者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該気象又は地象の予想については、気象予報士に行わせなければならない。

一 気象又は地象の予報の業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者

二 気象関連現象予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者（前号に掲げる者を除く。）であつて、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うもの

(特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者の説明義務)

第十九条の三 特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、当該特定予報業務を利用しようとする者に対し、その利用に当たつて留意すべき事項その他の国土交通省令で定める事項を説明しなければならない。

(警報事項の伝達)

第二十条 許可を受けた者は、当該予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項を当該予報業務の利用者に迅速に伝達するように努めなければならない。

(業務改善命令)

第二十条の二 気象庁長官は、許可を受けた者が第十八条第一項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合その他許可を受けた者の予報業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該許可を受けた者に対し、その施設及び要員又はその現象の予想の方法について同項各号に適合するための措置その他当該予報業務の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第二十一条 気象庁長官は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて業務の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二 第十八条第二項第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

(予報業務の休廃止)

第二十二条 許可を受けた者が予報業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

(警報の制限)

第二十三条 気象庁以外の者は、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(予報及び警報の標識)

第二十四条 形象、色彩、灯光又は音響による標識によつて気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水についての予報事項又は警報事項を発表し、又は伝達する者は、国土交通省令で定める方法に従つてこれをしなければならない。

第三章の二 気象予報士(略)

第三章の三 民間気象業務支援センター(略)

第四章 無線通信による資料の発表(略)

第五章 検定(略)

第六章 雑則(略)

第七章 罰則(略)

附 則(略)

水 防 協 議 会 条 例

(平成11年12月21日宮城県条例第68号)

(設置)

第一条 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号。以下「法」という。）第八条第一項の規定に基づき、宮城県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員の定数等)

第二条 協議会の委員の定数は、十五人以内とする。

2 委員（関係行政機関の職員である委員を除く。以下この条において同じ。）の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第五条 協議会に幹事及び書記を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則（略）

宮城県水防協議会規程

(趣旨)

第一条 この規程は、水防協議会条例（平成十一年宮城県条例第六十八号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、条例に定めるもののほか、宮城県水防協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集等)

第二条 協議会の招集は、会長が会議開催の五日前までに開催日時、開催場所及び議事事項を示して、委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

2 委員は、病気その他の理由により会議に出席できないときはあらかじめ会長に届け出なければならない。この場合においては、委員は、その代理者を出席させることができる。

3 前項の規定により、代理者が出席するときで、委員の書面による委任がある場合は、委員が出席したものとみなす。

(会議録)

第三条 協議会に関する次の事項は、会議録に記載しなければならない。

- 一 開催の日時及び場所
- 二 出席委員及び欠席委員の氏名
- 三 説明等のため出席した者の氏名
- 四 諸報告の概要
- 五 議事の概要
- 六 その他会議において必要と認める事項

(幹事会)

第四条 会長は、協議会の運営について必要があるときは、幹事会を開催することができる。

2 幹事会の運営については、協議会の例に準ずるものとする。

(専決処分)

第五条 会長は、協議会に属する事務のうち、次の各号に掲げるものについては、専決処分することができる。

- 一 水防に関する情報を収集する。
- 二 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- 三 知事に対し、緊急を要する必要な意見を具申すること。
- 四 宮城県水防計画の軽易な事項の修正について、幹事会の検討を得て知事に意見を具申すること。
- 五 その他軽易な事項

(委任)

第六条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が別に定める。

水防資材費補助について

〔 昭和 59 年 11 月 22 日 建設省河治発第 59 号 〕
〔 都道府県土木主管部長あて 河川局治水課長通達 〕

昭和 59 年 11 月 2 日付けで激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 59 年政令第 315 号)が施行されたことに伴い、水防資材費補助については、昭和 60 年度要求より別添「水防資材費国庫補助基準」に基づき取扱うこととしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、貴管下水防管理団体に対しても、その旨周知徹底方お願いする。

水防資材費国庫補助基準

第 1 国庫補助の対象

次の各号に掲げるものを補助対象とする。

(1) 一般災害に係るもの

1 月 1 日から 10 月 31 日までの間に行った水防活動に際して使用した水防資材の費用について補助するものとする。

ただし、激甚災害に指定された期間内のものを除くものとする。

(2) 激甚災害に係るもの

激甚災害に指定された期間内において行った水防活動に際して使用した水防資材の費用について補助するものとする。

第 2 補助基本額及び補助率

第 3 により算出した水防資材費の合計額が、都道府県にあつては 150 万円以上、水防管理団体にあつては 25 万円以上となる場合にその合計額の 3 分の 1 を補助する。ただし、激甚災害に係るものについて、都道府県にあつては 190 万円、水防管理団体にあつては 35 万円を越える部分がある場合にその超過額の 3 分の 2 を補助する。

第 3 国庫補助の対象となる水防資材の範囲及び費用の算定

- (1) 第 1 及び第 2 に規定する水防資材は、俵、かます、布袋類、畳、むしろ、縄、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、蛇籠、置石及び土砂とする。ただし、水防の用途に再使用し、又は他の用途に使用することができるもの及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和 26 年政令第 107 号)第 4 条の規定により災害復旧事業の事業費に含まれる費用に係るものは、補助基本額から控除するものとする。

- (2) 使用した水防資材費の算定は、次の各号によるものとする。

イ 水防倉庫等の備蓄資材を使用した場合は、当該資材の購入価格とする。

ロ 水防法第 21 条の規定により公用徴収した資材については、その弁償価格とする。

- ハ 都道府県から有償で補給を受けた資材については、都道府県における当該資材の購入価格とする。
- ニ 一般市場から購入して使用した資材については、通常の場合における時価の範囲とする。
- ホ 前記各号の資材で数次に分けて購入し、又は徴収した資材のうち、その一部のみを使用した場合において個別に単価の明らかなでない場合は、その平均単価をもつて使用した資材の単価とみなす。

水防活動実施の報告について

〔昭和 61 年 4 月 30 日 建設省河治発第 22 号〕
土木部長あて 建設省河川局治水課長通達

標記については、本年 4 月 1 日以降からは、左記により取扱うこととしたので遺憾のないよう取り計らわれない。

記

1 洪水・高潮に際して水防活動を実施したときは、別紙様式により報告すること。

2 報告日及び調査対象期間は、次によるものとする。

(報告日) (調査対象期間)

- ① 6 月 10 日 (1 月 1 日～ 5 月末日, (1 月～ 5 月))
- ② 8 月 10 日 (～ 7 月末日, (6 月～ 7 月))
- ③ 10 月 10 日 (～ 9 月末日, (8 月～ 9 月))
- ④ 1 月 15 日 (～ 12 月末日, (10 月～ 12 月))

ただし、当該期間において水防活動を行わない場合は、報告の必要はない。

3 その他

- ① 水防資材費の国庫補助申請にあたっては、水防活動実施報告に基づき申請すること。
- ② 水防資材を購入した場合の購入証拠書類、備蓄水防資材を使用した場合の水防資材受払簿及び水防活動を行った現地の写真等の整備を図ること。
- ③ 本通達に基づく報告のほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和 37 年法律第 150 号)の適用が予想される場合は、異常気象等による特定の期間別の実施状況等必要に応じ報告を求める場合があるので、照会があった場合は直ちに報告できる態勢を確立しておくこと。

水防活動報告書様式

水防活動実施報告書

年号 年 月 日

作成責任者

出 水 の 概 況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水 防 実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日 時	自 月 日 時		至 月 日 時						
出 動 人 員	水防団員		消防団員		その他		合 計		
	人		人		人		人		
水防作業 の 概 況 及び工法	箇 所 m 工 法								
水 防 の 結 果	効果 被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使 用 資器材	かます、俵					居 住 者 の			
	万年、土俵					出 動 状 況			
	な わ					水防関係者の			
	丸 太					死 傷			
	その他					雨 量 水 位 の			
						状 況			
水防活動に関する 自 己 批 判 備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動報告書様式（例）

平成29年台風第〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・平成29年8月〇日～〇日)

〇概要

〇〇市消防団は、平成29年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輸工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

東北地方における災害等の相互応援に関する協定

国土交通省東北地方整備局（以下「東北地方整備局」という。）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、仙台市及び東日本高速道路株式会社東北支社（以下「構成機関」という。）は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合の相互応援をより円滑に行うために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、構成機関が所管する区域内において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合の相互応援の内容を定め、もって災害等の拡大の防止と被災施設の早期の応急復旧に資することを目的とする。

（応援内容）

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を含む。）
- 二 構成機関への職員の派遣
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧資機材の貸し付け
- 五 構成機関が保有する通信機器等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 構成機関が関係団体等に対し要請が必要な場合の協力
- 八 必要最小限の災害等緊急対応
- 九 その他必要と認められる事項

（災害等状況調査並びに連絡）

第3条 災害等が発生し、被災した構成機関が、本協定により他の構成機関からの応援を要請する場合は、その内容を東北地方整備局に連絡するものとする。

- 2 東北地方整備局は、被災した構成機関から上記の連絡があった場合、その内容を他の構成機関に連絡するものとする。

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要する構成機関は、第2条に定める応援内容を明らかにし、口頭もしくは電話により応援を要請し、後日、応援した構成機関に対し、速やかに文書で応援要請手続きを行うものとする。

(応援要請によらない応援)

第5条 災害等が発生し、被災による連絡不能又は災害等に伴う進行性のある災害等の発生により、被災した構成機関から応援の要請はないが、特に緊急を要し応援の要請を待ついとまがないと認められる場合においては、前条の規定にかかわらず、構成機関は第2条の規定に関し独自の判断により応援できるものとする。

(応援の実施)

第6条 第4条の規定により応援要請を受けた場合もしくは前条の規定により応援の判断をした場合、構成機関は可能な限り相互に協議のうえ、応援を行うものとする。

(応援の終了)

第7条 前条の応援の終了については、現地の状況等を踏まえ、構成機関が相互に協議のうえ終了するものとする。

(費用負担)

第8条 第4条及び第5条に基づく第2条第2号から第9号までの応援に要する費用は、応援を受けた構成機関の負担とする。ただし、別に定める場合及び応援を受けた構成機関と応援を行った構成機関で協議した結果、合意が得られた場合についてはこの限りではない。

(他の協定等との関係)

第9条 この協定は、構成機関が既に締結している他の相互応援協定等による応援及び新たな相互応援協定等を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、構成機関が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、別途、定めるものとする。

付則

- 1 平成21年3月26日に締結された「東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申合せ」は、これを廃止する。

平成31年 3月25日

国土交通省
東北地方整備局長 高田 昌行

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増 拓也

宮城県知事 村井 嘉浩

秋田県知事 佐竹 敬久

山形県知事 吉村 美栄子

福島県知事 内堀 雅雄

仙台市長 郡 和子

東日本高速道路株式会社
東北支社長 松崎 薫

「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」における協定実施細目

(趣旨)

第 1 条 この協定実施細目は、東北地方における災害等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第 10 条第 2 項の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものである。なお、「災害等」とは、構成機関相互の応援が必要と認められる事案をいう。例えば、地震、大雨等の自然災害、林野火災、原子力災害、及び鳥インフルエンザの発生等をいう。

(東北地方整備局の応援内容の想定)

第 2 条 国土交通省東北地方整備局（以下、「東北地方整備局」とする。）が実施する協定の第 2 条で定める応援内容は、次のとおり想定している。

1. 「情報の収集・提供（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を含む）」とは以下の項目をいう。

(1) 画像提供

河川、砂防、道路 CCTV、ヘリコプター画像、衛星通信車、Ku-SAT 画像の提供、TV 会議の開催、海保、自衛隊等から提供された画像の転送、他の地方整備局から提供された画像の転送等。

(2) 情報収集

被災自治体に派遣された現地情報連絡員（リエゾン）による情報収集等。

2. 「構成機関への職員の派遣」とは、東北地方整備局、他の地方整備局、北海道開発局及び国土技術政策総合研究所の職員による緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を想定している。

3. 「災害に係る専門家の派遣」とは、国土交通省以外の機関である独立行政法人土木研究所、建築研究所、港湾空港技術研究所等の専門家の派遣を想定している。

4. 「構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧機材の貸し付け」とは、以下の項目をいう。

(1) 貸与機械

東北地方整備局は、構成機関に貸与する機械設備として、災害対策用機械・通信設備一覧表及び道路維持用機械・除雪機械一覧表を、年度当初に構成機関へ報告するものとする。

(2) 運用報告

貸与を受けた構成機関は、貸与期間中の機械設備の稼働時間等、その運用結果について、様式-3 を用いて東北地方整備局に報告するものとする。

(3) 貸与期間

他の災害等への対応に備え、貸与期間は、設置が終了した日から要請者側が応急対策資機材の現場配備を整えるまでの必要最小限度の期間とする。なお、東北地方整備局は貸与機械設備の引き揚げに当たっては、貸与した構成機関に対して、事前に代替え措置について提案助言するとともに、引き揚げの時期について協議するものとする。

5.「構成機関が保有する通信機器の貸し付け及び操作員の派遣」とは、以下の項目をいう。

(1) 貸与通信設備

東北地方整備局は、構成機関に貸与する通信設備として、災害対策用機械・通信設備一覧表を、年度当初に構成機関へ報告するものとする。

(2) 操作員の派遣

貸与する通信設備の操作員を、通信設備と共に派遣できるものとする。

(3) 運用報告

貸与を受けた構成機関は、貸与期間中の通信設備の稼働時間等、その運用結果について、様式－3を用いて東北地方整備局に報告するものとする。

(4) 貸与期間

他の災害等への対応に備え、貸与期間は、設置が終了した日から要請者側が応急対策資機材の現場配備を整えるまでの必要最小限度の期間とする。なお、東北地方整備局は貸与通信設備の引き揚げに当たっては、貸与した構成機関に対して、事前に代替え措置について提案助言するとともに、引き揚げの時期について協議するものとする。

6.「通行規制等の措置」とは、直轄国道の如何に係わらず、道路啓開、応急復旧及び通行規制の支援をするものとする。

7.「構成機関の関係団体等に対する要請」とは、「災害時における応急対策業務に関する協定」第3条3項に基づき、自治体の災害等に関し、東北地方整備局が（一社）日本建設業連合会等に出動を要請するものである。

8.「必要最小限の災害等緊急対応」とは、以下の項目をいう。

(1) 災害等緊急対応事業

災害等発生直後の緊急調査等で発見された被災箇所で、最終的に応急復旧等を実施する者が不明あるいは未調整で、実施主体や分担が決定されるまでの間、放置すれば被害拡大及び二次災害のおそれがあるため、民生の安定上、国が主体となって、緊急的に対応を実施する必要がある場合に実施

(2) 要請に基づく緊急対応

災害等により被災があった構成機関から要請を受けた場合に実施

(連絡担当部局)

第3条 協定第3条で定める連絡のため、構成機関は、相互応援のための連絡担当部課名、連絡責任者及び同補助者の役職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(応援要請の方法)

第4条 協定第4条で定める応援要請は、口頭もしくは電話で連絡責任者に連絡するものとし、後に、様式－1を用いて文書を速やかに提出するものとする。

(応援内容)

第5条 協定第6条で定める応援内容を決定した場合は、別添様式－2を用いて応援先構成機関あて報告するものとする。

(費用負担)

第 6 条 東北地方整備局が行う以下の応援内容については、協定第 8 条の定めによらず以下のとおり費用を負担するものとする。

1. 協定第 2 条第 2 号の「構成機関への職員の派遣」の費用負担

東北地方整備局等の職員による応援については、東北地方整備局の負担とする。

2. 協定第 2 条第 3 号の「災害に係る専門家の派遣」の費用負担

災害に係る専門家の派遣については、東北地方整備局又は各独立行政法人の負担とする。

3. 協定第 2 条第 4 号「構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧機材の貸し付け」及び第 5 号「構成機関が保有する通信機器の貸し付け及び操作員の派遣」の費用負担

(1) 費用負担

①貸与機械・通信設備の使用料は無償とする。

②貸与期間中の燃料、操作員の賃金等は、貸与を受けた構成機関が支払うものとする。ただし、協議した結果、合意が得られた場合はこの限りでない。

(2) 負担区分（応急組立橋）

応急組立橋の貸与に係る費用は、搬出から運搬、設置、撤去、返納まで、全て 貸与を受けた構成機関が負担するものとする。

(3) 負担区分（応急組立橋以外）

貸与機械・通信設備（応急組立橋以外）の配備に関する負担区分は次によるものとする。

① 当初設置までに要する費用は東北地方整備局が負担する。

② 貸与期間中の再移動、再設置に要する費用は貸与を受けた構成機関の負担とする。

③ 東北地方整備局は、当初設置終了後、貸与を受ける構成機関へ機械・通信設備の管理を移管するものとする。貸与期間中の機械・通信設備の損傷については、貸与を受けた構成機関が弁償するものとする。

④引き揚げに要する費用のうち、機械・通信設備の運搬（回送）費は東北地方整備局が負担する。

(4) 用語の定義

①（3）の当初設置とは、災害対策用機械・通信設備を設置し機器本来の運用が可能なる状態をいう。

②（3）の再設置とは、災害対策用機械・通信設備の移設または機能の増強の為の機器の増設等を行う場合をいう。

4. 協定第 2 条第 8 号の「必要最小限の災害等緊急対応」の費用負担

(1) 災害等緊急対応事業の費用負担

「災害等緊急対応事業」として実施した場合の費用については、東北地方整備局が負担する。

(2) 要請に基づく緊急対応の費用負担

「要請に基づく緊急対応」として実施した場合の費用については、要請を行った構成機関の負担とする。ただし、協議した結果、合意が得られた場合についてはこの

限りではない。

(付則)

この協定実施細目は、平成３１年　３月２５日から効力を生ずる。

様式－ 1

○ ○ ー ○ ○ ○ ○
平成 年 月 日

(応援を要請される構成機関の長) 殿

応援を要請する構成機関の長
(公印省略)

応援要請書

「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」第4条の規定に基づき、次のとおり
応援要請します。

1. 場所 (位置図等を添付)

2. 応援要請内容

(参考：記載内容の項目及び詳細)

- ・被災情報の収集及び連絡
- ・被災状況の調査
- ・重機、資機材等の調達
- ・応急対策工事の実施
- ・その他特に必要な業務

担当者	所属
	職氏名
	連絡先 (TEL/FAX)

○ ○ ー ○ ○ ○ ○
平成 年 月 日

(応援を要請した構成機関の長) 殿

応援を要請された構成機関の長
(公印省略)

協定第 6 条に基づく応援の実施について

「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」第 6 条の規定に基づき、
平成 年 月 日付け○○－○○○○で要請のあったことについては次のとおり
行います。

1. 応援内容

(参考：記載内容の項目及び詳細)

- ・被災情報の収集及び連絡
- ・被災状況の調査
- ・重機、資機材等の調達
- ・応急対策工事の実施
- ・その他特に必要な業務

担当者 所属
職氏名
連絡先 (TEL/FAX)

様式－３

○ ○ ー ○ ○ ○ ○
平成 年 月 日

(応援を要請された構成機関の長) 殿

応援を要請した構成機関の長
(公印省略)

運用報告

「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」における協定実施細目第２条の規定に基づき、次のとおり運用報告します。

機械および機器 名称	出動場所	稼動状況 (運転日数 及び運転時間)	その他

担当者 所属
職氏名
連絡先 (TEL/FAX)

水防計画作成の手引き

(水防管理団体版)

令和6年12月
国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室

令和6年12月版「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」

本手引きは、水防管理団体が水防計画を作成する際に参考となるよう、水防計画の作成イメージ例（指定水防管理団体としてある市を想定）を示すとともに解説として作成時に留意すべき事項を示したものである。

また、各事項について、法律に規定されている等の理由により必ず記載すべきと考えられるものは【必須】、特に規定等はないものの水防事務を円滑に進めるためには記載するのが望ましいと考えられるものは【推奨】、それ以外でも記載しておくと考えとなるものは【任意】と区分し、解説に記述した。

指定水防管理団体は、本手引きを参考にし、管轄地域の実情に合わせて適宜補足、変更を加え、水災の警戒、防御、被害軽減に寄与するよう関係者が検討・協議を進め、都道府県の水防計画に応じた水防計画を作成することとする。

なお、地域防災計画と水防計画の策定事務の簡素化を図ることが可能であるため、計画を修正する場合は、以下の方法による対応も可能である。

- ・地域防災計画と水防計画を一体化する方法

※この場合、水防計画が地域防災計画に含まれる旨をインターネット等で明示することが望ましい。

- ・地域防災計画の水防に関する事項は要点のみを簡潔に記載し、詳細は別に定める水防計画によるものとする旨を明示する方法

〇〇市町村水防計画

<目次例>

第1章 総則

- 1.1 目的
- 1.2 用語の定義
- 1.3 水防の責任等
- 1.4 水防計画の作成及び変更
- 1.5 津波における留意事項
- 1.6 安全配慮

第2章 水防組織

第3章 重要水防箇所

第4章 予報及び警報

- 4.1 気象庁が行う予報及び警報
- 4.2 洪水予報河川における洪水予報
- 4.3 水位周知河川における水位到達情報
- 4.4 水位周知下水道における水位到達情報
- 4.5 水位周知海岸における水位到達情報
- 4.6 水防警報

第5章 水位等の観測、通報及び公表

5.1	水位の観測、通報及び公表
5.2	雨量の観測及び通報
5.3	水位等の通報系統図
第6章	気象予報等の情報収集
第7章	ダム・水門等の操作
7.1	ダム・水門等
7.2	操作の連絡等
7.3	連絡系統
第8章	通信連絡
8.1	通信連絡系統
8.2	災害時優先通信の取扱い
8.3	その他の通信施設の使用
第9章	水防施設及び輸送
9.1	水防倉庫及び水防資器材
9.2	輸送の確保
第10章	水防活動
10.1	水防配備
10.2	巡視及び警戒
10.3	水防作業
10.4	緊急通行
10.5	警戒区域の指定
10.6	避難のための立退き
10.7	決壊・漏水等の通報及びその後の措置
10.8	水防配備の解除
第11章	水防信号、水防標識等
11.1	水防信号
11.2	水防標識
11.3	身分証票
第12章	協力及び応援
12.1	河川管理者の協力及び援助
12.2	下水道管理者の協力
12.3	水防管理団体相互の応援及び相互協定
12.4	警察官の援助要求
12.5	自衛隊の派遣要請
12.6	国（河川事務所、地方気象台等）との連携
12.7	企業（地元建設業等）との連携
12.8	住民、自主防災組織等との連携
第13章	費用負担と公用負担
13.1	費用負担

13.2	公用負担
第14章	水防報告等
14.1	水防記録
14.2	水防報告
第15章	水防訓練
第16章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置
16.1	洪水、内水、高潮対応
16.1.1	洪水浸水想定区域の指定状況
16.1.2	内水浸水想定区域の指定状況
16.1.3	高潮浸水想定区域の指定状況
16.1.4	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保及び浸水の防止のための措置
16.1.5	洪水・内水・高潮ハザードマップ
16.1.6	予想される水災の危険の周知等
16.1.7	地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等
16.1.8	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等
16.1.9	大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等
16.1.10	浸水被害軽減地区
16.2	津波対応
16.2.1	津波災害警戒区域の指定
16.2.2	市町村地域防災計画の拡充
16.2.3	津波ハザードマップの作成・周知
16.2.4	避難促進施設に係る避難確保計画
第17章	水防協力団体
17.1	水防協力団体の指定
17.2	水防協力団体の業務
17.3	水防協力団体と水防団等の連携
17.4	水防協力団体の申請・指定及び運用

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、〇〇県知事から指定された指定水防管理団体たる〇〇市が、同法第33条第1項の規定に基づき、〇〇市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、〇〇市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防衛し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

<解説>

【推奨】目的は計画の前提となるものであり、法第1条の目的を達するため、法第33条第1項により指定水防管理団体の水防計画を策定するといった内容を記述することが望ましい。なお、水害予防組合等、活動範囲を明記する必要がある水防管理団体については、水防管理団体の活動範囲について記載することが望ましい。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10

条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他の法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。

(13) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。

(14) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(15) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(16) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(17) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(18) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(19) 内水氾濫危険水位

法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(20) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(21) 雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(22) 高潮特別警戒水位

法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(24) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(25) 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(26) 高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条の3）。

(27) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第15条の6）。

<解説>

【任意】水防計画内で使用する用語について、法の条文等を用用するなどして、その定義を記述する。

【必須】水位到達情報及び洪水予報並びに洪水等に関する防災用語の防災情報体系については、「洪水等に関する防災情報体系の見直しについて」（平成18年10月1日、国河情第3号）及び「洪水時における情報提供の充実にについて」（平成26年4月8日、国水環第2号）に基づき記述すること。

【必須】法第2条第8項及び法第16条に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事による水防警報は「発令」ではなく、「発表」と記述すること。

【必須】「はん濫」は、「常用漢字表」（平成22年内閣告示第2号）により、各行政機関が作成する公文文において「氾濫」と表記するものとされている。既存の各種システム等が「洪水等に関する防災情報体系のあり方」について（洪水等に関する防災用語改善検討会

平成18年6月22日提言)」で定義された用語を「はん濫」のまま用いている場合には整合性に留意する必要がある。

【必須】法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位、法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位、または法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位に相当する水位について記述すること。なお、河川については「洪水時における情報提供の充実について」の通知に基づき、原則として平成27年4月から洪水特別警戒水位は氾濫危険水位に相当するものと変更することとした。

【任意】上記「洪水時における情報提供の充実について」の通知に基づき、氾濫危険水位は市町村長の避難指示の発令判断の目安、避難判断水位は高齢者等避難の発令判断の目安である旨記載しても良い。

1.3 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 都道府県の責任

都道府県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ②水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- ⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
- ⑩洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- ⑪都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑫水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑬水防信号の指定（法第20条）
- ⑭避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑮緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑯水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

(2) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第5条）
 - ②水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
 - ③平常時における河川等の巡視（法第9条）
 - ④水位の通報（法第12条第1項）
 - ⑤水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第13条の2第2項）
 - ⑥内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条の2）
 - ⑦浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
 - ⑧避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
 - ⑨避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
 - ⑩浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
 - ⑪予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
 - ⑫水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
 - ⑬緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
 - ⑭警戒区域の設定（法第21条）
 - ⑮警察官の援助の要求（法第22条）
 - ⑯他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
 - ⑰堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
 - ⑱公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
 - ⑲避難のための立退きの指示（法第29条）
 - ⑳水防訓練の実施（法第32条の2）
 - ㉑（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
 - ㉒（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
 - ㉓水防協力団体の指定・公示（法第36条）
 - ㉔水防協力団体に対する監督等（法第39条）
 - ㉕水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ㉖水防従事者に対する災害補償（法第45条）
 - ㉗消防事務との調整（法第50条）
- (3) 国土交通省の責任
- ①洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

(2) 水防協議会の設置

市町村は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

(3) 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

<解説>

【推奨】水防管理団体の水防計画について、都道府県との協議時期等を記述しておくことが望ましい。また、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するための水防協議会を設置している場合は、その設置に関しても記述しておくことが望ましい。(なお、水防協議会を設置していない水防管理団体については、法第 33 条の規定により、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定水防管理団体にあっては当該市町村防災会議に諮ることとなる。)大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会については、協議が調った事項は法第 15 条の 9 第 3 項 (同項を第 15 条の 10 第 3 項において準用する場合を含む)により水防計画作成者の責任においてこれを実施する責務を負うため、記述しておくことが望ましい。

1.5 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能になることがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

1.6 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

例) 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の作成例

②量水標管理者からの水位の通報及び公表 (法第 12 条)

③水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知 (法第 13 条第 1 項)

④洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知 (法第 13 条の 4)

⑤洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知 (法第 14 条)

⑥大規模氾濫減災協議会の設置 (法第 15 条の 9)

⑦水防警報の発表及び通知 (法第 16 条第 1 項及び第 2 項)

⑧重要河川における都道府県知事等に対する指示 (法第 31 条)

⑨特定緊急水防活動 (法第 32 条)

⑩水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言 (法第 40 条)

⑪都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言 (法第 48 条)

(4) 河川管理者の責任

①水防管理団体が行う水防への協力 (河川法第 22 条の 2)

②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言 (法第 15 条の 12)

(5) 気象庁の責任

①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知 (法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項)

②洪水予報の発表及び通知 (法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項)

(6) 居住者等の義務

①水防への従事 (法第 24 条)

②水防通信への協力 (法第 27 条)

(7) 水防協力団体の義務

①決壊の通報 (法第 25 条)

②決壊後の処置 (法第 26 条)

③水防訓練の実施 (法第 32 条の 2)

④津波避難訓練への参加 (法第 32 条の 3)

⑤業務の実施等 (法第 36 条、第 37 条、第 38 条)

<解説>

【任意】法に規定されている水防に関係する各主体の責任、義務、またそれに関連する主な事務内容について記述する。

1.4 水防計画の作成及び変更

(1) 水防計画の作成及び変更

市町村は、毎年、都道府県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、〇〇県知事に届け出るものとする。

また、市町村は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

市町村の水防組織

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

```

graph TD
    A[水防本部長] --> B[副本部長]
    B --> C[指揮監]
    C --> D[副指揮監]
    D --> E[指揮班]
    E --> F[管理班]
    E --> G[調査班]
    E --> H[災害調査班]
    E --> I[警防班]
    E --> J[現地指導班]
    E --> K[指揮監付]
    K --> L[連絡調整班]

```

水防本部長	市長
副本部長	副市長
指揮監	土木部長
副指揮監	土木部次長
指揮監付	監理課長、
指揮班長	砂防課長、河川課長

(注) 上図は洪水・内水を想定したものであるが、津波、高潮時においては指揮班長を「河川課長」と「海岸担当の課長」とする。

班 名	班 長	班 員	業 務
指揮班	河川課長	土木部長・課長補佐、 技術補佐	水防業務全般にわたる指揮及び緊急処対策
管理班	河川課管理係長	河川課管理係員	水防業務全般にわたる企画、水防資器材及び気象情報の整備（雨量、水位、風速、流量、潮位、気象情報の調査、記録及び通報）
調査班	河川課災害係長	河川課災害係員	土木災害関係の通報、土木災害状況の記録報告、災害発生急復旧の調査業務配分
災害調査班	河川課防災海岸係長 道路維持課維持補修係長	河川課防災海岸係員 道路維持課維持補修係員	河川、海岸災害の調査 道路の災害調査
	港湾空港課防災係長 砂防課砂防係員	港湾空港課防災係員 砂防課砂防係員	港湾の災害調査 砂防の災害調査
	建築課監察指導係長 建築課住宅政策室住宅企画係長	建築課監察指導係員 建築課住宅政策室住宅企画係員	宅地地の災害調査 住宅の災害調査
警防班	河川課治水係長 " 開発係長	河川課治水係員 " 開発係員	水防士法の指導
連絡調整班	監理課企画調整係長	監理課企画調整係員	部内の連絡調整

- ## ＜解説＞

【必須】法第7条第2項において、「水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならぬ」とされており、水防活動時に通信機器を携帯する、ライフジャケットを着用する等の装備について明確化して記述すること等が考えられる。また、安全確保のため、地域の具体的な避難行動を踏まえて、一つの水防固あるいは水防団員が受け持つ水門や樋門の数を見直すといった地域の実情、遠隔操作等が可能な水門・樋門の整備状況などに応じた検討を行い、水防計画に反映するものとする。

【推奨】出水期前には、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。特に、堤防決壊前の退避の判断に資するため、決壊直前の堤体の挙動や漏水の事例等は、水防団員全員に資料配布することが望ましい。

本表に含まれない者は指揮監の指示により臨時に所要の業務を分担する。

注) 上表は洪水・内水を想定したものであるが、津波、高潮時においては「河川担当の役職者」の部分に「海岸担当の役職者」を加える。

＜解説＞

【必須】水防管理団体の水防組織について、都道府県の水防組織に準じて水防本部及び本部各班（現地指導班を含む）の事務分担等について、各水防管理団体の実情に合わせて記述する。災害対策本部が設置された場合の水防本部の扱いも適宜補足すること。

【推奨】平成 27 年の水防法改正に伴い、水防法の目的に内水が明示されたが、従前より内水に対する水防活動は、洪水に対する水防活動の一環として含まれてきたものであることから、体制変更の必要はないが、実情に応じ適宜見直すものとする。

第 3 章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料 3－1 のとおりであり、市町村内の設定箇所及び氾濫した場合に氾濫水が市町村内に到達する設定箇所は、資料 3－2 のとおりである。

また、都道府県内の設定箇所は、資料 3－3 のとおりである。

＜解説＞

【必須】「水防体制の強化について」（昭和 57 年 1 月 25 日建設省河治発第 6 号）において、重要水防箇所は水防計画の内容とすることとされており、国及び都道府県管理の重要水防箇所の設定基準、管轄地域内における設定箇所及び氾濫した場合に市町村内に氾濫水が到達する設定箇所について記述する。設定箇所については、河川名、地先名、左右岸、延長、位置、重要度、注意を要する理由、水防対策工法等を一覧表にまとめておく。また、水防管理団体が独自に水防上注意の必要な箇所を設定している場合、その場所も合わせて整理しておく。管轄地域外であっても、当該箇所が氾濫した場合に市町村内に氾濫水が到達する場合には、当該箇所を管轄する水防管理者又は量水標管理者から水位の通報、水防管理者等（水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者）から決壊・漏水等の通報を受けることとなる。

【必須】重要水防箇所は、河川管理者等と合同で点検を行うなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視を行う（第 10 章参照）。

【推奨】河川管理者等との合同点検に水防団も参加するなど、水防団との重要水防箇所に係る情報共有を図ることが望ましい。

【推奨】設定箇所については、担当する水防団や住民の避難場所等も記載しておくことが望ましい。また、位置が把握しやすいように、地図上に示しておくことが望ましい。

【推奨】水防管理団体は、決壊・漏水等が発生したときは、直ちに関係者に通報しなければならぬため、氾濫した場合に氾濫水が到達する関係市町村を重要水防箇所ごとに整理しておくことが望ましい（第 10 章参照）。

【推奨】重要水防箇所評定基準（案）は、平成 31 年 2 月に見直されているので、これを踏まえた重要水防箇所の見直しを図る。

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

〇〇気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を〇〇地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられない。

(大雨注意報発表基準) (例)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北部	〇〇	〇〇市	〇〇	〇〇
【備考】 ※基準値における「…」以上の「以上」は省略した。 ※土壌雨量指数基準は1 km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。				

(大雨警報発表基準) (例)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北部	〇〇	〇〇市	〇〇	〇〇
【備考】 ※基準値における「…」以上の「以上」は省略した。 ※土壌雨量指数基準は1 km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。				

(洪水注意報発表基準) (例)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数)	指定河川洪水予報による発表
北部	〇〇	〇〇市	〇〇川流域＝〇〇	〇〇川流域＝△ △、〇〇	〇〇川 [△△]
【備考】 ※基準値における「…」以上の「以上」は省略した。 ※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川のない市町村等の基準値は空欄としている。 ※欄中、「〇〇川流域＝〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※欄中、「〇〇川流域＝△△、〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“—”で示している。 ※「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川 [△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。					

(洪水警報発表基準) (例)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	複合基準 (表面雨量指数、流域雨量指数)	指定河川洪水予報による発表
北部	〇〇	〇〇市	〇〇川流域＝ 〇〇川流域＝ △、〇〇	〇〇川 [△△]
【備考】 ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 ※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川のない市町村等の基準値は空欄としている。 ※欄中、「〇〇川流域＝〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※欄中、「〇〇川流域＝△△、〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。 ※「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川 [△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。				

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)
気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報 (浸水害) の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
大雨警報 (浸水害) の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生 の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 (常時10分毎に更新)。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生 の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報 (常時10分毎に更新)。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測 (降水短時間予報等) を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報 (常時10分毎に更新)。

(高潮注意報発表基準) (例)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準
北部	〇〇	〇〇市	〇〇m
【備考】 ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 ※潮位の基準面は、東京湾平均海面 (TP) である。 ※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。			

(高潮警報発表基準) (例)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準
北部	〇〇	〇〇市	〇〇m
【備考】 ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 ※潮位の基準面は、東京湾平均海面 (TP) である。 ※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。			

(大雨・高潮特別警報発表基準)

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

(津波警報・注意報の種類)

津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

(ア) 種類

大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるとき発表 (予想される津波の最大波の高さが高いところ) で3mを超える場合)

津 波 警 報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表 (予想される津波の最大波の高さが高いところ) で1mを超え、3m以下の場合)

津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表 (予想される津波の最大波の高さが高いところ) で0.2m以上、1m以下の場合)

津 波 予 報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表

(ウ) 津波情報

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

(津波情報の種類)

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さを発表します。 ※各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

(注) 3 津波警報等の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1 m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが2 0 c m未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沿岸からの距離が100km 以内の観測点について沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で3 m以下、津波警報を発表している沿岸で1 m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。沿岸からの距離が100km を超える観測点について、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」とする。

4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ウェブサイトでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表する。

(エ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	2 0 c m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他	高いところでも2 0 c m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特

(イ) 発表される津波の高さ等

種類	予想される津波の高さ	
	高さの区分 (発表基準)	数値での表現
大津波警報	1 0 m～	1 0 m超
	5 m～1 0 m	1 0 m
	3 m～5 m	5 m
津波警報	1 m～3 m	3 m
津波注意報	2 0 c m～1 m	1 m

(注) 1 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(津波注意報発表基準) (例)

津波予報区	区域	発表基準
〇〇湾	〇〇県(△△岬以東に限る)	〇〇湾で予想される津波の最大波の高さが高いところで、0. 2メートル以上1メートル以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合
【備考】		

(津波警報発表基準) (例)

津波予報区	区域	発表基準
〇〇湾	〇〇県(△△岬以東に限る)	(大津波警報) 〇〇湾で予想される津波の最大波の高さが高いところで3メートルを超える場合 (津波警報) 〇〇湾で予想される津波の最大波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下である場合
【備考】		

の情報に含めて発表)	段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)

(気象庁が発表する特別警報) (参考)

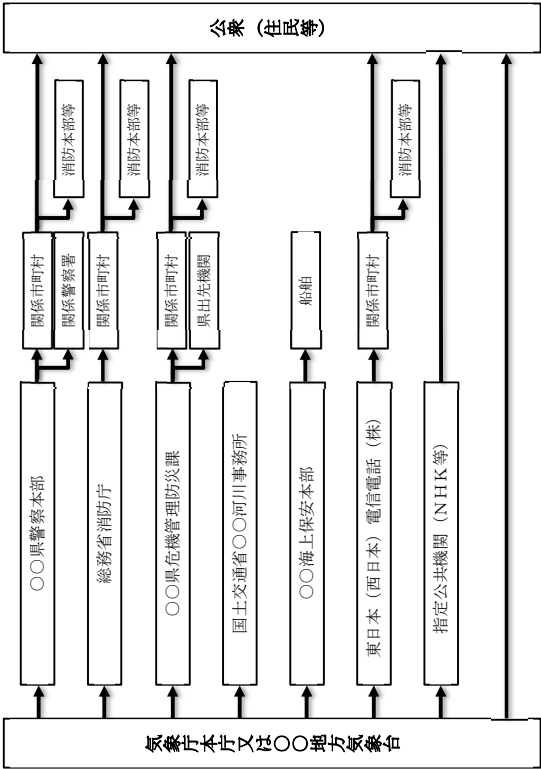
気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

①洪水等の場合

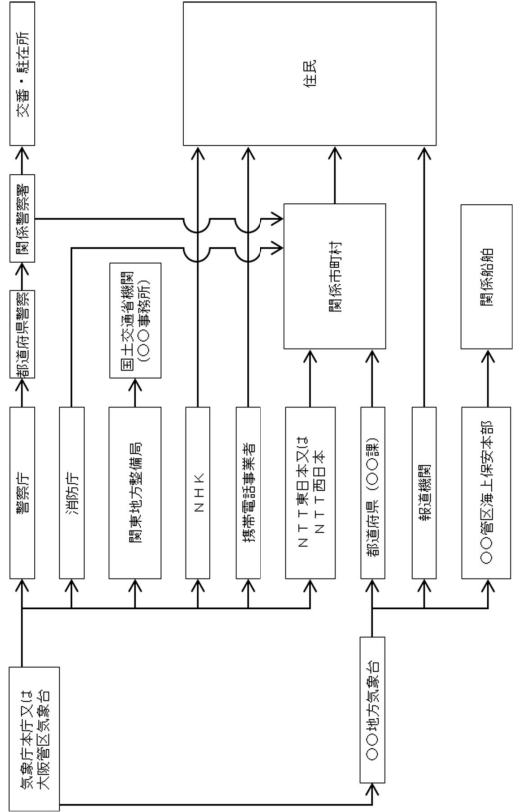
(例)



の情報に含めて発表)	段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

②津波の場合

(例)



4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警戒報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警戒報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫発生情報 (洪水警戒報)	氾濫が発生したとき
氾濫注意情報 (警戒情報解除)	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなるとき

(2) 国が行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

(例)

予報 区域名	河川名	区 域
〇〇川 上流	〇〇川	左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで 右岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで
	〇〇川	左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで 右岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで

②洪水予報の対象となる基準水位観測所

(例)

予報 区域名	河川名	観測 所名	地先名	水防団 待機 水位	氾濫 注意水位 (警戒水 位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位
〇〇川 上流	〇〇川	〇〇	〇 〇 県 〇 〇 市 〇 〇	〇. 〇〇m	〇. 〇〇m	〇. 〇〇m	〇. 〇〇m

③洪水予報の担当官署

(例)

予報区域名	担当官署
〇〇川上流	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台

④洪水予報の発表形式

発表形式は、資料 4－1 のとおり。

⑤洪水浸水想定区域

(例)

予報区域名	洪水浸水想定区域
〇〇川上流	〇〇市、〇〇町、〇〇村

⑥洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、資料 4－2 のとおり。

(3) 都道府県と気象庁が共同で行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

(例)

予報 区域名	河川名	区 域
〇〇川 上流	〇〇川	左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで 右岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで
	〇〇川	左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで 右岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで

②洪水予報の対象となる基準水位観測所

(例)

予報 区域名	河川名	観測 所名	地先名	水防団 待機 水位	氾濫 注意水位 (警戒水 位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位
〇〇川 上流	〇〇川	〇〇	〇 〇 県 〇 〇 市	〇. 〇〇m	〇. 〇〇m	〇. 〇〇m	〇. 〇〇m

③洪水予報の担当官署

(例)

予報区域名	担当官署
〇〇川上流	〇〇河川事務所
	〇〇地方気象台

④洪水予報の発表形式

発表形式は、資料4-1のとおり。

⑤洪水浸水想定区域

予報区域名	洪水浸水想定区域
〇〇川上流	〇〇市、〇〇町、〇〇村

⑥洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、資料4-3のとおり。

＜解説＞

【必須】法第2条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項の規定により国土交通省と気象庁又は都道府県と気象庁が共同で行う水防活動の利用に適合する注意報及び警報について、情報の種類、発表基準のほか、予報区域名、対象となる河川区間や基準水位観測所、情報の伝達経路、伝達手段を記述する。法第10条第2項に規定された氾濫後の予報が実施されている場合は、氾濫後の予報に関しても同様の内容について記述する。なお、平成25年の水防法改正により、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長への通知が追加されており、大臣が指定した河川について大臣から、知事が指定した河川については知事から、洪水予報が関係市町村長にも通知される。

【必須】伝達経路については、予報区域別に、資料4-3に示した水防法に基づく経路に加え、その他法令で定められた経路や、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替の伝達経路、手段についても明確にしておくこと。

【必須】氾濫危険水位は、箇所毎の危険水位を洪水予報観測所に換算した水位のうち、洪水予報の受け持つ予報区域において最も低い水位である。箇所毎の危険水位は、計画高水位もしくは越水又は溢水が発生するまでのリードタイムを考慮して設定した水位のどちらか低い方の水位をもって設定する。

【必須】原則として、洪水予報は越水・溢水による氾濫を対象としているが、漏水・浸食による氾濫についても情報を提供することが必要であり、水防法では、異常な漏水等が発生した場合には、水防管理者等は直ちに関係者（関係機関・団体）に通報しなければならないこととされている。そのため、第10章において、重要水防箇所等の巡視及び警戒、

決壊・漏水等の通報に関する措置を定めることとする。

【推奨】対象河川の浸水想定区域に含まれる市町村名も記述しておくことが望ましい。

また、関係市町村長は、洪水予報の通知を、水防管理者として知事から、避難情報の発令を判断する市町村長として大臣又は知事からそれぞれ受けることとなるが、避難情報の発令基準となる具体的な水位については、市町村地域防災計画に定めておくことが望ましい。

4.3 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣から、関係市町村長にその通知に係る事項から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫発生情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
氾濫注意情報 解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表 中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれ がなくなったとき

(2) 国土交通省が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

(例)

河川名	区 域
〇〇川	左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで 右岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで

②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

(例)

河川名	観測	地先名	水防団	氾濫	避難判	氾濫	計画高	関係

	所名	待機 水位 (通報水 位)	注意 水位 (警戒水 位)	断水位	危険 水位 (洪水特別 警戒水位)	水位	水防 管理 団体
〇〇川	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇〇市

③水位到達情報の通知の担当官署

(例)

河川名	担当官署
〇〇川	〇〇河川事務所

④水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、資料 4－4 のとおり。

⑤洪水浸水想定区域

(例)

河川名	洪水浸水想定区域
〇〇川	〇〇市、〇〇町、〇〇村

⑥水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路及び手段は、資料 4－5 のとおり。

(3) 都道府県が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

(例)

河川名	区 域
〇〇川	左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで 右岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで

②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

(例)

河川名	観測 所名	地先名	水防団 待機 水位 (通報水 位)	氾濫 注意 水位 (警戒水 位)	避難判 断水位	氾濫 危険 水位 (特別警戒 水位)	計画高 水位	関係 水防 管理 団体
〇〇川	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇〇市

③水位到達情報の通知の担当官署

(例)

河川名	担当官署
〇〇川	〇〇河川事務所

④水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、資料 4－4 のとおり。

⑤洪水浸水想定区域

(例)

河川名	洪水浸水想定区域
〇〇川	〇〇市、〇〇町、〇〇村

⑥水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路及び手段は、資料 4－6 のとおり。

<解説>

【必須】法第 2 条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、法第 13 条の規定により国土交通省又は都道府県が行う水位到達情報の通知について、情報の種類、発表基準のほか、対象となる河川区間や基準水位観測所、情報の伝達経路、伝達手段を記述する。なお、平成 25 年の水防法改正により、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長への通知が追加されており、大臣が指定した河川について大臣から、知事が指定した河川については知事から、水位到達情報が関係市町村長にも通知される。

【必須】水位周知河川における水位到達情報の発表は、法第 13 条第 1 項の規定に基づき行う氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達情報の発表のほか、「洪水等に関する防災情報体系の見直しについて」（平成 18 年 10 月 1 日河川局長通知）に基づき、氾濫注意水位（警戒水位）、及び避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報の発表並びに氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報解除）の発表を行うことができるよう、情報の種類や発表基準に適宜補足を行うこと。なお、「洪水時における情報提供の充実について」（平成 26 年 4 月 8 日、国水環第 2 号）に基づき、原則として平成 27 年 4 月から洪水特別警戒水位は氾濫危険水位に相当するものと変更することとした。

【必須】伝達経路については、対象河川区間に、資料 4－5、4－6 に示した水防法に基づく経路に加え、その他法令で定められた経路や、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替の伝達経路、伝達手段についても明確にしておくこと。

【必須】氾濫危険水位は、箇所毎の危険水位を水位周知観測所に換算した水位のうち、その観測所の受け持つ水位周知区間において最も低い水位である。箇所毎の危険水位は、計画高水位もしくは越水又は溢水が発生するまでのリードタイムを考慮して設定した水位のどちらか低い方の水位をもって設定する。

【必須】原則として、水位周知は越水・溢水による氾濫を対象としているが、漏水・侵食による氾濫についても情報を提供することが必要であり、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が水位到達情報に反映されないこととなる。一方、水防法では、異常な

漏水等が発生した場合には、水防管理者等は直ちに関係者（関係機関・団体）に通報しなければならぬこととされている。そのため、第10章において、重要水防箇所等の巡視及び警戒、決壊・漏水等の通報に関する措置を定めることとする。

【推奨】対象河川の浸水想定区域に含まれる市町村名も記述しておくことが望ましい。

また、関係市町村長は、水位到達情報の通知を、水防管理者として知事から、避難情報発令を判断する市町村長として大臣又は知事からそれぞれ受け入れることとなるが、避難情報の発令基準となる具体的な水位については、市町村地域防災計画に定めておくことが望ましい。

4.4 水位周知下水道における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した水位周知下水道について、水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した水位周知下水道について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

市町村長は、当該市町村長が指定した水位周知下水道について、水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者、量水標管理者及び都道府県知事に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

内水氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなった場合は、その旨の情報（内水氾濫危険情報の解除）を、可能な限り速やかに発表することとする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
内水氾濫危険情報	基準地点の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に到達したとき
内水氾濫危険情報解除	基準地点の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(2) 都道府県が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う排水施設等名、区域

(例)

排水施設等	区 域
〇〇ポンプ施設	〇〇市 〇〇町〇〇番地～〇〇番地、〇〇町〇〇番地～〇〇番地
〇〇貯留施設	〇〇市 〇〇町〇〇番地～〇〇番地、〇〇町〇〇番地～〇〇番地

②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

(例)

排水施設等	観測所名	地先名	氾濫危険水位 (雨水出水特別警戒水位)	関係水防 管理団体
〇〇ポンプ施設	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	〇. 〇〇m	〇〇市、〇〇水 防事務組合
〇〇貯留施設	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	〇. 〇〇m	〇〇市、〇〇水 防事務組合

③水位到達情報の通知の担当官署

(例)

排水施設等	担当官署
〇〇ポンプ施設	〇〇事務所
〇〇貯留施設	〇〇事務所

④水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、資料4－7のとおり。

⑤内水浸水想定区域

(例)

排水施設等	内水浸水想定区域
〇〇ポンプ施設	〇〇市 〇〇町、〇〇町、〇〇町
〇〇貯留施設	〇〇市 〇〇町、〇〇町、〇〇町

⑥水位到達情報の伝達経路及び手段

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、資料4－8のとおり。

(3) 市が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う排水施設等名、区域

(例)

排水施設等	区 域
〇〇ポンプ施設	〇〇市 〇〇町〇〇番地～〇〇番地、〇〇町〇〇番地～〇〇番地
〇〇貯留施設	〇〇市 〇〇町〇〇番地～〇〇番地、〇〇町〇〇番地～〇〇番地

②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

(例)

排水施設等	観測所名	地先名	氾濫危険水位 (雨水出水特別警戒水位)	関係水防 管理団体
〇〇ポンプ施設	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	〇. 〇〇m	〇〇市、〇〇水 防事務組合
〇〇貯留施設	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	〇. 〇〇m	〇〇市、〇〇水 防事務組合

③水位到達情報の通知の担当官署

(例)

排水施設等	担当官署
〇〇ポンプ施設	〇〇事務所
〇〇貯留施設	〇〇事務所

④水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、資料４－７のとおり。

⑤内水浸水想定区域

(例)

排水施設等	内水浸水想定区域	
〇〇ポンプ施設	〇〇市	〇〇町、〇〇町、〇〇町
〇〇貯留施設	〇〇市	〇〇町、〇〇町、〇〇町

⑥水位到達情報の伝達経路及び手段

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、資料４－９のとおり。

<解説>

【必須】法第２条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、法第１３条の２の規定により都道府県又は市町村が行う水位到達情報の通知について、情報の種類、発表基準のほか、対象となる下水道や基準水位観測所、情報の伝達経路、伝達手段を記述する。なお、法第１３条の４に基づき、都道府県知事が発表する水位到達情報については、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長へ通知する必要がある。

【必須】法第１３条の２に定める雨水出水特別警戒水位は、発表する情報においては内水氾濫危険水位という名称を用いるとともに、情報の種類は水位周知河川と同様「内水氾濫危険情報」として行うよう、発表する情報の種類及び発表基準の表を記載すること。

【必須】伝達経路については、対象下水道別に、資料４－７～４－１０に示した水防法に基づく経路に加え、その他法令で定められた経路や、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替するまでの時間については短いことから、伝達系統にはメールの活用等、瞬時に伝達できるよう、水防計画に定めるものとする。

【必須】内水氾濫危険水位は、内水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、主に一般的なビル等の地下空間の利用者を対象に、地上部までの避難に要する時間と下水道の水位の上昇速度を考慮して設定した水位である。

【推奨】対象水位周知下水道の浸水想定区域に含まれる市町村名、地区名も記述しておくことが望ましい。

4.5 水位周知海岸における水位到達情報

(１) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した海岸について、基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位（法第１３条の３に規定される水位）に達したときは、高潮氾濫発生情報を発表し、その旨を当該海岸の水位を示して水防管理者及び量水標管理者、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。また、知事が指定した海岸について通知をした知事は、警戒レベル５緊急安全確保の発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

高潮氾濫発生情報を発表した後に、基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回り気象状況等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認した場合は、高潮氾濫発生情報の解除を発表し、関係機関等へ通知すること。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
高潮氾濫発生情報	・基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したとき ・高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫若しくは浸水したものと推測される場合
高潮氾濫発生情報解除	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回り気象状況等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認した場合

(２) 水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う海岸名、区域

(例)

海岸名	区 域	
〇〇海岸 (〇〇県)	〇〇海岸	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇から〇〇橋まで

②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

(例)

海岸名	観測所名	地名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	高潮特別 警戒水位	計画高 潮位	関係水 防管理 団体
〇〇海岸 (〇〇県)	〇〇	〇〇 県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇 m	〇〇市
△△海岸 (〇〇県)	△△	〇〇 県 △△市 △△	—	—	△.△△m	△.△△ m	△△市

③水位到達情報の通知の担当官署

(例)

海峯名	担当官署
〇〇海岸 (〇〇県)	〇〇事務所

④水位到達情報のお知らせの発表形式

発表形式は、資料 4－10 のとおり。

⑤高潮浸水想定区域

(例)

海峯名	高潮浸水想定区域
〇〇海岸 (〇〇県)	〇〇市、〇〇町、〇〇村

⑥水位到達情報の伝達経路及び手段

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、資料 4－11 のとおり。

<解説>

【必須】法第 2 条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、法第 13 条の 3 の規定により都道府県が行う水位到達情報の通知について、情報の種類、発表基準のほか、対象となる海岸等の区間や基準水位観測所、情報の伝達経路、伝達手段を記述する。なお、法第 13 条の 4 に基づき、避難情報発令の判断に資するため、知事は関係市町村長へ通知する必要がある。

【必須】法第 13 条の 3 に定める高潮特別警戒水位は、「高潮氾濫発生情報」として行うよう、発表する情報の種類及び発表基準の表を記載すること。

【推奨】水位周知海岸における水位到達情報の発表は、法第 13 条の 3 の規定に基づき行う高潮特別警戒水位への到達情報の発表のほか、基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に達する前であっても、高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫若しくは浸水したものと推測される場合には、高潮氾濫発生情報の発表を行うことができるよう、発表基準の表に記載することが望ましい。

【必須】伝達経路については、対象海岸区間に、資料 4－11 に示した水防法に基づく経路に加え、その他法令で定められた経路や、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替の伝達経路、伝達手段についても明確にしておくこと。

【必須】市町村毎若しくは氾濫ブロック毎に最も早く決壊による氾濫が発生する箇所（以下、「決壊氾濫開始箇所」という。）を把握する。また、堤防等は決壊せず堤防天端等を越流する場合のみ氾濫するよう条件を変更した高潮浸水シミュレーションを実施し、最も早く越流による氾濫が開始する箇所（以下、「越流氾濫開始箇所」という。）を把握する。「決壊氾濫開始箇所」における設計高潮位と「越流氾濫開始箇所」における堤防天端等から過去の高潮災害時の潮位データや高潮浸水シミュレーションの計算結果により把握した情報伝達等に要する時間内の水位上昇量を差し引いた水位」を基準水位観測所の水位に換算し、そのいづれか低い水位を、高潮特別警戒水位として設定する。

【推奨】対象水位周知海岸の浸水想定区域に含まれる市町村名も記述しておくことが望

ましい。また、関係市町村長は、水位到達情報の通知を、水防管理者として及び警戒レベル 5 緊急安全確保の発令を判断する市町村長として知事からそれぞれ受けることとなるが、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断材料となる具体的な水位については、市町村地域防災計画に定めておくことが望ましい。

4.6 水防警報

4.6.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならぬ。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

4.6.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

(例)

種類	内容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えない旨を警告をやめること はできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位

		(警戒水位) を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※上記の例を参考とし、各地域の実情等に応じ定めるものとする。
※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 国土交通省が行う水防警報
①水防警報を行う河川名、区域

(例)

河川名	区 域
〇〇川	左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで 右岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで

②水防警報の対象となる基準水位観測所
(例)

河川名	観測 所名	地先名	水防団 待機 水位 (通報水 位)	氾濫 注意 水位 (警戒水 位)	避難判 断水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位	関係 水防 管理 団体
〇〇川	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇〇市

③水防警報の担当官署
(例)

河川名	担当官署
〇〇川	〇〇河川事務所

④水防警報の発表形式
発表形式は、資料 4－12 のとおり。
⑤水防警報の伝達経路及び手段
水防警報の伝達経路及び手段は、資料 4－13 のとおり。

(3) 都道府県が行う水防警報
①水防警報を行う河川名、区域
(例)

河川名	区 域
〇〇川	左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで 右岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで

②水防警報の対象となる基準水位観測所
(例)

河川名	観測 所名	地先名	水防団 待機 水位 (通報水 位)	氾濫 注意 水位 (警戒水 位)	避難判 断水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位	関係 水防 管理 団体
〇〇川	〇〇	〇〇県 〇〇市 〇〇	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇.〇〇m	〇〇市

③水防警報の担当官署
(例)

河川名	担当官署
〇〇川	〇〇河川事務所

④水防警報の発表形式
発表形式は、資料 4－12 のとおり。
⑤水防警報の伝達経路及び手段
水防警報の伝達経路及び手段は、資料 4－14 のとおり。

<解説>

【必須】法第 16 条の規定により、国土交通省又は都道府県が行う水防警報について、警報の種類、発表基準のほか、対象となる河川区間や基準水位観測所、情報の伝達経路、伝達手段を記述する。伝達経路については、対象河川区間別に、法令で定められた経路のほか、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替の伝達経路、伝達手段についても明確にしておくこと。

4. 6. 3 高潮時の海岸に関する水防警報
(1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水

防に関係のある機関に通知するものとする。
水防警報の種類、内容及び発令基準は、次のとおりである。

(例)

種類	内 容	発令基準
待機	波浪の発達により越波が懸念される場合・高潮が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤で ・ きたるよう待機及び出勤の準備がある旨を警告し、水 準備 防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等 の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象・波浪・高潮状況等により待機 及び準備の必要を認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。 <活動内容> ・ 海岸監視 ・ 避難誘導 ・ 土のう積み ・ 排水ポンプ作業等	気象・波浪・高潮状況・ＣＣＴＶ等 により越波・高潮が起るおそれ があるとき。
距離 確保 準備	激しい越波・高潮が発生する危険が迫っていることを 警告し、越波・高潮から身の安全が十分に確保できる よう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水 対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪・高潮状況・ＣＣＴＶ等 により越波・高潮の発生が迫って きたとき。
距離 確保	激しい越波・高潮の発生を警告するとともに、越波・ 高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの 距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活 動を行う旨を指示するもの	気象・波浪・高潮状況・ＣＣＴＶ等 により越波・高潮の発生或いは判 断されるとき。
距離 確保 解除	激しい越波・高潮のおそれなくなった旨の通知及び 水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を 指示する。	気象・波浪・高潮状況・ＣＣＴＶ等 により越波の発生或いはおそれが なくなり、距離確保の必要がなく なったとき。
解除	激しい越波・高潮の発生及びおそれなくなったとと もに、更に水防活動が必要とする状況が解消した旨及 び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪・高潮状況・ＣＣＴＶ等 により越波の発生或いはおそれが なくなり、災害に対する水防作業 を必要とする状況が解消したと認 められるとき。

(2) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う海岸名、区域

(例)

海岸名	地区名、位置
〇〇湾	〇〇地区海岸 延長 〇〇m

②水防警報の担当官署

(例)

海岸名	担当官署
〇〇海岸	〇〇河川事務所

③水防警報の発表形式

発表形式は、資料４－１５のとおり。

④水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料４－１６のとおり。

(3) 都道府県が行う水防警報

①水防警報を行う海岸名、区域

(例)

海岸名	地区名、位置
〇〇湾	〇〇地区海岸 延長 〇〇m

②水防警報の担当官署

(例)

海岸名	担当官署
〇〇海岸	〇〇海岸事務所

③水防警報の発表形式

発表形式は、資料４－１５のとおり。

④水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料４－１７のとおり。

<解説>

【必須】法第 16 条の規定により国土交通省又は都道府県が行う水防警報について、警報の種類、発表基準のほか、対象となる海岸や潮位観測所、情報の伝達経路、伝達手段を記述する。伝達経路については、対象別に、法令で定められた経路のほか、協定等で決められた経路についても記述する。また、伝達手段については、各機関の機器の更新状況等を確認し、最新の伝達手段を記載するようにする。機器障害等により通常の伝達経路が途絶した場合の代替の伝達経路、伝達手段についても明確にしておくこと。

4. 6. 4 津波に関する水防警報

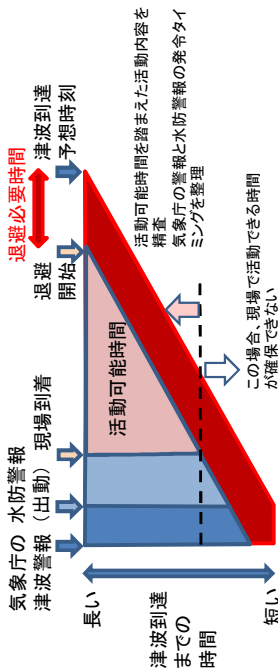
(1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

※ 日本近海における地震発生の場合、地域にとつて該当する地震の震源域に関する情報をもとに、あらかじめ津波到達時間が推定できていることが大前提となる。

※ 各地域の実状や立地条件を踏まえて、「活動可能時間」の有無を検討し、状況

に応じて水防警報の発表基準を定めるものとする。



※ 安全時間も考慮した退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要な時間を差し引いた結果得られる時間
退避必要時間：退避時間（安全な高台等へ退避するために要する時間）＋安全時間（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）

水防警報の種類、内容及び発令基準は、次のとおりである。ただし、次の①～③のように「活動可能時間」がとれる場合にのみ発表する。

- ① 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時間」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」がとれる場合
- ② 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
- ③ 遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相応な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合

<解説>

【必須】津波到達予想時刻を踏まえ、「退避時間」に「安全時間」を見込んだ活動可能時間（又は時刻）を設定し、活動することを原則とすべきである（例 津波到達予想時刻が15時20分とされ、退避時間を5分間、安全時間を10分とすれば、活動可能時刻は15時5分までとなる。）。

（「津波災害時の消防団員の安全確保対策について（通知）」（平成24年3月9日付け消防災第100号 消防庁国民保護・防災部防災課長）の別添2「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル等」で定める事項）より抜粋）

（日本近海又は遠地における地震発生による津波時の水防警報発令の考え方、水防警報及び発令基準の詳細については、資料4-18、4-19を参照）

（例）

（海岸・河川）

種類	内容	発令基準
情報収集	水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの	日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来のおそれが否定できないとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1) 津波警報等が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

※ 気象庁から発表される津波警報等が現地で活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。

※ 水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。

※ 避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認することが望ましい。
※ 以下の内容について、事前に定めておくこと。

- a. 安全時間も考慮した水防団自身の退避に必要な時間と退避開始時刻（津波到達予想時刻の〇〇分前など）
- b. 水防団員の安否確認方法（連絡体制）
- c. 水防活動内容の精査・重点化
- d. 水防団員の避難手段や避難経路の確認

(2) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う海岸名、区域

（例）

海岸名	地区名、位置
〇〇湾	〇〇地区海岸 延長 〇〇m

②水防警報を行う河川名、区域

河口名	位置
〇〇川	〇〇川の河口から〇kmまで
〇〇川	〇〇川の河口から〇〇橋まで

③水防警報の担当官署

（例）

海岸名・河川名	担当官署
〇〇海岸	〇〇河川事務所
〇〇川	〇〇河川事務所

④水防警報の発表形式

発表形式は、資料 4－20、4－21 のとおり。

⑤水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料 4－13（再掲）、4－16（再掲）のとおり。

（3）都道府県が行う水防警報

①水防警報を行う海岸名、区域

（例）

海岸名	地区名、位置	
〇〇湾	〇〇地区海岸	延長 〇〇m
水防警報を行う河川名、区域		
河口名	位置	
〇〇川	〇〇川の河口から〇kmまで	
〇〇川	〇〇川の河口から〇〇橋まで	

③水防警報の担当官署

（例）

海岸名・河川名	担当官署
〇〇海岸	〇〇海岸事務所
〇〇川	〇〇建設事務所

④水防警報の発表形式

発表形式は、資料 4－20、4－21 のとおり。

⑤水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料 4－14（再掲）、4－17（再掲）のとおり。

第5章 水位等の観測、通報及び公表

5.1 水位の観測、通報及び公表

（1）水位観測所

市町村内及び市町村が関係する水位観測所は、都道府県管理の水位観測所が〇〇箇所あるほか、他の量水標管理者が管理する水位観測所が〇〇箇所ある。

（2）潮位観測所

市町村内及び市町村が関係する潮位観測所は、都道府県管理の潮位観測所が〇〇箇所あるほか、他の量水標管理者が管理する潮位観測所が〇〇箇所ある。

（3）水位の通報

①水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は 4.2 の洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が資料 5－1 に定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。水位通報を受ける関係者は、都道府県水防本部、国土交通省、気象庁のほか、下流域又は氾濫水が到達するおそれのある関係都府県の機関及び関係水防管理者等を量水標ごとに整理した 5.3（1）水防管理者又は量水標管理者による水位の通報系統図のとおり。

②各建設事務所長は、管内観測所若しくは水防管理者又は量水標管理者からの水位の通報を受けたときは、直ちに都道府県水防本部に通報するものとする。

③水防本部は、水位の通報を受けたときは、氾濫水が到達するおそれのある△△県水防本部及び〇〇建設事務所に直ちに通報するものとする。

（4）水位の公表

①量水標管理者は、量水標等の示す水位が資料 5－1 に定める氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を、次の方法で公表しなければなら

ない。

ア 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

イ 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

ウ 公表の方法

〇〇県水防本部を通じて、〇〇県ウェブサイト（URL <https://...>）に「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況・その他必要事項」を掲載する。

②水防本部は、水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、次の方法で、直ちにその水位の状況を公表するものとする。

ア 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

イ 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

ウ 公表の方法

〇〇県ウェブサイトに (URL <https://...>) に「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況・その他必要事項」を掲載する。水位状況は、毎正時データが〇

〇情報システムで受電され次第、直ちに更新する。

(5) 欠測時の措置

量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。

<解説>

【必須】法第2条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、都道府県内の量水標、験潮機その他の水位観測施設について、観測施設名、管理者名、河川名、設置位置、各水位(水防団待機水位(通報水位)、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位、氾濫危険水位)、水位計等の種別(テレメータ、自記等)、観測者(連絡先を含む)等を一覧表にまとめ、記載する。

【必須】法第12条において、都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者による関係者への水位の通報及び水位の公表が義務付けられている。通報水位及び警戒水位(通報水位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位)は、都道府県知事が定めるとされている。なお、水位通報を受ける関係者は、都道府県水防本部、国土交通省、気象庁のほか、下流域又は氾濫水が到達するおそれのある関係都府県の水防計画及び関係水防管理者等を量水標ごとに整理し、水位通報の義務のある水防管理者及び量水標管理者並びに水位通報を受ける関係者に対しては、都道府県の水防計画の内容を知らせておく必要がある。

【必須】欠測等により水位の通報及び公表が出来ない場合、水防活動や住民の避難等に支障を来す恐れがあり、欠測等が生じた場合の措置について記載する必要がある。

なお、欠測等が長期間に及ぶことが見込まれる場合には、水防計画の変更を行い、関係機関等に周知すること。

【推奨】水位の通報及び公表を行う量水標等は、都道府県管理、国土交通省管理、気象庁管理のものだけでなく、水防上の必要に応じて他機関の管理のものも含めて水防計画に定めておくことが望ましい。また、設置位置が把握しやすいように、地図上に示しておくことが望ましい。

【推奨】水位周知下水道の水位観測所については、法第12条に基づく水防団待機水位(通報水位)及び氾濫注意水位(警戒水位)を設定する義務並びに水位の通報及び公表の義務はないが、内水氾濫危険水位(雨水出水特別警戒水位)を超えた場合には、定期的に水位を通報・公表できるようにすることが望ましい。

5.2 雨量の観測及び通報

(1) 雨量観測所

都道府県内の雨量観測所は、都道府県管理の雨量観測所が〇〇箇所ある。また、国土交通省管理の雨量観測所が〇〇箇所、気象庁管理の雨量観測所が〇〇箇所ある。詳細は、資料5-2のとおりである。

(2) 雨量の通報

各建設事務所長は、管内観測所からの雨量の情報を直ちに水防本部に通報し、水防本部はその情報を関係する建設事務所に通報するものとする。

〇〇システムにより水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

(3) 通報系統

5.3 (2) 雨量の通報系統図に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報する。

<解説>

【必須】法第2条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、都道府県管理の雨量観測所について、河川名、流域河川名、設置位置、雨量計の種別(テレメータ、自記等)、観測者(連絡先を含む)等を一覧表にまとめ、また、雨量の通報系統について記載する。観測員等が通報を行う場合は、通報基準や通報方法も明確にしておく。

【推奨】雨量観測所は、都道府県管理のものだけでなく、他機関の管理のものも含めて一覧表にしておくことが望ましい。また、設置位置が把握しやすいように、地図上に示しておくことが望ましい。

5.3 水位等の通報系統図

(1) 水位の通報系統図

水防管理者又は量水標管理者による水位の通報は、以下に示す基本系統に従って行うものとする。

(例) 〇〇川〇km～〇km 区間における水位の通報系統図

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

- ・あなたの街の防災情報
<https://www.jma.go.jp/bosai/>
- ・気象警報・注意報
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>
- ・アメダス
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>

- ・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）
<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>
- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>
- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・川の防災情報

【PC版】<https://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】<https://river.go.jp/s/>

【携帯版】<https://i.river.go.jp/>

(3) 潮位・波高

国土交通省

- ・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）

【PC版】<https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

【スマートフォン・携帯版】<https://nowphas.mlit.go.jp>

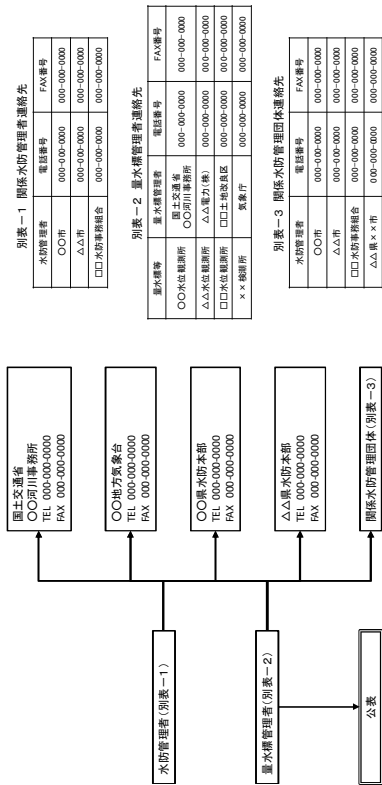
国土交通省防災情報提供センター

- ・潮位情報リンク

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel>

気象庁

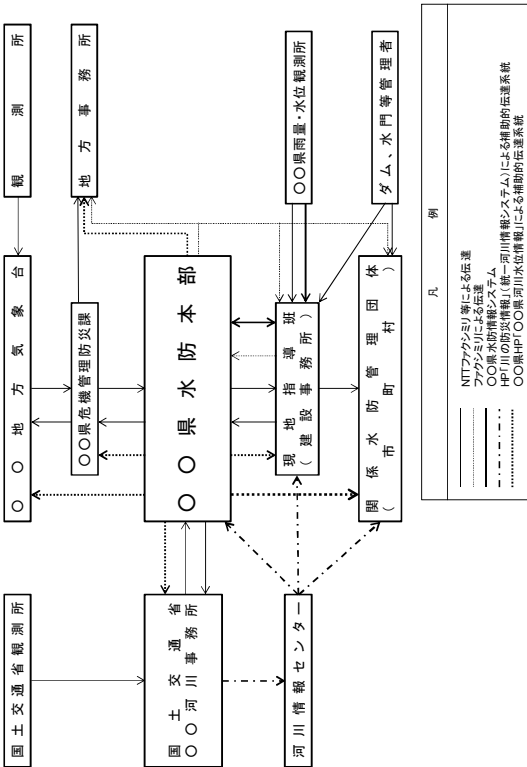
- ・潮位観測情報
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel>
- ・海洋の健康診断表
<https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index.html>



(2) 雨量の通報系統図

雨量の通報系統は、以下に示す基本系統に従って行うものとする。

(例)



<解説>

【必須】法第2条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡について規定することとされており、水位、雨量の通報系統について記述する。法令で定められた経路のほか、協定等で決められた経路についても記述する。

・波浪に関するデータ

https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index_wave.html

(4) ○○都道府県

・○○都道府県防災情報システム

<https://...>

<解説>

【推奨】平常時からの気象予報や雨量、水位等の観測成果の情報収集先について、ウェブサイトのアドレス等を具体的に記述しておくことが望ましい。

第7章 ダム・水門等の操作

7.1 ダム・水門等

(1) 河川区間のダム・水門（洪水）

水防上重要なダム及び水門等は、資料7のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行うものとする。

各施設の操作規則の概要については別添のとおりである。

(2) 河口部・海岸部の水門・閘門（津波、高潮）

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

各施設の操作規則の概要については別添のとおりである。

7.2 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

「異常洪水時防災操作」はダム操作の状態に関する表現として引き続き使用するが、緊急時に呼びかける際には、ワンフレーズでその意味が受け手に理解されるよう、関係機関への通知等において「緊急放流」を使用する。緊急時とは、異常洪水時防災操作に移行する可能性があるとき（実施するときを含む）であり、関係機関への通知・情報提供をはじめ、関係自治体へのホットライン、報道発表・記者会見などの場面を想定。

7.3 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

<解説>

【必須】法第2条において、水防計画には水防上必要な通信、連絡、ダム又は水門若しく

その操作及び連絡体制について記述する。

【推奨】水防上影響を与えるダム、水門等の施設について記述しておくことが望ましい。
なお、関連する事項として、河川法には以下の規定がある。

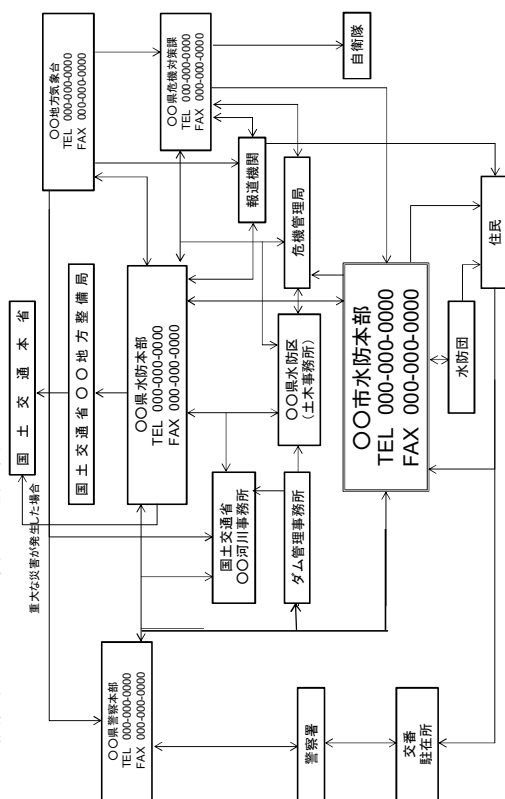
第 52 条（洪水調節のための指示）河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するたため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができるので、記述しておくことが望ましい。

第8章 通信連絡

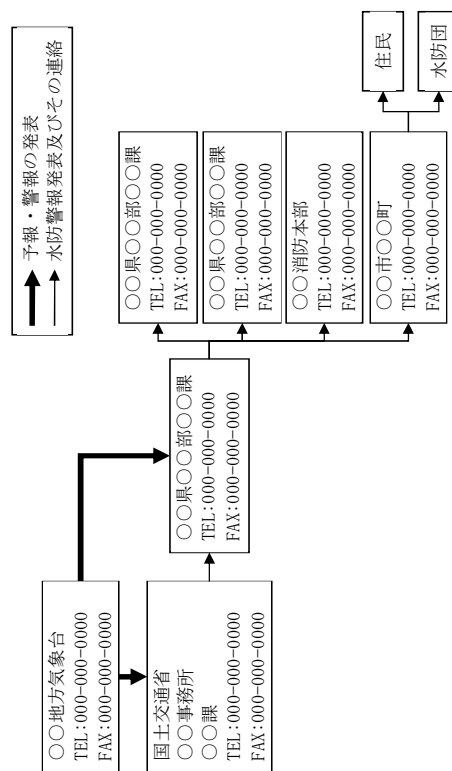
8.1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。

(例) 洪水・内水に関わる連絡系統



(例) 津波、高潮にかかわる連絡系統



8.2 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約 90％以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水上緊急を要する場合、水防関係機関は法第 27 条第 2 項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

8.3 その他の通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 〇〇県警察本部通信施設
- (2) 〇〇気象台通信施設
- (3) 〇〇地方整備局通信施設
- (4) 〇〇旅客鉄道株式会社通信施設
- (5) 〇〇電力株式会社通信施設

<解説>

【必須】法第 2 条において、水防計画には水上必要な通信、連絡について規定することとされており、水防時に必要な連絡用の通信系統を示す。通常時のみでなく、機器障害時等における代替の通信系統を示すことも重要である。また、その他の通話施設の使用については、関係機関と事前に調整を行い、（携帯電話も不通の場合を想定して）使用可能な通信施設を明確にしておく。

【推奨】災害時優先通信は、あくまで電話を優先扱いするものであって、必ず接続することを保証するものではないため、衛星電話や自営無線等複数の通信手段を用意しておくことが望ましい。

【推奨】災害時優先通信に指定した電話回線は着信もできてしまうため、非常時に利用できるように発信専用にしておく（電話番号を部外公表しない）ことが望ましい。

第 9 章 水防施設及び輸送

9.1 水防倉庫及び水防資器材

- ① 市町村内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料 9 のとおりである。
- ② 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- ③ 水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は都道府県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省〇〇河川事務所長又は都道府県〇〇建設事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

<解説>

【必須】法第 2 条において、水防計画には水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について規定することとされており、水防管理団体が整備又は水防協力団体と連携して備蓄する水防倉庫及び資器材の数量について、一覧表で整理する。また、国の保有する応急復旧用資器材や都道府県の保有する備蓄資器材の使用に関する必要な手続き等を示す。

【推奨】備蓄資器材については、国、都道府県、水防管理団体及び水防協力団体が保有するものを全て一覧表に整理するのが望ましい。

9.2 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市町村内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成して都道府県〇〇建設事務所長に提出しておくものとする。

- ・付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- ・万一に備えた多角的輸送路の選定図

<解説>

【必須】法第 2 条において、水防計画には水防に必要な輸送について規定することとされており、非常時における資器材等の輸送経路図の作成及び関係機関への周知について記述するとともに、輸送経路図を添付する。

第 10 章 水防活動

10.1 水防配備

(1) 市町村の非常配備

市町村は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

(例)

配備区分	配備の時期	体制	配備人員
第1配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第2配備の招集その他の活動ができる体制	数名の職員が対応
第2配備	1. 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき 2. 水防本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動(災害の応急対策)が遅滞なく遂行できる体制	各班の所属職員の約半数を動員
第3配備	1. 激甚な災害が予想されるとき又は危険性が第2配備で処理できたいと認められるとき 2. 水防本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき	完全な水防体制	所属職員の全員及び応援を求められた部局の職員を動員

(2) 水防団及び消防団の非常配備

①水防団及び消防団の管轄地域等

各水防団及び消防団の管轄地域、連絡先は、資料 10－1 のとおりである。

②水防団及び消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

(例)

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団及び消防団の連絡員を本館に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防団及び消防団の団長は、所定の諸所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	1. 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき 2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水防団及び消防団の全員が所定の諸所に集合し警戒配備につく
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

<解説>

【必須】法第2条において、水防計画には水防のための水防団、消防機関の活動を規定することとされており、水防団等の非常配備について、配備基準や配備体制等を記述する。配備基準については、水防団員等の安全確保を十分配慮したうえで、予警報の発表等、可能な限り具体的に記述する。

10.2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同

で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時
(ア) 洪水

水防管理者等は、都道府県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、資料 3－2 及び資料 3－4 に定める重要水防箇所(第 3 章参照)を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.7 に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水のよる亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(イ) 高潮

水防管理者等は、都道府県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び海岸等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水のよる亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排水門・取水門・開門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

<解説>

【必須】法第 2 条において、水防計画には水防に必要な監視、警戒について規定することとされており、法第 9 条に規定される平常時及び出水時の巡視・警戒について、水防管理者や河川管理者等が行うべきことを記述する。

【推奨】出水時に關しては、監視を行ううえでの具体的な注意点についても記述することが望ましい。

【任意】巡視に支障のない範囲で、情報収集・伝達等に資するデジタル技術や ICT 機器の活用ができる旨記載してもよい。

【必須】「洪水時における情報提供の充実について」(平成 26 年 4 月 8 日、国水環第 2 号)等に基づき、氾濫危険水位は堤防の高さに基づき設定(越水による氾濫を対象)することとし、堤防の質的要因については浸透・浸食に係る関係市町村長、水防管理団体等への情報提供体制及び水防団等による監視の重点箇所等について記述するとともに、毎年その内容に問題がないか確認する。

10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料 10－2 のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

<解説>

【必須】法第 2 条において、水防計画には水防のための水防団、消防機関の活動を規定することとされており、水防団員の水防活動時における安全確保など、水防作業を実施するにあたっての留意事項等を記述する。

【任意】必要に応じて、水防工法の説明を記述する。

10.4 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

<解説>

【推奨】法第 19 条に規定された緊急通行及び損失補償の考え方を記述しておくことが望ましい。

10.5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属す

る者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

<解説>

【推奨】法第 21 条に規定された警戒区域の指定について、水防団長等の職権を記述しておくことが望ましい。

10.6 避難のための立退き

- ①洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、〇〇警察署長にその旨を通知するものとする。
- ②水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を都道府県 〇〇建設事務所に速やかに報告するものとする。
- ③水防管理者は、〇〇警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

<解説>

【必須】法第 29 条に規定された避難のための立退きについて、水防管理者の職権のほか、水防管理者があらかじめ行っておくべき事項を記述しておく。

【推奨】なお、各自治体の避難に関しては、各地方公共団体で作成されている「避難情報の判断・伝達マニュアル」を適宜活用いただきたい。

10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第 4 章参照）。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

(2) 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、資料 10-3 のとおり。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。

(3) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

<解説>

【推奨】法第 25 条に規定された決壊の通報、法第 26 条に規定された決壊後の措置について、水防管理者等（水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者）が行うべき事項を記述しておくことが望ましい。ここで、法第 25 条及び法第 26 条は、水防管理者等の義務を定めたものであり、河川等の管理者が行うものではないことに留意する必要がある。

【推奨】決壊・漏水等の周知については、法第 25 条に規定された水防管理者等による決壊の通報に加え、法第 7 条第 3 項に基づき、河川管理者の協力が必要な事項として、河川管理者が管理する堤防、ダムその他の施設が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、関係者及び一般に周知することを記載しておくことが望ましい（第 12 章参照）。

10.8 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなつたとき、津波又は高潮のおそれなくなつたとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなつたと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、所轄建設事務所を通じ水防本部に報告するものとする。

(2) 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくな

り、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消
防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。ま
た、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

<解説>
【必須】法第2条において、水防計画には水防のための水防団、消防機関の活動を規定す
ることとされており、水防団等の非常配備解除について、解除の基準等を記述する。

第11章 水防信号、水防標識等

11.1 水防信号

- 法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。
- 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
 - 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの
 - 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの
 - 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

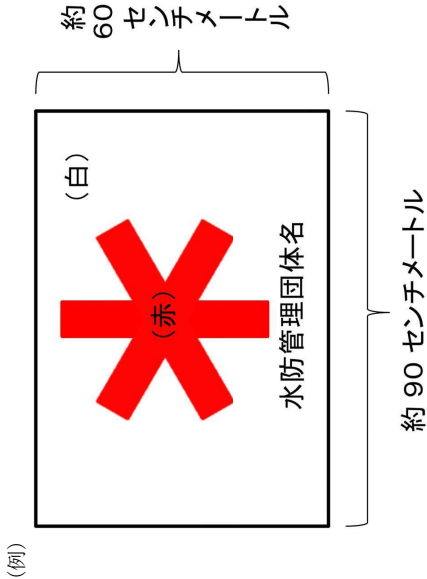
(例)

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第2 信号	○－○－○ ○－○－○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第3 信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第4 信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ○－休止－○－

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。
2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこ
と。
3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

11.2 水防標識

(1) 法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



(2) 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、次のとおりである。

(例)
水防活動者腕章



(例)
横断幕 (サイズは任意)



11.3 身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表) (例)

第 号	身分証票
住 所	
氏 名	
職 名	
上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。	
年 月 日	〇〇市長 氏 名

(裏) (例)

- (1) 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
- (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

<解説>

【推奨】法第 20 条に規定された水防信号、法第 18 条に規定された水防標識、法第 49 条第 2 項に規定された身分証票について記述しておくことが望ましい。また、水防管理者の委任を受けて水防活動を実施する民間事業者等は緊急通行や公用負担を行う公権力が付与されるため、腕章の着用、横断幕の掲示などにより明示することが望ましい。

第 12 章 協力及び応援

12.1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者○○地方整備局長 [○○県知事、○○市長] は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

<河川管理者の協力が必要な事項> (例)

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報 (○○川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTV の映像、ヘリ巡視の画像) の提供 (伝達方法については資料○のとおり)
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫 (決壊又は溢流) 想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者 (関係機関・団体) の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき (氾濫発生情報を発表する場合を除く)、河川管理者による関係者及び一般への周知 (伝達方法については資料△のとおり)
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

<河川管理者の援助が必要な事項> (例)

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (3) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

<解説>

【必須】河川法第 22 条の 2 により、河川管理者は、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防に協力するものとする。知事は、水防計画に河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

【推奨】河川管理者等との合同点検に水防団も参加するなど、水防団との重要水防箇所に係る情報共有を図ることが望ましい。また、法第 15 条の 12 に基づく河川管理者の援

助については、過去の浸水情報や、堤防の整備状況といった河川管理施設の現況等について随時把握している河川管理者が援助する内容について記述しておくことが望ましい。

12.2 下水道管理者の協力

下水道管理者〇〇県知事〔〇〇市長〕は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

＜下水道管理者の協力が必要な事項＞（例）

- （1）水防管理団体に対して、下水道に関する情報（〇〇ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像）の提供（伝達方法については資料〇のとおり）
- （2）水防管理団体に対して、氾濫想定地点ごとの氾濫水到達区域の事前提示
- （3）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （4）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- （5）水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

＜解説＞

【必須】下水道法第23条の2により、下水道管理者は、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防に協力するものとする。知事は、水防計画に下水道管理者による下水道に関する情報の提供、水防訓練への下水道管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、下水道管理者に協議し、その同意を得なければならない。

12.3 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、協定に基づき〇〇市町村長又は〇〇消防長に対して応援を求めるものとする。

また、〇〇市町村長又は〇〇消防長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

12.4 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、〇〇警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ〇〇警察署長と協議しておくものとする。

12.5 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

＜解説＞

【必須】法第2条第5項において、水防計画には一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援について規定することとされており、法第23条に基づき水防管理団体相互の応援について、水防管理者があらかじめ行っておくべきことを記述する。

【推奨】法第22条に基づき警察官の応援要求のほか、自衛隊の派遣要請について、水防管理者があらかじめ行っておくべきことを記述しておくことが望ましい。なお、協定については、参考資料として添付しておくことが望ましい。

12.6 国（河川事務所、地方気象台等）との連携

（1）水防連絡会

市町村は、都道府県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

（2）ホットライン

市町村は、河川の水位状況や気象状況について、国土交通省河川事務所や気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

＜解説＞

【推奨】国の関係機関との連携（水防連絡会やホットライン等）について、具体的に取決めを行っている場合は、その内容を記述しておくことが望ましい。（例、河川事務所と河川の水位状況についての情報共有、地方気象台と気象状況についての情報共有）また、協定については、参考資料として添付しておくことが望ましい。

12.7 企業（地元建設業等）との連携

市町村は、出水時の水防活動に際し、水防活動等の委任、資器材の提供等に関して〇〇と協定を締結している。協定書は資料編に添付のとおりである。

また、水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は以下の水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。
(例)

第 号		水防活動委任証	
名 称	〇〇 株式会社	年 月 日	水防管理者 氏 名
住 所	〇〇県〇〇市〇〇		
上記の者は、水防活動の委任を受けた者であり、水防法第19条第1項の規定により緊急通行及び水防法第28条第2項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。			

(裏面の記載)

(1) 本証は水防管理者から水防活動の委任を受けた者であることの身分証明書である。
(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
(3) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

<解説>

【推奨】企業（地元建設業等）との連携（水防活動等の委任、資器材の提供等）について、具体的に取り決めを行っている場合は、その内容を記述しておくことが望ましい。また、協定については、参考資料として添付しておくことが望ましい。加えて、水防管理者より水防活動の委任を受けた者には緊急通行や公用負担を行う公権力が付与されるため、当該委任を受けたことを明らかにする委任証について、様式等の必要事項を定めておくことが望ましい。また民間事業者等が水防活動に際し使用する車両には、必要に応じて水防標識の付与、災害対策基本法施行令第33条第1項における緊急通行車両等の事前届出を適宜処置することが望ましい。

12.8 住民、自主防災組織等との連携

市町村は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

<解説>

【推奨】住民、自主防災組織等との連携（避難支援等）について、具体的に取り決めを行っている場合は、その内容を記述しておくことが望ましい。

第13章 費用負担と公用負担

13.1 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。
ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんを申請するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

<解説>

【推奨】法第41条及び第42条に規定された費用負担の考え方を記述しておくことが望ましい。

13.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④(②における収用を除く。)の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。
なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、12.7に規定する水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。
(例)

公用負担権限委任証	
〇〇〇水防団	〇〇部長
氏 名	
上記のものに 区域における水防法第28条第2項の権限を委任したことを証明する。	
年 月 日	
水防管理者 氏 名	

公用負担を命ぜらざる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

【推挙】法第28条に規定された公用負担について、考え方を記述するとともに、公用負担権限委任証及び公用負担命令書について、様式等の必要事項を定めておくことが望ましい。

【必須】水防報告は、法第47条第1項、第2項に基づき報告を求めめるものである。

【推奨】水防管理者は、水防活動が実施された場合は、記者発表、ウェブサイト掲載、広報誌掲載等による広報活動を実施されることが望ましい。また、○日以内については3日程度とすることが望ましい。

第15章 水防訓練

市町村は、毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、市町村が主催する水防研修や〇〇地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

津波災害警戒区域に係わる水防団、消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

<解説>

【推奨】水防管理団体が実施する水防訓練について、実施回数や実施時期等を記述することが望ましい。指定水防管理団体においては、法第 32 条の 2 の規定により、毎年水防訓練を実施する義務があるので、その点に留意が必要である。また、法第 15 条の 2、第 15 条の 3 及び第 15 条の 4 の規定により、地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等においても訓練を実施することから、水防管理団体が実施する水防訓練にあたっては、当該施設の所有者又は管理者とともに連携を図ること、及び水防管理者から委任を受けた民間事業者等の参加についても記述しておくことが望ましい。また、水防研修についても、併せて記載することが望ましい。

【推奨】法第 32 条の 3 に基づき、津波災害警戒区域に係わる水防団、消防機関及び水防協力団体の津波避難訓練への参加についても記述しておくことが望ましい。

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

16.1 洪水、内水、高潮対応

16.1.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣及び都道府県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に関係する洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

〇〇川浸水想定区域図

(〇年〇月公表：国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所)

16.1.2 内水浸水想定区域の指定状況

都道府県知事または市町村長は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、都道府県知事については関係市町村長に通知するものとする。

内水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

(例) 下水道

排水施設等	浸水想定区域 公表時点（年 月日）	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
〇〇ポンプ施設	〇. 〇. 〇	https://・・・	〇〇市、△△市
〇〇貯留施設	〇. 〇. 〇	https://・・・	□□市、◇◇市

16.1.3 高潮浸水想定区域の指定状況

都道府県知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第 14 条の 3 に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

高潮浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

(例) 海岸

海岸名	浸水想定区域 公表時点（年月日）	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
〇〇海岸 (〇〇県)	〇. 〇. 〇	https://・・・	〇〇市、△△市

16.1.4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする

る。

①洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法

②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

③災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者）が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた施設に限る。）

⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
本市の地域防災計画で定められている地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等は、資料 16-1 のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

16.1.5 洪水・内水・高潮ハザードマップ

本市では、洪水・内水・高潮浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水・内水・高潮ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水・内水・高潮ハザードマップに記載した事項を、市町村のウェブサイトに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。この洪水・内水・高潮ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

16.1.6 予想される水災の危険の周知等

本市では、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握している。

把握した水害リスク情報は、浸水実績等を地図上に示した図面の配布、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの配布、町中の看板・電柱等への掲示等により公表し、住民等に周知している。

16.1.7 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村から地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は資料〇のとおりである。

なお、現在、避難確保及び浸水防止計画が作成されている地下街等は資料〇のとおりであり、市町村の窓口（〇〇課）又はウェブサイト (<https://www.>) で閲覧が可能である。

<解説>

【推奨】法第 15 条の 2 により、市町村長は、地下街等の所有者又は管理者が避難確保及び浸水防止計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるので、記述しておくことが望ましい。

16.1.8 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の利用者の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。
市町村から要配慮者利用施設の利用者の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への

洪水予報等の伝達方法は資料○のとおりである。

＜解説＞

【推奨】法第15条の3により、市町村長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができ、さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができ、記述しておくことが望ましい。

16.1.9 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村から大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は資料○のとおりである。

16.1.10 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

水防管理者が指定した浸水被害軽減地区は、資料16-2のとおりである。

＜解説＞

【推奨】法15条の8において、浸水被害軽減地区内での土地の形状変更行為は、水防管理者に対して事前届出が必要とされており、水防管理者は、届出があった際、浸水の拡大を抑制する効用を保全する必要がある場合、当該届出者に対して、必要な助言又は勧告を行うことができることとされている。このため、浸水被害軽減地区の指定状況、管理者及びその連絡先（私人の場合にあっては市町村の水防担当部局等）を記述しておくことが望ましい。

16.2 津波対応

16.2.1 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、都道府県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止す

るために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

16.2.2 市町村地域防災計画の拡充

市町村防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 市町村が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合においては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ そのほか、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

16.2.3 津波ハザードマップの作成・周知

市町村長は、本市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

16.2.4 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ①津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ②津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④そのほか、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

<解説>

【推奨】津波防災地域づくりに関する法律第71条により、市町村長は、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができるとで記述しておくことが望ましい。

第17章 水防協力団体

17.1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

17.2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

17.3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(法第32条の3)

17.4 水防協力団体の申請・指定及び運用

市町村は、水防協力団体の申請があった場合は、資料 17-1 を基に指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるよう、資料 17-5 によるものとする。

<解説>

【推奨】水防協力団体の位置づけとともに、水防管理団体における申請・指定手続き及び運用が行いやすいよう指定要領等を示すことが望ましい。

資料 3－1 重要水防箇所評定基準（案）（国管理）

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 （溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川氾濫危険情報
(警戒レベル4相当情報)

○洪 ○川 ○洪 水 予 報 第 ○ 号
○和 ○年 ○月 ○日 ○時 ○分
○河 川 事 務 所 ・ ○ ○ 地 方 気 象 台 共 同 発 表

(見出し)

〇〇川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が^レ続く見込み

(主文)

【警戒レベル1相当】これは、選標指示の表示の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、当分の間、「災害警戒水位」付近の水位が継続して見られます。〇〇川では洪水氾濫等による犯害のおそれがある市町村、〇〇市、△△市では浸水のおそれがあります。市町村からの選標情報を確認するとともに、各自治体関係を図るなど、適切な選標行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒しべル相当情報早見表)

新嘉・更新			更新
新嘉・更新	基準水位観測所名	〇〇	ΔΔ
	対象河川	〇〇川	〇〇川
警戒レベル()相当		4	3
	現況水位	(レベル4水位超過)	
	予測水位	(レベル4水位超過)	
更新	〇〇市	4	-
更新	ΔΔ市	4	3
	〇〇町	-	3

市区町村に2つこととの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間こととの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの区間による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

<https://www.river.co.jp/kawabou/glossary/pg/?term?key=hayamihyo>

(雨量)

多いところでは1時間に30ミリの雨が降っています。この雨は当分の状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

(水位もたは流れ)

[illegible]

工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

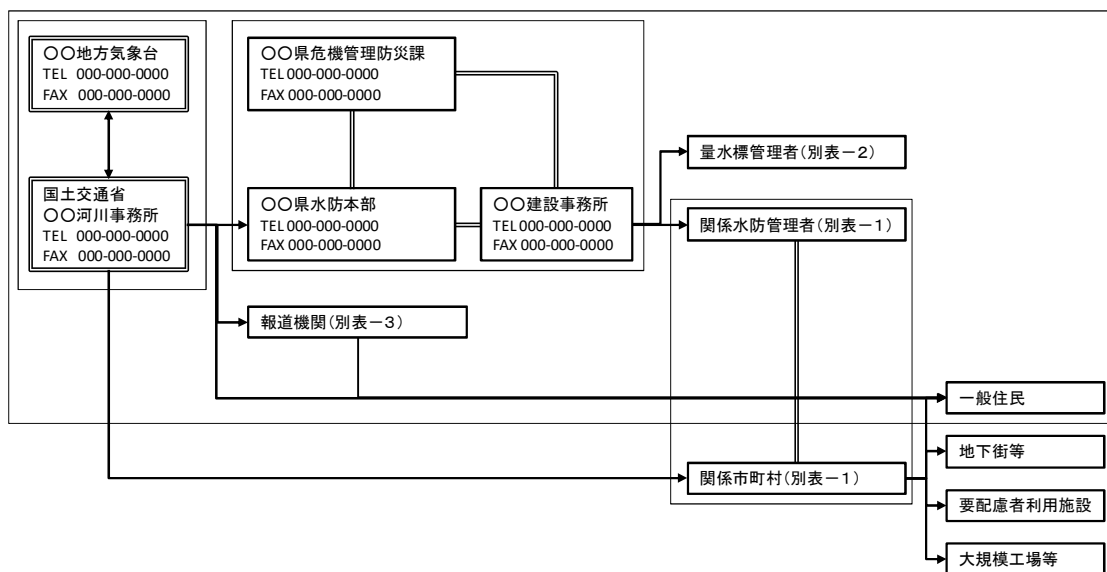
資料 3-2 重要水防箇所 (国管理河川)

河川名	地先名	左右岸	延長 (m)	位置	重要度	注意を要する理由	水防工法	備考
〇〇川	〇〇市〇〇町〇〇	右岸	〇〇	〇〇～〇〇	A	流下能力不足	積み土のう工	重点区間 KPO. 〇 危険箇所
〇〇川	〇〇市〇〇町〇〇	右岸	〇〇	〇〇～〇〇	A	流下能力不足	積み土のう工	

資料 3-3 重要水防箇所 (〇〇都道府県管理河川)

河川名	地先名	左右岸	延長 (m)	位置	重要度	注意を要する理由	水防工法	備考
〇〇川	〇〇市〇〇町〇〇	右岸	〇〇	〇〇～〇〇	A	流下能力不足	積み土のう工	重点区間 KPO. 〇 危険箇所
〇〇川	〇〇市〇〇町〇〇	右岸	〇〇	〇〇～〇〇	A	流下能力不足	積み土のう工	

水防法に定められた洪水予報の通知・周知は必須であるが、気象業務法や地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。



別表一1 関係水防管理者・関係市町村連絡先

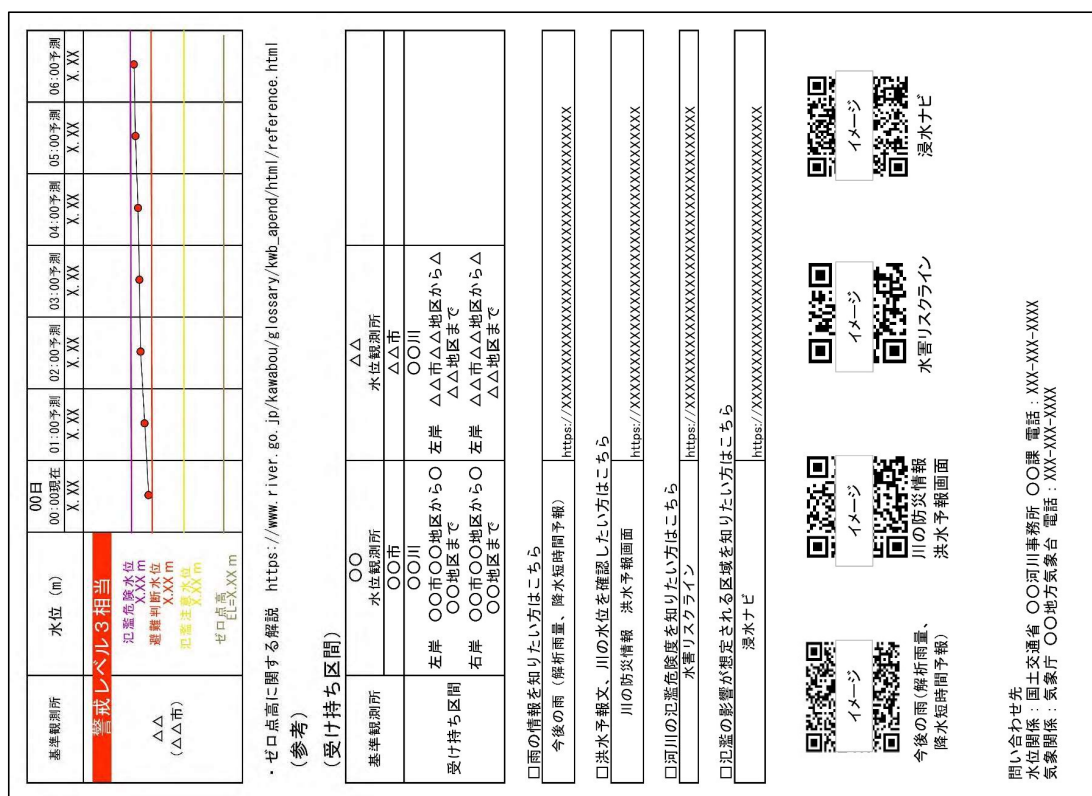
水防管理者／市町村	電話番号	FAX番号
〇〇市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000
△△市(水防) △△市(避難)	000-000-0000 000-000-0000	000-000-0000 000-000-0000
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000
□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000

別表-2 量水標管理者連絡先

量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号
○水位観測所	国土交通省 ○河川事務所	000-000-0000	000-000-0000
△水位観測所	△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000
□水位観測所	□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000
××検測所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000

別表-3 報道機関連絡先

報道機関名	電話番号	FAX番号
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000



正規

0000 0000

〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)

令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
国土交通省 〇〇河川事務所 (第〇号)

(主文)

【警戒レベル3相当情報「洪水」】これは、高齢者等避難の案内の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(●●市△△)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難判断水位(〇〇〇.〇〇m)に到達しました。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)			
新着・更新	更新		
基準水位観測所名	〇〇		
対象河川	〇〇川		
警戒レベル()相当	3		
現況水位	3		
	(レベル3水位超過)		
〇〇市	3		
△△市	3		
更新			
更新			

市区町村ごとの警戒レベル相対の順位は基準水位観測所ごとの警戒レベル相対情報に基づいて、それぞれが異なる場合があります。急な雨による市町村に對して、それに表示している水位です。警戒レベル相対早見表の見方について「防災用語ウェブサイト」参照
<https://www.river.go.jp/kankyo/losser/gp/ten/ten.html>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

〇〇川 〇〇水位観測所 (●●市△△)

(受け持ち区間は■市※から□町◎◎)

〇発表情報文、川の水位を掲載したい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面

<https://xxxxxx/losser/gp/ten/ten.html>

〇河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン

<https://xxxxxx/losser/gp/ten/ten.html>

〇氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水予測

<https://xxxxxx/losser/gp/ten/ten.html>

イメージ

川の防災情報

水位到達情報画面

イメージ

川の防災情報

水害リスクライン

イメージ

川の防災情報

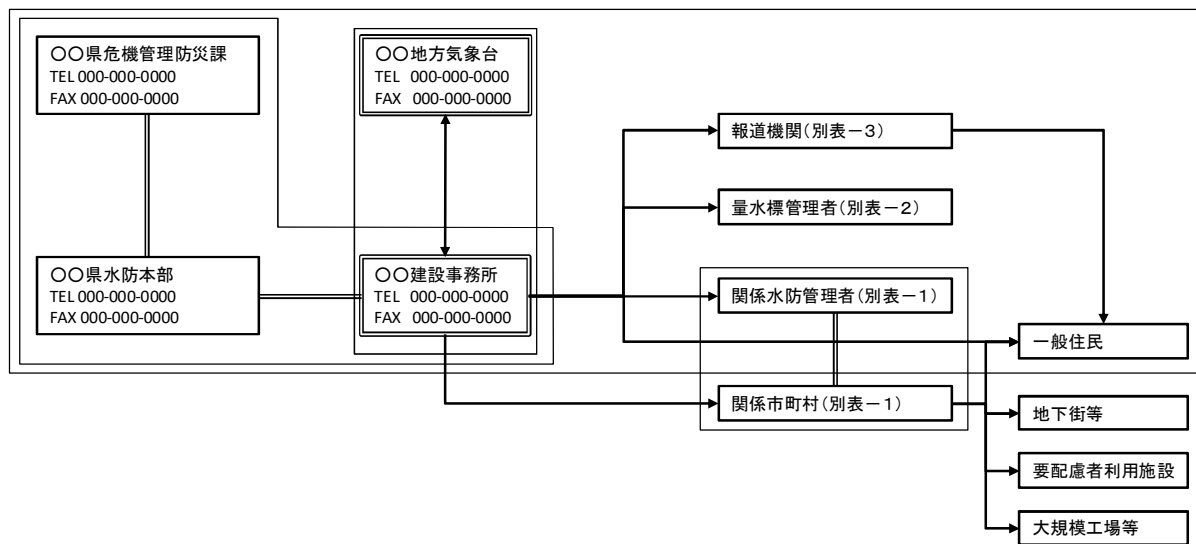
浸水予測

問い合わせ先

国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話: XXX-XXX-XXXX

資料 4-3 水防法に基づく洪水予報（都道府県・気象庁共同発表） 伝達経路等（例）

水防法に定められた洪水予報の通知・周知は必須であるが、気象業務法や地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。



別表一 1 関係水防管理者・関係市町村連絡先

水防管理者／市町村	電話番号	FAX番号
〇〇市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000
△△市(水防) △△市(避難)	000-000-0000 000-000-0000	000-000-0000 000-000-0000
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000
□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000

別表-2 量水標管理者連絡先

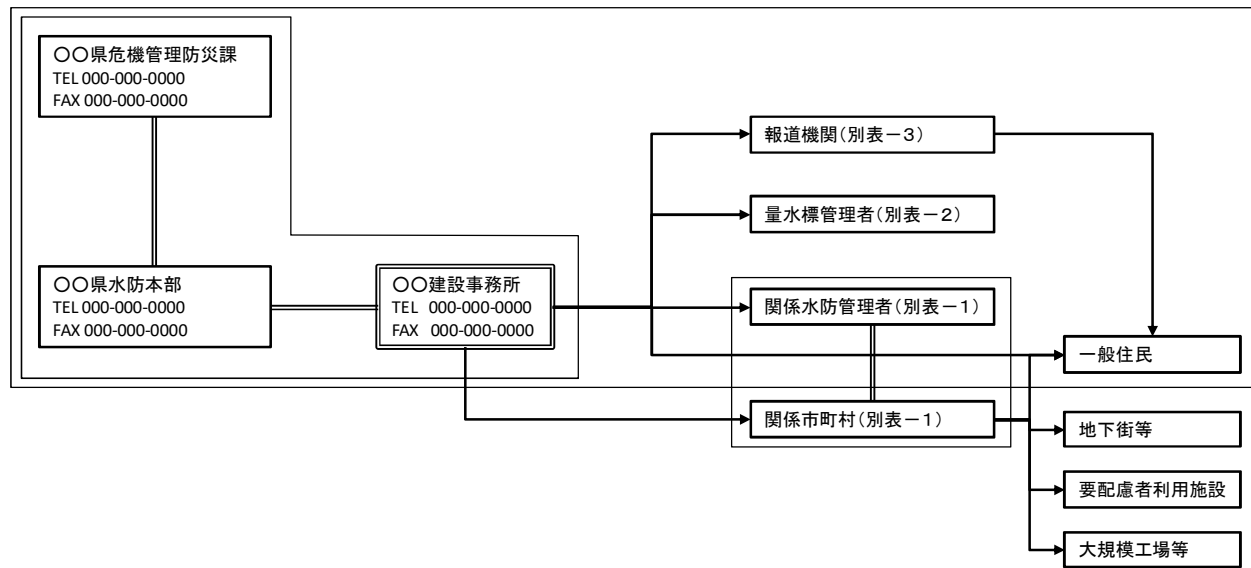
量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号
○〇水位観測所	国土交通省 ○〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000
△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000
□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000
××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000

別表一3 報道機関連絡先

報道機関名	電話番号	FAX番号
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000

資料 4－6 水位到達情報（都道府県発表）の伝達経路等（例）

水防法に定められた水位到達情報の通知・周知は必須であるが、地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。



別表－1 関係水防管理者・関係市町村連絡先

水防管理者／市町村	電話番号	FAX番号
〇〇市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000
△△市(水防) △△市(避難)	000-000-0000 000-000-0000	000-000-0000 000-000-0000
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000
□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000

別表－2 量水標管理者連絡先

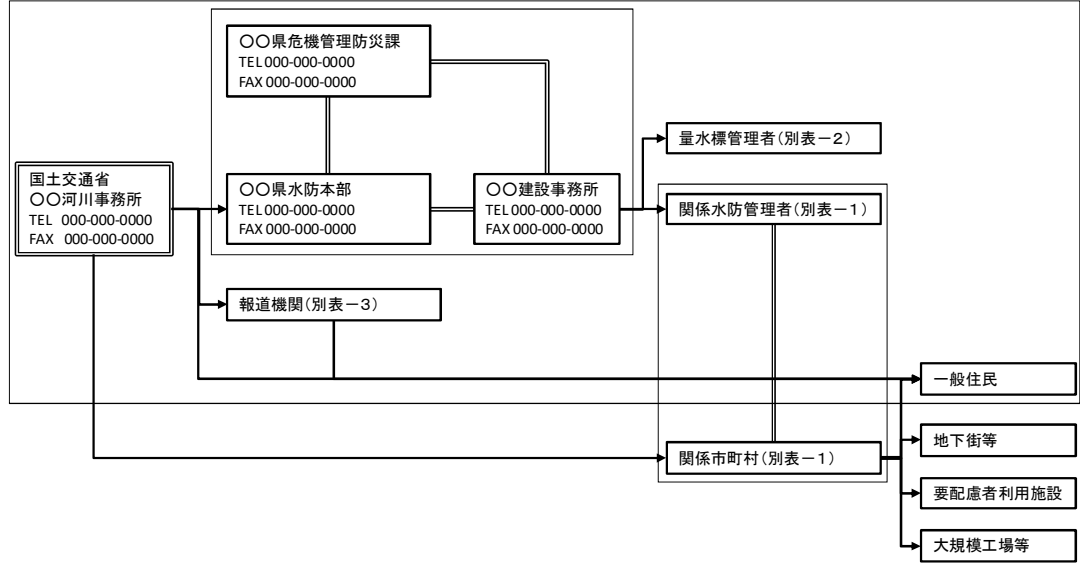
量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号
〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000
△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000
□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000
××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000

別表－3 報道機関連絡先

報道機関名	電話番号	FAX番号
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000

資料 4－5 水防法に基づく水位到達情報（国土交通省発表）の伝達経路等（例）

水防法に定められた水位到達情報の通知・周知は必須であるが、地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。



別表－1 関係水防管理者・関係市町村連絡先

水防管理者／市町村	電話番号	FAX番号
〇〇市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000
△△市(水防) △△市(避難)	000-000-0000 000-000-0000	000-000-0000 000-000-0000
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000
□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000

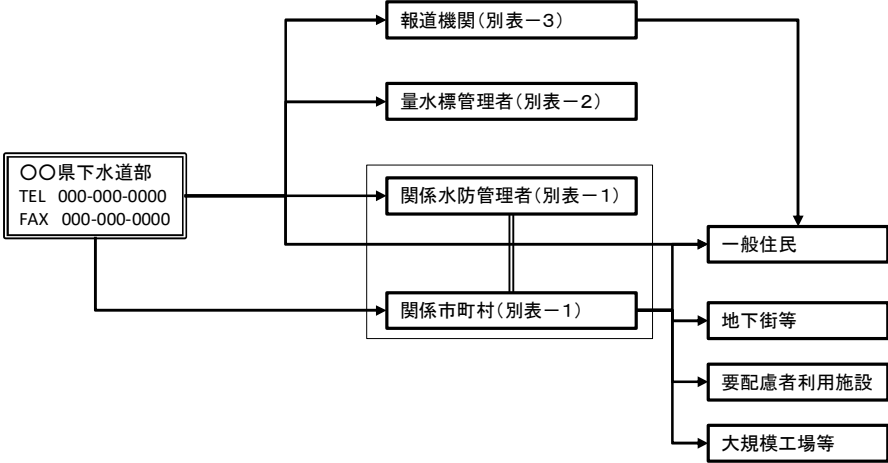
別表－2 量水標管理者連絡先

量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号
〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000
△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000
□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000
××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000

別表－3 報道機関連絡先

報道機関名	電話番号	FAX番号
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000

資料 4－8 水防法に基づく水位周知下水道の水位到達情報（都道府県発表）の伝達経路等（例）
水防法に定められた水位到達情報の通知・周知は必須であるが、地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。



別表－1 関係水防管理者・関係市町村連絡先

水防管理者／市町村	電話番号	FAX番号
〇〇市	000-000-0000	000-000-0000
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000

別表－2 量水標管理者連絡先

量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号
〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000

別表－3 報道機関連絡先

報道機関名	電話番号	FAX番号
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000

資料 4－7 水位周知下水道の水位到達情報（都道府県又は市町村発表）の発表形式（例）

〇〇市〇〇地区 内水氾濫危険情報

〇〇年〇〇月〇〇日〇時〇〇分
〇〇市発表

【見出し】

〇〇市〇〇地区では内水氾濫発生のおそれ

【本文】

〇〇地区の〇〇ポンプ施設では、〇〇日〇〇時〇〇分に内水氾濫危険水位（ $\times.\times\times m$ ）に達しました。

地下空間利用者は地下街管理者等からの避難情報に注意してください。

（参考）

〇〇ポンプ施設（〇〇市〇〇町〇丁目〇－〇）
内水氾濫危険水位 $\times.\times\times m$
内水氾濫危険水位：水防法第 13 条の 2 で規定される雨水出水特別警戒水位。地下空間の利用者に対する避難開始を求める段階

内水氾濫：一時的に対象の降雨が生じた場合において、下水道その他の排水施設に当該雨水を排水できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる氾濫

問い合わせ先
〇〇市 下水道部 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

資料 4－10 水位周知海岸の水位到達情報の発表形式（例）

X 海岸（〇〇県） 高潮氾濫発生情報

XX 年 XX 月 XX 日 hh 時 mm 分
●●県発表
(第〇号)

【見出し】

X 海岸では、高潮氾濫発生が切迫／高潮氾濫発生。

【本文】

□□検潮所（B 市★町）の水位は、XX 月 XX 日 hh 時 mm 分に高潮特別警戒水位（●●●●）に達しました。
〇〇検潮所（A 市◎町）の水位は、XX 月 XX 日 hh 時 mm 分に高潮特別警戒水位（●●●●）に達しました。
いまだ危険な場所にいる場合は、直ちに高所への移動、近傍の堅固な建物への避難等をしてください。

検潮所名	氾濫による浸水が想定される地区※
□□検潮所	●●県 B 市 B 市の高潮浸水想定区域②
	●●県 C 市 C 市の高潮浸水想定区域②
〇〇検潮所	●●県 A 市 A 市の高潮浸水想定区域①

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果の推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(参考 1) B 市、C 市、A 市には、●●地方気象台から XX 月 XX 日 hh 時 mm 分に高潮警報（予想最高潮位 B 市●●m、C 市●●m、A 市●●m）が発表されています。

(参考 2) 高潮特別警戒水位

□□検潮所 ●●m
〇〇検潮所（B・C 地区） ●●m
〇〇検潮所（D 地区） ●●m

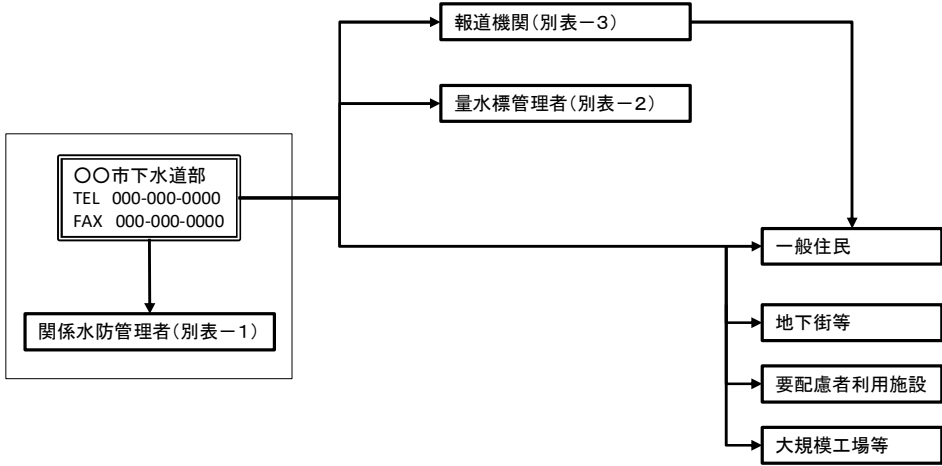
※高潮特別警戒水位：水防法第 13 条の 3 で規定される水位。警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断材料。

問い合わせ先

●●県土木部●●課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

資料 4－9 水防法に基づく水位周知下水道の水位到達情報（市町村発表）の伝達経路等（例）

水防法に定められた水位到達情報の通知・周知は必須であるが、地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。



別表－1 関係水防管理者・関係市町村連絡先

水防管理者／市町村	電話番号	FAX番号
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000

別表－2 量水標管理者連絡先

量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号
〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000
△△水位観測所	△△県	000-000-0000	000-000-0000

別表－3 報道機関連絡先

報道機関名	電話番号	FAX番号
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000

正規

水防警報（準備）

令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
国土交通省 〇〇河川事務所 発表
(第〇号)

（見出し）
〇〇川の〇〇基準観測所 水防機関準備

（現況）
〇〇川の〇〇基準観測所（〇〇町）の水位は、〇日〇時〇〇分現在XX.XXm
です。

（発表）
水防機関は準備してください。

（水防警報発表状況）

〇〇河川事務所 水防警報発表状況			
新着・更新	更新	〇〇川	△△
基準水位観測所名	〇〇川	〇〇川	〇〇川
対象河川	〇〇川	〇〇川	〇〇川
水防警報発表状況	〇〇町	〇〇町	〇〇町
更新	〇〇市	〇〇市	〇〇市
更新	△△市	△△市	△△市

〇水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら
川の防災情報 水防警報画面 <https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX>

〇河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら
水害リスクライン <https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX>

〇氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら
浸水ナビ <https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX>

イメージ
川の防災情報
水防警報画面

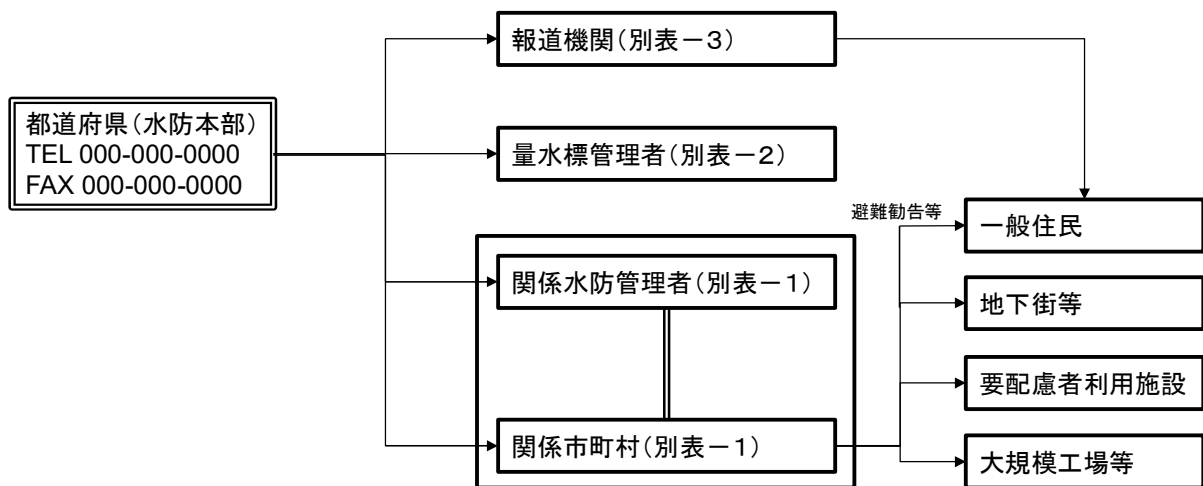
イメージ
水害リスクライン

イメージ
浸水ナビ

問い合わせ先
 国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

資料 4－11 水防法に基づく水位周知海岸の水位到達情報の伝達経路等（例）

水防法に定められた水位到達情報の通知・周知は必須であるが、地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。



別表－1 関係水防管理者・関係市町村連絡先

水防管理者／市町村	電話番号	FAX番号
〇〇市	000-000-0000	000-000-0000
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000

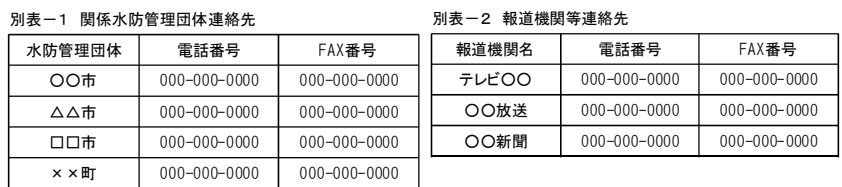
別表－2 量水標管理者

量水標管理者	電話番号	FAX番号
国（〇〇気象台）	000-000-0000	000-000-0000
国（〇〇港湾事務所）	000-000-0000	000-000-0000
県（〇〇土木事務所）	000-000-0000	000-000-0000

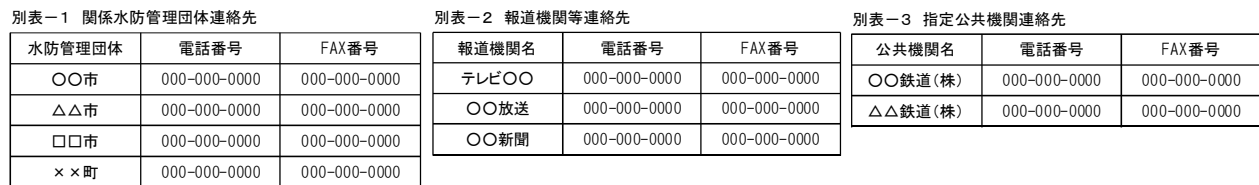
別表－3 報道機関連絡先

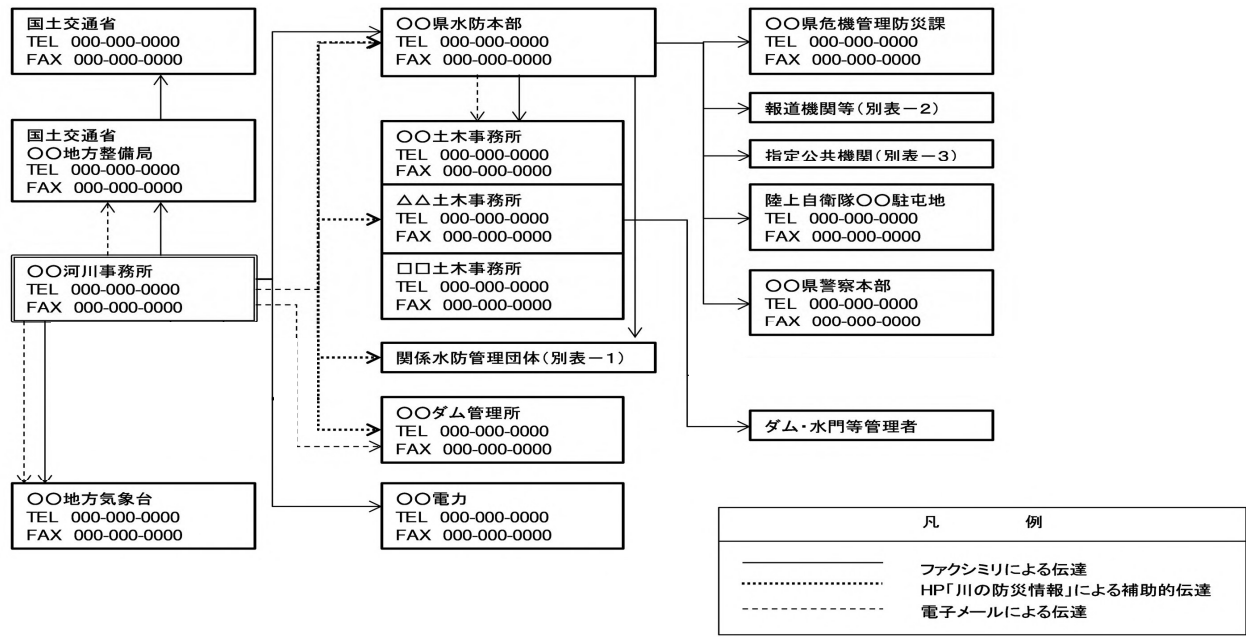
報道機関名	電話番号	FAX番号
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000

資料4-13 水防警報（国土交通省発表）の伝達経路等（例、河川）



資料4-13 水防警報（国土交通省発表）の伝達経路等（例、河川）





別表－1 関係水防管理団体連絡先

水防管理団体	電話番号	FAX番号
〇〇市	000-000-0000	000-000-0000
△△市	000-000-0000	000-000-0000
□□市	000-000-0000	000-000-0000
××町	000-000-0000	000-000-0000

別表－2 報道機関等連絡先

報道機関名	電話番号	FAX番号
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000

別表－3 指定公共機関連絡先

公共機関名	電話番号	FAX番号
〇〇鉄道(株)	000-000-0000	000-000-0000
△△鉄道(株)	000-000-0000	000-000-0000

正 規

〇〇海岸（出動）
水 防 警 報

〇〇年〇〇月〇〇日〇時〇〇分
国土交通省 〇〇河川事務所発表
(第△△号)

【現 況】

△△潮位観測所の潮位は、〇〇日△△時〇〇分現在××mです。
波高などで判定する場合は、管理メニューで変更してください。
(この文章も管理メニューで編集・削除可能です。)

【参 考】

各水防機関は、出動し、堤防その他を見回り、
嚴重に警戒して下さい。

【特 記】

(自由に記入)

海岸名	水防警報(海岸)発表状況	待機	準備	出動	解除
〇〇〇〇		○			
△△△△					
□□□□					
××××					

問い合わせ先
国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇課 電話：000-000-0000 (内線) 〇〇〇

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから http://www.river.go.jp/	携帯電話から http://river.go.jp/

資料 4-18 津波に関する水防警報に係る基本的な考え方
(1) 基本的な考え方

津波は、地震の発生地点から沿岸までの距離によって‘近地津波’と‘遠地津波’に大別でき、それぞれ沿岸までの津波到達時間が異なる。このため水防警報の発令に関しては、当該地での津波到達時間を念頭に、水防従事者の安全に配慮した水防の内容や発令基準を定めるものとする。

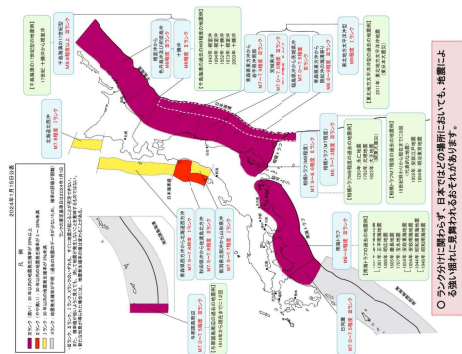
1) 近地津波と遠地津波への対応
【近地津波】
‘近地津波’は震源から海岸までの距離の違いにより、到達時間が異なる。
この点に留意し、気象庁の津波警報等の種類や津波到達予想時刻に対応した、適切な津波の水防警報を発令することが望ましい。
‘近地津波’の場合は、短時間で津波が襲来する
場合が多い。その間で水防活動を行うためには、気象庁が発表した津波警報等に即応し水防団が
動するなど、活動時間を少しでも確保することが
重要となる。
また、津波到達時間が短く水防活動を行う時間
を確保できない地域では、水防警報の発令を行
わない等、水防従事者の安全に配慮した水防警報
の発令基準等を定めておく。

【遠地津波】

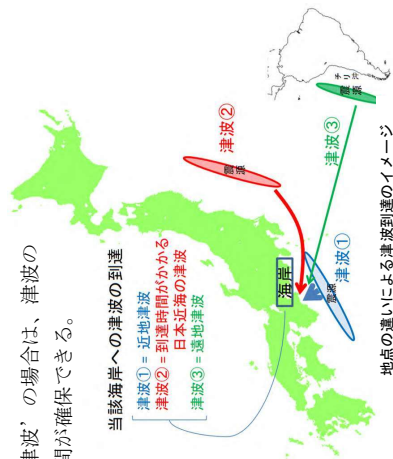
チリ沿岸の地震で発生するような‘遠地津波’の場合は、津波の到達まで時間が長く、水防活動のための時間が確保できる。

距離 近い	震源 東南海地震 東北地方 太平洋沖	水防 警報	情報収集	発令	到達時間
近い	東南海地震	△	×	×	極めて短い
遠い	東北地方 太平洋沖	○	○	△	長い
遠い	チリ地震	○	○	△	十分長い

△発令しない △状況に応じて発令 ○発令
西日本からみわたる地震（津波）と水防警報の関係イメージ

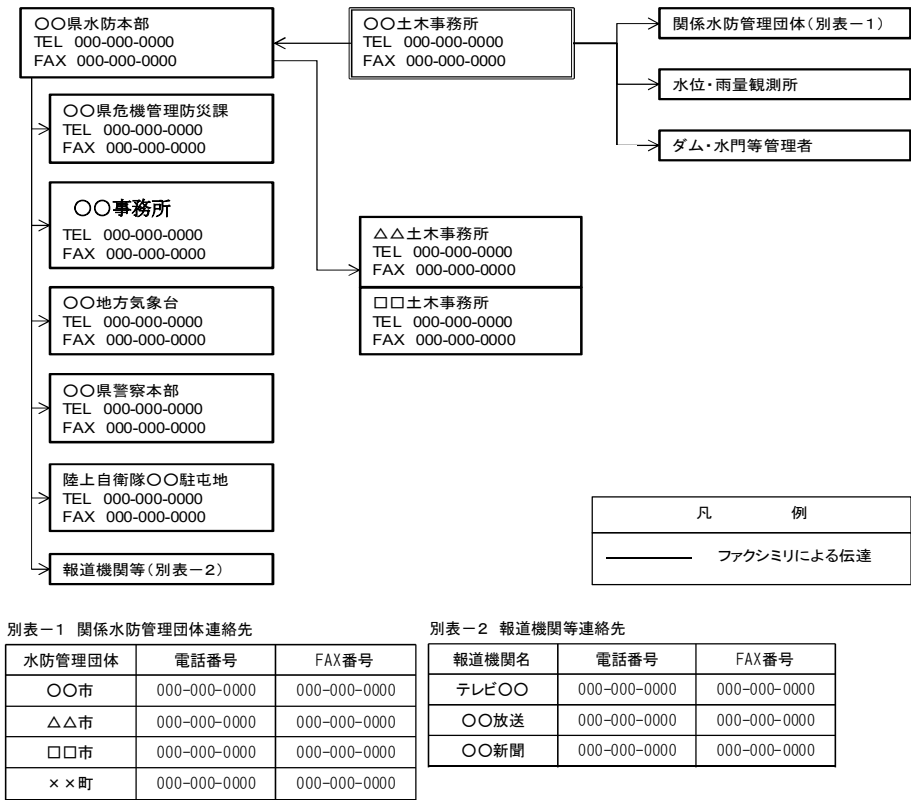


出典「主な南海トラフ地震の津波被害」：地震調査研究推進本部
近地津波の要因となる主な南海トラフ地震



地点の違いによる津波到達のイメージ

資料 4-17 水防警報（都道府県発表）の伝達経路等（例. 海岸）



【日本近海の地震であつても当該地までの距離が長い場合】

東北地方太平洋沖型であつても西日本地域にとつては、少し遠い地震であり津波到達までの時間がある程度確保できる。

水防活動にあたっては、以下の項目等に留意する。

1. 水防活動（巡視、連絡、連絡、応急措置等）

⇒ 対象の重点化

2. 水防団の活動（依頼された水門・陸間等の操作）

⇒ 対象の重点化

3. 活動時間

⇒ 「活動可能時間」の有無

4. 情報伝達

⇒ 津波等情報の伝達、連絡体制の確保

5. 避難体制

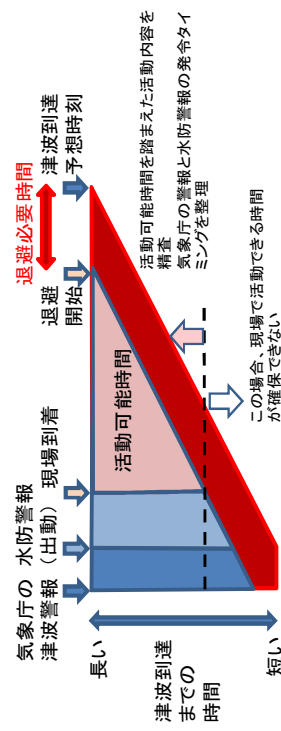
⇒ 安全な場所までの避難経路、退避必要時間等の確認



2) 「活動可能時間」の考え方について

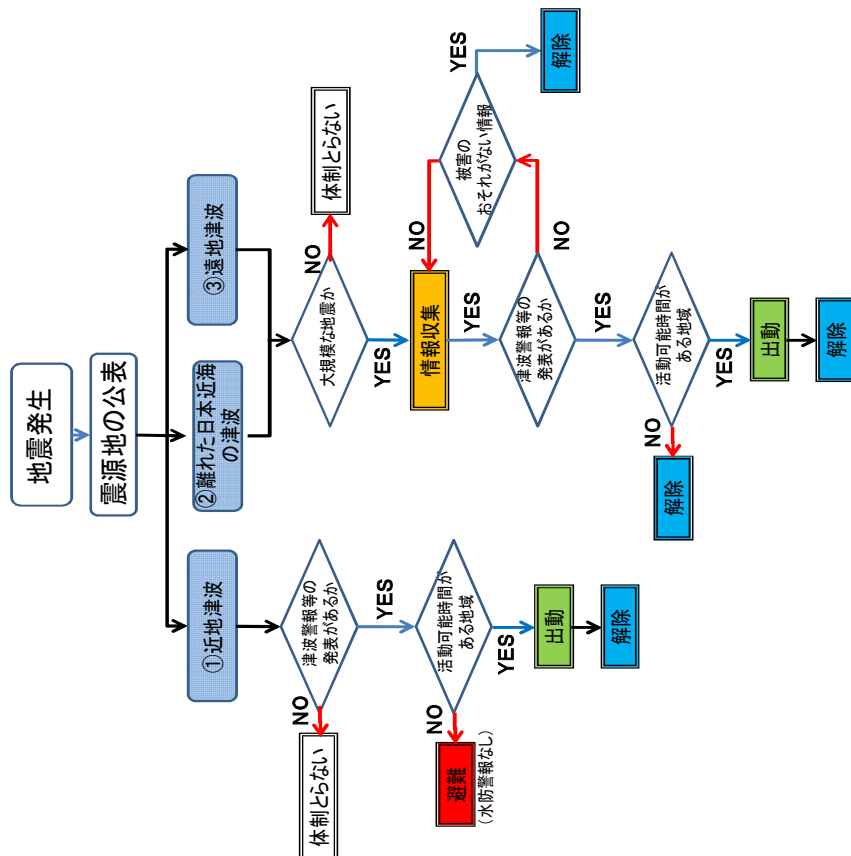
「活動可能時間」とは、例えば「現場到着時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から安全時間を考慮した「退避必要時間」を差し引いた実働可能時間とする。なお、地震後の安全確認や各自の準備時間等にも配慮する。

「活動可能時間」内で、計画的かつ効率的な水防活動を行うためには、防災訓練（避難経路、退避必要時間及び情報の入手等の実地訓練）、危険箇所等の巡視、水防資機材の備蓄確認などの平常時からの備えが必要である。



活動可能時間のイメージ

3) 水防 alert の検討フロー



留意事項	※各地区でこのパターンに該当する地震について、あるかないかも含めあらかじめ整理しておく。	※各地区でこのパターンに該当する地震について、あるかないかも含めあらかじめ整理しておく。	
		※気象庁から発表される津波警報等が現地での活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておく。 ※水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。 ※避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認しておくことが望ましい。 ※以下の内容について、事前に定めておくこと。 a. 水防団員自身の退避に必要な時間と退避開始時刻(津波到達予想時刻の〇〇分前など) b. 水防団員の安否確認方法(連絡体制) c. 水防活動内容の精査・重点化 d. 水防団員の避難手段や避難経路の確認	

＜「水防計画作成の手引き(案)」への記載例＞

情報収集	【海岸・河川】	(記載なし)	(内容) ・水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの (発令基準) ・日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来のおそれが否定できないとき	(内容) ・水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの (発令基準) ・遠地において大規模な地震が発生し、津波到来のおそれが否定できないとき
	出動	(内容) ・水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの (発令基準) 【海岸】 ・気象庁から〇〇地域を震源とする地震による津波警報等が発表されたとき 【河川】 ・気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超えるおそれがあるとき	(内容) ・水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの (発令基準) 【海岸】 ・気象庁から津波警報が発表される等、水防活動が必要と認めるとき 【河川】 ・気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超えるおそれがあるとき	
	解除	(内容) ・水防活動の必要が解消した旨を通知するもの (発令基準) 1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき		

資料 4－19 津波時の水防警報の発令基準について（水防管理団体版）

地震の発生場所によって津波の到達時間があらかじめ分かる地域では、退避に要する時間を考慮し「活動可能時間」を検討し、水防警報の発令内容を定める。				
「活動可能時間」なし ← 短い 「活動可能時間」 「現場到達時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から「退避必要時間」を差し引いたもの → 長い				
津波区分	日本近海の津波			遠地津波
	① 震源地から「近い」		② 震源地から「少し遠い」	③ 震源地から「遠い」
	パターンA. 「活動可能時間」が確保不可能 日本近海における地震発生で震源域の情報から、津波到達時間が推定できるが、その時間が短すぎるため水防活動ができない場合	パターンB. 「活動可能時間」が確保可能 日本近海における地震発生で、震源域の情報から津波到達時間が推定でき、十分でなくとも活動可能時間がとれる場合	パターンC. 地理的特性等から「活動可能時間」が確保可能 日本近海における地震発生により、津波到達時間が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合	パターンD. 「活動可能時間」が十分確保可能 チリ津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達時間まで相当の時間があり、「活動可能時間」の確保が十分できる場合。
	安全確保のため自らも避難 (水防警報は発令しない)	気象庁の警報等に伴い 水防警報「出動」の発令 (「情報収集」なし)	大規模な地震発生等に伴い 水防警報「情報収集」の発令	気象庁の情報等に基づき 水防警報「情報収集」の発令
水防警報	※対象の地震について、あらかじめ水防警報の発令基準を決めておく 対象の地震を決めておく 情報収集発令しない 避難 出動 解除 「活動可能時間」あり 1)気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2)水防活動の必要があると認められなくなったとき 「活動可能時間」なし		津波注意報や警報が発表されない ※「情報収集」とは、水防本部等が気象庁等の情報を得る状態を保つこと 情報収集 解除 出動 解除 津波注意報又は警報が発表され、「活動可能時間」があり、かつ水防活動が必要 1)気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2)水防活動の必要があると認められなくなったとき	
考え方	津波到達時間が短く、水防従事者が水防活動を行う時間を確保できないため安全を優先。 気象庁の注意報または警報が発表された場合、即座に自動的に水防「出動」を発令し、活動可能時間を少しでも増やす。		地理的な条件等から津波到達まで時間があり、「活動可能時間」の確保が可能な場合は、水防警報を発令。 ・気象庁から津波注意報又は警報が発表された場合に発令 ・発令のタイミングについては、活動に要する時間と退避必要時間を踏まえ発令 チリ津波のような遠地津波の場合は、津波到達まで比較的時間が長く、「活動可能時間」が確保できることから水防警報を発令。 ・気象庁から津波注意報又は警報が発表された場合に発令 ・発令のタイミングについては、活動に要する時間と退避必要時間を踏まえ発令	

留意事項	※各地区でこのパターンに該当する地震について、あるかないかも含めあらかじめ整理しておく。	※各地区でこのパターンに該当する地震について、あるかないかも含めあらかじめ整理しておく。
		※気象庁から発表される津波警報等が現地で活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。 ※水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。 ※避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認しておくことが望ましい。 ※以下の内容について、事前に定めておくこと。 - 水防団員自身の退避に必要な時間と退避開始時刻(津波到達予想時刻の〇〇分前など) - 水防団員の安否確認方法(連絡体制) - 水防活動内容の精査・重点化 - 水防団員の避難手段や避難経路の確認

<「水防計画作成の手引き(案)」への記載例>

情報収集	【海岸・河川】	(記載なし)
出動	〇〇地区(〇〇川)では南海トラフ地震発生による津波到来を想定した場合、津波到達時間が短く、水防従事者が水防活動を行う時間を確保できないため、水防警報は発表しない。	(内容) ・水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの (発表基準) 【海岸】 ・気象庁から〇〇地域を震源とする地震による津波警報等が発表されたとき 【河川】 ・気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超えるおそれがあるとき
解除		(内容) ・水防活動の必要が解消した旨を通知するもの (発表基準) 1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

【参考】津波時の水防警報の発表基準について（都道府県版）

地震の発生場所によって津波の到達時間があらかじめ分かる地域では、退避に要する時間を考慮し「活動可能時間」を検討し、水防警報の発令内容を定める。

「活動可能時間」なし ← 短い 「活動可能時間」 「現場到達時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から「退避必要時間」を差し引いたもの → 長い

津波区分	日本近海の津波		遠地津波
	① 震源地から「近い」	② 震源地から「少し遠い」	③ 震源地から「遠い」
	パターンA. 「活動可能時間」が確保不可能	パターンB. 「活動可能時間」が確保可能	パターンC. 地理的特性等から「活動可能時間」が確保可能
	日本近海における地震発生で震源域の情報から、津波到達時間が推定できるが、その時間が短すぎるため水防活動ができない場合	日本近海における地震発生で、震源域の情報から津波到達時間が推定でき、十分でなくとも活動可能時間がとれる場合	日本近海における地震発生により、津波到達時間が予想されるが地理的状况等から当該地までの津波の到達時間まで相当の時間があ、活動可能時間の確保が十分できる場合。
水防警報	安全確保のため自らも避難 「水防警報」は発表しない	気象庁の警報等に伴い 水防警報「出動」の発表 (「情報収集」なし)	気象庁の情報等に基づき 水防警報「出動」の発表 (水防管理団体はすでに水防警報「情報収集」を発令している場合が多い。)
	※対象の地震について、あらかじめ水防警報の基準を決めておく 対象の地震を決めておく 避難 出動 解除 「活動可能時間」あり 「活動可能時間」なし		
考え方	津波到達時間が短く、水防従事者が水防活動を行う時間を確保できないため安全を優先。	気象庁の注意報または警報が発表された場合、即座に自動的に水防「出動」を発令し、活動可能時間を少しでも増やす。	地理的な条件等から津波到達まで時間があり、「活動可能時間」の確保が可能な場合は、水防警報を発表。 ・気象庁から津波注意報又は警報が発表された場合に発表 ・発令のタイミングについては、活動に要する時間と退避必要時間を踏まえ発表 チリ津波のような遠地津波の場合は、津波到達まで比較的時間が長く、「活動可能時間」が確保できるところから水防警報を発表。 ・気象庁から津波注意報又は警報が発表された場合に発表 ・発令のタイミングについては、活動に要する時間と退避必要時間を踏まえ発表

資料 4－20 水防警報（河川）（国土交通省又は都道府県発表）の発表形式（例：津波）

水 防 警 報（河 川）

種 類	出 動 ・ 解 除		
	発表河川	基準水位観測所	第____号
日時	年	月	日
番号	国土交通省 〇〇河川事務所発表		
1	〇〇年〇月〇日〇時〇分に「大津波警報・津波警報」が発表され、〇〇湾では〇mの津波が予想されています。		
	津波到達時刻は〇〇湾△△で〇日〇〇：〇〇頃と予想されています。		
	津波の河川遡上により〇〇観測所では、氾濫危険水位を超えるおそれがあります。水防機関は、出動し水防活動を行ってください。		
	水防活動の実施後は、速やかに退避してください。		
	引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。		
2	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。		

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

資料 4－21 水防警報（海岸）（国土交通省又は都道府県発表）の発表形式（例：津波）

水 防 警 報（海 岸）

種 類	出 動 ・ 解 除		
	発表海岸	基準港湾	第____号
日時	年	月	日
番号	国土交通省 〇〇地方整備局		
1	〇〇年〇月〇日〇時〇分に「大津波警報・津波警報」が発表され、〇〇湾では〇mの津波が予想されています。		
	津波到達時刻は〇〇湾△△で〇日〇〇：〇〇頃と予想されています。		
	水防機関は、出動し水防活動を行ってください。		
	水防活動の実施後は、速やかに退避してください。		
	引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。		
2	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。		

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

資料５－２ 雨量観測所一覧（例）

観測所名	河川名	流域河川名	設置位置	種別	管理者	連絡先	備考
〇〇雨量観測所	〇〇川	〇〇川	〇〇市〇〇町〇〇地先	テレメータ	〇〇建設事務所	000-0000-0000	
△△雨量観測所	△△川	△△川	△△市△△町△△地先	自記	△△建設事務所	000-0000-0000	

資料７ ダム・水門等一覧（例）

施設名	河川名	位置	用途	管理者	操作担当者	連絡先	備考
〇〇ダム	〇〇川	〇〇市〇〇町〇〇	治水、 上水	〇〇県	〇〇県〇〇事務所長	0000-00-0000	
△△水門	△△川	△△市△△町△△	治水	△△県	△△市長	0000-00-0000	

資料９ 水防倉庫及び備蓄資器材一覧（例）

河川名	名称	管理団体名	所在地	器具				資材				備考
				〇〇	〇〇	〇〇	…	〇〇	〇〇	〇〇	…	
〇〇川	〇〇倉庫	〇〇市	〇〇町 〇〇川右岸	10				100				
〇〇川	〇〇倉庫	〇〇市	〇〇町 〇〇川右岸	10				100				

資料５－１ 量水標管理者及び水防管理者一覧（例）

観測所名	量水標 管理者名	河川名 港湾名 漁港名 海岸名	設置位置	東京湾 平均 海面	水位						種別	備考
	水防管理者				水防団 待機 水位 (通報 水位)	氾濫 注意 水位 (警戒 水位)	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画 高水位	天端高		
〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事 務所 〇〇市	〇〇川	右岸 24.0k (〇〇市〇〇 町〇〇地先)	***, *m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	テレメータ	
△△水位観測所	△ △ 電 力 (株) 〇〇市	〇〇川	左岸 20.0k (〇〇市△△ 町△△地先)	***, *m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	自記	〇〇市が通 報・公表
□□水位観測所	□□土地改 良区 △△市	△△川	右岸 20.0k (△△市□□ 町□□地先)	***, *m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	自記	△△市が通 報・公表
××水位観測所	〇〇建設事 務所 △△市	△△川	左岸 10.0k (△△市□□ 町××地先)	***, *m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	テレメータ	
××検潮所	〇〇气象台 □□水防事 務組合	△△川 △△港	左岸 0.0k (□□市×× 町××地先)	***, *m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	**、*m	テレメータ	

資料 10－1 水防団及び消防団の管轄地域等

(1) ○○水防団 (団長： 、連絡先：)				
分団名	分団長 (0000-00-0000)	要水防 河川	管轄区域	集合場所
○○分団	○○○○ (0000-00-0000)	○○川	○○地区、△△ 地区	○○詰所 (○○市○○町○○) (0000-00-0000)
□□分団	□□□□ (0000-00-0000)	□□川	□□地区、◇◇ 地区	□□詰所 (□□市□□町□□) (0000-00-0000)

(2) ○○消防団 (団長： 、連絡先：)				
分団名	分団長 (0000-00-0000)	要水防 河川	管轄区域	集合場所
○○分団	○○○○ (0000-00-0000)	○○川	○○地区、△△ 地区	○○詰所 (○○市○○町○○) (0000-00-0000)
□□分団	□□□□ (0000-00-0000)	□□川	□□地区、◇◇ 地区	□□詰所 (□□市□□町□□) (0000-00-0000)

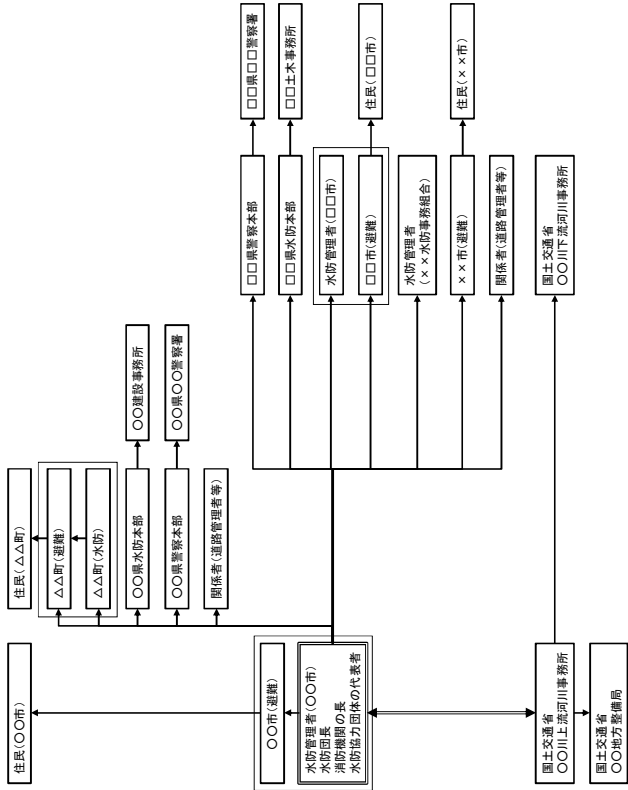
資料 10－2 水防工法一覧表

原因	工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現在
水が あふ れる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを敷 段積み上げる	一般河川	土のう、防水シー ト、鉄筋棒
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ち せき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代 わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、 防水シート
	水マット工 (連結水 のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆 布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手 困難)	既製水のう、ポン プ、鉄パイプ
	裏むしろ 張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり 面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体 の固い箇所	むしろ、半割竹、土 俵
	裏シート 張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり 面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困 難)	防水シート、鉄筋ピ ン、軽量鉄パイプ、 土のう
	金段工 (金繋ぎ、 金止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にす る	一般河川	土のう、防水シー ト、鉄筋棒、ビニー ルパイプ
	水マット式 金段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空 円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手 困難)	既製水のうポンプ、 鉄パイプ
	鉄板式金段工 (簡易金段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み 立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手 困難)	鉄板、土のう、パイ プ、鉄パイプぐい
	月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によ りかみり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シー ト、パイプ、鉄筋棒
川 側 漏 水	水マット 月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるときにビニロン帆 布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手 困難)	既製水のう、くい、 土のう、ビニロンパ イプ
	たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたる又はおけ を置く	一般河川	たる、防水シート、 土のう
	導水むしろ 張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、大走 りにむしろなどを敷きなならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇 所)	防水シート、丸太、 竹
	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏 水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるとこ ろ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹 ぐい
	むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを 張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、 竹ピン
	継ぎむしろ 張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむし ろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、 ロープ、竹、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現	在
川側 漏水対策	シート張り工	川側(川表)の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう	
	たたみ張り工	川側(川表)の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう	
深掘れ(泥掘)	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	
	張り工、たたみ張り工	構木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい	
	木流し工(竹流し工)	川側堤防斜面(表のり面)に蛇かごを立てて被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線	
	捨て土のう工	川側堤防斜面(表のり面)決壊箇所土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック	
	捨て石工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面(のり面)を被覆する	急流河川	竹、くい、ロープ、土のう	
	竹溝流し工	深掘れ箇所川倉、牛わく、鳥脚などの合巻木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご	
	わく入れ工	堤防の川側(表)が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面(裏のり)で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
	築きまわし工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面(のり面)を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	
	びょうぶ返し工	上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ	
	折り返し工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線	
決壊	くい打ち	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線	
	懸え張り工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので折り返し工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう	
	継ぎ工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので折り返し工と同じ	砂質堤防	くい、金綱、鉄線、土のう	
	ネット張り	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金綱、鉄線、土のう	
上端(天端)	き裂	上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ	
	上端(天端)	上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	砂質堤防	くい、鉄線	
上端(天端)	き裂	上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線	
	上端(天端)	上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	砂質堤防	くい、金綱、鉄線、土のう	

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現	在
き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう	
	五徳縫い工(くい打ち)	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太	
	竹さし工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂が浅いとき、堤防斜面(のり面)がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう	
	力ぐい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり)先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう	
	かご止め工	居住側堤防斜面(裏のり面)にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう	
	立てかご工	居住側堤防斜面(裏のり面)に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ	
	くい打ち積み	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう	
	土のう工	居住側堤防斜面(裏のり面)に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう	
	つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂	
	さくかき詰め	つなぎくい打ちとはほぼ同じでさくかき詰め	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう	
崩壊	土のう工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、土のう	
	土のう工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、土のう	
	土のう工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、土のう	
その他	流下物除去	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口	
	水防対策車	現地对策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	

(例) 河川区間 (国土交通省管理) における決壊・漏水等の通報系統



水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

出水の概況	川	警戒水位	m
		雨量	mm
水防実施箇所	川	左岸	地先
		右岸	m
日時	自	月	日
	時	分	秒
出動人員	水防団員	消防団員	その他
	人	人	人
水防作業の概況及び工法	箇所	工法	m
水防の結果	効果被害	堤防	田
		m	m ²
		m	m ²
		家	戸
		戸	戸
		鉄道	m
		道路	m
		人口	人
		その他	人
使用資器材	かます、俵	居住者の出動状況	
	万年、土俵		
	なわ	水防関係者の死傷	
	丸太		
	その他	雨量水位の状況	
水防活動に関する自己評価備考			

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

資料 16－1 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等

(1) 地下街等				
地下街等の名称	所在地	所有者又は管理者	連絡先 (電話・FAX)	関連河川
〇〇地下街	〇〇市〇〇町〇〇	〇〇管理組合	0000-00-0000 0000-00-0000	〇〇川
△△地下街	△△市△△町△△	△△管理組合	0000-00-0000 0000-00-0000	〇〇川
(2) 要配慮者利用施設				
施設の名称	所在地	連絡先 (電話・FAX)	避難場所	関連河川
〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	0000-00-0000 0000-00-0000	〇〇小学校	〇〇川
△△△△	△△市△△町△△	0000-00-0000 0000-00-0000	〇〇小学校	〇〇川
(3) 大規模工場等				
大規模工場等の名称	所在地	連絡先 (電話・FAX)	避難場所	関連河川
〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	0000-00-0000 0000-00-0000	〇〇小学校	〇〇川
△△△△	△△市△△町△△	0000-00-0000 0000-00-0000	〇〇小学校	〇〇川

資料 16－2 浸水被害軽減地区

名称	指定番号	位置	種別	高さ	地区の管理者	連絡先	備考
〇〇地区	〇〇第〇号	〇〇市〇〇町〇〇	輪中堤防	〇m	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	
〇〇地区	〇〇第〇号	〇〇市〇〇町〇〇	自然堤防	〇m	－	〇〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	連絡先 〇〇市〇〇課

資料 14－2 水防活動状況報告書様式（例）

令和〇年台風第〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・〇年〇月〇日～〇日)

〇概要
〇〇市消防団は、〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1 時間雨量〇mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土の〇積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約〇時間	〇名	・土の〇積み (〇袋) ・避難誘導 (〇世帯) ・排水作業 (〇件)

水防活動または
被害状況写真
〇〇川左岸 (〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真
〇〇川左岸 (〇〇地先)
積み土の〇工

水防活動または
被害状況写真
〇〇川右岸 (〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真
〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

308

資料 17-1 水防協力団体指定要領 (例)

〇〇市 (区、町、村、水防事務組合、水害予防組合) 水防協力団体指定要領	
1. 通則	
〇〇市 (区、町、村、水防事務組合、水害予防組合) における水防協力団体の指定は、水防法 (以下「法」という。) 及び国土交通省令 (以下「省令」という。) その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。	
2. 水防協力団体の要件 (法 36 条第 1 項関係)	
水防協力団体の指定に当たっては、法第 36 条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体 (以下「法人等」という。) であり、かつ、反社会的勢力でないことをその要件とする。	
3. 水防協力団体の業務 (法 37 条関係)	
水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。	
(1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動	
(2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供	
(3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供	
(4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究	
(5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発	
(6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務	
4. 水防協力団体の申請方法 (法 36 条第 1 項・第 3 項関係)	
(1) 水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市 (区、町、村、水防事務組合、水害予防組合) 水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「〇〇市 (区、町、村、水防事務組合、水害予防組合) 水防協力団体指定申請書」(資料 17-2) に「水防協力団体活動業務計画書」(資料 17-3) 及び「水防協力団体組織体制一覧表 (連絡先)」(任意様式) を添えて申請するものとする。	
(2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。(任意様式)	
5. 水防協力団体の指定 (法第 36 条第 2 項・第 4 項関係)	
(1) 水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市 (区、町、村、水防事務組合、水害予防組合) 水防協力団体認定書」(資料 17-4) を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。	
6. その他	
(1) この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。	
(2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。	
附 則	
この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。	

資料 17-2 水防協力団体指定申請書様式 (例)

〇〇市 (区、町、村、水防事務組合、水害予防組合) 水防協力団体指定申請書	年 月 日
〇〇市 (区、町、村、水防事務組合、水害予防組合) 水防管理者 〇〇市 (区、町、村) 長 様	住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名
水防法第 36 条第 1 項及び〇〇市 (区、町、村、水防事務組合、水害予防組合) 水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、〇〇市 (区、町、村、水防事務組合、水害予防組合) 水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体活動業務計画書」(資料 17-3) を添えて申請します。	

資料 17-3 水防協力団体協力活動業務計画書 (例)

〇〇市 (区、町、村、水防事務組合、水害予防組合) 水防管理者 〇〇市 (区、町、村) 長 様	住 所 (事務所所在地) 法人等の名称 代表者氏名	年 月 日
水防協力団体協力活動業務計画書		
〇〇市 (区、町、村、水防事務組合、水害予防組合) の実施するため、以下の業務を実施します。		
【記載例】 平時の活動事例 ・土のう袋など水防資器材や設備等の保管場所の提供 ・水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等の広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示 ・講習会や研修会の実施を通じて水防知識の普及啓発 ・小中学校や自治会に対する出前講座等の実施 ・水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催 ・水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展 など		
【記載例】 災害時の活動事例 ・土のうの袋詰めや運搬 ・子どもやお年寄りなどの救護 ・住民の避難誘導・避難所開設・運営への支援 ・土のう袋など水防資器材の設備等の提供 ・水防団員・消防団員の休憩場所の提供 など		

◎その他ご協力いただける活動がありましたら、具体的に内容をご記入ください。

(自由記載)

資料 17-4 水防協力団体認定書様式 (例)

〇〇市 (区、町、村、水防事務組合、水害予防組合) 水防協力団体認定書

住 所
(事務所所在地)

年 月 日

団体の名称

代表者 〇〇〇〇 様

〇〇市 (区、町、村、水防事務組合、
水害予防組合) 水防管理者 〇〇市
(区、町、村) 長

水防法第 36 条第 1 項及び 〇〇市 (区、町、村、水防事務組合、水害予防組合) 水防協力団
体指定要領第 4 の規定に基づき、貴団体を 〇〇市 (区、町、村、水防事務組合、水害予防組
合) 水防協力団体に指定します。

資料 17-5 水防協力団体との水防協働活動実施要領 (例)

〇〇市 (区、町、村、水防事務組合、水害予防組合) における
水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 通則

〇〇市 (区、町、村、水防事務組合、水害予防組合) 水防協力団体指定要領に基づき指定
された水防協力団体と、水防団又は水防活動を行う消防機関 (以下「水防団等」という。) と
の連携については、水防法及びその関連通知並びに 〇〇市 (区、町、村) 水防計画 (地域防
災計画) のほか、この要領に定めるところによる。

2. 水防団等と水防協力団体との連携 (水防法第 38 条関係)

水防法第 36 条及び 〇〇市 (区、町、村、水防事務組合、水害予防組合) 水防協力団体指
定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団等による水防活動に対す
る協力業務であり、〇〇市 (区、町、村、水防事務組合、水害予防組合) からの情報提供や
指導、助言を受け、水防団等と密接に連携して行うものとする。

3. 活動報告書の提出 (水防法第 39 条関係)

水防管理者は、水防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、水防協
力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」
(資料 17-6) を提出させることができる。

4. 情報提供等 (水防法第 40 条関係)

水防管理者は、〇〇市 (区、町、村、水防事務組合、水害予防組合) 水防協力団体指定要
領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告
書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言
を行う。

5. その他

(1) この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとす
る。

(2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、〇〇年 〇〇月 〇〇日から施行する。

資料 17－6 水防協力団体協力活動報告書様式（例）

〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体協力活動報告書	
〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防管理者〇〇市（区、町、村）長 様	年 月 日
住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名	
別紙のとおり水防協力活動を実施したので、〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体との水防協働活動実施要領第 3 の規定に基づき提出します。	

迫川流域水防管理者・農業用排水施設等管理者協議会要綱

(目 的)

第1 この協議会は、迫川流域沿岸の洪水に対する共通認識のもと、迫川流域における治水及び健全な農業経営に資するため、洪水その他の災害発生の恐れがある場合における農業用の排水施設等操作の広域一元化を協議し、互譲相互の精神に則り水防活動との調整を図ることを目的とする。

(名称及び事務局)

第2 この会は、迫川流域水防管理者・農業用排水施設等管理者協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局は、宮城県東部土木事務所登米地域事務所に置く。

(所管事項)

第3 協議会は、排水調整を実施するために必要な次の事項をつかさどる。

- (1) 気象及び洪水の予想並びに状況の推移により、河川管理者及び水防管理者からの要請、指示等に対応した農業用の排水施設等操作規則の広域一元化に関する事項
- (2) 前項に係る要請、指示等の伝達及び確認の方法に関する事項

(構 成)

第4 協議会は、宮城県及び岩手県の次の職に在る者をもって構成する。

- (1) 宮城県北部土木事務所長、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所長、宮城県東部土木事務所登米地域事務所長及び岩手県南広域振興局土木部一関土木センター所長（以下「土木事務所長等」という。）、並びに宮城県北部地方振興事務所長、宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所長、宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所長及び岩手県南広域振興局農政部一関農村整備センター所長（以下「地方振興事務所長等」という。）
- (2) 迫川流域の水防管理者（以下「水防管理者」という。）
- (3) 迫川流域の農業用排水施設管理者
- (4) 前号に掲げる者のほか、迫川流域の下水等排水施設管理者

(役員等)

第5 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹 事 若干名

2 会長及び副会長は、会員の互選による。

3 幹事は、第4第1号に定める者のほか、会員の互選による。

4 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第6 役員の職務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- (3) 役員は、総会の議案の検討を行う。

(会 議)

第7 協議会の会議（以下「会議」という。）は、総会及び役員会とする。

2 会議は、次の各号に掲げるときに、会長が招集し主催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会員からの要請があったとき

3 会議は、会員の過半数の出席をもって成立する。

4 会議の議長は、会長がこれを務める。

(排水調整の方法等)

第8 排水調整は、原則として、次に掲げる手順に従い行う。

- (1) 土木事務所長等は、水防警報が発令され、迫川流域の各水位観測所の水位が、別表の排水調整基準における排水調整水位（以下「排水調整水位」という。）に達すると予想される場合は、水防管理者に対して、排水調整すべき旨の要請を行う。また、その内容を県水防本部長及び地方振興事務所長等に報告する。
- (2) 前号の要請を受けた水防管理者は、すみやかに農業用排水施設等の管理者（以下「排水施設管理者」という。）に対して、排水調整のための協力要請を行う。
- (3) 土木事務所長等は、迫川流域の各水位観測所の水位が排水調整水位に達し、なおも上昇のおそれのある場合は、水防管理者に対して、排水調整すべき旨を指示する。また、その内容を県水防本部長及び地方振興事務所長等に報告する。
- (4) 前号の指示を受けた水防管理者は、すみやかに排水施設管理者に対して、排水施設の運転を停止するよう指示する。
- (5) 前号の指示を受けた排水施設管理者は、排水調整を実施したうえで水防管理者にその内容を報告し、当該報告を受けた水防管理者は、その内容を土木事務所長等に報告する。
- (6) 前号の報告を受けた土木事務所長等は、その内容を県水防本部長及び地方振興事務所長等に報告する。
- (7) 排水調整を必要としなくなったときは、前各号の例にならい、その旨の伝達を行う。
- (8) 緊急事態の発生、又はやむを得ない事情が生じた場合は、排水調整基準によらず、土木事務所長等の判断により排水調整を行うことができる。
- (9) 土木事務所長等及び地方振興事務所長等は、水防管理者及び排水施設管理者に対して、排水調整が円滑に実施されるよう指導を行う。

(雑 則)

第9 この要綱に定めるもののほか、排水調整の具体的方策に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成8年2月14日から施行する。
- この要綱は、平成8年11月19日から施行する。
- この要綱は、平成10年2月13日から施行する。
- この要綱は、平成13年8月27日から施行する。
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成15年7月3日から施行する。
- この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年7月6日から施行する。
- この要綱は、平成20年6月24日から施行する。
- この要綱は、平成22年6月7日から施行する。

別表（第8条関係）

排水調整基準

(単位：K P, m)

河川名	地 先 名	量水標NO	排水調整 水 位	警戒水位 (通報水位)	計 画 高水位	計 画 堤防高	現 況 堤防高
迫 川	佐沼 治水基準点	NO. 164 (錦橋)	K. P 9. 00	8. 426 (7. 826)	10. 247	11. 447	11. 90
	若柳	NO. 292	K. P 13. 20	13. 041 (12. 541)	15. 622	16. 822	16. 82
夏 川	小谷地橋	NO. 144	K. P 10. 80	10. 500 (9. 400)	11. 529	12. 187	11. 76
	佐沼	NO. 164 (錦橋)	K. P 9. 00	8. 426 (7. 826)	10. 247	11. 447	11. 90
荒 川	沼口	NO. 52	K. P 8. 00	7. 450 (7. 000)	8. 50	9. 50	9. 00
	佐沼	NO. 164 (錦橋)	K. P 9. 00	8. 426 (7. 826)	10. 247	11. 447	11. 90
旧迫川	大沼	NO. 43	K. P 6. 531	5. 931 (5. 432)	7. 52	8. 72	9. 49

宮 城 県 無 線 局 一 覧 表

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
統 制 局	防災宮城	固定局	防災推進課長	仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁内
		基地局		
	LASCOM宮城県仙台 スーパーバンド 地球	地球局	防災推進課長	仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁内
本 庁 局	LASCOM宮城県宮城 スーパーバンド 可搬地球一	地球局	防災推進課長	仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁内
	LASCOM宮城県宮城 スーパーバンド 可搬地球Ⅴ77～ 79, 99	地球局	防災推進課長	仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁内
	防災宮城 914, 923～926	陸上移動局	防災推進課長	仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁内
	防災宮城 730～739	陸上移動局	防災推進課長	仙台市青葉区本町3丁目8番1号
	防災宮城 991～996	陸上移動局	防災推進課長	仙台市青葉区本町3丁目8番1号
中 継 局	防災籠峰山	固定局	防災推進課長	石巻市高木字籠峯山1-6 籠峯山中継所内
		基地局		
	防災青麻山	固定局	防災推進課長	刈田郡蔵王町宮字青麻下山2-46 青麻山中継所内
		基地局		
	防災大盤平	固定局	防災推進課長	石巻市北上町十三浜字立神267 大盤平中継所内
		基地局		
	防災雨塚山	陸上移動局	防災推進課長	白石市小原字雨塚山1-48 雨塚山中継所内
	防災仙台東	固定局	防災推進課長	多賀城市鶴ヶ谷1-4-1 仙台東中継所内
		基地局		
	防災上品山	固定局	防災推進課長	石巻市三輪田字高森46-2 上品山中継所内
	防災高崎山	固定局	防災推進課長	牡鹿郡女川町大字小乗浜字向53-7 高崎山中継所内
	防災小々汐	固定局	防災推進課長	気仙沼市小々汐89-118 小々汐中継所内
		基地局		
	防災小池ヶ平	固定局	防災推進課長	遠田郡涌谷町下郡字小池ヶ平3-27 小池ヶ平中継所内
		基地局		
	防災三門山	固定局	防災推進課長	亘理郡亘理町逢隈上郡字山入54-3 三門山中継所内
		基地局		
防災室根山	固定局	防災推進課長	岩手県一関市千厩町奥玉字飛ヶ森11-183 室根山中継所内	
防災柳目	固定局	防災推進課長	栗原市一迫柳目字柳目葉ノ木沢69-2 柳目中継所内	
	基地局			
防災支倉	陸上移動局	防災推進課長	柴田郡川崎町大字支倉字殿上山2-35 支倉中継所内	

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
中継局	水防黒森山	固定局	仙台地方ダム総合事務所長	仙台市青葉区芋沢字横向山164 黒森山中継所内
	防災黒森山	固定局	防災推進課長	仙台市青葉区芋沢字横向山164 黒森山中継所内
	防災笹倉山	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町宮床字笹倉51-2 笹倉山中継所内
	防災笹倉山	基地局	防災推進課長	黒川郡大和町宮床字笹倉51-2 笹倉山中継所内
	防災長谷地	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町原長谷1-37 長谷地中継所内
地方局	防災大河原合庁	固定局	大河原地方振興事務所長	柴田郡大河原町字南129-1 大河原合同庁舎内
	LASCOM宮城県宮城 スーパーバード 可搬地球V70	地球局	大河原地方振興事務所長	柴田郡大河原町字南129-1 大河原合同庁舎内
	防災仙台合庁	固定局	仙台地方振興事務所長	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 仙台合同庁舎内
	LASCOM宮城県宮城 スーパーバード 可搬地球V71	地球局	仙台地方振興事務所長	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 仙台合同庁舎内
	防災仙台地振水産 漁港部	陸上移動局	仙台地方振興事務所 水産漁港部長	塩釜市新浜町1-9-1 仙台地方振興事務所水産漁港部内
	防災仙台土木	固定局	仙台土木事務所長	仙台市宮城野区幸町4-1-2 仙台土木事務所内
	LASCOM宮城県宮城 スーパーバード 可搬地球V95	地球局	仙台土木事務所長	仙台市宮城野区幸町4-1-2 仙台土木事務所内
	防災大崎合庁	固定局	北部地方振興事務所長	大崎市古川旭四丁目1-1 大崎合同庁舎内
	LASCOM宮城県宮城 スーパーバード 可搬地球V72	地球局	北部地方振興事務所長	大崎市古川旭四丁目1-1 大崎合同庁舎内
	防災栗原合同庁舎	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所長	栗原市築館藤木5-1 栗原合同庁舎内
	LASCOM宮城県宮城 スーパーバード 可搬地球V73	地球局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所長	栗原市築館藤木5-1 栗原合同庁舎内
	防災栗駒	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒沼倉玉山1 北部地方振興事務所栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所内
	水防栗駒	基地局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒沼倉玉山1 北部地方振興事務所栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所内
	防災登米合同庁舎	固定局 基地局	東部地方振興事務所 登米地域事務所長	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎内
	LASCOM宮城県宮城 スーパーバード 可搬地球V74	地球局	東部地方振興事務所 登米地域事務所長	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎内
	防災石巻合同庁舎	固定局	東部地方振興事務所長	石巻市蛇田字新沼田12番地4街区1画地 石巻合同庁舎内
	防災気仙沼合庁	固定局	気仙沼地方振興事務所長	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 気仙沼合同庁舎内
	宮城防災航空隊	固定局 基地局	防災ヘリコプター 管理事務所長	岩沼市空港西1丁目15番地 防災ヘリコプター管理事務所内

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
地方局	防災仙台塩釜港湾	陸上移動局	仙台塩釜港湾事務所長	仙台市宮城野区港3-1-3 仙台塩釜港湾事務所内
	防災石巻港湾	陸上移動局	石巻港湾事務所長	石巻市中島町17-2 石巻港湾事務所内
	防災中南部下水	陸上移動局	中南部下水道事務所長	多賀城市大代6-4-1 中南部下水道事務所内
	防災県南浄化センター	陸上移動局	中南部下水道事務所長	岩沼市下野郷字赤江川1-3 中南部下水道事務所 県南浄化センター内
	防災東部下水	陸上移動局	東部下水道事務所長	石巻市蛇田字新べ切5-2 東部下水道事務所内
	防災仙台ダム総合	固定局	仙台地方ダム総合事務所長	仙台市泉区将監10-37-4 仙台地方ダム総合事務所内
	防災樽水	固定局	仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所長	名取市高館川上字長畑72 仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所内
	防災大倉	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区大倉字高畑34-12 仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所内
	防災七北田	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市泉区福岡字蒜但木向1-83 仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所内
	防災南川	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町吉田字恵田西63-4 仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所内
	防災宮床	固定局	仙台地方ダム総合事務所 宮床ダム管理事務所長	黒川郡大和町宮床字笹倉195-21 仙台地方ダム総合事務所 宮床ダム管理事務所内
	防災惣の関	陸上移動局	仙台地方ダム総合事務所 惣の関ダム管理事務所長	宮城県利府町森郷字名古曾87-6 仙台地方ダム総合事務所 惣の関ダム管理事務所内
	防災大崎ダム総合	固定局	大崎地方ダム総合事務所長	加美郡加美町城生字前田20 大崎地方ダム総合事務所内
	水防宮城414	陸上移動局	大崎地方ダム総合事務所長	加美郡加美町城生字前田20 大崎地方ダム総合事務所内
	防災漆沢	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字漆沢宮ヶ森1-17 大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所内
	水防長谷地	基地局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町原長谷1-37 長谷地中継所内
	水防宮城 641, 642, 261～263	陸上移動局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字漆沢宮ヶ森1-17 大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所内
	防災化女沼	固定局	大崎地方ダム総合事務所 化女沼ダム管理事務所長	大崎市古川小野字遠沢2-2 大崎地方ダム総合事務所 化女沼ダム管理事務所内
	水防宮城415	陸上移動局	大崎地方ダム総合事務所 化女沼ダム管理事務所長	大崎市古川小野字遠沢2-2 大崎地方ダム総合事務所 化女沼ダム管理事務所内
	LASCOM宮城県宮城 スーパーバード 可搬地球V98	地球局	大崎地方ダム総合事務所 上大沢ダム管理事務所長	大崎市鳴子温泉鬼首字上大沢川45 大崎地方ダム総合事務所 上大沢ダム管理事務所内
局	水防上大沢ダム 101～103	陸上移動局	大崎地方ダム総合事務所 上大沢ダム管理事務所長	大崎市鳴子温泉鬼首字上大沢川45 大崎地方ダム総合事務所 上大沢ダム管理事務所内
	防災花山	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市花山字本沢向原11 栗原地方ダム総合事務所内
	水防花山	基地局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市花山字本沢向原11 栗原地方ダム総合事務所内

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
地方局	水防宮城661, 662 271～273	陸上移動局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市花山字本沢向原11 栗原地方ダム総合事務所内
	防災荒砥沢	固定局	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所長	栗原市栗駒文字荒砥沢57 栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所内
	水防荒砥沢ダム 10, 11	陸上移動局	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所長	栗原市栗駒文字荒砥沢57 栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所内
	防災小田	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字川台53-12 栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所内
	水防小田ダム 10, 11	陸上移動局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字川台53-12 栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所内
観測・警報局	水防大倉	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区大倉字高畑34-12 仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所内
	水防白髪	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区大倉字横川岳国有林 白髪雨量観測所内
	水防十里平	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区大倉字横川岳23地内 十里平雨量観測所内
	水防定義	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区大倉字定義地内 定義水位観測所内
	水防白沢	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区上愛子字赤生木地内 白沢水位観測所内
	水防下倉	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区大倉字堰下12-9 下倉警報所内
	水防大原	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区大倉字大原新田29-2 大原警報所内
	水防倉内	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区上愛子字遠の原31-4 倉内警報所内
	水防鳴合	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区上愛子字松原27-5 鳴合警報所内
	水防愛子	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区上愛子字北原60-8 愛子警報所内
	水防滝ノ瀬	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区芋沢字滝ノ瀬15-2 滝ノ瀬警報所内
	水防郷六	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区郷六字岩下7-1の内 郷六水位観測警報所内
	水防折立	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区郷六字滝沢1-1 折立警報所内
	水防放山	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区八幡7-41-30 放山警報所内
	水防三居沢	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区荒巻字三居沢8-2 三居沢警報所内
	水防澱	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区角五郎1-114地内 澱警報所内
	水防仲の瀬	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区桜ヶ岡公園3外区内 仲の瀬警報所内

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
観測局・警報局	水防霊屋	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区霊屋下104-2地先 霊屋警報所内
	水防愛宕	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市太白区越路21-22の内 愛宕警報所内
	水防宮沢	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市太白区根岸町303-1の内 宮沢警報所内
	水防松原	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市若林区若林4-4-3 松原警報所内
	水防三橋	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市若林区沖野字河原65-1の内 三橋警報所内
	水防日辺	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市若林区日辺字宅地152-2 日辺警報所内
	水防落合	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市太白区四郎丸字落合60-1 落合警報所内
	水防黒森山	固定局	仙台地方ダム総合事務所 大倉ダム管理事務所長	仙台市青葉区芋沢字横山164 黒森山中継所内
	水防大崎	固定局	大崎地方ダム総合事務所長	加美郡加美町城生字前田20 大崎地方ダム総合事務所内
	水防漆沢	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字漆沢宮ヶ森1-17 大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所内
	水防宇津野	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字漆沢長坂1-1 宇津野警報所内
	水防門沢	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字門沢宿18-3 門沢水位観測警報所内
	水防三本松	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町芋沢柳沢9-3 三本松警報所内
	水防上野目	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字芋沢岩城11-3 上野目警報所内
	水防味ヶ袋	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字明神下1 味ヶ袋警報所内
	水防原町	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字大宮地内 原町警報所内
	水防城内	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字南小路12-2 城内警報所内
	水防下町	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字寺西7-21 下町警報所内
	水防月崎	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字神山西地内 月崎警報所内
	水防下野目	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字下野目前田上地内 下野目警報所内
局	水防藤沢	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字前田下地内 藤沢警報所内
	水防上河原	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字一本柳68-3 上河原警報所内
	水防並柳	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町字並柳地内 並柳警報所内

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
観測局・警報局	水防四日市場	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町四日市場字宿前75-3 四日市場警報所内
	水防下新田	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町下新田字伊達塚26-1 下新田警報所内
	水防小泉	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町小泉字中島西23-2 小泉水位観測所内
	水防野田橋	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	大崎市松山字千石阿弥陀地内 野田橋水位観測所内
	水防朝日	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町鹿原岳山1-1(37林班) 朝日雨量観測所内
	水防辻倉	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町鹿原岳山1-1(33林班) 辻倉雨量観測所内
	水防唐府	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町漆沢高畑1-21 唐府雨量水位観測所内
	水防長谷地	固定局	大崎地方ダム総合事務所 漆沢ダム管理事務所長	加美郡加美町原長谷1-37 長谷地中継所内
	水防大水門	固定局	大崎地方ダム総合事務所 化女沼ダム管理事務所長	大崎市田尻中目字下田14-5 大水門水位観測局内
	水防上大沢ダム	固定局	大崎地方ダム総合事務所 上大沢ダム管理事務所長	大崎市鳴子温泉鬼首字上大沢川45-2 大崎地方ダム総合事務所 上大沢ダム管理事務所内
	水防田沢川	固定局	大崎地方ダム総合事務所 上大沢ダム管理事務所長	大崎市鳴子温泉上大沢34-6 田沢川水位観測局内
	水防橋元	固定局	大崎地方ダム総合事務所 上大沢ダム管理事務所長	大崎市鳴子温泉鬼首字三杉地先 橋元水位観測局内
	水防七北田	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市泉区福岡字蒜但木向1-83 仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所内
	水防小角	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市泉区実沢字新坂沢3 小角雨量水位観測所内
	水防市名坂	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市泉区八乙女中央3-15 市名坂水位観測所内
	水防岩切	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市宮城野区岩切字三所北地内 岩切水位観測所内
	水防芳の平	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市泉区福岡字嶽山5-1 芳の平雨量観測所内
	水防蒜但木	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市泉区福岡字蒜但木向1-5 蒜但木警報所内
	水防杉崎	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市泉区福岡字下蒜1-5 杉崎警報所内
	水防平場	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市泉区福岡字平場27 平場警報所内
	水防高梨	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市泉区福岡字高梨11-1 高梨警報所内
	水防川崎	固定局	仙台地方ダム総合事務所 七北田ダム管理事務所長	仙台市泉区福岡字北泉31-2 川崎水位観測所内
	水防南川	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町吉田字悪田西63-4 仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所内

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
観測局・警報局	水防担の原	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町宮床字高山28-5 担の原雨量観測所内
	水防八合田	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町吉田字麓北16-2 八合田水位観測所内
	水防落合	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町鶴巣字砂金沢 落合水位観測所内
	水防釜房	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町吉田字釜房北28-5 釜房警報所内
	水防玉ヶ池西	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町吉田字宝ヶ池西32-20 玉ヶ池西警報所内
	水防玉ヶ池東	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町吉田字宝ヶ池東13-6 玉ヶ池東警報所内
	水防一本杉	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町吉田字一本杉15-2 一本杉警報所内
	水防笹倉山	固定局	仙台地方ダム総合事務所 南川ダム管理事務所長	黒川郡大和町宮床字笹倉51-2 笹倉山中継所内
	水防宮城 901～904, 311～338	陸上移動局	原子力センター所長	牡鹿郡女川町女川浜字伊勢12-7 原子力センター内
	水防宮床	固定局	仙台地方ダム総合事務所 宮床ダム管理事務所長	黒川郡大和町宮床字笹倉195-21 仙台地方ダム総合事務所 宮床ダム管理事務所内
	水防九ノ森	固定局	仙台地方ダム総合事務所 宮床ダム管理事務所長	仙台市泉区朴沢字九ノ森2-2 九ノ森雨量観測所内
	水防一ノ関	固定局	仙台地方ダム総合事務所 宮床ダム管理事務所長	黒川郡大和町字山田下22-2 一ノ関水位観測所内
	水防摺萩	固定局	仙台地方ダム総合事務所 宮床ダム管理事務所長	黒川郡大和町宮床字妖女鬼沢8-11 摺萩警報所内
	水防中野	固定局	仙台地方ダム総合事務所 宮床ダム管理事務所長	黒川郡大和町宮床字長倉13-2 中野警報所内
	水防花山	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市花山字本沢向原11 栗原地方ダム総合事務所内
	水防温湯	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市花山字本沢岳山国有林 37ハ林小班 温湯雨量観測所内
	水防山内	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市花山字水無地内 山内水位観測所内
	水防若柳	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市若柳字川北堤下 若柳水位観測所内
	水防滝野	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市一迫字川口鍛冶屋12-5 滝野警報所内
	水防川口	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市一迫字嶋鉢北川原14 川口警報所内
	水防嶋鉢	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市一迫字嶋鉢川面前7-5 嶋鉢警報所内
	水防上川原	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市一迫字真坂上川原55-1 上川原警報所内
	水防広川原	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市一迫字真坂館下24-1 広川原警報所内

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
観測局・警報局	水防曽根	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市一迫字柳の目曽根地内 曽根警報所内
	水防千刈畑	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市一迫字柳の目一ノ坪90-2 千刈畑警報所内
	水防左足	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市築館字左足下45 左足警報所内
	水防留場	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	栗原市築館字留場遠ノ木地内 留場水位観測所内
	水防湯浜	固定局	栗原地方ダム総合事務所長	大崎市鳴子温泉鬼首字須金岳国有林 119イ林小班 湯浜雨量観測所内
	水防荒砥沢	固定局	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所長	栗原市栗駒文字荒砥沢 栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所内
	水防荒砥沢ダム	固定局	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所長	栗原市栗駒文字荒砥沢 栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所内
	水防荒砥沢前	固定局	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所長	栗原市栗駒文字山下78
	水防上向	固定局	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所長	栗原市栗駒文字上向34-1
	水防余手焼	固定局	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所長	栗原市栗駒文字余手焼4
	水防別当	固定局	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所長	栗原市栗駒文字別当下7
	水防深山岳	固定局	栗原地方ダム総合事務所 荒砥沢ダム管理事務所長	栗原市栗駒字深山岳1-1
	水防樽水	固定局	仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所長	名取市高館川上字長畑72 仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所内
	水防中薬師	固定局	仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所長	名取市高館川上字中薬師 中薬師観測所内
	水防上増田	固定局	仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所長	名取市飯野坂字鹿島田63 上増田警報所内

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
観測局	水防川上	固定局	仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所長	名取市高館川上字八反57 川上警報所内
	水防元中田	固定局	仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所長	名取市高館吉田字中在家82 元中田警報所内
	水防手倉田	固定局	仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所長	名取市手倉田字堰根469 手倉田警報所内
	水防耕谷	固定局	仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所長	名取市下増田字田吾作165 耕谷警報所内
	水防寺野	固定局	仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所長	名取市杉ヶ袋字寺野6 寺野警報所内
	水防栗駒	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒沼倉玉山1 北部地方振興事務所栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所内
	水防耕英	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒沼倉栗駒463-3 耕英雨量積雪観測所内
	水防洞万	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒沼倉西沼ヶ森17 洞万水位観測所内
	水防滝ノ原	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒沼倉壘石42-2 滝ノ原警報所内
	水防佐野	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒沼倉畑中26-3 佐野警報所内
	水防貴船	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒沼倉馬場50-3 貴船警報所内
	水防大町	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒松倉新大町81 大町警報所内
	水防上河原	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒中野上河原39 上河原警報所内
	水防前田	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒松倉前田48 前田雨量観測警報所内
	水防中野	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒中野要害前36 中野警報所内
	水防諏訪	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市栗駒猿飛来諏訪72-1 諏訪警報所内
	水防新山	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市若柳字川南上堤179-3 新山警報所内
	水防鳴屋敷	固定局	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所長	栗原市金成大原木鳴屋敷34-92
	水防小田ダム	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字川台53-12 栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所内

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
観測局・警報局	水防大平	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市花山字草木沢大平30-1 大平雨量水位観測局内
	水防御崎	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字新三嶋142 御崎水位観測局内
	水防川台	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字長崎川台38-1 川台警報局内
	水防小僧	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字長崎下大土2-6 小僧警報局内
	水防大栗	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字長崎大栗38-1 大栗警報局内
	水防佐野原	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字長崎切瀬7-2 佐野原警報局内
	水防上久保	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字長崎梶屋敷4-1 上久保警報局内
	水防小田一本杉	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字長崎一本杉721-5 一本杉警報局内
	水防長崎	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字長崎一本杉61-3 長崎警報局内
	水防高橋上	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字長崎中島274地先 高橋上警報局内
	水防坂下西	固定局	栗原地方ダム総合事務所 小田ダム管理事務所長	栗原市一迫字長崎山崎2-2地先 坂下西警報局内
	防災東北電力宮城	固定局	防災推進課長	仙台市青葉区中央4-6-1
	防災多賀城自衛隊	固定局	多賀城駐屯地司令	多賀城市丸山2-1-1
	防災船岡自衛隊	固定局	船岡駐屯地業務隊長	柴田郡柴田町船岡字大沼端1-1
	防災第二管区海保	固定局	第二管区海上保安本部長	塩竈市貞山通3-4-1
	防災宮城県医師会	固定局	社団法人宮城県 医師会会長	仙台市青葉区大手町1-5
	防災N T T 宮城	固定局	東日本電信電話株式会社	仙台市若林区五橋3-2-1
	防災仙台气象台	固定局	仙台管区气象台長	仙台市宮城野区五輪1-3-15
	LASCOM宮城県宮城 スーパーバード可 搬地球(N)	地球局	陸上自衛隊仙台駐屯地 防衛課長	仙台市宮城野区南目館1-1
	防災仙台市	陸上移動局	市町村長の指名する者	仙台市青葉区国分町3-7-1
局	防災七ヶ宿	陸上移動局	市町村長の指名する者	刈田郡七ヶ宿町字関126 七ヶ宿町役場構内
	防災角田	陸上移動局	市町村長の指名する者	角田市角田字大坊41 角田市役所構内
	防災村田	陸上移動局	市町村長の指名する者	柴田郡村田町大字村田字迫6 村田町役場構内

区分	名称	種別	無線局管理者	設置場所（常置場所）
観測局・警報局	防災川崎	陸上移動局	市町村長の指名する者	柴田郡川崎町大字前川字裏丁175-1 川崎町役場構内
	防災丸森	陸上移動局	市町村長の指名する者	伊具郡丸森町字鳥屋120 丸森町役場構内
	防災白石市	陸上移動局	市町村長の指名する者	白石市大手町1-1 白石市役所構内
	防災柴田	陸上移動局	市町村長の指名する者	柴田郡柴田町船岡中央2-3-45 柴田町役場構内
	防災蔵王	陸上移動局	市町村長の指名する者	刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10 蔵王町役場構内
	防災大河原町	陸上移動局	市町村長の指名する者	柴田郡大河原町字新南19 大河原町役場構内
	防災名取	陸上移動局	市町村長の指名する者	名取市増田字柳田80 名取市役所構内
市町村等局	防災亘理	陸上移動局	市町村長の指名する者	亘理郡亘理町字下小路7-4 亘理町役場構内
	防災岩沼	陸上移動局	市町村長の指名する者	岩沼市桜1-6-20 岩沼市役所構内
	防災山元	陸上移動局	市町村長の指名する者	亘理郡山元町浅生原字作田山32 山元町役場構内
	防災大和	陸上移動局	市町村長の指名する者	黒川郡大和町吉岡字町裏16 大和町役場構内
	防災大郷	陸上移動局	市町村長の指名する者	黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8 大郷町役場構内
	防災富谷	陸上移動局	市町村長の指名する者	黒川郡富谷町富谷字坂松田30 富谷町役場構内
	防災大衡	陸上移動局	市町村長の指名する者	黒川郡大衡村大衡字平林62 大衡村役場構内
	防災多賀城	陸上移動局	市町村長の指名する者	多賀城市中央2-1-1 多賀城市役所構内
	防災塩釜市	陸上移動局	市町村長の指名する者	塩竈市旭町1-1 塩竈市役所構内
	防災松島	陸上移動局	市町村長の指名する者	宮城郡松島町高城字町10 松島町役場構内
	防災七ヶ浜	陸上移動局	市町村長の指名する者	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 七ヶ浜町役場構内
	防災利府	陸上移動局	市町村長の指名する者	宮城郡利府町利府字新並松4 利府町役場構内
	防災大崎市	陸上移動局	市町村長の指名する者	大崎市古川七日町1-1 大崎市役所構内
	防災加美町	陸上移動局	市町村長の指名する者	加美郡加美町字西田三番5 加美町役場構内
	防災涌谷	陸上移動局	市町村長の指名する者	遠田郡涌谷町字新町裏153-2 涌谷町役場構内
	防災美里	陸上移動局	市町村長の指名する者	遠田郡美里町北浦字駒米13 美里町役場構内
	防災色麻	陸上移動局	市町村長の指名する者	加美郡色麻町四竈字北谷地41 色麻町役場構内

河川・海岸別 水防警報・洪水特別警戒水位 到達情報の出し方

1	阿武隈川（国管理区間）	327
2	白石川（国管理区間）	327
3	白石川（県管理区間）	329
4	斎川（県管理区間）	331
5	荒川（県管理区間）	333
6	小田川（県管理区間）	335
7	雉子尾川（県管理区間）	337
8	内川（県管理区間）	339
9	坂元川（県管理）	341
10	増田川（県管理区間）	343
11	川内沢川（県管理区間）	345
12	川内沢川放水路（県管理区間）	345
13	名取川（国管理区間）	347
14	広瀬川（国管理区間）	347
15	策川（国管理区間）	347
16	広瀬川（県管理区間）	349
17	旧策川（県管理区間）	351
18	七北田川（県管理赤生津大橋上流）	353
19	七北田川（県管理赤生津大橋下流）	355
20	梅田川（県管理）	357
21	砂押川（県管理）	359
22	高城川（県管理）	361
23	鶴田川（県管理）	363
24	鳴瀬川（国管理区間）	365
25	多田川（国管理区間）	365
26	鞍坪川（国管理区間）	365
27	鳴瀬川（県管理区間）	367
28	多田川（県管理区間）	369
29	名蓋川（県管理区間）	371
30	渋井川（県管理区間）	373
31	吉田川（県管理区間）	375
32	吉田川（国管理区間）	377
33	竹林川（国管理区間）	377
34	善川（国管理区間）	379
35	北上川（国管理区間）	381
36	二股川（国管理区間）	381
37	二股川（県管理区間）	383
38	旧北上川（国管理区間）	385
39	江合川（国管理区間）	387
40	新江合川（国管理区間）	387

41	江 合 川 (県管理区間)	389
42	迫川上流 (県管理区間)	391
43	三 迫 川 (県管理区間)	391
44	迫川下流 (県管理区間)	393
45	夏川下流 (県管理区間)	393
46	夏川上流 (県管理区間)	395
47	小山田川 (県管理区間東北本線上流)	397
48	旧 迫 川 (県管理区間)	399
49	小山田川下流 (県管理区間東北本線下流)	399
50	瀬 峰 川 (県管理区間)	399
51	萱 刈 川 (県管理区間)	399
52	大水門川 (県管理区間)	399
53	西 川 (県管理区間)	399
54	二 迫 川 (県管理区間)	401
55	田 尻 川 (県管理区間)	403
56	芋 塚 川 (県管理区間)	405
57	出 来 川 (県管理区間石巻線上流)	407
58	出 来 川 (県管理区間石巻線下流)	409
59	大 川 (県管理)	411
60	鹿 折 川 (県管理)	413
61	津 谷 川 (県管理)	415
62	仙台湾南部海岸 (国管理区間)	417

1 阿武隈川(国管理区間)

左岸 丸森町館矢間山田字小原瀬西
 右岸 " 字敷文東

海

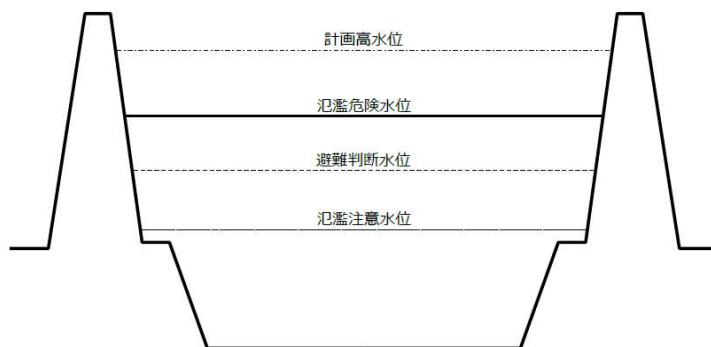
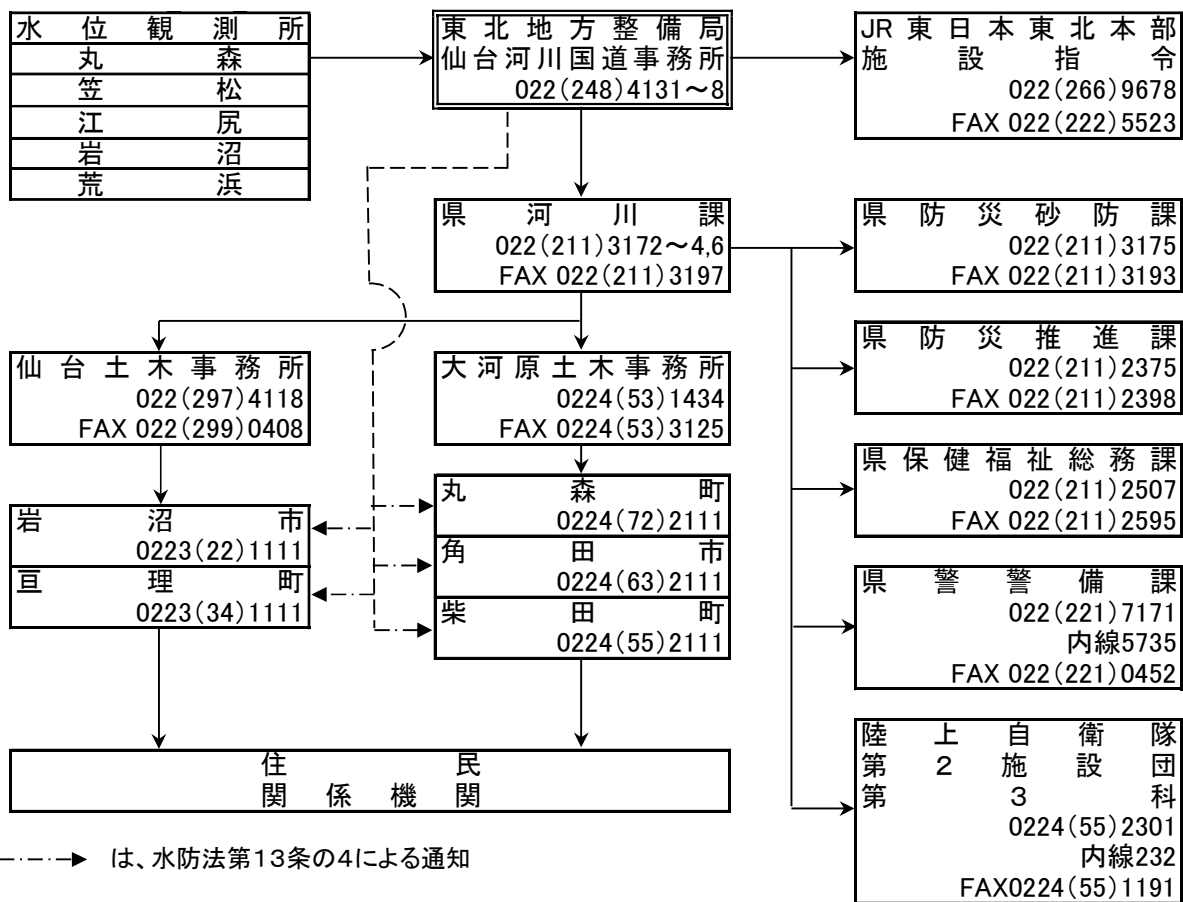
水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 警 報 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
丸森 (仙台河川国道 事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (18.00m) に達し、氾濫 注意水位(警 戒水位) (19.50m) を突破すると 予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (19.50m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (19.50m) を下って、再 び増水のお それがないと 思われたとき	丸森町市 角田	丸森鉄道橋 枝野橋
笠松 (")	同上 (13.00m) (14.50m)	同上 (14.50m)	同上 (14.50m)	角田市	枝野橋 東根橋
江尻 (")	同上 (9.50m) (10.80m)	同上 (10.80m)	同上 (10.80m)	角柴岩 田沼理 市町市 町	東根橋 阿武隈橋
岩沼 (")	同上 (4.00m) (5.00m)	同上 (5.00m)	同上 (5.00m)	岩沼市 市	阿武隈橋 亘理大橋
荒浜 (")	同上 (1.30m) (1.80m)	同上 (1.80m)	同上 (1.80m)	岩沼市 市	亘理大橋 河口

2 白石川(国管理区間)

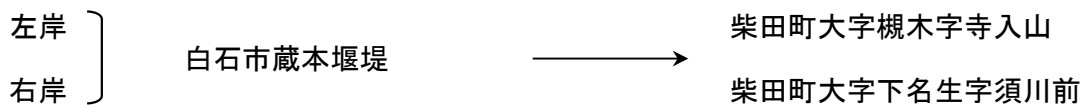
左岸 柴田町大字槻木字寺入山
 右岸 " 大字下名生字須川前

阿武隈川合流点

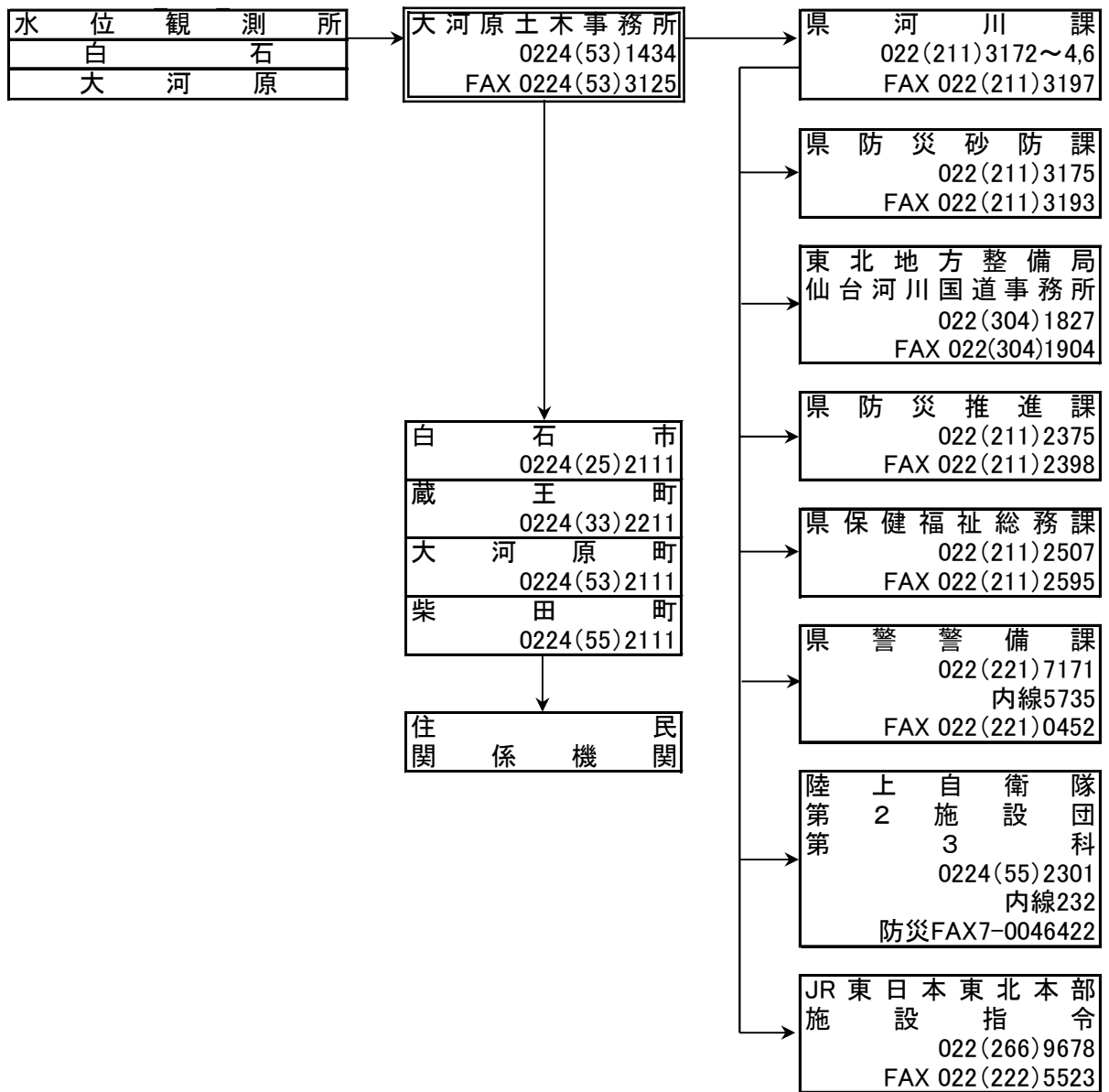
水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 警 報 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
江尻 (仙台河川国道 事務所)	阿武隈川と同 時発令	同左	同左	角柴岩 田沼理 市町市 町	(左)柴田町 大字槻木 (右)柴田町 大字下名生 阿武隈川 合流点



3 白石川(県管理区間)



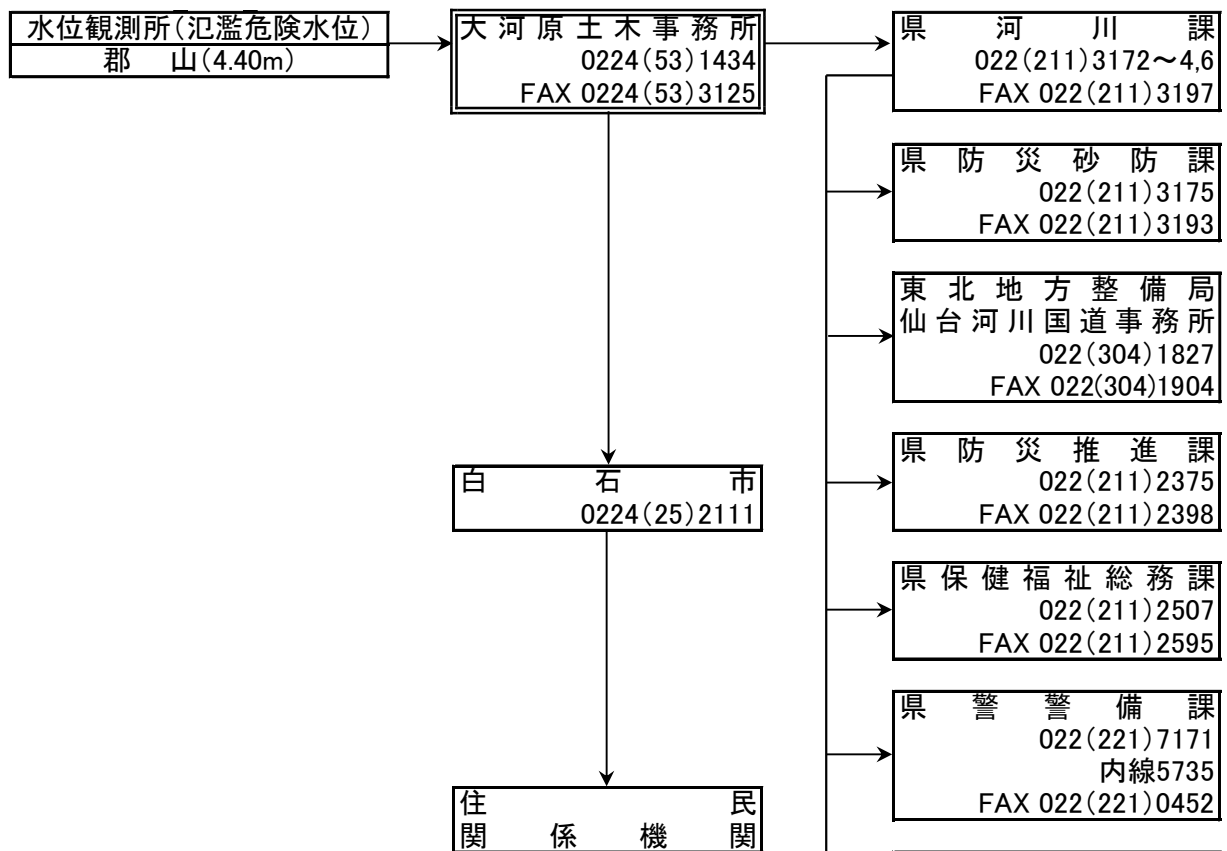
水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
白 石 〔七ヶ宿ダム〕 〔管 理 所〕	水防団待機 水位(通報水 位) (1.50m) に達し、さら に増水し危険 が予測される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.50m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.50m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	白 石 市 蔵 王 町 大 河 原 町	白石市蔵本 堰堤 北白川橋
大 河 原 〔大 河 原〕 〔土木事務所〕	同上 (14.55m)	同上 (15.20m)	同上 (15.20m)	大 河 原 町 柴 田 町	北 白 川 橋 (左)柴田町 大 字 槻 木 (右)柴田町 大 字 下 名 生



4 斎川(県管理区間)



水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
郡 山 (大 河 原) (土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (2.00m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.80m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.80m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (4.40m) に達したとき	白 石 市	谷 津 川 合 流 点 白 合 流 点



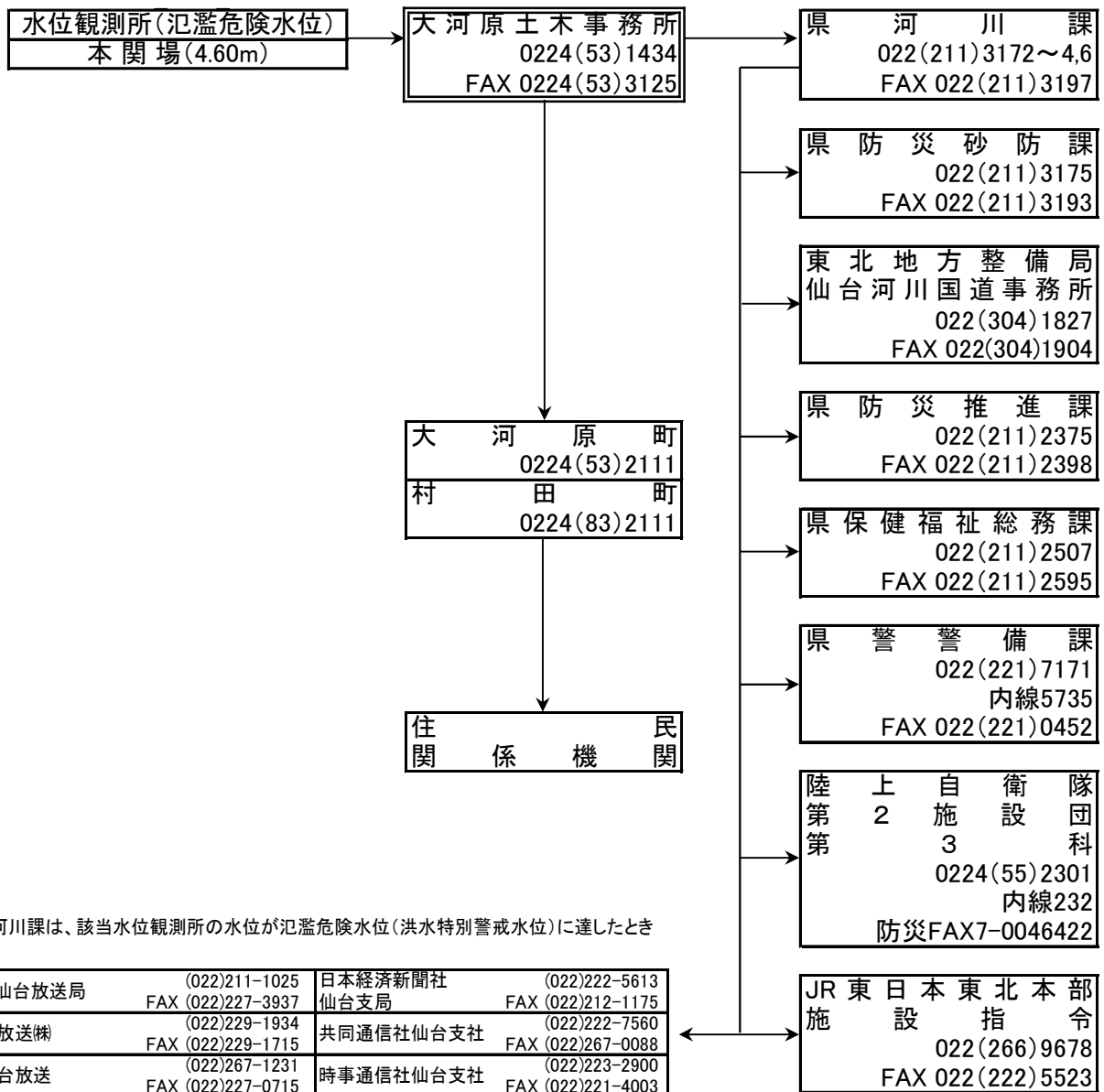
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025	日本経済新聞社	(022)222-5613
FAX (022)227-3937		仙台支局	FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934	共同通信社仙台支社	(022)222-7560
FAX (022)229-1715			FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231	時事通信社仙台支社	(022)223-2900
FAX (022)227-0715			FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430	仙台管区气象台	(022)297-8103
FAX (022)236-3429			FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055	東北管区警察局	代表 (022)221-7181
FAX (022)249-7121			FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127	東北運輸局	(022)791-7504
FAX (022)224-7947			FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117	日本気象協会	(022)216-4181
FAX (022)223-3119		東北支局	FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973	東日本電信電話	(022)269-2248
FAX (022)222-6048		株式会社宮城事業部	FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121	東北電力宮城支店	(022)225-2141
FAX (022)222-8386			FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036		
FAX (022)216-1747			

5 荒川(県管理区間)

左岸 }
右岸 } 村田町東北自動車道 → 白石川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
本 関 場 (大河原 土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (3.60m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (3.80m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (3.80m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (4.60m) に達したとき	村 田 町 大河原町	東 北 自 動 車 道 白 合 石 川 合 流 点



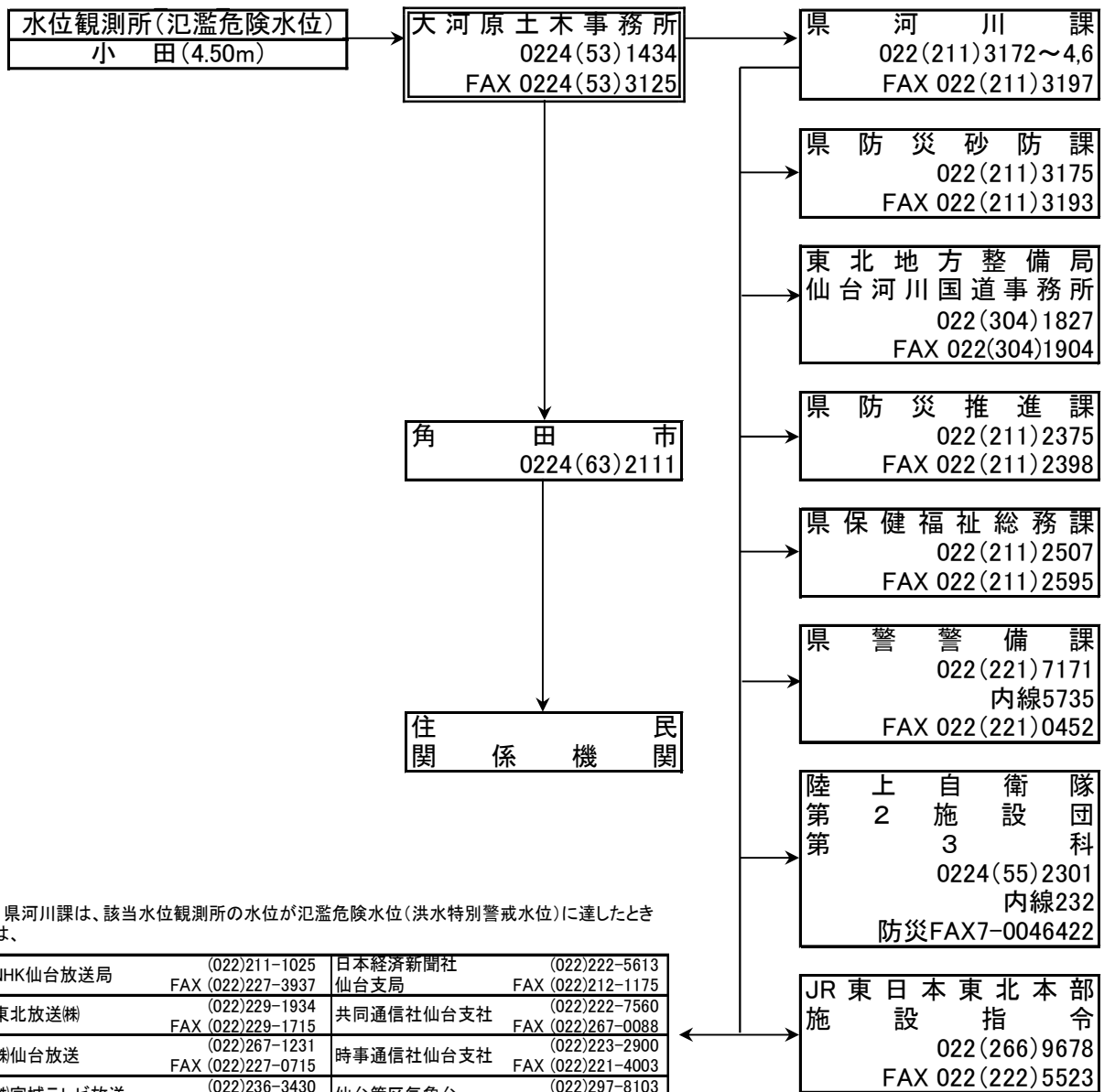
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区気象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

6 小田川(県管理区間)



水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
小 田 (大河原) (土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (2.90m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (3.30m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (3.30m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (4.50m) に達したとき	角 田 市	阿武隈急 行 線 阿武隈川 合 流 点



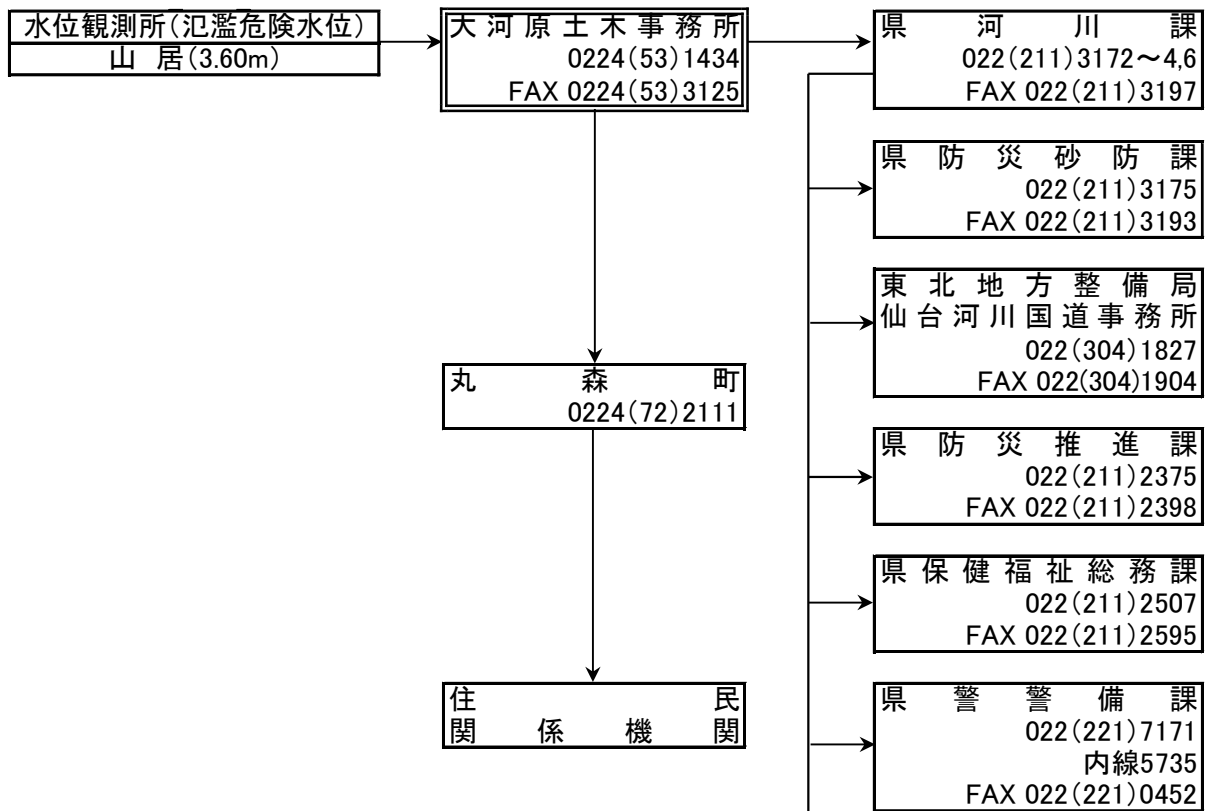
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送㈱	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
㈱仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
㈱宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
㈱東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

7 雉子尾川(県管理区間)

左岸 }
右岸 } 丸森町大内岩城 岩城上橋 → 阿武隈川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
山 居 〔大 河 原〕 〔土木事務所〕	水防団待機 水位(通報水 位) (1.80m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.90m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.90m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.60m) に達したとき	丸 森 町	岩城上橋 阿武隈川 合 流 点



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

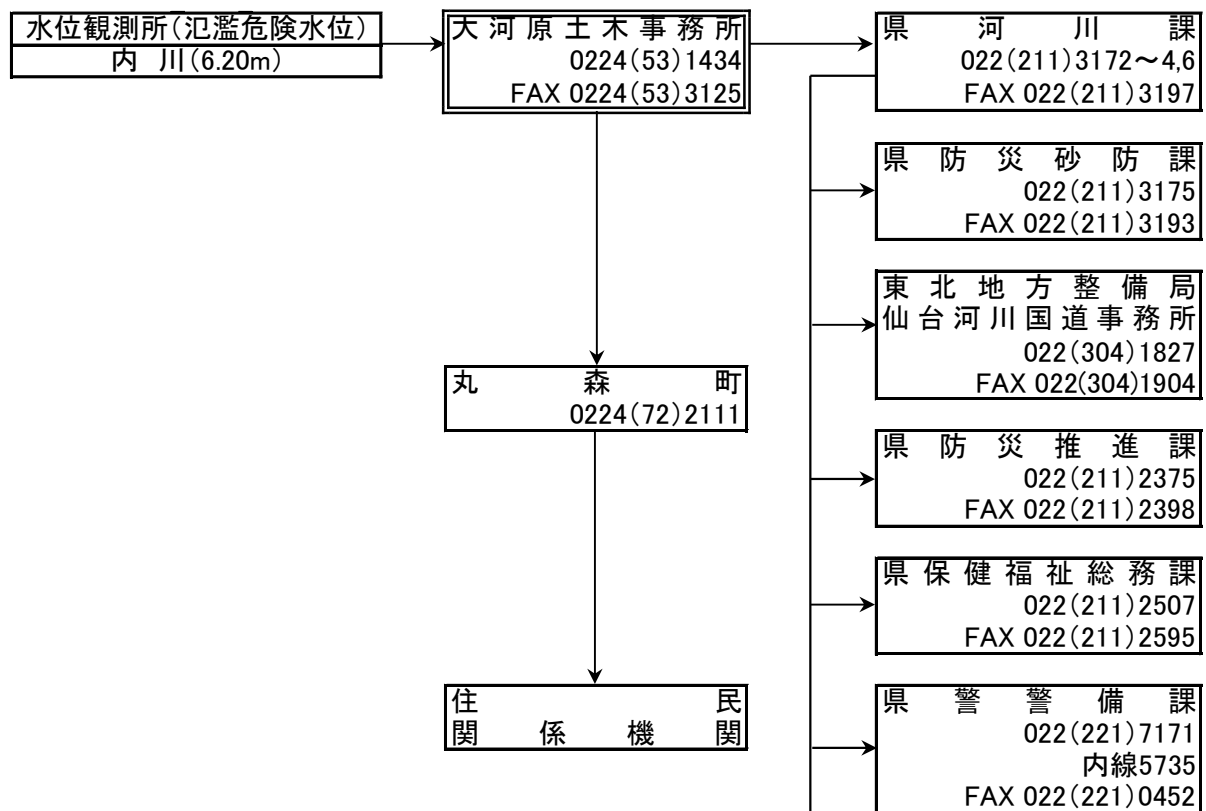
NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

8 内川(県管理区間)

左岸 }
右岸 }

丸森町石羽 馬越道大橋 → 阿武隈川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
内 川 〔 大 河 原 〕 〔 土 木 事 務 所 〕	水防団待機 水位(通報水 位) (4.00m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (4.10m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (4.10m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (6.20m) に達したとき	丸 森 町	馬 越 道 橋 阿 武 隈 川 合 流 点



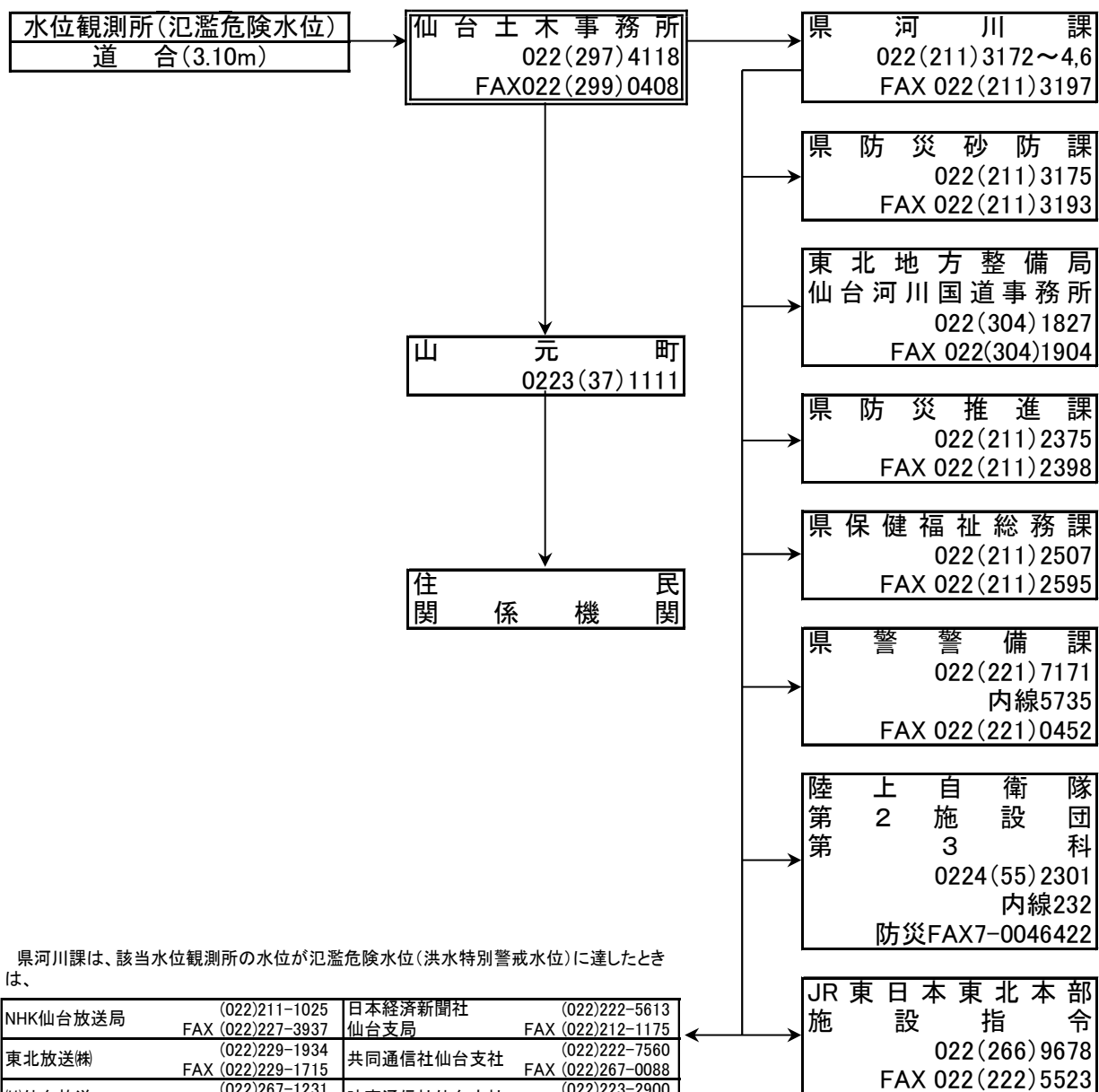
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

9 坂元川(県管理)

左岸 }
右岸 } 山元町大川橋 → 海

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
道 合 (仙台土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.30m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.60m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.60m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.10m) に達したとき	山 元 町	大 川 橋 河 口



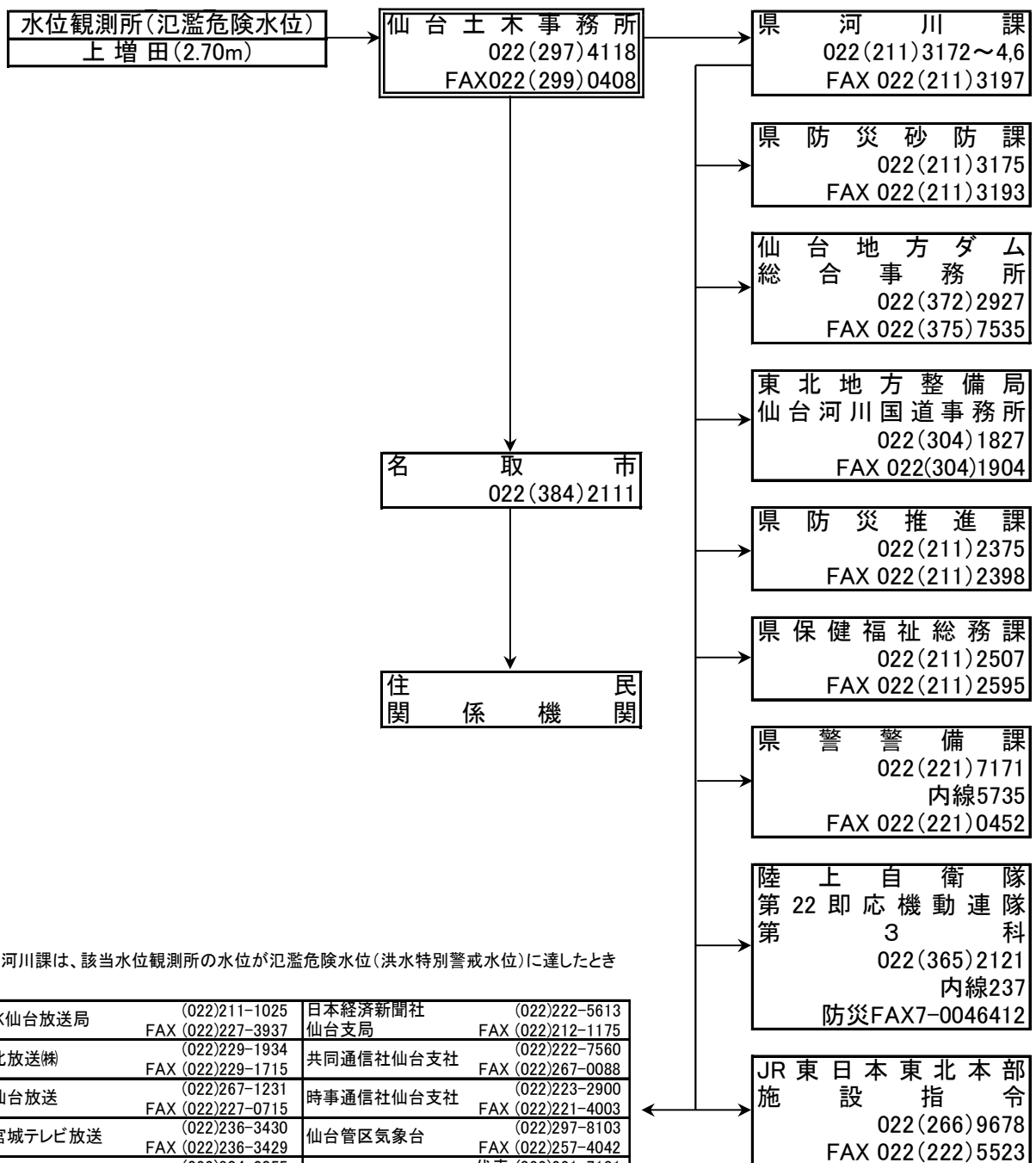
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

10 増田川(県管理区間)



水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
上 増 田 (仙台土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.70m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.00m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.00m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.70m) に達したとき	名 取 市	上 町 川 合 流 点 河 口



NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
㈱仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
㈱宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
㈱東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

11 川内沢川(県管理区間)

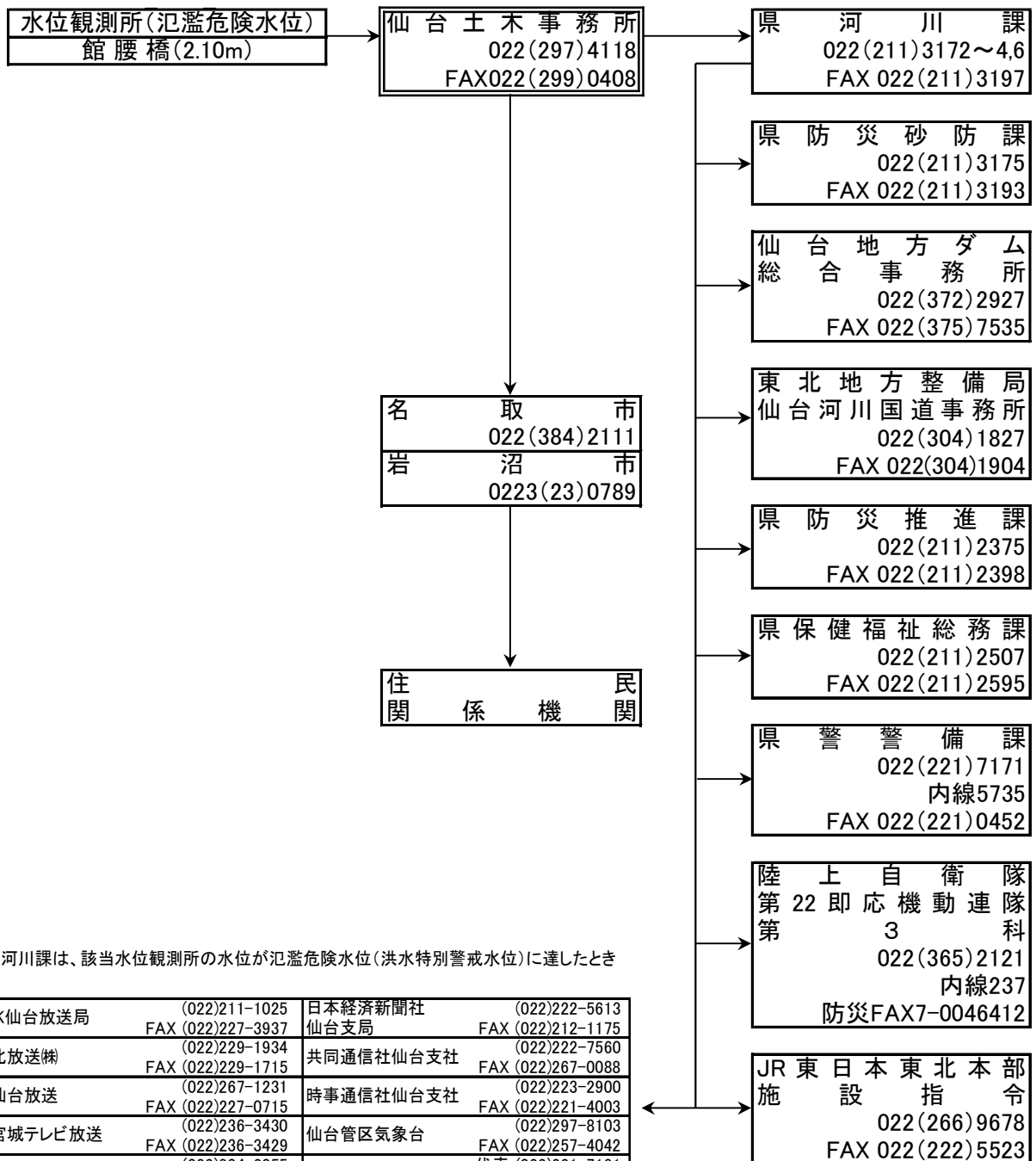
左岸 } 名取市沖の橋 → 川内沢川放水路分派点
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
館 腰 橋 (仙台土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.50m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.60m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.60m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.10m) に達したとき	名 取 市 岩 沼 市	名 取 市 橋 沖 の 川 内 沢 川 放 水 路 分 派 点

12 川内沢川放水路(県管理区間)

左岸 } 川内沢川分派点 → 増田川合流点
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
館 腰 橋 (仙台土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.50m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.60m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.60m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.10m) に達したとき	名 取 市 岩 沼 市	川内沢川 放 水 路 分 派 点 増 田 川 合 流 点



NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
㈱仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
㈱宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
㈱東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

13 名取川(国管理区間)

左岸 仙台市太白区山田(名取川頭首工) }
 右岸 名取市高館熊野堂(") } → 海

水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
名 取 橋 (仙台海川国道 事 務 所)	水防団待機 水位(通報水 位) (5.50m) に達し、氾濫 注意水位(警 戒水位) (6.50m) を突破すると 予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (6.50m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (6.50m) を下って、再 び増水のお それがないと 思われたとき	仙 台 市	名 取 川 頭 首 工 閑 上 大 橋
閑 上 第 二 (")	同上 (1.50m) (2.00m)	同上 (2.00m)	同上 (2.00m)	仙 台 市	閑 上 大 橋 河 口

14 広瀬川(国管理区間)

左岸 仙台市若林区河原町 (広瀬橋) }
 右岸 仙台市太白区長町字北町(") } → 名取川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
広 瀬 橋 (仙台海川国道 事 務 所)	水防団待機 水位(指定水 位) (0.50m) に達し、氾濫 注意水位(警 戒水位) (1.30m) を突破すると 予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.30m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.30m) を下って、再 び増水のお それがないと 思われたとき	仙 台 市	広 瀬 橋 名 取 川 合 流 点

15 笹川(国管理区間)

左岸 仙台市太白区西多賀5丁目 }
 右岸 仙台市太白区富田字八幡東 } → 幹川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
杉 の 下 橋 (仙台海川国道 事 務 所)	水防団待機 水位(指定水 位) (12.40m) に達し、氾濫 注意水位(警 戒水位) (13.00m) を突破すると 予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (13.00m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (13.00m) を下って、再 び増水のお それがないと 思われたとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (14.20m) に達したとき	仙 台 市	(左) 仙台市 太白区西多 賀 5 丁 目 (右) 仙台市 太白区富田 字 八 幡 東 幹 川 合 流 点

水位観測所(氾濫危険水位)		
名	取	橋
閑	上	第 二
広	瀬	橋
杉の下橋(14.20m)		

東北地方整備局
仙台河川国道事務所
022(248)4131~8

県防災砂防課
022(211)3175
FAX 022(211)3193

JR東日本東北本部
施設指令
022(266)9678
* 地下空間管理部局と同一

仙台地方ダム
総合事務所
022(372)2927
FAX 022(375)7535

地下空間管理部局
JR東日本東北本部
施設指令
022(266)9678
仙台市交通局運転指令区
022(244)1272

県河川課
022(211)3172~4,6
FAX 022(211)3197

県防災推進課
022(211)2375
FAX 022(211)2398

県保健福祉総務課
022(211)2507
FAX 022(211)2595

※ ---▶ は、水防法第13条の4による通知

仙台土木事務所
022(297)4118
FAX 022(299)0408

県警警備課
022(221)7171
内線5735
FAX 022(221)0452

仙 台 市
022(234)1111
名 取 市
022(384)2111

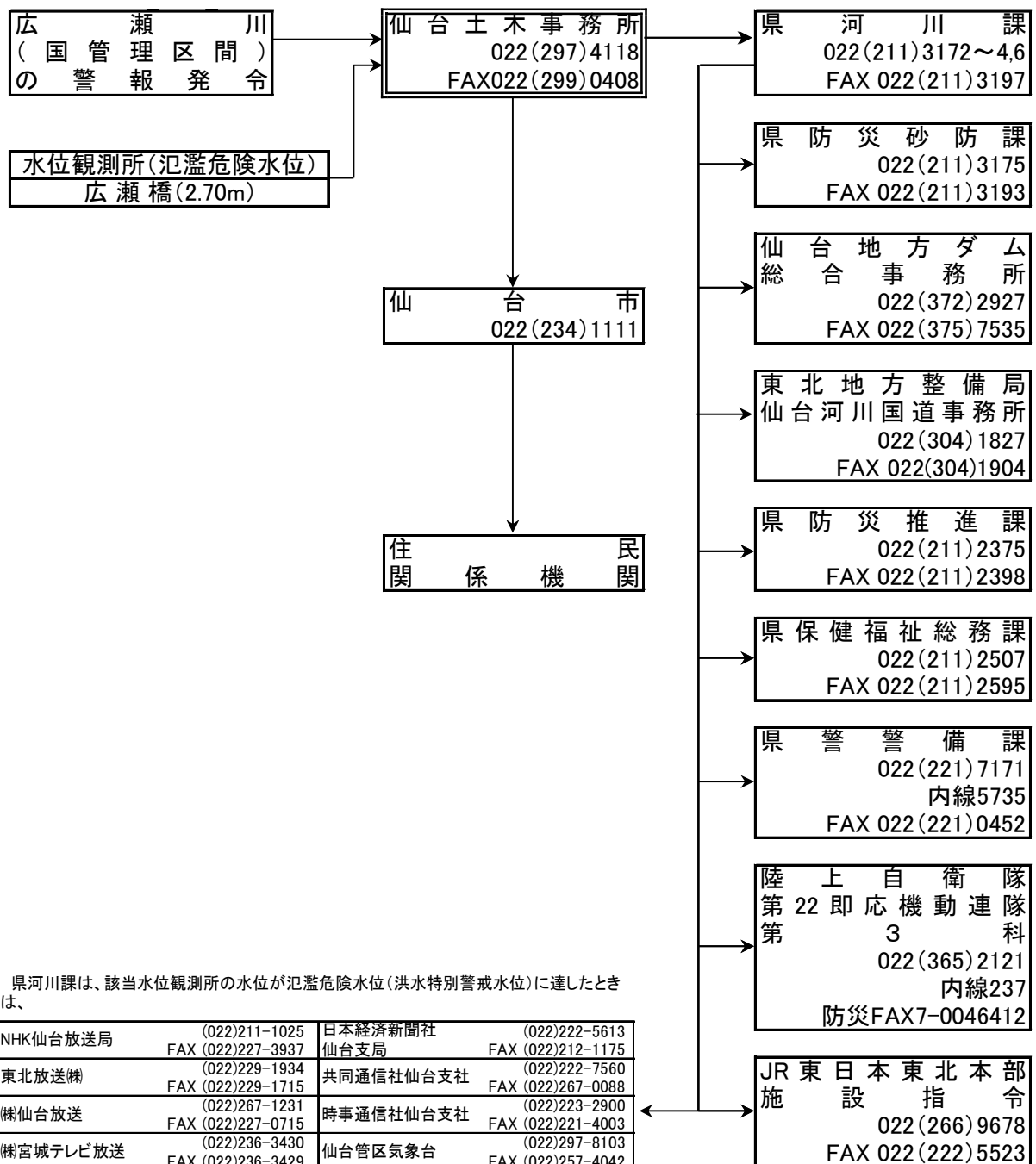
陸上自衛隊
第22即応機動連隊
第 3 科
022(365)2121
内線237
FAX 022(363)0491

住 民
関 係 機 関

16 広瀬川(県管理区間)



水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
広 瀬 橋 (仙台河川国道 事務所)	国管理区間 の発令と同 時に出す	同 左	同 左	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.70m) に達したとき	仙 台 市	愛 宕 橋 広 瀬 橋



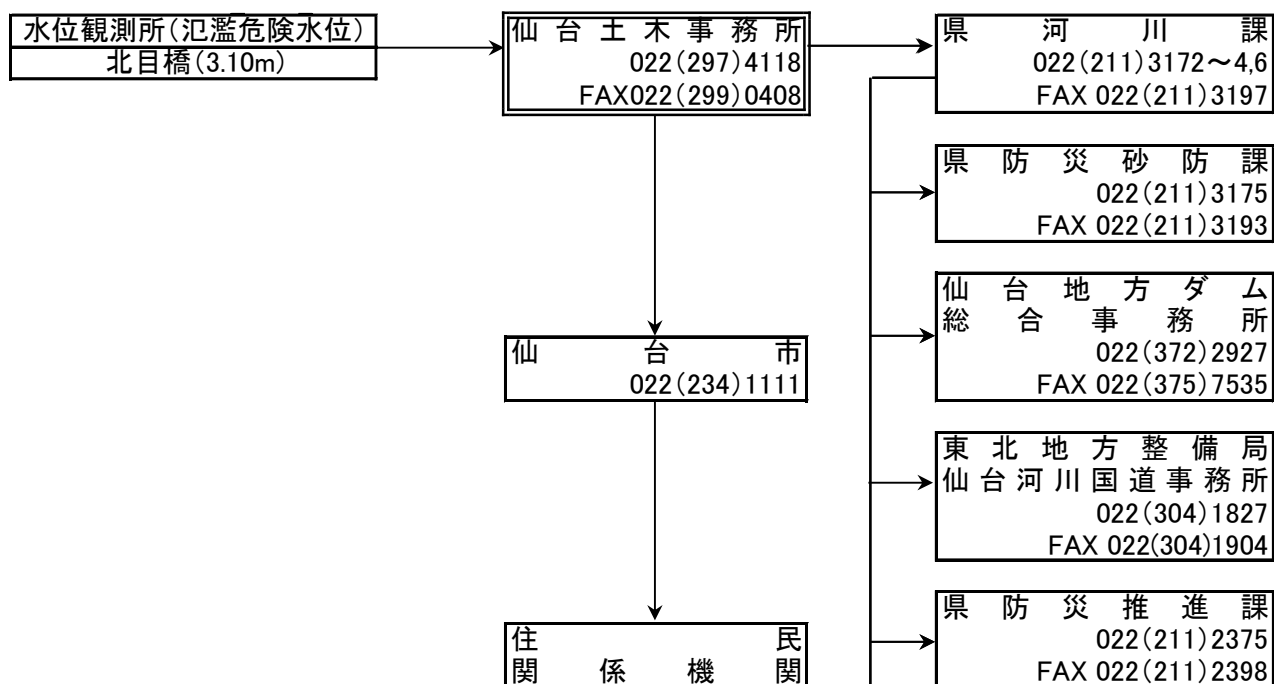
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	株式会社宮城事業部	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

17 旧策川(県管理区間)



水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
北 目 橋 (仙台土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (2.70m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.70m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.70m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.10m) に達したとき	仙 台 市	策川分派 点 名取川合 流 点



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

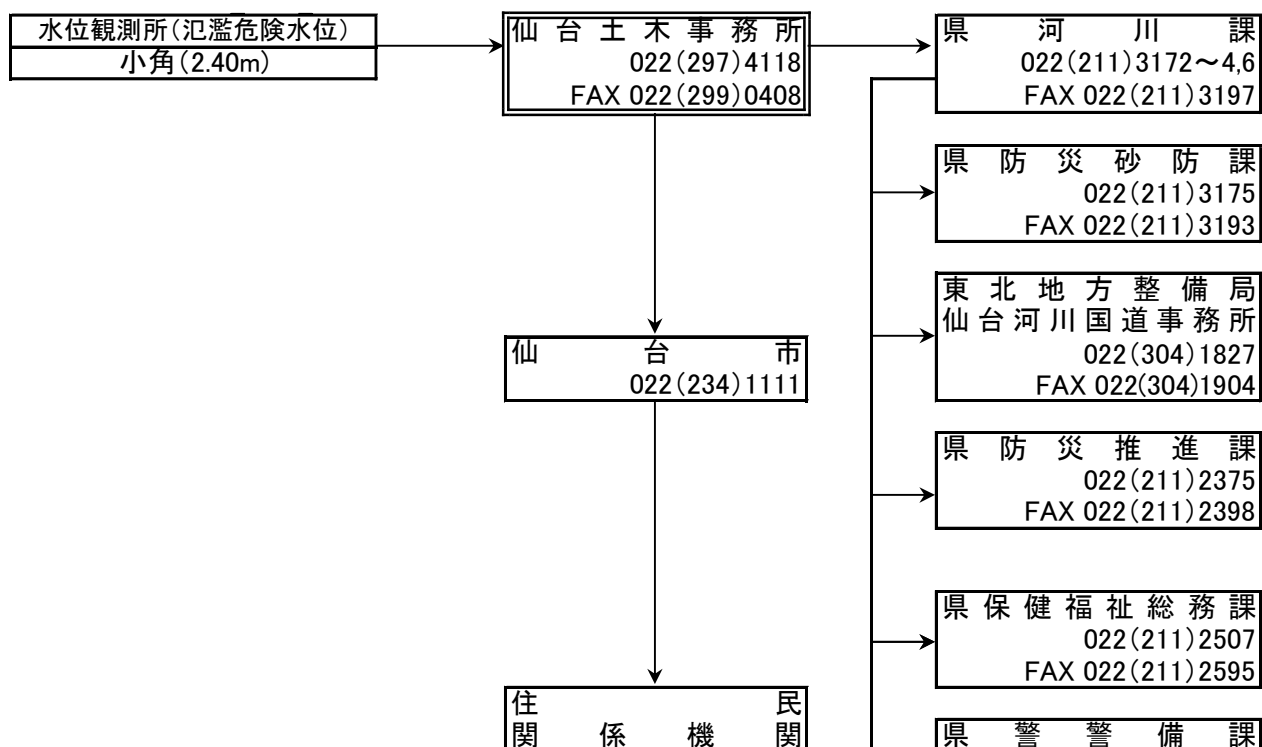
NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

18 七北田川(県管理赤生津大橋上流)

左岸 }
右岸 }

仙台市泉区馬橋 —————→ 仙台市泉区赤生津大橋

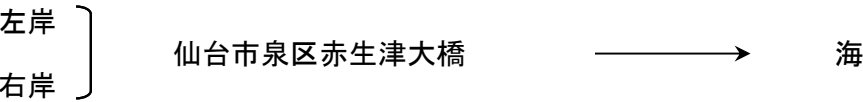
水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
小角 (仙台地方ダム 総合事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.65m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.90m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.90m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.40m) に達したとき	仙 台 市	馬 橋 赤生津大 橋



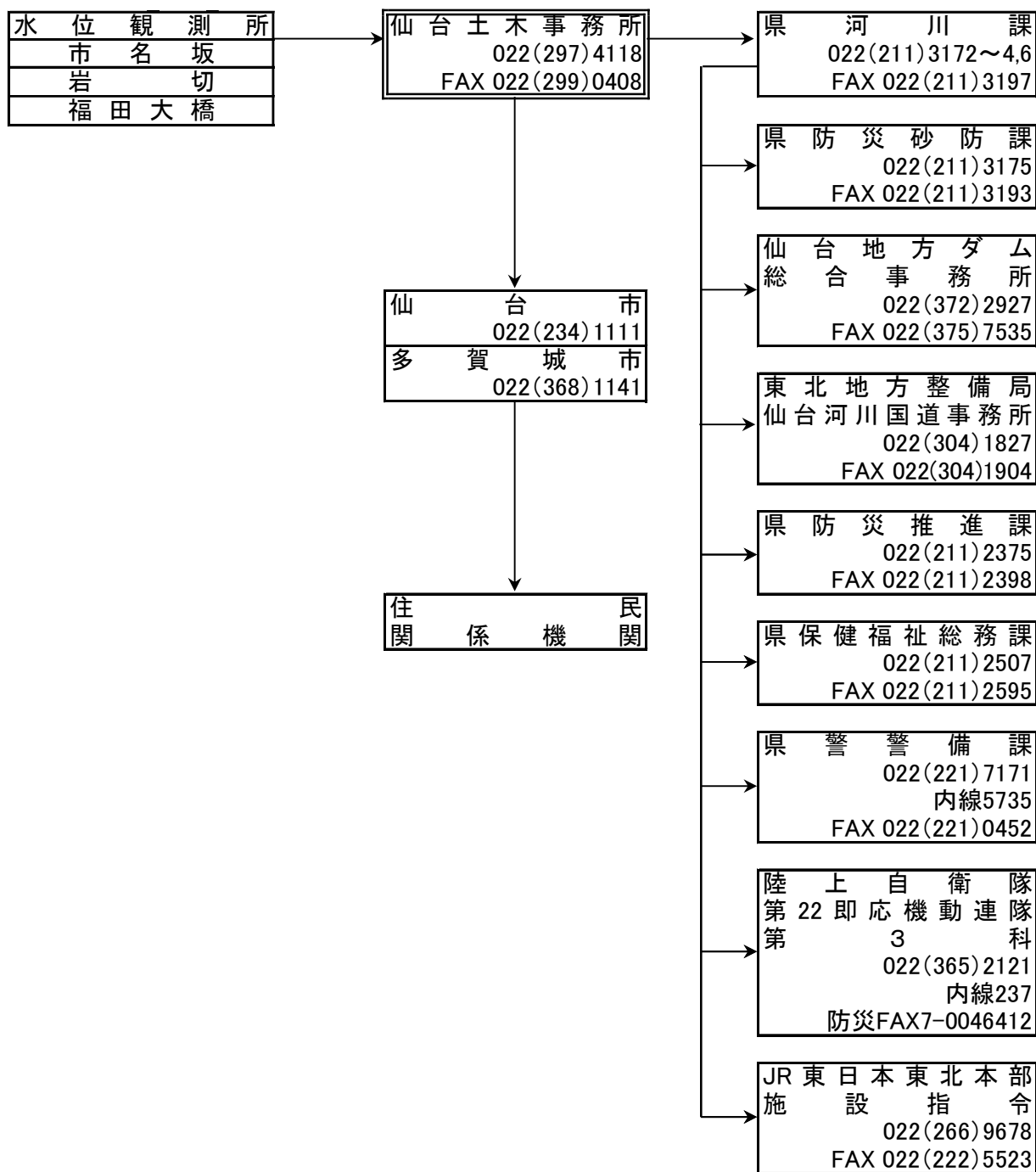
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

19 七北田川(県管理赤生津大橋下流)



水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
市 名 坂 (仙台地方ダム 総合事務所)	市名坂で水 防団待機水 位(通報水 位) (3.35m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	市名坂で氾 濫注意水位 (警戒水位) (4.00m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	市名坂で氾 濫注意水位 (警戒水位) (4.00m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	仙 台 市 多 賀 城 市	赤 生 津 大 橋 河 口
岩 切 (仙台地方ダム 総合事務所)				仙 台 市 多 賀 城 市	
福 田 大 橋 (仙台土木事務所)				仙 台 市	

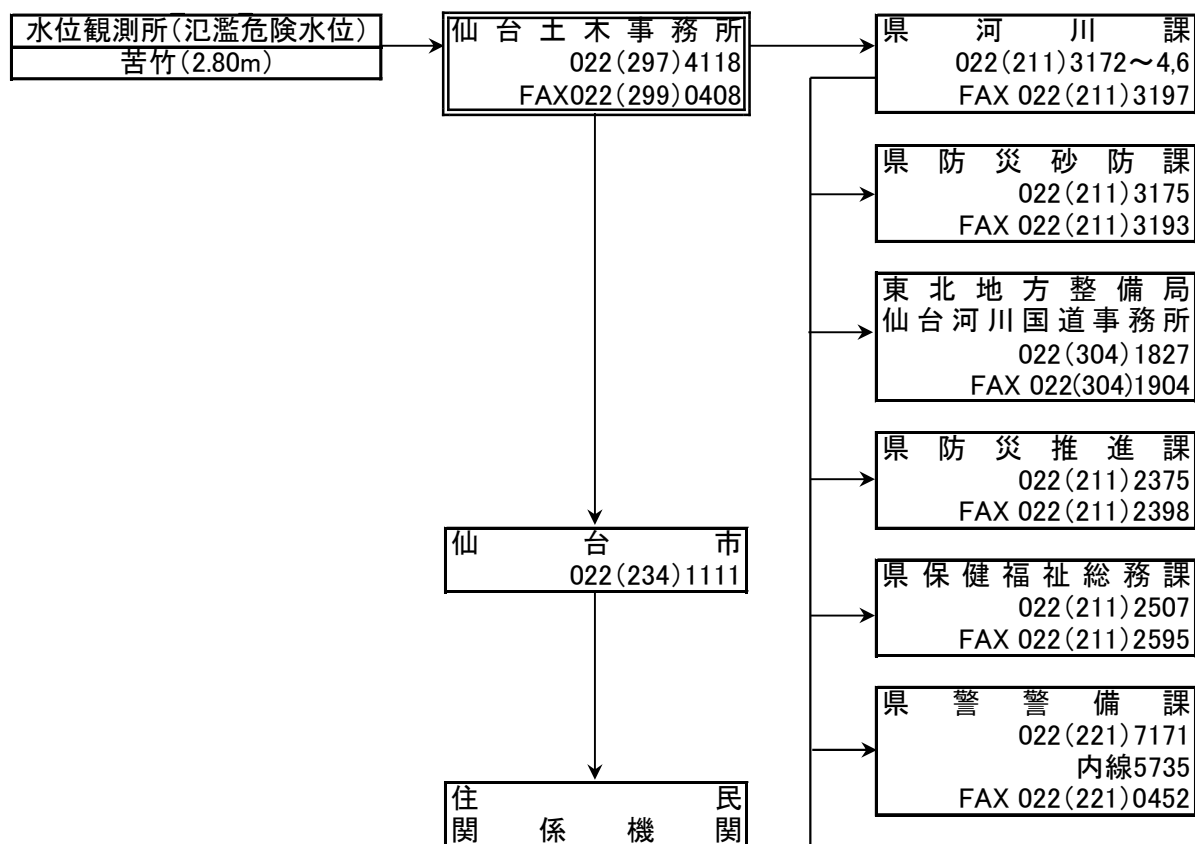


20 梅田川(県管理)

左岸
右岸

仙台市宮城野区原町大田見橋 → 七北田川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
苦 竹 (仙台土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (2.10m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.50m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.50m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.80m) に達したとき	仙 台 市	大田見橋 七北田川 合 流 点



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

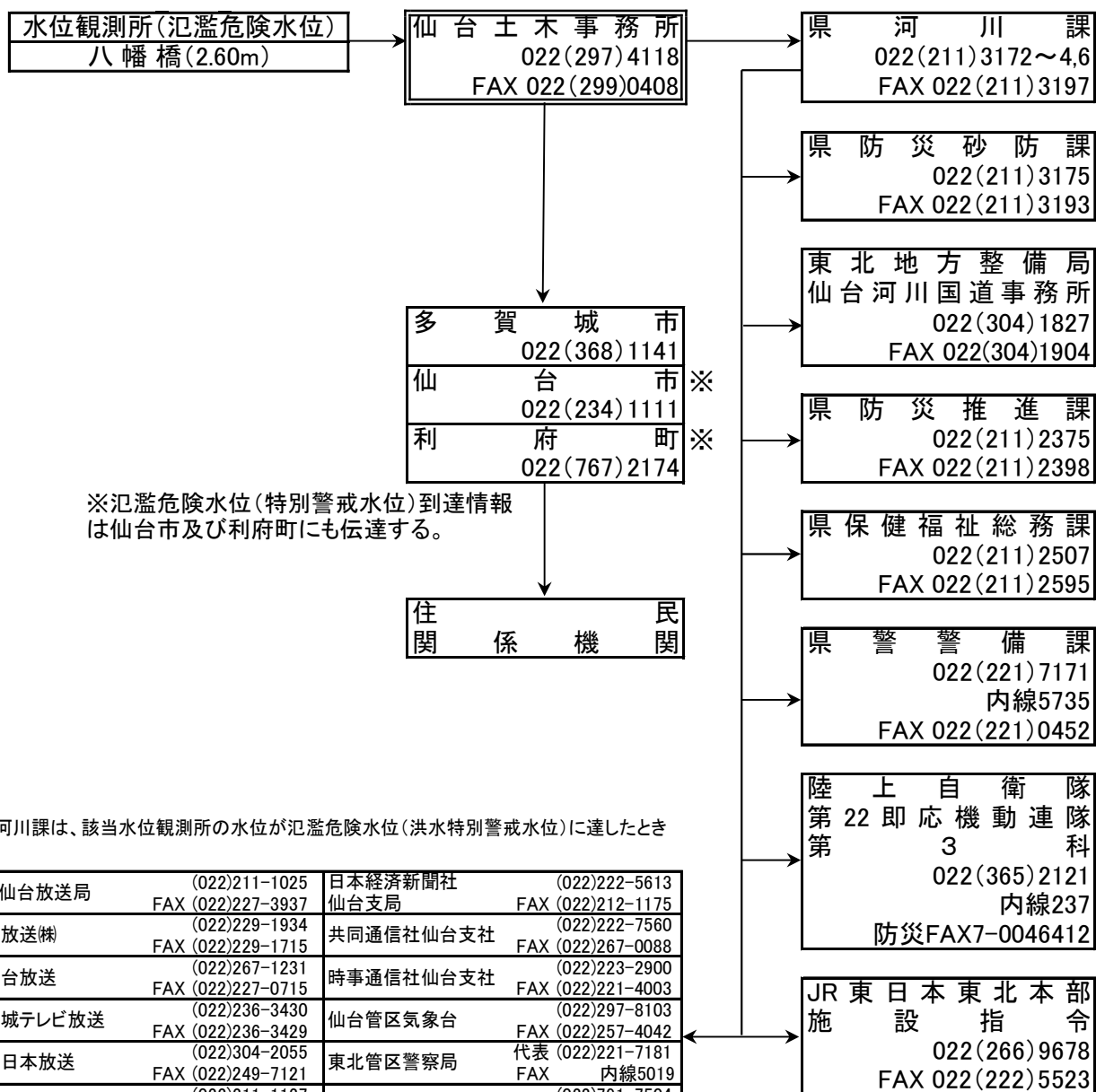
NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
㈱仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
㈱宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
㈱東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

21 砂押川(県管理)

左岸 }
右岸 } 多賀城市市川橋 —————→ 海

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
八 幡 橋 (仙台土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.40m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.40m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.40m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.60m) に達したとき	多賀城市 仙台市※ 利府町※	市 川 橋 河 口

※氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達
情報は仙台市及び利府町にも伝達する。



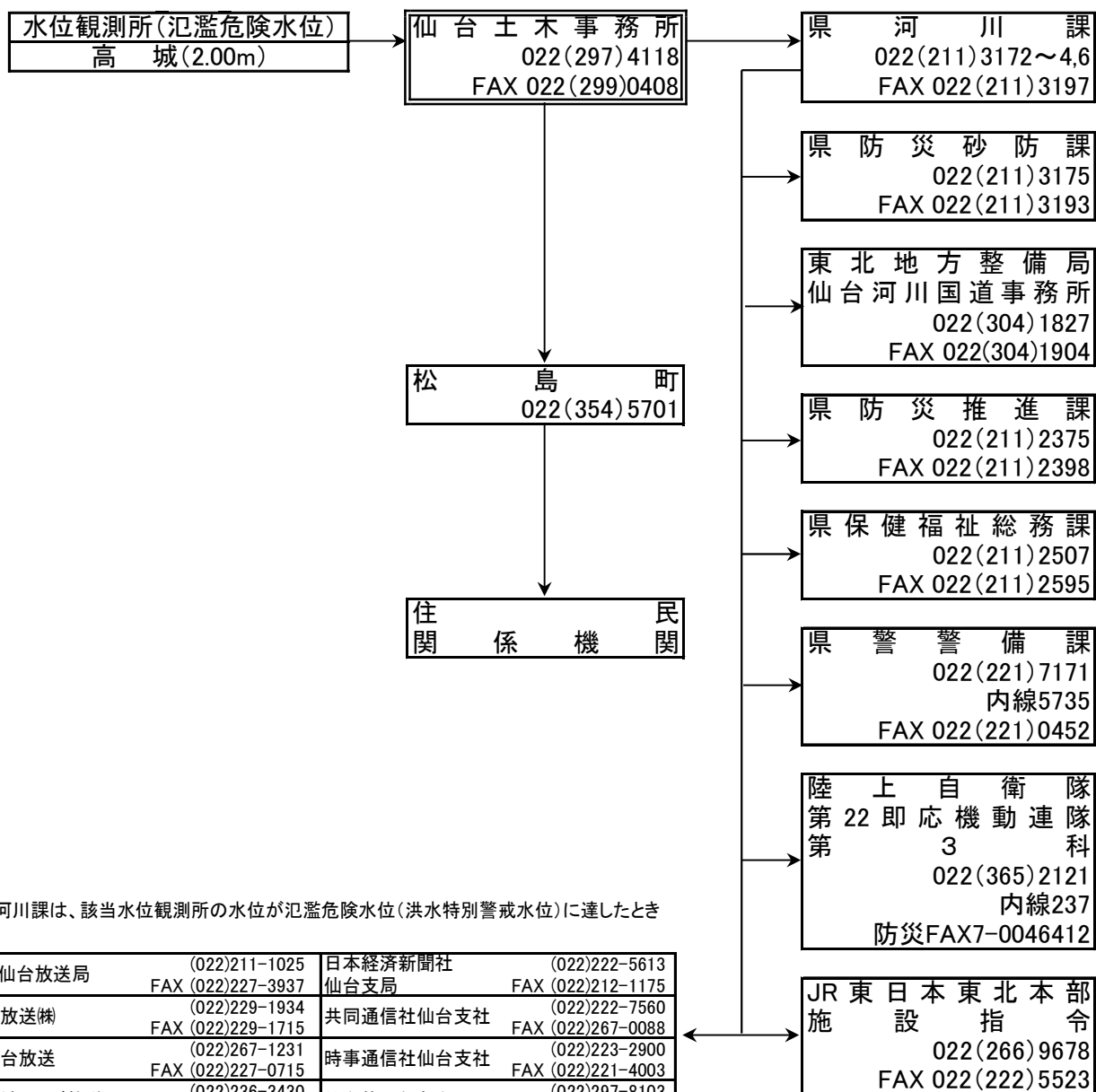
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区気象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

22 高城川(県管理)

左岸 }
右岸 } 松島町三陸自動車道 → 海

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
高 城 (仙台土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.40m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.70m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.70m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.00m) に達したとき	松 島 町	三 陸 自 動 車 道 河 口



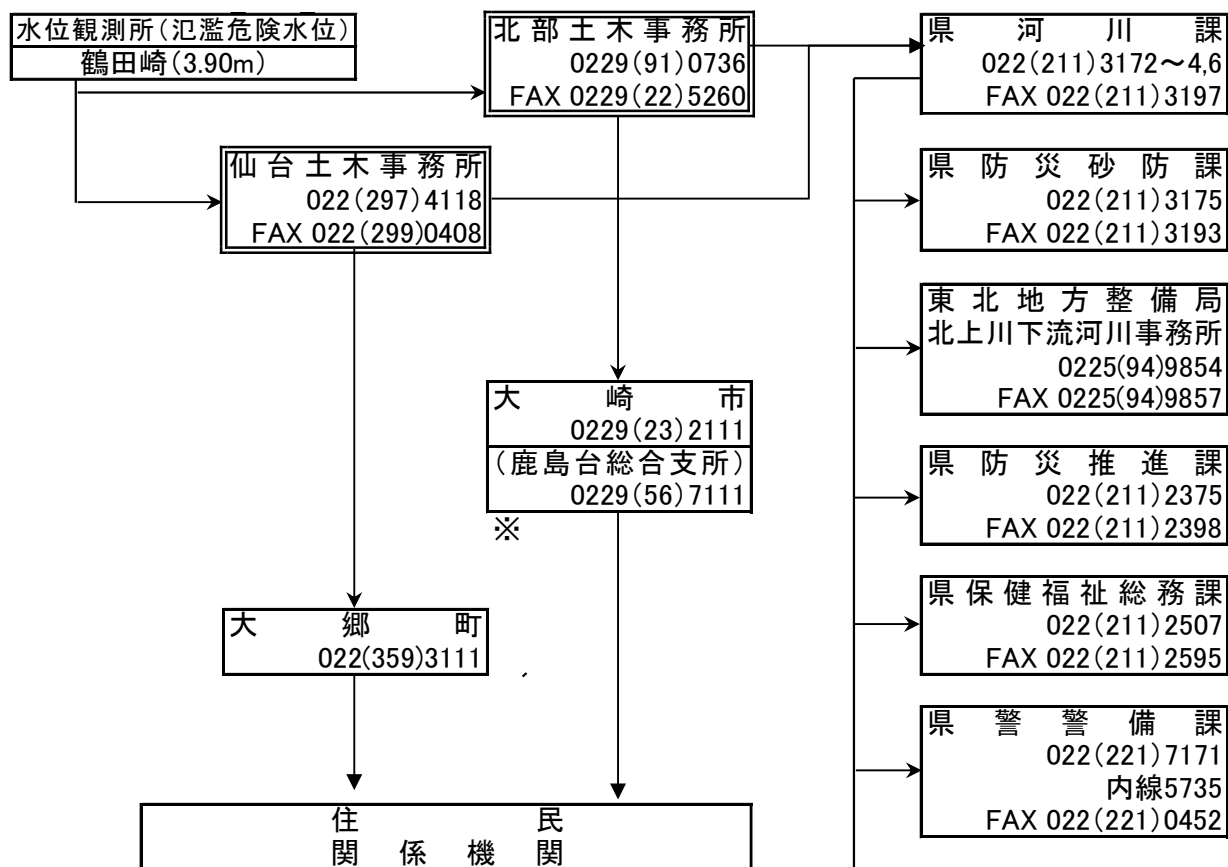
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

23 鶴田川(県管理)

左岸 } 黒川郡大郷町宮下橋 —————> 宮城郡松島町幡谷吉田川伏越呑口
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
鶴 田 崎 (仙台土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.90m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.00m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.00m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.90m) に達したとき	大 崎 市 (鹿島台) 大 郷 町	大 郷 町 宮 下 橋 吉 田 川 伏 越 呑 口



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025	日本経済新聞社	(022)222-5613
	FAX (022)227-3937	仙台支局	FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934	共同通信社仙台支社	(022)222-7560
	FAX (022)229-1715		FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231	時事通信社仙台支社	(022)223-2900
	FAX (022)227-0715		FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430	仙台管区气象台	(022)297-8103
	FAX (022)236-3429		FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055	東北管区警察局	代表 (022)221-7181
	FAX (022)249-7121		FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127	東北運輸局	(022)791-7504
	FAX (022)224-7947		FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117	日本気象協会	(022)216-4181
	FAX (022)223-3119	東北支局	FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973	東日本電信電話	(022)269-2248
	FAX (022)222-6048	株式会社宮城事業部	FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121	東北電力宮城支店	(022)225-2141
	FAX (022)222-8386		FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036		
	FAX (022)216-1747		

※()内の支所に対しては、大崎市から連絡する。

24 鳴瀬川(国管理区間)

左岸 大崎市古川引田字川原

右岸 大崎市三本木斉田字桜館

海

水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
三 本 木 橋 (北上川下流 河川事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (4.00m) に達し、氾濫 注意水位(警 戒水位) (5.00m) を突破すると 予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (5.00m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (5.00m) を下って、再 び増水のお それがない と思われる とき	大 崎 市 (三 本 木) (古 川) (松 山)	(左)大崎市 古川大字引 (右)大崎市 三本木斉田 志 田 橋
下 中 ノ 目 (")	同上 (4.00m) (5.50m)	同上 (5.50m)	同上 (5.50m)	大 崎 市 (古 川) (松 山) 美 里 町	志 田 橋 野 田 橋
野 田 橋 (")	同上 (4.00m) (4.50m)	同上 (4.50m)	同上 (4.50m)	大 崎 市 (松 山) (鹿 島 台) 美 里 町 (南 郷) 松 島 町	野 田 橋 (左)美里町 大 美 里 橋 (右)松島町 二 子 屋
鹿 島 台 (鳴) (")	同上 (4.00m) (5.50m)	同上 (5.50m)	同上 (5.50m)	美 里 町 (南 郷) 大 崎 市 (鹿 島 台) 松 島 町 東 松 島 市	(左)美里町 大 美 里 橋 (右)松島町 二 子 屋 河 口

25 多田川(国管理区間)

左岸 大崎市古川西荒井字東田

右岸 大崎市三本木高柳字横江

鳴瀬川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
三 本 木 橋 (北上川下流 河川事務所)	鳴瀬川と同時 発令	同左	同左	大 崎 市 (三 本 木) (古 川) (松 山)	(左)大崎市 古川西荒井 (右)大崎市 三本木高柳 鳴 瀬 川 合 流 点

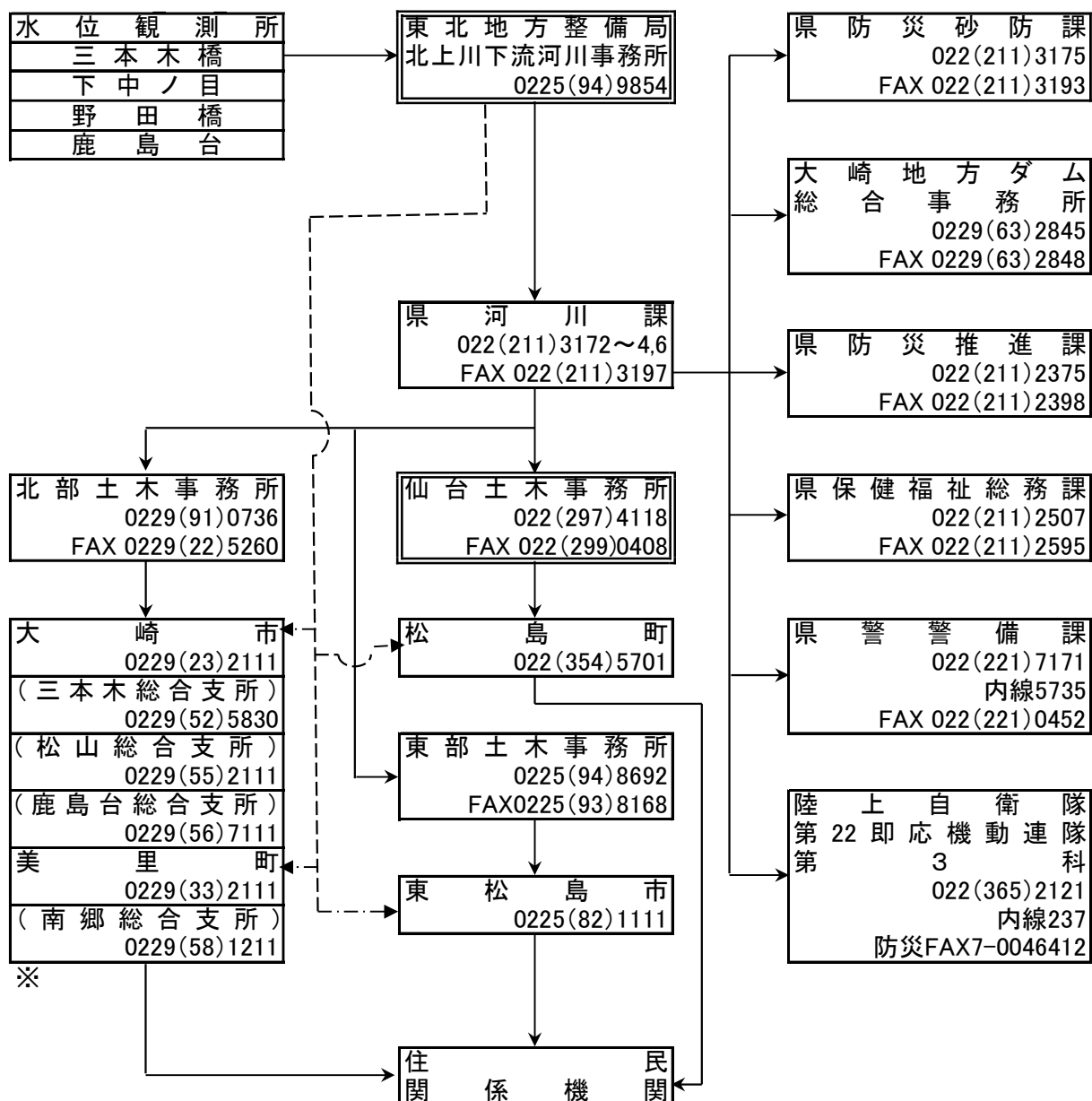
26 鞍坪川(国管理区間)

左岸 東松島市西福田字長峯

右岸 東松島市西福田字長峯

鳴瀬川合流点

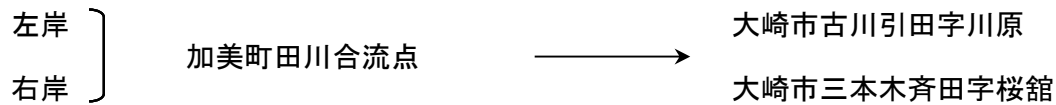
水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
鹿 島 台(鳴) (北上川下流 河川事務所)	鳴瀬川と同時 発令	同左	同左	東 松 島 市	(左)東松島 市 西 福 田 (右)東松島 市 西 福 田 鳴 瀬 川 合 流 点



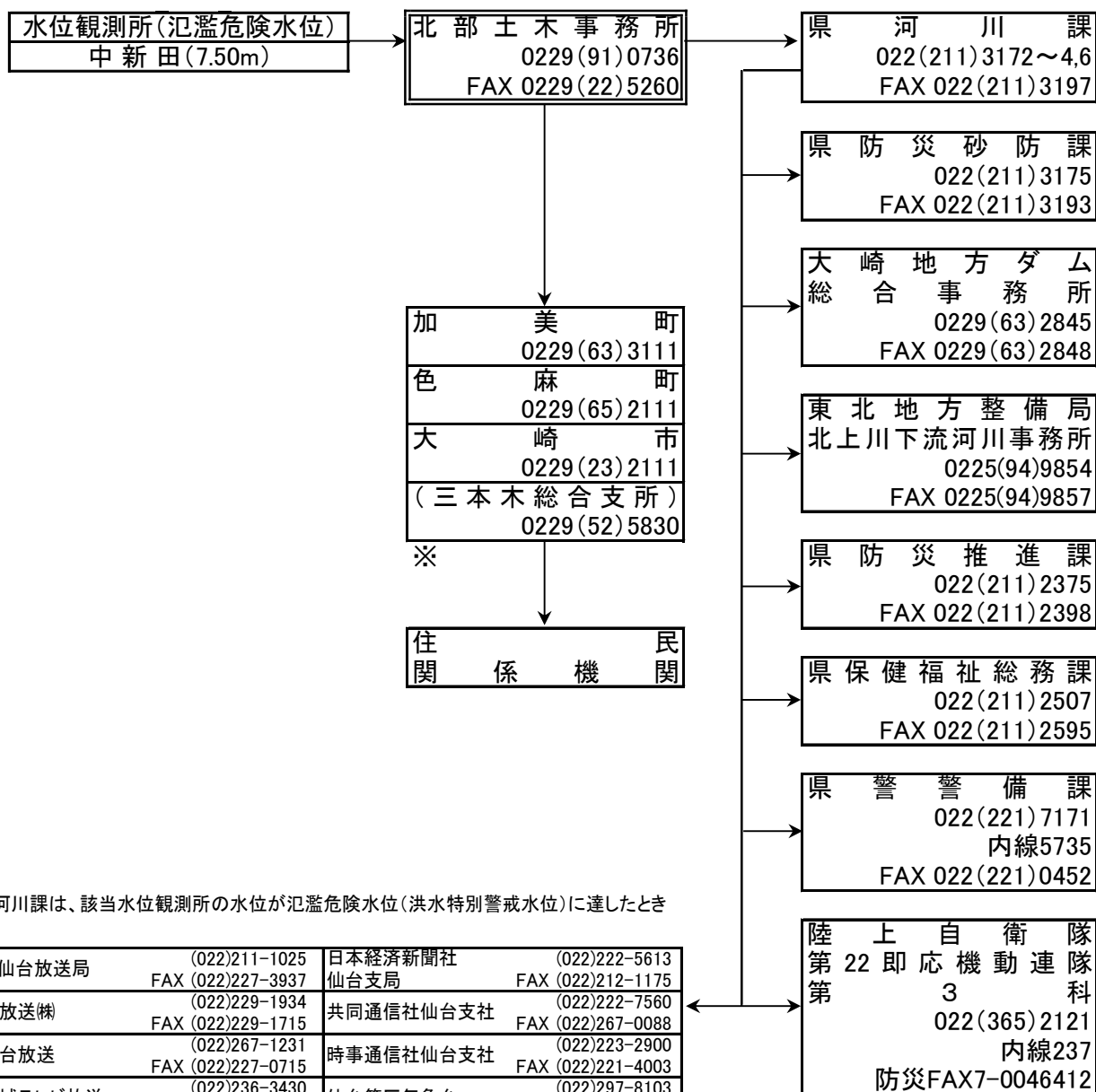
※ ()内の支所に対しては、それぞれの市町から連絡する。

※※――▶ は、水防法第13条の4による通知

27 鳴瀬川(県管理区間)



水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
中 新 田 〔漆沢ダム 管理事務所〕	水防団待機 水位(通報水 位) (5.55m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (6.15m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (6.15m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (7.50m) に達したとき	加 美 町 色 麻 市 大 崎 市 (三本木)	田 川 合 流 点 (左)大崎 市古川大 (右)大崎 市三本木 齊 田



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

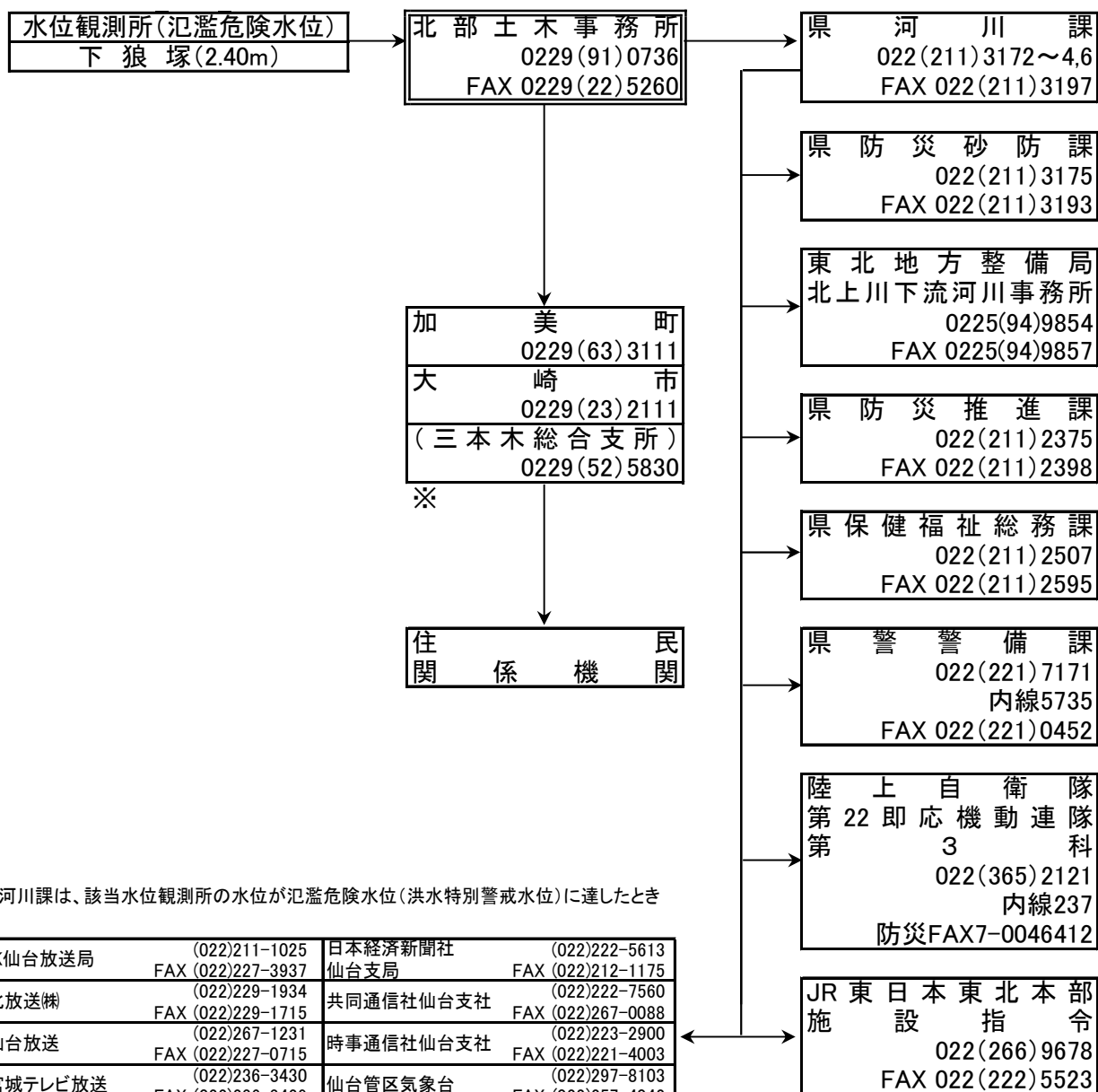
NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

※()内の支所に対しては、大崎市から連絡する。

28 多田川(県管理区間)

左岸 }
右岸 } 加美町山田橋 —————→ 大臣管理区間境

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
下 狼 塚 (北部土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.65m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.85m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.85m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.40m) に達したとき	加 美 町 市 大 崎 市 (三本木)	山 田 橋 大 臣 管 理 区 間 境



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

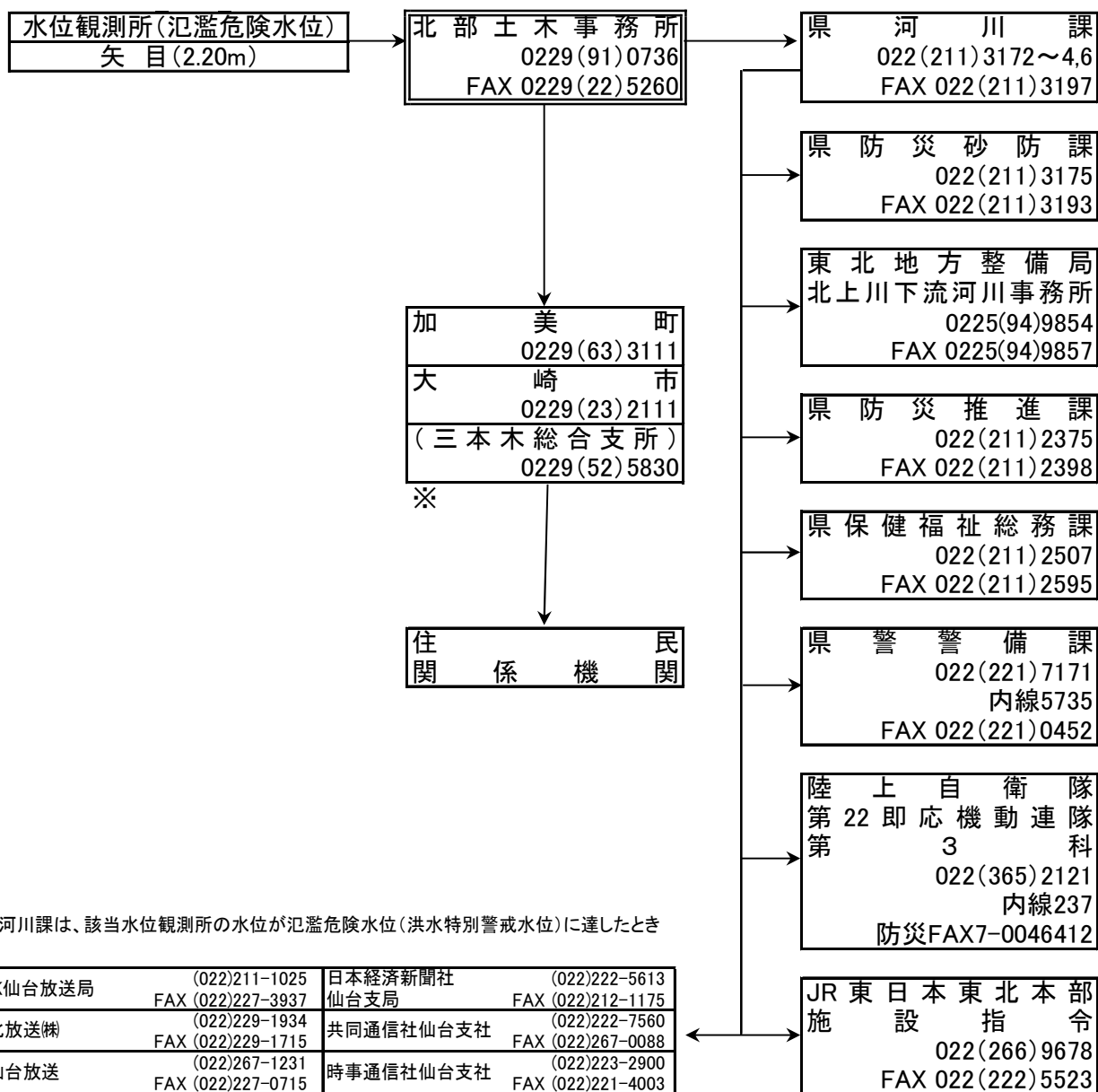
NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

※()内の支所に対しては、大崎市から連絡する。

29 名蓋川(県管理区間)

左岸 }
右岸 } 加美町名蓋川橋 —————> 多田川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
矢 目 (北部土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.60m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.80m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.80m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.20m) に達したとき	加 美 町 市 大 崎 市 (三本木)	名蓋川橋 多田川合 流 点



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

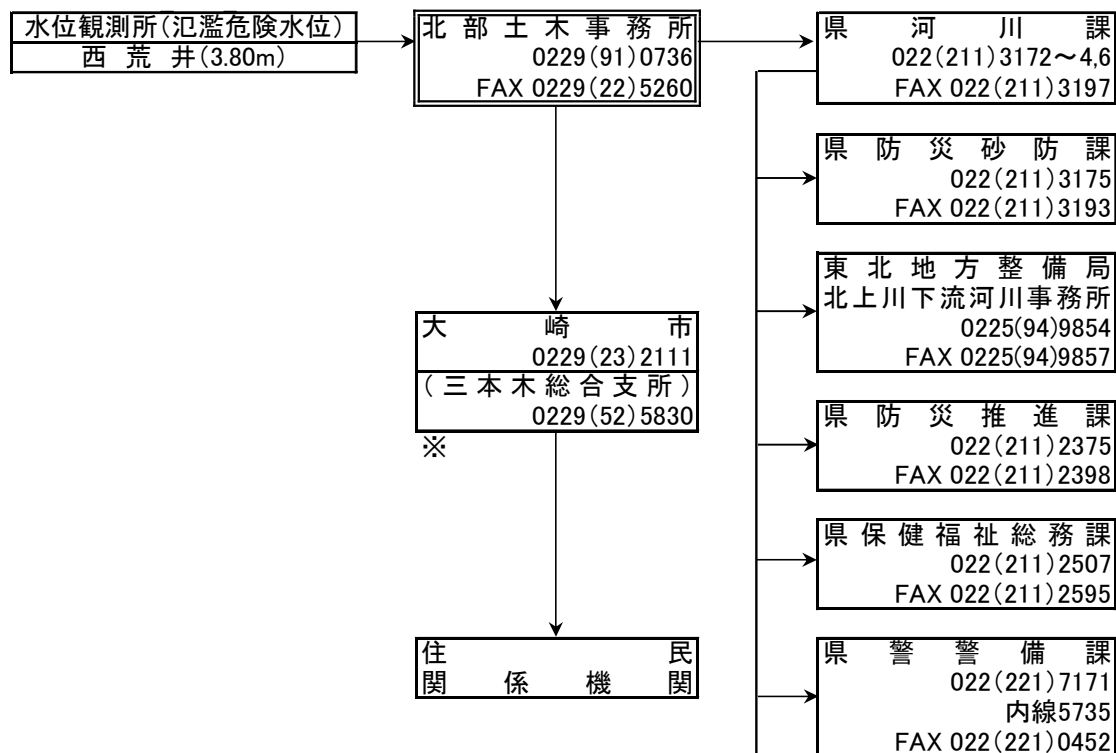
NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

※()内の支所に対しては、大崎市から連絡する。

30 渋井川(県管理区間)



水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
西 荒 井 (北部土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (2.55m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (3.05m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (3.05m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.80m) に達したとき	大 崎 市 (三本木)	台 所 橋 多 田 川 流 合 点



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

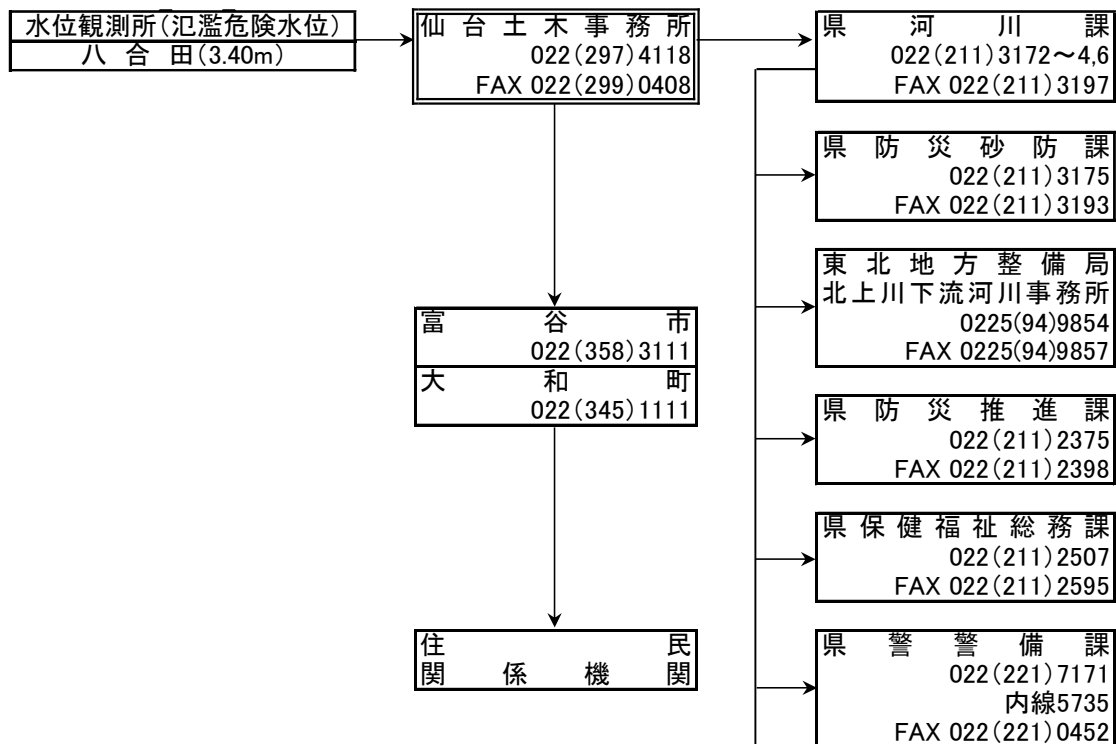
※()内の支所に対しては、大崎市から連絡する。

31 吉田川(県管理区間)

左岸 }
 右岸 }

南川合流点
 —————→
 大臣管理区間境

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
八 合 田 〔仙台土木事務所〕	水防団待機 水位(通報水 位) (1.75m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.75m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.75m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.40m) に達したとき	富 谷 市 大 和 町	南川合流 点 大臣管理 区 間 境



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

32 吉田川(国管理区間)

左岸 大和町落合桧和田川前

右岸 " 落合舞野字一本杉田



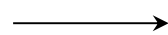
鳴瀬川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
落 合 (北上川下流 河川事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (4.00m) に達し、氾濫 注意水位(警 戒水位) (5.00m) を突破すると 予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (5.00m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (5.00m) を下って、再 び増水のお それがないと 思われたとき	大 和 町 富 谷 市 大 郷 町	高 田 橋 粕 川 橋
粕 川 (")	同上 (4.00m) (5.70m)	同上 (5.70m)	同上 (5.70m)	大 郷 町 大 崎 市 (鹿島台) 松 島 町	粕 川 橋 二子屋橋
鹿 島 台 (吉) (")	同上 (4.00m) (5.80m)	同上 (5.80m)	同上 (5.80m)	松 島 町 東 松 島 市	二子屋橋 鳴瀬川 合流点

33 竹林川(国管理区間)

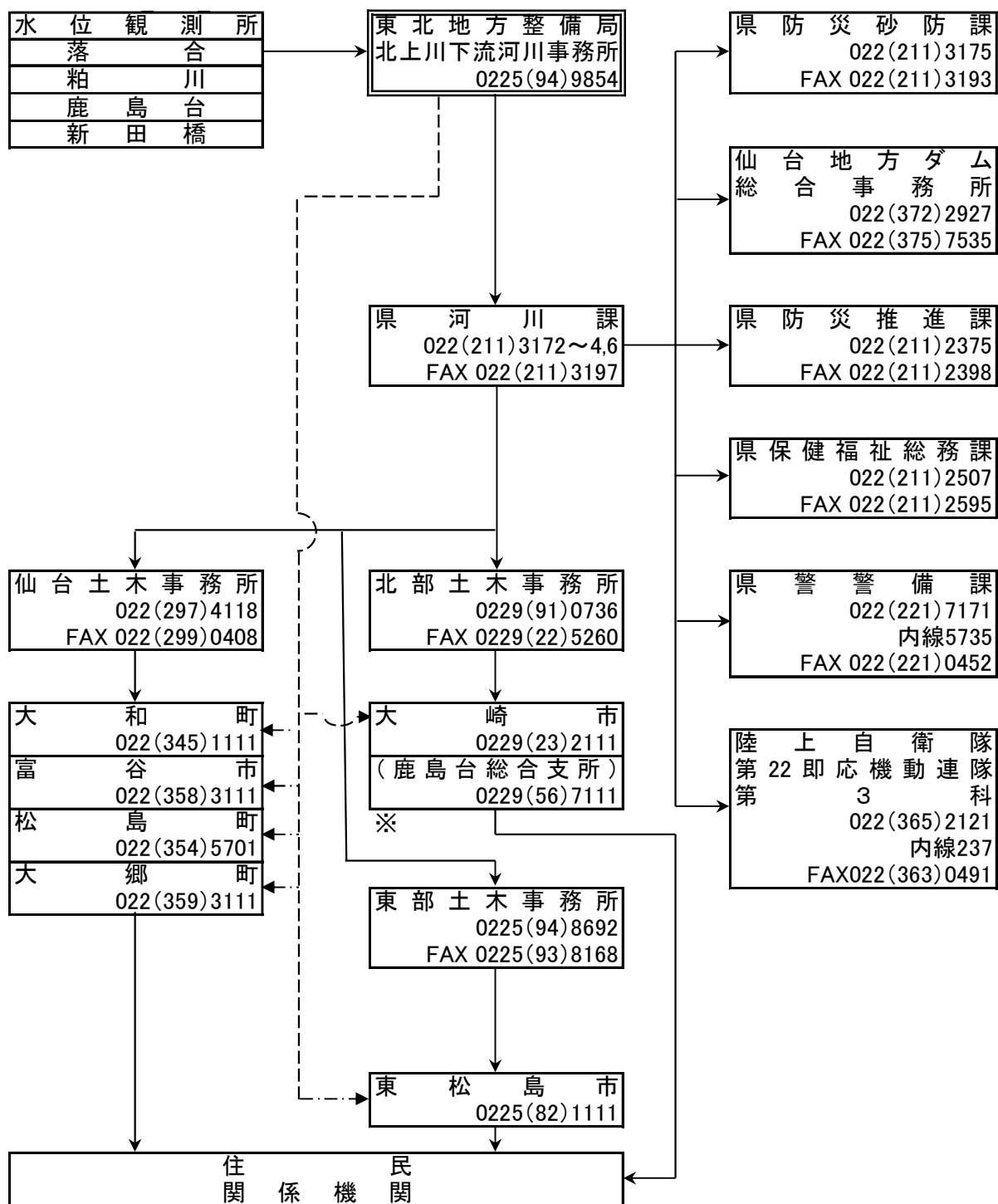
左岸

富谷市三ノ関字太子堂



吉田川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
新 田 橋 (北上川下流 河川事務所)	水防団待機 水位(指定水 位) (1.30m) に達し、氾濫 注意水位(警 戒水位) (1.80m) を突破すると 予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.80m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.80m) を下って、再 び増水のお それがないと 思われたとき	大 和 町 富 谷 市	新 田 橋 吉 田 川 合 流 点



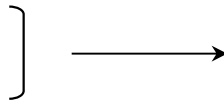
※ ()内の支所に対しては、大崎市から連絡する。

※※――▶ は、水防法第13条の4による通知

34 善川(国管理区間)

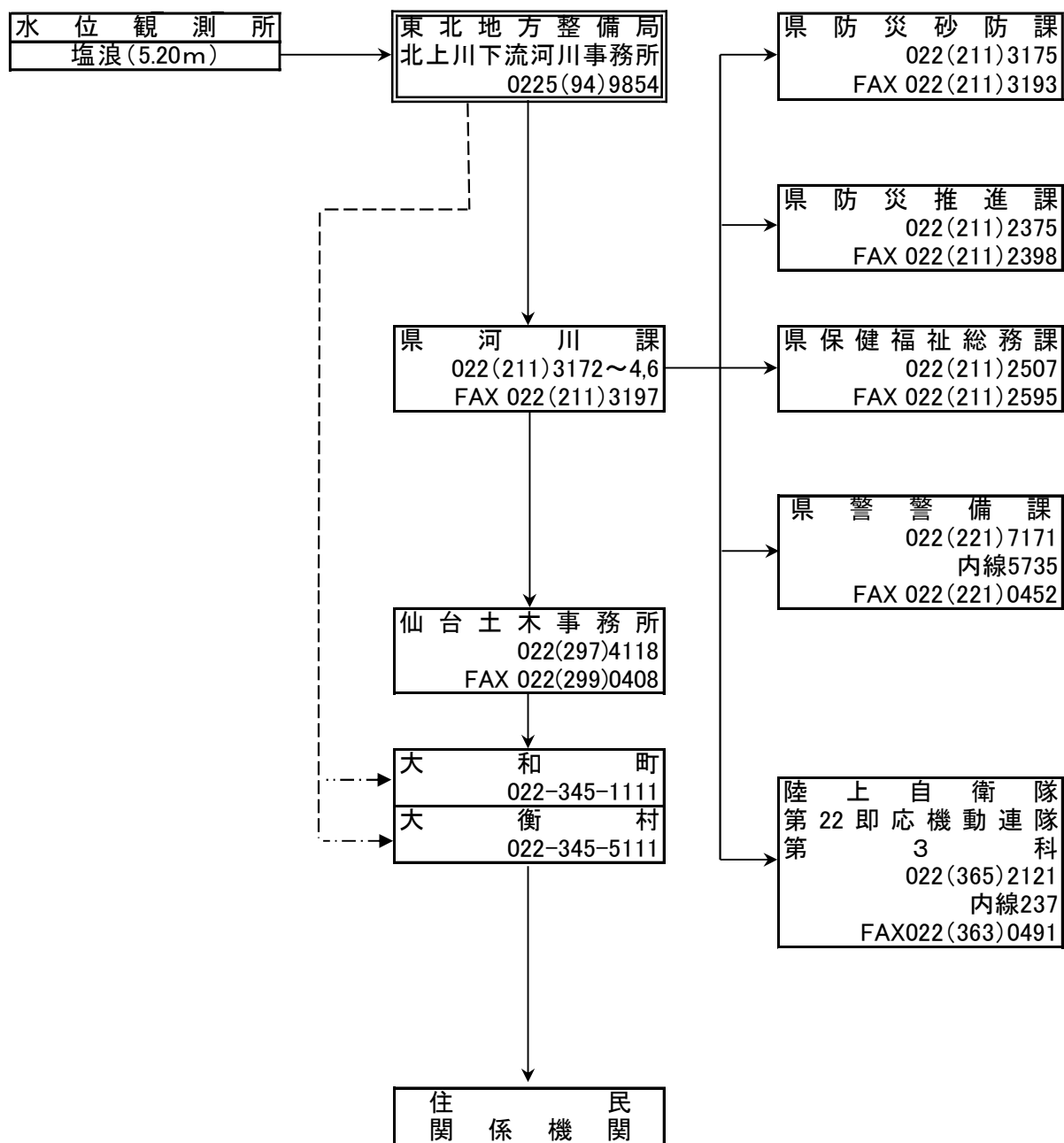
左岸 大衡村大衡字稻荷前

右岸 大衡村古館下



吉田川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
塩 浪 (北上川下流 河川事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.90m) に達し、氾濫 注意水位(警 戒水位) (2.60m) を突破すると 予想されるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.60m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.60m) を下って、再 び増水のお それがないと 思われたとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (5.20m) に達したとき	大 和 町 村 大 衡 村	高 田 橋 古 館 橋



※ ---▶ は、水防法第13条の4による通知

35 北上川(国管理区間)

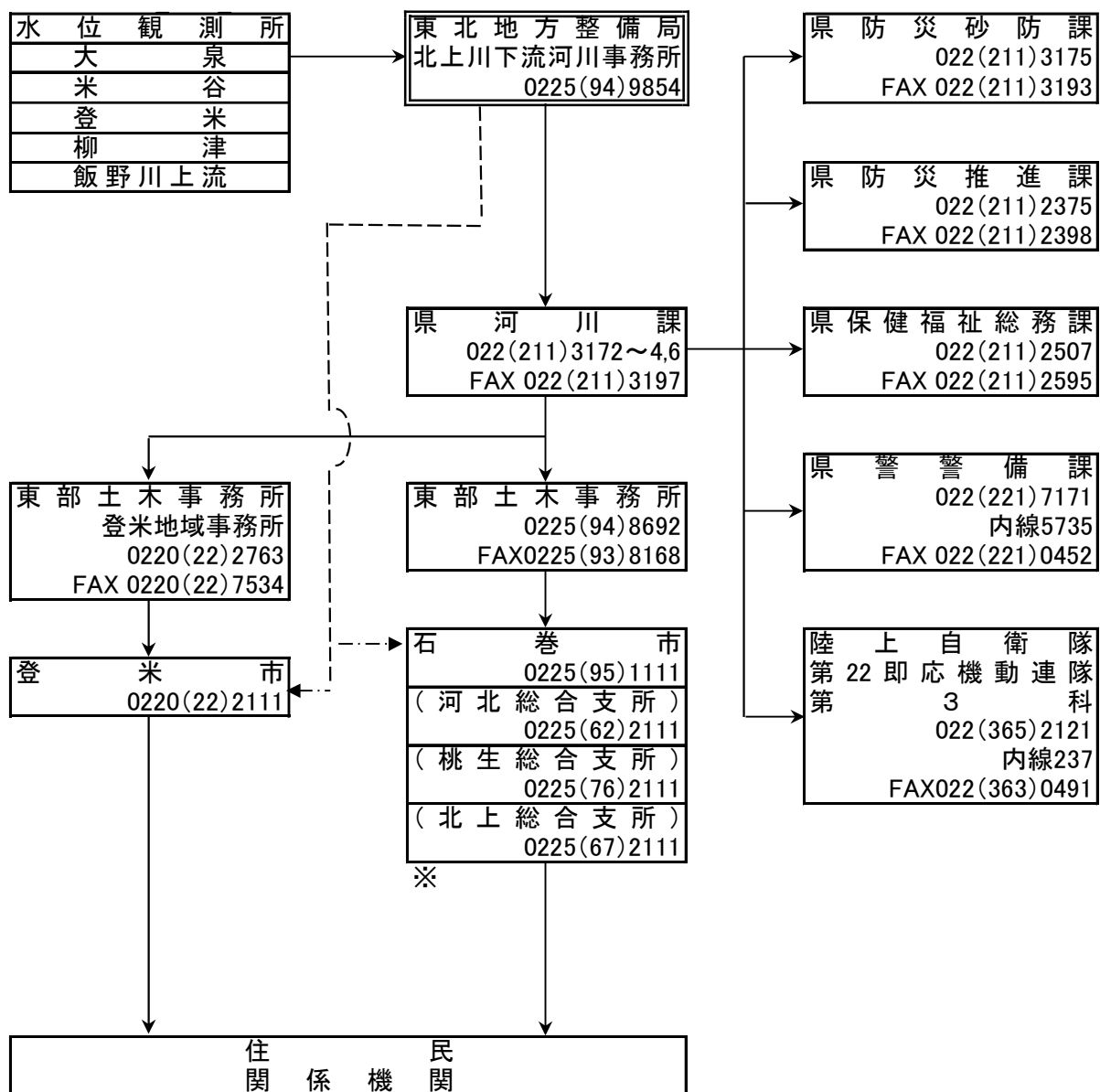
左岸 } 岩手県境 → 海
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報				通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 待機の発令	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
大 泉 (北上川下流 河川事務所)	上流の降雨状 況により、氾濫 注意水位(警 戒水位) (9.50m) に達すると思 われ、待機の 必要を認めた とき	水防団待機水 位(通報水位) (8.50m) に達し、氾濫注 意水位(警戒 水位) (9.50m) を突破すると 予想されるとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (9.50m) に達し、なお上 昇のおそれ あるとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (9.50m) を下って、再び 増水のおそれ がないと思わ れたとき	登 米 市	岩 手 県 境 米 谷 大 橋
米 谷 (")	同上 (11.40m)	同上 (10.00m) (11.40m)	同上 (11.40m)	同上 (11.40m)	登 米 市	米 谷 大 橋 登 米 大 橋
登 米 (")	同上 (9.00m)	同上 (8.00m) (9.00m)	同上 (9.00m)	同上 (9.00m)	登 米 市	登 米 大 橋 柳 津 大 橋
柳 津 (")	同上 (8.40m)	同上 (7.00m) (8.40m)	同上 (8.40m)	同上 (8.40m)	登 米 市 (石 巻 市 (河 北) (桃 生)	柳 津 大 橋 新 飯 野 川 橋
飯野川上流 (")	同上 (5.50m)	同上 (4.40m) (5.50m)	同上 (5.50m)	同上 (5.50m)	石 巻 市 (河 北) (北 上)	新 飯 野 川 橋 河 口

36 二股川(国管理区間)

左岸 登米市東和町米谷字森合 }
右岸 登米市東和町米谷字大沢 } → 北上川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報				氾濫危険水位 (洪水特別警 戒水位)到達 情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 待機の発令	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
大 泉 (北上川下流 河川事務所)	北上川と同時 発令	同左	同左	同左	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (10.80m) に達したとき	登 米 市	登 米 市 東 和 町 米 谷 北 上 川 合 流 点



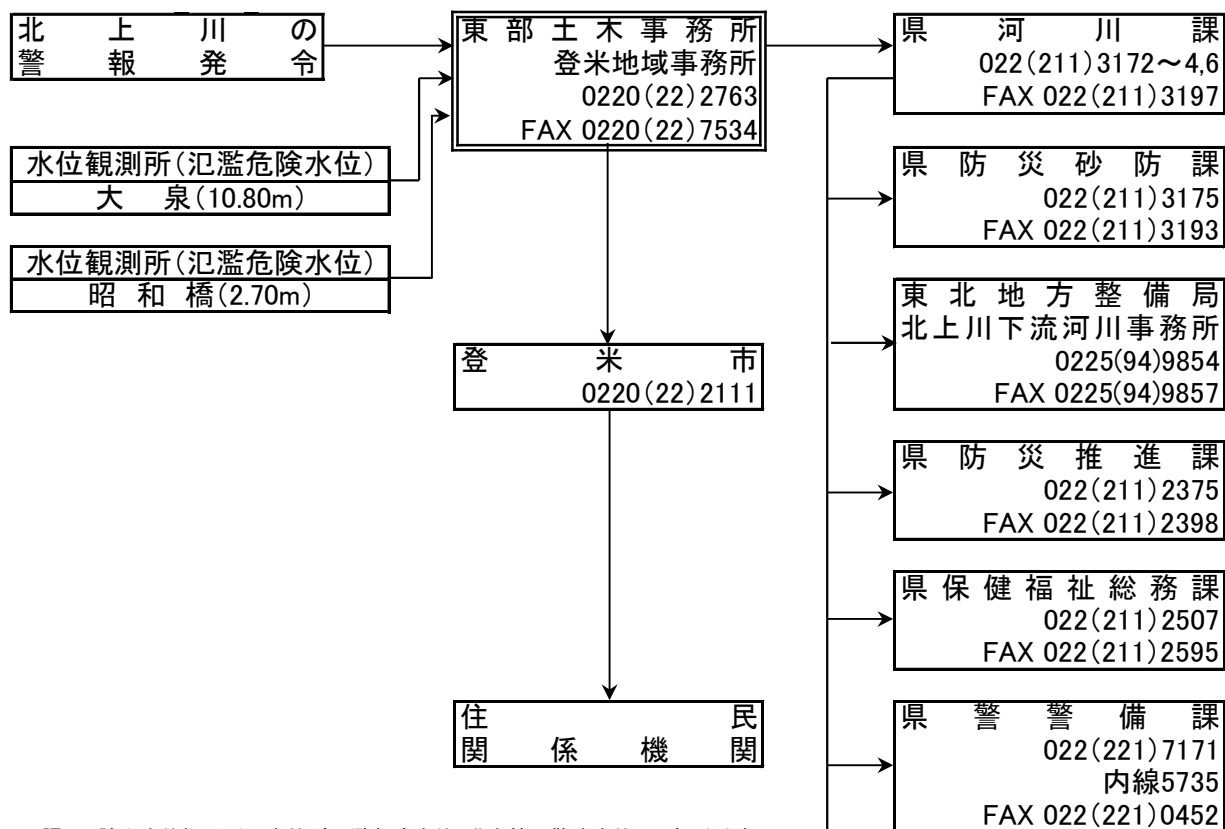
※ ()内の支所に対しては、石巻市から連絡する。

※※――▶ は、水防法第13条の4による通知

37 二股川(県管理区間)

左岸 } 登米市東和町米川西上沢 芽倉橋 → 登米市東和町米谷字森合
 右岸 } 登米市東和町米谷字大沢

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
昭和橋 (東部土木事務所 登米地域事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.40m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.90m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.90m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.70m) に達したとき	登 米 市	芽 倉 橋 — 淵 流 川 点 合
大 泉 (北上川下流 河川事務所)	北上川と同 時発令 (北上川の 逆水によ ることも ある。)	同 左 (同 左)	同 左 (同 左)	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (10.80m) に達したとき	登 米 市	淵 流 川 点 — 米 和 市 町 谷 合 登 東 米



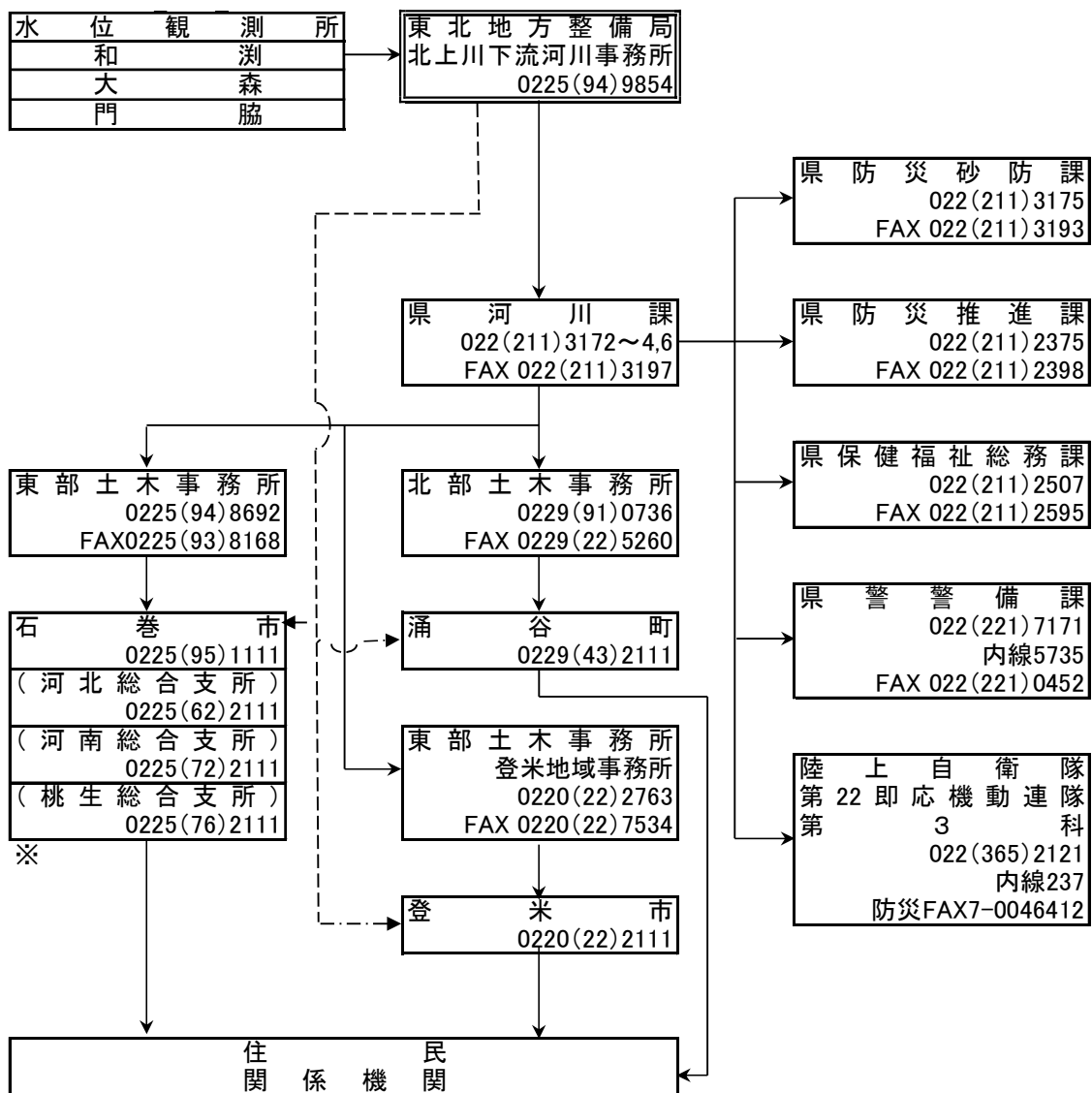
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

38 旧北上川(国管理区間)

左岸 } 北上川分派点 → 海
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報				通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 待機の発令	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
和 瀧 (北上川下流 河川事務所)	上流の降雨状 況により、氾濫 注意水位(警 戒水位) (5.30m) に達すると思 われ、待機の 必要を認めた とき	水防団待機水 位(通報水位) (4.30m) に達し、氾濫注 意水位(警戒 水位) (5.30m) を突破すると 予想されるとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (5.30m) に達し、なお上 昇のおそれ あるとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (5.30m) を下って、再び 増水のおそれ がないと思わ れたとき	涌 谷 町 登 米 市 石 巻 (北 (河 北 (河 南 (桃 生)	川 上 川 点 派 王 橋 橋
大 森 (")	同上 (3.60m)	同上 (3.00m) (3.60m)	同上 (3.60m)	同上 (3.60m)	石 巻 市 (石 巻) (河 北) (河 南) (桃 生)	天 王 橋 河 口
門 脇 (")	—	同上 (-) (3.10m)	同上 (3.10m)	同上 (3.10m)	石 巻 市 (石 巻)	天 王 橋 河 口



39 江合川(国管理区間)

左岸 大崎市古川桜ノ目字下川原

右岸 " 小泉字内高畑

旧北上川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
荒 雄 (北上川下流 河川事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (2.50m) に達し、氾濫 注意水位(警 戒水位) (3.10m) を突破すると 予想されるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (3.10m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (3.10m) を下って、再 び増水のお それがないと 思われたとき	大 崎 市 (古 川)	(左)大崎市 古川桜ノ目 (右)大崎市 古川小泉 新江合川分 派 点
下 谷 地 (")	同上 (1.00m) (2.40m)	同上 (2.40m)	同上 (2.40m)	大 崎 市 (古 川) (美 田 尻 町 町) 涌 谷 町	新江合川分 派 点 涌 谷 大 橋
涌 谷 (")	同上 (3.20m) (4.20m)	同上 (4.20m)	同上 (4.20m)	涌 谷 町 (石 巻 市) (河 南)	涌 谷 大 橋 及 川 橋
短 台 (")	同上 (2.00m) (3.50m)	同上 (3.50m)	同上 (3.50m)	涌 谷 町 (石 巻 市) (河 南)	及 川 橋 旧北上川合 流 点

40 新江合川(国管理区間)

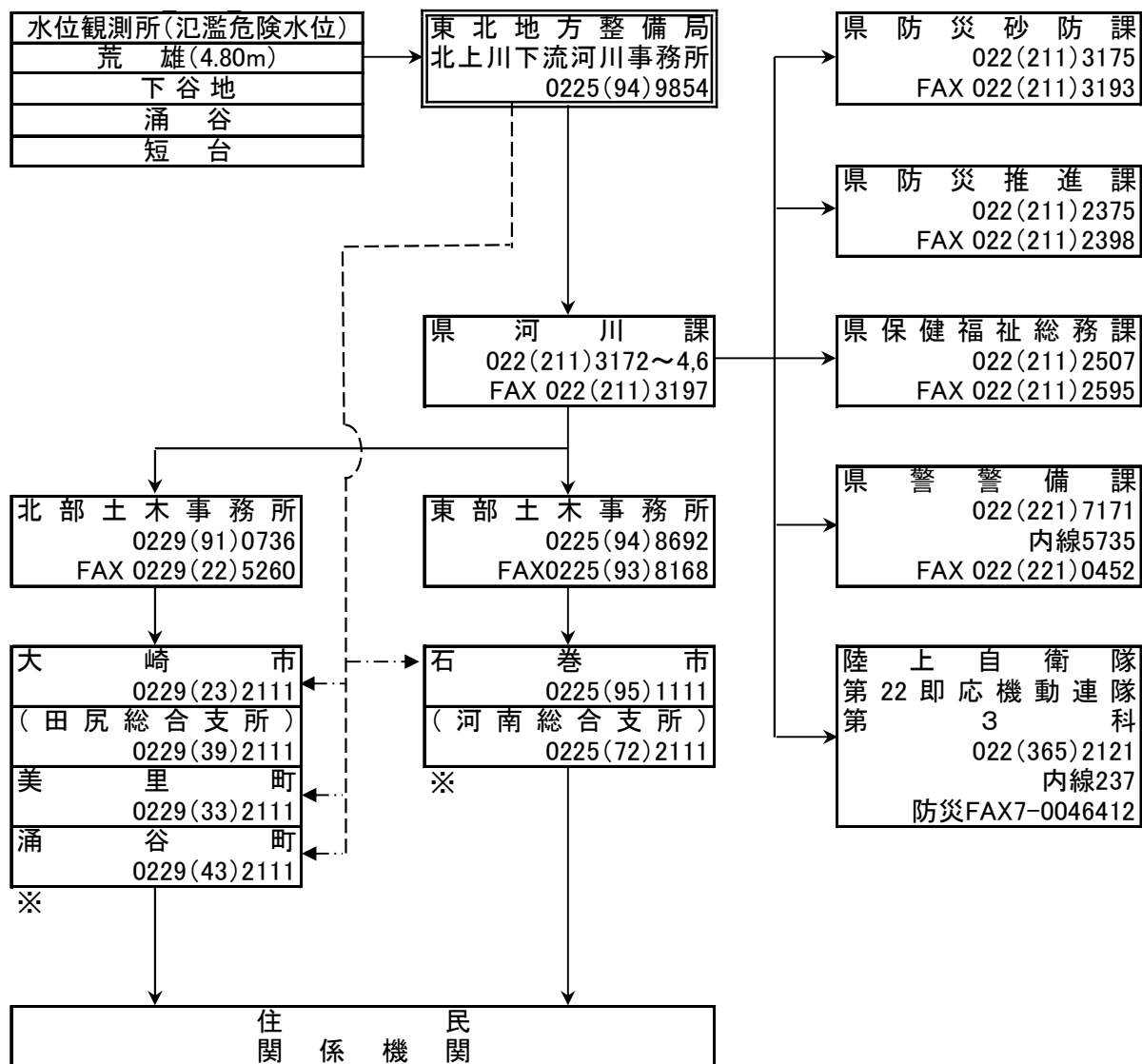
左岸

江合川分派点

鳴瀬川合流点

右岸

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
荒 雄 (北上川下流 河川事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (2.50m) に達し、氾濫 注意水位(警 戒水位) (3.10m) を突破すると 予想されるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (3.10m) に達し、なお 上昇のおそ れがあるとき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (3.10m) を下って、再 び増水のお それがないと 思われたとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (4.80m) に達したとき	大 崎 市 (古 川)	江 合 川 点 分 派 点 鳴 瀬 川 点



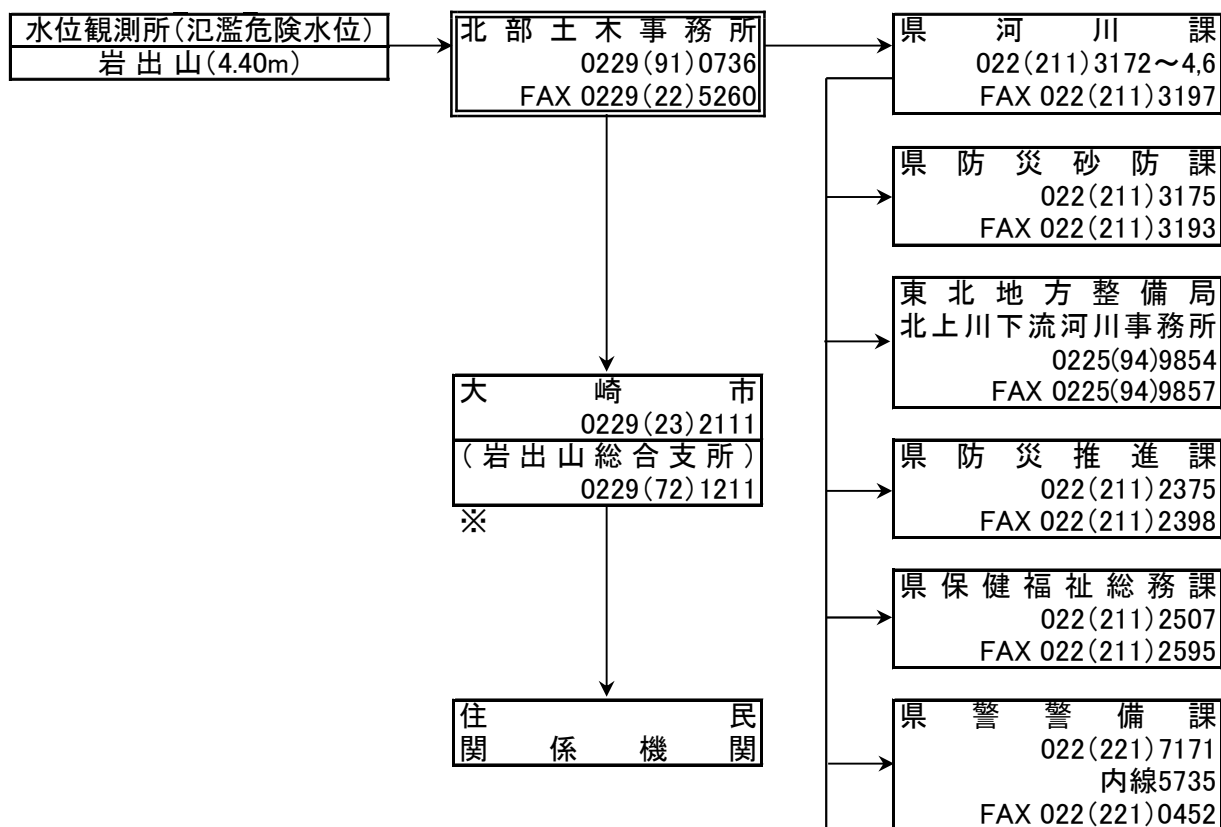
※ ()内の支所に対しては、それぞれの市から連絡する。

※※-----▶ は、水防法第13条の4による通知

41 江合川(県管理区間)

左岸 } 大崎市岩出山ニツ石堰 → 大崎市古川大字桜ノ目字下河原
 右岸 } 大崎市古川大字小泉字内高畑

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
岩 出 山 〔北上川下流 河川事務所〕	水防団待機 水位(通報水 位) (1.50m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.12m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.12m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (4.40m) に達したとき	大 崎 市 (岩出山)	ニツ石堰 (左)大崎市古川桜ノ目 (右)大崎市古川小泉



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
㈱仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
㈱宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
㈱東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

※()内の支所に対しては、大崎市から連絡する。

42 迫川上流(県管理区間)

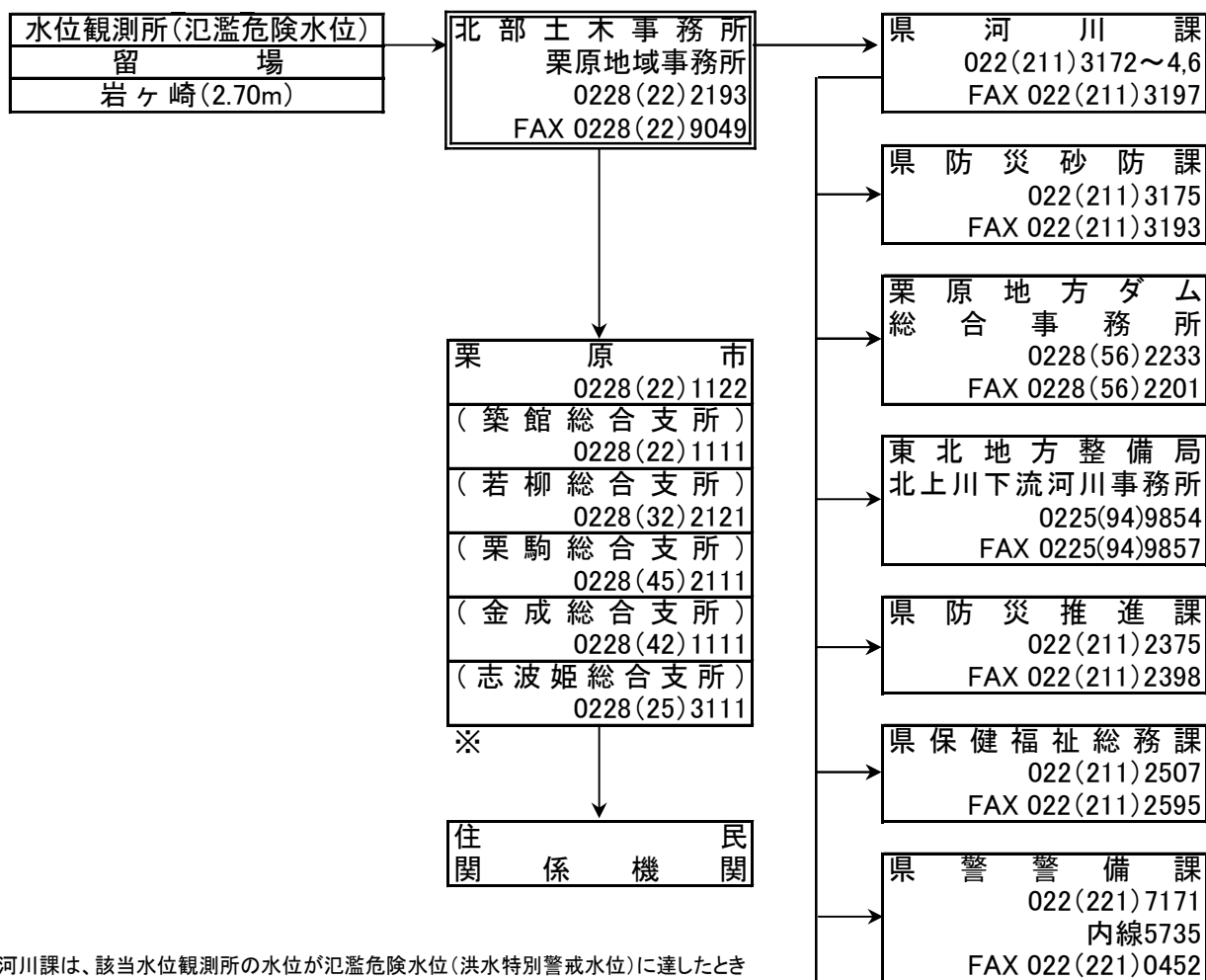
左岸 } 栗原市築館留場橋 → 三迫川合流点
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
留 場 (北部土木事務所 栗原地域事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (3.90m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (4.45m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (4.45m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	栗 原 市 (築 館) (若 柳) (志 波 姫)	留 場 橋 三 迫 川 合 流 点

43 三迫川(県管理区間)

左岸 } 栗原市栗駒松倉阿弥陀堂 阿弥陀堂橋 → 迫川合流点
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
岩 ケ 崎 (北部土木事務所 栗原地域事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.50m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.12m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.12m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.70m) に達したとき	栗 原 市 (若 柳) (栗 駒) (金 成)	阿 弥 陀 堂 橋 迫 川 合 流 点



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

※()内の支所に対しては、栗原市から連絡する。

44 迫川下流(県管理区間)

左岸 } 栗原市三迫川合流点 → 旧北上川合流点
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報			通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
大 林 〔北部土木事務所 栗原地域事務所〕	水防団待機 水位(通報水 位) (15.00m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (15.45m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (15.45m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	栗 原 市 (若 柳) (志 波 姫)	三 迫 川 合 流 点 若柳大橋
若 柳 〔花山ダム 管理事務所〕	同上 (4.80m)	同上 (5.30m)	同上 (5.30m)	栗 原 市 (若 柳) 登 米 市	若柳大橋 登米市迫町 錦 橋
佐 沼 〔東部土木事務所 登米地域事務所〕	同上 (3.60m)	同上 (4.20m)	同上 (4.20m)	登 米 市 涌 谷 町	登米市迫町 錦 橋 旧 北 上 川 合 流 点

45 夏川下流(県管理区間)

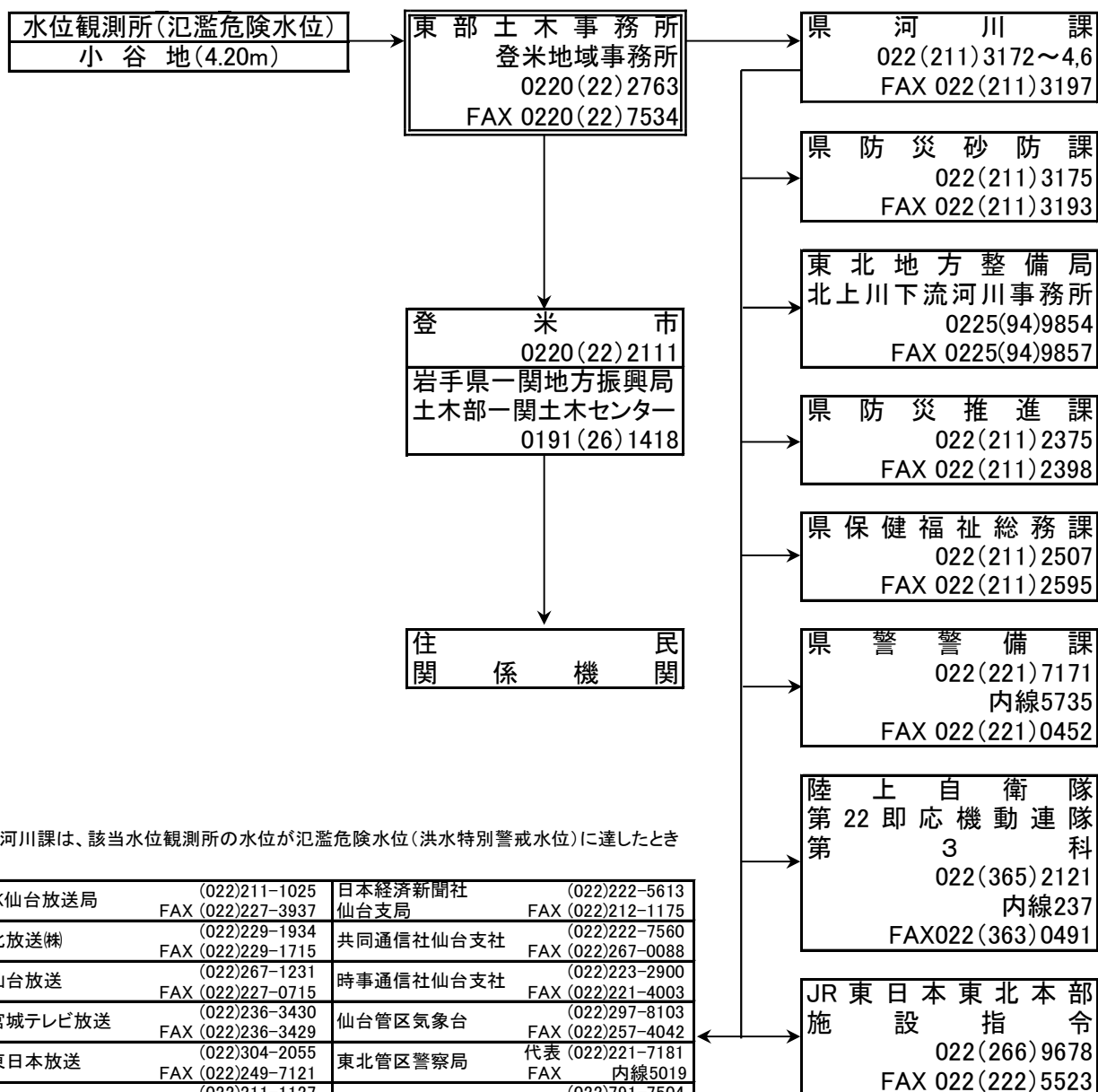
左岸 } 登米市中田町糠塚(岩手県境) → 迫川合流点
右岸 } 登米市石越町東郷字新五町谷地

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (特別警戒水位) 到達情報	通 報 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
佐 沼 〔東部土木事務所 登米地域事務所〕	迫川と同時発 令 (迫川の逆 水による こともあ る。)	同 左 (同 左)	同 左 (同 左)	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (4.70m) に達したとき	登 米 市	(左)岩 手 県 境 (右)登 米 市 石 越 町 東 郷 字 新 五 町 谷 地 迫 川 合 流 点

46 夏川上流(県管理区間)

右岸 登米市石越町北郷字小谷地(栗原市境)——→ 登米市石越町東郷字新五町谷地

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
小 谷 地 (東部土木事務所 登米地域事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (2.60m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (3.20m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (3.20m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (4.20m) に達したとき	登 米 市	(右)栗原 市 境 (右)登米 市石越町 東郷字新 五町谷地



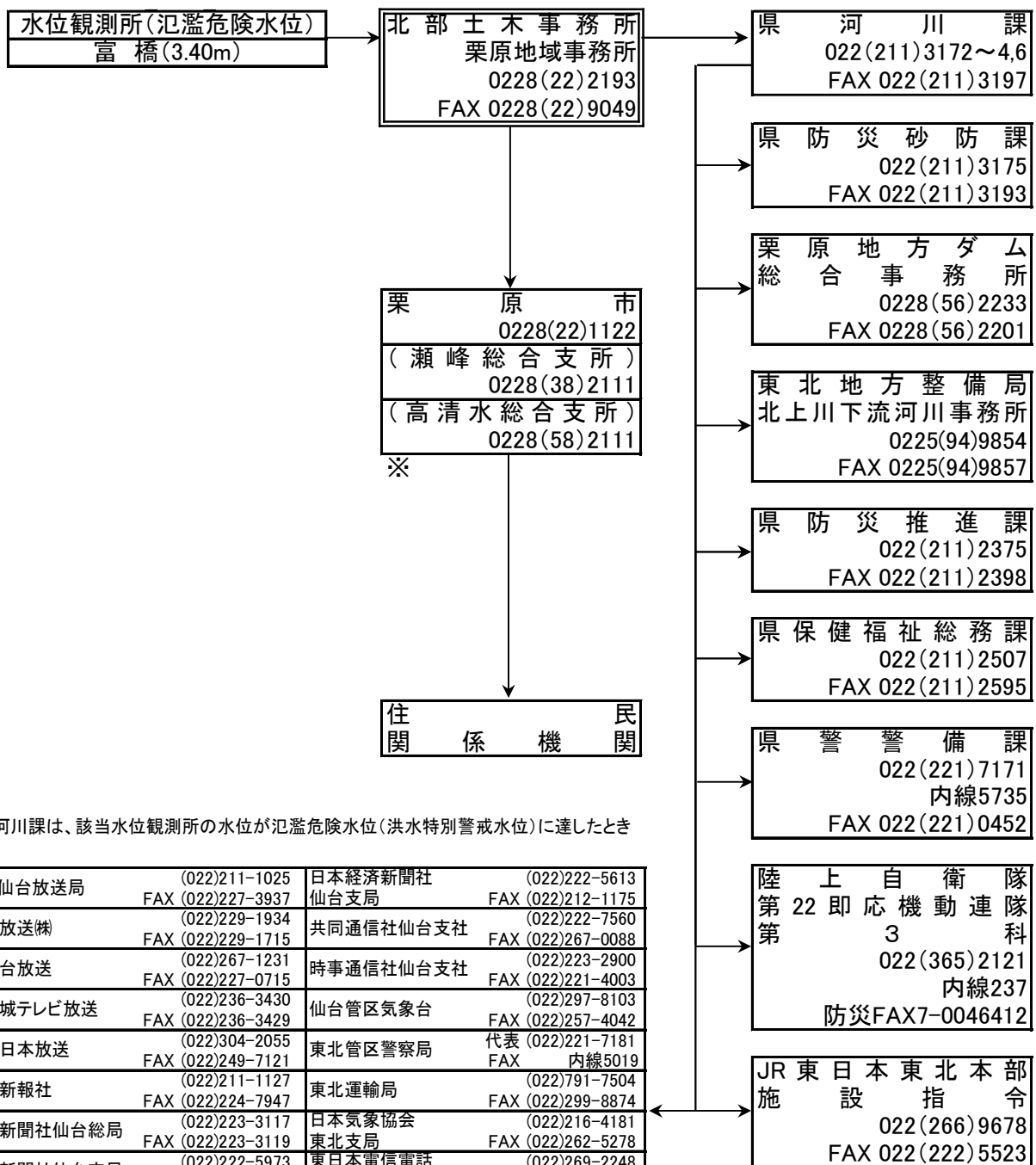
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

47 小山田川(県管理区間東北本線上流)

左岸 } 栗原市高清水広畑 国道四号橋 —————> 栗原市瀬峰 東北本線
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
富 橋 (北部土木事務所 栗原地域事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (2.20m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.70m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.70m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.40m) に達したとき	栗 原 市 (瀬 峰) (高清水)	国 道 橋 四 号 東 北 本 線



※()内の支所に対しては、栗原市から連絡する。

48 旧迫川(県管理区間)

左岸 } 小山田川合流点 → 旧北上川合流点
右岸 } (大崎市(田尻)・涌谷町・登米市)

49 小山田川下流(県管理区間東北本線下流)

左岸 } 栗原市瀬峰東北本線 → 旧迫川合流点
右岸 } (栗原市(瀬峰)・大崎市(田尻)・登米市)

50 瀬峰川(県管理区間)

左岸 } 栗原市瀬峰根川橋 → 小山田川合流点
右岸 } (栗原市(瀬峰)・大崎市(田尻))

51 萱刈川(県管理区間)

左岸 } 栗原市瀬峰東北本線 → 小山田川合流点
右岸 } (栗原市(瀬峰)・大崎市(田尻))

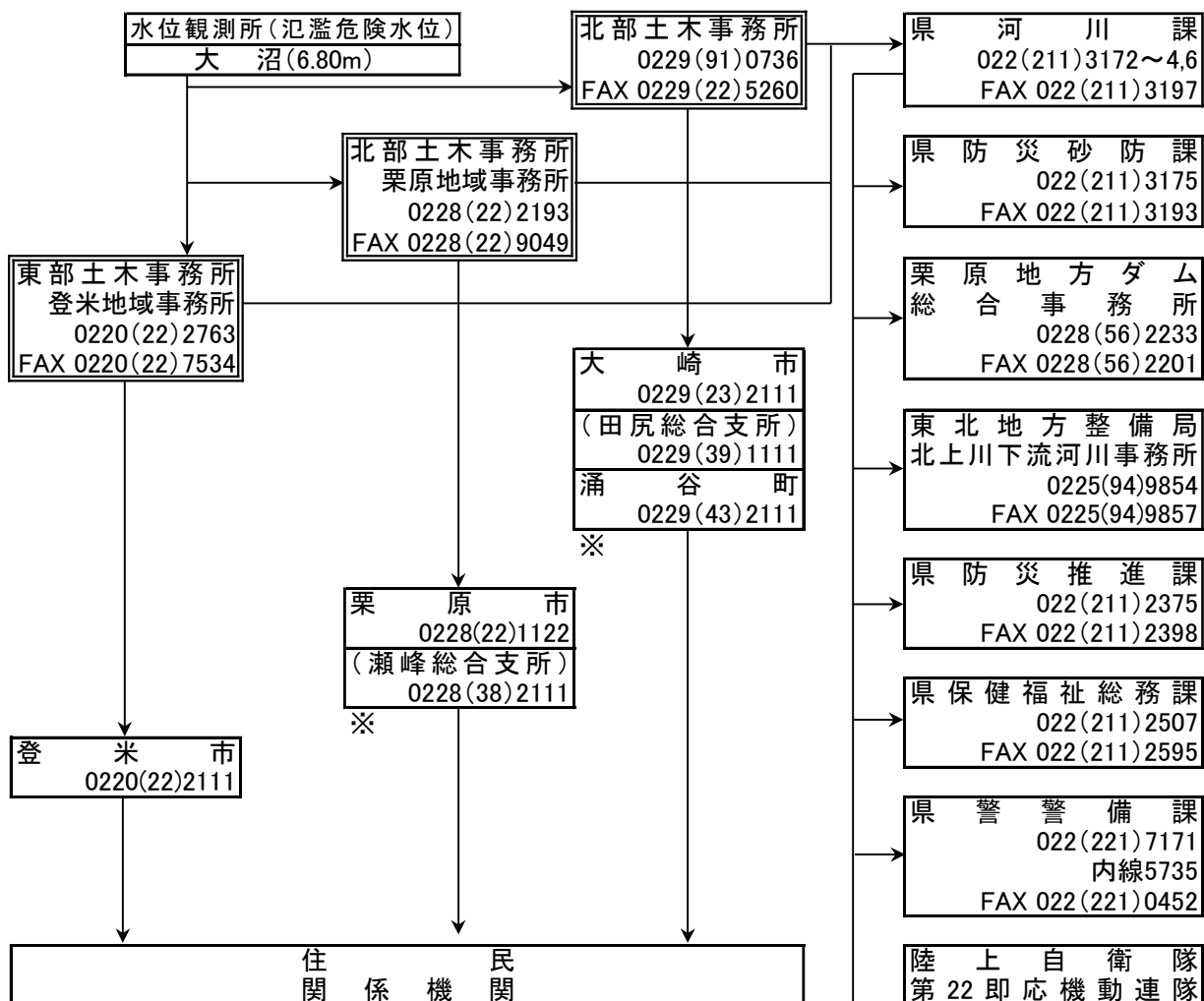
52 大水門川(県管理区間)

左岸 } 栗原市瀬峰東北本線 → 萱刈川合流点(栗原市(瀬峰))
右岸 }

53 西川(県管理区間)

左岸 } 大崎市田尻市道橋 → 萱刈川合流点(大崎市(田尻))
右岸 }

対象河川	水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (特別警戒水位) 到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村
		水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令		
上記6河 川同時発 令	大 沼 (東部土木事務所 登米地域事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (5.30m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (5.80m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (5.80m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (6.80m) に達したとき	大 崎 市 (田 尻) 涌 谷 町 栗 原 市 (瀬 峰) 登 米 市



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話	(022)269-2248
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	株式会社宮城事業部	FAX (022)223-1443
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211

※()の支所に対しては、それぞれの市から連絡する。

54 二迫川(県管理区間)

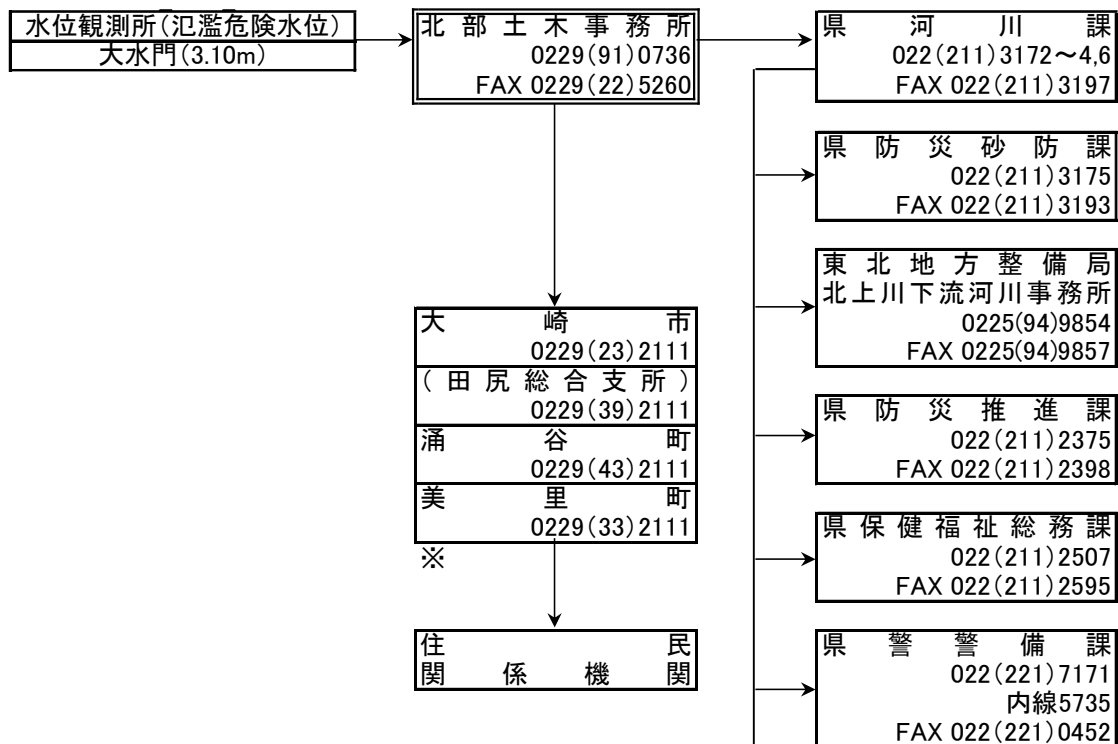
左岸 }
右岸 } 栗原市鶯沢大橋 —————> 迫川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
新 橋 (北部土木事務所 栗原地域事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (2.00m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.10m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.10m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.80m) に達したとき	栗 原 市 (築 館) (栗 駒) (鶯 沢)	鶯沢大橋 迫川合流 点

55 田尻川(県管理区間)

左岸 }
右岸 } 大崎市国道四号橋 —————> 江合川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
大水門 (北部土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.75m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.50m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.50m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.10m) に達したとき	大 崎 市 (田 尻) 涌 谷 町 美 里 町	大崎市国 道四号橋 江合川合 流 点



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025	日本経済新聞社	(022)222-5613
	FAX (022)227-3937	仙台支局	FAX (022)212-1175
東北放送㈱	(022)229-1934	共同通信社仙台支社	(022)222-7560
	FAX (022)229-1715		FAX (022)267-0088
㈱仙台放送	(022)267-1231	時事通信社仙台支社	(022)223-2900
	FAX (022)227-0715		FAX (022)221-4003
㈱宮城テレビ放送	(022)236-3430	仙台管区气象台	(022)297-8103
	FAX (022)236-3429		FAX (022)257-4042
㈱東日本放送	(022)304-2055	東北管区警察局	代表 (022)221-7181
	FAX (022)249-7121		FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127	東北運輸局	(022)791-7504
	FAX (022)224-7947		FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117	日本気象協会	(022)216-4181
	FAX (022)223-3119	東北支局	FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973	東日本電信電話	(022)269-2248
	FAX (022)222-6048	株式会社宮城事業部	FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121	東北電力宮城支店	(022)225-2141
	FAX (022)222-8386		FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036		
	FAX (022)216-1747		

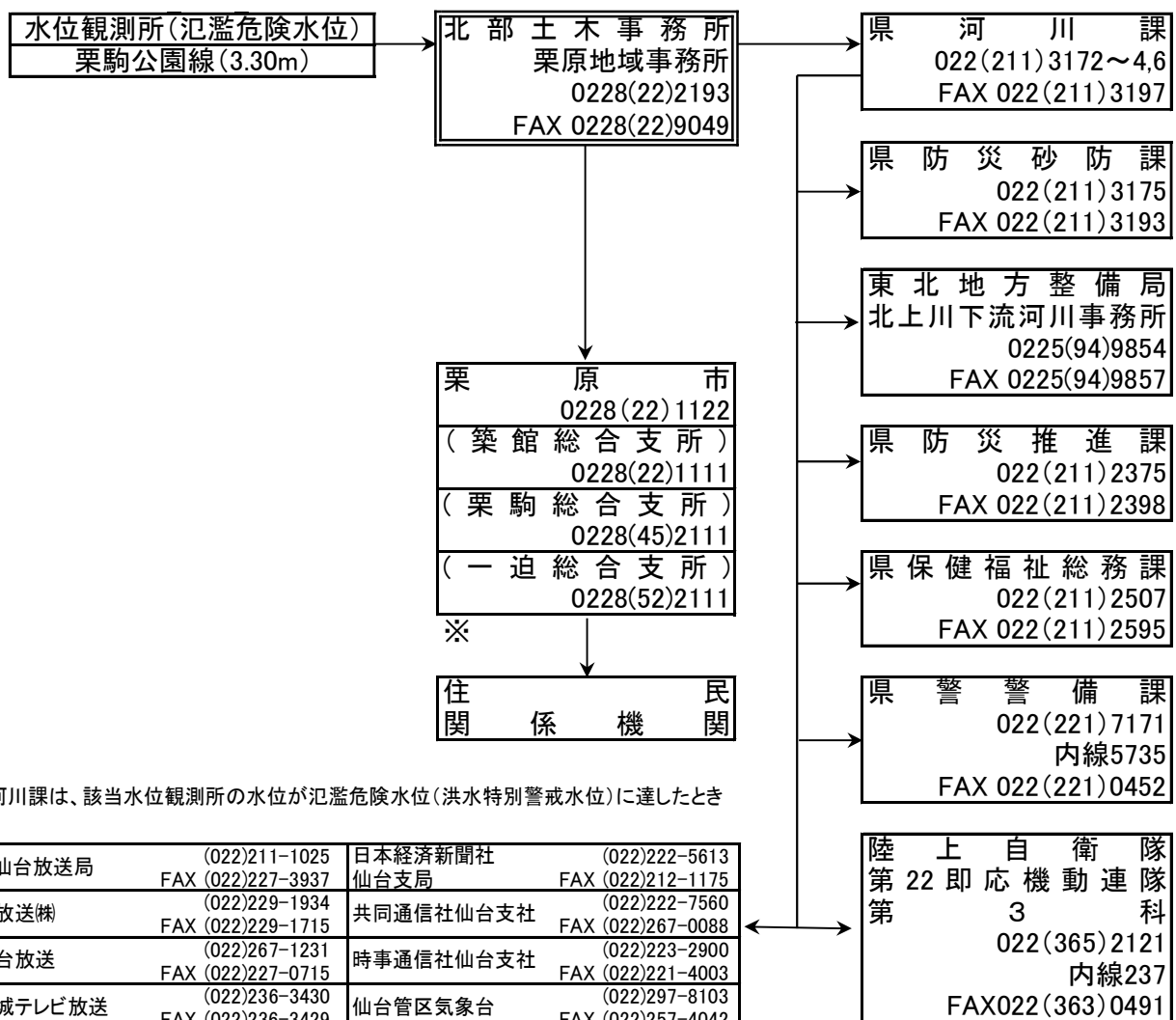
※()内の支所に対しては、大崎市から連絡する。

56 芋埦川(県管理区間)

左岸 }
右岸 }

栗原市忠兵衛浦橋 —————> 二迫川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
栗駒公園線 (北部土木事務所 栗原地域事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (2.35m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.75m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.75m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.30m) に達したとき	栗 原 市 (築 館) (栗 駒) (一 迫)	忠 兵 衛 橋 二 迫 川 合 流 点



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

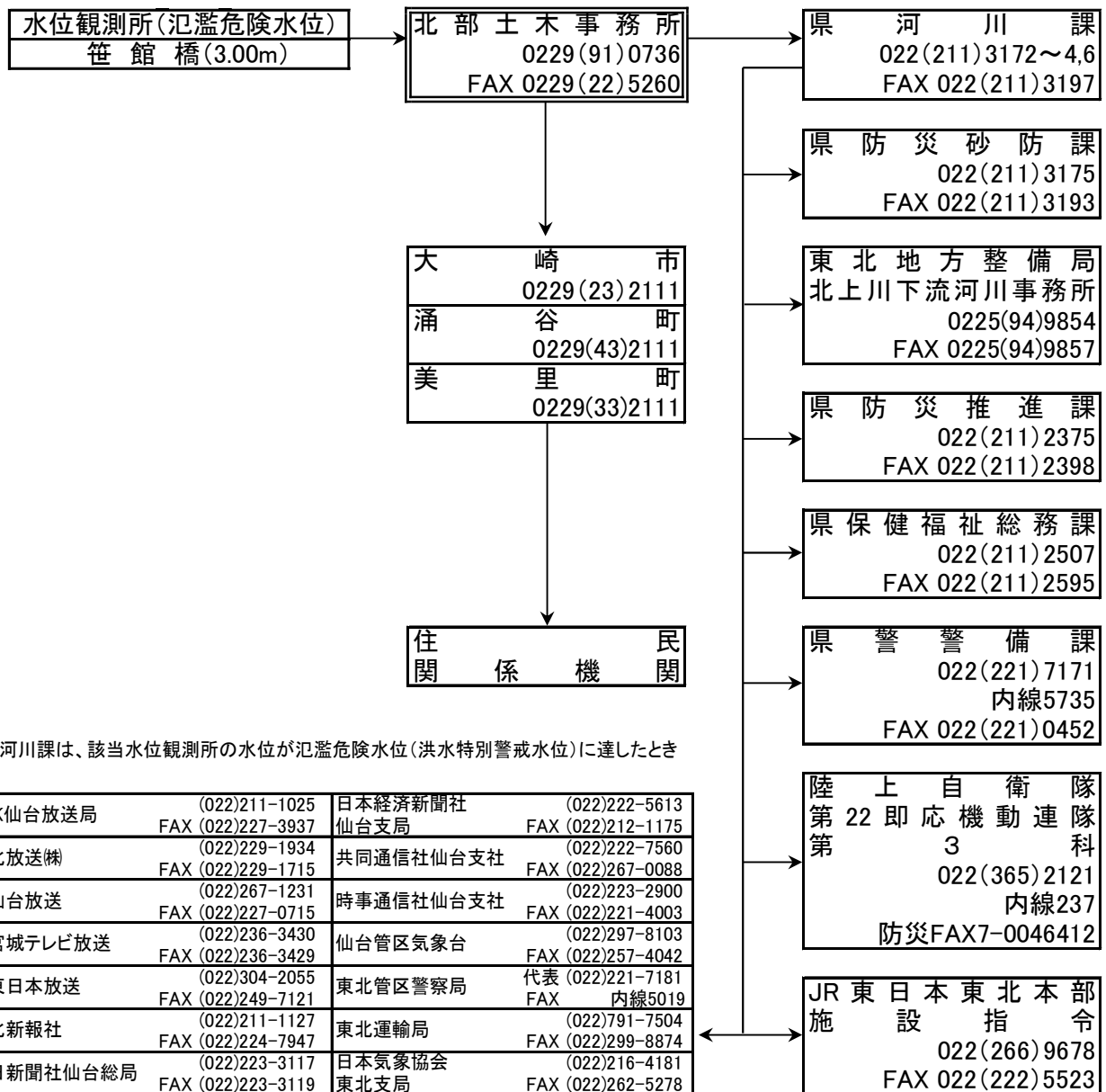
NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区気象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

※()内の支所に対しては、栗原市から連絡する。

57 出来川(県管理区間石巻線上流)

左岸 }
右岸 } 美里町北浦新前田 前田橋 —————→ 美里町南小牛田信 石巻線

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
笹 館 橋 (北部土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (2.30m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.50m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.50m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.00m) に達したとき	大 崎 市 美 里 町 涌 谷 町	前 田 橋 石 巻 線



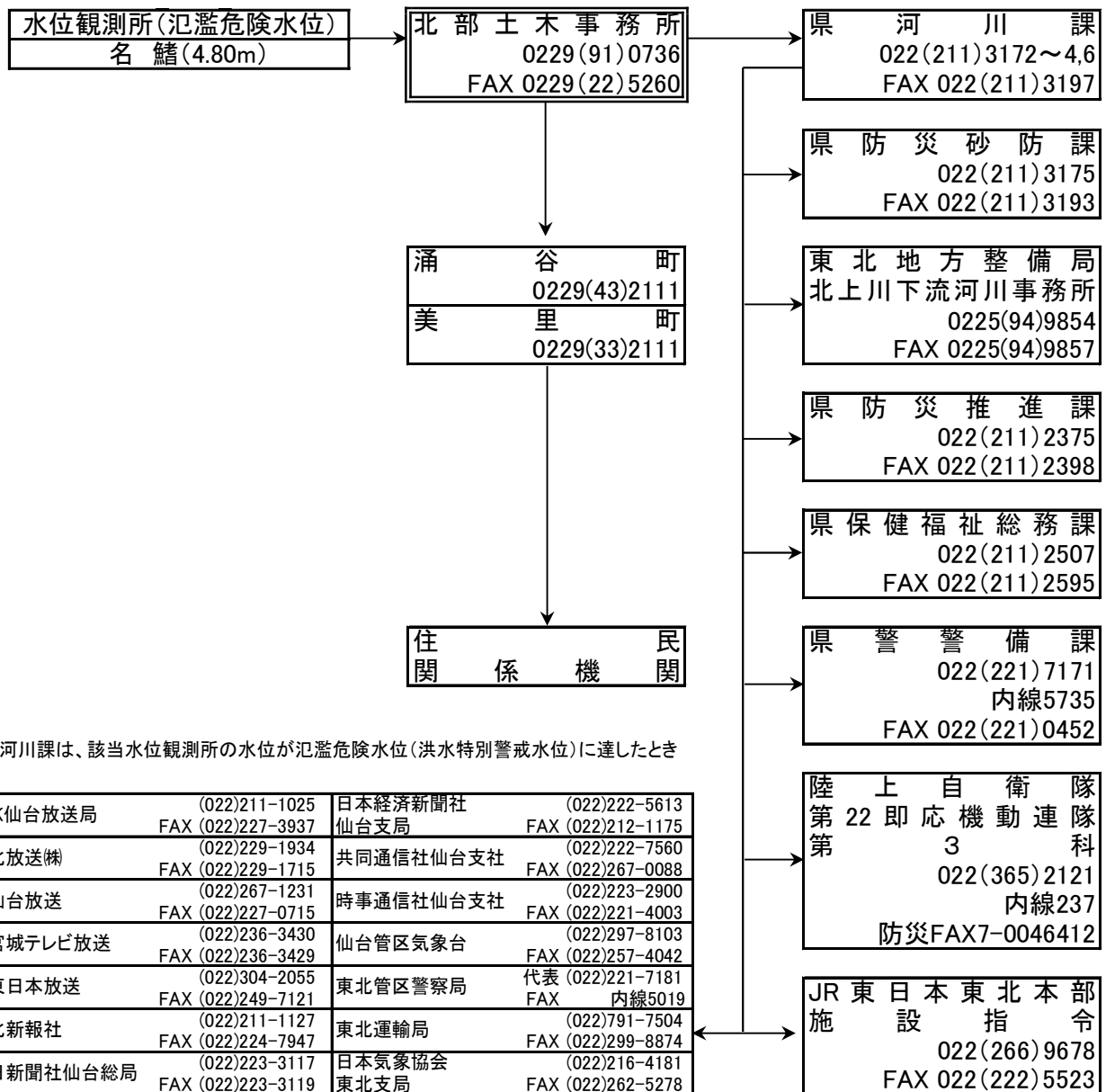
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

58 出来川(県管理区間石巻線下流)

左岸 }
右岸 } 美里町南小牛田信 石巻線 → 江合川合流点

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
名 緒 〔北部土木事務所〕	水防団待機 水位(通報水 位) (1.80m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.90m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.90m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (4.80m) に達したとき	美 里 町 涌 谷 町 江 合 川	石 巻 線 ― 合 流 点



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

59 大川(県管理)

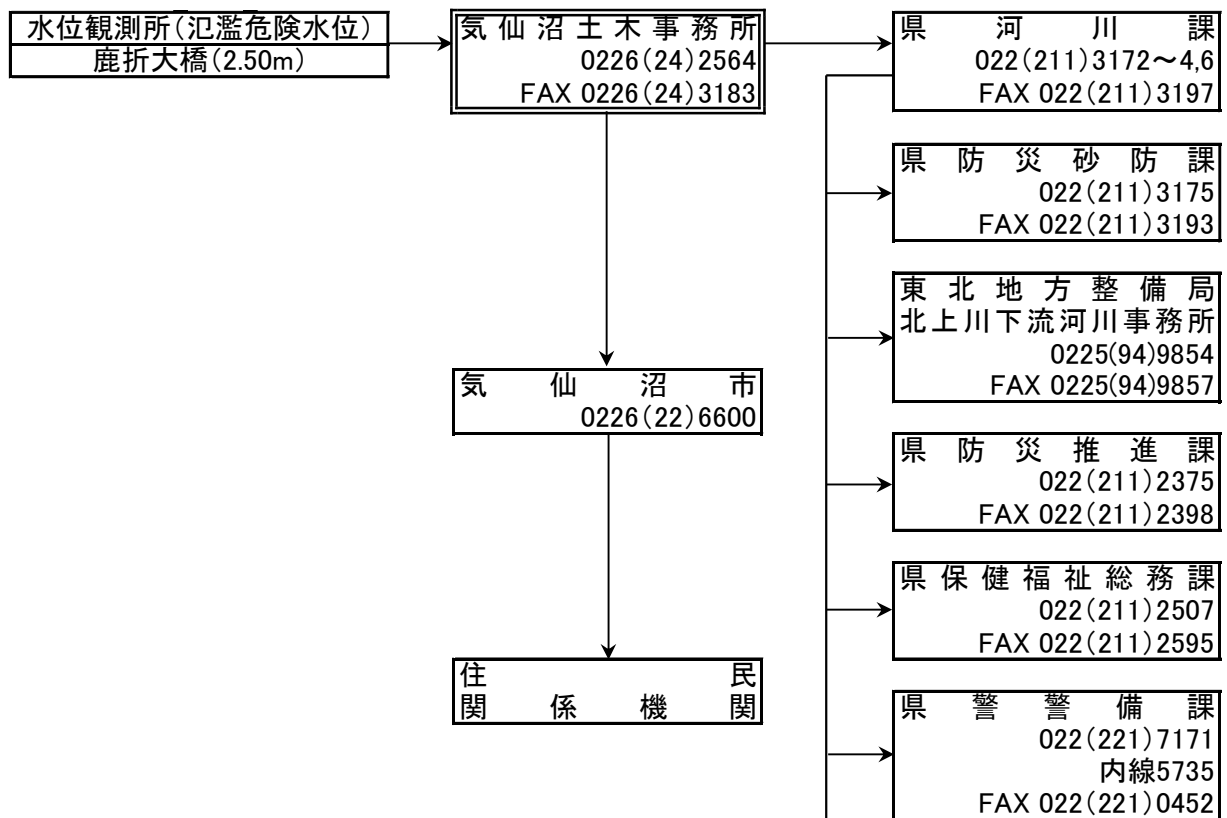
左岸 } 気仙沼市平前橋 → 海
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
大 川 本 町 〔 気 仙 沼 〕 〔 土木事務所 〕	水防団待機 水位(通報水 位) (1.95m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.75m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (2.75m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (3.90m) に達したとき	気仙沼市	平 前 橋 河 口

60 鹿折川(県管理)

左岸 } 気仙沼市大船渡線 → 海
右岸 }

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
鹿折大橋 (気仙沼 土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.10m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.50m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.50m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.50m) に達したとき	気仙沼市	大船渡線 海



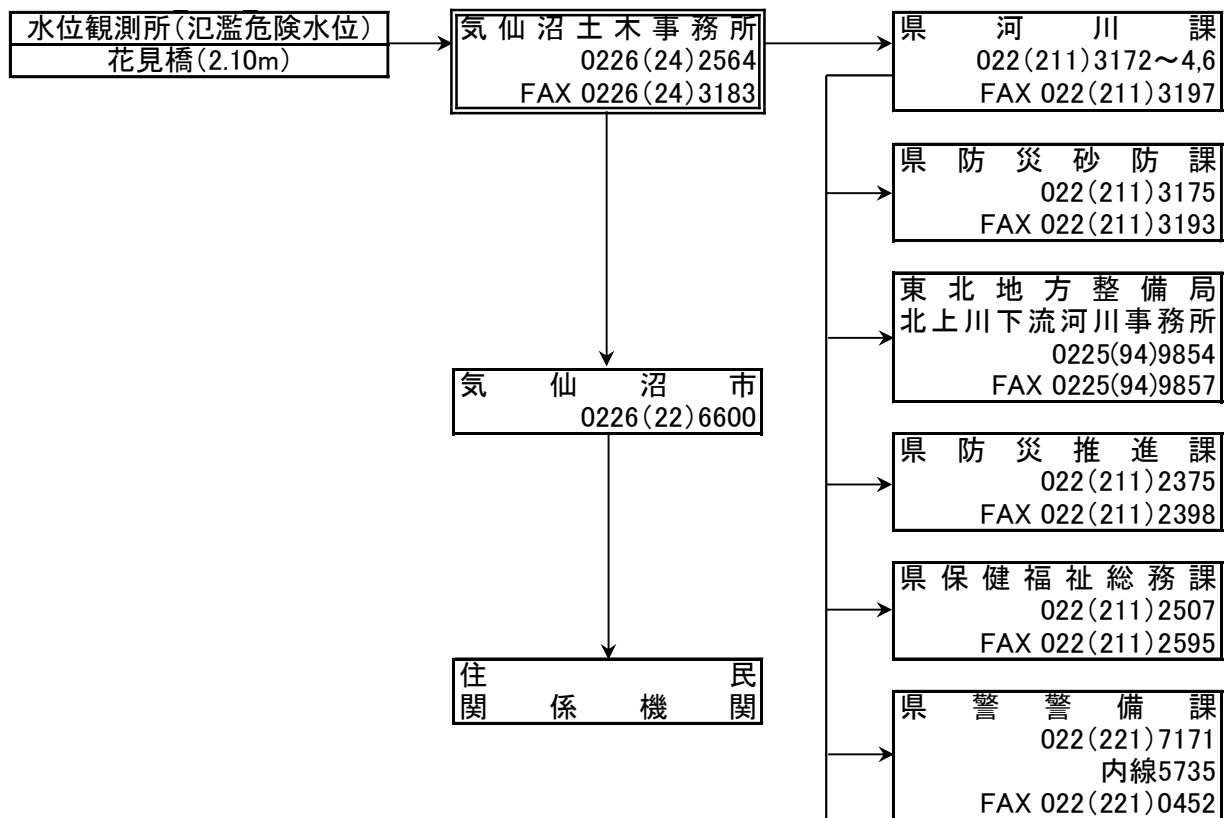
県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

61 津谷川(県管理)

左岸 }
右岸 } 気仙沼市本吉町高岡 鼻向頭首工 → 海

水位 観測所 (管理者)	水防警報			氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)到達情報	通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間
	水防団(消防団) 出動準備の発令	水防団(消防団) 出動の発令	警報解除の発令			
花見橋 (気仙沼 土木事務所)	水防団待機 水位(通報水 位) (1.00m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.30m) に達し、さら に増水し危険 が予想される とき	氾濫注意水 位(警戒水 位) (1.30m) を下って、水 防作業の必 要がなくなっ たとき	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (2.10m) に達したとき	気仙沼市	鼻 向 頭 工 首 海



県河川課は、該当水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、

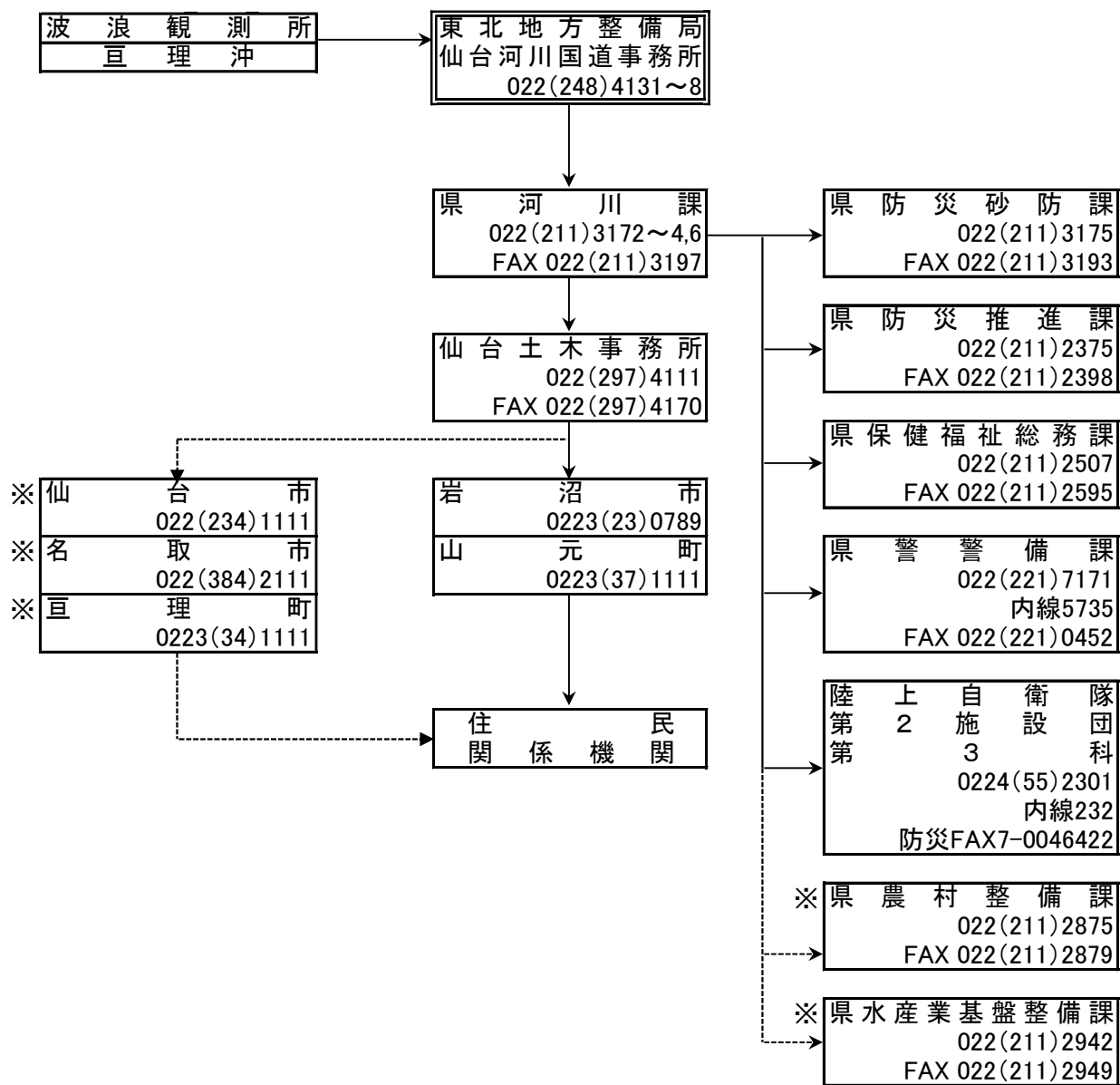
NHK仙台放送局	(022)211-1025 FAX (022)227-3937	日本経済新聞社 仙台支局	(022)222-5613 FAX (022)212-1175
東北放送(株)	(022)229-1934 FAX (022)229-1715	共同通信社仙台支社	(022)222-7560 FAX (022)267-0088
(株)仙台放送	(022)267-1231 FAX (022)227-0715	時事通信社仙台支社	(022)223-2900 FAX (022)221-4003
(株)宮城テレビ放送	(022)236-3430 FAX (022)236-3429	仙台管区气象台	(022)297-8103 FAX (022)257-4042
(株)東日本放送	(022)304-2055 FAX (022)249-7121	東北管区警察局	代表 (022)221-7181 FAX 内線5019
河北新報社	(022)211-1127 FAX (022)224-7947	東北運輸局	(022)791-7504 FAX (022)299-8874
朝日新聞社仙台総局	(022)223-3117 FAX (022)223-3119	日本気象協会 東北支局	(022)216-4181 FAX (022)262-5278
毎日新聞社仙台支局	(022)222-5973 FAX (022)222-6048	東日本電信電話 株式会社宮城事業部	(022)269-2248 FAX (022)223-1443
読売新聞社東北総局	(022)222-4121 FAX (022)222-8386	東北電力宮城支店	(022)225-2141 FAX (022)213-4211
産経新聞社仙台支局	(080)2097-5036 FAX (022)216-1747		

62 仙台湾南部海岸(国管理区間)

- (1) 蒲崎海岸
岩沼市早股字前川 —————→ 岩沼市寺島字川向
- (2) 山元海岸
山元町山寺字須賀 —————→ 山元町坂元字浜

令和2年6月1日から適用

海岸名	水防警報			通 報 ・ 警 報 発 令 対 象 市 町 村	区 間
	水防団(消防団)待機・準備の発令	水防団(消防団)出動の発令	警報解除の発令		
蒲崎海岸	気象庁から管内に高潮注意報が発表され、亘理沖波浪観測所の有義波高が3.5mを超え、かつ今後更に波高の上昇が予想される場合	気象庁から管内に高潮警報が発表され、亘理沖波浪観測所の有義波高が5.2mを超え、かつ今後更に波高の上昇が予測される場合	亘理沖波浪観測所の有義波高が3.5mを下回り、高潮注意報が解除され、かつ気象情報での波高の再上昇が予想されないとき。かつ避難活動が必要とする状況が解消したと認められるとき。	岩 沼 市	岩 沼 市 早 股 市 寺 島 市
山元海岸	気象庁から管内に高潮注意報が発表され、亘理沖波浪観測所の有義波高が3.5mを超え、かつ今後更に波高の上昇が予想される場合	気象庁から管内に高潮警報が発表され、亘理沖波浪観測所の有義波高が5.2mを超え、かつ今後更に波高の上昇が予測される場合	亘理沖波浪観測所の有義波高が3.5mを下回り、高潮注意報が解除され、かつ気象情報での波高の再上昇が予想されないとき。かつ避難活動が必要とする状況が解消したと認められるとき。	山 元 町	山 元 町 山 坂 町 元 寺 町 元 町



※ 仙台湾南部海岸水防・災害情報連絡会における情報提供機関